第1部　あ　ら　ま　し

第1部　あ　ら　ま　し

第１　はじめに　……3
1　私学共済制度の目的　……3
2　私学共済制度の関連法令　……3
第２　私学事業団（私学共済制度）の運営　……7
1　役員　……7
2　運営審議会及び共済運営委員会　……7
3　事務組織　……7
4　事務所　……9
5　事務委嘱　……9
6　共済業務課　……9
第３　私学共済制度の構成員など…　10
1　学校法人等　……　10
2　加入者　……　10
3　任意継続加入者　……　10
4　被扶養者　……　10
5　年金受給権者　……　11
6　遺族　……　11
第４　私学共済制度の業務　……　12
1　給付に関する業務　……　12
2　福祉事業　……　12
第５　私学共済制度の財政　……　14
1　財源　……　14
2　会計・経理　……　16
第６　その他　……　17
1　審査請求　……　17
2　監督　……　17
3　私学事業団の優遇措置等　…　17
4　罰則　……　18

第１　はじめに

１　私学共済制度の目的

私学共済制度は，私立学校教職員の相互扶助事業を行い，その福利厚生を図り，もって私立学校教育の振興に資することを目的としています。〔法第１条〕

２　私学共済制度の関連法令

私学共済制度に関連する主な法令等は次のとおりです。

○　日本私立学校振興・共済事業団法（平成９年法律第48号）
○　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
○　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
○　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）
○　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）
○　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）
○　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）
○　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）
○　児童手当法（昭和46年法律第73号）
○　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
○　国民年金法（昭和34年法律第141号）
○　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
○　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
○　健康保険法（大正11年法律第70号）
○　介護保険法（平成９年法律第123号）

○　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
○　行政不服審査法（平成26年法律第68号）
○　日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成９年政令第354号）
○　私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）
○　国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）
○　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第348号）
○　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第56号）
○　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）
○　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成20年政令第39号）
○　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）
○　国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成26年政令第193号）
○　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第106号）
○　子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
○　国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）
○　厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）

○　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成19年政令第347号）
○　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第343号）
○　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）
○　介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
○　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成９年文部省令第41号）
○　私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）
○　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成20年文部科学省令第１号）
○　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成９年文部省令第42号）
○　沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年文部省令第28号）
○　子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和46年大蔵省令第77号）
○　国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）
○　厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）
○　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成20年厚生労働省令第２号）
○　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）
○　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
○　国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）
○　日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成９年文部大臣認可）
○　日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成９年文部大臣認可）

○　日本私立学校振興・共済事業団会計規程（平成10年文部大臣承認）
○　私立学校教職員共済制度貯金規則（平成10年文部大臣承認）
○　私立学校教職員共済制度貸付規則（平成10年文部大臣承認）
○　保険法（平成20年法律第56号）

第２　私学事業団（私学共済制度）の運営

私学事業団は，日本私立学校振興・共済事業団法に基づき私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るために設立された法人です。

私学事業団が行う業務のうち，私立学校教職員共済法に基づく共済事業については文部科学大臣監督の下，運営しています。

１　役員

役員として，理事長１人，理事９人以内，監事２人以内が置かれています。理事長は，私学事業団を代表し，その業務を総理し，理事は理事長を補佐し，理事長に事故があるときはその職務を代理し，また，監事は私学事業団の業務を監査することとされています。

役員の任期は，事業団法第13条により規定されており，理事長及び理事の任期は２年と定められています。理事長及び監事は文部科学大臣が，理事は理事長がそれぞれ任命することになっています。

２　運営審議会及び共済運営委員会

業務の適正な運営を図るための諮問機関として，私学事業団に運営審議会及び共済運営委員会が置かれています。共済運営委員会では，共済規程や共済運営規則などの変更を始めとする私学事業団の業務に関する重要事項について審議します。

共済運営委員会の委員は21人以内とされ，加入者代表・学校法人等代表・学識経験者のそれぞれ同数で構成されています。

委員の任期は２年で，文部科学大臣が委嘱することになっています。

３　事務組織

私学事業団では，事務を円滑に進めるため，必要に応じて事務組織機構の改革を行っています。

現在は室・部・センター制を採っており，次のように４室９部２センター20課３班４部内室を置いて事務を分掌しています。

日本私立学校振興・共済事業団組織図　（令和６年４月１日現在）

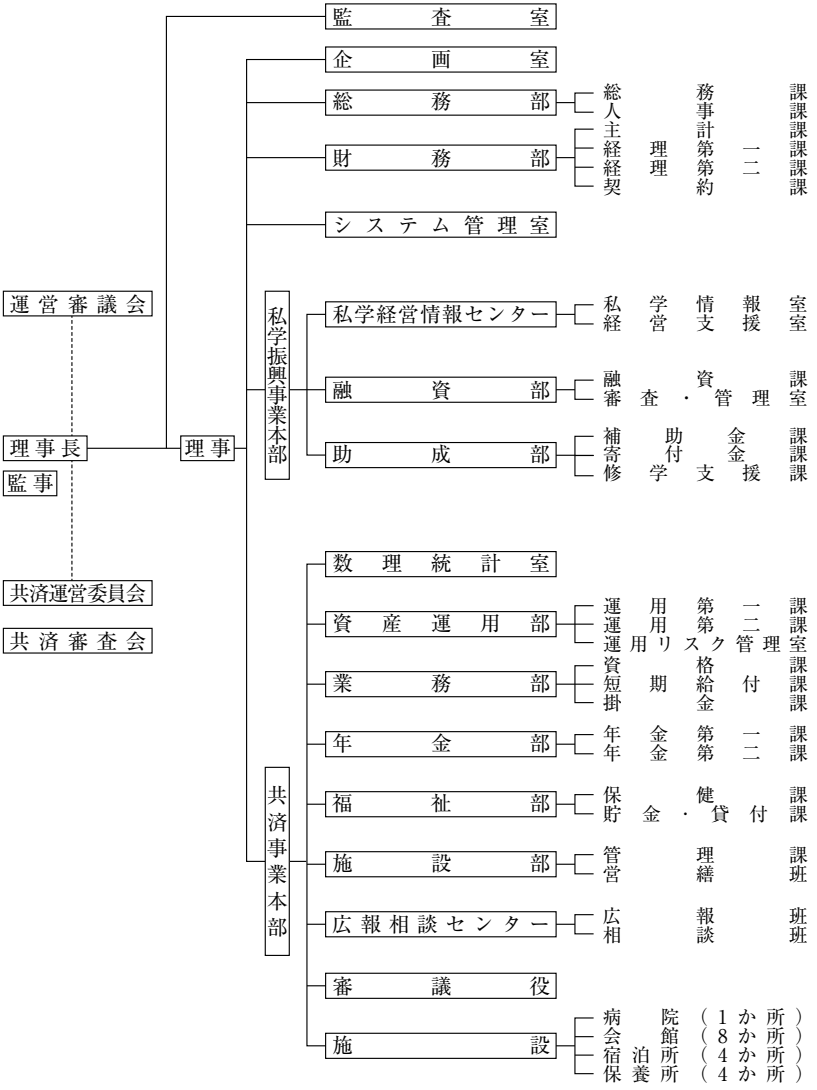

４　事務所

私学事業団の共済事業本部は，次のとおり事務所を設置しています。

名　称　日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部

所在地　〒113−8441　東京都文京区湯島１丁目７番５号

☎03（3813）5321（代表）

５　事務委嘱（P.1048参照）

私学事業団の共済事業は，掛金の納入促進，共済事業本部と学校法人等との連絡等について，都道府県の私学主管課に事務の一部を委嘱し，業務の適正かつ能率的な遂行に協力をいただいています。

６　共済業務課（P.749参照）

各ガーデンパレス（京都ガーデンパレスを除きます）に共済業務課を設け，共済事業本部とのオンラインによる情報を基に，共済業務にかかる相談に応じているほか，「加入者向け説明会」「年金説明会」「地域事務担当者向け説明会」を開催しています。

また，各ブロックの加入者と被扶養者を対象とした地域保健事業を実施しています。

〔注〕東京ガーデンパレスの共済業務課では，相談サービスは行っていません。

第３　私学共済制度の構成員など

１　学校法人等

私立学校法第３条に定める学校法人（法附則第10項の規定によって学校法人とみなされるものを含みます），同法第64条第４項の法人及び私学事業団を「学校法人等」といいます。

２　加入者

学校法人等に使用され報酬を受けるものは加入者となります。ただし，船員保険の被保険者，専任でない人，臨時に使用される人，所定労働時間・所定労働日数等の要件を満たさずかつ短時間労働加入者の要件も満たさない人は，加入者になれません。

〔注〕　平成28年10月１日より，短時間労働者の適用拡大に伴い加入者となる人の要件が見直されました。また，令和６年10月１日に加入者となる人の要件が見直され，より一層の適用拡大が図られます。（P.28参照）

３　任意継続加入者

退職の日まで引き続き１年と１日以上加入者であった人が，その退職の日から起算して20日を経過する日までに，引き続いて短期給付（休業給付を除きます）を受け，福祉事業（貸付・貯金事業を除きます）を利用することを希望する旨を申し出たときは，任意継続加入者となります。その期間は２年を限度としています。

４　被扶養者

次に掲げる人で原則として日本国内に住所を有し，主として加入者の収入によって生計を維持している人が「被扶養者」となります。

①　加入者の配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます），子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹

②　加入者と同一世帯にある上記以外の３親等内の親族

③　加入者の配偶者で届け出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後のその父母及び子で，加入者と同一世帯にある人

５　年金受給権者

加入者又は加入者であった人の老齢（退職）又は障害を事由とした年金（老齢厚生年金・退職共済年金・退職年金（終身・有期）・障害厚生年金・障害共済年金又は職務障害年金等）を受けている人，また，加入者又は加入者であった人の死亡を事由とした年金（遺族厚生年金・遺族共済年金又は職務遺族年金等）を受けている人を年金受給権者といいます。

６　遺族

加入者又は加入者であった人の死亡の当時，その人によって生計を維持していた次の人を遺族といいます。

①　配偶者及び子（子については，18歳到達年度の末日までの間の人又は20歳未満で障害等級が１級もしくは２級の障害の状態にある人で，かつ，まだ配偶者がない人に限ります）

②　父母

③　孫（18歳到達年度の末日までの間の人又は20歳未満で障害等級が１級もしくは２級の障害の状態にある人で，かつ，まだ配偶者がない人に限ります）

④　祖父母

〔注〕　夫と父母，祖父母は55歳以上の人に限られます。

第４　私学共済制度の業務

私学共済制度の業務の範囲は次のとおりです。

① 加入者の病気，負傷，出産，死亡，休業もしくは災害又は被扶養者の病気，負傷，出産，死亡もしくは災害に関する短期給付

② 加入者の退職，障害又は死亡に関する年金等給付

③ 加入者又は加入者であった人の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業

１　給付に関する業務

短期給付としては，療養の給付，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，移送費，家族療養費，家族訪問看護療養費，家族移送費，高額療養費，高額介護合算療養費，出産費，家族出産費，埋葬料，家族埋葬料，傷病手当金，出産手当金，休業手当金，弔慰金，家族弔慰金，災害見舞金及びこれらに準じ政令に定める給付（付加給付，一部負担金払戻金）があります。

年金等給付としては，退職等年金給付である退職年金，職務障害年金，職務遺族年金及び遺族一時金があります。その他，経過的職域加算額（共済年金），私学共済厚生年金被保険者期間にかかる厚生年金保険法に規定する保険給付の決定も行っています。

２　福祉事業

加入者とその被扶養者及び加入者であった人の福祉，健康の保持増進及び日常経済生活の援助などを目的とする業務です。

私学共済制度の福祉事業は次のとおりです。

① 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導

② ①以外の事業であって加入者及びその被扶養者の健康教育，健康

相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防にかかる加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業

③　加入者の保養もしくは宿泊又は教養のための施設の経営

④　加入者の利用に供する財産の取得，管理又は貸付け

⑤　加入者の貯金の受け入れ又はその運用

⑥　加入者の臨時の支出に対する貸付け

⑦　加入者の需要する生活必需物資の供給

⑧　その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

第５　私学共済制度の財政

１　財源

私学共済事業にかかる費用の財源は，掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」といいます），国庫補助金，都道府県補助金，私学振興事業の助成勘定から私学共済事業の厚生年金勘定への繰り入れ，利息及び配当金です。

1)　掛金等

加入者種別と掛金等の率（令和６年４月１日改正）　　（単位：％）

加入者種別	区　分〔注１〕	短期給付等掛金率				退職等年金給付掛金率〔注５〕	加入者保険料率〈軽減保険料率〉〔注２〕	合計
		短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲１種加入者	介護分掛金徴収対象月	8.771	0.250	1.692	10.713	1.20	16.389（8月まで）	28.302（8月まで）
							16.743（9月から）	28.656（9月から）
	その他の月	8.771	0.250	―	9.021	1.20	16.389（8月まで）	26.610（8月まで）
							16.743（9月から）	26.964（9月から）
甲２種加入者		8.771	0.250	―	9.021	―	16.389（8月まで）	25.410（8月まで）
							16.743（9月から）	25.764（9月から）
乙２種加入者		8.771	0.195	―	8.966	―	―	8.966
乙１種加入者	介護分掛金徴収対象月	8.771	0.195	1.692	10.658	―	―	10.658
	その他の月	8.771	0.195	―	8.966	―	―	8.966
丙１種加入者		―	0.195	―	0.195	1.20	16.389（8月まで）	17.784（8月まで）
							16.743（9月から）	18.138（9月から）
丙２種加入者		―	0.195	―	0.195	―	16.389（8月まで）	16.584（8月まで）
							16.743（9月から）	16.938（9月から）
丙４種加入者		―	0.195	―	0.195	1.20	16.389（8月まで）	17.784（8月まで）
							16.743（9月から）	18.138（9月から）
丙５種加入者		―	0.195	―	0.195	―	16.389（8月まで）	16.584（8月まで）
							16.743（9月から）	16.938（9月から）
協定特例加入者〔注３〕及び放送大学・法科大学院等への派遣加入者〔注４〕	介護分掛金徴収対象月	8.771	0.195	1.692	10.658	―	―	10.658
	その他の月	8.771	0.195	―	8.966	―	―	8.966
任意継続加入者	介護分掛金徴収対象月	8.771	0.125	1.692	10.588	―	―	10.588
	その他の月	8.771	0.125	―	8.896	―	―	8.896

〔注１〕　①介護分掛金徴収対象月 ･･･ 介護保険法で規定する第２号被保険者（日本国内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している人）の徴収月をいいます。
②その他の月… ①以外の月をいいます。
〔注２〕　加入者保険料率（厚生年金保険料率）の改定月は９月になります（保険料率の軽減を行った後の率を表示しています）。
〔注３〕　協定特例加入者 ･･･ 外国との社会保障協定により厚生年金の規定の適用を受けない加入者をいいます。
掛金率は，乙種加入者と同じ率です。
〔注４〕　法科大学院等への派遣加入者 ･･･「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣等に関する法律」により厚生年金の規定の適用を受けない加入者をいいます。
掛金率は，乙種加入者と同じ率です。
〔注５〕　退職等年金給付掛金率（1.20％）は，実行上掛金を算定する際に用いる，本来の掛金率 1.50％から繰入率 0.3％を差し引いた率を掲載しています。

掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は，学校法人等の負担能力と私学共済制度の事業運営上可能な限度を勘案し３％から14.5％の範囲内〔政令第29条〕とされています。現行の掛金等率は前頁のとおりとなっており，それを加入者と学校法人等が折半負担（任意継続加入者は全額加入者負担）することになっています。

平成27年10月以降の加入者保険料率については，「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」の附則に規定され，これまで１～３階給付の掛金率であったものが，１・２階給付の保険料率となり，毎年0.354％ずつ引き上げられ，令和９年に厚生年金の上限18.3％に統一されることとなりました。

なお，加入者保険料については，加入者及び学校法人等の負担軽減を図るため，被用者年金制度一元化に伴う仕分け後の私学事業団に残る積立金（経過的長期給付積立金）を活用して，当面次表の期間は被用者年金一元化法附則に定める最大幅の軽減を適用し同表の軽減保険料率とすることとしました。

また，甲種及び丙種加入者の標準報酬月額にかかる軽減保険料率については，都道府県の補助がある場合は，その分だけさらに軽減されます。

（単位：％）

期　　間	軽減保険料率
令和２年４月分から２年８月分まで	14.973
令和２年９月分から３年８月分まで	15.327
令和３年９月分から４年８月分まで	15.681
令和４年９月分から５年８月分まで	16.035
令和５年９月分から６年８月分まで	16.389
令和６年９月分から７年３月分まで	16.743

〈退職等年金給付掛金率について〉

令和２年９月分から７年３月までの間，退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため，標準報酬月額等に対し0.3％に相当する額を，経過的長期給付積立金を経理する職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れ

ることとしました。この結果，令和６年度の退職等年金給付掛金は，本来の掛金率である1.50%からこの繰入率を差し引いた実行上の率1.20%（＝1.50%－0.3%）をもって算定した掛金を納付していただくことになります。

2）　国庫補助

私学事業団は，私学共済事業に対し国から，事業費及び事務費の一部について補助を受けています。

3）　都道府県の補助

私学事業団は，都道府県から予算の範囲内で，私学共済制度の業務に要する経費について補助を受けています。

4）　私学振興事業の助成勘定からの繰り入れ

私学振興事業が私立学校教育の振興を目的としているところから，年金等給付事業の費用の一部（過去においては事務所や施設の建築費用も含みます）が助成勘定から予算の範囲内で，私学共済事業の厚生年金勘定へ繰り入れられています。

２　会計・経理

私学共済事業の事業年度は，４月１日から翌年３月31日までで，この期間を単位として事業計画を行い予算を策定し，決算を行います。

私学共済事業は，事業の収支状況を明確にするため，各事業に応じて短期勘定・厚生年金勘定（厚生年金経理・職域年金経理）・退職等年金給付勘定・福祉勘定（保健経理・医療経理・宿泊経理・貯金経理・貸付経理）及び共済業務勘定を設けて経理しています。

私学共済事業の保有資産については，適正な管理を期するため，政令，省令，共済規程，会計規程などでその管理について規定されており，余裕金の運用についても，安全確実を期してその運用範囲について規制されています。

第６　その他

１　審査請求

審査請求とは，私学事業団が行った共済業務にかかる決定，処分に対して違法又は不当であるとして，加入者等が異議のある場合にその不服を申し出ることができる制度です（P.1041参照）。

私学事業団には文部科学大臣から委嘱された９人の委員で組織する日本私立学校振興・共済事業団共済審査会（以下「共済審査会」といいます）が置かれています。

２　監督

私学事業団は，文部科学大臣の監督を受け，①業務に関する監督上必要な命令　②業務及び資産の状況に関する報告並びに検査　③理事を除く役員の任免　④法律，政令，省令などに規定されている文部科学大臣の認可・承認などが文部科学大臣の権限に属しています。

３　私学事業団の優遇措置等

国は，私学事業団や加入者に対して次のような優遇措置等を与えています。

1)　私学事業団に対する優遇措置等

⑴　登録免許税，印紙税，所得税，法人税，地方税など各種税金の一部免除

⑵　私学事業団以外の者に対する「日本私立学校振興・共済事業団」という名称の使用禁止

2)　加入者に対する優遇措置等

⑴　加入者に対する私学共済法に基づく給付のうち，退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付の非課税

⑵　加入者の掛金にかかる所得税の非課税

⑶　戸籍書類の無料証明（市区町村の条例の定めるところによる）

４　罰則

私学事業団に対しては，業務の適正な運営を図るため種々の権能が認められ，また，文部科学大臣の監督を受ける関係から種々の義務を課せられています。

したがって，加入者，学校法人等又は私学事業団の役員などが次に掲げる事項に違反した場合には処罰されます。

① 私学事業団が文部科学大臣に対する義務について違反したとき

② 役員が法律，政令及び共済規程などの規定に違反したとき

③ 私学事業団の業務に必要な加入者又は学校法人等の申し出や届け出などに関して加入者又は学校法人等が適正な申し出や届け出などを行わなかったとき

④ 名称の使用禁止規定に違反したとき

第2部 加入者及び被扶養者など

第２部　加入者及び被扶養者など

第１章　加入者の範囲及び種別 …… 21
はじめに…… 21
第１節　適用の範囲に関する法律上の位置付け…… 21
第２節　加入者となる人…… 22
第３節　加入者になれない人…… 32
第４節　休職者についての特例… 34
第５節　加入者の種別　…… 36
第２章　加入者資格の取得及び喪失など…… 41
第１節　加入者の資格取得…… 41
第２節　加入者の資格継続，所属学校変更及び通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更 …… 45
第３節　加入者の資格喪失…… 48
第４節　資格証明書の交付…… 51
第５節　加入者の氏名，住所等の変更及びマイナンバーの新規付番等の報告…… 52
第６節　特定学校法人等に関する手続きなど…… 53
第３章　加入者証・加入者被扶養者証及び加入者資格証並びに年金等給付加入者記録票…… 57
第１節　加入者証・加入者被扶養者証…… 57
第２節　療養資格証明書…… 63
第３節　加入者資格証…… 64
第４節　年金等給付加入者記録票 …… 65
第４章　標準報酬月額…… 67
第１節　標準報酬月額とは…… 67
第２節　新しく加入者となるとき …… 70
第３節　標準報酬基礎届（定時決定）…… 71
第４節　報酬が大幅に増減したとき（標準報酬月額改定）…… 78
第５節　産前産後休業，育児休業等終了後の標準報酬月額改定 …… 87
第６節　退職後引き続き再雇用された場合の改定（即時改定） …… 88
第７節　標準報酬月額の適用期間 …… 91
第５章　標準賞与額…… 92
第１節　標準賞与額とは…… 92
第２節　賞与等支給報告書　…… 97
第６章　３歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額の特例…100
第７章　被扶養者……104
第１節　被扶養者の認定……104
第２節　被扶養者の取り消し……127
第３節　被扶養者の氏名変更及びマイナンバーの新規付番等の報告……130
第８章　学校の新設及び異動……133
第１節　学校等が新設されたとき ……133
第２節　学校名称等の変更及び休・廃校……134
第３節　認定こども園……136
第４節　付随事業（附帯事業）と収益事業……137
第９章　電子媒体による報告及び媒体の暗号化……138
第10章　報告などの遅延及び不備…140
第11章　報告などの誤りと訂正申出書 ……143
第12章　70 歳以上の加入者にかかる資格事項……145
第１節　あらまし……145
第２節　70 歳到達による加入者の資格の取り扱い……145
第３節　高齢任意加入被保険者制度 ……150
第４節　70 歳以後の資格取得等…153
第13章　後期高齢者医療制度の被保険者にかかる資格事項……155
第１節　後期高齢者医療制度のあらまし……155
第２節　短期給付の適用除外……156
第３節　75 歳以上の「後期高齢者」にかかる事務取り扱い…157
第４節　75 歳未満の「後期高齢者」にかかる事務取り扱い…161
第５節　日本国内に住所を有しない人にかかる事務取り扱い ……164
第６節　「後期高齢者」の資格取得，資格喪失，報酬等の報告 ……165
第７節　その他の関連事項……167
第14章　確認通知書等……169

第１章　加入者の範囲及び種別

はじめに

加入者とは，私学事業団が管掌する私学共済制度の給付などを受けることができる人をいい，法制上，強制適用であるところから，私立学校に勤務している教職員（教員，職員，雇用人など）であれば原則として全員その対象となります。

第１節　適用の範囲に関する法律上の位置付け

被用者年金制度の一元化（平成27年10月）により，私学教職員に関する社会保険等の適用について，短期給付，退職等年金給付（新３階年金），福祉事業に関しては私立学校教職員共済法，公的年金給付に関しては厚生年金保険法が根拠法となりました。

特に公的年金給付にあっては，私学教職員も厚生年金保険法における被保険者としての適用となりますが，その適用に関しては同法第２条の５において「私立学校教職員共済法の規定による私学共済制度の加入者たる厚生年金被保険者（第４号厚生年金被保険者）」と規定されています。

したがって，私学教職員に関する社会保険等の適用の範囲については，従来どおり「加入者の範囲」として解説します。

なお，私学事業団は，第４号厚生年金被保険者の資格，標準報酬等の管理，保険給付，拠出金納付，保険料徴収等に関する事務を行う「実施機関」と位置付けられています。〔厚生年金保険法第２条の５〕

被用者の区分	実施機関	厚生年金保険法上の種別 （カッコ内は略称）
民間被用者	日本年金機構	第１号厚生年金被保険者 （一般厚年被保険者）
国家公務員	国家公務員共済組合	第２号厚生年金被保険者 （国共済厚年被保険者）
地方公務員	地方公務員共済組合	第３号厚生年金被保険者 （地共済厚年被保険者）
私学教職員	私学事業団	第４号厚生年金被保険者 （私学共済厚年被保険者）

第２節　加入者となる人

次節（第３節　加入者になれない人）に掲げる加入者となれない人を除き，学校法人等に使用される人で，そこから報酬を受ける人は，加入者となります。〔法第14条第１項〕

参考

加入者になると，加入者証が交付されます。

「加入者等記号・番号」（以下「加入者番号」といいます）は，加入者証等に記載されており，次の①から⑤の内容で構成されています。

①　県コード　47都道府県を２桁の数字で表示

〈都道府県コード一覧〉

北海道	01	茨　城	08	新　潟	15	静　岡	22	奈　良	29	徳　島	36	熊　本	43
青　森	02	栃　木	09	富　山	16	愛　知	23	和歌山	30	香　川	37	大　分	44
岩　手	03	群　馬	10	石　川	17	三　重	24	鳥　取	31	愛　媛	38	宮　崎	45
宮　城	04	埼　玉	11	福　井	18	滋　賀	25	島　根	32	高　知	39	鹿児島	46
秋　田	05	千　葉	12	山　梨	19	京　都	26	岡　山	33	福　岡	40	沖　縄	47
山　形	06	東　京	13	長　野	20	大　阪	27	広　島	34	佐　賀	41		
福　島	07	神奈川	14	岐　阜	21	兵　庫	28	山　口	35	長　崎	42		

② 学　　種　学校法人等を11の学種に分け，Ａ～Ｋまでのアルファベットで表示（P.24〔注〕参照）

③ 学校番号　４桁

④ 個人番号　５桁

⑤ 枝　　番　２桁（令和３年３月以降に発行している加入者証及び加入者被扶養者証等に表示されています）

〈加入者等記号・番号の例〉

記号　13A9999
番号　00001
枝番　01

→

加入者番号													
記号						番号							
県コード		学種	学校番号				個人番号					枝番	
1	3	A	9	9	9	9	0	0	0	0	1	0	1

１　「学校法人等」とは

1)　私立学校法第３条に定める学校法人

私立学校の設置を目的とする法人です。私立学校法上の私立学校とは，学校法人立の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，短期大学，大学，高等専門学校，特別支援学校，幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいいます。

2)　私立学校法第64条第４項に定める学校法人（準学校法人）

専修学校又は各種学校の設置だけを目的とする法人です。専修学校とは，職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの〔学校教育法第124条〕で，服飾専門学校，理容美容専門学校，技術専門学校などであり，各種学校とは，学校教育に類する教育を行うもの〔学校教育法第134条〕で，予備校，洋裁学校，料理学校，理容美容学校，自動車学校などが典型的な例です。

3)　学校法人でないもの

私立の幼稚園を設置するものについては，学校法人でない場合であっても当分の間，学校法人とみなされます。また，「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」附則第３条により旧幼保連携型認定こども園がみなし設置認可を受けた場合及び同法附則第４条の特例により幼稚園を廃止して新幼保連携型認定こども園を設置しているものについても，当分の間，学校法人とみなされます。〔法附則第10項〕

4)　日本私立学校振興・共済事業団

私学事業団が運営する事務所，病院，会館，宿泊所などの施設

〔注〕①　上記1)～4）を「学校法人等」といい，事務処理上，**加入者は所属学校単位に適用する**こととなり，学種記号を次表のように定めています。

学　　種	記号	学　　種	記号
大　　学	A	特別支援学校	G
短期大学	B	各種学校	H
高等学校	C	私学事業団	I
中等教育学校		高等専門学校	J
中　学　校	D	専修学校	K
義務教育学校			
小　学　校	E		
幼　稚　園	F		
認定こども園			

②　幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所は幼稚園の事業と密接な関連性を有する，いわゆる「附帯事業」であることから，原則として保育所に勤務する人は，当該幼稚園所属（Ｆ）となります（P.137参照）。

③　法人本部や収益事業部門など，前記に示すような「学校」の所属でない人が学校法人等に勤務している場合は，あらかじめ私学事業団にご相談ください。

２　「使用される人」とは

ここでいう「使用される」とは，辞令や雇用契約などの法律上の雇用関係が存在することは必要とされません。労務を提供し，これに対して学校法人等が一定の報酬を支払う，という事実上の使用関係があれば，「使用される」に当たります。

採用形態や職種，職名等で区別されていませんので，例えば，「非常勤」，「パート」，「アルバイト」等での採用であっても，試用期間中の場合でも，加入者の資格の有無の区別をするものではありません。

また，学校法人等内でどの部門に配属されているのかによって加入者資格の有無を区別するものでもありません。例えば法人職員や収益事業部門に所属している職員，学校法人等が設置する保育所の職員だからといって，私学共済制度の適用から除外されることはありません。

〔注〕①　個人立学校（幼稚園）の設置者は，報酬とみなすことができる一定水準の収入が恒常的にあり，その経営する学校の経常的業務に主として携わっていることが明白であれば，使用される人に当たります。

②　学校法人等の代表者，又は理事，監事等であっても，その労務が学校法人等に対して提供され，その対価として報酬を受けている場合は，使用されている人に当たります。

３　「報酬」とは

生活の資となる給料や報酬で，例えば病気欠勤中又は休職中に支給される報酬であっても一定の給与規程に基づき支給されるものであれば報酬であり，学校が恩恵的に支給する見舞金などは報酬ではありません。要するに，雇用関係を前提として学校から支払われるもので，その支給形態や名称を問わず，実態が経常的・実質的（現物給与など）な収入であればすべて報酬とします（P.68「１報酬の範囲」参照）。

４　所定労働時間・所定労働日数等の要件

1）　短時間労働加入者・通常加入者の定義

⑴　短時間労働加入者

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条に規定する短時間労働者であって，私学共済制度の通常の加入者としての要件は満たさないものの，短時間労働加入者としての要件を満たして加入者となる人をいいます。

⑵　通常の加入者

私学共済制度の加入者であって，⑴以外の人（つまり，通常の加入者としての要件を満たして加入者になる人）をいいます。

①　当初の雇用期間が２か月以内であっても，当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は，契約当初から加入者となります。

②　雇用時に２か月を超える見込みがあった場合，結果として雇用期間が２か月未満になったとしても，加入者の資格取得を取り消すことはできません。通常どおり雇用期間が終了した時点で「資格喪失報告書」を提出してください。

③　雇用期間が２か月以内であっても，次の㋐・㋑のいずれかに該当するときは，定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱うこととします。

㋐　就業規則，雇用契約書等その他書面において，その契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること

㋑　同一の学校等において同様の雇用契約に基づき雇用されている人が更新等により２か月を超えて雇用された実績があること

〔注〕ただし，㋐・㋑のいずれかに該当しても，労使双方により２か月を超えて雇用しないことについて合意しているときは，この限りではありません。

2）所定労働時間・所定労働日数等の要件（通常の加入者として）

平成28年10月に実施された短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴い，従来のいわゆる「４分の３基準」が明確化されました。

〔法第14条第１項，政令第１条の２，共済規程第12条〕

【改正後の新たな４分の３基準（通常の加入者）】
１週間の所定労働時間及び１か月の所定労働日数が，当該学校法人等に使用される通常の労働者（常時使用されている人）の４分の３以上

４分の３基準にかかる注意事項

〔**注１**〕　平成28年10月1日以前から加入者であり同日まで引き続き継続的に加入者である人であって，改正後の新たな基準に該当しない人にかかる経過措置

〔**注２**〕　学校法人等の役員（代表者，理事又は監事等）にかかる基準

〔**注３**〕　実際の労働時間等が所定労働時間等を恒常的に超えているとき

〔**注１**〕経過措置として，改正後の新たな４分の３基準に該当しない人であっても，平成28年10月１日以前から加入者であって，同日まで引き続き継続的に加入者である人は，引き続き同じ学校法人等に使用されている（同等の契約を更新している場合を含む）間は通常の加入者としての資格が継続します。また，その人の契約内容に変更があった場合には，改正前の４分の３基準（以下「旧基準」といいます）で判断し，旧基準に該当する場合には通常の加入者として資格が継続することとし，旧基準に該当せず，短時間労働加入者の要件に該当する人は，短時間労働加入者として区分変更（P.47「４通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更」参照）を要することになります。旧基準にも改正後の４分の３基準にも該当せず，かつ短時間労働加入者の要件にも該当しない場合は，資格喪失となります。〔平成28年10月改正政令附則第２条〕

〔**注２**〕学校法人等の役員（代表者，理事，監事等）については，所定労働時間の概念にあてはまらず，定期的な出勤のみをもって経常的な労務の提供を判断できないことなどから，原則的に以下の基準に基づき判断します。

①　主たる勤務先が当該学校法人等であること

② 理事職等を主たる業務としており，一般の教職員と異なる職務であること

③ その業務の実態において学校法人等の運営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であること

④ 当該法人等より支払いを受ける報酬が社会通念上労務の内容に相応したものであること

〔注３〕

（就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間又は所定労働日数が４分の３基準を満たさない者について，業務の都合等により恒常的に実際の労働時間及び労働日数が４分の３以上となっている場合）

実際の労働時間及び労働日数が連続する２か月において４分の３以上となった場合で，引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれるときは，４分の３以上となった月の３か月目の初日に４分の３基準を満たしたものとします。

５　短時間労働加入者の要件

所定労働時間と所定労働日数が改正後の新たな４分の３基準を満たさない場合であっても，**次の要件をすべて満たす場合**は，短時間労働加入者として私学共済制度の適用の対象となります。〔法第14条第１項第３号，政令第１条の２，平成28年10月改正政令附則第３条，省令第１条の２の４〕

⑴ １週間の所定労働時間が20時間以上あること

⑵ 賃金の月額が８万８千円以上あること

⑶ ２か月を超える雇用の見込みがあること

〔注〕通常の加入者と同様の取り扱いとなります。（P.26「⑵通常の加入者①～③」参照）

⑷ 学生でないこと

⑸　学校法人等の規模による基準等（①又は②）を満たすこと
①学校法人等全体で100人を超える規模がある**「特定学校法人等」**であること又は②特定学校法人等以外の学校法人等で，労使の合意を得て，学校法人等単位で短時間労働者を私学共済制度に適用させる旨の申し出を行ったこと（P.53～54参照）。

〔注〕令和６年10月から⑸①の要件が「50人を超える」に改正されます。

【参考】令和４年９月までは，⑶は「１年以上雇用の見込みがあること」，⑸①は「500人を超える」が要件とされていました。

1）　１週間の所定労働時間が20時間以上あること

原則，雇用保険における取り扱いと同様です。

⑴　雇用契約書等に週の労働時間が明記されていないなど週の所定労働時間により算出しがたい場合には，以下の方法で週の所定労働時間に相当する時間を算出します。

①　所定労働時間が１か月単位で定められている場合は，１か月の所定労働時間を12分の52で除して算定します（１か月の所定労働時間×12か月÷52週で算定）。

②　特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は，特定の月を除いた通常の月で判断します。

③　所定労働時間が１年単位で定められている場合は，１年間の所定労働時間を52で除して算定します。

④　１週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合は，平均を用いて算定します。

⑵　就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間又は所定労働日数が週20時間未満である者について，業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となっている場合

実際の労働時間が連続する２か月において週20時間以上となり，引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれるときは，実際の労働時間が週20時間以上となった月の３か月目の初日に基準を満たしたものとします。

2)　賃金の月額が８万８千円以上あること

週給，日給，時間給を月額に換算した額に各諸手当を含めた額が，８万８千円以上である場合です。

ただし，次に掲げるものは除きます。

①　臨時に支払われる賃金（結婚手当等）及び１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

②　所定時間外労働，所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）

③　最低賃金法において算入しない賃金（精皆勤手当，通勤手当及び家族手当）

⑴　上記の賃金要件を満たし，短時間労働加入者となると，**資格取得報告書，標準報酬基礎届書に記入する報酬月額については，従来どおり，労働の対償として経常的に受けるものはすべて含まれます**ので，判定の際に算入しなかった諸手当等を含めて報酬月額を算出して報告してください。

⑵　原則として，資格取得後に雇用契約等が見直され，月額賃金が８万８千円を下回ることが明らかになった場合等を除き，加入者の資格を喪失することはありません。

⑶　社会保険適用促進手当については，短時間労働加入者の要件を判定する際の各諸手当に含まれますが，標準報酬月額を算定する際の報酬の範囲には含まれません。なお，令和7年に予定される年金制度改正までの時限的な措置となります。

3)　学生でないこと

大学（大学院を含む），短期大学，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，特別支援学校，専修学校のほか，各種学校（修業年限が１年以上の課程に限る），各資格職の養成学校などの教育施設に在学する学生（生徒）が相当します（雇用保険の取り扱いと同様）。

4)　学校法人等の規模による基準等（⑴又は⑵）を満たすこと

次の⑴及び⑵に関する手続きは，「特定学校法人等に関する手続きなど」（P.53）を参照してください。

⑴　学校法人等全体で100人を超える規模がある「特定学校法人等」である

①　「特定学校法人等」とは，学校法人単位で，通常の加入者の総数が常時100人を超える学校法人等です。〔平成28年10月改正政令附則第３条第１項，第８項〕

〔注〕「通常の加入者の総数が常時100人を超える」とは

同一学校法人等で使用される通常の加入者の総数が，１年間のうち６か月以上100人を超えることが見込まれる場合をいいます（同一の学校法人等が設置する各学校に所属する通常の加入者をすべて合算します）。また，この人数カウントは70歳未満である加入者の数で行います。

②　特定学校法人等において，通常の加入者の総数が常時100人を超えなくなった場合であっても，引き続き特定学校法人等であるものとして取り扱われます。

ただし，この場合，労使の同意のもと，私学事業団に「短時間労働者を加入者としない」という申し出を行ったときは，短時間労働加入者の資格を喪失することになります（この申し出を私学事業団が受理した日の翌日に資格喪失となります）。〔平成28年10月改正政令附則第３条第２項，第３項〕（P.55「３　短時間労働加入者を適用させていた学校法人等が，その適用を取りやめる手続き」参照）

③　「特定学校法人等」に該当しない場合でも，労使の合意を得ること

を条件に，申し出により**学校法人等を単位として**短時間労働加入者として私学共済制度の適用を受けることができ，申し出を私学事業団が受理した日から加入者資格を得ることになります。〔平成28年10月改正政令附則第３条第４項，第５項〕（P.54「２　100人以下の学校法人等が労使の合意を得て，短時間労働者を私学共済制度に適用させるときの手続き」参照）

〔注〕老齢・退職の年金受給者であり短時間労働加入者の要件に該当する教職員は，この届け出によって資格取得することにより，老齢・退職の年金に在職中の停止がかかる場合があります。

なお，この申し出を行った学校法人等が，労使の合意のもと再び適用拡大の対象から外れたいとの申し出を行ったときは，短時間労働加入者の資格を喪失することになります（この申し出を私学事業団が受理した日の翌日に資格喪失となります）。〔平成28年10月改正政令附則第３条第６項，第７項〕（P.55「３　短時間労働加入者を適用させていた学校法人等が，その適用をやめる手続き」参照）

第３節　加入者になれない人

学校に勤務していても次の人は加入者になることができません。〔法第14条第１項，政令第１条の２，共済規程第12条〕

１　勤務の形態によるもの

1）　専任でない人

ほかに本業があり学校から受ける報酬を生計の主たる資としない人。例えばほかの学校から主たる報酬を受ける兼任講師や，医師，僧侶又は弁護士などを本業とする教職員をいいます。

2）　臨時に使用される人

臨時に使用される人とは，雇用関係の実態が臨時的である人で，臨

時の業務につき，２か月以内の期間を定めて使用される人や，夏期講習会の講師・事務員のような季節的・一時的業務に使用される人，日々雇入れられる人をいいます。ただし，次の場合は，加入者となります。

⑴　２か月以内の期間を定めて使用されていても雇用関係の実態が常用的で，所定の契約期間経過後なお引き続き使用されるような場合は，常用的使用関係になったとして当初の契約期間終了日の翌日から加入者となります。

⑵　２か月以内の短期的な雇用契約であっても，常態的に継続して使用されると当初から見込まれるときは，当初の契約期間開始日から加入者となります。

⑶　日々雇入れられる人が１か月連続して勤務に服し，なお引き続き使用されるような場合は，１か月を経過した日の翌日から加入者となります。

⑷　有期の雇用契約や任用が１日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても，雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ，事業主との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど，事実上の仕様関係が中断することなく存続していると，就労の実態に照らして判断される場合は，加入者となります。

3)　所定労働時間・所定労働日数等の要件を満たさず，かつ短時間労働加入者の要件も満たさない人（P.25「４所定労働時間・所定労働日数等の要件（通常の加入者として）」及びP.28「５短時間労働加入者の要件」参照）

4)　船員保険の被保険者

２　選択権の行使によるもの

私学共済制度成立（昭和29年１月１日）の際，現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者であった人を使用する学校については，経過措置によってこれらの制度と私学共済との間に適用の選択が認められ，その結果，

私学共済法の適用を受けないことを選択し，その後昭和49年４月１日の再選択の機会にも同様の選択をして現在に至っている学校があります。これらの学校に勤務する教職員は，私学共済法の適用を受けません。〔法附則第20，22，23項〕

第４節　休職者についての特例

教職員などが次の①～⑦に該当したときは，報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を有します。〔法第14条第２項，施行令第２条〕

① 加入者の産前６週間（多胎妊娠の場合14週間），産後８週間の休業期間〔**注１**〕

② １歳までの子を養育するための育児休業期間〔**注２**〕〔**注３**〕

③ １歳から３歳までの子を養育するための育児休業期間

④ ３歳から小学校入学期までの育児休業期間で，次のすべてを満たすとき

㋐休業期間の長さが社会通念上妥当なこと

㋑期間満了後復職を前提としていること

㋒休業期間中は，ほかで就労しないこと

⑤ 日常生活を営むのに支障のある配偶者等を介護するための休業期間

⑥ 小学校就学前の子の病気やケガによる看護のための休暇の期間

⑦ 職務上災害又は通勤災害により休業補償給付などを受給中の期間

また，⑧⑨に該当したときは，事実上の使用関係が継続している場合に限り，報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格が継続します。

⑧ 公務員の場合における休職の事由に相当し休職している場合で，実態として常用的な使用関係が継続しているとき〔**注４**〕〔**注５**〕〔**注６**〕

⑨ 停職等の懲戒処分を受ける期間〔**注７**〕

〔**注１**〕労働基準法による法定産前休業（産前６週間（多胎妊娠の場合14週間））より前の期間については，学校法人等が認めた休業を取得する場合は法定

産前休業の前１か月について，また，学校法人等が命じた休業を取得する場合はその命じた期間の範囲で，法定産前休業と同様に加入者資格を有する者として取り扱います。

〔注２〕期間を定めて雇用される者は，子が１歳６か月に達する日までに，労働契約（更新する場合には，更新後の契約）の期間が満了することが明らかでなければ，育児休業をすることができます。

〔注３〕子が１歳に達する時点で，次のいずれにも該当する場合には，子が１歳に達する日の翌日から子が１歳６か月に達する日までの期間について，事業主に申し出ることにより，育児休業をすることができます。

① 育児休業にかかる子が１歳に達する日において，労働者本人又は配偶者が育児休業している場合

② 保育所に入所できない等，１歳を超えても休業が特に必要と認められる場合

また，子が１歳６か月に達する時点で，次のいずれにも該当する場合には，子が１歳６か月に達する日の翌日から子が２歳に達するまでの期間について，事業主に申し出ることにより，育児休業をすることができます。

① 育児休業にかかる子が１歳６か月に達する日において，労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合

② 保育所に入所できない等，１歳６か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

なお，この２歳までの休業は，１歳６か月到達時点でさらに休業が必要な場合に限って申出可能となります。

〔注４〕「公務員の場合における休職の事由」とは，次の①～⑥をいいます。

① 心身の故障のため，長期の休養を要する場合

② 刑事事件に関し起訴された場合

③ 学校，研究所等の公的施設において，職務に関連があると認められる学術の研究，調査又は指導に従事する場合

④　外国の政府又は公的機関の招きにより職務と関連があると認められるこれらの機関の職務に従事する場合

⑤　水難，火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合

⑥　上記五つの事由のいずれかに該当して休職の取り扱いを受けた教職員が，その休職の取り扱いの事由が消滅し，又は期間を満了したことにより復職したときにおいて，定員に欠員がない場合

〔注５〕「公務員の場合における休職の事由」において，「学校から報酬の全部又は一部（平常勤務の際における報酬の２割以上）の支給を受けるとき」の要件は，平成27年10月１日以後廃止されました。

〔注６〕公務員の場合における休職の事由による休職期間がおおむね３年を越える場合は，使用関係が継続されているかの確認のために発令等の資料を求めることがあります。

〔注７〕懲戒処分等による停職の期間がおおむね１年を越える場合は，使用関係が継続されているかの確認ができる資料を求めることがあります。

第５節　加入者の種別

私学事業団では事務処理上，次のとおり加入者を４通りに区分しています。〔共済規程第13条〕

１　甲種加入者

以下２～４以外の加入者。通常，短期給付と年金等給付の両方を受ける加入者を指します。

〔注〕甲種校に所属する協定特例加入者（外国との社会保障協定により年金等給付の適用を受けない加入者）及び放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者（「放送大学学園法」「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員への派遣に関する法律」及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の規定により私立学校に派遣される公務員で年金等給付の適用を受けない加入者）は，短期給付の適用だけを受ける甲種加

入者となり，掛金率は乙種加入者と同じ率になります。

２　乙種加入者

・　70歳に達し年金等給付の適用を受けず，短期給付の適用だけを受ける加入者

・　乙種校に所属し，短期給付の適用だけを受ける加入者（年金等給付に相当するものは一般厚生年金保険に加入）

３　丙種加入者

・　甲種校に所属するが，短期給付は後期高齢者医療制度の適用を受けることにより，年金等給付の適用だけを受ける加入者

・　丙種校に所属し，年金等給付の適用だけを受ける加入者（短期給付に相当するものは健康保険に加入）

４　任意継続加入者

引き続き１年と１日以上加入者であった人で，申し出によって資格喪失後２年を限度として，短期給付（休業給付を除きます）を受け，福祉事業（貸付け及び貯金事業を除きます）を利用できる加入者

〔注〕①昭和36年法律第140号による私学共済法の一部改正によって，昭和37年１月１日以後，従前の丁種加入者（短期給付を受け，かつ私学恩給財団の従前の例による給付を受けることになっている加入者）は甲種加入者に，戊種加入者（私学恩給財団の従前の例による給付だけを受ける加入者）は丙種加入者にそれぞれ変更されました。

②平成12年法律第23号による私学共済法の一部改正によって，平成14年４月１日以後，それまで65歳以上の加入者に適用されていた長期給付に関するみなし退職の規定が見直され，みなし退職の時期が70歳以上となりました。

③平成18年法律第83号による私学共済法の一部改正によって，平成20年４月１日以後，加入者が後期高齢者医療の被保険者となる場合，短期給付の適用から除外されることになりました。

〈種別の変更はできない〉

私学共済制度成立のとき及び昭和49年４月１日における再選択時に健康保険・厚生年金保険の被保険者である人を使用する学校について，私学共済との間に選択権の行使を認めたために加入者の種別が異なる例がありますが，私学共済法が強制適用であるために任意に加入・脱退が認められないことと同様に，加入者種別についても，個人の自由意思又は学校の都合によってこれを変更することはできません。

〈種別が違う学校への異動〉

例えば，甲種の適用を受けている学校を退職してから，乙種又は丙種の学校に教職員として採用された場合（継続して加入者となる場合を含みます），あるいはその逆の場合などは学校の適用にしたがって加入者の種別は変更されます。種別が異なる学校への異動（例えば，甲種校と丙種校間の継続資格取得や所属学校変更）をする場合は，私学共済へお問い合わせください。なお，必ず学校の種別が異なる異動である旨をお伝えください。

加入者の種別・給付適用区分

<table>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>年金
適用除外
▼</th><th>短期
適用除外
▼</th></tr>
<tr><td>区分</td><td>65 歳未満</td><td>65 ～ 70 歳未満</td><td>70 ～ 75 歳未満</td><td>75 歳以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">甲種校</td><td rowspan="3">甲１【短期・年金】</td><td rowspan="3"></td><td>乙２【短期】</td><td>乙３特定教職員等</td></tr>
<tr><td></td><td>乙２【短期】
※５（外国居住）</td></tr>
<tr><td>甲２【短期・年金】
※１</td><td>甲２【短期・年金】
※５（外国居住）</td></tr>
<tr><td></td><td>丙４【年金】
※２（後期高齢）</td><td>丙５【年金】
※３（後期高齢）</td><td rowspan="2">丙５【年金】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>丙６特定教職員等
※４（後期高齢）</td><td>乙３特定教職員等</td></tr>
<tr><td>乙種校</td><td colspan="2">乙１【短期】</td><td colspan="2">乙１【短期】
※５（外国居住）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">丙種校</td><td colspan="2" rowspan="2">丙１【年金】</td><td colspan="2">丙２【年金】
※１</td></tr>
<tr><td colspan="2">丙３特定教職員等</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">任意継続加入者【短期】</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

網掛け部分は，短期給付及び年金等給付の規定の適用を受けない「特定教職員等」です。

表の見方

〔例〕甲１【短期・年金】
70 歳未満の人が甲種校に所属している場合は，甲１種加入者となり，短期給付と年金等給付の適用を受けます。

※１　年金受給資格を満たすまで，厚生年金の高齢任意加入をしている人です。

※２　障害状態にあると広域連合から認定を受け，75 歳前から後期高齢者医療制度の適用となり，私学共済制度の短期給付の適用がなくなった人です。

※３　※２と同様の理由で後期高齢者医療制度が適用されることにより私学共済制度の短期給付の適用がなくなり，かつ※１と同様の理由で厚生年金の適用を受ける人です。

※４　※２と同様の理由で後期高齢者医療制度が適用されることにより私学共済制度の短期給付の適用がなくなり，かつ年金等給付の適用も除外されている「特定教職員等」です。

※５　75 歳以上で日本に住所を有さず，後期高齢者医療制度が適用されないため，短期給付の適用を受ける人です。

第２章　加入者資格の取得及び喪失など

第１節　加入者の資格取得

１　加入者資格取得の時期

1)　新たに私学の教職員となったときは，そのなった日から〔法第15条〕

2)　学校法人等に勤務しているものの，加入者資格取得の基準を満たさず加入者になれなかった人（P.32「加入者になれない人」参照）が，勤務条件の変更等により加入者資格基準を満たすようになったときは，その満たした日から〔法第15条〕

3)　私学共済の加入者であった人が退職して１日以上経過したのち再び私学の教職員となったときは，その再び教職員となった日から〔法第15条〕

4)　短時間労働加入者にかかる４要件（P.28「５短時間労働加入者の要件」の(1)～(4)の要件参照）を満たす者について，勤務する学校法人等が特定学校法人等となったとき又は労使の合意により私学事業団に私学共済制度に適用させる旨の申し出を行ったときは，特定学校法人等となった日又は当該申し出を私学事業団が受理した日から〔平成28年10月改正政令附則第３条第５項〕

２　加入者資格取得の意味

加入者の資格を取得すると，その月分からの掛金等を負担する義務を負い，同時に資格取得をしたその日から給付を受ける権利が生じることになります。

３　加入者資格取得の手続き

学校法人等はその使用する教職員などについて，採用などによる資格取得事由が発生した日から**５日以内**に「資格取得報告書」を提出してく

ださい。〔施行規則第１条第１項〕

なお，学校法人等が独自に作成した電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）で報告することもできます（P.138「電子媒体による報告及び媒体の暗号化」参照）。

「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員への派遣に関する法律」及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により，私立学校に派遣される人については，年金等給付の規定は適用しないこととなるため，資格取得報告書の余白に，「法科大学院派遣」又は「官民交流法による派遣」の旨朱書きし，派遣時の辞令の写しを添付してください。なお，丙種校に派遣される人については年金等給付の適用をしないため資格取得報告書の提出は必要ありません。

４　加入者資格取得の届け出様式

短時間労働加入者として資格取得する場合（P.28参照）は，次の①～③とも，**「資格取得報告書（短時間労働加入者用）」**を使用してください。また，勤務条件の変更等により通常の加入者⇔短時間労働加入者の区分変更が発生した場合は，資格取得報告書ではなく，「短時間労働加入者区分変更報告書」（P.47参照）で報告をしてください。

①　新規資格取得の場合

初めて私立学校に勤務することで私学共済制度の加入者となる場合は，「資格取得報告書」の新規資格取得を○で囲んで提出してください。

②　継続資格取得の場合

新たに採用した教職員が前任校（設置者が異なるとき）において加入者であり，前任校を退職した日又はその翌日に現在の学校に勤務したことで引き続き加入者となる場合は，「資格取得報告書」の継続資格取得を○で囲んで提出してください。（P.45「加入者の資格継続，所属学校変更及び通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更」参照）

③　再資格取得の場合

かつて私学共済の加入者であった人で，中断期間を経て再び加入者となる人を採用した場合には，「資格取得報告書」の再資格取得を○で囲んで提出してください。なお，私学共済の任意継続加入者であった人が引き続き私立学校に勤務する場合も再資格取得となります。

1)　提出上の注意

⑴　この報告書は，事由の生じた日（採用した日など）から**５日以内**に提出してください。報告が６か月以上遅れている場合は，報告遅延理由書等が必要です（P.140参照）。

⑵　基礎年金番号の記入

「資格取得報告書」の基礎年金番号欄は，基礎年金番号通知書等で確認した番号を正確に記入してください。基礎年金番号がわからないときは，お近くの年金事務所の窓口にご相談ください。

なお，基礎年金番号にかかる確認書類は添付不要です。ただし，日本年金機構との情報交換で確認ができない等，事業団が必要と認めた場合は提出を依頼することがあります。

また，20歳未満で初めて就職する人や外国人で，基礎年金番号を持っていない人は，基礎年金番号記入欄の「2.無」を○で囲み，その理由を記入してください。

⑶　マイナンバーの記入

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバーの確認と身元（実在）の確認）をしてください。マイナンバーは「マイナンバーカード」又は「通知カード」（デジタル手続法の施行日（令和２年５月25日）時点で交付されており変更がない場合又は同日前に正しく変更手続きがとられている場合に限ります）や「住民票（マイナンバーの表示があるもの)」で確認してください。身元（実在）は「マイナンバーカード」又は「運転免許証」，「パスポート」，あるいは二つ以上の写真付きで

ない公的な身分証明書で確認してください（雇用関係があり，人違いでないことが明らかと認めるときは，身元確認は省略できます）。

なお，マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

⑷　加入者氏名について

①　氏・名の区切り△は，１か所のみの登録となります。

②　・（ピリオド）や―（バー）の記号は日本年金機構との情報交換において使用できない文字となっていますので，登録できません。

③　文字数はスペース（△）（１か所のみ）を含め16文字までの登録となります。フリガナは濁点や半濁点も１文字とします。

④　漢字氏名は，漢字，ひらがな，カタカナ，アルファベット（大文字）のみの登録となります。フリガナはカタカナのみとし，拗音及びアルファベットは登録できません。

⑤　外国籍の人の場合，在留カードと同じ順で氏と名を記入してください。

⑸　住所欄について

①　漢字住所欄は，都道府県名を含め，35文字以内で記入してください。また，&，（　）などの記号やⅠ，Ⅱなどのローマ数字は使用できません。

②　フリガナ欄は，①の記号等及びアルファベットも使用できません。

⑹　資格取得者に被扶養者に当たる人がいる場合は，「被扶養者認定申請書」に必要な書類を添えて同時（同時でない場合は資格取得日以降**５日以内**に提出してください。被扶養配偶者が国民年金第３号被保険者に該当する場合は，「国民年金第３号被保険者関係届」の提出も必要です。

なお，継続資格取得や所属学校変更の場合は，被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要ですが，種別の異なる学校間の継続資格取得・所属学校変更の場合は，「４被扶養者の認定手続き」（P.112）を参照してください。

ただし，**再資格取得**（任意継続加入者からの再資格取得を含みます）**の場合は**継続認定されませんので**申請が必要です。**

⑺　任意継続加入者であった人が再資格取得し，任意継続期間中に認定されていた被扶養者の認定を引き続き希望する場合は，**「被扶養者認定申請書」も同時に提出**してください（添付書類は不要です）。この場合，当該申請書の上部余白に，朱書きで任意継続者の「加入者番号」及び**「任意継続加入者からの再資格取得」**である旨を記載してください。被扶養配偶者が国民年金第３号被保険者に該当する場合は「国民年金第３号被保険者関係届」の提出も必要です。

⑻　報告書を提出した後で，報告の内容に誤りがあり訂正を要する場合は，所定の訂正申出書等を提出してください（P.143参照）。

第２節　加入者の資格継続，所属学校変更及び通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更

１　退職後も引き続き加入者の資格が継続するとき

退職などの事由に該当しても，次のような場合には，加入者の資格が継続します。この場合，退職を要件とする諸給付の請求権などは発生しませんので注意してください。〔法第16条ただし書〕

①　私立Ａ校の加入者が，退職した日（資格喪失の事由の生じた日）又はその翌日に私立Ｂ校へ就職したとき

②　私立Ａ校の加入者が，Ａ校の解散となった日（資格喪失の事由の生じた日）又はその翌日に私立Ｂ校へ就職したとき

③　私立Ａ校の加入者が，専任でない人，常時勤務に服しない人となった日（資格喪失の事由の生じた日）に私立Ｂ校へ就職したとき

〔注〕　①私立Ａ校も私立Ｂ校も私学共済制度加入校とします。

②資格が継続することになれば，加入者証は加入者番号を変えて，新

たに交付します。この場合，加入者証の資格取得年月日は，所属の変わった日（資格継続の日）を表示します。

２　資格継続の手続き（法人が異なる学校間の異動）

退職したＡ校からは「資格喪失報告書」を，新たに就職したＢ校からは「資格取得報告書」（継続資格取得）を提出してください。どちらの報告が欠けても（不備でも）継続になりません。

1)　提出上の注意

⑴　この報告書は，事由の生じた日から**５日以内**に提出してください。報告が６か月以上遅れている場合は報告遅延理由書等が必要になります（P.140参照）。

⑵　前任校で認められていた被扶養者がいる場合は，扶養関係に変更がない限り継続して認定されますので，申請は不要ですが，種別の異なる学校間の継続資格取得の場合は，「４被扶養者の認定手続き」（P.112）を参照してください。なお，被扶養者取り消し等の変更がある場合は，それに応じた手続きが必要です。

⑶　報告書を提出した後で，報告の内容に誤りがあり訂正を要する場合は，所定の訂正申出書を提出してください（P.143参照）。

３　所属学校変更の手続き（同一法人の設置する学校間の資格継続）

同一法人の設置する学校間の配置替えなどがあった場合にも資格は継続しますが，その手続きは新所属学校から「所属学校等変更報告書」に加入者証を添付して提出してください。

なお，個人立幼稚園で設置者が同一人の場合も，学校間の異動については所属学校変更の手続きをしてください。

1)　提出上の注意

⑴　この報告書は，事由の生じた日から**10日以内**に提出してください。報告が６か月以上遅れている場合は報告遅延理由書等が必要になります（P.140参照）。

⑵　固定的給与の変動や給与体系の変更により，新所属学校で受ける報酬が，すでに私学事業団で確認されている標準報酬月額と比較して２等級以上の増減が生じた場合は，増減した４か月目に「標準報酬月額改定届書」を提出してください。

⑶　前所属学校で認められていた被扶養者がいる場合は，扶養関係に変更がない限り継続して認定されますので，申請は不要ですが，種別の異なる学校間の所属学校変更の場合は，「４被扶養者の認定手続き」(P.112)を参照してください。なお，被扶養者取り消し等の変更がある場合は，それに応じた手続きが必要です。

⑷　前所属学校における加入者証等は必ず添付してください。

⑸　所属学校変更の前任校，後任校で「通常加入者」「短時間労働加入者」の区分が変わる場合は，後任校から「所属学校等変更報告書」と「短時間労働加入者区分変更報告書」によりそれぞれ手続きしてください（P.47「４通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更」参照）

⑹　報告書を提出した後で，報告の内容に誤りがあって訂正を要する場合は，所定の訂正申出書等を提出してください（P.143参照）。

2)　その他の注意

新所属学校が新たに設置された学校である場合は，新所属学校についての「学校法人等異動報告書」及び設置認可書の写しなどを添付してください（P.133参照）。

４　通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更

既に加入者である人が，契約の変更等により「通常加入者」「短時間労働加入者」の区分が変わる場合は，「短時間労働加入者区分変更報告書」により手続きしてください。

〔注〕

①　報酬月額について２等級以上の変動があった場合には，区分変更と同時に標準報酬月額改定が行われる訳ではありません。固定的給与の変動があっ

た場合の通常の標準報酬月額改定のしくみが適用されます（P.78「報酬が大幅に増減したとき（標準報酬月額改定）」参照）。

②　所属学校変更に伴う場合

㋐　所属学校変更の前任校，後任校で「通常」「短時間」の区分が変わらない場合

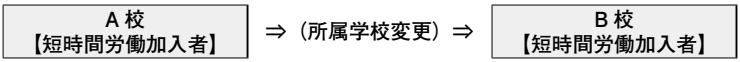

短時間労働加入者の記録は原則として引き継がれますので，「所属学校等変更報告書」の提出のみで構いません。

㋑　所属学校変更の前任校，後任校で「通常」「短時間」の区分が変わる場合

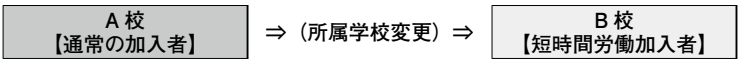

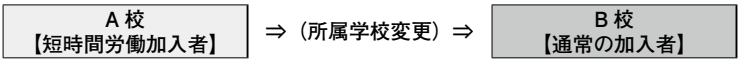

後任校から「所属学校等変更報告書」と「短時間労働加入者区分変更報告書」を提出してください。「短時間労働加入者区分変更報告書」については，「所属学校等変更報告書」の処理が完了した後の処理になりますので，処理日は異なります。

第３節　加入者の資格喪失

1　加入者資格喪失の事由及び時期

加入者が次の事由に該当したときは，その翌日（③の場合はその日）に加入者の資格を喪失します。〔法第16条〕

①　死亡したとき（失踪宣告などによるものを含みます）〔法第16条〕

②　退職したとき（解雇となったときを含みます）〔法第16条〕

③　専任でなくなったときや，その人の所定労働時間，所定労働日数にかかる勤務条件の変更等により通常の加入者又は短時間労働加入

者の要件を満たさなくなったとき〔法第16条〕

④　勤務している学校法人等が解散したとき〔法第16条〕

⑤　通常の加入者の総数が常時100人を超えなくなったものの引き続き特定学校法人等であるものとして取り扱われている場合において，「短時間労働者を加入者としない」という申し出を行い，私学事業団がその申し出を受理したとき〔平成28年10月改正政令附則第３条第８項〕

⑥　特定学校法人等に該当しない場合であって，学校法人等を単位として短時間労働加入者として私学共済制度の適用を受けることを希望する申し出を行っていた学校法人等が，再び適用拡大の対象から外れたいとの申し出を行い，私学事業団がその申し出を受理したとき〔平成28年10月改正政令附則第３条第７項〕

〔注１〕　資格喪失の事由（①を除きます）に至った日に他の共済制度の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは，上記資格喪失の事由に該当した日が資格喪失年月日となりますのでご注意ください。〔法第16条〕

〔注２〕　加入者が退職した日又はその翌日に他の私立学校の教職員などになったときは資格継続となりますが，この場合も資格喪失の手続きは必要です（〔法第16条ただし書〕（P.46「２資格継続の手続き」参照）。

〔注３〕　②や③のような使用関係の消滅の判断については，例えば，有期の雇用契約や任用が１日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において，雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ，事業主との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど，事実上の使用関係が中断することなく存続していると，就労の実態に照らして判断される場合は，資格喪失することはありません。

〔注４〕　休職者については，加入者資格が認められる特例があります。（P.34「休職者についての特例」参照）

２　加入者資格喪失の手続き

学校は，その使用する教職員などに資格喪失の事由が生じたときは，

10日以内に「資格喪失報告書」を提出しなければなりません。〔施行規則第１条第１項〕その際は必ず加入者証等を添付してください。

1)　提出上の注意

⑴　この報告書は，事由の生じた日から**10日以内**に提出してください。

⑵　**加入者証等は，必ず報告書に添付**してください。〔施行規則第２条第３項〕報告時にやむを得ず添付できないときは「加入者証及び加入者被扶養者証の添付」欄の２．後日返納に○をし，後日返納してください。また，紛失などにより返納できないときは「加入者証等返納不能届書」を提出してください。

⑶　資格喪失後，国民健康保険など他制度の加入手続きをする場合，資格喪失にかかる証明書が必要となることがあります。証明書が必要な場合は，「資格証明書交付依頼書」を提出してください（「資格喪失報告書」と同時提出することもできます）(P.51「資格証明書の交付」参照)。

⑷　報告書を提出した後で，報告の内容に誤りがあって訂正を要する場合は，所定の訂正申出書を提出してください（P.143参照）。

2)　その他の注意

⑴　貸付けなどで未償還の債務があるときは返済を要します。

⑵　死亡の場合は，死亡にかかる給付として埋葬料や遺族給付を受ける権利が生じます（P.254，P.521参照）。

⑶　原則として短期給付は受けられなくなります。

⑷　報告書の提出が１年以上遅れた場合は，報告遅延理由書等が必要になります（P.140参照）。

⑸　資格喪失後に加入者証等を使用した場合は無資格受診となり，その費用を私学事業団に返還していただくことになります。

⑹　退職した人の「資格喪失報告書」を提出し，確認処理された後に，その人が退職日に一般厚生年金被保険者又は他の共済組合の組合員となったことが判明した場合は，公的年金制度の重複加入を避けるため，

「加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書」に退職後加入した制度の証明書（年金手帳又は組合員証等の写し）を添付して申し出てください。

⑺　加入者の資格を取得した日の属する月内に資格喪失した人が，その月内にさらに一般厚生年金被保険者又は他の共済組合の組合員もしくは国民年金の被保険者となったときは，加入者期間となりませんので，掛金等の還付手続きが必要になる場合があります（P.956「２ 加入者の資格喪失」参照）。

第４節　資格証明書の交付

私学共済の加入者が資格を喪失し，又は被扶養者が認定の取り消しをうけて国民健康保険など他の制度に加入手続きをするとき，あるいは，加入者の加入者期間や被扶養者としての認定期間を確認するときは，「資格証明書」の交付依頼をしてください。

この資格証明書は，加入者であった人又は被扶養者であった人の加入者期間等を証明したもので，市区町村等へ提出する健康保険資格喪失証明書の代わりにもなります。資格証明書の交付を受けるには，「資格証明書交付依頼書」を提出してください。

なお，任意継続加入者の場合は，「８資格証明書の交付」（P.1016）を参照してください。

〈提出上の注意〉

⑴　加入者の資格喪失又は被扶養者の取り消しが私学事業団で未確認である場合は，確認されるまで交付できませんので，「資格喪失報告書」や「被扶養者取消申請書」は速やかに提出してください。

⑵　第三者（他人）に交付手続きを依頼する場合は，加入者本人が署名した委任状を添付してください。ただし，送付先を加入者本人の住所とする場合は委任状は不要です。

第５節　加入者の氏名，住所等の変更及びマイナンバーの新規付番等の報告

１　加入者の氏名，住所又は性別の変更の報告

加入者の氏名，住所又は性別に変更があったときは，「加入者異動報告書」を提出しなければなりません。〔施行規則第１条〕

1)　提出上の注意

⑴　この報告書は，事由が生じた日から**10日以内**に提出してください。〔施行規則第１条第１項〕

⑵　氏名変更・訂正の場合は楷書で正確に記入してください。

⑶　漢字住所欄は，都道府県名を含め，35文字以内で記入してください。

また，＆，（　）などの記号やⅠ，Ⅱなどのローマ数字は使用できません。フリガナ欄は，アルファベットも使用できません。

⑷　被扶養者にかかる氏名等の変更・訂正については「被扶養者異動報告書」で報告してください（P.130「１被扶養者の氏名，生年月日等の変更・訂正」等参照）。

2)　その他の注意

⑴　報告が６か月以上遅れた場合は報告遅延理由書を添付してください（P.140参照）。

⑵　性同一性障害により性別変更となった場合や性別の裏面表記，通称名の記載を希望する場合には，別途手続き書類がありますので，私学事業団にご相談ください。

⑶　不要となった加入者証は，新しい加入者証が送付されてから引き替えに私学事業団に返納してください。ただし，住所変更の場合は，新しい加入者証は交付されませんので，加入者が訂正するよう指導してください。なお，訂正する余白がなくなった場合は「加入者証・加入

者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を提出してください。

⑷　市町村合併等により住居表示が変更された場合，私学事業団で変更処理を行いますので「加入者異動報告書」の提出は必要ありません。

ただし，変更内容が確認できない場合には「住居表示の変更について（照会）」を送付しますので「加入者異動報告書」を提出してください。

２　マイナンバーの新規付番や変更等の報告

加入者の帰国や来日等でマイナンバーが新規に付番されたときや，マイナンバーを誤って報告したとき，マイナンバーに変更があったとき等は，「マイナンバー更新連絡票」で報告してください。その報告の際のマイナンバーの番号確認と身元（実存）確認は，資格取得報告書の提出時と同様，学校法人等が行ってください（マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください）。

第６節　特定学校法人等に関する手続きなど

１　特定学校法人等に該当するときの手続き

特定学校法人等の内容に関しては，「５短時間労働加入者の要件」（P.28）を参照してください。

1)　常時100人を超えることが見込まれることになった場合は，「特定学校法人等該当届書」を提出してください。なお，過去11か月のうち５か月が100人を超える場合は，私学事業団から学校法人等へ事前連絡をします。届書は，同一の学校法人等が設置する学校（学校番号）ごとに１枚作成し，まとめて提出してください。すべての学校あてに適用となった旨の学校法人等異動連絡書を送付します。

事前連絡をしたにもかかわらず「特定学校法人等該当届書」の提出がなかった場合は，６か月に該当したと私学事業団で確認した月の翌月初日に職権で特定学校法人等とし，学校法人等異動連絡書で通知し

ます。

2)　すでに特定学校法人等である学校法人に学校が新設されたときは，「学校法人等異動報告書」とともに「特定学校法人等該当届書」を提出してください。

２　100人以下の学校法人等が労使の合意を得て，短時間労働者を私学共済制度に適用させるときの手続き

労使の合意とは，学校法人等とその学校法人等に使用されている２分の１以上の加入者等が短時間労働者の私学共済制度への加入に同意し，そのうえで労使の合意がなされることです。

1)　【任意】特定学校法人等該当届書

届書は，同一の学校法人等が設置する学校（学校番号）ごとに１枚作成し，まとめて提出してください。すべての学校に適用となった旨の学校法人等異動連絡書を送付します。

2)　同意を得たことを証する書類

⑴同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき

●当該労働組合からの同意書及び労働組合等の現況報告書

⑵⑴の労働組合がないときは，次の書類

①　同意対象者の過半数を代表する者の同意によるとき

●同意対象者の過半数を代表する者からの同意書及び過半数代表者にかかる証明書

②　同意対象者の２分の１以上の同意によるとき

●同意書（同意した者全員分）及び同意にかかる報告書

※　上記届書，同意書等のひな型は私学共済ホームページからダウンロードできます。

〔注〕令和６年10月より学校法人等の規模要件が「100人」から「50人」に引き下げられます。

３　短時間労働加入者を適用させていた学校法人等が，その適用を取り止める手続き

1)　次の⑴，⑵の手続きには，労使の合意を確認する書類が必要になります。届け出について，詳しくは，私学事業団までお問い合わせください。

⑴　通常の加入者の総数が常時100人を超えなくなったものの引き続き特定学校法人等であるものとして取り扱われている場合において，私学事業団に「短時間労働者を加入者としない」という申し出を行うとき

⑵　100人以下の学校法人等が労使の合意を得て，短時間労働者を私学共済制度に適用させる申し出をした学校法人等が，再び適用拡大の対象からはずれたいとの申し出を行うとき

2)　同意を得たことを証する書類

⑴　通常の加入者，短時間労働加入者及び乙３・丙３・丙６特定教職員等（以下「４分の３以上同意対象者」といいます）の４分の３以上で組織する労働組合があるとき

・当該労働組合の同意

⑵　⑴の労働組合がないときは，次の①又は②に掲げる同意

①　４分の３以上同意対象者の４分の３以上を代表する者の同意

②　４分の３以上同意対象者の４分の３以上の同意

第３章　加入者証・加入者被扶養者証及び加入者資格証並びに年金等給付加入者記録票

私学事業団では，加入者の資格取得を確認すると，甲種加入者と乙種加入者及び任意継続加入者に対して，短期給付を受けるための加入者証（加入者の被扶養者には加入者被扶養者証）を，丙種加入者に対しては，加入者資格証を交付します。〔施行規則第１条の７，第３条，共済運営規則第11条，第12条，第14条〕

第１節　加入者証・加入者被扶養者証

１　加入者証等の交付

私学事業団は，加入者の資格を確認すると加入者証を，加入者の被扶養者申請を承認すると加入者被扶養者証を，学校法人等を通して加入者に交付します。〔共済運営規則第11条〕

〔注１〕 丙種校加入者には加入者資格証を交付します。〔共済運営規則第12条〕

〔注２〕 マイナンバーカードの保険証利用により，令和６年12月に加入者証・加入者被扶養者証は廃止となる予定です。

1)　学校法人等は，加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）と一緒に送付された確認通知書（学校法人等用）の加入者及び被扶養者の氏名，生年月日，性別，資格取得年月日（被扶養者は認定年月日）が正しく決定されているかどうかを確認して加入者に加入者証等及び確認通知書を渡してください。

なお，加入者の資格取得年月日は現在の加入者番号を取得した年月日を掲載しています。したがって資格継続・所属学校等変更者は，後任校の資格取得年月日が記載されます。

2)　確認通知書の記載内容（加入者証等の記載内容）が事実と相違するときは，直ちに私学事業団に訂正を申し出てください（P.143参照）。

3)　加入者及び被扶養者に対しては，直ちに裏面の住所欄を漢字で記入して，使用に当たっての注意事項を確認のうえ大切に保持するよう指導してください。

２　加入者証等を使用するときの注意

1)　加入者証には，都道府県，学校種別，学校を管理する記号（学校記号番号）と，個人を管理する番号（個人番号）の一連のコード番号（数字・アルファベット）を表示しますが，加入者証には「記号」と「番号」に分けて印字しています。なお，オンライン資格確認に伴い，令和３年３月以降に発行された加入者証等には，記号･番号の次に２桁の「枝番」が追加されました。ただし，枝番が表示されていない従前の加入者証等も引き続き有効です。

2)　加入者証等の注意事項（加入者証等と同時に配付）をよく読んでおくよう加入者に伝えてください。

3)　加入者資格を喪失したとき又は被扶養者の要件を欠いたときは，加入者証等は使用できなくなります。

4)　加入者の住所の変更については，変更の都度「加入者異動報告書」を提出してください。なお，加入者証等の住所表記は加入者及び被扶養者が各自で訂正してください。

5)　加入者証等を不正に使用した人は，詐欺を働いたものとして刑法上の責任に問われます。

３　加入者証等の返納

次の場合には，必ず加入者証等を私学事業団に返納しなくてはなりません。〔施行規則第２条〕

1)　加入者資格を喪失したとき

「資格喪失報告書」に必ず添えて私学事業団に返納してください（継

続資格取得の場合も含みます)。

2)　所属学校を変更したとき

「所属学校等変更報告書」を提出するときには，前任校の加入者証等を添付してください。

3)　記載事項に変更が生じたとき

加入者や被扶養者の氏名・生年月日・性別の変更又は訂正により，加入者証等の記載事項に変更が生じたときは，所定の異動届により新たに加入者証等を交付します。旧加入者証等は，私学事業団に返納してください。

加入者の氏名の変更・訂正の場合には，加入者証と併せて，すでに認定されている被扶養者の加入者被扶養者証を交付しますので，加入者被扶養者証の返納も必要です。

なお，住所変更の場合は新しい加入者証等は交付されません。

4)　資格取得の取り下げをしたとき

「資格取得報告の取下げ申出書」に必ず添付してください。

5)　被扶養者の取り消しをしたとき

「被扶養者取消申請書」に該当する被扶養者の加入者被扶養者証を必ず添付してください。

４　加入者証等の再交付手続き

加入者証等を紛失あるいは汚損したり，住所欄に余白がなくなったり臓器提供意思表示欄を訂正する必要が生じて再交付を申請する場合は，「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を提出してください。

1)　提出上の注意

⑴　汚・破損・訂正などで申請する場合は，使用できなくなった加入者証等を添付してください。

加入者証の見本

私立学校教職員共済　【本人】加入者　発行番号 1234567890

加入者証　令和 5年 5月 6日交付

記号 13A9999　番号 00001　(枝番) 00

シカク タロウ

氏名 私学 太郎

生年月日 平成 4年12月30日　性別 男

資格取得年月日 令和 5年 5月 1日

保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 TEL.03-3813-5321

保険者番号・名称 3413 0021　日本私立学校振興・共済事業団

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。（記入は自由です。）記入する場合は、1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3．私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名(自筆)：　　家族署名(自筆)：

加入者被扶養者証

私立学校教職員共済　【家族】被扶養者　発行番号 1234567890
加入者被扶養者証　令和 5年 5月 6日交付
記号 13A9999　番号 00001　(枝番) 01
シガク ハナコ
氏名 私学 花子
生年月日 平成 7年 2月20日　性別 女
認定年月日 令和 5年 5月 1日
加入者氏名 私学 太郎

保険者所在地 東京都文京区湯島1丁目7番5号 TEL.03-3813-5321
保険者番号・名称 3413 0021 日本私立学校振興・共済事業団

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
（記入は自由です。）記入する場合は、1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄：　〕

署名年月日：　年　月　日

本人署名(自筆)：　家族署名(自筆)：

⑵　再交付申請の事由（紛失，盗難，火災，汚損など）が発生したら，直ちに私学事業団に申請してください。〔施行規則第２条第２項〕

紛失，盗難の場合は警察にも届け出てください。

⑶　再交付を受けた後に紛失等した加入者証等を発見した場合は，**直ちに，学校法人等を通して発見した古い方の加入者証等を私学事業団に返納してください。**〔施行規則第２条第５項〕

５　加入者証等の検認・再審査

加入者証等の適正な使用を確認するため，毎年一定の期日を定め加入者証及び加入者被扶養者証の検認を行うことになっています。〔共済運営規則第11条第３項〕また，検認の一環として，被扶養者の再審査を行うことがあります。検認及び再審査の実施に当たっては，学校法人等にその旨を通知します。

検認については，加入者及び被扶養者が現在保持している加入者証等の記載事項及び学校法人等が把握している内容と合致しているかどうかを確認してください。

再審査については，対象となる被扶養者が現在も要件を満たしているかを確認するため，学校法人等に配付する回答書を提出してください。被扶養者の要件を欠くこととなる事由が判明した場合には，別途「被扶養者取消申請書」を提出してください（P.127「被扶養者の取り消し」参照）。一定の期日までに回答書等の提出がない場合は，生計維持関係がすでに失われているものとして，私学事業団において被扶養者の取り消しをすることがあります。

６　加入者証等回収調査票

加入者の資格喪失や被扶養者の取り消し等により返納しなければならない加入者証等が返納されていないときは，該当の学校法人等又は任意継続加入者に対して「加入者証等回収調査票」を送付します。

この調査票が届いた場合は，加入者証の返納状況を確認・記載（加入者証等が手元にあれば添付し，入れ違いに返納済みであれば返納日を記入，

返納できない場合はその旨を記載）して返送してください。この調査票は回答があるまで毎月送付します。

第２節　療養資格証明書

加入者証や加入者被扶養者証が交付されるまでの間に，保険医療機関を受診する必要が生じた場合は，学校法人等で療養資格証明書を作成することができます。この場合，学校法人等が保険者（私学事業団）に代わって証明することになりますので，取り扱いは慎重に行ってください。

なお，正しく作成した療養資格証明書を保険医療機関等へ提示した場合でも，保険診療扱いにならないこともあります。使用に際しては，保険医療機関等に確認してください。

1）　証明書の発行者

証明書の発行者は，当該加入者の所属する学校法人等の代表者です。

2）　証明書の書式

証明書は，現にその学校に所属する加入者又はその加入者の被扶養者であることを証明するものです。私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶資格と掛金等▶証明書などの発行▶療養資格証明書〕に掲載している療養資格証明書の記入例を参考に次の事項を正確に記入してください。

①　保険者番号，保険者の名称及び所在地

〔注〕　保険者番号は保険者ごとに定められているもので，私学事業団の番号は「34130021」です。

②　加入者記号番号，加入者氏名，生年月日，現住所，資格取得年月日

〔注〕　加入者記号番号は，加入者証等と同じ記載方法（記号は県コード２桁，学種，学校番号４桁，番号は個人番号５桁）で記載し，ハイフンの追加や前０の省略はしないでください。

③　受給者の氏名，生年月日，現住所，加入者との続柄，認定年月日
④　所属学校の名称，所在地
⑤　証明書発行の理由
⑥　有効期間（加入者証等が届くと見込まれるまでの短期間）

3)　証明書の回収

私学事業団から加入者証等の交付を受けたときは，療養資格証明書を回収してください。

4)　証明書発行上の注意

加入者番号の決定確認を受けていない教職員又は被扶養者として認定されていない人に対する療養資格証明書の発行は認められていません。認定申請中の場合は，必ず私学事業団に認定の可否及び認定年月日を確認してください。

加入者番号の決定前や認定年月日の確認をせずに発行して不正受診を誘発することのないように注意してください。不正受診が発覚した場合，加入者に診療費の返還を求めることになります。

第３節　加入者資格証

加入者資格証（P.65見本参照）は，年金等給付だけの適用を受ける加入者の身分及び所属を表す証明書です。

〈加入者資格証の交付〉

私学事業団は，新たに加入者の資格取得を確認すると年金等給付だけの適用を受ける加入者（丙１種・丙２種）に対して，学校法人等を通して加入者資格証を交付します。〔共済運営規則第12条〕

加入者資格証の見本

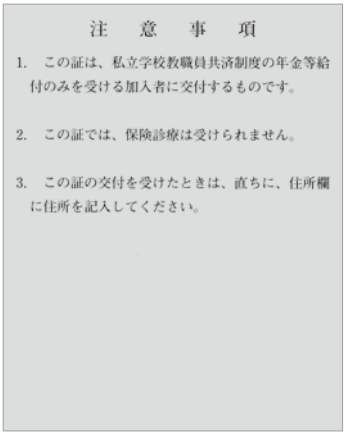

注　意　事　項

1. この証は、私立学校教職員共済制度の年金等給付のみを受ける加入者に交付するものです。
2. この証では、保険診療は受けられません。
3. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入してください。



私立学校教職員共済加入者資格証

加入者番号		13-A-888-300	
加入者	氏名	私学　太郎	性別 男
	生年月日	昭和36年５月３日	
	住所		
	資格取得年月日	令和○○年４月１日	
学校等	所在地	東京都文京区湯島7-5-1	
	名称	湯　島　大　学	
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号	
	名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部☎03(3813)5321	
交付年月日		令和○○年４月１日	

第４節　年金等給付加入者記録票

年金の請求権が生じたときの手がかりになるものとして，加入者が資格喪失した都度，年金等給付加入者記録票（P.66見本参照）を交付します。

年金等給付加入者記録票は，該当者の資格喪失報告書が提出されると，「確認通知書」とともに所属していた学校法人等宛てに送付しますので，該当者に渡してください。

ただし，70歳に達している乙２種加入者，乙３特定教職員等，丙３特定教職員等及び丙６特定教職員等については，年金等給付の適用を受けていないため交付しません。

年金等給付加入者記録票の見本

（4）

－ 年金等給付の概要（平成27年10月以降）－

1　厚生年金給付

加入者が退職や死亡した場合等に支給される老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等があります。

老齢厚生年金は、受給資格期間を満たす場合、65歳（昭和36年4月1日以前生まれで被用者年金制度に一年以上加入された方は下表の年齢）で受給権が発生します。

生　年　月　日	年　齢
～昭和28年４月１日	60歳
昭和28年４月２日～昭和30年４月１日	61歳
昭和30年４月２日～昭和32年４月１日	62歳
昭和32年４月２日～昭和34年４月１日	63歳
昭和34年４月２日～昭和36年４月１日	64歳
昭和36年４月２日～	65歳

2　退職等年金給付

退職年金、職務障害年金及び職務遺族年金があります。平成27年10月以降の加入者期間を基に計算します。

なお、退職後に死亡したとき、遺族一時金として請求できる場合がありますので、その際は本事業団までご連絡ください。

受給権発生から5年を経過すると、時効により年金を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

（1）

年　金　等　給　付
加　入　者　記　録　票

●この記録票にあなたの私学共済制度加入期間を記載しています。再度私学共済制度に加入するときや年金等給付を受けるときまで大切に保管してください。
●この記録票で、事業団の直営宿泊施設を利用できます。

〒113-8441　東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共　済　事　業　本　部
（問い合わせ先）
広報相談センター　☎03(3813)5321

（2）

最終所属学校における加入者番号等

		県コード	学　種	学校番号	個人番号
加入者番号		13	A	888	500
加入者	氏名	シガク　ハナコ			性別
	漢字	私　学　花　子			女
	生年月日	昭和53年10月２日			
学校等	所在地				
	名称				
交付年月日		令和○○年４月12日			

（注1）期間区分はあなたが私学共済制度に加入していた加入期間の種類です。
〈主な数字の説明〉
００私学共済制度　０５沖縄教員　０７切替期間
０４沖縄在職　０６沖縄厚年
（注2）退職等年金給付の加入期間は平成27年10月1日以後になります。
（注3）昭和61年4月以降で、加入者の資格を取得した同一月内に資格を喪失し、その月に更に他の公的年金制度に加入した場合は、その月は加入者期間となりません。

（3）

年金等給付の加入記録

加入者番号	加入期間	期間区分
13A0887-00123	H○○.10. 1～H○○. 3. 31	○○
13A0888-00500	H○○. 4. 1～R○○. 3. 31	○○

期間区分の数字は（2）ページの（注1）の説明を参照してください。

本事業団で収録しているあなたの基礎年金番号

9500-999999

第４章　標準報酬月額

第１節　標準報酬月額とは

加入者が学校法人等から受ける報酬は，その形態がまちまちであるため，一定の幅で区切った仮の報酬等級表（「標準報酬月額表」といいます。P.69参照）に当てはめて，掛金等や給付の算定を行います。この仮の報酬を「標準報酬月額」といいます。この標準報酬月額は，資格取得時に決定されますが，毎年一度定時決定により見直しが行われます（下表①②参照）。さらに報酬額が変動した場合には，下表③～⑤にある改定により，決められた標準報酬月額と現在の報酬月額との間に大きなズレが生じないよう，見直しや改定を行います。なお，標準報酬月額の等級は，短期給付及び年金等給付ともに上限額が定められています。〔法第22条，厚年法第20条～第24条〕

種類		対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期
①	資格取得時決定	資格取得者 （新規・再・継続）	資格取得時の報酬	資格を取得した月
②	定時決定	７月１日時点の加入者（６／１以降取得者及び７月改定者除く）	４月，５月，６月の報酬の平均	毎年９月
③	随時改定	報酬の額が著しく変動した者	固定的給与に変動があった月以後の３か月間の報酬の平均	変動があった月から４か月目
④	産休・育休終了時改定	産前産後休業，育児休業等を終了した者	産休・育休終了日の翌日が属する月以後の３か月間の報酬の平均	産休・育休終了日の翌日から４か月目
⑤	即時改定	定年等で一旦退職し，一日も空けずに再雇用された者	再雇用された日の属する月の報酬	再雇用された日の属する月

１　報酬の範囲

報酬とは，標準報酬月額の算定のもととなるもので，給料，俸給，手当，賞与等，その名称を問わず，加入者である教職員が，学校法人等より勤務の対償として受けるものはすべて含みます。それは，金銭（通貨）に限らず，現物で支給される食事や，住宅，通勤定期券も報酬に含まれます。臨時に受けるものは，報酬の対象となりません。年３回以下支給される賞与等は，標準賞与額の対象となります。〔法第21条，厚年法第３条第1項〕

	報酬となるもの	報酬とならないもの
固定的給与 （毎月一定額，一定の割合で支給されるもの）	・基本給（月給・週給・日給など） ・諸手当（通勤手当※1，扶養手当，担任手当，役職手当，住宅手当，処遇改善手当※2など）	・事業主が恩恵的に支給するもの （見舞金，祝金など） ・臨時的，一時的に受けるもの （大入り袋，解雇予告手当など） ・実費弁償的なもの （出張旅費，交際費など） ・年３回まで支給されるもの （標準賞与額の対象） ・社会保険適用促進手当
非固定的給与 （毎月一定でないもの）	・不定期に稼働実績に応じて支払われる諸手当（超過勤務手当，宿日直手当，クラブ手当，バス乗車手当　など） ・年４回以上支給される賞与等※3	
現物給与※4 （現物で支給されるもの）	・通勤定期券，回数券※1 ・食事，食券 ・社宅 ・被服（勤務服ではないもの）	・食事（加入者からの徴収金額が現物給与の価格の2/3以上の場合） ・社宅（加入者からの徴収金額が現物給与の価格以上の場合） ・制服・作業衣などの勤務服

※１　３か月，６か月ごとに支給される通勤手当や通勤定期券もその総額を１月当たりに換算のうえ報告してください（端数切り捨て）。
※２　年３回までの一時金として支払う場合は標準賞与額の対象です。
※３　標準報酬基礎届書，標準報酬月額改定届書等を提出の際，１年間に受けた賞与の額を 12 で除して得た平均月額を各「算定基礎月」欄の「非固定的給与」欄に加算のうえ報告してください（P.93「３　年４回以上支給される賞与等」参照）。
※４　現物給与の価格は，毎年４月から改正される厚生労働大臣が告示で定めた額に基づき通貨に換算します。都道府県別現物給与の価額一覧（「全国現物給与価額一覧表」）は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶資格と掛金等▶報酬とは▶標準報酬月額と標準賞与〕のページから，日本年金機構のホームページに掲載されている一覧表へのリンクで確認できます。
※５　社会保険適用促進手当については，標準報酬月額を算定する際の報酬の範囲には含まれませんが，短時間労働加入者の要件を判定する際の各諸手当には含まれます（P.30⑶参照）。

標準報酬月額表

（令和４年10月1日改正）

標準報酬月額の等級		標準報酬月額（円）	報酬月額（円）	標準報酬月額の等級		標準報酬月額（円）	報酬月額（円）
短期	年金			短期	年金		
1	1	58,000	63,000円未満	36	32	680,000	665,000円以上 695,000円未満
2	1	68,000	63,000円以上 73,000円未満	37	32	710,000	695,000円以上 730,000円未満
3	1	78,000	73,000円以上 83,000円未満	38	32	750,000	730,000円以上 770,000円未満
4	1	88,000	83,000円以上 93,000円未満	39	32	790,000	770,000円以上 810,000円未満
5	2	98,000	93,000円以上101,000円未満	40	32	830,000	810,000円以上 855,000円未満
6	3	104,000	101,000円以上107,000円未満	41	32	880,000	855,000円以上 905,000円未満
7	4	110,000	107,000円以上114,000円未満	42	32	930,000	905,000円以上 955,000円未満
8	5	118,000	114,000円以上122,000円未満	43	32	980,000	955,000円以上1,005,000円未満
9	6	126,000	122,000円以上130,000円未満	44	32	1,030,000	1,005,000円以上1,055,000円未満
10	7	134,000	130,000円以上138,000円未満	45	32	1,090,000	1,055,000円以上1,115,000円未満
11	8	142,000	138,000円以上146,000円未満	46	32	1,150,000	1,115,000円以上1,175,000円未満
12	9	150,000	146,000円以上155,000円未満	47	32	1,210,000	1,175,000円以上1,235,000円未満
13	10	160,000	155,000円以上165,000円未満	48	32	1,270,000	1,235,000円以上1,295,000円未満
14	11	170,000	165,000円以上175,000円未満	49	32	1,330,000	1,295,000円以上1,355,000円未満
15	12	180,000	175,000円以上185,000円未満	50	32	1,390,000	1,355,000円以上
16	13	190,000	185,000円以上195,000円未満				
17	14	200,000	195,000円以上210,000円未満				
18	15	220,000	210,000円以上230,000円未満				
19	16	240,000	230,000円以上250,000円未満				
20	17	260,000	250,000円以上270,000円未満				
21	18	280,000	270,000円以上290,000円未満				
22	19	300,000	290,000円以上310,000円未満				
23	20	320,000	310,000円以上330,000円未満				
24	21	340,000	330,000円以上350,000円未満				
25	22	360,000	350,000円以上370,000円未満				
26	23	380,000	370,000円以上395,000円未満				
27	24	410,000	395,000円以上425,000円未満				
28	25	440,000	425,000円以上455,000円未満				
29	26	470,000	455,000円以上485,000円未満				
30	27	500,000	485,000円以上515,000円未満				
31	28	530,000	515,000円以上545,000円未満				
32	29	560,000	545,000円以上575,000円未満				
33	30	590,000	575,000円以上605,000円未満				
34	31	620,000	605,000円以上635,000円未満				
35	32	650,000	635,000円以上665,000円未満				

※短期…短期給付，福祉，介護掛金にかかる等級

※年金…加入者保険料，退職等年金給付掛金にかかる等級

（年金の等級は，下限が１等級88,000円，上限が32等級650,000円です。）

２　二以上の勤務先から報酬を受ける場合の取り扱い

1)　同一学校法人の高等学校と中学校の両方で勤務をしている人など，同一の法人の複数の勤務先からそれぞれ報酬が支給されている場合，その合計額をその人の報酬月額として取り扱います。

2)　同一グループ内で学校法人と宗教法人があり両方から報酬が支給されている人，学校法人と会社法人の役員を兼務している人など，複数の法人からそれぞれ報酬が支給されている場合，法人をまたいでの合計はせず，私学共済の加入者資格を得ている学校法人等から支給されている報酬月額をその人の報酬月額として取り扱います。

第２節　新しく加入者となるとき

１　いつ現在の報酬を報告するか

教職員を採用したときは，学校法人等はその加入者になる教職員を採用した月の報酬（一般的に採用月日は月の初日が多いが，月の中途で採用したときは報酬を月収に換算した額）を報告することになっています。また，日給や週給あるいは年俸などの場合でも，月収に換算した報酬を報告してください。〔法第22条第８項，厚年法第22条〕

〔注１〕日，時間，受持時間等により報酬が定められているときは，１か月あたりの勤務日数，勤務時間等を月額に換算した額を月収として取り扱います。

〈例〉　時給が1,500円，１日６時間労働，１か月の勤務日数が22日の場合の月収

1,500円×６時間×22日＝198,000円

〔注２〕週その他一定期間により支給される報酬のときは，その一定期間に支給された報酬をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額を月収として取り扱います。

〈例〉　１週間を１期間として報酬が60,000円の場合の月収

60,000円÷７日×30日＝257,142円（円未満切り捨て）

〔注３〕時給や週給のほかに，交通費等の支給がある場合は，これらを前記の金額に加算した額を月収として取り扱います。

２　報酬の報告方法

教職員を採用したときは，学校法人等は私学事業団に「資格取得報告書」を**採用日後５日以内**に提出することになっています。この「資格取得報告書」の報酬月額欄には，固定的給与（基本給等と現物給与）・非固定的給与（超過勤務手当等）を区分して記入するようになっているので，上記の報酬の範囲に当てはまる報酬を記入してください。

なお，同一学校法人等において複数の学校に勤務する場合は主たる勤務先となる学校番号を記入しますが，報酬は同一学校法人等から支給される合計額を報告してください。

また，賞与等が年４回以上支給される場合は，１年間に支給される賞与の額を12で除して得た平均月額を非固定的給与に含めて報告してください。その額は，同種の業務に従事し，同種の賞与等を支給される人が受けた賞与の平均月額を考慮して算定してください。

私学事業団では，「資格取得報告書」が提出されると，報酬月額に基づき標準報酬月額及び等級を確認・決定して，加入者証（丙種校の加入者にあっては加入者資格証）とともに学校法人等に確認通知書を送ります（P.41「加入者の資格取得」参照）。

第３節　標準報酬基礎届（定時決定）

１　定時決定

私学事業団では，毎年７月１日現在で学校に使用される加入者について，学校法人等が支給した４月，５月及び６月の報酬の報告をしていただき，原則としてその平均額に基づき，その年の９月からの標準報酬月額及び等級を決定します。この報告を標準報酬基礎届といい，毎年一定の時期に実

施・決定するため定時決定といいます。〔法第22条第５項，厚年法第21条第１項〕

1)　定時決定で確認された標準報酬月額は，以後大幅な増減（P.78参照），産休・育休等終了後の報酬改定の申し出（P.87参照），60歳以上の人で，退職後引き続き再雇用された人の報酬改定の申し出（P.88参照）がない限りその年の９月から翌年８月までの各月の標準報酬月額となります。〔法第22条第６項，厚年法第21条第２項〕

2)　定時決定は，毎年７月１日現在で，４月，５月及び６月の３か月の報酬を基礎として行いますので，６月１日以後加入者の資格を取得した人及び７月から９月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については，その年の定時決定の対象としません。〔法第22条第７項，厚年法第21条第３項〕

3)　定時決定にかかる届け出は，毎年６月中旬に私学事業団から学校法人等に対して「標準報酬基礎届書」（以下「基礎届書」といいます）と通知文を送付しますので，通知文に記載してある記入方法を参照のうえ，届書を作成してください。

なお，私学事業団から送付する基礎届書に替えて，学校法人等で独自に作成した電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）又は用紙（電算用紙といいます）で届け出することもできます。

電子媒体による報告については，「電子媒体による報告及び媒体の暗号化」（P.138）を参照してください。

また，電算用紙については，あらかじめ「様式用紙等電算用紙による申請について」に見本を添えて申請し，私学事業団の承認を得てから使用することとなります。電子媒体及び電算用紙による届け出の登録をしている学校については，通知文のみ送付します。詳しい内容や届け出方法については，私学事業団にお問い合わせください。

２　休業中の加入者及び日給・時給の加入者等にかかる届け出

1)　産休，育休，病休等により休業中の人，及び日給者，時給者などで，報酬支払いの対象となった日数（「支払基礎日数」といいます）が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満の月がある場合は，その月の報酬額は除いて算定します。休職給による算定はできません。

⑴　４月・５月・６月のいずれかの月の支払基礎日数が通常加入者で17日以上，短時間労働加入者で11日以上あれば，17日以上又は11日以上ある月の平均額で決定します。

⑵　４月・５月・６月のいずれかの月に無給又は休職給を受けている等で支払基礎日数が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満の月がある場合は，当該月を除いた月の平均額で決定します。

⑶　４月・５月・６月のいずれの月も無給又は休職給を受けている等で支払基礎日数が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満である場合は，従前の標準報酬月額で決定します。

〔注１〕支払基礎日数とは，その報酬の支払いの基礎となった日数のことを指します。

①　月給者については，出勤日数に関係なく暦日数となります。ただし，欠勤日数分だけ報酬が差し引かれる場合は，就業規則や給与規程に基づき学校法人等が定めた日数から欠勤日数を控除した日数が支払基礎日数となります。

②　日給者，時給者については，実際の出勤日数が支払基礎日数となります。

③　有給休暇は，労働の対償として報酬を受けているので，支払基礎日数に含まれます。

〔注２〕休職給とは，通常受ける給与とは別に休職という事由に対して設定されたもので，労働の対価としてではなく，休職期間中について任意的・恩恵的に支払われる給与のことをいいます（例・休業中について基本給の20％を支給した。基本給は全額支給するが通勤手当や役職手当が不支給な

ど)。休職給を届け出することはできません。

〔注３〕育児や病気等で時間短縮勤務をして給与がカットされた場合は休職給ではありませんので，支払基礎日数が通常加入者で17日以上，短時間労働加入者で11日以上であれば実際の支給額により届け出をしてください。

〔注４〕病休等において休業を開始した月の前月の給与を報告する取り扱いは，平成27年10月１日以後廃止されました。

2)　支払基礎日数が通常加入者で17日，短時間労働加入者で11日に満たない月や休職給を受けている月がある場合は，その月の報酬月額の合計は０円と記入し，平均額は当該月を除いて算定した額を記入してください。

3)　４月・５月・６月のいずれの月も支払基礎日数が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満である場合は，３か月とも合計を０円とし，平均額も０円と記入してください。

4)　報酬月額を０円と記入するときは，基礎届書の備考欄に０円とする理由を記入してください（例：育休中，介護休業など)。

３　その他通常と異なる届け出

1)　基礎届書の提出までにベース改定（ベースアップなど）が遡って行われた場合で，その差額が①５月に支給されたとき，４月はベース改定後の報酬を記入し，５月は差額を除いたベース改定後の報酬を，６月は実際に支給された報酬を記入してください。②６月に支給されたとき，４月，５月はベース改定後の報酬を記入し，６月は差額を除いたベース改定後の報酬を記入してください。③７月以降に差額が支給されるとき，４月・５月・６月はベース改定前の報酬を記入してください。

2)　月途中の採用等で，資格取得月の報酬が日割り計算で支給されている場合は，支払基礎日数にかかわらず，１か月分の報酬が受けられなかった月は０円とし，平均額は当該月を除いて算定した額を記入してください。備考欄に取得月の報酬が日割り支給である旨記入してください。

3)　ストライキ又は懲戒処分により減給されている場合は，減給されている月の合計は０円とし，平均額は当該月を除いて算定した額を記入してください。４月・５月・６月のいずれの月もストライキ又は懲戒処分により減給されている場合は，３か月とも合計を０円とし，平均額も０円と記入してください。備考欄に３か月ともストライキ（又は懲戒処分）による減給がある旨記入してください。月の途中の休業からの復職や時間短縮勤務の部分休業によって給与がカットされているものは，ここでいう減給には当たりません。

4)　本年の７月１日前の１年間に賞与を年４回以上支給しているときは，本年６月から過去１年間（前年７月～本年６月）に支給された賞与の合計額を12で除した平均額を非固定的給与に加えて記入してください。

5)　算定基礎月（４月・５月・６月）のいずれかの月又は月途中に区分変更（通常加入者から短時間労働加入者，短時間労働加入者から通常加入者へ変更）があったときは，当該月の給与計算期間の末日における区分（通常加入者又は短時間労働加入者であるかないか）に応じた支払基礎日数により，当該月が算定基礎月となるかならないかを判断し記入してください。

４　年平均額による保険者決定（定時決定）

４月～６月の報酬額を基に算出した標準報酬月額と，前年７月～当年６月の過去１年間の報酬月額の平均を用いて算出した標準報酬月額の等級に２等級以上の差があり，この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合，加入者本人が希望すれば，私学事業団へ申立書等を提出することにより，過去１年間の報酬月額の平均によって当年９月からの標準報酬月額及び等級を決定することができます（平成24年度より実施）。

【業務の性質上例年発生することが見込まれる場合とは】

・毎年４月～６月が繁忙期に当たるため，この期間中の残業手当等がほかの期間と比べて多く支給されるなど，例年季節的な報酬変動の起こ

ることが想定される場合を指します。

・単年度のみ等，業務の一時的な繁忙により報酬が増加する場合は対象外となります。

1)　年平均額による保険者決定（定時決定）の留意事項

⑴季節的な給与変動が起こる部署を単位として対象とします。

⑵前年７月～当年６月までの間に，今回の保険者決定の要件を満たす部署に異動した場合でも，報酬月額の平均の計算対象となる月であれば，異動前の部署で受けた報酬も含めて報酬月額の平均を計算します。

⑶通常の標準報酬月額改定の場合と同様に，標準報酬月額が上位又は下位の等級で確認されている加入者に限り，１等級の差でも保険者決定の対象とします。

⑷７月～９月までのいずれかの月を改定月とする標準報酬月額の改定が行われる場合は，定時決定において年平均による保険者決定を行うことはできません。標準報酬月額改定において年平均による保険者決定ができる場合があります（P.83参照）。

⑸当年４月以降に資格取得した人は，対象外となります。

⑹季節的給与変動の結果，４月～６月の平均と，前年７月～当年６月までの年平均を用いて算定した標準報酬月額の等級に２等級以上の差が生じた場合でも，この取り扱いを希望しないときは申立書及び同意書を提出する必要はありません（申し立てがない場合は通常の報酬月額の算定に基づいて標準報酬月額を決定します）。

⑺**標準報酬月額は，年金や傷病手当金など加入者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意のうえ，手続きしてください。**

2)　手続方法

年平均額による保険者決定の事由に該当し，本人が希望する場合は，

⑴基礎届書の４月・５月・６月の報酬月額欄を記載したうえで，前年７月～当年６月の過去１年間の月平均報酬額を「年平均額」欄に記

入してください（平均額を算出する際に出る，**１円未満の端数については切り捨て**となります）。

⑵「保険者決定（年間報酬額の平均額により算定）の申立書（定時決定）」（基礎－①）と「標準報酬基礎届・保険者決定申立に係る例年の状況，標準報酬月額の比較及び加入者の同意書」（基礎－②）※を記載のうえ，基礎届書と同時に提出してください（必ず本人の署名をしてください）。

※同意書のエクセルファイル（ZIP形式）は，私学共済ホームページ〔よくある質問（Q＆A）▶年平均額による保険者決定Q&A（定時決定）のA18〕欄に掲載しています。

５　記入上の注意

1)　定時決定を要する該当者名及び従前の標準報酬月額等は，通知文に記載してある日現在で確認しているものを印字しています。

2)　学校は，基礎届書の「報酬月額」欄に４月，５月及び６月の報酬月額を固定的給与と非固定的給与に区分して記入してください（必ず通常・短時間の区分及び年平均希望している旨，◯印をつけてください）。

また，年平均額による保険者決定の条件を満たし，本人が希望する場合については，「４年平均額による保険者決定（定時決定）」（P.75）を参照のうえ，手続きしてください。

3)　基礎届書に氏名が記載されていないが，定時決定の報告を必要とする加入者（６月１日以後に５月31日以前に遡って資格を取得した人）や記載されてはいるが報告が必要でなくなった加入者（退職者あるいは７月改定などのため標準報酬月額改定届書を提出した人）などがある場合は，通知文にある記入方法を参照して報告してください。

６　提出上の注意

1)　基礎届書は７月10日までに提出してください。〔施行規則第１条の２の６第１項〕提出が遅れると確認処理ができず，掛金等の算定や給付

の決定にも支障をきたします。

2)　基礎届書提出時において未報告の異動報告書，例えば「標準報酬月額改定届書」，「資格取得報告書」，「資格喪失報告書」及び「加入者異動報告書」などがある場合には，速やかに提出してください。

3)　基礎届書が未提出の場合には，やむを得ず直近の報酬月額を基礎として標準報酬月額を確認・決定しますが，結果的に不利な扱いともなりかねませんので，必ず基礎届書を提出してください。〔法第22条第16項，厚年法第24条第１項〕

なお，定時決定にかかる記入上の注意事項等については，基礎届書と一緒に送付する通知文でお知らせしますので，必ずご一読ください。

ただし，電子媒体及び電算用紙による報告の登録をしている学校法人等には基礎届書は同封していません。

７　標準報酬基礎届（定時決定）の確認通知書

学校法人等から提出された「標準報酬基礎届書」に基づき，その年の９月からの標準報酬月額等を決定し，確認通知書（２）を送付しますので，内容を確認してください。

第４節　報酬が大幅に増減したとき（標準報酬月額改定）

標準報酬月額改定のフローチャート（P.90参照）も併せて参考にしてください。

１　通常の場合（標準報酬月額の等級が２等級以上増減したとき）

加入者の標準報酬月額は，資格取得時に決定され，その後定時決定により年１回改定されるのが原則です。しかし，その後固定的給与の変動や給与体系に変更があり，変動月以後，継続した３か月間の報酬の平均（３か月とも支払基礎日数が通常加入者で17日以上，短時間労働加入者で11日以上あることが必要です）の額が，現に確認されている標準報酬月額

の基礎となった報酬月額と比べて２等級以上の増減を生じたときは，変動月から４か月目に標準報酬月額が変更となります。これを標準報酬月額改定（この節以降において以下「随時改定」といいます）といいます。〔法第22条第10項，厚年法第23条第１項〕

ただし，①固定的給与等が増えたが，非固定的給与が大幅に減ったことにより２等級以上の減が生じた場合（下表①），②固定的給与等が減ったが，非固定的給与が大幅に増えたことにより２等級以上の増が生じた場合（下表②），③固定的給与等の増減がなく，非固定的給与が増えた（減った）ことにより２等級以上の増減を生じた場合（下表③）は，随時改定には該当しません。

給与	固定的給与等	⬆	⬆	↑	⬇	⬇	↓	⬆	⬇	——
	非固定的給与	↑	↓	↓	↓	↑	↑	—	—	↑↓
３か月の報酬の平均額（２等級以上の差）		⬆	⬆	↓	⬇	⬇	↑	⬆	⬇	↑↓
標準報酬月額改定届書の提出の必要		有	有	無	有	有	無	有	有	無
				①			②			③

（↑＝増額　　↓＝減額）

なお，改定された標準報酬月額は，その年の８月（７月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては，翌年の８月）までの標準報酬月額となります。〔法第22条第11項，厚年法第23条第２項〕

〔注１〕同一法人の設置する学校間で，配置替えなどによって新所属学校で受ける報酬が，前所属学校で受けていた報酬より２等級以上の差が生じた場合なども，前述の取り扱いによって増減した月から４か月目に標準報酬月額が改定されます。

〔注２〕ベース改定（ベースアップなど）が遡って行われた場合は，差額支給のあった月を変動月として，変動月に支給された報酬（差額を除きます）と変動月の翌月及び翌々月に支給された報酬の平均額が現に確認されている標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて標準報酬月額表で２等級以上の増減が生じたときは，その額を報酬月額として報告してください。ベース

改定された月まで遡っての随時改定にはなりませんので，注意してください。

1）　固定的給与の変動

⑴「固定的給与」とは，基本給・学級担任・家族（扶養）・通勤・住宅・食事手当などのように毎月一定の額又は一定の割合で支給されるもの

⑵「非固定的給与」とは，超過勤務・宿日直・研究・皆勤手当など稼働や能率の実績によって支給され，毎月一定でないもの

⑶「固定的給与の変動」とは，一般的には昇給（降給）又はベースアップ（ベースダウン）などを指しますが，そのほか，学級担任・家族（扶養）・住宅などの固定的な手当の追加，支給額が変更されたときもこれに含まれます。

〔注〕病気や育児等で勤務時間を短縮したため，基本給から一定額を控除して支給するような場合は固定的給与の変動とはなりません。

２）給与体系の変更

年給制や日給制が月給制になったとき，あるいは学級担任・家族（扶養）・住宅などの手当が新設又は廃止されたとき

３）その他の変更

日給や時間給の基礎単価（日当，単価）に変動があったときや，超過勤務手当等の稼働状況に応じ支給される手当の支給単価（支給割合）が変更されたとき

〔注〕超過勤務手当等の非固定的給与に該当する手当は，個人や月々の稼働状況によって時間数が不確定であるため，単に時間の増減があった場合においては随時改定の対象とはなりませんが，支給単価（支給割合）が変更となった場合については，随時改定の対象となります。

２　特別な場合（２等級以上の差がないときでも標準報酬月額を改定する場合）

随時改定は，通常２等級以上の増減が生じた場合に対象となりますが，**２等級以上に相当する大幅な給与異動**をしている加入者の現実の給与実

態を標準報酬月額に反映させることを目的として，等級の上限又は下限にわたる変更の場合に限り，１等級の増減であっても改定する特例があります（**下表参照**）。この場合も，増減した月から継続した３か月の報酬月額の平均額を報告してください。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額	昇降給に伴う標準報酬月額の改定
	円		１．第１級と第２級との間の改定
1	58,000	63,000 円未満	(1)報酬月額 53,000 円未満で第１級 58,000 円の人が報酬月額 63,000 円以上 73,000 円未満に昇給→第２級 68,000 円へ改定
2	68,000	63,000 円以上　73,000 円未満	
	～		(2)第２級 68,000 円の人が，報酬月額 53,000 円未満に降給→第１級 58,000 円へ改定
49	1,330,000	1,295,000 円以上　1,355,000 円未満	２．第 49 級と第 50 級との間の改定
50	1,390,000	1,355,000 円以上	(1)第 49 級 1,330,000 円の人が報酬月額 1,415,000 円以上に昇給→第 50 級 1,390,000 円へ改定
			(2)報酬月額 1,415,000 円以上で第 50 級 1,390,000 円の人が，報酬月額 1,295,000 円以上 1,355,000 円未満に降給→第 49 級 1,330,000 円へ改定

３　休業中の加入者にかかる随時改定

随時改定に当たっては，その算定となる３か月間のすべての月において，支払基礎日数が通常加入者で17日以上，短時間労働加入者で11日以上あることが要件となります。

1）　産休，育休，病気等により休業中などで，算定となる３か月間のうち１月でも支払基礎日数が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満の月がある場合は，随時改定には該当しません。

2）　休職給による届け出はできません。

3）　定期昇給，ベース改定，扶養家族の成人による扶養手当の減など，休業と関係のない事情で報酬に変動があった場合でも，休業中は随時改定には該当しません。

4）　復職と同時に，又は休業中に固定的給与の変動があった場合で，支払基礎日数が通常加入者で17日以上，短時間労働加入者で11日以上の月が復職月を含めて３か月連続し，復職月から３か月の報酬月額（実

際に支給された報酬月額）の平均額が２等級以上変動していたときは，随時改定に該当します。復職月の支払基礎日数が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満であるときは，その後に支払基礎日数が通常加入者で17日以上，短時間労働加入者で11日以上の月が３か月連続し，その３か月の報酬月額（実際に支給された報酬月額）の平均額が２等級以上変動していたときに，随時改定に該当します。

４　日給，時給の加入者にかかる随時改定

日給者，時給者については，実際の支給額を基に取り扱います。

1)　算定となる３か月間のうち１月でも支払基礎日数が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満の月がある場合は，随時改定には該当しません。

2)「固定的給与の変動」又は「給与体系の変更」を伴うことが随時改定の要件ですので，日給や時給の基礎単価に変動がなく出勤日数や出勤時間数の変動のみで増減した場合には，随時改定には該当しません。

５　随時改定の手続き

随時改定の該当者があったときは，「標準報酬月額改定届書」を提出してください。また，電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）で報告することもできます（P.138参照）。

1)　提出上の注意

⑴　この届書は，改定月（報酬に増減があってから４か月目）になってから**10日以内**に提出してください（提出の際には必ず通常，短時間の区分に◯をつけてください）。〔施行規則第１条の２の６第２項〕

⑵　届書を提出した後で，報告の内容に誤りがあり訂正を要する場合は，「報酬月額訂正申出書」を提出してください。

2)　随時改定の確認通知書

学校法人等から提出された「標準報酬月額改定届書」に基づき，標準報酬月額等を決定し，確認通知書（１）を送付しますので，内容を

確認してください。

６　年平均額による保険者決定（随時改定）

業務の性質上，例年季節的に報酬が変動することにより，通常の方法により随時改定を行うことが著しく不均衡であると認められる場合，加入者本人が希望すれば，私学事業団へ申立書等を提出することにより，保険者決定を行うことができます（平成30年10月改定より実施）。

保険者決定の対象となるのは，次の五つの要件に該当する場合です。

⑴　現在の標準報酬月額（以下（A）といいます）と固定的給与の変動があった月以降３か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額（以下（B）といいます）との間に２等級以上の差が生じていること

⑵　（B）と，変動月以後の継続した３か月の間に受けた固定的給与の月平均額に変動月前の継続した９か月及び変動月以後の継続した３か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額（以下（C）といいます）との間に２等級以上の差があること

⑶　（B）と（C）に生じる差が，業務の性質上例年発生することが見込まれること（P.85参照）

⑷　（A）と（C）との間に１等級以上の差があること

⑸　加入者が同意していること

＜事例＞年平均額による保険者決定を申し出できる場合
・４月に定期昇給があり固定的給与が１万円増えた
・毎年，年度初めは，繁忙期のため４月から６月の超過勤務手当が他の月より多い

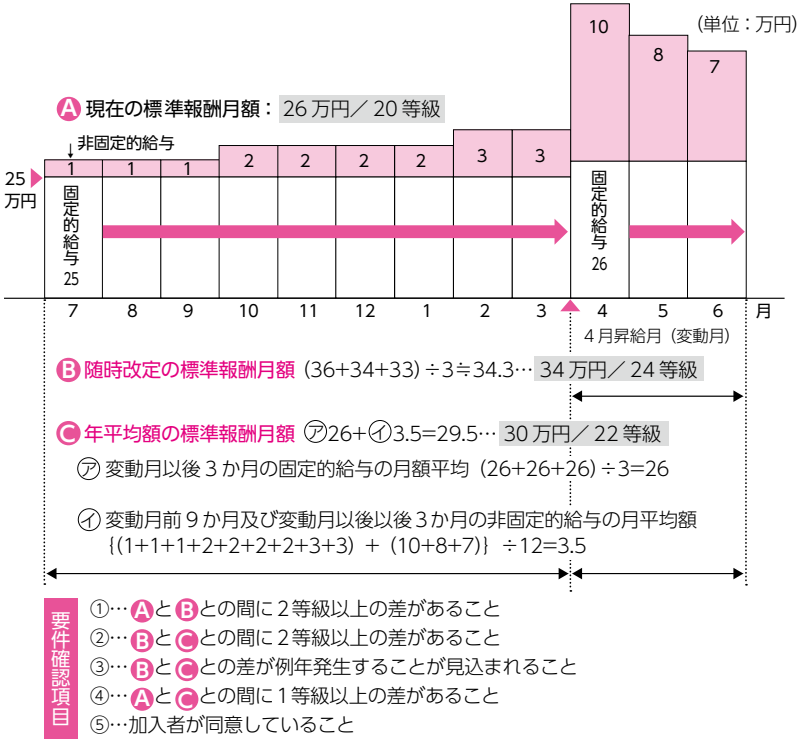

要件確認項目
①…ⒶとⒷとの間に２等級以上の差があること
②…ⒷとⒸとの間に２等級以上の差があること
③…ⒷとⒸとの差が例年発生することが見込まれること
④…ⒶとⒸとの間に１等級以上の差があること
⑤…加入者が同意していること

〈業務の性質上例年発生することが見込まれる場合とは〉

業種や職種の特性上，基本的に特定の３か月が繁忙期にあたるため，この期間中の残業手当等がほかの期間と比べて多く支給されるなど，例年季節的な報酬変動の起こることが想定される場合を指します。

次の事由による改定は，業務の性質上例年発生することが見込まれないため，**年平均額による保険者決定には該当しません**。

・非固定的給与の支払の影響がなく，単に固定的給与額が大きく増減したことによる改定
・定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定
・単年度のみ等，業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定
・転居に伴う通勤手当の支給額変更等による改定

1)　年平均額による保険者決定の留意事項

①季節的な給与変動が起こる部署を単位として対象とします。

②月平均額を計算する際は，支払基礎日数が17日以上（短時間労働加入者においては11日以上）の月を対象として算出します（**１円未満の端数については切り捨て**となります)。

③固定的給与の変動月前の継続した９か月及び変動月以後の継続した３か月までの間に，保険者決定の要件を満たす部署に異動した場合でも，報酬月額の平均の計算対象となる月であれば，異動前の部署で受けた報酬も含めて報酬月額の平均を計算します。

④通常の随時改定の場合と同様に，標準報酬月額が上位又は下位の等級で確認されている加入者に限り，１等級の差でも保険者決定の対象とします。

⑤年平均額の標準報酬月額の等級が，現在の等級と同等級又は昇給でありながら現在の等級を下回る（降給時においては上回る）場合は，現在の等級のままとし，随時改定は行いません。この場合で，７月

改定を行わないこととなった人は，定時決定の対象者となりますので，「基礎届書」の提出が必要となります。定時決定において，年平均額による保険者決定を希望する場合は，「標準報酬基礎届・保険者決定申立に係る例年の状況・標準報酬月額の比較及び加入者の同意書」（基礎-②）の備考欄に，加入者本人より随時改定の年平均額による保険者決定の希望があったが，計算した結果，当該理由により随時改定を行わない人となった旨を記入してください。

〔例〕７月改定年平均希望有り。従前と同等級のため随時改定を行わない者

⑥同意書を提出する際には，必ず本人の署名をしてください。なお，加入者がこの取り扱いを希望しないときは，通常の随時改定に該当しますので，「標準報酬月額改定届」を提出してください。

⑦　**標準報酬月額は，年金や傷病手当金など加入者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意のうえ，手続きしてください。**

2）　手続方法

年平均額による保険者決定の事由に該当し，本人が希望する場合は，改定月の**10日以内**に次の①～③をまとめて提出してください。

①　「標準月額改定届書（年平均用）」

②　「保険者決定（年間報酬額の平均額により算定）の申立書（随時改定用）」（改定-①）

③　「標準報酬月額改定届・保険者決定申立に係る例年の状況，標準報酬月額の比較及び加入者の同意書（随時改定用）」（改定-②）※

①～③の書類は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕よりダウンロードできます。

※　同意書のエクセルファイル（ZIP形式）は，私学共済ホームページ〔よくある質問（Q＆A）▶年平均額による保険者決定Q＆A（随時改定）のA18欄〕に掲載しています。

なお，届書等を提出した後で，報告内容に誤りがあり訂正を要する場合，

又は通常の随時改定を行った後で，年平均による保険者決定へ変更する場合は，私学事業団までお問い合わせください。

第５節　産前産後休業，育児休業等終了後の標準報酬月額改定

３歳未満の子を養育していて，産前産後休業又は育児休業等終了日の翌日に復職した加入者の報酬が，現に確認されている標準報酬月額の等級に比べて１等級でも差があれば，加入者の申し出により標準報酬月額改定ができます（産前産後休業後の改定は平成26年４月１日，育児休業後の改定は平成17年４月１日施行）。〔法第22条第12項，第14項，厚年法第23条の２第１項，第23条の３第１項〕

通常の随時改定では対象とならない１等級の減や，復職後の時間短縮勤務による報酬減の場合でも標準報酬月額の改定ができ，３歳未満の子を養育している加入者の掛金等の負担が軽減されます。また，この改定によって標準報酬月額が下がった場合であっても，年金額の計算に当たっては別途申請することにより養育開始前の標準報酬月額を保障できるしくみが設けられています（P.100参照）。

１　要件（次の①～③すべてに該当すること）

①　産前産後休業又は育児休業等を終了した日において，当該休業により養育している子が３歳に達していないこと

〔注〕　産前産後休業終了から引き続いて育児休業等を開始している場合や，育児休業等終了から引き続いて次子の産前産後休業を開始している場合は，該当しません。

②　復職した日を含む３か月の報酬の平均額が，現に確認されている標準報酬月額の等級に比べ１等級以上の増減があること

③　**当該加入者が標準報酬月額の改定を行うことを希望していること**

なお，上記の要件を満たさなくとも，身分の変更等に伴う固定的給与

の変動等により，現に確認されている標準報酬月額の等級に比べて２等級以上の差が生じる場合は，通常の随時改定に該当します。この場合，**本人の希望の有無にかかわらず**，学校法人等は事由が発生した日から10日以内に改定届書を提出しなければなりません。（P.78「報酬が大幅に増減したとき（標準報酬月額改定）」参照）

産前産後休業，育児休業等終了後の改定と，通常の報酬が大幅に増減したときの随時改定は取り扱いが異なりますので注意してください。

２　改定される月

産前産後休業又は育児休業等終了日の翌日の属する月から３か月間の報酬の平均額を報酬月額として，その翌月（復職した月から４か月目）から標準報酬月額を改定します。復職した月以後報酬支払いの対象となった日数（支払基礎日数）が通常加入者で17日未満，短時間労働加入者で11日未満となる月については，算定基礎月は記入しますが，報酬月額は０円とします。平均額は，17日未満（通常加入者）又は11日未満（短時間労働加入者）の月を除いて算定した額を記入してください。

また，必ず通常，短時間の区分に◯をつけてください。

３　申請方法

「標準報酬月額改定届書（産休・育休終了者用）」を使用し，復職した月から４か月目の10日までを目安に提出してください。〔施行規則第１条の３，第１条の３の２〕

第６節　退職後引き続き再雇用された場合の改定（即時改定）

60歳以上である加入者が，同一学校法人等において雇用契約上，一旦退職し，１日の空白もなく引き続き再雇用され，再雇用時に報酬月額に増減がある場合は，申し出により次のとおり標準報酬月額を即時に改定することができます。

１　要件（次の①～④すべてに該当すること）

①　60歳以上の加入者

②　同一学校法人等において雇用契約上，一旦退職し，１日の空白もなく引き続き再雇用されること

③　再雇用時の報酬月額が現在確認されている標準報酬月額よりも１等級以上の増減があること

④　当該加入者が即時改定を行うことを希望していること

２　標準報酬月額の算定及び改定月

再雇用された日の属する月の報酬月額によって当該月から改定できるものとします。なお，報酬の支払いが再雇用の日の属する月の翌月であっても，即時改定は再雇用の日の属する月となります。この場合は，実際の支払月にかかわらず，再雇用後の報酬額により改定します。

即時改定に該当する人があったときは，「標準報酬月額改定届書（即時改定用）」を提出してください。

３　提出上の注意

⑴　「即時改定月」欄は，再雇用された年月を記入してください。

⑵　「報酬月額」欄は固定的給与（基本給・現物給与）と非固定的給与（超過勤務手当等）に区分して記入してください。

⑶　月の途中で再雇用された場合等で再雇用月の報酬が日割りとなっている場合は，再雇用前の報酬は含めず，月収に換算した再雇用後の報酬額を報告してください。

⑷　「加入者の同意」欄は，必ず該当者本人が署名してください。

⑸　添付書類

「標準報酬月額改定届書（即時改定用）」に，一旦退職し，１日の空白もなく引き続き再雇用されたことによる即時改定であることを明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付してください。

標準報酬月額の改定が必要なとき

標準報酬月額は，資格取得時に決定された後，毎年１回の定時決定で見直されます。ただし，次の場合は標準報酬月額の改定が必要となります。

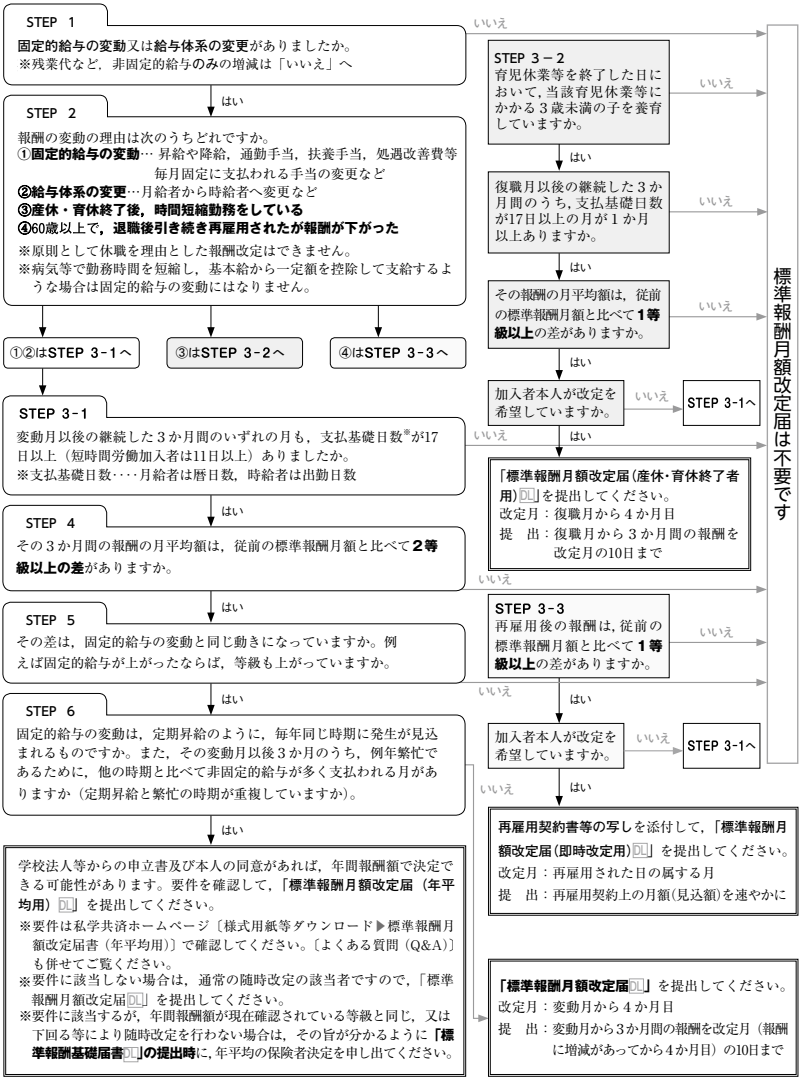

〔注〕私学共済ホームページ〔資格と掛金等▶報酬とは▶標準報酬月額と標準賞与〕にも掲載しています。

第７節　標準報酬月額の適用期間

標準報酬月額は，各種の給付や掛金等算定の基礎となるものであり，その適用期間（固定される期間）は次のとおりです。〔法第22条第６項，第９項，第11項，第13項，第15項，厚年法第21条第２項，第22条第２項，第23条第２項，第23条の２第２項，第23条の３第２項〕

⑴「資格取得報告書」で確認された標準報酬月額は，標準報酬月額の改定がない限り，５月31日までに資格取得した人はその年の８月まで，６月１日以後に資格取得した人は翌年８月までです。

⑵　定時決定で確認された標準報酬月額は，標準報酬月額の改定がない限りその年の９月から翌年の８月までです。

⑶「標準報酬月額改定届書」によって確認された標準報酬月額は，その後に標準報酬月額の改定がない限り６月までに改定したものについてはその年の８月まで，７月以後に改定したものについては翌年の８月までです。

第５章　標準賞与額

第１節　標準賞与額とは

学校法人等が加入者に賞与等を支給したときは，その額を報告していただき，その支給額に基づきその月の標準賞与額を決定します。支給総額の1,000円未満を切り捨てた賞与等の額が標準賞与額です（平成15年４月施行)。〔法第23条，厚年法第24条の４〕

１　賞与等の範囲及び区分

勤務の対価として受ける賞与・ボーナス・期末手当など，名称は異なっていても同一の性質を有しており，**年間における支給回数が３回までのものはすべて賞与等の範囲になります**（遡及して賞与・期末手当などに差額が生じたときは，その差額も対象となります)。

また，金銭給与のほか現物で支給されるものも含まれます（P.68「１ 報酬の範囲」参照)。なお，臨時に支給される出張旅費や恩恵的に支給される祝金・見舞金などは賞与等の範囲に含まれません。

区分	対象となるもの	対象とならないもの
賞与	賞与（役員賞与を含みます)・ボーナス・期末手当・年末手当・夏（冬）期手当・年越手当・年末一時金・勤勉手当・決算手当・繁忙手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので年間を通して支給回数が３回までのもの	・左記の賞与等で同一性質を有し年間を通して年４回以上支給されるもの ・恩恵的に支給される結婚祝金，病気見舞金，災害見舞金，創立記念手当，永年勤続手当など ・出張旅費，退職金，解雇予告金など
その他(1)	入試手当や処遇改善手当など賞与以外の手当で年間を通して支給回数が３回までのもの	
その他(2)	寒冷地手当・石炭手当・薪炭手当などと同一性質を有すると認められるもので年間を通して支給回数が３回までのもの	

２　二以上の勤務先から賞与等を受ける場合の取り扱い

1)　同一学校法人の高等学校と中学校の両方で勤務をしている人など，同一の法人の複数の勤務先からそれぞれ賞与等が支給されている場合，その合計額をその人の賞与等の額として取り扱います。

2)　同一グループ内で学校法人と宗教法人があり両方から賞与等が支給されている人，学校法人と会社法人の役員を兼務している人など，複数の法人からそれぞれ賞与等が支給されている場合，法人をまたいでの合計はせず，私学共済の加入者資格を得ている学校法人等から支給されている賞与等の額をその人の賞与等の額として取り扱います。

３　年４回以上支給される賞与等

年間を通して４回以上支給される賞与等（給与規程や賃金協約等によって客観的に定められていたり，１年以上にわたって支給が行われている場合）は，報酬に含めることになります。〔法第21条，厚年法第３条第１項〕

４　賞与等の支給回数

1)　賞与，期末手当，年末手当等名称が異なっていても同一性質を有すると認められるものごとに数えます。

〈例１〉　賞与が６月・12月・３月支給，入試手当が３月に支給される場合

賞与と入試手当は同一性質を有すると認められませんので，それぞれの回数を別々に数え，すべてが「賞与等」になります。

〈例２〉　夏期手当６月，年末手当12月，年度末手当が３月に支給される場合

夏期手当と同一性質を有すると認められるものが年３回支給のため，すべてが「賞与等」になります。

〈例３〉　夏期手当６月，寒冷地手当10月，年末手当12月，年度末手当３月，決算手当３月に支給される場合

夏期手当と同一性質を有すると認められるものが年４回支給のため，賞与ではなく「報酬」となり，年１回支給の寒冷地手

当は，「賞与等」になります。

〈例４〉　賞与が６月・12月，寒冷地手当が11月から３月までの毎月支給の場合

賞与は年に２回なので「賞与等」として支給報告となりますが，寒冷地手当は年３回を超えているので「報酬」となります。

2)　学校法人等のやむを得ない事情等により，賞与等が分割支給された場合は分割分をまとめて１回とカウントします。また，ベースアップ等により差額分を支給した場合は支給回数には含みません。

５　賞与等の支給回数に変更があった場合

賞与等が「報酬」となるか「賞与等」となるのかは，７月１日現在を基準として，同日前１年間を通した支給回数（前年の７月２日以降に支給回数の変更について規程改正を行った場合等を含みます）により判断します。

1)　７月１日以前に支給回数を年３回から４回に変更したとき

当年８月までは従来どおり賞与等の報告をします。当年の標準報酬基礎届書（以下「基礎届書」といいます）に前年７月１日から当年６月30日までの１年間に支給（４回）した賞与等の合計額を12で除して得た平均月額を，報酬月額（非固定的給与）に加算して定時決定を行います。９月以降支給される賞与等の報告はしません。

〔注〕　支給実績のないときは，規程変更後の支給条件であったとすれば前１年間に支給されたであろう賞与等の平均月額を加算して報告してください。

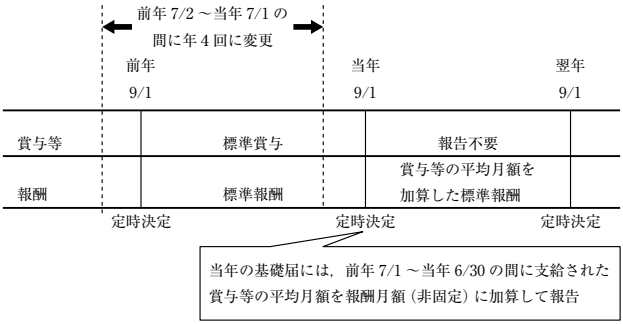

2)　７月２日以降に支給回数を年３回から４回に変更したとき

翌年８月までは従来どおり賞与等の報告をしますので，当年の基礎届書には賞与等の平均額を加算しません。

翌年の基礎届書から当年７月１日から翌年６月30日までの１年間に支給した賞与等の額を12で除した平均月額を，報酬月額（非固定的給与）に加算します。

〔注〕 翌年の７月以降に標準報酬月額の改定があった場合は，先に計算した賞与の平均月額を報酬月額（非固定的給与）に加算します。

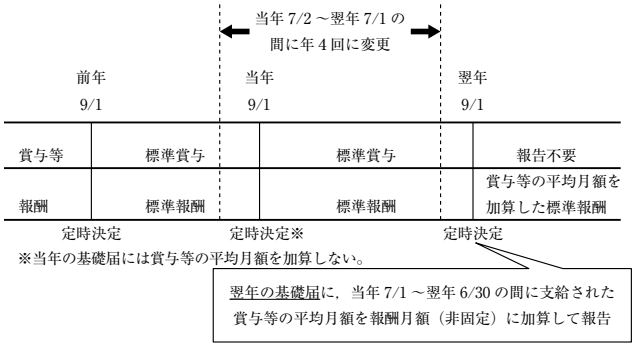

3)　７月１日以前に支給回数を年４回から３回に変更したとき

当年８月までは，賞与等の報告はしません。当年の基礎届書には賞与等の平均月額を加算しないで定時決定を行いますので，９月以降支給された賞与等から報告します。

〔注〕 当年６月までに標準報酬月額の改定があった場合は，前年の基礎届書で報告した賞与等の平均月額を報酬月額（非固定的給与）に加算します。当年７月改定以降は加算しません。

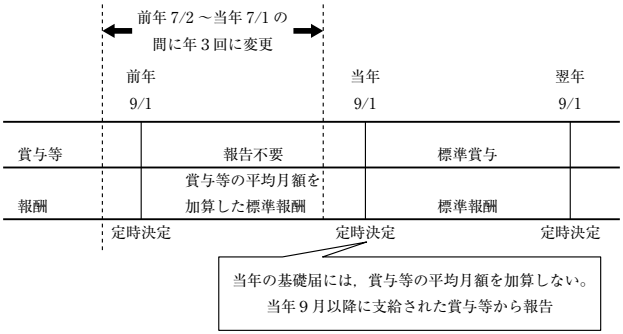

4)　７月２日以降に支給回数を年４回から３回に変更したとき

前年７月１日から当年６月30日までの１年間に支給（４回）した賞与等の合計額を12で除した平均月額を，当年の基礎届書の報酬月額（非固定的給与）に加算して定時決定を行い，翌年の８月までその標準報酬月額を適用します。

したがって，翌年の８月までは賞与等の報告は必要ありません。翌年の９月以降支給された賞与等から報告します。

〔注〕 当年の７月から翌年６月までの間に，標準報酬月額の改定があった場合も，先に計算した賞与の平均月額を報酬月額（非固定的給与）に加算します。

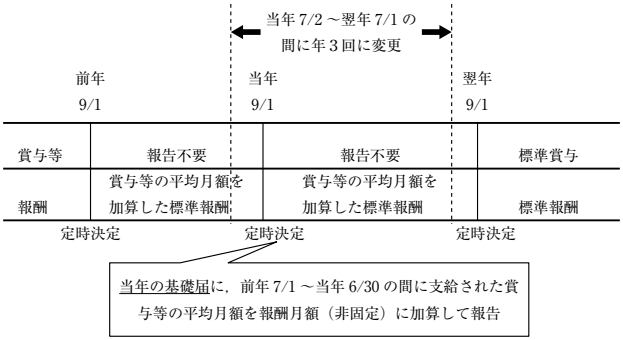

６　標準賞与額の上限

標準賞与額の上限は年金等給付にかかる標準賞与額は１か月当たり150万円，短期給付にかかる標準賞与額は年度内（４月から翌年３月まで）の合計が573万円です。〔法第23条，厚年法第24条の４〕

賞与等支給報告書には支給額をそのまま記入し提出しますが，短期給付にかかる標準賞与額が年度内で573万円に達した後は標準賞与額を０円として決定し，掛金等は発生しません。

例） 賞与等が当年６月に250万500円，当年12月に350万600円，翌年３月に30万円支給される場合

支給年月	支給額	標準賞与額（短期等）	標準賞与額（年金等）
当年６月	2,500,500円	2,500,000円	1,500,000円
当年12月	3,500,600円	3,230,000円＊1	1,500,000円
翌年３月	300,000円	0円＊2	300,000円
年度内合計額	6,301,100円	5,730,000円	3,300,000円

＊1 12月支給分を報告していただくことにより，年度内の標準賞与額の累計額が573万円を超えるため，短期給付にかかる標準賞与額が次のようになります。

（年度の上限額）　（６月標準賞与額）　（12月標準賞与額）

5,730,00円　－　2,500,000円　＝　3,230,000円

＊2 ３月支給分は，累計額がすでに5,730,000円を超えているため，短期給付にかかる標準賞与額は０円となります。

第２節　賞与等支給報告書

１　賞与等の報告を必要とする加入者（対象者）

学校法人等から賞与等を支給された加入者全員（資格取得の手続き中の人も含みます）が対象となります。

２　賞与等支給報告書の送付及び提出

賞与等を支給したときは，「賞与等支給報告書」に必要事項を記入して**５日以内**に提出してください。この「賞与等支給報告書」は，学校法人等から報告された「賞与等支給月予定報告書」に基づき，賞与等支給月の約１か月前に私学事業団から送付します。なお，同一月内に賞与等を

複数支給した場合は，支給額を合算して最後に支給した日から５日以内に提出してください。〔施行規則第１条の４〕

また，電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）又は電算用紙で報告することもできます（報告の方法は，「基礎届書」と同じ要領です。P.71及びP.138参照）。

ただし，電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等へは「賞与等支給報告書」は送付しませんので，報告漏れのないようにしてください。

３　報告に当たっての注意事項

⑴　支給総額（諸控除する前の額）を１円単位まで報告してください。年度内で標準賞与額が573万円を超える場合でも，支給総額をそのまま記入してください。

⑵　支給年月の欄は必ず記入してください。

⑶　同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算して報告してください。

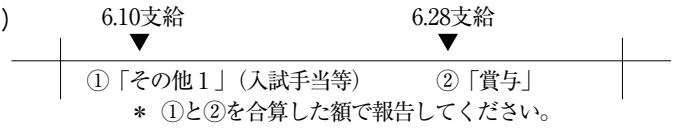

⑷　育児休業等休職中の加入者や，70歳以上の加入者（特定教職員等を含みます）についても，実際に賞与等が支給された場合はその額を報告してください。

⑸　私学事業団で確認している加入者の氏名・生年月日で報告してください。なお，訂正がある場合は，別途「加入者異動報告書」により手続きしてください。

⑹　月の途中に所属学校変更している人で前任校においてその月に賞与等の支給があった場合は，後任校での報告となります。なお，その月に後任校においても賞与等の支給があった場合は，前任校で支給され

た額との合算額を報告してください。

⑺　送付された用紙に記載されていない加入者に支給があった場合は，追加記入して提出してください。ただし，資格取得又は所属変更手続き中の場合は，加入者番号が決定してから報告してください。また，**支給がなかった場合は，空欄又は０円と記入せずに必ず加入者番号から賞与等区分まですべて二重線で抹消してください**（全員支給がなかった場合は，「賞与等支給報告書」の提出は必要ありません）。

⑻　ベース改定等により，賞与等の差額が遡及して支給された場合は，その差額分を支給した月に「賞与等支給報告書」を提出してください。

⑼　「賞与等支給報告書」の内容が誤っていた場合は，「賞与等訂正申出書」により訂正してください。学校法人等の規程改正等により賞与等が減額された場合は減額方法により取り扱いが異なり，「賞与等訂正申出書」に該当しないことがありますので，私学事業団に問い合わせください。

⑽　資格喪失後に支給された賞与等の報告は不要です。現在加入者である者の支給報告を提出したにもかかわらず，報告不要者である旨の未確認連絡書が届いた場合は，加入者番号の誤りが考えられますので，確認のうえ，正しい加入者番号で「賞与等支給報告書」を再度提出してください。

４　賞与等支給月に変更があった場合

学校法人等の給与規程等の改正により賞与等支給月が変更になる場合は，「賞与等支給月予定報告書」を提出してください。

５　標準賞与額の確認通知書

学校法人等から提出された「賞与等支給報告書」に基づき，標準賞与額を決定し，確認通知書⑵を送付しますので，内容を確認してください。

第６章　３歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額の特例

３歳未満の子の養育期間中に勤務時間の短縮等があり，その結果，標準報酬月額が下がったとき，加入者からの申し出によって養育開始前の標準報酬月額で年金額を計算し，その期間にかかる年金等が減額にならないしくみが設けられています（平成17年４月施行。以下「養育特例」といいます）。〔国共済法第75条の３，厚年法第26条〕

１　要件

３歳に達していない子を養育している加入者が，養育特例の申し出をしたとき。なお，「養育とは，同居し監護するとの意」であるとされています。〔平成21年12月28日厚生労働省職業安定局長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知ほか〕

育児休業の取得の有無や，時間短縮勤務の実施の有無は問いません。

２　養育特例における「子」の範囲

①　法律上の親子関係がある子（実子及び養子）

②　特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子

③　養子縁組を前提として里親に委託されている子

④　養子縁組を前提とした里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず，実親等が反対している等の理由により，養育里親として委託された子

〔注〕　②③④は平成29年1月1日に養育特例における「子」に加えられました。同日以前から②③④の子を養育している場合は，同日から養育特例の対象となります。

３　養育特例の内容

３歳未満の子を養育する加入者の標準報酬月額が，養育を開始した日（通常は出生日になります）の属する月の前月（以下「基準月」〔注〕といいます）

の標準報酬月額を下回った場合に，基準月の標準報酬月額をその月の標準報酬月額とみなして，将来，年金額を算定します。なお，この期間中の掛金等については，実際の標準報酬月額に基づいて計算します。

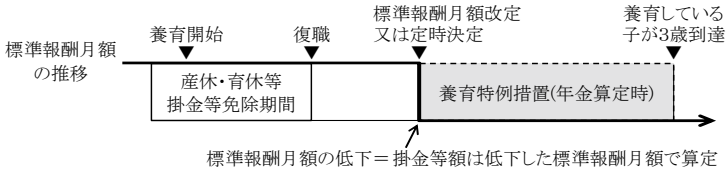

養育を開始した日が平成27年10月１日以後である場合は，私学共済制度の加入者としてのみならず，厚生年金保険の被保険者として実施機関（P.21「適用の範囲に関する法律上の位置付け」参照）をまたいで養育特例が受けられます。

〔注〕 養育を開始した日が平成27年９月30日以前である場合の養育特例については，私学共済制度の加入者であった期間についてのみの適用となり，実施機関をまたいでの適用はありません。

1） 養育特例の対象となる期間中に転職等で実施機関が変わった場合でも，申請により引き続き養育特例が適用となります。

2） 養育を開始した日の属する月の前月に私学共済制度の加入者でなく他の実施機関にかかる厚生年金被保険者であった場合，養育を開始した日の属する月の前月が基準月となります。

3） 養育を開始した日の属する月の前月に私学共済制度の加入者でなく他の実施機関にかかる厚生年金被保険者でもない場合，その月前１年以内に私学共済制度の加入者や他の実施機関にかかる厚生年金被保険者であった月の最後の月を基準月とします。

4） 退職等年金給付（新３階年金）にかかる養育特例については，私学共済制度の加入者であった期間についてのみの適用となり，実施機関をまたいでの適用はありません。

４　養育特例の対象となる期間

養育を開始した日の属する月から，次の①から⑤のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月までの各月です。

この期間中，標準報酬月額改定等によって基準月より標準報酬月額が下回る各月について，基準月の標準報酬月額を保障します。

① 養育する子が３歳に達したとき

② 養育している加入者が死亡又は退職したとき

③ この規定の適用を受けている子以外の子を養育することになったとき

④ 養育している子が死亡したとき又は加入者が当該子を養育しなくなったとき

⑤ 当該加入者が法第28条第２項及び第５項の規定（産前産後休業及び育児休業等による掛金等免除）の適用を受ける休業を開始したとき。ただし，養育する子が３歳になる以前に当該休業を終了した場合，当該休業終了時から上記の①から④のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月までは再び養育特例の対象となります。

５　養育特例の申請方法

養育開始後，「養育期間標準報酬月額特例申請書」を，学校法人等を経由して速やかに提出してください。〔施行規則第17条の５〕

なお，養育特例の申請を行っている子が死亡又は当該子を養育しなくなった場合は，「養育期間標準報酬月額特例申請書」で，当該子の養育特例期間の訂正を行ってください。

また，当該子が３歳未満の間に，**次の子の養育を開始した場合は，新たに次の子の「養育期間標準報酬月額特例申請書」を提出してください。**

1)　提出上の注意

⑴　実子及び養子における養育特例の申請には，添付書類として，子の生年月日及び子と加入者との身分関係を明らかにすることができる書

類〔**注１**〕（戸籍謄本，戸籍抄本，出生届受理証明書等），並びに養育（同居）していることを明らかにすることができる書類〔**注２**〕（加入者及び子の住民票（マイナンバーの記載のないもの））を添付してください。また，双子など多胎児の場合は，最後に出生した子により当該申請を行ってください。

〔**注１**〕 添付の省略はできません。加入者が世帯主の場合，加入者と子の身分関係が確認できる住民票で代用することはできます。

〔**注２**〕 申請書に養育する子のマイナンバーを記載し，マイナンバーで住民票情報が確認できる場合は，添付を省略することができます。

⑵ 実子及び養子以外（P.100「２養育特例における「子」の範囲」の②③④の場合）における養育特例の申請には，②の場合は，家庭裁判所が交付する「事件係属証明書」と住民票が必要です。③④の場合は，児童相談所が交付する「措置決定通知書」が必要です。

⑶ 添付書類は３か月以内に発行されたものを添付してください（写し不可）。

⑷ 申請が遅れた場合，遡及して養育特例の適用が受けられるのは，申請書が提出されたときから２年遡った月からP.102「４養育特例の対象となる期間」の①から⑤に該当するまでの期間に限られますので，注意してください。

⑸ マイナンバーについて

加入者本人が養育している子のマイナンバーを「マイナンバーカード」又は「通知カード」（デジタル手続法の施行日（令和２年５月25日）時点で交付されており変更がない場合又は同日前に正しく変更手続きが取られている場合に限ります）や「住民票（マイナンバーの記載のあるもの）」で確認し，記入してください。ただし，マイナンバーにかかる確認書類は提出不要ですので添付しないでください。

第７章　被　扶　養　者

第１節　被扶養者の認定

共済法でいう被扶養者とは，後期高齢者医療制度の被保険者以外で，次の「被扶養者の範囲」に掲げる日本国内に居住する加入者の家族であって，主として加入者の収入によって生計を維持している人であり，そのことを私学事業団に申し出て私学事業団が認定したとき，これを被扶養者といいます。〔国共済法第２条第１項〕

１　被扶養者の範囲

⑴　①配偶者，②子，③父母，④孫，⑤祖父母，⑥兄弟姉妹（同居・別居の別は問いません）〔**注１**〕

⑵　上記以外の人で，加入者と同一の世帯に属する〔**注２**〕三親等内の親族（同居が条件）〔**注３**〕

⑶　加入者の配偶者で届け出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子で，加入者と同一の世帯に属している人〔**注２**〕

〔**注１**〕　具体的には上記①～⑥に応じて次の人を対象とします。

①　配偶者及び内縁関係のもの

②　実子及び養子

③　実父母及び養父母

④　実子の実子，実子の養子，養子の実子，養子の養子

⑤　実父母の実父母，実父母の養父母，養父母の実父母，養父母の養父母

⑥　実父母又は養親の子である兄弟姉妹

〔注２〕「加入者と同一の世帯に属する」とは，加入者と生計を共にし，かつ同居しているとき〔昭和35年４月９日文管振第131号〕

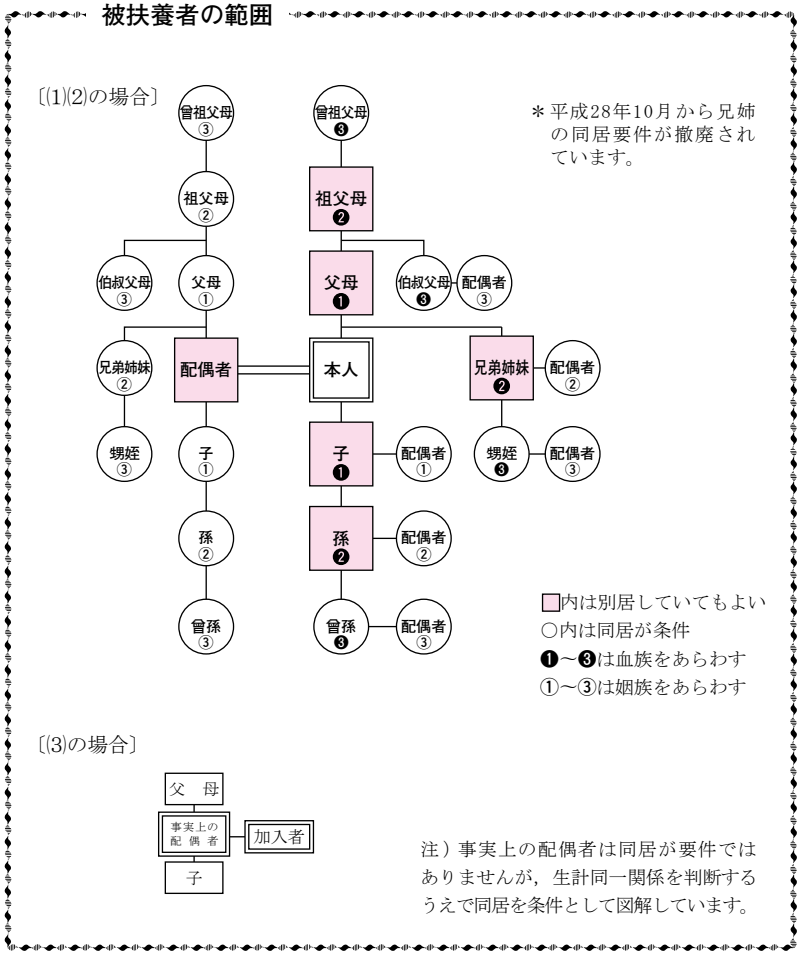

〔注３〕　三親等内の親族とは，民法に定める三親等内の血族及び姻族

２　主として加入者の収入によって生計を維持する人

生計を維持することの認定については，「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）第11条第２項に規定する扶養親族にかかる

扶養の事実認定の例及び健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取り扱いを参酌して，文部科学大臣が定めるところにより取り扱うこととされ，具体的には，次の①～④に該当するときは「主として加入者の収入により生計を維持する人」に該当しません。〔昭和35年４月９日文部大臣裁定〕また，18歳以上60歳未満の人は，通常稼働能力があると考えられ，扶養事実及び加入者が扶養しなければならないやむを得ない事情が確認できる場合に限り，被扶養者として認定されます。なお，18歳未満の人でも次の④に該当する場合は認定されません。いずれにしても無条件には認められません。

① 共済制度の組合員又は加入者もしくは健康保険及び船員保険の被保険者であるとき

② 加入者以外の人がその家族にかかる扶養手当又はこれに相当する手当を受けているとき

③ 加入者がほかの人と共同して扶養しているときで，社会通念上，加入者がその家族の主たる扶養者でないとき

④ 恒常的〔注１〕な収入が年額130万円以上の所得がある人〔注２〕。ただし，その人の所得の全部又は一部が国民年金法（昭和34年法律第141号）及び同法第５条に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下この項において「公的年金等」といいます）〔注３〕のうち，障害を支給事由とする給付にかかる所得である場合又は60歳以上の人は，180万円以上の所得がある人。〔文部科学省大臣官房長通達〕なお，限度額は改定される場合があります。

また，収入が限度額未満であっても，加入者より所得が多い場合には認定されません。

前記の所得は，被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況によって算定します。したがって，過去において前記の所得があった場合においても，現在所得がないときは，被扶養者になることがで

きます。

被扶養者となれる収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与等の収入（事業所得等，老齢・退職・遺族の年金を含む）	年収130万円未満（月額108,334円未満）	年収180万円未満（月額150,000円未満）
障害の年金を受けている（上記の給与等の収入を含む）	年収180万円未満（月額150,000円未満）	

※令和５年２月から，60歳以上の人の収入限度額については，公的年金等にかかる所得の有無に関わらず，130万円未満から180万円未満に改正されました。

〔注１〕「恒常的な収入」とは，恩給，公的年金，個人年金，給与所得，傷病手当金，失業給付金，資産所得などの収入で，継続して入るもの（又はその予定のもの）はすべて含みます。

〔注２〕 所得金額の算定は，課税上の所得金額の計算とは異なります。給与，恩給，公的年金，個人年金，傷病手当金，失業給付金等は総収入金額によるものとしています。また，事業・不動産収入等は，その所得を得るために要する「修理費」「管理費」「役務費」など社会通念上明らかに必要と認められる経費の実額を控除した後の所得金額により取り扱いますので，「確定申告書」の写し（税務署の受付印のあるもの，又は電子申告したときの受信通知が添付されたもの）で所得金額を確認します。パート・アルバイト等の収入がある人で１か月当たりの額で年換算したものが収入限度額を超え，今後もその収入が見込まれる場合は認定できません。

〔注３〕「その他の公的な年金たる給付」とは，恩給法，退職年金条例，戦傷病者特別援護法，国家（地方）公務員災害補償法，労働者災害補償保険法，農業者年金基金法，その他年金支給に関する法律による年金たる給付をいいます。

〔注４〕 認定を受けようとする人（加入者の配偶者を除く）が婚姻している場合は，夫婦の相互扶助義務の観点から，①夫婦の合計所得金額が被扶養者の

所得基準額の合計額以上となる場合，②加入者の収入を上回る場合，③夫婦どちらか一方に被用者健康保険（任意継続を含む）の適用がある場合は被扶養者に該当しません。

〔注５〕 認定を受けようとする人に，社会通念上加入者より優先して扶養すべき人（例えば，配偶者の父母等を申請する場合の配偶者やその兄弟姉妹など）がいる場合には，①その人に被用者健康保険（任意継続を含む）の適用がある場合，②その人の収入が加入者の収入を上回る場合には被扶養者に該当しません。

〔注６〕「配偶者又は子」以外の親族の扶養認定における確認事項

「配偶者又は子」以外の親族の扶養認定においては，加入者が扶養する理由（①認定を受けようとする人の状況，②他の扶養義務者の状況，③同居・別居の状況（別居の場合は仕送りの状況））などを確認します。

〔注７〕 子の扶養認定における確認事項

① 夫婦が子を共同して扶養しているような場合における被扶養者の認定に当たっては，次の基準でその認定を行っています。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（抄）

（令和3.5.13　高私行第２号　文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長通達）

1　夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には，以下の取扱いとする。

⑴ 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず，被保険者の年間収入（過去の収入，現時点の収入，将来の収入等から今後１年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。

⑵ 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の１割以内である場合は，被扶養者の地位の安定を図るため，届出により，主として生計を維持する者の被扶養者とする。

⑶ 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって，その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下

「扶養手当等」という。）の支給が認定されている場合には，その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

なお，扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできない。

⑷　被扶養者として認定しない保険者等は，当該決定に係る通知を発出する。当該通知には，認定しなかった理由（年間収入の見込み額等），加入者の標準報酬月額，届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて次に届出を行う保険者等に提出する。

⑸　⑷により他保険者等が発出した不認定に係る通知とともに届出を受けた保険者等は，当該通知に基づいて届出を審査することとし，他保険者等の決定につき疑義がある場合には，届出を受理した日より５日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に，不認定に係る通知を発出した他保険者等と，いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議する。

この協議が整わない場合には，初めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。

標準報酬月額が同額の場合は，被保険者の届出により，主として生計を維持する者の被扶養者とする。なお，標準報酬月額に遡及訂正があった結果，上記決定が覆る場合は，遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改める。

⑹　夫婦の年間収入比較に係る添付書類は，保険者判断として差し支えない。

２　夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には，以下の取扱いとする。

⑴　被用者保険の被保険者については年間収入を，国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し，いずれ

か多い方を主として生計を維持する者とする。

⑵　被扶養者として認定しない保険者等は，当該決定に係る通知を発出する。当該通知には，認定しなかった理由（年間収入の見込み額等），届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて国民健康保険の保険者に提出する。

⑶　被扶養者として認定されないことにつき国民健康保険の保険者に疑義がある場合には，届出を受理した日より５日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に，不認定に係る通知を発出した被用者保険の保険者等と協議する。

この協議が整わない場合には，直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とする。

３　主として生計を維持する者が健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の２に定める育児休業等を取得した場合，当該休業期間中は，被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし，新たに誕生した子については，改めて上記１又は２の認定手続きを行うこととする。

４　年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は，年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

５　被扶養者の認定後，その結果に異議がある場合には，被保険者又は関係保険者の申立てにより，被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長（以下「保険課長」という。）が関係保険者の意見を聞き，斡旋を行うものとする。

各被保険者の勤務する事業所の所在地が異なる場合には，申立てを受けた保険課長が上記斡旋を行い，その後，相手方の保険課長に連絡するものとする。

②　死亡，離婚等により配偶者がおらず，加入者が単独で子を扶養し

ているような場合は，加入者の戸籍謄本でその事実を確認します。

なお，18歳未満の子の認定で，加入者が離婚している場合は，子の親権者を確認するため，子の戸籍謄本も必要です。

３　被扶養者の国内居住要件

令和２年４月１日より，被扶養者の認定要件として「日本国内に住所を有すること（住民票があること）」が追加されました。被扶養者の認定申請をする際には，国内居住であることを確認するために，「被扶養者認定申請書」に被扶養者となる人の住所及びマイナンバーを必ず記入してください。

1)　例外として被扶養者となる者

次に該当する者は，日本に住民票がなくても例外として被扶養者となることができます。①外国に留学をする学生②外国に赴任する加入者に同行する者（原則：配偶者と子のみ）③就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者④加入者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者⑤その他日本国内に生活の基礎があると私学事業団が認めた者

①～④の場合，「被扶養者国内居住例外該当・不該当届出書」（以下「例外届」といいます）と確認書類（P.112表参照）を「被扶養者認定申請書」と一括して提出してください。⑤の場合は個別に判断しますので，私学事業団にお問い合わせください。

なお，すでに被扶養者として認定されている人が海外に留学する等の理由で，例外として引き続き被扶養者となるときは，「例外届」と下記の確認書類のみ提出してください。例外に該当しない場合は，被扶養者の取り消しとなりますので「被扶養者取消申請書」を提出してください（P.127「被扶養者の取り消し」参照）。

日本に帰国した等で例外に該当しなくなった（例外でなく国内居住要件を満たした）ときは，「例外届」を提出してください。

例外事由	確認書類の一例
①留学	ビザ，学生証，在学証明書，入学証明書等の写し
②海外赴任帯同	ビザ，海外赴任辞令，海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③一時的に渡航	ビザ，ボランティア派遣機関の証明，ボランティアの参加同意書等の写し
④加入者の海外赴任中に身分関係が生じた	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

〔注１〕 国民年金第３号被保険者に該当する配偶者については国民年金第３号被保険者としての例外該当の届け出，又は不該当の届け出も必要です（P.307～319 参照）。

〔注２〕 例外として被扶養者となる場合でも，海外療養費の支給申請が行われた際には，資格管理の適正化を図るため，扶養の事実確認をすることがあります。

〔注３〕 確認書類として，外国語の書類を提出する場合は，翻訳者の記名のある和訳文を添付してください。また，写しを添付する場合は学校法人等の原本証明が必要です。

2)　例外として被扶養者から除外される者

日本に住民票があっても，次に該当する者は被扶養者になれません。①日本国籍を有さず，医療目的で来日する者とその者の世話をするために来日している者②海外で就労している等，日本国内に生活の基盤がないと判断される者③一年を超えない期間で観光・保養等で来日している者

被扶養者として認定されている人が国内居住要件の例外として除外される場合，「被扶養者取消申請書」を速やかに提出してください（P.127「被扶養者の取り消し」参照）。

４　被扶養者の認定手続き

1)　次の事項に該当する場合，その加入者は「被扶養者認定申請書」に添付書類（被扶養者の要件を備えた事実を証明する書類）を一括し，学校法人等を通して**５日以内**に提出してください。〔施行規則第１条の５〕

⑴　新たに加入者の資格を取得する人に，現に被扶養者としての要件を備える人がいるとき

なお，継続資格取得や所属学校変更の場合は，前任校（前所属校）で認定されていた被扶養者は，扶養関係に変更がない限り継続して認

定されますので申請は不要ですが，種別の異なる学校間の継続資格取得・所属学校変更の場合は，以下のとおりとなります。

①　丙種校から甲種校又は乙種校への継続資格取得や所属学校変更の場合，前任校の健康保険が私学共済制度ではないことから，前任校における被扶養者に変更がない場合でも「被扶養者認定申請書」の提出が必要です。被扶養配偶者が国民年金第３号被保険者に該当する場合は，「国民年金第３号被保険者関係届」の提出も必要です。

②　甲種校又は乙種校から丙種校への継続資格取得や所属学校変更の場合，被扶養者認定申請は丙種校が加入する健康保険組合で手続きを行ってください。被扶養者のうち20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は国民年金第３号関係の手続きが必要となりますので，「被扶養者認定申請書」及び「国民年金第３号関係届」に被扶養者の認定を受けている旨の書類（健康保険証の写し等）を添えて提出してください（P.121「10丙種校所属加入者の被扶養配偶者の届け出」参照）。ただし，再資格取得（任意継続加入者からの再資格取得を含む）の場合は，手続きが必要です（P.44(6)～45(7)参照）。

⑵　加入者に新たに被扶養者の要件を備える人ができたとき

2）　提出上の注意

⑴　**申請書は，被扶養者の要件を備えることとなった日から以降５日以内に届け出てください。**〔施行規則第１条の５〕

⑵　事由発生日から30日を経過した届け出については，私学事業団が届け出を受けた日前の給付は受けられなくなります。〔国共済法第53条第2項〕

⑶　申請書には，加入者が扶養している事実が確認できる書類（続柄等を証明する書類・収入を証明する書類等）を添付して，学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）私学事業団に申請してください。

⑷　申請書に記入する認定対象者のマイナンバーは，加入者本人が認定

対象者のマイナンバーカード等で確認してください。マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

〔注１〕　事由発生日から30日を経過した届け出については，私学事業団でその申請を受理した日（発信年月日が確認できる場合はその日）からの認定となります。認定日前の保険診療等は受けられません。

〔注２〕　添付書類の不足等がある場合は，被扶養者認定申請書及び添付書類は一括して返送し，整備のうえ再度提出していただきます。その場合は，最初に提出した際の受付日が30日以内であれば，30日以内に申請があったものとみなします。30日以内に添付書類が揃わない場合は，揃わない状態でも構いませんので30日以内に被扶養者認定申請書を提出してください。受け付け後に返送しますので，添付書類を整備のうえ再度提出してください。

〔注３〕　被扶養者認定申請書を提出後に，添付書類のみ別送すると処理の遅れにつながります。被扶養者認定申請書の返送を待って，まとめて一緒に提出してください。

〔注４〕　収入減少等により国民健康保険の被保険者である人が，被扶養者の要件を備えるに至った場合は，その届け出を受けた日（消印により発信年月日が確認できる場合はその日）が認定年月日になります。

５　被扶養者認定申請に必要な添付書類

認定申請には，加入者との続柄等を証明する書類及び生計維持関係を証明する書類等が必要となります。続柄等を証明する書類では，加入者との続柄及び認定対象者の氏名，生年月日を確認します。生計維持関係を証明する書類では，加入者が主たる扶養者であること及び認定対象者の収入等を確認します。認定申請する理由によって添付書類は異なりますので，不明な場合はお問い合わせください。ここに掲載している書類は基本的なものとなります。

なお，令和５年１月から，次の書類については，マイナンバーを利用

した情報連携により確認しますので，原則，添付不要となりました。

ただし，認定対象者以外の人について確認を要する場合の住民票，所得証明書（非課税証明書），雇用保険離職票は，添付を省略できません。

・住民票（加入者が世帯主である場合）
・所得証明書（非課税証明書）（過去３年間無収入の場合）
・雇用保険離職票(1)(2)

〔注１〕 いずれの書類も添付書類として掲載がある場合は，審査において確認を要する事項が記載されている書類として掲載しています（原則，添付不要です）。

〔注２〕 住民基本台帳に記載されている氏名等と相違し，正しいマイナンバーの確認ができないときや，照会先の機関からの回答に時間を要する等の理由により情報が取得できない場合は，書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

６　続柄等を証明する書類

戸籍謄本，戸籍抄本，住民票，婚姻届受理証明書，出生届受理証明書
(P.122「被扶養者認定申請に必要となる続柄等を証する添付書類」参照)

〔注１〕 住民票による続柄等の証明は，加入者が世帯主で，**配偶者又は子の認定の場合に限ります。**婚姻，離婚，養子縁組等の理由による場合は，戸籍謄本等が必要です。

〔注２〕 婚姻届受理証明書，出生届受理証明書は，原則として婚姻，出生を理由とする場合に限ります。

〔注３〕 外国籍の場合は，日本の戸籍謄本等に相当する本国での公的書類が必要になることがあります。外国語で記載されている書類は，必ず翻訳文を添付してください（翻訳者の記名が必要です）。

〔注４〕 いずれの書類も３ケ月以内に発行された原本が必要です。

〔注５〕 内縁の配偶者を認定する場合は，加入者及び配偶者の戸籍謄本及び住民票と，法律婚を選択しない理由を明記した理由書が必要となります。

〔注６〕 離婚による子の扶養替えの場合は，親権を確認するために子の戸籍謄本（又は抄本）を添付してください。

７　生計維持関係を証明する書類

1）認定対象者の収入を証明する書類

⑴ 18歳未満の人

① 収入がない場合

添付不要

② 現在も収入がある場合

年収見込証明書（事業主の証明印があるもの）と社会保険未加入証明書（事業主の証明印があるもの)。自営業者等の場合は確定申告書の写し（税務署受付印があるもの又は電子申告受信通知を添付したもの）など

⑵ 18歳以上60歳未満の人

① 収入がない場合

所得証明書（非課税証明書）〔注１・２参照〕

② 現在も収入がある場合

年収見込証明書（事業主の証明印があるもの）と社会保険未加入証明書（事業主の証明印があるもの)。自営業者等は確定申告書の写し（税務署受付印があるもの又は電子申告受信通知を添付したもの）など

③ ３年以内に退職し，雇用保険に加入していた場合

雇用保険離職票⑴⑵の写しと誓約書等，雇用保険受給資格者証の写しなど

雇用保険の受給状況により必要な書類が異なりますので，P.123～124「被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例)」を参照してください。

④ ３年以内に退職し，雇用保険に加入していなかった場合

退職証明書と雇用保険未加入証明書（事業主の証明印があるもの）

⑤　廃業等した場合

休業・廃業届の写し（税務署の受付印があるもの）など

⑥　年金を受給している場合は，①～⑤の該当する書類の他に最新の年金改定通知書の写し

⑦　障害の状態にある又は配偶者等が死亡しているが，障害や遺族の年金を受給していない場合は，受給していない理由を明記した口述書（「被扶養者認定申請書」に記入欄あり）

〔注１〕　所得証明書（非課税証明書）は，過去３年間収入がない場合に限ります。

〔注２〕　満22歳の年度末までの学生で，アルバイト等の収入がない場合は，在学証明書又は有効期限の記載のある学生証の写しを添付することで確認できます。ただし，大学院生，夜間部，通信教育課程の学生（18歳以上の人に限ります）で過去３年間収入がない場合は，所得証明書（非課税証明書）で確認します。

〔注３〕　最近，日本に帰国又は来日し，１月１日現在日本に住所を有していないため，〔注１〕，〔注２〕の証明書が取れない場合は，（ア）所得証明書が公布されない理由及び国内・国外における収入がない旨を記載した口述書及び（イ）氏名，生年月日及び出入国年月日の記載されているパスポートの写し，日本に住所を定めたことが確認できる住民票，又は戸籍の附票が必要です。

〔注４〕　年金とは，老齢・退職の年金，遺族，障害の年金すべてを指します。

⑶　60歳以上の人

①　年金を受給していない場合

年金を受給していない理由を明記した口述書（「被扶養者認定申請書」に記入欄あり）

②　年金を受給している場合

最新の年金改定通知書の写し

③　障害の状態にある又は配偶者等が死亡しているが，障害や遺族の年金を受給していない場合は，受給していない理由を明記した口述書（「被扶養者認定申請書」に記入欄あり）

④　年金以外に収入がある場合

年収見込証明書（事業主の証明印があるもの）と社会保険未加入証明書（事業主の証明印があるもの）。自営業者等は確定申告書の写し（税務署受付印があるもの又は電子申告受信通知を添付したもの）など

〔注１〕 年金とは，老齢・退職の年金，遺族，障害の年金すべてを指します。

〔注２〕 65歳未満の人は，P.116「18歳以上60歳未満の人」の③又は④も参照してください。

〔注３〕 60歳以上の人で廃業等をした場合はP.116「18歳以上60歳未満の人」の⑤と同様です。

〔注４〕 70歳未満で退職等により被用者保険を脱退した場合は，退職改定後の最新の年金改定通知書が必要です。

2)　健康保険の状況を確認する書類

⑴　それまで認定対象者を扶養していた人の退職証明書，健康保険組合等が発行する資格喪失証明書，国民健康保険証の写し，社会保険未加入証明書（事業主の証明印があるもの）など

⑵　夫婦の収入逆転により子を扶養替えする場合は，子が配偶者の被扶養者から取り消された日を確認する書類は不要です（P.108「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」の４参照）。

この場合，配偶者の被扶養者となっている子の取り消し手続きは，私学事業団において被扶養者として認定を受けてから速やかに行ってください。

3)　夫婦共同扶養の場合の収入を確認する書類

加入者及び配偶者の年収見込証明書（事業主の証明印があるもの），

前年の源泉徴収票の写し，所得証明書（原本）

〔注１〕 年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則としています（P.108「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」参照）。

〔注２〕 加入者の収入は，「被扶養者認定申請書」の加入者の年間収入欄への記入により証明書等の提出を省略できます。

〔注３〕 次のいずれかに該当する場合は配偶者の年収見込証明書等の提出は不要です。

・加入者に所属学校から子の扶養手当が支給されているとき（申請書の扶養手当の支給の有無欄を必ず記入してください）

・配偶者がすでに被扶養者として認定されているとき（申請書の上部余白に「配偶者認定済み」と朱記してください）

〔注４〕 育児休業等により休業している場合は，休業前の収入で比較します。

4） 配偶者又は子以外を申請する場合に必要な書類

加入者と同居・別居の確認（「被扶養者認定申請書」に記入欄あり）

加入者が扶養する理由書（被扶養者認定申請書に記入欄あり）

ほかに扶養できる人がいないことを確認するため，必ず認定対象者の戸籍謄本（又は抄本）が必要です。

5） 同居を確認する書類

住民票

〔注〕 同居が要件である人の場合に必要です。

6） 国内居住を確認する書類

書類の添付は原則不要です。「被扶養者認定申請書」に住所（加入者と同居している場合も含みます）及びマイナンバーを必ず記入してください。ただし，入国きっかけで被扶養者認定を行う場合は，住民票の原本の添付が必要です（マイナンバー記入による省略不可）。

〔注〕 国内居住要件の例外を確認する書類は，P.111「１）例外として被扶養者となる者」を参照してください。

８　私学共済制度に資格取得等した場合の添付書類の簡略化

⑴　他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）を**退職した日又は翌日に私学共済に加入する場合**，前の制度で配偶者や子が被扶養者として認定されていたときは，続柄や収入等を確認する添付書類を次の書類に代えることができます。

①　配偶者のみ又は配偶者と子を同時に申請するとき

前の制度で被扶養者として認定されていたことがわかる書類，保険証，組合員証等の写し又は資格証明書など

②　子のみ申請するとき

ア．子が前の制度で被扶養者として認定されていたことがわかる書類，保険証，組合員証等の写し又は資格証明書など

イ．加入者と配偶者それぞれの年収見込証明書など

〔注１〕　加入者の場合は「被扶養者認定申請書」の加入者の年間収入欄への記入により添付を省略できます。

〔注２〕　配偶者については，年収見込証明書（事業主の証明印があるもの），源泉徴収票の写しなど

〔注３〕　学校法人等から扶養手当が支給される場合は，アのみでイの添付は不要です。「被扶養者認定申請書」の扶養手当の支給有無欄を必ず記入してください。

⑵　任意継続加入者が再資格取得したときに，任意継続加入時と被扶養者に変更がない場合

「被扶養者認定申請書」のみ「資格取得報告書」と同時に提出

〔注１〕「被扶養者認定申請書」の余白に「任意継続からの再取得である」ことと，任意継続加入時の加入者番号を朱書きしてください。

〔注２〕　任意継続加入時とは別の人を新たに被扶養者として申請する場合は，「被扶養者認定申請書」に続柄や収入を確認する書類の添付が必要です。

⑶　継続資格取得の場合

前任校で認定を受けていた被扶養者は引き継ぎますので，申請は不要です。

〔注〕現在の被扶養者以外の人を新たに被扶養者として申請する場合は，「被扶養者認定申請書」に続柄や収入を確認する書類の添付が必要です。

９　国民年金第３号被保険者の届け出

加入者（65歳未満）の配偶者（20歳以上60歳未満）にかかる「国民年金第３号被保険者関係届」は学校法人等を通して私学事業団に提出し，私学事業団から日本年金機構へ送付します（P.315「第３号被保険者の届け出」参照）。この取り扱いは，届け出もれの防止，被保険者の届け出手続きの利便性を図ることを目的とされています。そのため，国民年金第３号被保険者に該当する配偶者の「被扶養者認定申請書」を提出する際には一括して提出してください。〔国年法第12条第６項〕

また，以下に該当する場合も届け出が必要となります。詳細は私学事業団までお問い合わせください。

①　海外特例に該当・非該当した場合
②　被扶養者の取消日を訂正又は取り下げした場合
③　被扶養者の認定日を訂正又は取り下げした場合
④　加入者の資格取得日を訂正又は取り下げした場合

10　丙種校所属加入者の被扶養配偶者の届け出

丙種校所属加入者に，健康保険の被扶養者となっている20歳～60歳未満の配偶者がいる場合，当該配偶者の国民年金第３号被保険者の基礎年金拠出金は私学事業団が負担することになっています。「被扶養者認定申請書」及び「国民年金第３号被保険者関係届」に，被扶養者の認定を受けていることが確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付して私学事業団に提出してください。

なお，被扶養者としての要件を欠くに至ったときは，「被扶養者取消申請書」により私学事業団に届け出てください。

被扶養者認定申請に必要となる続柄等を証する添付書類

住民票は自治体との情報連携により確認しますので，原則添付不要です。下表を参考に揃えてください。

加入者からみた続柄		１．加入者が世帯主の場合注）×の場合は右欄２．の書類が必要です	２．加入者が世帯主でない場合や住民票では加入者との続柄等が確認できないとき		同居確認のための住民票	加入者が扶養する理由（生計維持関係の確認）
		認定を受ける人の住民票	認定を受ける人の戸籍謄(抄)本	そのほか必要とする戸籍謄(抄)本		
同居・別居は問わない人	配偶者	＊○	○			
	事実上の配偶者	×	○	加入者	○	○
	加入者の子	＊○	○			
	父・母	×	○	加入者		○
	兄弟姉妹	×	○	加入者，父母		○
	祖父母	×	○	加入者，加入者の親		○
	孫	×	○	孫の親		○
同居していなければ認定できない人	配偶者の子	×	○	配偶者	○	○
	事実上の配偶者の子	×	○	加入者，配偶者	○	○
	子の配偶者	×	○	子	○	○
	配偶者の父母		○	配偶者	○	○
	事実上の配偶者の父母	×	○	加入者，配偶者	○	○
	父の妻・母の夫	×	○	加入者	○	○
	おい・めい	×	○	加入者，加入者の親，おい・めいの親	○	○
	おじ・おば	×	○	加入者，加入者の親，祖父母	○	○

＊被扶養者としての要件を備えた日が加入者の婚姻や離婚等による場合は，住民票ではその年月日の確認ができないため，戸籍謄(抄)本又は婚姻の場合は婚姻届受理証明書(原本)が必要です。

〔注１〕　住民票を添付する場合はマイナンバーの記載のないものを提出してください。

〔注２〕　加入者が扶養する理由には，認定対象者の状況及び加入者以外の扶養義務者が扶養できない理由等を具体的に記入してください。また，事実上の配偶者を扶養申請する場合は，法律婚を選択しない理由を明記してください。

〔注３〕　加入者よりも優先する扶養義務者がいる場合は，その人の収入，健康保険の状況を確認する書類が必要です。

〔注４〕　住民票，戸籍謄(抄)本等は，３か月以内に発行されたもの（写し不可）を提出してください。住民票は加入者が世帯主であり続柄が確認できるものに限ります。

〔注５〕　外国籍の人で，住民票，戸籍謄(抄)本等では確認がとれない場合は，別途続柄が確認できる公的な書類(戸籍に相当する本国の証明書等)が必要です。

被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例）

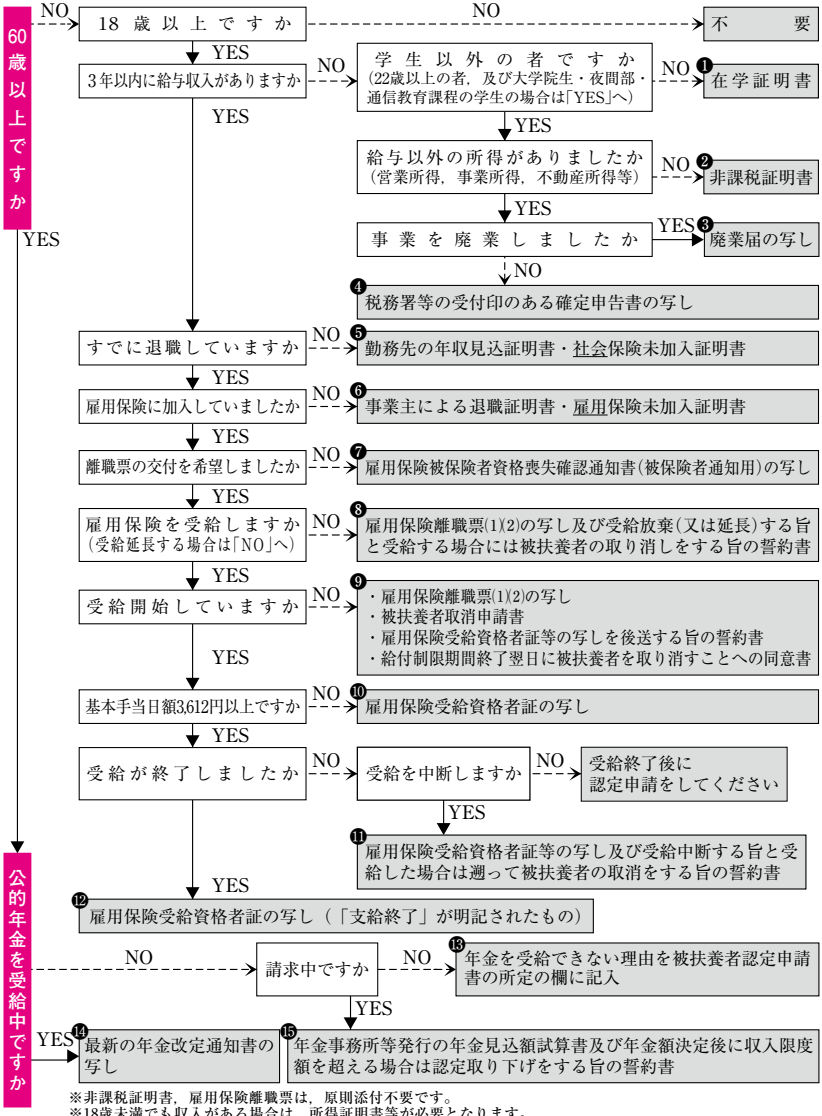

※非課税証明書，雇用保険離職票は，原則添付不要です。
※18歳未満でも収入がある場合は，所得証明書等が必要となります。
※60歳以上65歳未満で，退職を理由に申請する場合は60歳未満の人と同じ添付書類も必要となります。
※65歳以上の人で退職を理由に申請する場合は退職証明書，又は雇用保険離職票等の写し（受給の有無は問わない）を添付してください。
※退職後すぐにパートを始める場合や複数の収入（所得）がある等の場合は，それぞれ該当する書類が必要となります。

	添付書類	摘要
❶	**在学証明書**	**【対象】** 無収入の学生の場合（ただし，22歳以上の者，大学院生，夜間部，通信教育課程の場合は不可） **【備考】** 学校長が証明するもの
❷	**非課税証明書**	**【対象】** 過去３年間無収入の場合 **【備考】** 市区町村長の証明する最新年度のもの
❸	**廃業届の写し**	**【対象】** 自営業を廃業した場合 **【備考】** 税務署等の受付印のあるもの
❹	税務署等の受付印のある**確定申告書の写し**	**【対象】** 自営業者や給与以外の所得がある場合 **【備考】** 税務署等の受付印のある最新年度のもの。電子申告の場合には電子申告受信通知を添付したもの
❺	勤務先の**年収見込証明書・社会保険未加入証明書**	**【対象】** 現在も給与収入がある場合 **【備考】** いずれも事業主が証明するもの（要社印） 年収見込証明書は認定月から向こう１年間の月額が分かるもの
❻	事業主による**退職証明書・雇用保険未加入証明書**	**【対象】** 雇用保険の適用のない職場を退職した場合 **【備考】** いずれも事業主が証明するもの（要社印）
❼	**雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）の写し**	**【対象】** 退職時に離職票の交付を希望しない場合 **【備考】** 退職時に勤務先から受け取るもの
❽	**雇用保険離職票(1)(2)の写し**及び**雇用保険の受給を放棄（又は延長）する旨と受給する場合には被扶養者の取り消しをする旨の誓約書**	**【対象】** 雇用保険の受給を放棄又は延長する場合 **【備考】** 離職票は退職時に勤務先から受け取るもの 誓約書
❾	**雇用保険離職票(1)(2)の写し**及び**被扶養者取消申請書，受給資格者証の写しを後送する旨の誓約書，給付制限期間終了翌日に被扶養者を取り消すことへの同意書**	**【対象】** 雇用保険の給付制限期間中の認定を希望する場合 **【備考】** 離職票は雇用保険受給資格者証の写しでも可。その場合には誓約書は不要 誓約書・同意書
❿⓬	**雇用保険受給資格者証の写し**	**【対象】** ⑩基本手当日額3,612円未満の雇用保険を受給中の場合 ⑫雇用保険の受給が終了した場合 **【備考】** 雇用保険受給資格者証は公共職業安定所で交付されるもの。⑫の場合は支給終了が明記されていることが必要
⓫	**雇用保険受給資格者証の写し**及び**雇用保険の受給を中断する旨と受給する場合には被扶養者の取り消しをする旨の誓約書**	**【対象】** 雇用保険の受給を中断する場合 **【備考】** 誓約書
⓭	年金を受給できない理由を具体的に明記した**口述書**（及び非課税証明書）	**【対象】** 年金を受給していない場合 **【備考】** 口述書には被扶養者の記名が必要。年金を含めてまったく収入がない場合には非課税証明書も必要
⓮	最新の**年金改定通知書の写し**	**【対象】** 年金を受給している場合 **【備考】** 日本年金機構等が発行するもの。源泉徴収票や年金振込通知書は不可
⓯	年金事務所等発行の**年金見込額試算書**及び**年金額決定後に収入限度額を超える場合は認定取り下げをする旨の誓約書**	**【対象】** 年金の裁定を請求中の場合 **【備考】** 年金見込額試算書は年金事務所等が発行するもの。誓約書は加入者の記名のあるもの

※一般例として概要を掲載しています。
※マイナンバーカードによって雇用保険等の手続きをした場合は，「雇用保険受給資格者証」に代えて「雇用保険受給資格通知」の写しが必要です。
※年収見込証明書・社会保険未加入証明書，雇用保険にかかる誓約書・同意書は，私学共済ホームページからダウンロードできます。

誓約書の参考例

〈被扶養者提出用〉

誓　約　書

雇用保険の受給を［放棄・延長・中断］をいたしますので、別紙申請
（事由を○で囲んでください）

書により被扶養者認定の申請をいたします。

雇用保険の受給により被扶養者になれる収入限度額を超える時は、直ちに「被扶養者取消申請書」を提出することを誓約します。

令和○○年　○月　○日

加入者番号　13A9999―99999
加入者氏名　私学太郎
被扶養者氏名　私学花子

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

※この用紙のひな型は，私学共済ホームページからダウンロードできます。

誓約書・同意書の参考例

〈被扶養者提出用〉

誓　約　書

給付制限期間の記載のある雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の交付を受けた時は、直ちに同証（通知）の写しを私学事業団あてに送付することを誓約します。

令和○○年　○　月　○　日

加入者番号　13A9999―99999

加入者氏名　私学　太郎

被扶養者氏名　私学　花子

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

〈被扶養者提出用〉

同　意　書

雇用保険の給付制限期間等終了日の翌日をもって、被扶養者取消をすることに同意します。

令和○○年　○　月　○　日

加入者番号　13A9999―99999

加入者氏名　私学　太郎

被扶養者氏名　私学　花子

日本私立学校振興・共済事業団理事長殿

※この用紙のひな型は，私学共済ホームページからダウンロードできます。

第２節　被扶養者の取り消し

被扶養者としてすでに認定されている人が，被扶養者としての要件を欠くに至ったときは，加入者は私学事業団に対して被扶養者の取消申請をしてください。

１　被扶養者の取り消し手続き

被扶養者として認定されている人が，就職，収入増，雇用保険受給，離婚，死亡，別居などによって被扶養者としての要件を欠いた場合は，直ちに「被扶養者取消申請書」を学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第１条の５〕

２　被扶養者の取消年月日

1)　取り消しの事由及び取消日について

被扶養者の要件を欠くに至った理由が，就職・結婚・扶養替え・別居・収入増加の場合は「被扶養者取消申請書」で届け出た年月日が取消日となります。死亡・離婚の場合は届け出た年月日の翌日が取消日となります。

なお，加入者被扶養者証は取消日から使用できなくなります。

被扶養者の要件を欠くに至った理由及び年月日		
理由	申請書に記入する年月日	取消年月日（この日の前日まで被扶養者）
就職	就職日	
結婚	婚姻日	
死亡	死亡日	死亡の翌日
離婚〔注１〕	離婚日	離婚の翌日
子等の扶養替え	事実が生じた日	
子等の養子縁組〔注２〕	養子縁組日	
同居要件者の別居	別居した日	
雇用保険受給	雇用保険の支給開始日〔注３〕	
収入増加	確認された日〔注４〕	
ほかの健康保険制度の適用〔注５〕	被保険者となった日	
海外居住(国内居住例外とならない)〔注６〕	国外へ転出した日	

〔注１〕　親の離婚により子が被扶養者取り消しとなる場合，理由を「離婚」

とし，離婚年月日を届け出てください。離婚日の翌日が取消日となります。離婚後に親権者の異動により被扶養者取り消しとなる場合は，理由を「親権者の異動」とし，異動のあった日を届け出てください。異動日が取消日となります。

〔注２〕 養子縁組をしたことにより，加入者より優先して扶養すべき人ができ，加入者が主たる扶養者でなくなった場合は被扶養者取り消しとなります。

〔注３〕 日額3,612円（又は日額5,000円）以上の雇用保険受給開始日を確認しますので，「雇用保険受給資格者証」の写しを添付してください。

なお，被扶養者認定時に，雇用保険の給付制限期間について認定を希望したため，あらかじめ「雇用保険受給を事由とする被扶養者取消申請書」を提出済みの被扶養者が，雇用保険を受給する前に就職等によって被扶養者取消申請書を提出される場合は，次の①②の書類を整えてください。

① 就職等による被扶養者取消申請書を別途提出してください。その際に，申請書に朱書きで「給付制限期間のみの認定であったが，雇用保険受給前に取り消し」と明記してください。

② 雇用保険受給資格者証の写しと誓約書（P.125参考例参照）を添付してください（就職日以前に雇用保険を受給していないことを確認するため）。雇用保険受給の手続きをしていない場合は，誓約書にその旨追記して提出してください。

〔注４〕

① 年金の改定通知書を受領した日（受領日現在改定の月が未到来のときは，その改定の月の初日）

② 営業・不動産所得等の確定申告書の申告日・税務署の受付日又は電子申告日

③ パート・アルバイト等の給与収入が，月の収入限度額（年の収入限度額が130万円の場合は108,333円，60歳以上の人で年の収入限度額が180万円の場合は年金収入を含めて149,999円）を超えることが確認できた

日

ただし，契約変更等により給与が増加して月の収入限度額を超える場合，その契約によって給与が変更となった日

また，月々の収入に変動があり，月の収入限度額を超えたり超えなかったりする場合は，収入限度額を超えた状態が３か月継続した４か月目の１日（３か月継続することがない場合でも，年の収入限度額を超えることが確認できた場合はその日）

なお，複数の収入がある場合には，月額換算の合計で収入限度額を超えることが確認できた日

〔**注５**〕 収入が限度額未満であっても，被用者健康保険の被保険者となった場合は，被扶養者取り消しとなり，「被扶養者取消申請書」の提出が必要です。

なお，後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は手続きが異なります（P.155参照）。

〔**注６**〕 令和２年４月１日より，日本国内に住民票がない人は，国内居住要件の例外に該当し被扶養者となる人を除いて，被扶養者取り消しとなります（P.111「３被扶養者の国内居住要件」参照）。

３　その他の注意

1）　被扶養者取消の証明書が必要なとき

被扶養者取消後に国民健康保険や他制度の被扶養者となる場合，被扶養者取消にかかる証明書が必要となることがあります。証明書が必要な場合は，「資格証明書交付依頼書」を提出してください（「被扶養者取消申請書」と同時提出することもできます）（P.51「資格証明書の交付」参照）。

2）　報告内容に誤りがあった場合

申請書を提出した後で報告の内容に誤りがあり訂正を要する場合は，「被扶養者認定日・取消日等訂正申出書」等を提出してください（P.143参照）。

3)　資格喪失の際の被扶養者の取り消し

加入者が退職，死亡などによって加入者の資格を喪失し，その人に被扶養者があった場合は，加入者の資格喪失と同時に被扶養者の資格も取り消されますので，改めて「被扶養者取消申請書」を提出する必要はありません。

4)　資格継続や所属学校変更したとき

継続資格取得や所属学校変更したときは，それまで認定されていた被扶養者は手続きなしで引き続き認定されます（種別の異なる学校間の継続資格取得や所属学校変更の場合は，P.112「４被扶養者の認定手続き」参照)。勤務先が変わったことに伴う収入の変化や転居などにより，扶養関係が変動し被扶養者の要件を満たさなくなったときは，被扶養者の取り消し手続きをしてください。

退職して任意継続加入者になったときも，同様に被扶養者は引き続き認定されますが，扶養関係の変動を確認し，被扶養者の要件を満たさなくなったときは，被扶養者の取り消し手続きをしてください。

5)　国民年金第３号被保険者関係届の提出

通常「被扶養者取消申請書」と併せて提出する必要はありませんが，例外として，

①　加入者が死亡した時

②　被扶養者が海外に転出した時

以上に該当した場合は，届け出てください。

第３節　被扶養者の氏名変更及びマイナンバーの新規付番等の報告

１　被扶養者の氏名，生年月日等の変更・訂正

被扶養者の氏名・生年月日等に変更・訂正があった場合は，「被扶養者異動報告書」を提出してください。

訂正については，添付書類は原則不要ですが，氏名変更の場合は氏名及び扶養の要件等を確認するための書類を提出してください。

1)　内縁関係にあった配偶者との婚姻による氏名変更

①　被扶養者の戸籍謄本又は抄本

②　「国民年金第３号被保険者関係届」（配偶者が国民年金第３号被保険者の場合）

2)　被扶養者の結婚による氏名変更

扶養の要件を欠くため，原則として被扶養者取り消しとなります。

特別な事情により継続して扶養する場合は次の書類を添付してください。

①　被扶養者の謄本又は抄本

②　扶養を継続する理由書

③　被扶養者の配偶者の健康保険証の写し

〔注〕　被扶養者の配偶者が被用者健康保険制度の被保険者である場合は，被扶養者取り消しとなります。

④　加入者・被扶養者・被扶養者の配偶者の収入を確認する書類

〔注〕　被扶養者の配偶者の収入が加入者の収入を上回る場合は被扶養者取り消しとなります。また，被扶養者とその配偶者の合計所得金額が，被扶養者の所得基準額の合計額以上となる場合は，夫婦の相互扶助義務の観点から，被扶養者取り消しとなります。

3)　被扶養者である子の養子縁組等による氏名変更

①　子の戸籍謄本又は抄本

②　加入者及び子の養父母の収入を確認する書類

③　扶養を継続する理由書

④　養父母の健康保険証の写し

〔注１〕　子の養父母が被用者健康保険制度の被保険者である場合は，被扶養者取り消しとなります。

〔注２〕　子の養父母の収入が，加入者の収入を上回る場合は被扶養者取り消

しとなります。子に学校法人等から扶養手当が支給される場合は扶養手当が支給される旨及び月額を明記してください。この場合は収入を確認する書類は不要です。

4)　1) 2) 以外の氏名変更

被扶養者の戸籍謄本又は抄本（外国籍の場合は住民票）

〔注〕 記入上並びに提出上の注意事項については，加入者の氏名変更の場合と同じです（P.52「１加入者の氏名，住所又は性別の変更の報告」参照）。

２　マイナンバーの新規付番や変更等の報告

被扶養者の帰国や来日等でマイナンバーが新規に付番されたときや，マイナンバーを誤って報告したとき，マイナンバーに変更があったとき等は，「マイナンバー更新連絡票」で報告してください。その報告の際のマイナンバーにかかる番号確認は，被扶養者認定申請書の提出時と同様，加入者が行ってください（マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください）。

第８章　学校の新設及び異動

学校が新設されたとき又はすでに私学共済に加入している学校で，その法人等の名称，所在地，代表者の変更並びにその法人の設置する学校の設置，休校，廃止，所在地又は事務の連絡先の変更などがあったときは，速やかに「学校法人等異動報告書」を提出してください。

第１節　学校等が新設されたとき

学校法人又は準学校法人が学校等を設置し（学校法人以外の法人又は個人が幼稚園を設置した場合を含みます），報酬を支給して使用している教職員が１名でもいれば，設置した学校についての「学校法人等異動報告書」及び下記書類を取りまとめて，**５日以内**に提出してください。

報告が一定期間以上遅れている場合には，ほかに必要な書類がありますので，事前に私学事業団の指示を受けてください（P.140参照）。

⑴　設置認可書の写し

⑵　学校法人等の寄附行為及び寄附行為認可書の写し

⑶　「資格取得報告書」（P.41「加入者の資格取得」，P.45「加入者の資格継続，所属学校変更及び通常加入者⇔短時間労働加入者の区分変更」参照）

⑷　被扶養者がいる人については「被扶養者認定申請書」（P.104「被扶養者の認定」参照）

⑸　特定学校法人等でない学校法人に学校が新設され新たに特定学校法人等となったときは，「特定学校法人等該当届書」（P.28「５短時間労働加入者の要件」，P.53「特定学校法人等に関する手続きなど」参照）

⑹　学校法人が保育所を設置したときは，設置認可書の写し（認可外保育施設の場合は市区町村等の受付印のある設置届の写し）

第２節　学校名称等の変更及び休・廃校

学校の休校，廃校又は学校法人が解散したとき，もしくは学校法人等の代表者，設置者，学校法人名，学校名，所在地，事務の連絡先（書類の送付先），個別郵便番号，電話番号などが変わったときは，速やかに「学校法人等異動報告書」により報告してください。〔施行規則第１条第２項〕

1)　提出上の注意

⑴　この報告書は，異動事由が生じた日から５日以内に提出してください。なお，やむを得ない理由で報告が遅れた場合は，その旨を明記した文書を添付してください（用紙自由，代表者の押印のあるもの）。

⑵　学校の廃校（あるいは学校法人の解散）の場合は，所轄庁の認可書の写しが必要です。なお，所属加入者については，「資格喪失報告書」等の提出も同時に必要となります（P.48「加入者の資格喪失」参照）。

⑶　学校の設置者変更の場合には，変更後の学校法人等から「学校法人等異動報告書」を提出してください。この場合，添付書類として，設置者変更の認可書の写し，変更後の学校法人等の寄附行為及び寄附行為認可書の写しが必要です。

⑷　学校の休校の場合には，所轄庁に提出した休校の届書の写し（所轄庁の受付印があるもの）を添付してください。

⑸　幼稚園や保育所等が認定こども園になったことにより，学校名が変更になった場合には，「認定こども園」（P.136参照）に関する手続きの添付書類が必要です。

⑹　⑵～⑸以外の場合には，原則として添付書類は必要ありません。なお，特別な事由により変更する場合は，事前に私学事業団の指示を受けてください。

⑺　複数の学校を設置している学校法人等において，代表者名，学校法人

等の名称，学校法人等所在地・電話番号の変更があった場合は，一括して変更となるため，「学校法人等異動報告書」は学校法人等で一通の提出で構いません。それ以外の異動については，学校単位に「学校法人等異動報告書」の提出が必要です。

〔注〕　設置者変更により特定学校法人等である学校法人等が分離した場合や学校が別の学校法人等に合併した場合等の特定学校法人等の取り扱いは，次のとおりです。

①　設置者変更で法人が分離したが，元の学校法人等は特定学校法人等のままである場合

（例）Ａ学校法人（200人）の中のＢ学校（50人）が

・分離後，Ｂ学校が独立してＣ学校法人になる

・分離後，Ｂ学校はＤ学校法人（30人）に合併する

この場合，分離後のＡ学校法人は150人であり特定学校法人等のままですが，独立したＣ学校法人（50人）及び合併後のＤ学校法人（合併後80人）は特定学校法人等ではないため，Ｃ学校法人及びＤ学校法人から学校法人単位で労使合意による適用の申し出がない限り，Ｂ学校に所属している短時間労働加入者は資格喪失となります。この場合は，「資格喪失報告書」の提出が必要になります。

②　設置者変更で法人が分離し，元の学校法人等が101人未満となり，また，分離した学校にかかる学校法人等も101人未満である場合

（例）Ａ学校法人（150人）の中のＢ学校（50人）が

・分離後，Ｂ学校が独立してＣ学校法人になる

・分離後，Ｂ学校はＤ学校法人（40人）に合併する

この場合，①と同様，Ｂ学校に所属している短時間労働加入者は原則資格喪失となります。Ａ学校法人は100人となりますが，従前は特定学校法人等であったため，引き続き特定学校法人等であるものとして取り扱われます。

③　①及び②のケースで，分離したＢ学校にかかる学校法人等（Ｃ学校法人及びＤ学校法人）が特定学校法人等である場合

分離したＢ学校にかかる学校法人等は特定学校法人等であり，短時間労働者の適用拡大の対象になりますが，一般的には雇用契約の再締結がなされますので，その再締結後の雇用契約に基づき短時間労働加入者の要件を判断し直すことが考えられます。

第３節　認定こども園

すでに私学共済制度に加入している幼稚園や保育所が認定こども園（幼稚園型又は保育所型）の認定を受けたとき，幼稚園や保育所を廃止して幼保連携型認定こども園を設置したとき，認定こども園の認定を取り下げて幼稚園や保育所に戻ったときには，それぞれ手続きが必要となります。学校名等の変更を伴う場合には，「学校法人等異動報告書」（P.134参照）の提出も必要です。

なお，新たに認定こども園を設置したときは，「学校が新設されたとき」（P.133参照）と同様の手続きをしてください。

1)　幼稚園や保育所が幼稚園型又は保育所型の認定こども園の認定を受けたとき

認定こども園の認定書の写しに幼稚園，保育所等の学校記号番号を記入し報告してください。

2)　幼稚園や保育所を廃止して，幼保連携型認定こども園を設置したとき

幼稚園や保育所と同じ所在地に幼保連携型認定こども園を設置する場合であっても，幼稚園及び保育所の廃校の手続き（P.134参照）と，幼保連携型認定こども園の新設の手続き（P.133参照）がそれぞれ必要です。また，幼稚園や保育所に所属していた教職員については，所属学校変更の手続きが必要となります。

〔注〕　学校法人以外が設置している幼稚園を廃止して，幼保連携型認定こども園を設置する場合には，私学共済制度の適用外となる可能性がありますので，あらかじめ私学事業団にご相談ください。

3)　幼稚園型又は保育所型の認定こども園が，認定を取り下げて幼稚園や保育所に戻ったとき

認定こども園の認定を取り下げたことが確認できる書類（都道府県等からの通知書の写し等）に，該当する学校の学校記号番号を記入し，報告してください。

〔注〕　平成27年４月１日以前に旧制度の認定こども園であった幼稚園や保育所等が，新制度の認定こども園に移行することなく，認定を取り下げていた場合にも，同様の手続きが必要です。

第４節　付随事業（附帯事業）と収益事業

学校法人等が，報酬を支給して専任の職員を使用し，付随事業（附帯事業）又は収益事業を行う場合，「学校が新設されたとき」（P.133参照）と同様にその部門ごと設置手続きが必要となる場合がありますので，あらかじめ私学事業団へご相談ください。

第９章　電子媒体による報告及び媒体の暗号化

１　電子媒体による報告

様式用紙に代えて，電子媒体による報告をすることができます。

1）対象書類（受付できるファイル名：半角英数）

①資格取得報告書（SYUTOKU.CSV）

②標準報酬月額改定届書（HOUSYU.CSV）

※通常分のみ（産休・育休終了後改定，即時改定，年平均は対象外）

③標準報酬基礎届書（KISO.CSV）

④賞与等支給報告書（SYOYO.CSV）

2）届出方法

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶資格と掛金等▶電子媒体での申請〕に掲載している「電子媒体作成機能」（以下「作成機能」といいます）をダウンロードしてください。作成機能は，データの入力及び媒体の作成だけではなく，学校法人等の独自システム等で作成した媒体の内容をチェックする機能も備えています。提出の際は，必ず作成機能のチェック機能を使用し，不備がないか確認したうえで，チェック後に自動的に作成される「報告送付状」とともに提出してください。

電子媒体は，学校法人等で用意してください。受付できる電子媒体は，CD－R又はUSBメモリに限られます。電子媒体に必要事項を記載したラベルシールを貼付してください（ラベルの記入例は，媒体チェック後の送付状作成画面にも表示されます）。提出された電子媒体は，一定期間保管するため，紙での報告書類と同様，返却はしません。

なお，マイナンバーを入力する「資格取得報告書」を提出する際には，誤送付等による情報漏えいを防止するために，配達の記録が残る方法（簡易書留等）の利用を推奨します。

3）提出上の注意

・各対象書類は処理が異なりますので，電子媒体を分けて作成してください。
・不備等が見つかった場合，データを再提出していただくことがありますので，あらかじめデータを確保しておいてください。
・私学事業団で確認している加入者番号で報告してください。所属学校変更等で，加入者番号が変更となった場合は特に注意してください。
・私学事業団で確認している加入者の氏名・生年月日で報告してください。氏名等訂正がある場合は，電子媒体の提出前に所定の異動報告書により手続きしてください。
・標準報酬基礎届書又は賞与等支給報告書を電子媒体で報告した学校法人等へは，次回以降，様式用紙の事前送付は行いませんので，報告時期が到来したら忘れずに報告してください。事情により電子媒体による報告を取りやめる場合は，必ず文書により事前に申し出をしてください。

２　電子媒体の暗号化

マイナンバーを入力した「資格取得報告書」の電子媒体の作成にあたっては，誤送付等による情報漏えいを防止するために，必ず暗号化を実施してください。暗号化は，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶資格と掛金等▶電子媒体での申請〕にある「電子媒体暗号化ツール」をご利用ください。操作説明書も併せて確認してください。

【留意事項】

・電子媒体暗号化ツールは，電子媒体作成機能の媒体チェックにてチェック済みの電子申請データを，暗号化することを前提としています。暗号化された電子申請データ（以下「暗号化済電子申請データ」といいます）を，電子媒体作成機能で媒体チェックすることはできませんので，必ず事前にチェックを済ませてください。
・暗号化済電子申請データは，暗号化前のデータへ復号化することはできません。暗号化前データが必要な場合は，電子媒体作成機能等で，電子申請データを再作成してください。

第 10 章　報告などの遅延及び不備

１　加入者の異動の遡及手続き

加入者の異動の遡及とは，相当期間遡った資格取得年月日又は資格喪失年月日などを報告することです。この場合，「資格取得報告書」又は「資格喪失報告書」などの提出すべき期限を経過しており，施行規則〔施行規則第１条第１項〕に違反することになります。

私学事業団は具体的な事情を審査のうえ，他制度との関連や公平性の見地などを考慮し相応の処置をすることになりますので，事前に私学事業団に連絡のうえ，報告書等に，掛金等一括納付誓約書などの必要書類を添付してください。

〈提出上の注意〉

⑴　資格取得年月日を原則として６か月以上１年未満遡って報告（又は訂正）する場合は，報告遅延理由書を添付してください。１年以上遡った報告の場合には，報告遅延理由書に加え，掛金等一括納付誓約書を添付してください。ただし，資格取得年月日は２年を超えて遡ることはできません。

⑵　資格喪失年月日を原則として１年以上２年未満遡って報告（又は訂正）する場合は，報告遅延理由書及び掛金等一括納付誓約書（掛金等納付を伴う場合）を添付してください。

２年以上遡った資格喪失年月日を報告（又は訂正）する場合は，報告遅延理由書及び資格喪失の年月日を証する書類（原本証明のある辞令の写し等）を添付してください。ただし，掛金の還付は２年以内に限り，追納が伴う場合は２年を超えて遡ることはできません。

⑶　報酬月額，賞与等額を原則として１年以上遡って報告（又は訂正）する場合は，報告遅延理由書及び掛金等一括納付誓約書（掛金等納付を伴う場合）を添付してください。ただし，報酬月額，賞与等額の報告（又

は訂正）は，２年を超えて遡ることはできません。

なお，上記⑴～⑶とも，必要に応じてその他の資料を提出していただくことがあります。

２　被扶養者認定申請にかかる遅延

被扶養者の認定は，**被扶養者としての事由が発生した日（加入者の資格取得日，婚姻日，離職日等）から30日以内に認定の届け出がなされないときは，その届け出を受けた日（消印により発信年月日が確認できる場合はその日）が被扶養者認定年月日となります。遅延した場合の遡及はできません。**

なお，被扶養配偶者にかかる国民年金第３号被保険者の届け出が遅延した場合には，直接年金事務所にご相談ください。２年以上の遡及となる資格取得年月日を記入した届け出は，私学事業団を通じた手続きはできません。

３　その他の報告等の遅延

上記１及び２以外の報告又は申請等で，事由発生日から６か月以上遅れている場合には，原則として報告遅延理由書（用紙自由，代表者印の押印のあるもの）を添付してください。なお，報告又は申請内容及び理由書の内容等により，遡った手続きができない場合があります。

また，特別な事情がある場合や大幅に遅れている場合には，ほかに書類が必要な場合がありますので，事前に私学事業団にご相談ください。

４　書類不備の処理

提出書類に不備があるときには，事務処理を保留し，軽易な不備については電話照会などで補正し，必要な場合には返送のうえ照会します。したがって，書類不備の場合は，処理に日数を要することになりますのでご了承ください。

５　訂正願の自由書式

誤報告などの訂正を私学事業団に申し出るときは，次章の訂正申出書

で申し出ることになっていますが，該当する訂正申出書がない場合は，自由書式で提出してください。例えば，継続資格取得又は再資格取得報告書として報告すべきところ，新規資格取得として確認されたようなときは，次の見本にならって訂正願を適宜作成してください。

訂正願の見本

日本私立学校振興・共済事業団　　令和○○年○月○日

理　事　長　殿

福岡市西区清流町２－１－３
学校法人湯島学園
理事長　湯　島　一　郎

訂正継続（再取得）の報告

当学園所属加入者，私学（旧姓井上）花子（生年月日，昭和35年５月３日）について，下記のとおり加入者期間がありますので，訂正継続方お願いします。

（例）　　記

	加入者番号	学校名	期　　間
前任校	40C－400－10	福岡高等学校	昭54. 4. 1～平30. 3. 31
後任校	40C－600－ 8	湯島高等学校	平30. 4. 1

第 11 章　報告などの誤りと訂正申出書

報告や申請した内容に誤りがあったときは，訂正内容により次表を参照のうえ作成し手続きをしてください。

なお，訂正申出書等は，やむを得ず訂正が生じた場合，例外として取り扱うものですので，みだりに使用することのないよう各種報告書提出の際は記載内容に十分注意してください。

1　訂正等に使用する申出書等

申出書等名	訂正等の内容
資格取得報告等の取下げ申出書	新規・継続・再資格取得・所属学校等変更を取り消すとき
資格喪失報告の取下げ申出書	資格喪失を取り消すとき
加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書	資格取得年月日（新規・継続・再取得）・所属学校等変更年月日の訂正，資格喪失年月日の訂正及び喪失事由を訂正するとき
加入者異動報告書	加入者の氏名・生年月日・性別・住所を変更・訂正するとき
短時間労働者区分変更報告書	資格取得時の届出用紙に誤りがあり，通常加入者と短時間労働加入者の区分を訂正するとき
被扶養者異動報告書	被扶養者の氏名・生年月日・続柄・性別を変更・訂正するとき
マイナンバー更新連絡票	加入者及び被扶養者のマイナンバーの変更・訂正等をするとき
被扶養者認定日・取消日等訂正申出書	被扶養者の認定年月日の訂正・被扶養者の取消年月日の訂正・被扶養者の取り消し事由を訂正するとき
被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書	被扶養者認定の取り下げ・被扶養者取り消しを取下げるとき
報酬月額訂正申出書	資格取得時（新規・継続・再取得）・定時決定（標準報酬基礎届書）・標準報酬月額改定届書・標準報酬月額改定届書（即時改定用）・標準報酬月額改定届書（産休・育休終了者用）の報酬月額を訂正するとき
賞与等訂正申出書	報告した賞与支給年月・支給総額・賞与等区分を個人単位で訂正するとき

標準報酬月額改定・賞与等取消申出書	標準報酬月額改定を取り消すとき及び賞与等の支給報告を個人単位で取り消すとき
賞与等訂正・取消申出書（学校一括用）	賞与等支給年月・賞与等区分を学校単位で訂正するとき及び報告した賞与等支給を学校単位で取り消すとき
基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式）〔注〕	基礎年金番号の報告を訂正するとき

〔注〕 加入者番号，氏名，生年月日，正しい基礎年金番号を記入し，基礎年金番号が確認できる書類（基礎年金番号通知書等）の写しを添付して提出してください。

２　提出上の注意

1)　所属学校変更の取り消しは，後任校から提出してください。

2)　相当期間を経過している資格取得・喪失及び報酬・賞与に関する訂正等については，遅延理由書等を添付してください（P.140参照）。

第 12 章　70 歳以上の加入者にかかる資格事項

70歳以上で在職する加入者については，原則として年金等給付の適用からはずれます。〔法第41条〕

第１節　あらまし

1)　年金等給付加入者が70歳に達し年金受給資格期間を満たす場合は，年金等給付適用の加入者からはずれ，短期給付（ただし，丙３特定教職員等，丙６特定教職員等を除きます）のみの適用加入者となります。

2)　年金の受給資格期間を満たす加入者は，請求することによって退職（共済）年金・老齢厚生年金（以下「老齢・退職の年金」といいます）が支給されます。

3)　70歳に達した日に年金受給資格期間を満たしていない場合は，「高齢任意加入被保険者」の申し出をすることによって，甲２種（丙２種又は丙５種）加入者として厚生年金給付の適用を受けることができます。

〔注〕　退職等年金給付（新３階年金）には，この高齢任意加入被保険者制度はありません。厚生年金給付の適用についてのみとなります。

第２節　70 歳到達による加入者の資格の取り扱い

１　用字・用語の説明

1)　70歳に達した日

70歳の誕生日の前日です。〔年齢計算ニ関スル法律〕

2)　年金等給付の適用における資格喪失年月日

70歳の誕生日の前日です。

誕生日と資格事項等の関係

項目＼誕生日	昭和29年4月3日	5月31日	6月1日	6月2日	6月3日
70歳に達した日	令和6年4月2日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日
年金等給付の適用における資格喪失日	令和6年4月2日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日
年金等の加入者期間	令和6年3月まで	4月まで	4月まで	5月まで	5月まで
年金等の掛金対象月	令和6年3月まで	4月まで	4月まで	5月まで	5月まで

3)　加入者の種別

加入者の種別は，事務処理上，次のとおり取り扱います。

甲種校

甲１種加入者（70歳未満　短期・年金等給付適用）
↓高齢任意加入被保険者の申出
甲２種加入者（70歳以上　短期・厚生年金給付のみ適用）
↓年金受給資格期間満了
乙２種加入者（70歳以上　短期給付のみ適用）

丙４種加入者（70歳未満　年金等給付のみ適用）
↓高齢任意加入被保険者の申出
丙５種加入者（70歳以上　厚生年金給付のみ適用）
↓年金受給資格期間満了
丙６特定教職員等（70歳以上）

乙種校　　乙１種加入者（短期給付のみ適用）

丙種校

丙１種加入者（70歳未満　年金等給付のみ適用）
↓高齢任意加入被保険者の申出
丙２種加入者（70歳以上　厚生年金給付のみ適用）
↓年金受給資格期間満了
丙３特定教職員等（70歳以上）

甲１種加入者で70歳到達時に年金受給資格のない人の加入者種別の動き（例）

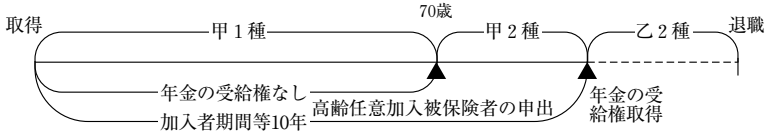

▲時点で，適用替えの確認通知を行います。

２　年金等給付にかかる70歳資格喪失該当者の事前連絡

該当者については，70歳誕生日の前々日の属する月のおおむね１か月前（例えば，10月10日生まれの人は，９月中）に所属学校宛て「70歳到達による加入者の資格の取り扱いについて（事前連絡書）」（以下「事前連絡」といいます。P.149例参照）によりお知らせします。

「事前連絡」に記載されている加入者は，70歳誕生日の前日に年金等給付の適用がはずれることになります。

この場合，年金等給付の適用については，年金等給付資格喪失予定年月日の属する月の前月までが年金等給付の加入者期間（被保険者期間）となります。なお，「事前連絡」の各欄には，次のように表示しています。

「年金等給付資格喪失予定年月日」

70歳誕生日の前日を年金等給付資格喪失予定年月日として表示しています。

「加入者期間の月数」

私学共済制度が確認している月数は，脱退一時金等の算定基礎期間を除いた70歳に達する日の属する月の前月までの厚生年金給付の適用月数を表示しています。

「退職（共済）年金等の決定有無」

私学事業団において「老齢・退職の年金」が決定されている人は，「有」と表示しています。

また，決定されていない人は，「無」と表示しています。

⑴「有」と表示されている人

被用者年金制度の一元化前（平成27年９月以前）に決定を受けた退職共済年金受給権者の場合は，一元化（平成27年10月）以降の加入者期間で老齢厚生年金の決定が必要です。資格喪失を確認後，請求書を本人宛てに送付します。

なお，一元化以降の老齢厚生年金受給者の場合は，手続きの必要はありません。退職後の年金は自動的に決定・改定を行います。

⑵「無」と表示されている人

① 退職共済年金及び老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人は，当該年金の請求手続きが必要となります。年金の受給権が発生しているにもかかわらず，未請求のまま５年を経過すると，時効により請求できなくなりますので，すでに権利が発生している人は，早急に手続きするようにご指導ください（すでに請求手続きをされている場合でも，決定処理の前後により「無」と表示されることがありますので，ご了承ください）。

② 他の公的年金制度の加入期間を合算しても「老齢・退職の年金」の受給資格期間を満たさない場合は，申し出により厚生年金給付の適用を受ける「高齢任意加入被保険者制度」がありますので，私学事業団に申し出てください（P.150参照）。

３　70歳到達に伴う事務処理

加入者が70歳の誕生日を迎えることによる年金等給付の適用にかかる資格喪失の処理は，私学事業団が翌月上旬に行い，確認通知書⑴を送付します。

この処理は，私学事業団が法令に基づき行いますので，学校法人等の手続きは必要ありません。ただし，加入者が実際に学校法人等を退職したときは「資格喪失報告書」を提出してください。

年金等給付加入者の70歳適用除外事前連絡の例

日本私立学校振興・共済事業団

７０歳到達による加入者の資格の取り扱いについて（事前連絡書）

この事前連絡書は、加入者が７０歳に達することで、年金等給付の適用がなくなる加入者の予定者一覧表です。

つきましては、同封のリーフレットをお読みいただき、所定の手続きについてご指導くださいますようお願いします。

なお、年金等給付資格喪失予定年月日は、７０歳に達する日（７０歳の誕生日の前日）です。

学校記号番号　13 A 9999

（連絡対象者　1　人）

個人番号	加入者氏名	生年月日	年金等給付資格喪失予定年月日	加入者期間の月数	老齢・退職の年金等の決定有無
99999	湯島　一郎	昭和29年３月25日	令和６年３月24日	11月	無

４　年金等給付資格喪失処理に伴う通知等

1)　甲１種加入者の処理

甲１種加入者の資格がなくなり，乙２種加入者（70歳以後は短期給付のみの適用加入者）になったことを通知します。

2)　丙１種加入者の処理

丙１種加入者の資格がなくなり，丙３特定教職員等になったことを通知します。この場合，報酬及び賞与の報告や学校等退職・再就職等の報告は，70歳未満の加入者と同様，届け出が必要となります。

3)　丙４種加入者の処理

丙４種加入者の資格がなくなり，丙６特定教職員等（70歳以後は短期・年金等給付の適用除外）になったことを通知します。この場合，報酬及び賞与の報告や学校等退職・再就職等の報告は，70歳未満の加入者と同様，届け出が必要となります。

第３節　高齢任意加入被保険者制度

70歳に達した日に年金受給資格期間を満たしていない場合は，「高齢任意加入被保険者」の申し出をすることによって，甲２種（丙２種又は丙５種）加入者として厚生年金給付の適用を受けることができます。

〔注〕　退職等年金給付（新３階年金）には，この高齢任意加入被保険者制度はありません。厚生年金給付の適用についてのみとなります。

１　申し出手続き

「厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出書（私学事業団用）」（以下「高齢任意加入申出書」といいます）及び「公的年金制度加入経歴申出書（高齢任意加入用）」に年金加入期間確認通知書（私学事業団で確認できる期間を除きます）を添付し，私学事業団に申し出てください。

申し出が受理された日から，高齢任意加入被保険者（甲２種，丙２種

又は丙５種加入者）の資格を取得し，厚生年金給付の適用を受けることができます。

２　加入者保険料

⑴　本人が全額負担する方法又は学校法人等が同意のうえで折半負担する方法があります。

⑵　本人が全額負担する場合は，加入者保険料の納付義務者は学校法人等ではなく，本人となります。

⑶　学校法人等が同意すれば，「高齢任意加入被保険者に係る事業主負担同意届」で申し出ることにより，途中から折半負担に変更することができます。また，本人が同意すれば，「高齢任意加入被保険者に係る事業主負担同意撤回届」で申し出ることにより，途中から折半負担を撤回することができます。いずれも同意した日から10日以内に私学事業団へ申し出てください。

⑷　本人が全額負担する場合，初めて納付すべき加入者保険料を納期限までに納付しないときは，資格取得の取り消しとなります。

〔注〕　毎月の加入者保険料は，翌月末日までに納付してください。

⑸　本人が全額負担する場合，加入者保険料（初めて納付すべき保険料を除きます）を納期限までに納付しないときは，当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に資格を喪失します。

３　資格喪失

⑴「高齢任意加入被保険者資格喪失申出・申請書（私学事業団用）」で申し出ることにより，いつでも高齢任意加入被保険者の資格を喪失することができます。この場合，申し出が受理された日の翌日が資格喪失日となります。

　また，高齢任意加入被保険者の資格を喪失しても，再加入ができます。

⑵「老齢・退職の年金」の受給権を取得したときは，資格を喪失します。この場合，受給権取得日の翌日が資格喪失日となります。

⑶　退職等により，私学共済制度の資格を喪失した場合は，一般の70歳以上加入者と同様に「資格喪失報告書」を提出してください。

４　「高齢任意加入申出書」による申し出を受理した後の加入者種別

1)　甲１種加入者の処理

甲１種加入者から，甲２種加入者（70歳以後も短期・厚生年金給付適用加入者）になったことを通知します。

2)　丙１種加入者の処理

丙１種加入者から，丙２種加入者（70歳以後も厚生年金給付適用加入者）になったことを通知します。

3)　丙４種加入者の処理

丙４種加入者から，丙５種加入者（70歳以後も厚生年金給付適用加入者）となったことを通知します。

なお，1) については短期給付掛金と加入者保険料を，2) 3) については加入者保険料を納付する必要があります。

加入者保険料について全額加入者負担を選択した場合は，学校法人等宛てに加入者保険料の納付書を送付しますので本人に渡してください。

５　高齢任意加入被保険者が年金受給権を取得したとき

私学事業団であらかじめ把握している年金の受給資格期間の満了日に基づき，自動的に厚生年金給付の適用からの資格喪失処理を行い学校法人等へ通知します。したがって学校法人等の手続きは必要ありません。

1)　甲２種加入者の処理

「老齢・退職の年金」の受給権を取得した日の翌日に甲２種加入者の資格がなくなり，乙２種加入者になったことを通知します。

2)　丙２種加入者の処理

「老齢・退職の年金」の受給権を取得した日の翌日に丙２種加入者の資格がなくなり，丙３特定教職員等になったことを通知します。

3）　丙５種加入者の処理

「老齢・退職の年金」の受給権を取得した日の翌日に丙５種加入者の資格がなくなり，丙６特定教職員等になったことを通知します。

第４節　70 歳以後の資格取得等

１　資格取得時

70歳以後の資格取得（新規・再資格・継続）及び所属学校変更等の報告書（訂正申出書を含みます）は，通常の様式用紙で手続きしてください。

年金受給権がない人が高齢任意加入を希望する場合は別途「高齢任意加入申出書」を提出してください。

〔注〕　甲種校の新規資格取得の場合で，65歳以上75歳未満の後期高齢者医療制度の被保険者の人は，添付書類として「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に被保険者証の写しを付けて提出ください。

２　その他の届け出

加入者異動，報酬，賞与，その他，70歳未満の加入者と同様の届け出が必要となります。

３　70歳以後の資格喪失

学校法人等を退職等した場合は，「資格喪失報告書」を提出してください。

第 13 章　後期高齢者医療制度の被保険者にかかる資格事項

75歳以上で日本国内に住所を有する人は，「後期高齢者医療制度」の被保険者となり，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます（平成20年４月１日施行）。〔法第39条〕

第１節　後期高齢者医療制度のあらまし

１　75歳に達した日

後期高齢者医療制度での「75歳に達した日」とは，「年齢計算ニ関スル法律」を適用せず，「75歳の誕生日」を指すものとされています。

２　広域連合

後期高齢者医療制度の運営のために都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます）が設置され，すべての市町村が広域連合に加入しています。〔高齢者の医療の確保に関する法律第48条〕

事務の運営主体は市町村となります。

３　被保険者

日本国内に住所を有する次の人は後期高齢者医療制度の被保険者（以下「後期高齢者」といいます）となります。〔高齢者の医療の確保に関する法律第50条〕

①　75歳以上の人

②　65歳以上75歳未満で，政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を広域連合から受けた人

〔注〕　日本国内に住所を有さない人は対象となりません（P.164参照）。

４　保険料

後期高齢者医療制度の保険料は，該当者一人ひとりが納めることになります。〔高齢者の医療の確保に関する法律第104条〕

保険料の算定基準については，各広域連合が定めています。

第２節　短期給付の適用除外

「後期高齢者医療制度」の被保険者となると，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます。除外された日以後は，私学共済の加入者証（保険証）を使っての保険診療は受けられなくなるほか，原則として短期給付は受けられません。

１　加入者（任意継続加入者を含みます）が75歳の誕生日を迎えたとき

75歳の誕生日に「後期高齢者」となり，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます。

その加入者に扶養されている被扶養者についても，加入者と併せて短期給付の適用から除外されることになります（被扶養者の取り消し）。この場合，その被扶養者は国民健康保険等への加入手続きが別途必要です。

２　被扶養者が75歳の誕生日を迎えたとき

75歳の誕生日に「後期高齢者」となり，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます（被扶養者の取り消し）。

３　加入者が65歳以上75歳未満で広域連合から障害の状態にあると認定され「後期高齢者」となったとき

後期高齢者医療制度の適用となった日以後，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます。

その加入者に扶養されている被扶養者についても，加入者と併せて短期給付の適用から除外されることになります（被扶養者の取り消し）。この場合，その被扶養者は国民健康保険等への加入手続きが必要です。

なお，障害の状態でなくなった等で「後期高齢者」でなくなった場合は，再び私学共済制度の短期給付の適用となりますので手続きが必要です。

〔注〕 任意継続加入者の場合は，一旦「後期高齢者」になると資格喪失となるため，障害の状態でなくなった等で「後期高齢者」でなくなった場合でも，任意継続加入者となることはできません。

４　被扶養者が65歳以上75歳未満で広域連合から障害の状態にあると認定され「後期高齢者」となったとき

後期高齢者医療制度の適用となった日以後，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます（被扶養者の取り消し）。

なお，障害の状態でなくなった等で「後期高齢者」でなくなった場合は，再び私学共済制度の短期給付の適用となりますので手続きが必要です。

第３節　75 歳以上の「後期高齢者」にかかる事務取り扱い

１　掛金の徴収

加入者が「後期高齢者」となり私学共済制度の短期給付の適用から除外された日の属する月以降は，短期給付等掛金の納付は必要ありません。

事例

生　年　月　日	昭和 24 年 4 月 10 日	5 月 1 日	5 月 2 日	5 月 31 日	6 月 1 日
75 歳 の 誕 生 日	令和 6 年 4 月 10 日	5 月 1 日	5 月 2 日	5 月 31 日	6 月 1 日
短期給付等掛金対象月	令和 6 年 3 月まで	4 月まで	4 月まで	4 月まで	5 月まで

２　加入者種別

加入者の種別は事務処理上，次のとおり取り扱います。

1)　甲種校

甲１種加入者　（70歳未満　短期・年金等給付適用）

↓

乙２種加入者　（70歳以上75歳未満　短期給付のみ適用）

↓

乙３特定教職員等　（75歳以上）

2)　乙種校

乙１種加入者　（75歳未満　短期給付のみ適用）

↓

資格喪失（75歳以上）

3)　丙種校

「後期高齢者」になることによる種別の変更はありません。

4)　任意継続加入者

任意継続加入者　（75歳未満　短期給付のみ適用）

↓

資格喪失（75歳以上）

３　短期給付適用除外該当者の事前連絡

該当者については，75歳誕生日の月の前月（１日生まれは前々月）に所属学校宛て「75歳到達による加入者・被扶養者の資格の取り扱いについて（事前連絡書）」（以下「事前連絡書」といいます。P.159例参照）によりお知らせします。「事前連絡書」には個人番号，加入者氏名，対象者氏名，対象者生年月日，対象者の加入者との続柄，及び適用除外予定年月日を表示しています。

75歳到達による短期給付適用除外該当者　事前連絡の例

令和６年３月１日
日本私立学校振興・共済事業団

７５歳到達による加入者・被扶養者の資格の取り扱いについて（事前連絡書）

この事前連絡書は、加入者または被扶養者が７５歳に達すると後期高齢者医療制度の被保険者となるため、私学共済制度の短期給付の適用除外となる予定者の一覧表です。対象者は下表及び同封の「資格証明書」のとおりです。

①私学共済制度の短期給付の適用から除外された月分以降の短期掛金の納付は必要ありません。

②７５歳に達する加入者に扶養されている７５歳未満の被扶養者は、国民健康保険等への加入手続きが必要なため同封の「資格証明書」をご使用ください。

③７５歳に達する被扶養者は後期高齢者医療制度の保険料の軽減のため、住所を同制度の広域連合へ当事業団から情報提供することとされています。加入者と住所登録が異なる被扶養者は、同封の「住所届」（コピー可）に記入のうえ、業務部資格課あてにご提出ください。

④７５歳に達した加入者の方が実際に退職されるまでは、報酬・賞与等の報告は現行どおり必要です。（実際に加入者が学校法人等を退職したときに「資格喪失報告書」を提出してください。）

学校記号番号	01 A 0999

（連絡対象者　1　人）

個人番号	加入者氏名	対象者氏名	生年月日	続柄	短期給付適用除外予定年月日
01279	湯島太郎	湯島　花子	昭和24年4月21日	母	令和6年4月21日

＊後期高齢者医療制度の被保険者となった日以後は、広域連合から交付される被保険者証を使用してください。なお、私学事業団から交付していた加入者証・加入者被扶養者証及び高齢受給者証は業務部資格課に返送してください。

＊７５歳に達した日の属する月の翌月に短期給付の適用除外にかかる確認通知書を送付します。

４　資格証明書の送付

加入者が75歳の誕生日を迎えて短期給付の適用除外となることに伴い，75歳未満の被扶養者は国民健康保険等に加入する必要がありますので，加入者及び被扶養者が短期給付の資格がなくなったことを証明する「資格証明書」を「事前連絡書」に同封します。

５　75歳到達に伴う事務処理

加入者及び被扶養者が75歳の誕生日を迎えたことによる短期給付の適用除外にかかる加入者種別の変更及び被扶養者の取り消しは，私学事業団が翌月上旬に処理を行い，「確認通知書⑴」を送付します。

この処理は，私学事業団が法令に基づき行いますので，学校法人等の手続きは必要ありません。ただし，加入者が実際に学校法人等を退職したときは「資格喪失報告書」を提出してください。

６　加入者証等の返納

75歳の誕生日以降，私学事業団が交付した加入者証（加入者被扶養者証，高齢受給者証を含みます）は，学校法人等を経由し私学事業団に返納してください。

７　被扶養者の住所届

被扶養者が75歳の誕生日を迎えて「後期高齢者」となる場合，その被扶養者本人に新たに保険料の負担が生じます。この負担軽減処置（適用から２年間とされています）のために，私学事業団から広域連合に住所情報の提供をしています。

原則として加入者と同一の住所を提供しているため，「後期高齢者」になる被扶養者と加入者の住所が異なる場合は，「後期高齢者医療制度住所届」（「事前連絡書」に同封）の提出が必要です（加入者と同居の場合は不要）。

第４節　75 歳未満の「後期高齢者」にかかる事務取り扱い

１　75歳未満で「後期高齢者」となったとき

1)　加入者及び被扶養者

65歳以上75歳未満の加入者又は被扶養者が，政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を広域連合から受けたときは，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に後期高齢者医療制度の被保険者証の写し及び私学事業団が交付した加入者証（高齢受給者証を含みます）又は加入者被扶養者証（高齢受給者証を含みます）を添付のうえ提出してください。

ただし，マイナンバーを利用して後期高齢者医療制度の適用状況を確認できる場合，後期高齢者医療制度の被保険者証の写しは添付を省略することができます。

なお，取り消された被扶養者と加入者の住所が異なる場合は，「後期高齢者医療制度住所届」の提出が必要です（P.160「７被扶養者の住所届」参照）。

２　掛金の徴収

加入者が「後期高齢者」となり私学共済制度の短期給付の適用から除外された日の属する月以降は，短期給付等掛金の納付は必要ありません。

事例

後期高齢者医療制度該当年月日	令和６年４月１日	５月１日	５月２日	５月 31 日	６月１日
短期給付等掛金対象月	令和６年３月まで	４月まで	４月まで	４月まで	５月まで

３　加入者種別

加入者の種別は事務処理上，次のとおり取り扱います。

1)　甲種校

⑴　70歳未満で「後期高齢者」となった場合

甲１種加入者　（70歳未満　短期・年金等給付適用）

↓←後期高齢者医療制度該当

丙４種加入者　（70歳未満　年金等給付のみ適用）

↓

丙６特定教職員等　（70歳以上75歳未満）

↓

乙３特定教職員等　（75歳以上）

⑵　70歳以上75歳未満で「後期高齢者」となった場合

甲１種加入者　（70歳未満　短期・年金等給付適用）

↓

乙２種加入者　（70歳以上75歳未満　短期給付のみ適用）

↓←後期高齢者医療制度該当

丙６特定教職員等　（70歳以上75歳未満）

↓

乙３特定教職員等　（75歳以上）

⑶　甲２種加入者が「後期高齢者」となった場合は，丙５種加入者（年金等給付のみ適用）となります。

2)　乙種校

乙１種加入者　（75歳未満　短期給付のみ適用）

↓←後期高齢者医療制度該当

資格喪失

3)　丙種校

「後期高齢者」になることによる種別の変更はありません。

4)　任意継続加入者

任意継続加入者　（75歳未満　短期給付のみ適用）

↓←後期高齢者医療制度該当

資格喪失

4　75歳未満の人で「後期高齢者」でなくなったとき

1)　加入者

(1)　75歳未満で「後期高齢者」である加入者が，障害の状態でなくなった等の理由で「後期高齢者」でなくなったときは，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に後期高齢者医療制度の適用が除外となった年月日のわかる証明を添付のうえ提出してください。

ただし，マイナンバーを利用して後期高齢者医療制度の適用状況を確認できる場合，後期高齢者医療制度の適用が除外となった年月日のわかる証明は添付を省略することができます。

(2)　処理後，確認通知書等と併せて，加入者証を送付します。

2)　被扶養者

(1)　75歳未満で「後期高齢者」である被扶養者であった人が，障害の状態でなくなった等の理由で「後期高齢者」でなくなり，被扶養者の要件を満たしているときは，「被扶養者認定申請書」及び被扶養者認定にかかる添付書類と併せて，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」を提出してください。ただし，マイナンバーを利用して後期高齢者医療制度の適用状況を確認できる場合，後期高齢者医療制度の適用が除外となった年月日のわかる証明は添付を省略することができます。

(2)　処理後，確認通知書等と併せて，加入者被扶養者証を送付します。

第５節　日本国内に住所を有しない人にかかる事務取り扱い

日本国内に住所を有さない人（海外居住者）は後期高齢者医療制度に該当しないため，75歳以上でも私学共済制度の短期給付の適用となります。

１　75歳以前から日本国内に住所を有しない人が75歳になったとき

1)　75歳誕生日以後も引き続き，私学共済制度の短期給付の適用となります。「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に，国内に住所を有していないことが確認できる書類（住民票の除票等）を添付のうえ，提出してください。

2)　処理後，確認通知書等と併せて，加入者証を送付します。

3)　加入者の場合，引き続き短期給付等掛金の納付が必要となります。

２　75歳以後（又は65歳以上75歳未満で広域連合から認定されて「後期高齢者」となった日以後）に日本国内に住所を有しなくなったとき

1)　住所を有しなくなった日以後，後期高齢者医療制度の適用から除外され，私学共済制度の短期給付の適用となります。「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に，国内に住所を有しなくなった日が確認できる書類（住民票の除票等）を添付のうえ提出してください。

〔注１〕　被扶養者の場合，国内居住要件の例外として被扶養者となる人のみの適用となります。

〔注２〕　被扶養者の場合は「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」と併せて，「被扶養者認定申請書」及び認定にかかる添付書類が必要です。「被扶養者国内居住例外該当・不該当届出書」と例外確認書類を提出してください（P.111参照）。

2)　処理後，確認通知書等と併せて，加入者証を送付します。

3)　加入者の場合，国内に住所を有しなくなった日の属する月以降，短期給付等掛金の納付が必要となります。

３　１，２の人が「後期高齢者」となったとき

1)　海外居住の理由で後期高齢者医療制度の適用が除外されていた人が，国内居住となった等の理由で，「後期高齢者」となったときは，その日以後，私学共済制度の短期給付の適用から除外されます。「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に後期高齢者医療制度の被保険者証の写しを添付のうえ提出してください。

　なお，被扶養者に限り，マイナンバーを利用して後期高齢者医療制度の適用状況を確認しますので，後期高齢者医療制度の被保険者証の写しは添付を省略することができます。

2)　処理後，確認通知書等を送付します。

3)　私学事業団が交付した加入者証（加入者被扶養者証，高齢受給者証等を含みます）は，学校法人等を経由し私学事業団に返納してください。

4)　被扶養者の場合，加入者の住所と異なる場合は，「後期高齢者医療制度住所届」の提出が必要です（P.160「７被扶養者の住所届」参照）。

第６節　「後期高齢者」の資格取得，資格喪失，報酬等の報告

75歳の誕生日以後の（又は65歳以上75歳未満で広域連合から認定を受けた）加入者にかかる資格取得，所属学校変更，加入者異動等は，原則として通常の様式用紙で75歳未満の加入者と同様に手続きしてください。

１　「後期高齢者」を採用したときの新規資格取得

1)　甲種校で75歳以上の人

　原則として，乙３特定教職員等として適用します。

2)　甲種校で65歳以上75歳未満の「後期高齢者」の人

　原則として，65歳以上70歳未満は丙４種加入者として，70歳以上75歳未満は丙６特定教職員等として適用します。「資格取得報告書」と合わせて，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」等を提出

してください（P.161参照）。

3）　乙種校

原則として，資格取得の報告は必要ありません。

4）　丙種校

原則として，丙３特定教職員等として適用します。

２　「後期高齢者」を採用したときの継続資格取得・再資格取得

新規資格取得と同様ですが，65歳以上75歳未満の人が前任校においてすでに「後期高齢者」となっていた場合，継続資格取得・再資格取得のときには自動的に丙４種加入者又は丙６特定教職員等として適用しますので，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」は不要です。

ただし，継続資格取得・再資格取得時に「後期高齢者」でなくなっている場合には，甲１種加入者又は乙２種加入者として適用しますので，「資格取得報告書」と併せて，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」等を提出してください（P.161参照）。

３　加入者証

「後期高齢者」が資格取得をしても，加入者証は交付しません。「確認通知書⑴」で取得日や加入者番号を通知します。

４　75歳以上で日本国内に住所を有しない人を採用したときの資格取得

1）　甲種校

原則として，乙２種加入者として適用します。

「資格取得報告書」と併せて，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」等を提出してください（P.164参照）。

2）　乙種校

原則として，乙１種加入者として適用します。

「資格取得報告書」と併せて，「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」等を提出してください（P.164参照）。

3）　丙種校

原則として，丙３特定教職員等として適用します。

５　「後期高齢者」が退職するときの資格喪失

1）　甲種校

75歳未満の加入者と同様に，「資格喪失報告書」を提出してください。任意継続加入者になることはできません。

2）　乙種校

「後期高齢者」になったときにすでに資格喪失となっていますので，「資格喪失報告書」の提出は不要です。

3）　丙種校

75歳未満の加入者と同様に，「資格喪失報告書」を提出してください。

６　住所，氏名等の変更

75歳未満の加入者と同様に，「加入者異動報告書」を提出してください。

７　報酬，賞与等の報告

75歳未満の加入者と同様に，「標準報酬基礎届書」「標準報酬月額改定届書」「賞与等支給報告書」等を提出してください。

第７節　その他の関連事項

福祉事業関係

1）　保健事業関係

75歳の誕生日以後（70歳以上75歳未満の丙６特定教職員等も含みます）私立学校に引き続き勤務している教職員等の予防医療等の事業として当分の間，人間ドック利用費用補助等の保健事業を適用することとします。ただし，後期高齢者医療制度実施日（平成20年４月１日）において75歳以上であった教職員等及び後期高齢者医療制度実施日以後に75歳となった教職員等が対象となります（P.886参照）。

例(1)

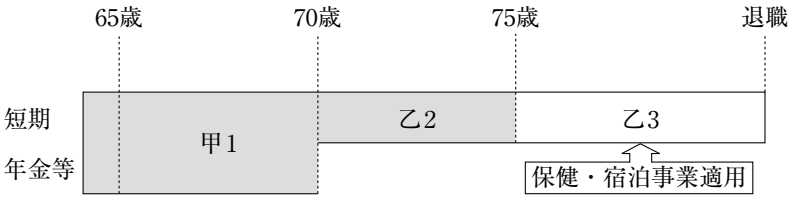

例(2)

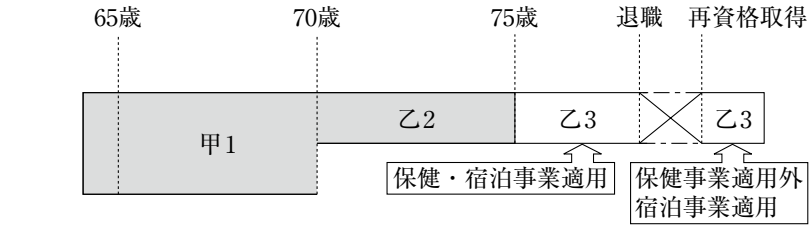

2)　宿泊事業関係

75歳以上の教職員等も「福祉施設利用証」又は「年金者福祉施設等利用証」等を提示することにより，75歳未満の加入者と同様に利用できます。

3)　貯金事業関係

75歳に達する（70歳以上75歳未満の丙６特定教職員等も含みます）と，積立貯金制度は利用できなくなります（P.773「１ 対象者」参照)。

4)　貸付事業関係

75歳に達する（70歳以上75歳未満の丙６特定教職員等も含みます）と，貸付制度は利用できなくなります。したがって，新規の貸付けの申し込みはできません（P.898「10 貸付を利用できる加入者」参照)。

また，未償還金がある場合は原則として即時償還となります。ただし，75歳以降も継続して在職する場合は，申し出により定期償還を継続できます（P.951「3）特定教職員等の定期償還継続の申し出」参照)。

第14章　確認通知書等

1　確認通知書

私学事業団では，学校法人等から資格取得（喪失），被扶養者認定（取り消し），定時決定及び標準報酬月額改定等の報告があったときは，その報告に基づき確認又は認定等の処理（決定）を行います。また，処理結果については，報告があった学校法人等に所定の確認通知書を送付することにより，私学事業団で確認した事項を通知しますので，内容を必ず確認してください。〔共済運営規則第10条〕

なお，「確認通知書⑴・⑵」は，学校法人等用と加入者用がありますので，（P.171～173見本）学校法人等用は，学校（園）で確認し，加入者用の確認通知書については，当該加入者（又は退職者）に渡してください。

確認通知書⑴は定時決定及び標準賞与額の決定以外のすべての異動内容にかかるもの，「確認通知書⑵」は定時決定及び標準賞与額の決定（賞与等支給報告に関する異動内容）にかかるものを記載します。

また，学校法人等が私学事業団に提出する各種報告書，申請書又は申出書は，原則加入者が現在所属している学校記号番号での報告となりますので，確認通知書についても**報告のあった学校法人等**に送付します。したがって，所属学校等変更の確認通知書は後任校のみに送付します。ただし，所属学校等変更の取り消しをした場合に限り前任校と後任校に確認通知書を送付します。

2　未確認連絡書

学校法人等から提出された報告書等で，報告の必要が無かった場合，又は報告の様式用紙等が誤っているために処理できなかった場合などには，確認通知書に代えて未確認連絡書（P.174見本参照）を送付します。

次のような場合に未確認連絡書が出力されますので，未確認事由を確

認してください。また，加入者番号の記載誤りにより，正しく処理できず未確認連絡書が出力される場合があります。

⑴『標準報酬月額改定届書』

①　２等級の差がなかった場合

②　即時改定の要件を満たしていない場合や，確認されている改定等の訂正・取消後に再度届け出を要する場合

③　取得時の報酬月額の訂正に該当する場合

⑵『報酬月額訂正申出書』

①　確認されている報酬月額と同額の場合

②　訂正前の報酬月額が確認されていない場合

⑶『賞与等支給報告書』

①　支給額がない場合（P.99⑺参照）

②　同一月内に２回以上の支給報告がある場合（P.98⑶⑹参照）

③　報告の必要がない場合（P.99⑽参照）

⑷『賞与等訂正申出書』

①　訂正前の賞与等報告が確認されていない場合

②　確認されている賞与等報告内容と同じ場合

⑸『資格取得報告書』

①　再資格取得・継続資格取得者で前任校未喪失の場合

〔**注**〕　前任校の資格喪失が確認され次第，「確認通知書」を送付します。

確認通知書(1)・(2)の見本（学校法人等用）



確　認　通　知　書　(1)　（学校法人等用）

令和○年4月12日　頁

今回確認した下記加入者の掛金等認定は　令和○年4月分　です。

〒113-8441　東京都文京区湯島1丁目7番5号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部
☎　03（3813）5321（代表）

学校記号番号	学校等名称	〔日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますので、必ずお読みください。〕
13A9999	湯島大学	

異動内容　新規資格取得　被扶養者認定申請

加入者記録	個人番号	加入者氏名	生年月日	性別	種別	資格取得・所属学校等変更年月日	資格喪失年月日	喪失事由	厚生年金給付資格喪失予定年月日	前任校加入者番号
	09999	湯島（ユシマ）　太郎（タロウ）	昭和51年10月10日	男	甲1	今回確認内容　令和○年4月1日　確認前	今回確認内容　確認前		今回確認内容　確認前	
	加入者住所									基礎年金番号

報酬記録	改定年月	報酬月額	短期等年金 等級	短期等年金 標準報酬	短期等年金 等級	短期等年金 標準報酬	被扶養者記録	被扶養者氏名	生年月日	続柄	性別	今回確認内容	確認前
今回確認内容	令和○年4月	300,500円	19	300千円	19	300千円		湯島（ユシマ）　花子（ハナコ）	昭和51年7月3日	妻	女	認定年月日	令和○年4月1日
確認前												取消年月日	
												認定年月日	
												取消年月日	
												認定年月日	
												取消年月日	
												認定年月日	
												取消年月日	
												認定年月日	
												取消年月日	



確　認　通　知　書　(2)　（学校法人等用）

令和○年6月12日　頁

今回確認した下記加入者の掛金等調定は　令和○年6月分　です。

〒113-8441　東京都文京区湯島1丁目7番5号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部
☎　03（3813）5321（代表）

学校記号番号	学校等名称	〔日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますので、必ずお読みください。〕
13A9999	湯島大学	

異動内容	個人番号	加入者氏名	生年月日	性別	種別	今回確認内容 改定年月/支給年月	今回確認内容 報酬月額/賞与等額	今回確認内容 区分	今回確認内容 等級	今回確認内容 標準報酬/標準賞与	今回確認内容 賞与等区分	確認前 改定年月/支給年月	確認前 報酬月額/賞与等額	確認前 区分	確認前 等級	確認前 標準報酬/標準賞与	確認前 賞与等区分
賞与等支給報告	09999	湯島（ユシマ）　太郎（タロウ）	昭和51年10月10日	男	甲1	令和○年6月	503,500円	短期等		503千円	賞与			短期等			賞与
								年金		503千円	有			年金			その他
異動内容	個人番号	加入者氏名	生年月日	性別	種別	今回確認内容 改定年月/支給年月	今回確認内容 報酬月額/賞与等額	今回確認内容 区分	今回確認内容 等級	今回確認内容 標準報酬/標準賞与	今回確認内容 賞与等区分	確認前 改定年月/支給年月	確認前 報酬月額/賞与等額	確認前 区分	確認前 等級	確認前 標準報酬/標準賞与	確認前 賞与等区分
								短期等			賞与			短期等			賞与
								年金			その他			年金			その他
異動内容	個人番号	加入者氏名	生年月日	性別	種別	今回確認内容 改定年月/支給年月	今回確認内容 報酬月額/賞与等額	今回確認内容 区分	今回確認内容 等級	今回確認内容 標準報酬/標準賞与	今回確認内容 賞与等区分	確認前 改定年月/支給年月	確認前 報酬月額/賞与等額	確認前 区分	確認前 等級	確認前 標準報酬/標準賞与	確認前 賞与等区分
								短期等			賞与			短期等			賞与
								年金			その他			年金			その他

確認通知書(1)の見本（加入者用）

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

確　認　通　知　書（1）（加入者用）

異動内容	新規資格取得　被扶養者認定申請					
加入者記録	加入者番号	加入者氏名	生年月日	性別	前任校加入者番号	今回確認年月日
	13A9999−09999	湯島（ユシマ）　太郎（タロウ）	昭和51年10月10日	男		令和○年4月12日
	加入者住所					
	東京都文京区湯島1丁目7番5号					
	基礎年金番号	9999-999999				

種別	資格取得・所属学校等変更年月日		資格喪失年月日		喪失事由	厚生年金給付資格喪失予定年月日	
	今回確認内容	確認前	今回確認内容	確認前		今回確認内容	確認前
甲1	令和○年4月1日						

報酬記録	今回確認内容						確認前					
	改定年月	報酬月額	短期等		年金		改定年月	報酬月額	短期等		年金	
			等級	標準報酬	等級	標準報酬			等級	標準報酬	等級	標準報酬
	令和○年4月	300,500円	19	300千円	19	300千円						

被扶養者記録	被扶養者氏名	生年月日	続柄	性別		今回確認内容	確認前
	湯島（ユシマ）　花子（ハナコ）	昭和51年7月3日	妻	女	認定年月日	令和○年4月1日	
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		
					認定年月日		
					取消年月日		

（日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますので、必ずお読みください。）

確認通知書(2)の見本（加入者用）

確　認　通　知　書　(2)　（加入者用）

頁

確　認　通　知　書　(2)

日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますので、必ずお読みください。

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

異動内容	加入者番号	加入者氏名	生年月日	性別	今回確認年月日
賞与等支給報告	13A9999−09999	湯島（ユシマ）　太郎（タロウ）	昭和51年10月10日	男	令和○年6月12日

種別	今回確認内容									確認前								
	改定年月/支給年月	報酬月額/賞与等額	区分	等級	標準報酬/標準賞与	賞与等区分			改定年月/支給年月	報酬月額/賞与等額	区分	等級	標準報酬/標準賞与	賞与等区分		
							その他1	その他2							その他1	その他2
甲1	令和○年6月	503,500円	短期等		503千円	賞与					短期等			賞与		
			年金		503千円	有					年金					

確　認　通　知　書　(2)

日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますので、必ずお読みください。

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

異動内容	加入者番号	加入者氏名	生年月日	性別	今回確認年月日

種別	今回確認内容								確認前							
	改定年月/支給年月	報酬月額/賞与等額	区分	等級	標準報酬/標準賞与	賞与等区分			改定年月/支給年月	報酬月額/賞与等額	区分	等級	標準報酬/標準賞与	賞与等区分		
							その他1	その他2							その他1	その他2
			短期等			賞与					短期等			賞与		
			年金								年金					

未確認連絡書の見本

未　確　認　連　絡　書

令和○○年○月15日

貴校（園）から届出のありました書類について審査した結果、下記の事由により確認できませんでしたので、未確認事由欄に「●」が表示されている場合を除き、届出内容に誤りがあった場合は早急に正しい内容で届け出てください。
なお、不明な点については資格課までお問い合わせください。

〒 113-8441　東京都文京区湯島１丁目７番５号

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部　業務部資格課

TEL　03（3813）5321（代表）

学校記号番号	学校等名称
13A0999	湯島大学

	個人番号	加入者氏名	生年月日	届出内容
(1)－①	99999	湯島　一郎	昭和51年2月6日	令和○○年７月　標準報酬月額改定届書
未確認事由	現在確認している標準報酬月額との差が２等級以上ありません。			
(1)－②	12345	私学　太郎	昭和35年1月1日	令和○○年４月　標準報酬月額改定届（即時改定）
未確認事由	即時改定に該当しません。または，現在確認している改定等の訂正・取消後に再度届出が必要です。			
(1)－③	12346	私学　一郎	昭和48年2月1日	令和○○年７月　標準報酬月額改定届書
未確認事由	取得月を含む改定はできません。取得時給与の訂正か，固定的給与の変動月を確認してください。			
(2)－①	12347	私学　二郎	昭和62年3月1日	令和○○年４月　報酬月額訂正申出書
未確認事由	現在確認している報酬月額と同額です。			
(2)－②	12348	私学　三郎	平成6年4月1日	令和○○年７月　報酬月額訂正申出書
未確認事由	訂正する元の報酬月額が確認されていません。			
(3)－①	12349	私学　四郎	昭和45年5月1日	令和○○年６月　賞与等支給報告書
未確認事由	報告書に支給額がありません。			
(3)－②	12350	私学　五郎	昭和54年6月1日	令和○○年６月　賞与等支給報告書
未確認事由	同一月内に２回以上の支給がありますので「賞与等訂正申出書」を提出してください。			
(3)－③	12351	湯島　二郎	平成10年7月1日	令和○○年６月　賞与等支給報告書
未確認事由	賞与報告不要者のため報告の必要はありません。			
(4)－①	12352	湯島　三郎	昭和55年8月1日	令和○○年12月　賞与等訂正申出書
未確認事由	訂正する元の賞与等が確認されていません。			
(4)－②	12353	湯島　四郎	昭和58年9月1日	令和○○年12月　賞与等訂正申出書
未確認事由	現在確認されている賞与等と同じ内容です。			
(5)－①	12354	湯島　花子	平成11年11月1日	令和○○年10月１日　資格取得報告書
未確認事由	前任校の資格が未喪失であるため次回以降の確認になります。			
未確認事由				

〔注〕上記の見本は，P.169「２ 未確認連絡書」の各未確認事由に対応しています。

第3部 短期給付

第3部　短　期　給　付

第１章　短期給付のあらまし及び共通事項……177
はじめに……177
第１節　給付の決定……179
第２節　給付請求上の共通注意事項……179
第３節　給付金の決定及び支払いなど……181
第４節　職務上災害及び通勤災害……188
第５節　損害賠償（第三者行為による災害）……190
第２章　保健給付……196
第１節　療養の給付……196
第２節　入院時食事療養費……204
第３節　入院時生活療養費……206
第４節　保険外併用療養費……211
第５節　療養費及び家族療養費…213
第６節　訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費……227
第７節　月間の高額療養費……229
第８節　高額療養費　外来年間合算……241
第９節　高額介護合算療養費……243
第10節　移送費及び家族移送費…246
第11節　出産費及び家族出産費…247
第12節　出産費等の支払い……249
第13節　資格喪失後の出産費……252
第14節　埋葬料及び家族埋葬料…254
第15節　資格喪失後の埋葬料……257
第３章　休業給付……258
第１節　傷病手当金……258
第２節　資格喪失後及び任意継続加入者期間中の傷病手当金……271
第３節　出産手当金……272
第４節　資格喪失後及び任意継続加入者期間中の出産手当金……279
第５節　休業手当金……281
第４章　災害給付……284
第１節　弔慰金及び家族弔慰金…284
第２節　災害見舞金……285
第５章　付加給付……289
第１節　家族療養費付加金……290
第２節　入院付加金及び家族入院付加金……291
第３節　家族訪問看護療養費付加金……291
第４節　出産費付加金及び家族出産費付加金……292
第５節　傷病手当金付加金……292
第６節　弔慰金付加金及び家族弔慰金付加金……293
第７節　災害見舞金付加金……294
第８節　埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金……295
第９節　結婚手当金……296
第６章　一部負担金の払戻し……297

第１章　短期給付のあらまし及び共通事項

はじめに

私学共済制度の短期給付は，加入者及びその被扶養者の疾病，負傷，死亡，出産，災害又は加入者の休業に対する給付で，保健給付，休業給付及び災害給付の３種に大別され，年ごとに「収支相等の原則」によっていることから短期給付と呼ばれています。なお，法律で定める法定給付のほかに付加給付があり，私学共済制度では現在13種類の付加給付を共済規程で規定し実施しています。

以上の法定給付及び付加給付のほか，加入者本人の自己負担（一部負担金）に対する「一部負担金払戻金」の制度を実施しています。

短期給付の事由区分別の種類

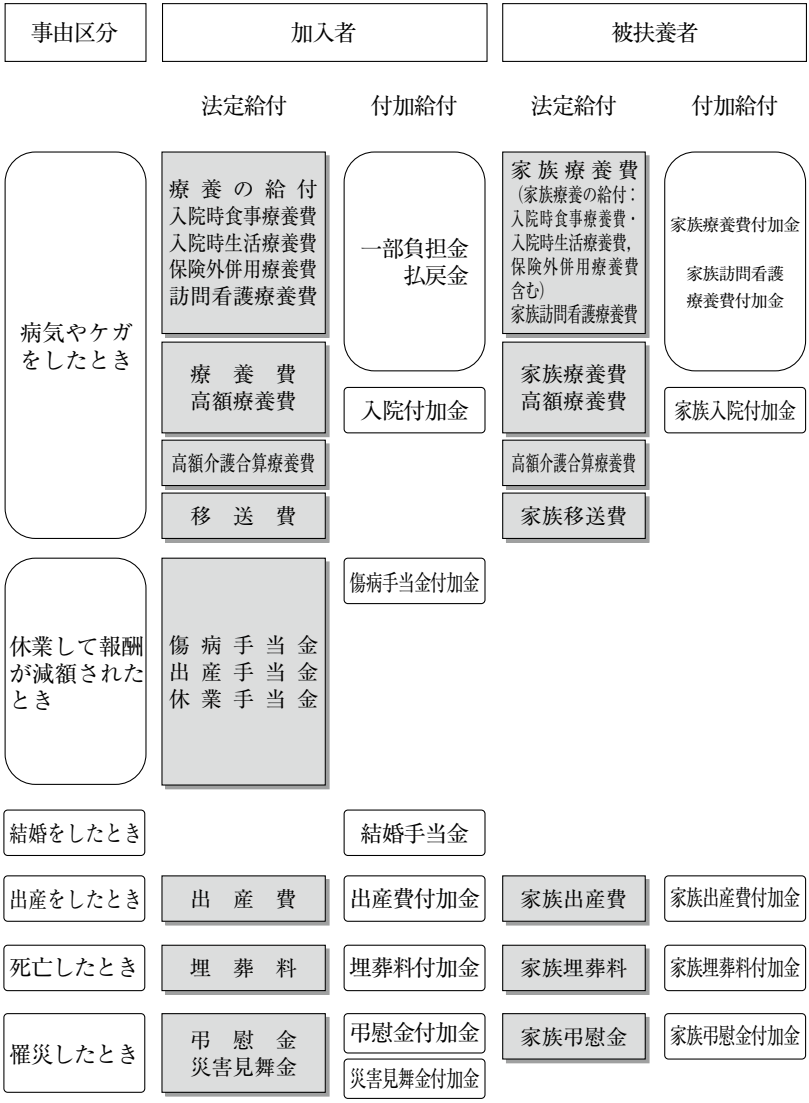

第１節　給付の決定

私学共済制度は相互扶助事業を行う，法律による強制的な保険制度です。したがって，保険事故が発生し給付をするときは　①所定の事故の範囲であるかどうか　②一定の支給条件を具備しているかどうか　③支給額はどれだけかなどを私学事業団が審査し，給付を決定することになっています。〔国共済法第39条〕

第２節　給付請求上の共通注意事項

短期給付を請求する際の，共通した注意事項は次のとおりです。

⑴　所定の用紙を使用してください。私学事業団，私学共済ホームページ又は各会館の共済業務課（東京ガーデンパレス，京都ガーデンパレスを除きます）に用意してあります。

⑵　請求書などは特別の場合を除き，請求者自身が記入してください。

⑶　文字はボールペンにより楷書で正確に記入してください。記入事項を訂正する場合には特に注意してください。消せるボールペン（フリクションボール等）は使用しないでください。

⑷　「加入者番号」「氏名」「生年月日」の各欄は，加入者証のとおり記入してください。

⑸　資格喪失者記入欄は，資格喪失した元加入者が資格喪失後の給付を請求するときに記入してください（在職者や任意継続加入者は記入不要です）。「給付金の送金先」欄には，請求者が銀行，信用金庫，信用組合，農業協同組合，労働金庫及びゆうちょ銀行と取り引きがある場合は，それぞれの欄に金融機関名，店名，口座番号を正確に記入してください。原則として口座名義人は請求者と同一とします。公金受取

口座（マイナポータルに登録している口座）での受け取りを希望する場合は，受け取り希望欄にチェックのうえ公金受取口座情報を記入してください。

⑹「請求者名」欄は，原則として加入者名となります。ただし，①埋葬料は，被扶養者で埋葬を行った人。被扶養者がいない場合は埋葬を行った人　②弔慰金は，死亡した加入者の遺族　③加入者死亡後の療養費や家族療養費及び①，②の請求権者が給付を受けないで死亡した場合の請求者は，「３支払未済の給付の受給者の特例」(P.185) のとおりです。

⑺　在職期間中の請求は，「学校法人等」欄に証明を受け，学校法人等を通して請求してください。

⑻　給付金の送金先は，加入者の場合は原則として学校法人等宛てとします。

資格喪失者の送金先は，加入者であった本人宛てを原則とします。やむを得ず本人以外の人を受取人とするときは，委任状（用紙自由，収入印紙貼付不要）が必要です。送金事故などのないように給付金受領者の住所などを正確に記入してください。

⑼　請求，申請又は届け出の手続きが著しく遅延したときは，理由を明確に書いた遅延理由書（用紙自由，学校法人等代表者印のあるもの）を添付してください。

⑽　プライバシーの保護を考慮する場合，次のような取り扱いができます。

①「医師・助産師又は市区町村長の証明」「療養担当医師の意見等」等については切り離し，「医師・助産師又は市区町村長の証明」「療養担当医師の意見等」と表書きした封筒に入れて請求書に添付してください。

②「傷病名」や「死亡の原因」等の欄については内容を別紙に記入のうえ，欄名を表書きした封筒に入れて請求書に添付してください。

（①，②，両方ある場合は，同じ封筒に入れてください）

第３節　給付金の決定及び支払いなど

１　給付金の決定及び送金通知

給付金の決定及び送金通知に要する日数は，おおむね次のとおりです。

1)　請求払いの場合

所定の用紙において請求した場合は，私学事業団において審査・計算のうえ決定し，支払います（請求払い）。

「給付金等決定・送金通知書」（P.183～184見本参照）が学校法人等に届くまでには，私学事業団が請求書を受理してから約１か月を要します。

2)　自動払いの場合

保険診療等に要した私学事業団が負担する費用は，医療機関等から「診療報酬明細書」（レセプト）により，社会保険診療報酬支払基金を経由し，私学事業団に請求されます。私学事業団では，高額療養費・付加給付及び一部負担金払戻金等に該当する人の「診療報酬明細書」（レセプト）を抽出して給付金を自動決定し，支払います（自動払い）。

また，「直接支払制度」による出産費・家族出産費は，医療機関等から「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」により，社会保険診療報酬支払基金を経由し，私学事業団に請求されます。私学事業団では医療機関等の請求額が出産費・家族出産費の額を下回った場合の差額及び出産費付加金・家族出産費付加金を自動決定し支払います（自動払い）。

「給付金等決定・送金通知書」が学校法人等に届くまでには，保険診療を受けた月又は出産した月を含めて約４か月を要します。

3)「給付金等決定・送金通知書」は，学校法人等保管用と加入者配付用を学校法人等宛てに送付します。

加入者配付用の通知書は，給付金を支払う際にミシン目から切り離

して対象となる加入者に必ずお渡しください。

なお，任意継続加入者及び資格喪失後給付受給者には，各個人宛てに同様の当該通知書を送付します。

２　給付金の支払い

1)　支払い方法

保健給付，休業給付，災害給付などの給付金は学校法人等を経由して，対象となる加入者に支給することになっています。ただし，特別の理由がある場合にあっては，学校法人等を経由しないことができます。〔共済運営規則第17条第１項〕

資格喪失後に事由の発生した給付金は，対象となる加入者宛てに直接支給することになります。〔共済運営規則第17条第５項〕

給付金の支払いは，金融機関への口座振込（以下「口座振込」といいます）等によって送金しています。なお，給付金の受け取りは，ゆうちょ銀行の払出証書でも可能ですが，手数料の軽減を図るため口座振込を指定いただくようご協力ください。

2)　口座振込で給付金を受領する場合

給付金は学校法人等の取引銀行等の口座に送金しますので，対象となる加入者に渡してください。

⑴　口座振込によって給付金の支払いを受けるためには，あらかじめ「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」で取引銀行等名，店名，口座名義人，口座番号などを届けてください。また，届け出後に変更が生じた場合にも，速やかにこの申出書を提出してください。

⑵　金融機関は都市銀行，地方銀行などを問わず，本店・支店及びゆうちょ銀行を指定することができます。

⑶「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」記入上の注意

給付金等決定・送金通知書（学校法人等用）の見本

給付金等決定・送金通知書（加入者用）の見本

給付金等決定・送金通知書（加入者用）　1／3頁

給付金等決定・送金通知書　日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部　1／2頁

［注］金額欄に'＊'が表示されている場合は、前項の給付に加算されています。

この決定に疑問のある場合は、短期給付課にお問い合わせください。（人間ドック補助金については、保健課にお問い合わせください。）なお、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますのでよくお読みください。

加入者番号	加入者氏名	総合計金額
13－A－4567－00002	佐倉　辰士	543,930

対象者氏名1	対象者氏名2	対象期間	決定年月日
佐倉　良子		令和○○年○月○日	令和○○年○月○日

給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	合計金額
家族出産費（直接払）	420,000	家族出産費付加金	50,000							50,000

給付金等決定・送金通知書　日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部　2／2頁

［注］金額欄に'＊'が表示されている場合は、前項の給付に加算されています。

この決定に疑問のある場合は、短期給付課にお問い合わせください。（人間ドック補助金については、保健課にお問い合わせください。）なお、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますのでよくお読みください。

加入者番号	加入者氏名	総合計金額
13－A－4567－00002	佐倉　辰士	＊＊＊＊＊＊

対象者氏名1	対象者氏名2	対象期間	決定年月日
佐倉　良子		令和○○年○月	令和○○年○月○日

給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	合計金額
高額療養費	9,570	家族療養費付加金	60,400	家族入院付加金	4,000					73,970

給付金等決定・送金通知書　日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部　1／1頁

［注］金額欄に'＊'が表示されている場合は、前項の給付に加算されています。

この決定に疑問のある場合は、短期給付課にお問い合わせください。（人間ドック補助金については、保健課にお問い合わせください。）なお、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますのでよくお読みください。

加入者番号	加入者氏名	総合計金額
13－A－4567－00011	上村　敦子	740,700

対象者氏名1	対象者氏名2	対象期間	決定年月日
上村　敦子		令和○○年○月　～　令和○○年○月	令和○○年○月○日

給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	合計金額
出産手当金	740,700									740,700

給付金等決定・送金通知書　日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部　1／2頁

［注］金額欄に'＊'が表示されている場合は、前項の給付に加算されています。

この決定に疑問のある場合は、短期給付課にお問い合わせください。（人間ドック補助金については、保健課にお問い合わせください。）なお、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますのでよくお読みください。

加入者番号	加入者氏名	総合計金額
13－A－4567－00014	板谷　明	289,940

対象者氏名1	対象者氏名2	対象期間	決定年月日
板谷　義子	板谷　昭子	令和○○年○月	令和○○年○月○日

給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	合計金額
高額療養費〔合算〕	37,570	家族療養費付加金〔合算〕	62,400							99,970

給付金等決定・送金通知書　日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部　2／2頁

［注］金額欄に'＊'が表示されている場合は、前項の給付に加算されています。

この決定に疑問のある場合は、短期給付課にお問い合わせください。（人間ドック補助金については、保健課にお問い合わせください。）なお、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会及び行政事件訴訟法については、裏面に記載してありますのでよくお読みください。

加入者番号	加入者氏名	総合計金額
13－A－4567－00014	板谷　明	＊＊＊＊＊＊

対象者氏名1	対象者氏名2	対象期間	決定年月日
板谷　明		令和○○年○月	令和○○年○月○日

給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	給付種別	給付金額	合計金額
高額療養費	125,570	一部負担金払戻金	64,400							189,970

① 金融機関名の記入は，都市銀行，地方銀行は名称のみを，その他の場合は，シンキン（信用金庫）・シンクミ（信用組合）・ノウキョウ（農業協同組合）・ロウキン（労働金庫）のカナ文字を，当該名称の後につけて記入してください。（例「山川信用金庫」→「ヤマカワシンキン」）

② 口座名義人は，上段に漢字氏名を記入し，下段にカナを記入してください。記入できる文字数は30文字ですから，金融機関とよく協議し，入金できる内容で，枠内におさまるように名義を設定してください。なお，金融機関の了承なしで省略して報告された場合などは，給付金が届け出の口座へ入金できない場合がありますので注意してください。

③ 記入内容について，必ず金融機関の確認印を受けてください。

④ 口座名義人で，学校法人，宗教法人とある場合は，カナ書きで，ガク），シュウ）と省略することができます。ただし，ゆうちょ銀行の口座の場合は，通帳に記載されているとおりに記入し，省略はしないでください。

3） 払出証書で給付金を受領する場合

私学事業団は払出通知票を東京貯金事務センターへ送付し，東京貯金事務センターがこれに基づいて払出証書を作成し，払出通知票とともに学校法人等又は請求者に郵送（送金額が10万円を超える場合は，簡易書留郵便で，送金額が10万円以下の場合は，普通郵便）します。払出証書をゆうちょ銀行又は郵便局へ提出して，現金を受け取ってください。払出証書による給付金の受領は口座振込より受け取りが遅くなりますので，できる限り口座振込をご利用ください。

３　支払未済の給付の受給者の特例

生前すでに給付を受ける権利が発生していたにもかかわらず，給付の受給権者が当然受けるべき給付を受けずに死亡したときは，その給付は，

その人の親族に支給することになります。

親族とは，受給権者の配偶者，子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹又はこれらの人以外の三親等内の親族であって，その人の死亡の当時その人と生計を共にしていた人をいい，親族の順位は次のとおりです。〔国共済法第44条，施行令第４条の２〕

順位	1	2	3	4	5	6	7
続柄	配偶者（※１）	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	その他３親等以内の親族（※２）

※１　配偶者には，市区町村には届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の状態にある場合を含みます。

※２　子の配偶者，配偶者の父母，孫の配偶者，兄弟姉妹の配偶者，配偶者の兄弟姉妹，配偶者の祖父母，曾孫，曾祖父母，甥・姪，おじ・おば，甥・姪の配偶者，おじ・おばの配偶者，配偶者の祖父母，配偶者の甥・姪，配偶者のおじ・おば

上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における３親等以内の親族も含まれます。

先順位者がいる場合，後順位者は給付金を受け取ることができません。

４　給付金からの控除

加入者が，その資格を喪失した場合において，その人又はその遺族や相続人に支給すべき給付金（埋葬料と家族埋葬料を除きます）があり，かつ，その人が私学事業団に対して支払うべき金額があるときは，支給すべき給付金から差し引くことになります。〔国共済法第45条〕

５　不正受給者などからの費用徴収

私学事業団を偽り，その他の不正行為によって給付を受けた人があるとき，その人からその給付に要した費用を徴収することができることになります。また，学校法人等が虚偽の報告又は証明をしたり，医師が虚偽の診断をしたことによって給付が行われたときは，学校法人等又は医師は給付を受けた人と連帯して責任を負うことになります。〔国共済法第46条〕

６　給付を受ける権利の保護

私学共済制度の給付は，受給者の生活保障を目的としていることから，

給付の請求権を第三者に譲渡したり，担保に供したり又は差し押さえることは禁止されています。ただし，休業手当金を受ける権利については，国税滞納処分によって差し押さえることができます。〔国共済法第48条〕

７　給付の制限

私学共済制度の給付は，加入者及び被扶養者が病気や負傷をしたとき，死亡又は出産をしたときなどに当然の権利として，その給付を請求することができますが，故意や重大な過失などによって給付事由を生じさせたり，私学事業団が給付を行ううえで必要と認める診断に応じなかったり，又は反社会的行為などがあったときは，それぞれの程度に応じて給付を制限し，給付の全部又は一部の支給を行わないことがあります。

1)　故意に給付事由を生じさせた場合

給付を受けるべき人が故意の犯罪行為又は故意に，病気，負傷，障害，死亡又は災害又はこれらの直接の原因となった事故を起こし，その事故によって給付事由を生じさせた場合は，全面的に給付を行いません。給付を受けるべき人には，加入者，加入者であった人，被扶養者，被扶養者であった人などが含まれます。犯罪行為は刑罰法規に違反する行為であって，処罰を受けたかどうかは問いません。〔国共済法第94条〕

2)　療養の指示に従わない場合

加入者又は被扶養者が，正当な理由がなく医師又は私学事業団の療養に関する指示に従わないことによって，病気，負傷，障害又は死亡又はこれらの直接の原因となった事故を生じさせた場合は，それにかかる給付の全部又は一部制限を行うことがあります。〔国共済法第94条〕

3)　私学事業団が求めた診断を加入者が拒んだとき

私学事業団が給付を支給するうえで診断の必要があると認めた場合において，私学事業団の求めに対して，正当な理由がなくこれに応じないときは，その人の診断を求めた給付に対して，その全部又は一部の制限を行うことがあります。〔国共済法第95条〕

８　公課の禁止

租税その他の公課は，休業手当金以外の短期給付には課さないこととされています。〔法第５条〕

９　戸籍書類の無料証明

市区町村長は，給付を受ける権利を有する人に対して，その市区町村条例で定めるところによって加入者又は加入者であった人の戸籍に関して無料で証明を行うことができます。〔法第６条〕

10　時効

短期給付を受ける権利は，給付事由の生じた日から２年以内に請求しないと時効によって消滅します。この消滅時効の起算日は，給付事由の生じた日の翌日となります。なお，郵送に要する日数は計算に入りません。〔国共済法第111条〕

11　状況報告書等

加入者又は被扶養者の病気や負傷のうち，職務上及び通勤途上の災害によるものは，給付の対象とはなりません。また，第三者の加害行為によるものは，損害賠償請求の手続きが必要となります。

このため，外傷等による給付金請求書を提出する場合は，給付対象に該当するかどうかを確認するため，「状況報告書」を添付してください。

また，外傷治療のため加入者証等を使用した場合は，職務上災害・通勤災害・第三者加害行為に該当するかどうかを確認するため，後日学校法人等に「事故（負傷）発生状況について（照会）」を送付しますので，記入のうえ提出してください。〔施行規則第８条，運営規則第20条〕

第４節　職務上災害及び通勤災害

私学共済制度の給付は，職務上及び通勤途上の災害に起因しない病気や負傷及び死亡について行います。すなわち，**職務上及び通勤途上の災**

害（被扶養者の短時間勤務（パート・アルバイト勤務）における災害も含まれます）による病気や負傷及び死亡については私学共済制度の給付の対象となりません。

したがって，その病気や負傷などが次のような職務上災害及び通勤災害に当たるときは，加入者証等を使用して保険診療を受けることはできませんのでご注意ください。また，療養費，埋葬料，傷病手当金なども給付の対象となりません。

職務上災害又は通勤災害に該当するかどうかは労働基準監督署が認定します。**疑わしい場合は，必ず労働基準監督署に照会してください。**

１　職務上災害

「職務上災害」とは，自分の担当職務を行っているとき又は事業主（校長，園長，理事長など）の命令のもとに職務を行っているときの負傷，疾病，障害，又は死亡をいいます。次のように職務が間接的な原因となっているものも職務上災害として扱われます。①命令を受けたものでなくても仕事を進めるうえでやむを得ず行ったときの事故　②同じく危険防止のための措置をとったときの事故　③職場の設備の不完全又は管理上の不注意によって生じた事故　④公務出張などで用務を果たして帰任するまでの一連の過程での事故　⑤通勤用として学校法人等が用意する交通機関（マイクロバスなど）を利用中の事故　⑥教室から職員室に戻る途中の廊下，階段又は校庭などでの事故　⑦学校法人等内においてトイレに行くなど生理的必要行為中の事故

〔注〕職務上災害は，事業主である学校法人等に災害補償を行う義務があります〔労働基準法第75条〕が，学校法人等が労働者災害補償保険（労災保険）に加入していて，当該保険から給付が行われるときは，これによって補償する義務を免れることができます。〔同法第84条〕

２　通勤災害

ここでいう「通勤」とは，就業に関し，住居と勤務場所との間を合理

的な経路及び方法によって往復することです。「通勤災害」とは，労働者が通勤により被った負傷，疾病，障害，又は死亡をいいます。通常の通勤経路から逸脱したり，中断をしたりすると，その時以降に起きた事故は原則として通勤災害とはみなされません。

しかし，通勤の途中において，トイレを使用した場合，経路上の店でタバコ・雑誌等を購入した場合，駅構内でジュースの立ち飲みをした場合等，通常通勤の途中で行うような些細な行為は逸脱・中断と扱われません。また，日用品の購入など日常生活上必要最小限度の用事，例えば，①惣菜などを購入する場合　②独身者が食堂へ食事に立ち寄る場合　③クリーニング店や理美容院に立ち寄る場合　④病院・診療所へ通院する場合　⑤教育訓練・職業訓練校へ通学する場合　⑥選挙の投票に行く場合　⑦要介護状態にある家族等の介護を行う場合（継続的又は反復して行われるもの）には，逸脱・中断の間を除き，再び通常の通勤経路に戻れば，その時以降の事故は通勤災害として扱われます。

第５節　損害賠償（第三者行為による災害）

自動車事故等，第三者（他人）の行為によって，加入者又は被扶養者が病気や負傷をし，保険診療を受ける場合は，速やかに私学事業団へ連絡してください。自損事故の場合も連絡が必要です。その事故が職務又は通勤に起因するものでない限り，原則的には保険診療を受けることができます。この場合には，給付の価額の限度において，加入者又は被扶養者の有している損害賠償請求権を私学事業団が取得して，その事故を生じさせた加害者（相手方）に対して損害賠償の請求を本人に代わって行うことになっています。〔国共済法第47条第１項〕

１　損害賠償の成立要件

加入者又は被扶養者が第三者（他人）の故意又は過失によって権利を

侵害された場合，加害者（相手方）は損害賠償の責任を負うことが民法の第709条から第723条に定められています。この民法上の責任が生じ損害賠償が成立するためには，次のような要件を満たしていなければなりません。

① 加害行為が故意又は過失によること

自動車事故の場合のように，事実上，加害者（相手方）に対して無過失責任を認める場合があります。

② 損害が発生していること

被害者に物的損害，精神的損害，治療のために要した費用，又は損害を受けていなかったならば当然に得られるはずの収入を失うなどの「損害」が発生していることをいいます。

③ 損害と当該傷病との発生に因果関係があること

④ 加害行為が違法であること

⑤ 加害者（相手方）に責任能力があること

加害者（相手方）の引き起こした損害の補てんを一定の責任（判断）能力をもった人に行わせることになります。

２　損害賠償請求権の取得

加入者又は被扶養者が第三者（他人）の故意又は過失によって負傷又は死亡した場合，その事故が職務又は通勤に起因するものでない限り，原則，保険診療を受けることができます。

しかし，治療費等の支払いは，本来加害者（相手方）が負担すべきものです。この場合，保険診療を受けることは，私学事業団が治療費等を一時立て替えることになるため，私学事業団は，加入者又は被扶養者の持っている損害賠償請求権を取得し，その治療費等は，後日，私学事業団が加害者（相手方）に直接請求することになります。

この場合は，私学事業団が加害者に請求するために必要な「損害賠償請求権届書」等の書類を提出してください。（P.193「４届け出の手続き」参照）

私学事業団が加害者（相手方）に請求するためには，示談などによって加入者又は被扶養者が私学事業団の損害賠償請求権を消滅させていないことが前提となります。

３　示談

1）　示談とは，民事上の紛争を当事者間の話し合いで解決する方法で，損害賠償の問題についても，この「示談」による解決方法がしばしば用いられます。

示談は，お互いの話し合いで行う私的な解決方法ですが，ひとたび合意が成立すれば，それは民法上の和解契約〔民法第695条〕として法的な拘束力をもつことになります。したがって，後になって変更したり，取り消したりすることは原則としてできませんので，示談は慎重に行うことが必要です。

2）　示談と損害賠償請求権

加入者又は被扶養者が，示談により私学事業団で立て替えている治療費等も含めて損害賠償金を受け取ってしまったり，損害賠償請求権の全部又は一部を放棄したりすると，私学事業団が取得した損害賠償請求権も消滅してしまう場合があります。

その場合は，示談以降は私学事業団の給付が受けられないことになり，私学事業団が立て替えた治療費等は，後日，加入者から返還していただくことになります。このようなことを避けるためにも，示談を結ぶときは，私学事業団が取得した損害賠償請求権を消滅させないように注意するとともに，私学事業団の一時立替分（保険診療費など）について，私学事業団から請求があり次第，加害者が責任をもって弁償する旨を明記して示談を結ぶことが必要です。

示談を結ぶ前には，必ず私学事業団へ連絡をお願いします。

3）　第三者（他人）から治療費等，葬祭費，休業損害補償費などの支払いを受けた場合

加入者又は被扶養者が「同一の事由」により第三者（相手方の自賠責保険や任意保険を含みます）から損害賠償を受けたときは，その賠償額の限度で給付の立て替えはできません。この場合の「同一の事由」とは，治療費であれば療養の給付又は療養費，休業損害補償であれば傷病手当金等の給付のことをいいます。したがって，例えば加入者又は被扶養者が慰謝料を受け取ってもそれによって治療費が補てんされるわけではないため，療養の給付等が制限されることはありません。

４　届け出の手続き

第三者（他人）の行為による負傷などで私学事業団から療養の給付等を受ける（保険診療を受ける）ときは，損害賠償請求権届書に次の書類を添付して速やかに提出してください。

〈添付書類〉①状況報告書　②交通事故証明書（人身事故扱いのもので原本又は原本であることの証明印があるもの）　③事故発生状況報告書　④相手方の誓約書　⑤念書　⑥第三者行為にかかる最終治療等の連絡について（治ゆ又は症状固定後に提出）　⑦示談を結んでいるときは示談書の写し

〔注〕②，③は交通事故の場合のみ必要な書類です。

1)　記入上の注意

⑴　損害賠償請求権届書の「第三者（相手方）の保険」欄には，該当する次の保険に関する内容を記入してください。

①　交通事故の場合

加害者（相手方）が契約している自賠責保険（強制加入）**〔注〕**及び自動車任意保険

②　交通事故以外の第三者加害行為の場合

加害者（相手方）が契約している任意保険（個人賠償責任保険など）

〔注〕加害者の自賠責保険の証書番号等については，「交通事故証明書」に記載されています。

⑵　状況報告書には，加害者（相手方）との話し合いの過程などについても詳しく記入してください。

2）　提出上の注意

⑴　自動車事故の場合の交通事故証明書及び事故発生状況報告書は，原則として原本の提出が必要です。ただし，すでに自賠責保険に提出済みのときは，その写し（原本証明印が必要）を提出してください。

⑵「第三者行為にかかる最終治療等の連絡について」の用紙は，私学事業団が損害賠償を請求するとき，治ゆ又は症状固定の診断を受けた医療機関名及び年月日を確認するためのものです。治療の終了（症状固定）後に必要事項を記入し，提出してください。

第三者加害行為による事務処理等の流れ

私学事業団は，被害にあった加入者又は被扶養者が加入者証等を使用することにより，加入者等の持っている損害賠償請求権を取得します。
つまり，私学事業団で治療費等を一時立て替え，その治療費等を直接加害者に請求することとなります。

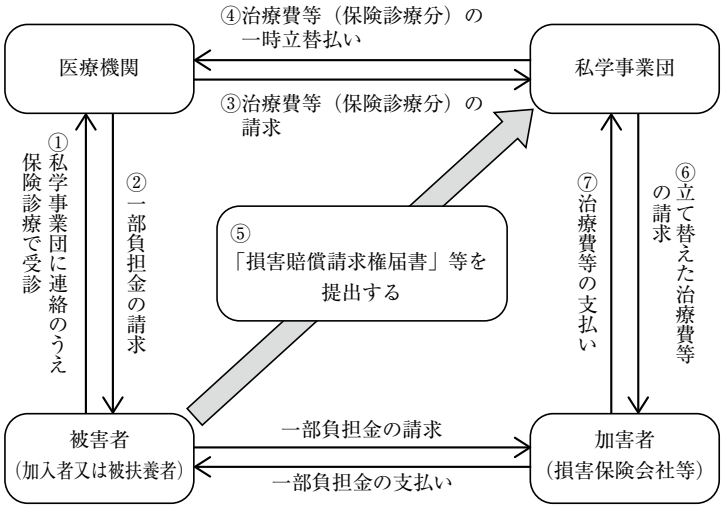

示談は慎重に

保険診療を受けた場合，後日，加害者に対して私学事業団が立て替えた治療費等の請求をすることとなります。示談を結ぶ際は私学事業団にあらかじめご連絡いただくとともに，事業団が取得した損害賠償請求権を消滅させることのないよう注意してください。

第２章　保　健　給　付

私学共済制度の短期給付のうち，加入者及びその被扶養者の病気，負傷，出産，死亡に関する法定給付を保健給付といい，療養の給付，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，家族療養費，訪問看護療養費，家族訪問看護療養費，高額療養費，高額介護合算療養費，移送費，家族移送費，出産費，家族出産費，埋葬料，家族埋葬料があります。

〔注〕そのほか，付加給付及び一部負担金払戻金があります（P.289，297参照）。

第１節　療養の給付

加入者やその被扶養者が病気や負傷をして，保険医療機関で診療を受ける際に加入者証等を提出したときは，医療費のすべてを自己負担するのではなく医療費の３割（義務教育就学前の被扶養者は２割），70歳以上者は加入者証等に高齢受給者証を添え提出すれば２割（現役並み所得者は３割）を自己負担することで診療を受けることができます。

自己負担以外の７割（又は８割）は私学事業団が保険医療機関に支払います。

これを加入者の場合は「療養の給付」といい，診療そのものを給付するいわゆる現物給付となります。〔国共済法第54条〕

被扶養者の場合は「家族療養費」として現金給付されることになっていますが，実際には加入者本人に対する「療養の給付」と同様に取り扱われ，現物給付となります。〔国共済法第57条〕

なお，現金給付の「家族療養費」と区別するため，便宜上「家族療養の給付」ということもあります。

１　給付の対象とならない病気や負傷

給付の対象とならない，つまり保険診療が受けられない例としては次のものがあります。

1)　①単なる美容整形を目的とするもの（隆鼻術など）　②正常分べん　③経済的事由による人工妊娠中絶　④健康診断　⑤予防接種などです。ほかに，故意や重大な過失などによるものについては給付が制限されることがあります（P.186「５不正受給者などからの費用徴収」，P.187「７給付の制限」参照）。

2)　職務上の病気や負傷及び通勤災害による病気や負傷も保険診療は受けられません（P.188参照）。

3)　第三者（他人）の故意又は過失による傷病で保険診療を受けたときは，私学事業団が加害者に損害賠償を請求しますので，速やかに損害賠償請求権届書を提出してください（P.190参照）。

２　給付の内容

1)　診　　察

医師又は歯科医師による診察のことです。予診，問診，触診，聴診，打診，視診をはじめ，診断や治療方法の決定に必要な各種の検査も含まれます。

2)　薬剤又は治療材料の支給

薬剤とは内服薬，屯服薬，外用薬，注射薬などのことですが，いずれも厚生労働大臣が定めた薬剤に限ります。ただし，薬剤の容器，例えば薬ビンや軟膏の容器，点眼薬のスポイトなどは自己負担となります。

治療材料とはガーゼ，脱脂綿，包帯，絆創膏，副木などの消耗品をいいますが，治療上必要なコルセットなどの装具も含まれます。ただし，補聴器，眼鏡，胃下垂帯，脱腸帯，人工肛門受便器などは含まれません。

3)　処置，手術，その他の治療

処置とは薬の塗布，包帯の巻き替え，患部の洗浄，点眼，注射，酸

素吸入，異物除去などをいいます。

手術とは切開，切除術，摘出術，切断術などをいいます。

その他の治療には理学療法，精神病特殊療法などがあります。

4)　居宅における療養上の管理及び看護

通院困難な在宅患者に対する訪問診療，栄養食事指導，薬剤管理指導等及び訪問看護事業者からの訪問看護などのことです。

5)　病院又は診療所への入院

いわゆる入院のことです。入院料は室料，看護料，食事料などです。

３　療養の機関

療養の機関とは，加入者証等で療養の給付等が受けられる医療機関をいい，次の３種類に区分されます。〔国共済法第55条〕

1)　私学事業団の経営する医療機関又は薬局〔国共済法第55条第１項第１号〕

現在，東京都内に東京臨海病院を経営しています（P.754参照）。

2)　加入者やその被扶養者の療養のために私学事業団又は共済組合連盟が診療契約をしている医療機関又は薬局〔国共済法第55条第１項第２号〕

私学事業団は，共済組合連盟を通して，財務省共済組合等各省庁の共済組合が設置する診療所と診療契約を締結しています。これらの医療機関については，１点単価の割引がある場合があります（P.200「７療養の給付に要する費用の額」参照）。

3)　保険医療機関又は保険薬局〔国共済法第55条第１項第３号〕

健康保険法の規定によって，病院又は薬局の開設者の申請に基づき，都道府県知事が保険診療を扱うよう指定した医療機関又は薬局です。

４　窓口での一部負担割合

①　70歳未満の人は３割（義務教育就学前の被扶養者は２割）

②　高齢受給者（70歳以上75歳未満の人）は２割（現役並み所得者[注]は３割）

〔注〕　現役並み所得者とは〔国共済政令第11条の３の２〕，70歳以上の加入者のうち標準報酬月額が28万円以上の人をいいます。

なお，標準報酬月額が28万円以上の人であっても，収入が一定の基準（基準収入額）に満たない場合は，「高齢受給者基準収入額適用申請書」（P.201記入例及び下記５参照）で申請することにより一部負担割合又は自己負担限度額が変更されます。

５　高齢受給者（70歳以上75歳未満の人）

70歳から75歳に達するまでの間「高齢受給者」として，引き続き私学共済制度の医療給付関係の適用となります。（後期高齢者医療制度の被保険者を除きます）

1）　高齢受給者の診療対象月

70歳に達した日の属する月の翌月１日（誕生日が１日の場合は70歳の誕生日）から75歳の誕生日の前日までです。

2）　窓口での一部負担割合

２割（現役並み所得者は３割）

3）　高齢受給者証の交付

一部負担割合を明記した「私立学校教職員共済高齢受給者証」は，70歳に達した日の属する月（誕生日が１日の場合は前月）に学校法人等に送付します。

なお，現役並み所得者（一部負担割合が３割の人）には，「高齢受給者基準収入額適用申請書」を同封しますので，基準収入額に該当する場合は，申請により，一部負担割合又は自己負担限度額が軽減されますので，前年（発効年月が１月から８月までの場合は前々年）の収入額が確認できる所得証明書等を添付し期日までに申請してください。

《高齢受給者基準収入額》

一部負担割合が２割となる場合

①　70歳～74歳の被扶養者がいる場合，加入者とその被扶養者の年間収入の合計が520万円未満

②　70歳～74歳の被扶養者がいない場合で，下記のいずれかに該当する場合

㈠加入者の年間収入が383万円未満

㈡後期高齢者医療制度の対象となって被扶養者でなくなった人（70歳以上）がいる場合，加入者とその元被扶養者の年間収入の合計が520万円未満

〔注〕　年間収入額は，各種控除前の金額となります。

６　災害時の自己負担額の減免

災害の発生により加入者及び被扶養者が被災し，療養の給付等を受けた場合には，自己負担額が減免される場合があります。

７　療養の給付に要する費用の額

療養の給付に要する費用の額は，健康保険法に基づいて厚生労働大臣が定めた算定方法によって計算されます。

また，保険薬局にかかる療養の費用はすべて調剤報酬算定表によります。

なお，柔道整復師の施術については厚生労働省通達による施術料金表（柔道整復師の施術にかかる療養費の算定基準）によります。

点数表示の医科診療，歯科診療は１点10円で，療養に要する費用の額は各点数表に定める点数に10円を乗じて算出されます。

８　給付費の支払い

療養の給付（家族療養の給付）の費用について，一般の保険医療機関又は保険薬局に対する支払いは，受診者ごとに加入者番号，氏名，傷病名，診療内容，診療点数その他厚生労働省が定めた事項を記載した保険医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に基づき私学事業団が社会保険診療報酬支払基金を経由して支払いをします。また，東京臨海病院（直営医療機関）及び共済組合連盟が契約をしている医療機関は直接私学事業団が支払いをします。

〔注〕　社会保険診療報酬支払基金は，社会保険診療報酬支払基金法〔昭和23年法律第129号〕によって設立された法人で，私学事業団などの保険者から委託を受け，保険者から保険医療機関又は保険薬局に対して支払うべき

高齢受給者基準収入額適用申請書記入例

高齢受給者基準収入額適用申請書

1 5	加入者番号											加入者氏名	生年月日				区分
	記号				番号												
13550 13551	11 1	3	A	2	1	1	1	0	0	2	8	0 22	湯島　一郎	39 ③昭和 4 平成	年 2	月 7	日 0	9	45 2	6	46 47 01

〈**70 歳以上**の加入者・被扶養者等の収入申告欄〉

		加入者氏名	被扶養者等（70 歳以上）		被扶養者等（70 歳以上）	
		湯島　一郎	氏名 生年月日		氏名 生年月日	
		収入額	収入の有・無	収入額	収入の有・無	収入額
★前年または前々年の収入額	公的年金 （老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、老齢年金等）	932,764 円		円		円
	給与 （パート収入等を含む）	2,460,000 円		円		円
	公的年金・給与以外の収入 （　　）収入	円		円		円
	合計	3,392,764 円		円		円
			世帯合計	3,392,764 円		

（注 1）市町村民税の課税の有無にかかわらず、**70 歳以上**の加入者及び被扶養者（後期高齢者医療制度の対象となり被扶養者でなくなった者を含む）別の年収を公的年金・給与・その他の収入に区分してご記入ください。

（注 2）収入申告欄は、**★前年（1 月から 8 月に受診されるときは前々年）の収入額**を、すべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害又は遺族に係わる年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金）などは除きます。

（注 3）収入申告欄に記載した金額を証明できる市区町村長が発行する「課税（所得）証明書」（原本）等を添付してください。

上記のとおり収入の額を申告し、高齢受給者基準収入額適用を申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者

郵便番号（114 － 0000 ）　TEL 00（0000）0000

加入者住所 東京都北区赤塚 1－1－3

加入者氏名 湯島　一郎

日本私立学校振興・共済事業団理事長　殿

上記のとおり申請がありましたので提出します。（任意継続加入者は学校法人等を経由する必要はありません。）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

郵便番号（174 － 0000 ）　TEL 00（0000）0000

所在地 東京都板橋区片倉町 3－1

学校法人等名 板橋大学

代表者名 理事長　私学　太郎

＊発行年月日	＊有効期限	＊負担割合	＊交付年月日	＊発行表示
48 5 令　年　月　日 54	55 5 令　年　月　日 61	割	5 令　年　月　日	発行済：1 発行不要：9

＊交付番号	CD	＊回収年月日	64 ＊回収事由		備考
48 55 56	57	5 令　年　月　日 63	1 資格喪失 2 75 歳到達 3 被扶養者認定取下げ	4 負担割合変更 5 き損 6 その他（　）	

・＊の欄は記入しないでください。
・太線の枠内のみ記入してください。

私立学校教職員共済高齢受給者証



私立学校教職員共済高齢受給者証

000028263　　令和６年４月８日交付

加入者	記号	13I0111	番号	00260（枝番）	00
	氏名	湯島　花子			
	生年月日	昭和29年４月10日			
対象者	氏名	湯島　花子			
	生年月日	昭和29年４月10日			
	住所				
発効年月日		令和６年５月１日			
有効期限		令和11年４月９日			
一部負担金の割合		３割			
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号			
	保険者番号 名称及び印	34130021 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部			

費用を診療報酬明細書に基づき適正に審査し迅速に支払いを行う機関です。

〈療養の給付（家族療養の給付）の流れ〉

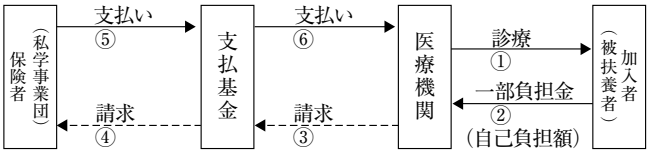

９　給付を受ける手続き

医療機関の窓口に加入者証等を提出し保険診療を受ける場合は，療養の都度，医療費の３割（義務教育就学前の被扶養者は２割）を一部負担金として自己負担することになります。ただし，高齢受給者は加入者証・加入者被扶養者証及び高齢受給者証を提出し，高齢受給者証に表記されている割合を一部負担金として自己負担することになります。

柔道整復師の施術を受ける場合は療養費の委任払い方式をとることにより，医療機関と同様に一部負担金として自己負担することになります。

新しく加入者となり加入者証等が送付されるまでの間，又は加入者証等の更新，紛失などの理由で加入者証等が手元になく，診療の必要が生じたときは，私学事業団に連絡して学校法人等が発行する「療養資格証明書」（P.63参照）を医療機関の窓口に提示して診療を受けてください。

なお，加入者証等が手元になく「療養資格証明書」の交付を受けず，やむを得ず自費で医療費を支払ったときは，療養費，家族療養費の請求ができます（P.213参照）。

扶養の事実があっても，私学事業団で被扶養者（P.104参照）の認定を受けていない人は，被扶養者ではありませんから保険診療は受けられません。

被扶養者として認定され新しい加入者被扶養者証が手元に送付されるまでの間は自費で診療を受けてください。このとき支払った医療費は，家族療養費として請求できます。

10　他の法令による療養との調整

他の法令によって国や地方公共団体の負担（公費負担医療制度）において療養や療養費の支給を受けたときは，その受けた限度において私学共済制度の療養の給付などの支給は行わないことになっています。〔国共済法第60条〕

現在，公費負担医療制度にかかる法令として，感染症予防・医療法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律，児童福祉法などがあります。

なお，ほかに各市区町村独自の医療助成（乳幼児医療助成など）を受けているため窓口負担が免除になる場合は，私学事業団に連絡してください。

11　不正診療費等の返還等

⑴　資格喪失後や被扶養者取り消し後に加入者証等を使用したときは，加入者に診療費の返還を求めることになります。

⑵　医療機関が加入者証等の確認をしなかったときや診療内容に基づかない金額を故意に記入して請求した場合などは，医療機関に返還を求めることになります。

⑶　私学事業団に提出する診断書に，医療機関が学校法人等や加入者などと共謀して虚偽の記入をした場合は，医療機関や学校法人等及び加入者の二者又は三者に連帯責任を負わせることになります。〔国共済法第46条〕

第２節　入院時食事療養費

１　入院時食事療養費

加入者又は被扶養者が入院した場合，医学管理下における食事の費用は，自己負担分として厚生労働大臣が定める食事療養標準負担額を医療機関に支払い，残りの金額を私学事業団が「入院食事療養費」として負担（現物給付）します。〔国共済法第55条の３〕

入院時に自己負担となる一人当たりの１食の食事療養標準負担額は以

下表のとおりで，所得の状況をしん酌して低所得者の人には負担額の軽減が図られています。所得の状況により負担額が軽減される人（低所得者Ⅰ又はⅡ）に該当する場合は，「限度額適用・標準負担額減額認定証」(P.208見本参照)を加入者証等に添えて医療機関の窓口に提出することが必要です。

なお，食事療養標準負担額については，高額療養費，一部負担金払戻金，家族療養費付加金の対象とはなりません。

〈入院時の食事療養標準負担額〉

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">対象者の分類</th><th>食事療養標準負担額</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">B，C，Dのいずれにも該当しない人</td><td>１食につき460円</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="3">・C，Dのいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等
・平成27年４月１以前から平成28年４月１日まで継続して精神病床に入院していた一般所得区分の者が退院するまでの間（平成28年４月１日以後，合併症等により同日内に他の病床に移動する又は他の保険医療機関に再入院する場合も対象）</td><td>１食につき260円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td rowspan="3">市区町村民税非課税世帯者</td><td rowspan="2">・低所得者（70歳未満の人）
・低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の70歳以上の高齢受給者）</td><td>90日までの入院</td><td>１食につき210円</td></tr>
<tr><td>91日以降の入院</td><td>１食につき160円</td></tr>
<tr><td>D</td><td colspan="2">低所得者Ⅰ（所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者）</td><td>１食につき100円</td></tr>
</table>

２　「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請手続き

「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」(P.207記入例参照）に所定の事項を記入し，市区町村民税非課税証明書又は標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の規定による要保護者となる人は福祉事務所長による加入者の保護却下通知書等を添付のうえ，学校法人等を通して申請してください（該当する場合には，まず私学事業団に電話にてご連絡ください。必要な申請書を私学事業団より送付します)。なお，加入者が市区町村民税非課税者である場合は，マイナンバーを利用して市区町村民税非課税者であることの確認が可能ですので，加入者の市区町村民税非課税証明書の添付を省略することができます。

私学事業団では申請書の内容を確認のうえ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。有効期限は発効年月日後最初の７月31日となりますが，資格喪失や被扶養者認定の取り消し又は減額認定の条件からはずれたときは，速やかに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を私学事業団に返却してください。なお，翌年８月以後も引き続き減額認定の条件に該当する場合は，７月中に改めて手続きが必要となります。

また，「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられなかった場合や，医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提出できなかった場合は，「入院時食事療養費差額請求書」（P.209記入例参照）で請求し，その理由がやむを得ないものと私学事業団が認めたときは，標準負担額の減額による差額が私学事業団から支給されます（請求する場合には，私学事業団に電話にてご連絡ください。必要な請求書を私学事業団より送付します）。

第３節　入院時生活療養費

１　入院時生活療養費

65歳以上の加入者又は被扶養者が療養病床〔注１〕に入院した場合，医学管理下における生活療養に要する費用（食費と居住費）は，自己負担分として厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額を医療機関に支払い，残りの金額を私学事業団が「入院生活療養費」として負担（現物給付）します。〔国共済法第55条の４〕

入院時に自己負担となる一人当たりの生活療養標準負担額は，表（P.210参照）のとおりですが，指定難病患者等については生活療養標準負担額が減額されます。

指定難病患者や低所得者の生活療養標準負担額については，入院食事療養費と同額の負担となります（居住費の負担はありません）（P.205参照）。

限度額適用・標準負担額減額認定申請書の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

限度額適用・標準負担額減額認定申請書

加入者番号												加入者氏名	生年月日
県コード		学種	学校番号				個人番号						
1	3	A	5	1	2	1	0	0	0	5	3	私学　太郎	③昭 4平 5令 3年 3月 10日 24

認定を受けようとする者の氏名	生年月日	続柄	長期入院（申請前12月以内かつ減額中の入院が90日以上）
私学　花子	③昭 4平 5令 34年 4月 17日	妻	該当・不該当

①	申請の前1年間の入院期間（日数）	令和	○○年 8月 21日から	11 日間
		令和	○○年 8月 31日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称	川端病院	
		所在地	東京都足立区東町２−７−19	
②	申請の前1年間の入院期間（日数）	令和	○○年 9月 2日から	24 日間
		令和	○○年 9月 25日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称	川端病院	
		所在地	東京都足立区東町２−７−19	
③	申請の前1年間の入院期間（日数）	令和	年 月 日から	日間
		令和	年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称		
		所在地		
④	申請の前1年間の入院期間（日数）	令和	年 月 日から	日間
		令和	年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称		
		所在地		
⑤	申請の前1年間の入院期間（日数）	令和	年 月 日から	日間
		令和	年 月 日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称		
		所在地		
＊個人番号				

上記のとおり申請します。 令和○○年 ○月 ○日 日本私立学校振興・共済事業団 理事長　殿	申請者	住所　郵便番号（114−0000）TEL 03（0000）0000 東京都北区赤羽東４−５−２ （フリガナ） 加入者氏名　私学（シガク）　太郎（タロウ）
上記の申請は、事実と相違ないものと認めます。 令和○○年 ○月 ○日	学校法人等	所在地　郵便番号（113−0034）TEL 03（0000）0000 東京都文京区湯島２−２−200 名称　学校法人　紅梅大学 代表者名　理事長　河田　太郎

＊の欄は、記入不要です。

13240 2021.04

限度額適用・標準負担額減額認定証の見本



私立学校教職員共済
限度額適用・標準負担額減額認定証

令和○○年　○　月　○　日　交付

加入者	記号	13A5121	番号 00053（枝番）00
	氏名	私学太郎	
	生年月日	昭和33年 10 月 24 日	
適用・減額対象者	氏名	私学花子	
	生年月日	昭和34年 4 月 17 日	
	住所		
発効年月日		令和○○ 年 8 月 1 日	
有効期限		令和○○ 年 7 月 31 日	
適用区分		オ	
長期入院該当			事業団印
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号	
	保険者番号名称及び印	34130021 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部	

入院時食事療養費
家族療養費（食事分）差額請求書の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

入院時食事療養費
家族療養費（食事分）差額請求書

| | | |

所得の状況により負担額が軽減される人（低所得者Ⅰ又はⅡ）に該当する場合は，「限度額適用・標準負担額減額認定証」（P.208見本参照）を加入者証等に添えて医療機関の窓口に提出することが必要です。

なお，生活療養標準負担額については，高額療養費，一部負担金払戻金，家族療養費付加金の対象とはなりません。

①指定難病患者又は厚生労働大臣が定める以外の者

	対象者の分類		生活療養標準負担額	
			食費（1食分）	居住費（1日分）
A	B,Cのいずれにも該当しない人	入院時生活療養費（Ⅰ）に算定する保険医療機関〔注２〕に入院している人	460円	370円
		入院時生活療養費（Ⅱ）に算定する保険医療機関〔注３〕に入院している人	420円	
B	・低所得者（70歳未満の人） ・低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の70歳以上の高齢受給者）		210円	
C	低所得者Ⅰ（所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者）		130円	

②指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者

	対象者の分類		生活療養標準負担額	
			食費（1食分）	居住費（1日分）
A	B,Cのいずれにも該当しない人	指定難病患者以外の厚生労働大臣が定める者〔注4〕で入院時生活療養費（Ⅰ）に算定する保険医療機関〔注2〕に入院している人	460円	370円
		指定難病患者以外の厚生労働大臣が定める者〔注4〕で入院時生活療養費（Ⅱ）に算定する保険医療機関〔注3〕に入院している人	420円	
		指定難病患者	260円	0円
B	・低所得者（70歳未満の人） ・低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の70歳以上の高齢受給者）	入院90日まで（長期入院非該当）	210円	370円
		入院90日超え（長期入院該当）	160円	
C	低所得者Ⅰ （所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者）		100円	

〔注１〕　主として長期にわたり療養を必要とする人のための病床。療養病床に該当するかは医療機関に確認してください。

〔注２〕　厚生労働大臣が定める基準に適合したうえ，地方社会保険局に届け出

した医療機関

〔注３〕　上記〔注２〕以外の医療機関

〔注４〕　健康保険法施行規則第62条の３第４号の規定対象者のうち，指定難病患者以外のもの（病状の程度が重篤な者又は常時もしくは集中的な医学処置，手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める人を言います。具体的には，人工呼吸器，中心動脈栄養を要する人，脊椎損傷により四肢麻痺がみられる状態の人などが該当します）

２　「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請手続き

低所得者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（P.208見本参照）を医療機関の窓口に提示することによって，標準負担額が減額されます。申請方法は入院時食事療養費の交付申請手続きと同様です。また，「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が間に合わなかった場合の標準負担の減額による差額の請求も入院時食事療養費の交付申請手続きと同様です（P.205参照）。

第４節　保険外併用療養費

健康保険では，保険が適用されない保険外診療があると保険が適用される診療も含めて，医療費の全額が自己負担となります。

ただし，保険外診療を受ける場合でも，厚生労働大臣の定める「評価療養」，「患者申出療養」又は「選定療養」を受けたときは，保険診療との併用が認められており，通常の治療と共通する部分（診療・検査・投薬・入院料等）の費用は，一般の保険診療と同様に扱われ，その部分については一部負担金を支払うこととなり，残りの額は「保険外併用療養費」として私学事業団から現物給付が行われます。〔国共済法第55条の５〕

療養費という名称ですが加入者からの請求は不要です。

なお，被扶養者についても家族療養費として同様の給付が受けられます。

【評価療養】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって，保険導入のための評価を行うことが必要として厚生労働大臣が定める次の①から⑤に該当するもの

①先進医療（高度医療を含む）　②医薬品，医療機器，再生医療等製品の治験にかかる診療　③薬事法承認後で保険収載前の医薬品，医療機器，再生医療等製品の使用　④薬価基準収載医薬品の適応外使用（用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの）　⑤保険適用医療機器，再生医療等製品の適応外使用（使用目的・効能・効果等の一部変更承認申請がなされたもの）

【患者申出療養】

困難な病気の治療のために国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として利用したいという患者の思いに応えるために，臨床研究中核病院等〔注〕への患者の申し出を起点として，安全性・有効性等を確認しつつ，一定の審議を経て，保険外併用療養が受けられるようにするものとして次の①から④に該当するもの

①既に実施されている先進医療を身近な医療機関で実施することを希望する患者に対する医療　②先進医療の実施計画対象外の患者に対する療養　③先進医療として実施されていない療養　④現行の治験の対象とならない患者に対する治験薬等の使用

〔注〕　質の高い臨床研究を実施できる拠点として厚生労働大臣が個別に承認した病院

【選定療養】

患者の選定にかかる特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養であって，保険導入を前提としない次の①から⑨に該当するもの

①特別の療養環境（差額ベッド）　②歯科の金合金等　③金属床総義歯（インプラント）　④予約診療　⑤時間外診療　⑥大病院の初診・再診　⑦小

児齲蝕の指導管理　⑧180日以上の入院　⑨制限回数を超える医療行為

〈例〉

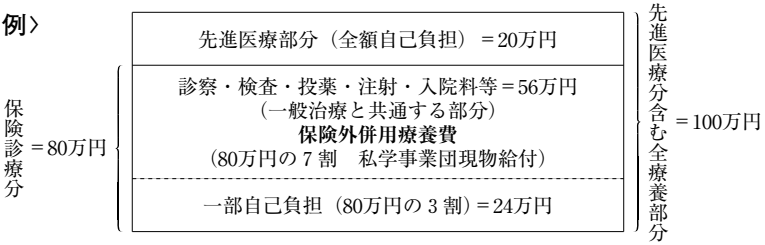

〔注〕 保険診療分にかかる一部自己負担については，高額療養費制度が適用されます。

第５節　療養費及び家族療養費

私学共済制度の医療給付は，療養そのものを給付するいわゆる現物給付方式を原則としていますが，加入者や被扶養者が療養の給付などの現物給付を受けることが困難であるため自費で受診し，受診後私学事業団にその医療費を療養費・家族療養費として請求する制度があります。〔国共済法第56条第１項，第２項，第57条第１項，第７項〕

支給条件としては，原則として療養の給付などを受けることができなかった事由が，次のいずれかに該当したときに限ります。

⑴　私学事業団が療養の給付などの支給をすることが困難であると認めたとき

例）加入者の居住地又は勤務地の付近に保険医療機関がないとき，外国に旅行（又は留学）中に受けた医療費，治療用装具の作製費用や輸血用生鮮血液代金，骨髄移植等の搬送費用，マッサージやはり・きゅうなどに要した費用

⑵　やむを得ない事情によって保険医療機関や特定承認保険医療機関以外の病院などで診療を受け，その事情を私学事業団が認めたとき

例）急病などで保険医療機関でない最寄りの病院に搬送されたとき

⑶　保険医療機関や特定承認保険医療機関で診療を受けたが，緊急その他やむを得ない事情によってその費用の全額を支払い，その事情を私学事業団が認めたとき

例）資格取得の手続き中の受診であったため加入者証等が手元に届いていなかった場合　など

なお，療養費・家族療養費はあくまでも例外的・一時的便法であって，請求すれば必ず支給されるというものではありません。〔国共済法第56条，第57条〕

また，保険診療に要した一部負担額が一定額を超えるときは，その超える部分について，高額療養費や一部負担金払戻金及び家族療養費付加金等が併せて給付されます。これらの給付は，「療養費・家族療養費等請求書」に基づき，療養費・家族療養費と併せて決定しますので，別途の請求は不要です（P.229「月間の高額療養費」，P.290「家族療養費付加金」，P.297「一部負担金の払戻し」参照）。

１　医科・歯科等

支給条件

前記の⑴から⑶の事情による診療等について，加入者からの請求に基づき，療養の給付に代えて療養費又は家族療養費が支給されます。

なお，国内で診療を受けた場合と海外で診療を受けた場合では，支給額や請求手続きに違いがありますので注意してください。

〈国内で診療を受けたとき〉

1）　支給額

医療機関等で受診した際の診療内容を，医科の場合は医科診療報酬点数表，歯科の場合は歯科診療報酬点数表及び調剤の場合は調剤報酬点数表に基づきそれぞれ算定し，その算定額から医療機関等の窓口で本来負担すべき額（原則３割，ただし義務教育就学前の被扶養者は２割，

70歳以上の高齢受給者は２割，ただし現役並み所得者は３割。P.198「４窓口での一部負担割合」参照）を差し引いた額を支給します。

なお，自費診療のときは，保険診療とは関係なくその医療機関等又は医師会などで定めた料金で算定されることがあり，保険点数による診療費に比べて高額な費用を窓口で支払う場合がありますが，療養費又は家族療養費は，前述のとおり保険点数に基づき算定することができる保険診療が給付の対象となるため，窓口で支払った額から自己負担額を差し引いた額よりも支給額が低くなる場合があります。また，保険診療対象外の治療や投薬は給付の対象になりません。

加入者証交付前の受診については，「療養資格証明書」（P.63）も参照してください。

2)　請求手続き

資格取得の手続き中で加入者証等が手元になく全額負担したときは，①「療養費・家族療養費等請求書」に②「診療報酬（医科）領収済証明書」（その他，歯科，調剤，整復用の各診療報酬領収済証明書があります）を添付して，学校法人等を通して提出してください。このほか必要に応じて証拠書類の提出を求めることがあります。〔施行規則第５条第１項〕なお，診療報酬領収済証明書に代えて，医療機関等より交付された診療（調剤・歯科）報酬明細書（レセプト）の写しと領収書の原本を添付書類とすることができます。

また，資格取得後に誤って以前加入していた健康保険組合等の保険証を使用して診療を受けたときは，①「療養費・家族療養費等請求書」に②以前の健康保険組合等に診療費を返還した際の領収書（原本）③以前の健康保険組合等から交付された診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付して**学校法人等を通して**提出してください。

〔注１〕　診療報酬明細書（レセプト）は，診療明細書とは異なりますのでご注意ください。

〔**注２**〕 開封厳禁と記された封筒に入っている場合は開封せずにそのまま提出してください。

3) 手続き上の注意

⑴ 記入上の注意

① 「療養費・家族療養費等請求書」の請求金額・傷病名・医療機関・療養期間などの各欄は，「診療報酬領収済証明書」の該当欄の記入事項と一致させてください。病気かケガか，どういうときに，病気又はケガの原因，加入者証等を使用できなかった理由の各欄は，もれがないよう記入してください。第三者による加害行為の有無欄は故意・過失を問いません。療養開始年月日欄は，その傷病について医師の診療を受け始めた最初の日を記入してください。この日は通常，「診療報酬領収済証明書」の診療開始欄の年月日と一致しますが，治療の途中で医療機関等を変えたときは異なる場合もあります。

② 「診療報酬領収済証明書」は，診療を受けた医療機関等でできるだけ詳しく記入を受けてください。特に初診・再診・往診・投薬・注射・入院などの診療内容が詳しく正確に記入してあるかどうか確認してください。

⑵ 提出上の注意

① 複数の医療機関等に支払った診療費を療養費又は家族療養費として請求するときは，それらの**受診者別・医療機関等ごとに１か月単位**（暦月）で請求をしてください（薬局分も別途請求書等が必要です）。

② 傷病名が外傷性の場合は，あらかじめ私学事業団に電話等でご連絡ください。請求に必要な「状況報告書」等の書類を送付しますので，当該書類を添付のうえ請求してください。

〈海外で診療を受けたとき〉

1) 支給額

旅行などで海外滞在中にやむを得ず診療を受けた場合は，海外診療

報酬明細書などの証拠書類から，医科診療報酬点数表，歯科診療報酬点数表又は調剤報酬点数表に基づく日本の保険診療に置き換えて算定し，この算定した額を超えない範囲で３割（義務教育就学前の被扶養者は２割，70歳以上の高齢受給者は２割，ただし現役並み所得者は３割。P.198「４窓口での一部負担割合」参照）の自己負担額を差し引いた額を支給します。このため，日本の保険診療に置き換えた金額が海外で支払った金額と同一金額になるとは限りません。

海外の診療は，日本国内の診療より医療費が高額となる場合が多く，また，海外傷害保険のような支払った金額の補てんを目的としているものではありませんので，日本の保険診療に置き換えたうえで支給される療養費又は家族療養費がかなり低額になることがあります。

なお，療養（治療）を目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は，原則として給付対象となりません。また，日本で実施できない診療（治療）を行った場合も給付対象となりません。

診療の内容については必要に応じて現地の医師に調査（事実確認）を行うことがあります。

2)　請求手続き

①「療養費・家族療養費請求書」に②「海外診療報酬（医科又は歯科）明細書」（現地の医師に証明を受けてください。外国語で記入してある場合は，日本語の翻訳文を必ず添付してください。）③領収書（原本）④外国診療記録書⑤パスポートの写し（氏名・顔写真と当該期間の出入国スタンプページが確認できるもの）又は出入国証明書等（受診者の名前，治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの）⑥調査に関わる同意書（受診者本人の要自署）を添付して，学校法人等を通して提出してください。

3)　手続き上の注意

①　日本に帰国してから現地の医師に証明を受けるのは困難と思われ

ますので，あらかじめ「海外診療報酬（医科又は歯科）明細書」を持参し渡航してください。

② 「療養費・家族療養費請求書」の「加入者証等を使用できなかった理由」については，「９．その他」に具体的な渡航目的（出張，留学，旅行等）を記入してください。

③　複数の医師・医療機関等で診療を受けた場合は，医師・医療機関ごとに受診者別に１か月単位（暦月）で請求してください。

④　傷病名が外傷性の場合は，あらかじめ私学事業団へ電話等でご連絡ください。請求に必要な「状況報告書」等の書類を送付しますので，当該書類を添付のうえ請求してください。

このほか，必要に応じて証拠書類の提出を求めることがあります。

以下の**２～７**については，療養の給付を受けることができませんが，請求することで療養費又は家族療養費として現物給付に代えて支給を受けることができます。

２　輸　　血

1)　支給条件

医師の意見で治療上必要とされたときに生鮮血に限って給付されます。加入者が供血者にその費用を支払い，後から私学事業団に請求することになります。生鮮血とは供血者から直ちに患者に輸血される特別な操作加工をしていない血液をいいます。なお，親子夫婦兄弟などの親族から受けた血液は支給の対象になりません。

2)　支給額

各都道府県における基準料金又は限度料金

3)　請求手続き

①「療養費・家族療養費等請求書」に②輸血を必要とする医師の意見書（用紙自由）　③血液購入に要した費用（血液代）の領収書を添付

して，学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第５条第１項，第２項〕

このほか必要に応じて上記以外の証拠書類の提出を求めることがあります。

4)　手続き上の注意

⑴　記入上の注意

①　輸血を必要とする「医師の意見書」は，傷病名・手術名・手術年月日・出血量・必要とした輸血量・症状経過・処置の概要・輸血を必要とする理由について担当医師から記入を受けてください。

②　血液購入に要した費用（血液代）の領収書は，供血者（多くは輸血協会などの名称をもった団体）の交付したもので血液量が何ccというように明記されているものに限ります。

⑵　提出上の注意

輸血の場合，領収書が２枚以上のときはそれらの血液合計量が医師の意見書の輸血量に合致しているかどうかを確認してください。

３　装　　具

1)　支給条件

医師の意見で治療上必要と認められた場合に限り３割（義務教育就学前の被扶養者は２割，70歳以上の高齢受給者は窓口での一部負担割合（P.199「５高齢受給者」参照）と同様の割合）の自己負担額を差し引いた額を支給します。業者が治療用装具を作製して，その費用を加入者が業者に支払い，後から私学事業団に請求することになります。

治療用装具の例としては，コルセットや関節用装具等がありますが，保険による給付が認められているのは「治療のため」の装具に限られます。

日常生活や職業上必要とされるもの（歩行用補助杖，補聴器等）は支給対象となりません。

また，弾性着衣（悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫治療

のためのもの等）や小児弱視等の治療用眼鏡（９歳未満の小児の弱視，斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療のためのもの）等のように，特定の疾病による購入しか認められない場合もあります。

治療用装具は国の基準によって耐用年数が決められています。耐用年数内での同一の装具の作成は，支給の対象となりませんので注意してください。

2）　支給額

治療用装具の価格は，障害者総合支援法に基づく補装具の「購入基準」の，身体各部の治療用装具につき詳細に規定された価格を基準に算定します。

支給額は，この算定した価格を上限に，当該治療用装具の購入代金（製作費用を含みます）の７割（義務教育就学前の被扶養者は８割，70歳以上の高齢受給者は８割，ただし現役並み所得者は７割）になります。

3）　請求手続き

①「療養費・家族療養費等請求書」に②装着時の入院・通院の別及び装着年月日を明記した治療用装具を必要とする医師の意見書（書式自由）③担当した義肢装具士名の記載のある装具代の領収書（原本）を添付して，学校法人等を通して提出してください。また，領収書に装具の内訳が記載されていない場合は，装具の種類・単価がわかる明細書を添付してください。このほか，必要に応じてレントゲン写真などの証拠書類の提出を求めることがあります。〔施行規則第５条第１項，第２項〕

4）　手続き上の注意

⑴　記入上の注意

①　「療養費・家族療養費等請求書」内の「どういうときに」欄の1.私用中　2.勤務中　3.通勤途中　4.その他　のいずれかを必ずマルで囲んでください。

② 治療を目的とした装具を必要とする「医師の意見書」は，用紙及び名称は自由です。傷病名・手術名・手術年月日・装具の種類及び名称・症状経過・処置の概要・装具を必要とする理由並びに装着時の入院・通院の別について担当医師から記入を受けてください。

四肢体幹の治療用装具（小児弱視等の治療用眼鏡や弾性着衣を除きます）については，医師による治療用装具の装着を確認した年月日を明記してください。

③ 装具代の領収書は，装具作製者が交付したものです。

四肢体幹の治療用装具（小児弱視等の治療用眼鏡や弾性着衣を除きます）については，オーダーメイド又は既製品の別（既製品の場合は，製品名・メーカー名）及び取り扱った義肢装具士の氏名を明記してください。

④ **靴型装具に限り，作製した靴型装具の写真**（※）を靴型装具写真貼付台紙に貼付して提出してください（靴型装具写真貼付台紙は私学共済ホームページからダウンロードすることができます）。

※作製した靴型装具の写真

・写真は，靴型装具を装着した状態で正面及び背面から撮影してください。

・裏面に加入者番号と療養者の氏名を明記してください。

・写真でも，画像をプリントアウトしたものでも構いません。

⑤ 傷病名が外傷の場合は，あらかじめ私学事業団へ電話等でご連絡ください。請求に必要な「状況報告書」等の書類を送付しますので，当該書類を添付のうえ請求してください。

⑵ 提出上の注意

・コルセットの場合，骨関節結核（カリエスなど）の治療については，結核予防法による公費負担との調整が必要ですので，その旨の証明書を添付してください。

・屋内用・屋外用で２足装具を作成する場合は，原則１足分のみ支給となります。

４　はり・きゅう

1)　支給条件

保険医療機関で，療養の給付などを受けても所期の効果が得られなかったもの，又は今まで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれていないと判断されるもので，医師の同意によって，はり・きゅうの施術を行うことが適当と認められるものに限り，療養費などの支給対象となります。ただし，療養の給付との併用はできません。

なお，はり・きゅうの適応疾病は慢性病であって，疼痛を主症とし，医師による適当な治療手段のないもので，主として神経痛，腰痛症，頸腕症候群，五十肩，リウマチ，頸椎捻挫後遺症が該当します。このため，療養費などの支給対象は非常に限定されます。

2)　支給額

厚生労働省通知によって算定された施術料から３割（義務教育就学前の被扶養者は２割，70歳以上の高齢受給者は，窓口での一部負担割合（P.199「５高齢受給者」参照）と同様の割合）の自己負担額を差し引いた額です。

厚生労働省通知による施術料（令和４年６月１日から適用）

⑴　初検料

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,780円

②　２術（はり，きゅう併用）の場合

1,860円

⑵　施術料

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　1,550円

②　２術（はり，きゅう併用）の場合

１回につき　1,610円

〔注〕　はり又はきゅうと併せて，施術効果を促進するため，それぞれ，はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針，電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は，電療料として１回34円を加算する。

⑶　往療料　2,300円

〔注１〕　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は，2,550円とする。

〔注２〕　片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

⑷　施術報告書交付料　480円

3)　請求手続き

①「療養費・家族療養費等請求書」に②はり・きゅうを必要とする「医師の同意書」③鍼灸・マッサージ院から交付される「療養費支給申請書」（傷病名，施術内容，施術日，１回当たりの金額，領収金額・申請欄等が記載されているもの）を添えて，学校法人等を通して提出してください。なお，申請欄について記載がない場合は，領収書も添付してください。④初療の日から1年以上経過して，月16回以上の施術を受けた場合には「継続理由・状態記入書」を施術所から交付を受けて添付してください。⑤「療養費支給申請書」の施術内容欄に施術報告書交付料の金額の記載がある場合は，施術報告書を添付してください。〔施行規則第５条第１項，第２項〕

4)　手続き上の注意

⑴　記入上の注意

①　はり・きゅうを必要とする「医師の同意書」は，厚生労働省が示す書式に則って病名・発病年月日・診療区分及び診療日等について診察を受けたうえで担当医師から記入を受けてください。

②「療養費支給申請書」は，施術者から交付を受けてください。

⑵　提出上の注意

①　はり・きゅうの場合，施術期間が暦月で１か月を超えるときは暦月で１か月ごとに区切って請求してください。例えば４月18日から６月３日までであれば４月18日～４月30日，５月１日～５月31日，６月１日～６月３日の三つの区分となります。

②　初療の日から６か月を経過した時点（初療の日が月の15日以前の場合は当該月の５か月後の月末，初療の日が月の16日以降の場合は当該月の６か月後の月の末日）においてさらに施術を続ける場合には，改めて医師から同意書の交付を受け，添付してください。

ただし，変形徒手矯正術は当該施術を必要とする旨の医師の同意書により治療上１か月を超えて行う必要がある場合は改めて同意書を添付してください。

５　あん摩・マッサージ

1）　支給条件

治療上（主として麻痺に対するもの）マッサージを必要とする旨の医師の同意によってマッサージ師の施術を受けた場合，その費用は療養費などの支給の対象となります。

2）　支給額

厚生労働省通知によって算定された施術料から３割（義務教育就学前の被扶養者は２割，70歳以上の高齢受給者は，窓口での一部負担割合（P.199「５高齢受給者」参照）と同様の割合）の自己負担額を差し引いた額です。

厚生労働省通知による施術料（令和４年６月１日から適用）

⑴　マッサージを行った場合

１局所につき　350円

⑵　温罨法を⑴と併施した場合

１回につき　　125円

〔注〕 温罨法と併せて，施術効果を促進するため，あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては，160円とする。

⑶ 変形徒手矯正術を⑴と併施した場合

１肢につき　　450円加算

〔注〕 変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

⑷ 往療料　2,300円

〔注１〕 往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は，2,550円とする。

〔注２〕 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

⑸ 施術報告書交付料　480円

3） 請求手続き

はり・きゅうに同じ

4） 手続き上の注意

はり・きゅうに同じ

６　柔道整復

柔道整復師の施術費は，本来，受診者が全額支払った後に療養費・家族療養費として私学事業団に請求するものですが，療養費等の受領を柔道整復師に委任することが認められています。

ただし，柔道整復師の施術において療養費等が認められるのは，外傷性が明らかな骨折，脱臼，打撲及び捻挫や，介達外力による筋，腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい，挫傷を伴う場合もあるもの）となり，損傷の状態が慢性に至っていないものであるものに限られます。また，骨折，脱臼の施術を受けるには，応急手当てを除き，医師の同意が必要となります。

療養費等の受領を柔道整復師に委任する場合は，加入者証等及び高齢

受給者証を提示し，施術内容を確認のうえ「委任欄」に署名してください。

委任払いをすることにより受診者の窓口負担は，医療機関等でかかるときと同様，一部負担金の支払いで済むことになります。

７　臓器移植・造血幹細胞移植の際の搬送等の費用

臓器移植や造血幹細胞移植[注]（臍帯血を除く）のために採取を行う医師を派遣した場合の費用及び臓器・造血幹細胞（臍帯血を除く）を搬送した場合の費用については，それぞれ移送費に準じて療養費として支給します。

臍帯血については保存施設から移植実施保険医療機関までの搬送に要した費用を移送費に準じて療養費として支給します。

〔注〕 造血幹細胞移植とは骨髄移植，末梢血幹細胞移植，臍帯血移植をいいます。

参考　**療養費・家族療養費の請求に必要な書類一覧**

「療養費・家族療養費等請求書」（全部の給付事由について共通の請求用紙です。受診者，受診月（暦月ごと）及び医療機関ごとに作成してください）私学共済ホームページからダウンロードできます。

給付事由	添付書類
加入者証等の交付手続き中であったなど，本人の責によらずに加入者証等を携行せずに自責で受診した場合	・「診療報酬領収済証明書」〔**注１**〕
以前加入していた健康保険組合等の保険証を使用したため，以前の健康保険組合等から医療費の請求があり，返還した場合	・以前の健康保険組合等に返還した際の領収書の原本 ・以前の健康保険組合等から交付された診療報酬明細書（レセプト）の写し〔**注２**〕
海外の医療機関で受診した場合 （治療目的の渡航は原則的に対象外）	・「海外診療報酬（医科又は歯科）明細書」〔**注３**〕及び翻訳文〔**注４**〕 ・「外国診療記録書」〔**注３**〕及び翻訳文〔**注４**〕 ・領収書（原本） ・パスポートの写し又は出入国証明書等〔**注５**〕 ・調査に関わる同意書〔**注６**〕
治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視等治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製（購入）した場合（単に生活の用に供する歩行用補助杖，補聴器等は対象外）	・治療上必要と認めた医師の意見書又は指示書 ・領収書（原本）〔**注７**〕 ※靴型装具の場合，作製した靴型装具の写真 ※屋内用，屋外用で２足装具を作成する場合は，原則１足分のみ支給となります。
生血液の提供を受けた場合 （親族からの提供は給付対象外）	・輸血を必要とする医師の証明書〔**注８**〕 ・領収書（原本）〔**注９**〕

骨髄移植，臓器移植の搬送費用が発生した場合	・搬送を必要とする医師の意見書 ・領収書（原本）及び輸送経路，輸送手段等の分かる明細書
はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合	・当該施術を必要とする医師の同意書 ・鍼灸院・マッサージ院から交付される療養費支給申請書〔注10〕

〔注１〕私学共済ホームページからダウンロード可能ですが，医療機関から発行された領収書（原本）と診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付書類とすることも可能です。
〔注２〕開封厳禁として封入されたものを交付された場合は，開封せずにそのまま提出してください。
〔注３〕私学共済ホームページからダウンロードが可能です。医療機関による記載，証明が必要となるため，万が一に備えて渡航の際はあらかじめ用紙を持参してください。
〔注４〕翻訳文は様式自由
〔注５〕受診者の名前，治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの
〔注６〕私学事業団が，当該海外療養を担当した者に照会することに関する受診した方の同意書です。受診者自身の署名が必要です。私学共済ホームページからダウンロードが可能です。
〔注７〕装具の名称，種類および内訳別の費用額，義肢装具士の氏名（押印でも可），オーダーメイドまたは既製品の別（既製品の場合は，製品名，メーカー名）が記載された領収書
〔注８〕傷病名，手術名，手術年月日，出血量，輸血量，症状経過，処置概要の内容も含めて記入を受けてください。
〔注９〕血液量の記載のあるもの
〔注10〕傷病名，施術内容，施術日，１回当たりの金額，領収金額，申請欄が記載されたもの。申請欄・施術証明欄について記載がない場合は，領収書も添付してください。

第６節　訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

１　訪問看護制度とは

居宅において継続して療養を受ける状態にある末期ガン患者，難病患者，重度障害者，初老期の脳卒中等の患者が訪問看護事業者から看護師，理学療法士等の派遣を依頼し，訪問看護サービス（症状の観察・褥瘡の処置・機能訓練・カテーテルの管理・主治医よりの指示の医療処置・体位変換・清拭・食事及び排泄の介助等）の提供を受ける制度です。

なお，訪問看護事業者は老人訪問看護事業者と同一の事業者がサービスを提供しています。

２　利用対象者

居宅において継続して療養を受ける状態にある人で末期ガン患者，難病患者，重度障害者（筋ジストロフィ・脳性マヒなど），初老期の脳卒中

患者などで，主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認めた人が対象となります。

３　給付費とその支払い

1)　給付の方法

訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費は法令上，現金給付となっていますが，実際には療養の給付と同様の取り扱いがなされており，加入者又はその被扶養者は訪問看護の費用の額の一部を負担し，差額については訪問看護療養費明細書（レセプト）に基づき私学事業団が訪問看護事業者に訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費として支払います。

2)　訪問看護事業所での一部負担割合

療養の給付と同様です。(P.198「４　窓口での一部負担割合」参照)。

〔国共済法第56条の２，第57条の３〕

４　利用方法

患者や家族が，主治医に訪問看護事業者からの看護師，理学療法士等の派遣を申し込み，その医師は最寄りの訪問看護事業所にサービスの指示書を作成し，指示を受けた訪問看護事業者は看護師，理学療法士等を派遣し患者に訪問看護サービスを提供します。

なお，訪問看護事業者は，老人訪問看護事業者と同一の事業者がサービスを提供しています。

５　その他

訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費は，療養の給付と同様の取り扱いがなされているため，「療養の給付」(P.196) のうち「５ 高齢受給者」(P.199) から「11 不正診療費等の返還等」(P.204) までの内容については，すべて準じています。

第７節　月間の高額療養費

月間の高額療養費は，加入者又はその被扶養者の療養に要した医療費が，著しく高額であるとき，加入者又はその被扶養者の自己負担を軽減するために行う法定給付です。〔国共済法第60条の２，国共済法施行令第11条の３の３〕

１　支給条件及び支給額

〈基本原則〉

①　加入者又はその被扶養者一人ひとりの同一月（暦月ごと）の療養に要した自己負担額（70歳未満の人については21,000円以上のものに限ります）を合算し，「高額療養費算定基準額」を超える場合に，その超えた額が支給されます。

②　保険診療に要した自己負担額のみ対象となります。

③　公費負担医療に関する給付の適用により，自己負担がない場合は支給されません。

④　自己負担額の算定は保険医療機関等ごとに行い，医科・歯科別，入院・外来別です。〔国共済施行令第11条３の４，第11条３の６第11項〕

1)　多数回該当

同一世帯で過去１年間の高額療養費の該当回数が３回以上ある場合には，４回目以降の高額療養費算定基準額が変わります。

なお，公費負担医療，特定疾病対象療養の場合，及び次の2)⑴②ア，③ア，④アに該当の場合は，回数に含まれません。

2)　高額療養費算定基準額

高額療養費算定基準額は次のようになります。〔国共済施行令第11条３の５〕

⑴　70歳以上の高齢受給者のみで算定する場合

①　現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上の場合）

ア　標準報酬月額83万円以上

252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％　＊140,100円

イ　標準報酬月額53万円以上83万円未満

167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％　＊93,000円

ウ　標準報酬月額28万円以上53万円未満

80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％　＊44,400円

②　一般所得者（標準報酬月額28万円未満の場合）

ア　外来のみ個人単位で算定する場合

18,000円（年間上限額　144,000円　P.241「第８節」参照）

イ　入院を含んで世帯合算する場合

57,600円　　＊44,400円

③　低所得者Ⅱ

ア　外来のみ個人単位で算定する場合　　8,000円

イ　入院を含んで世帯合算する場合　　24,600円

④　低所得者Ⅰ

ア　外来のみ個人単位で算定する場合　　8,000円

イ　入院を含んで世帯合算する場合　　15,000円

⑵　70歳未満の人を含んで算定する場合

①　区分ア（標準報酬月額83万円以上）

252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％　＊140,100円

②　区分イ（標準報酬月額53万～ 83万円未満）

167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％　＊93,000円

③　区分ウ（標準報酬月額28万～ 53万円未満）

80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％　＊44,400円

④　区分エ（標準報酬月額28万円未満）

57,600円　＊44,400円

⑤　区分オ（低所得者（市区町村民税非課税））

35,400円　＊24,600円

〔注１〕　＊の金額は高額療養費多数回該当の場合

〔注２〕　現役並み所得者，区分ア又は区分イに該当する場合，市区町村民税が非課税であっても，低所得者には該当しません。

自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

年齢	適用区分	対象者	個人外来	世帯単位（入院を含みます）
70歳以上	現役並み所得者Ⅲ	標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％　＜140,100円＞	
	現役並み所得者Ⅱ	標準報酬月額53万円～83万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％　＜93,000円＞	
	現役並み所得者Ⅰ	標準報酬月額28万円～53万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％　＜44,400円＞	
	一般所得者	標準報酬月額28万円未満	18,000円（年間14.4万円上限）	57,600円＜44,400円＞
	低所得者Ⅱ	（市区町村民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の人）	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	（市区町村民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない人）		15,000円
70歳未満	ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％〈140,100円〉	
	イ	標準報酬月額53万円～83万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％〈93,000円〉	
	ウ	標準報酬月額28万円～53万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％〈44,400円〉	
	エ	標準報酬月額28万円未満	57,600円〈44,400円〉	
	オ	低所得者（市区町村民税非課税者）	35,400円〈24,600円〉	

・70歳未満の「ア・イ・ウ・エ・オ」は適用区分です。
・〈　〉内金額は，多数回該当の場合
〔注１〕現役並み所得者とは，「５　高齢受給者」（P.199）参照
〔注２〕低所得者及び低所得者Ⅱとは，加入者本人が市区町村民税非課税である人（低所得者Ⅰを除きます）
〔注３〕低所得者Ⅰとは，加入者及び被扶養者全員が市区町村民税非課税者であり，かつ，所得が一定基準以下である人（例）年金収入のみの場合　約80万円以下

＊特定疾病患者については，「5）特定疾病」（P.233）参照
＊自己負担額をさらに軽減する給付として，家族療養費付加金（P.290参照）及び一部負担金の払戻し（P.297参照）があります。
＊後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳の誕生月（１日生まれを除きます）の私学事業団分の自己負担限度額は誕生日前後に加入する保険者で限度額が半分ずつになるため調整され本来額の２分の１となります。また，それに伴い被扶養者が他制度へ移行した場合，その月の被扶養者の自己負担限度額は本来額の２分の１となります。

3）　70歳以上の高齢受給者の高額療養費

70歳以上の高齢受給者である加入者や被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者を除きます）は，「高齢受給者証」（P.202参照）を加入者証等とともに提示することにより，医療機関等での支払いは，高額療養費算定基準額（自己負担限度額）まで負担すればよく，高額療養費相当額は保険者である私学事業団が医療機関等に支払います（高額療養費の現物給付化）。ただし，現役並み所得者Ⅱ及び現役並み所得者Ⅰである場合，次項の限度額適用認定証も提示が必要です。

4）　限度額適用認定（70歳未満及び現役並み所得者Ⅱ及び現役並み所得者Ⅰである70歳以上の加入者及び被扶養者の窓口負担の軽減）

70歳未満及び現役並み所得者Ⅱ及び現役並み所得者Ⅰである70歳以上の加入者や被扶養者が，高額療養費相当額の窓口負担の軽減を受けるためには，私学事業団に「限度額適用認定申請書」で事前に申請し「限度額適用認定証」（有効期限は発効日から１年）の交付を受けてください（申請してから交付まで10日ほどかかります）。

この「限度額適用認定証」を加入者証等と一緒に医療機関等に提示することにより，医療機関等での支払いは，高額療養費算定基準額（自己負担限度額）まで負担すればよく，高額療養費相当額は保険者である私学事業団が医療機関等に支払います（高額療養費の現物給付化）。

なお，「限度額適用認定証」を提示しない場合は，医療費の３割（義務教育就学前の被扶養者は２割）を一時的に医療機関等に支払うことになりますが，高額療養費については，後日，自動計算して給付（自

動払い）します。この請求手続きは不要です（ただし，70歳以上の年間外来合算の場合，手続きが必要なときがあります。P.241参照）。

よって，「限度額適用認定証」を使用されなくても不利益が生じたり，給付金の請求漏れとなることはありません。

また，「限度額適用認定証」を提示することで軽減される窓口負担は，高額療養費相当額のみです。「限度額適用認定証」を提示しても一部負担金払戻金や家族療養費付加金相当額の医療機関等での窓口負担は必要になりますが，一部負担金払戻金や家族療養費付加金についても，後日，自動計算して支給（自動払い）しますので，請求手続きは不要です。

後日，自動払いされる高額療養費及び一部負担金払戻金や家族療養費付加金の給付については，私学事業団から学校法人等を通して加入者に支給します。また，任意継続加入者及びその被扶養者にかかる給付は登録されている任意継続加入者の給付金受取口座に送金します。

〔注〕「限度額適用認定証」を医療機関に提示しても，高額療養費の多数回該当や世帯合算扱いにならないことがあります。これは，複数の医療機関で受診していた場合，各医療機関では多数回該当や世帯合算が把握できないためです。保険者である私学事業団では，すべての医療機関での受診状況（レセプト請求）を確認した後，多数回該当や世帯合算による高額療養費の額を算出しますので，差額等が発生した場合は自動計算して後日，学校法人等を通して加入者に支給（自動払い）します（任意継続加入者は登録されている給付金受取口座に送金します）。

5）　特定疾病

療養に要する期間が著しく長く，かつ一定の高額の治療を継続して行う必要のある疾病のうち，①人工腎臓を実施している慢性腎不全　②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症については，１か月の自己負担限度額は10,000円

となります。ただし，人工透析を要する標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の加入者又はその被扶養者については，１か月の自己負担限度額は20,000円となります。10,000円又は20,000円を超える部分は高額療養費として，保険者である私学事業団が医療機関に支払います（高額療養費の現物給付化）。

なお，この特定疾病の高額療養費の適用を受けるためには，私学事業団の交付する「特定疾病療養受療証」を加入者証等に添えて医療機関の窓口に提出することが必要です。

〔注〕 後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳の誕生月（１日生まれを除く）の私学事業団分の自己負担限度額は誕生日前後に加入する保険者で限度額が半分ずつになるため，調整され本来額の２分の１となります。また，それに伴い被扶養者が他制度へ移行した場合，その月の被扶養者の自己負担限度額は本来額の２分の１となります。

２　請求手続き

1)　療養の給付等にかかる高額療養費は，自動払いとなりますので請求手続きは不要です。すなわち医療機関から支払基金を経由して私学事業団に回付された診療報酬明細書（レセプト）等に基づいて，受診から３～４か月後に該当者に支給します。

2)　療養費，家族療養費にかかる高額療養費は，療養費又は家族療養費の請求手続きをすることにより自動的に支給します。

３　「限度額適用認定証」の交付申請手続き等

「限度額適用認定証」の交付を受けるには「限度額適用認定申請書」で申請手続きが必要です。〔施行規則第４条の13〕高額な医療費負担が生じると思われる前に（入院等される前に）手続きをしてください。

また，70歳以上の一般所得者（標準報酬月額28万円未満）の人は「高齢受給者証」で限度額の確認ができるため，「限度額適用認定証」の対象にはなりませんので申請手続きは不要です。

特定疾病療養認定申請書の記入例

課長	課長補佐	係長	取扱者

特 定 疾 病 療 養 認 定 申 請 書

＊ 整理番号

1	加入者番号												加入者氏名	生年月日			
	県コード	学種	学校番号				個人番号							18	年	月	日
13442	6												私学　太郎	③昭 4平	3	0 7	0 6
	1	3	A	0	8	8	0	0	0	0	5	0					

認定対象者	受診者氏名	生年月日				＊続柄	34
		25	年	月	日		
	私学　花子	③昭 4平 5令	3 5	0 9	0 8		2

医師の証明

疾病名　下記1から3の疾病に該当する番号を該当番号欄にご記入ください。1については（　）内もご記入ください。

該当番号 69：1

1　人工腎臓を実施している慢性腎不全（人工透析開始日　令和　○　年　6　月　1　日）
2　血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
3　抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

上記の特定疾病について、令和　○　年　5　月　1　日より受診者が診療を受けていることに相違ありません。

令和　○　年　○　月　○　日　　郵便番号（ 100 － 0001 ）　TEL　00-0000-0000

医療機関　所在地　東京都千代田区千代田1-2-3

名称　○　○　医　院

医師名　○　○　共　子

加入者申請欄

上記のとおり申請します。

令和　○　年　○　月　○　日　　郵便番号（ 100 － 0001 ）　TEL　00-0000-0000

加入者住所　東京都文京区湯島 1-7-5

加入者氏名　私学　花子

日本私立学校振興・共済事業団　理事長殿

＊発効年月日				70
35	年	月	日	
4平 5令				

＊印欄は記入しないでください。

注：　特定疾病療養受療証の発効年月日は、申請のあった月（事業団に届いた月）の初日となります。ただし、新たに加入者の資格を取得しまたは被扶養者となった月に申請があった場合は、資格を取得した日または被扶養者となった日となります。

特定疾病療養受療証の見本

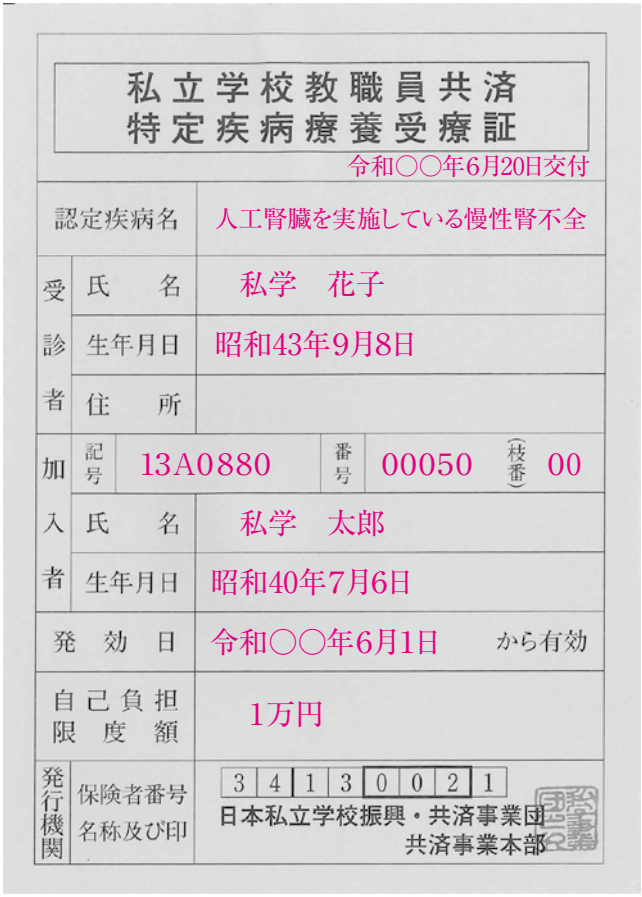

私立学校教職員共済
特定疾病療養受療証

令和○○年6月20日交付

認定疾病名		人工腎臓を実施している慢性腎不全
受診者	氏名	私学　花子
	生年月日	昭和43年9月8日
	住所	
加入者	記号 13A0880　番号 00050　（枝番） 00	
	氏名	私学　太郎
	生年月日	昭和40年7月6日
発効日		令和○○年6月1日　から有効
自己負担限度額		1万円
発行機関	保険者番号	3 4 1 3 0 0 2 1
	名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

1）「限度額適用認定証」の有効期間等

「限度額適用認定証」の有効期間は原則，申出年月日の属する月の１日（発効年月日）から１年間となります。ただし，途中で70歳や75歳になるときや，任意継続加入期間が満了となるときは，有効期間が１年未満になることがあります。また，途中で資格喪失したり，被扶養者の認定取り消しになったときは，有効期間内であってもそれ以降使用することはできません。

「限度額適用認定証」は有効期間内であれば受診する医療機関を変更したときや申請時と異なる傷病で受診するときも使用できますので，大切に保管してください。

なお，加入者の資格がなくなったとき，被扶養者でなくなったとき，有効期限に達したとき及び新しい「限度額適用認定証」の交付を受けたときは，以前交付した「限度額適用認定証」を速やかに学校法人等を通して私学事業団に返却してください（任意継続加入者は直接私学事業団宛てに返却理由を明記のうえ返却してください）。

2）　次の場合は「限度額適用認定申請書」で申請手続きをしてください。

⑴　**新規**で申請

①　初めて「限度額適用認定証」が必要な人

②　継続資格取得をした人

③　再資格取得をした人

＊②及び③については，前任校に所属していた際に「限度額適用認定証」の交付を受け，その有効期間が継続資格取得後又は再資格取得後までである場合でも新たに申請してください。

⑵　**継続**で申請

すでに「限度額適用認定証」の交付を受けていて，間もなく有効期限に達する人で，満了日の翌日から継続して「限度額適用認定証」が必要な場合は，満了日の属する月に入ってから「限度額適用認定申請書」

を提出してください。

⑶ **再交付**で申請

すでに「限度額適用認定証」の交付を受けていて，その有効期限内であるものの，「限度額適用認定証」を紛失等したために再交付が必要である場合は，必ず再交付申請をする理由を記入してください。

3) 次のような場合は「限度額適用認定申請書」での申請手続きは不要です（「限度額適用認定証」は自動的に交付されます）。

⑴ 所属学校変更したとき

所属学校変更前に「限度額適用認定証」の交付を受け，その有効期限が所属学校変更後までである場合は，新たに「限度額適用認定申請書」を提出する必要はありません。この場合は所属学校変更が確認された時点で，自動的に新しい加入者記号番号の「限度額適用認定証」（有効期限は従来のままです）が交付されます。

⑵ 任意継続加入者になったとき

任意継続加入者になる前に「限度額適用認定証」の交付を受け，その有効期限が任意継続加入者になった後までである場合は，新たに「限度額適用認定申請書」を提出する必要はありません。この場合は任意継続加入者の資格取得が確認された時点で，自動的に任意継続分の「限度額適用認定証」（有効期限は従来のままです）が交付されます。

⑶「限度額適用認定証」の有効期間中に標準報酬の報告により適用区分が変更になったとき

適用区分を変更した「限度額適用認定証」（有効期限は従来のままです）を自動的に交付します。

また，氏名変更や氏名訂正等が確認された際にも内容変更になった「限度額適用認定証」（有効期限は従来のままです）を自動的に交付します。

＊「限度額適用認定証」の適用区分は，「自己負担限度額」（P.231）を参照してください。

限度額適用認定申請書の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

限　度　額　適　用　認　定　申　請　書

		該当するものを〇で囲んでください。	
1 13501	6 01	新規・継続	※既に限度額適用認定証をお持ちの方で、有効期間の満了以降も引続き限度額適用認定証が必要な場合は、「継続」を〇で囲んで申請してください。
1 13503	6 01	再交付	再交付申請をする理由

加入者欄

加入者番号												
県コード		学種	学校番号				個人番号					
1	3	A	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

加入者氏名	加入者の生年月日
私学　太郎	20 3 昭 4 平　0 4 0 5 0 7

認定証が必要な方は、加入者ですか、被扶養者ですか。	該当するものを〇で囲んでください。 加入者　・　被扶養者

認定証交付対象者欄

認定証が必要な方の氏名			
私学　花子			
認定証が必要な方の生年月日		加入者との続柄	＊コード（記入不要）
27 3 昭 4 平 5 令　0 3 1 0 0 2		子	34

36＊（記入不要）

請求者欄

51
上記のとおり申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
日本私立学校振興・共済事業団
理事長　殿

住所	郵便番号（000－0000）　TEL　▲▲▲ － ▲▲▲▲ 東京都江戸川区臨海町999-999
フリガナ	シガク　タロウ
氏名	私学　太郎

学校法人等欄

上記の申請は、事実と相違ないものと認めます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地	郵便番号（113－8577）　TEL　△△△ － △△△△ 東京都文京区湯島5-99-9999
名称	学校法人　共済大学
代表者名	理事長　河田　哲雄

1. 任意継続加入者の方は、学校法人等欄の記入は不要です。
2. 「新規・継続、再交付」欄、認定証が必要な方の「加入者・被扶養者」欄及び「性別」欄は、該当するものを〇で囲んでください。また、再交付申請の場合は「再交付申請をする理由」欄に理由を記入してください。なお、認定証交付対象者欄の「認定証が必要な方の氏名」「生年月日」「性別」「加入者との続柄」は加入者本人の申請であっても必ず記入してください。
3. ＊欄は記入しないでください。
4. 請求者欄は加入者氏名及び住所を記入してください。
5. 加入者の資格喪失後又は被扶養者の認定取消し後に、遡及して加入者の加入期間中、又は被扶養者の認定期間中の「限度額適用認定証」を交付することはできませんのでご注意ください。

私立学校教職員共済限度額適用認定証の見本



私立学校教職員共済限度額適用認定証

令和○○年○○月○○日 交付

加入者	記号	13A9999	番号	99999	（枝番） 00
	氏名	私学　太郎			
	生年月日	平成4年5月7日			
適用対象者	氏名	私学　花子			
	生年月日	令和3年10月2日			
	住所				
発効年月日		令和○○年4月1日			
有効期限		令和○○年3月31日			
適用区分		ウ			
発行機関	所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号			
	保険者番号 名称及び印	3 4 1 3 0 0 2 1 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部			

〔注〕　資格取得や被扶養者認定の手続き中の場合は，資格取得や被扶養者認定申請の書類と一緒に「限度額適用認定申請書」を提出してください。加入者証等の交付が確認でき次第，別途「限度額適用認定証」を交付します。なお，この場合の「限度額適用認定証」の発効年月日は資格取得年月日又は被扶養者認定年月日以降になります。

4)　申請手続きは「限度額適用認定申請書」（P.239記入例参照）に所定の事項を記入し，加入者及び学校法人等代表者の欄を記入（任意継続加入者は代表者欄の記入は不要）のうえ，学校法人等を通して申請してください（任意継続加入者は直接私学事業団に申請してください）。

私学事業団では「限度額適用認定申請書」の内容を確認のうえ，「限度額適用認定証」（P.240見本参照）を交付します。「限度額適用認定証」は，登録されている学校法人等の事務連絡先宛てに普通郵便で送付します（任意継続加入者は登録住所宛てに普通郵便で送付します）。速達やその他の住所，特定の個人宛て等，個別の方法による送付はできませんので注意してください。

４　「特定疾病療養受療証」の交付申請手続き

「特定疾病療養認定申請書」（P.235記入例参照）に申請者本人が所定の事項を記入のうえ，医師の証明を受け私学事業団宛てに申請してください（学校法人等経由不要）。私学事業団では申請書の内容を確認のうえ「特定疾病療養受療証」（P.236見本参照）を申請者の住所宛てに送付します。

第８節　高額療養費　外来年間合算

70歳以上の高齢受給者のうち，「一般」及び「低所得」の所得区分に該当している場合，１年間（毎年８月１日から翌年７月31日までの間）に外来で受診した場合の自己負担について，月間の高額療養費等を支給してもなお残っている負担額の合計額が144,000円を超えている場合に「高

額療養費外来年間合算」として支給を行います。〔国共済法第60条の２，国共済法施行令第11条の３の４〕

１　支給条件

「一般」及び「低所得」の所得区分に該当している高齢受給者について，１年間（毎年８月１日から翌年７月31日までの間）に外来で受診した場合の自己負担[注]の合計額について，高額となった場合について支給します。

〔注〕 この場合の自己負担額とは，月間の高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費付加金等が支給された後に残った自己負担額といいます。

２　支給額

前記１の支給を受けたうえで，外来分にかかるなお残る自己負担額の年間合計額（毎年８月１日から翌年７月31日）が基準額（144,000円）を超えた場合にその超えた額を支給します。

３　請求手続き

1)　７月31日時点で私学事業団の加入者又は被扶養者の場合

⑴　年間（前年８月～当年７月）を通して加入者又は被扶養者である場合

給付に該当する自己負担額を抽出し，基準額を超えた金額を自動計算して支給（自動払い）しますので，請求手続きは不要です。

⑵　年間（前年８月～当年７月）の途中から私学事業団の加入者又は被扶養者となった場合

①　70歳以上の加入者及び被扶養者は年間中に加入していたすべての医療保険に「高額療養費（外来年間合算）支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し，それぞれの保険より「自己負担額証明書」の交付を受けます。

②　加入者は，①で交付を受けたすべての「自己負担証明書」を添付のうえ私学事業団へ「高額療養費（外来年間合算）支給兼自己負担額証明書交付申請書」により支給申請をします。

③　私学事業団は②の申請により支給額を計算し，加入者に通知し，

支給するとともに「自己負担額証明書」を交付したすべての医療保険に対して，自己負担額に応じて按分した支給額の計算結果を通知します。

④　私学事業団からの通知を受けた各医療保険は，加入者等に通知のうえ支給します。

2）　年間内（前年８月～当年７月）において加入者であった期間はあるが，７月31日時点で私学事業団の加入者又は被扶養者ではない場合

①　元加入者又は元被扶養者は，私学事業団を含め年間中に加入していたすべての医療保険に「高額療養費（外来年間合算）支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し，すべての医療保険より「自己負担額証明書」の交付を受けます。

②　元加入者又は元被扶養者は，①で交付を受けた「自己負担額証明書」を添付のうえ７月31日時点で加入している医療保険に「高額療養費年間外来合算」の支給申請を行います。

③　７月31日時点で加入している医療保険では，対象者からの②の申請により，支給額を計算し支給するとともに，私学事業団を含む医療保険に計算結果を通知します。

④　私学事業団を含む各医療保険は，③の通知に基づいて対象者に通知のうえ支給を行います。

第９節　高額介護合算療養費

介護保険受給者がいる世帯で，１年間（毎年８月１日から翌年７月31日までの間）に医療保険と介護保険法に規定する介護サービス利用の自己負担額の合計額が著しく高額になった場合は，負担を軽減するために自己負担限度額を超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。医療保険と介護保険どちらか一方のみの利用の場合は該当しません。〔国

共済法第60条の３〕

１　支給条件

前年８月から当年７月までの間に介護保険と医療保険（私学事業団などの健康保険）の両制度を利用し，自己負担額〔**注１**〕の合計額が高額となった世帯〔**注２**〕が支給の対象となります。

〔**注１**〕　この場合の自己負担額とは，高額療養費（月間のみ）・一部負担金払戻金・家族療養費付加金等が給付された後に残った自己負担額をいいます。

〔**注２**〕　この場合の世帯とは，加入者と私学事業団が被扶養者と認定しているその被扶養者をいいます。

２　支給額

自己負担額の年間合計額（前年８月～当年７月）が介護合算算定基準額を超える場合にその超えた額を医療保険，介護保険の自己負担額の比率に応じて医療保険分を「高額介護合算療養費」として支給します（介護保険分は介護保険から支給されます）。

介護合算算定基準額（限度額）：計算期間は前年８月から当年７月までとします。

区分		短期給付＋介護保険	
		70歳～74歳の人がいる世帯	70歳未満の人がいる世帯
標準報酬月額83万円以上		212万円	
標準報酬月額53～83万円以上		141万円	
標準報酬月額28～53万円未満		67万円	
標準報酬月額28万円未満		56万円	60万円
低所得者	Ⅱ〔注１〕	31万円	34万円
	Ⅰ〔注２〕	19万円	

〔**注１**〕　加入者及びその被扶養者が市区町村民税非課税者（低所得者Ⅰを除きます）

〔**注２**〕　加入者及びその被扶養者全員が市区町村民税非課税者であり年金収入80万円以下など所得一定基準以下である人

３　請求手続き

1)　７月31日時点で私学事業団の加入者の場合

⑴　年間（前年８月～当年７月）を通して加入者

①　加入者は介護保険[注]に「高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明

書交付申請書」を提出して「自己負担額証明書」の交付を受けます。

② 加入者は①の「自己負担額証明書」を添付のうえ私学事業団へ「高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明書交付申請書」にて申請します。

③ ②の申請により私学事業団では，支給額を計算し加入者に通知のうえ支給するとともに介護保険に計算結果を通知します。

④ ③の通知に基づき介護保険は，高額介護合算療養費を加入者に支給します。

〔注〕 年の途中で転居している場合は，加入していたすべての介護保険をいいます。

⑵ 年間（前年８月～当年７月）の途中から私学事業団の加入者の場合

① 加入者は年間中に加入していたすべての介護保険と医療保険に「支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し，それぞれの保険より「自己負担額証明書」の交付を受けます。

② 加入者は①のすべての「自己負担額証明書」を添付のうえ私学事業団へ「高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明書交付申請書」にて支給申請をします。

③ 私学事業団では，②の申請により支給額を計算し加入者に通知，支給するとともに①の「自己負担額証明書」を交付したすべての介護・医療保険に計算結果を通知します。

④ ③の通知に基づいて各介護・医療保険は，加入者に通知のうえ支給します。

2) 年間内（前年８月～当年７月）において加入者であった期間はあるが，７月31日時点で私学事業団の加入者資格を喪失している場合

① 元加入者は，私学事業団を含め年間中に加入していたすべての医療保険と介護保険に「高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し，すべての医療保険と介護保険より「自己負

担額証明書」の交付を受けます。

②　元加入者は，①の証明書を添付のうえ７月31日時点で加入している医療保険に高額介護合算療養費の支給申請を行います。

③　７月31日時点で加入している医療保険では②の申請により，支給額を計算し支給するとともに，介護保険及び私学事業団を含む医療保険に計算結果を通知します。

④　③の通知に基づいて介護保険及び私学事業団を含む医療保険は，元加入者に通知のうえ支給します。

第10節　移送費及び家族移送費

加入者又は被扶養者が，緊急その他やむを得ない必要から医師の指示で移送された場合，移送に要した費用について支給されます。〔国共済法第56条の３，第57条の４〕

１　支給条件

次のいずれにも該当すると私学事業団が認めたときに支給されます。

①　移送の目的である療養（入院）が，保険診療として適切であること。

②　患者が当該療養の原因である負傷，疾病により移動が困難であること。

③　医師の指示による緊急その他やむを得ないものと認められること。

〔注〕　次の場合は支給対象となりません。

①通院のとき

②退院（帰宅等）のとき

③自己の都合や病院都合により転院したとき

④緊急その他やむを得ないものと認められないとき

２　支給額

療養に必要な移送の費用は，最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費として計算された額の範囲内で，実費相当額が支

給されます。

医師又は看護師などの付き添い人については，医学的管理（処置等）が必要と医師が判断する場合に限り，原則として一人までの交通費等を支給します（家族等の付き添いに要した費用は対象外です）。〔健康保険法第97条第１項〕

なお，付き添い人の医学的管理についての費用は，移送費とは別に療養費が支給されますので療養費を請求してください。

３　請求手続き

「移送費・家族移送費請求書」に所定の事項を記入のうえ，移送を必要とする医師の意見書（請求書の右側に印刷されています）及び交通費などの領収書（原本）を添えて学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第６条〕

1)　提出上の注意

⑴　移送を必要とする医師の意見書は，移送を必要と認めた医師の記入を受けてください。例えば，Ａ医院の医師がＢ病院へ移送することを必要と認めた場合は，Ａ医院の医師が意見書を記入します。

⑵　移送に要した費用（交通費など）の領収書は，移送年月日，移送区間，費用の内訳及び金額が明記されているものが必要です。

第11節　出産費及び家族出産費

加入者や被扶養者の出産に伴う経済的負担を補うために支給するものです。

１　支給条件

加入者が出産したときには出産費が，また，加入者の被扶養者が出産したときには家族出産費が支給されます。〔国共済法第61条〕

出産とは，妊娠４か月以上の胎児の分娩をいい，正常分娩，異常分娩（流

産，早産，死産）や母体保護法に基づく妊娠４か月以上の人工妊娠中絶の場合もここでいう出産に含まれます。

〔注〕 妊娠４か月以上とは，妊娠１か月は28日ですから妊娠月数３か月を経過し４か月目に入ったもの，すなわち妊娠85日以上をいいます。妊娠週数でいうと，12週を超えたものになります。

なお，被扶養者が被扶養者として認定される前に本人として引き続き１年以上健康保険制度（国民健康保険を除きます）の被保険者（もしくは組合員又は加入者）であった場合で，資格喪失後６か月以内に出産したときは，原則として前の健康保険制度から資格喪失後の出産費（又は出産育児一時金）が支給されます。ただし，前の健康保険制度の受給権を放棄した人については，私学事業団から家族出産費が支給されます。

２　支給額

①　産科医療補償制度の対象分娩であるとき　　500,000円

②　産科医療補償制度の対象分娩でないとき　　488,000円

多胎児を出産したときには，出産がその出産児数だけあったものとして支給されます。つまり，双生児の場合は通常の２倍額，三つ子のときは３倍額が支給されます。

〔注１〕 令和５年３月31日までの出産の場合で，産科医療補償制度の対象分娩のときの支給額は420,000円，産科医療補償制度の対象分娩でないときの支給額は408,000円となります。

〔注２〕 産科医療補償制度とは，通常の妊娠・分娩にもかかわらず，分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんが速やかに補償を受けられるとともに，重度脳性まひの発症原因が分析され，再発防止に役立てることを目的とし，分娩を取り扱う病院，診療所や助産所（分娩機関）が加入する制度です。この制度では，お産一件（胎児）ごとに分娩機関が12,000円の掛金を負担することになっています。

第12節　出産費等の支払い

１　直接支払制度を利用するとき

加入者が出産費・家族出産費の受け取りを分娩を取り扱う病院，診療所や助産所（以下「分娩機関」といいます）に委任することにより，出産費用を私学事業団が直接医療機関等に支払う（「直接支払制度」）ことができます。この制度を利用することにより，出産費用のうち50万円（又は48.8万円）までを，分娩機関の窓口で負担しなくて済むことになります。

「直接支払制度」の利用に当たっては，分娩機関に「加入者証」を提示のうえ，分娩機関にある所定の用紙で手続きしてください（私学事業団への手続きは不要です）。

出産費用が出産費・家族出産費の額（50万円又は48.8万円）未満であったときは，分娩機関からの請求に基づき私学事業団が自動的に差額を決定し，学校法人等を通して加入者に支給します。出産費付加金・家族出産費付加金についても同様に自動支払いしますので，請求手続きは不要です。

直接支払制度の流れ

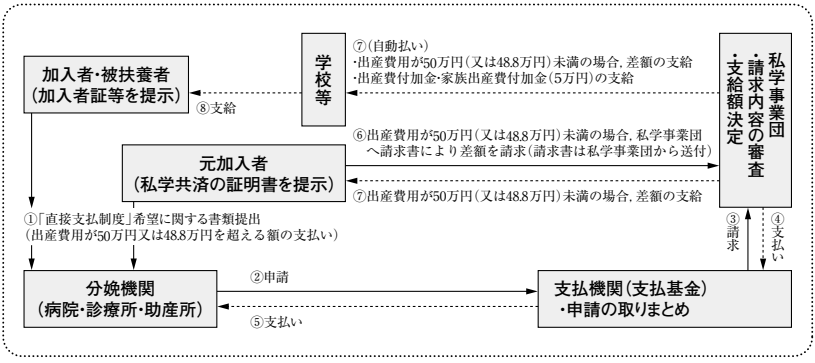

２　受取代理制度を利用するとき

年間の平均分娩取り扱い件数が100件以下，又は収入に占める正常分娩にかかる収入の割合が50％以上の分娩機関が厚生労働省に届け出をしている場合は，加入者が私学事業団に手続きをすることにより，出産費等を加入者に代わって分娩機関が受け取る（「受取代理制度」）ことができます。

「受取代理制度」が認められている分娩機関で出産する場合は，出産予定日の２か月前以降に，加入者が私学事業団に「出産費・出産費付加金・家族出産費・家族出産費付加金申請書（受取代理用）」を提出してください。私学事業団は，受取代理制度を利用することを受け付けた旨の通知書を分娩機関に通知します（受取代理制度にかかる通知の手続きは約１か月程度を要しますので，分娩機関が出産前の確認を要する場合は，早めに手続きしてください）。

分娩機関は，出産後，私学事業団に出産費等を請求することになりますが，「受取代理制度」で分娩機関に支払える限度額は，出産費付加金・家族出産費付加金を含めた55万円（又は53.8万円〔注〕）となります。

なお，出産費用が55万円（又は53.8万円〔注〕）未満であったときは，分娩機関からの請求に基づき私学事業団が自動的に差額を決定し，学校法人等を通して加入者に支給しますので，請求手続きは不要です。

〔注〕　令和５年３月31日までの出産の場合で，産科医療補償制度の対象分娩のときの支給額は470,000円，産科医療補償制度の対象分娩でないときの支給額は458,000円となります。

３　直接支払制度又は受取代理制度を利用しなかったときの請求手続き

「直接支払制度」又は「受取代理制度」を利用しなかった場合は，「出産費 出産費付加金・家族出産費 家族出産費付加金請求書」に所定の事項を記入のうえ，請求書に医師・助産師の証明又は市区町村長の証明を受けるか，戸籍謄本を添付し学校法人等を通して提出してください。

なお，出産費請求と被扶養者認定申請を同時に行うために，**同じ封筒**

で戸籍謄本等を送付されたときに限り，１通の添付書類で処理しますが，その場合，当該添付書類の写しが１部必要となります。

1)　添付書類

⑴　海外で出産したとき

①　海外で出産した旨の加入者の口述書（署名）

②　出産の事実（出生日，出産児数，生・死産の区分）が確認できる医師等の証明，又は公的機関が出生の事実を証明した書面（原本）

③　上記②の書類を和訳したもの（和訳した人の署名）

④　渡航確認書類

パスポート，航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

〔注〕　出産した者の名前，出産した国への渡航記録が確認できるもの

⑤　調査に関わる同意書（私学共済ホームページからダウンロードできます）

海外出産の事実，内容について保険者が当該海外出産を担当した海外の医療機関等に照会することに関する当該海外出産をした者の同意書

〔注〕　必要に応じ医療機関に確認する場合があります。

⑵　国内で出産し，直接支払制度・受取代理制度を利用しなかったとき

①　分娩機関から交付される「直接支払制度」を利用していないことを証する書類の写し（代理契約に関する文書又は「直接支払制度利用なし」が明記された領収書の写し）

②　産科医療補償制度を確認するための書類

㋐　産科医療補償制度の対象分娩であるときは，「産科医療補償制度の対象分娩である旨のスタンプ印」の押印された出産費用の領収書又は明細書等の写し

㋑　産科医療補償制度の対象分娩でないときは，対象外である旨の

加入者の口述書（私学共済ホームページからダウンロードできます）

2)　被扶養者に認定されてから６か月以内に出産したとき

被扶養者が他の健康保険制度に対して資格喪失後の出産費（又は出産育児一時金）の受給権があるか否かを確認する必要があります。

資格喪失後の出産費（又は出産育児一時金）の受給権がない場合は，次の①の書類を，また，同受給権を有するが私学共済の家族出産費を選択する場合には①及び②の書類を添付してください（私学共済ホームページからダウンロードできます）。

①　被扶養者認定前の職業の有無について，職業のあったときは，勤務先の事業所名，その事業所の所属していた社会保険の名称，保険者の所在地，電話番号，加入期間，被保険者証の記号番号を任意の用紙に記入し，加入者が署名した書類

②　前の保険者から交付を受けた出産費（又は出産育児一時金）にかかる受給権を放棄した旨の証明書（証明書の交付を受けられない場合は，任意の用紙に被扶養者本人の署名のある受給権を放棄する旨の口述書

〔「出産費付加金及び家族出産費付加金」（P.292）参照〕

第13節　資格喪失後の出産費

１　支給条件

加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き１年以上加入者であった人が，退職後６か月以内に出産したときに支給されます。〔国共済法第61条第２項〕

加入者であった期間１年の計算は，暦年で計算します。また，退職後６か月以内に出産した場合の６か月についても，暦月で計算します。たとえば，３月31日に退職した場合は，４月１日から６か月，すなわち９

月30日までの間に出産した場合が支給対象となります。

ただし，退職後６か月以内に出産した場合であっても，その間に他の共済組合の組合員や健康保険，船員保険など（国民健康保険は除きます）の被保険者の資格を取得したときには，私学事業団からは支給されません。〔国共済法第61条第２項ただし書〕

加入者が私学共済の加入者資格を喪失後に，健康保険や船員保険，他の共済制度の被扶養者になった場合は，元加入者として私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか，被扶養者として認定された制度から家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか，どちらか一方を選択して受給することができます。また，加入者が資格喪失後に国民健康保険に加入する場合は，私学共済制度の資格喪失後の出産費を受給してください。

なお，被扶養者の出産により受給する家族出産費は，資格喪失後は支給されません。

２　支給額

資格喪失後も支給額は出産費と同額ですが，出産費付加金は支給されません。

なお，出産祝品は，資格喪失後も贈呈しています。（P.743「出産祝品の贈呈」参照）。

３　請求手続き

出産費と同じです。ただし，学校法人等を通す必要はありません。

「直接支払制度」及び「受取代理制度」を利用することもできます。

「直接支払制度」を利用するときは，分娩機関へ，私学事業団が発行する「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を提出する必要があるため，文書にて，私学事業団へ証明書の発行依頼をしてください。

また，出産費用が出産費の額（50万円又は48.8万円）未満であったときは，

差額についての請求書を送付しますので，請求手続きを行ってください。

第14節　埋葬料及び家族埋葬料

埋葬料及び家族埋葬料は，埋葬に要する費用の一部を補てんするために支給されます。

１　支給条件

加入者が職務又は通勤災害によらないで死亡したときには埋葬料が，加入者の被扶養者が死亡したときには家族埋葬料がそれぞれ支給されます。〔国共済法第63条〕

死亡は，一般的に医師が死亡と認めることによってその取り扱いをしますが，それ以外に民法の規定によって失踪宣告がなされたときには，その失踪期間満了の時に死亡したものとみなし，天災による行方不明などの場合に，戸籍法の規定によって死亡の確認が行われたときも，これに基づいて死亡したものとして取り扱われます。〔民法第30条，第31条，戸籍法第89条〕

加入者の死亡の原因が職務又は通勤災害による傷病によるときは，給付の対象になりません。これらの場合は労働基準法による災害補償などによって，埋葬補償がされます。職務によらないとは，職務と当該死亡の原因である病気又は負傷との間に因果関係のないことをいいます。

また，交通事故などの第三者の行為による死亡の場合は，原則として相手方に葬祭費用を請求していただくことになるため，給付の対象とはなりません。

なお，自殺による死亡のときは，死亡した加入者は故意に給付事由を生じさせたことになりますが，この場合は給付制限はありません。

被扶養者の死亡とは，死亡日において被扶養者として認められている人の死亡をいいます。したがって死産児については，加入者の被扶養者

になり得ませんから，加入者の経済的負担において埋葬を行っても支給されません。

なお，死亡した被扶養者自身について，被扶養者となる以前の健康保険や共済制度などから資格喪失後の埋葬料が支給されるときには支給されません。ただし，前の健康保険制度からの受給権を放棄する旨の証明を受けた人については，私学事業団から家族埋葬料が支給されます。

２　受給権者

埋葬料は，加入者の死亡当時被扶養者として認定されている人を第１順位者とし，もしこの人がいないときは，「埋葬を行った者」を第２順位者として支給されます。この区別によって，埋葬料の算定方法及び支給額が相違しますから注意してください。

被扶養者がいるにもかかわらず，そうでない人が喪主となって行ったときや市区町村などの団体が行った市区町村葬などのときにおいても，社会通念上埋葬を行うべき人は，被扶養者と解し，被扶養者に支給されることになります。

したがって，埋・火葬許可証の埋・火葬申請人と，埋葬料の受給者とが一致しないこともあります。

被扶養者がいないときの「埋葬を行った者」とは，実際に埋葬（葬儀）を行い，その費用を負担した人をいい，故人との親族関係の有無などは問いません。

家族埋葬料は加入者に支給されます。加入者が実際に埋葬を行ったかどうかは問いません。

３　支給額

50,000円が支給されます。

なお，受給すべき被扶養者がいないため，実際に埋葬を行った人が給付を受けるときは，50,000円の範囲内で埋葬に要した費用の実費相当額が支給されます。

埋葬に要した費用は，埋葬に直接要した実費とし，霊柩代，霊柩の運搬費（霊柩車，人夫賃など），埋・火葬に要した費用（火葬料，埋葬料など），葬式の際における僧侶への謝礼（読経料，御布施など），霊前供物，ドライアイス代，祭壇飾付一式などが含まれますが，葬式の際における接待費（飲食費），葬儀通知，死亡広告，会葬御礼などは含まれません。なお，神式などの場合については仏式に準じて扱います。

４　請求手続き

「埋葬料 家族埋葬料・埋葬料付加金 家族埋葬料付加金請求書」に所定の事項を記入のうえ，死亡診断書（原本），除籍後の戸籍謄本（原本），市区町村長の埋・火葬許可証の写しのうちいずれか一つを添付して，学校法人等を通して提出してください。埋葬料請求と遺族年金請求の手続きを同時に行うために，**同じ封筒で書類を送付されたときに限り**，１通の添付書類で処理しますが，その場合，当該添付書類の写しが１部必要となります。

なお，被扶養者がいない加入者が死亡し，埋葬を行った人が埋葬料を請求するときは，埋葬を行った人及び埋葬に要した費用を確認するため宛名が請求者となっている埋葬の費用の領収書とその内訳が確認できる明細書（いずれも原本）（領収書及び明細書は，確認後，簡易書留にて返送します）を添付してください。〔施行規則第４条，第11条第１項，２項〕

御布施等について領収書がない場合は，口述書（金額・支払先・日付・請求者氏名）を添付してください。

1）　提出上の注意

⑴　死亡の原因が外傷等による場合は，「状況報告書」の提出を依頼することがあります。

〔「埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金」（P.295）も参照〕

第15節　資格喪失後の埋葬料

１　支給条件

資格喪失後の埋葬料は，加入者が退職後（後期高齢者医療制度に適用されることにより，短期給付加入者資格を喪失する人も含みます）３か月以内に死亡したときに支給されます。

ただし，資格喪失後から死亡するまでの間に他の共済組合又は健康保険（国民健康保険は除きます）などの組合員，被保険者の資格を取得されたときは支給されません。〔国共済法第63条第１項，第２項，第64条〕

２　受給権者

加入者が資格喪失した当時に被扶養者として認定されていた人。もし，この人がいないときは埋葬を行った人に支給されます。

３　支給額

支給額は埋葬料と同じです。埋葬料付加金は支給されません。

４　請求手続き

請求手続きは加入者期間中の埋葬料と同じです。ただし，学校法人等を通す必要はありません。

第3章　休　業　給　付

短期給付のうちで傷病手当金，出産手当金及び休業手当金を休業給付といい，いずれも加入者が学校法人等を休業（欠勤）したことによって報酬が減額されたときに，この報酬を補てんし生活を保障するために支給される給付です。

〔注〕　傷病手当金には，付加金の制度もあります（P.292参照）。

第１節　傷病手当金

傷病手当金は加入者が傷病の療養のため学校法人等を休業（欠勤）し，報酬が減額されたとき（無報酬の場合も含みます）に，その報酬を補てんし生活を保障するために支給される給付です。

１　支給条件

加入者が，職務及び通勤災害によらない病気（精神疾患等を含みます）や負傷による療養のために，引き続き勤務に服することができず，その休業（欠勤）期間中に学校法人等の支払う報酬が減額されたとき（無報酬の場合も含みます）に支給されます。したがって，休業（欠勤）中であっても報酬が全額支給されているときや，傷病手当金を受ける金額以上の報酬が支給されているときには，その期間中は支給されません。〔国共済法第66条第１項，第69条，国共済政令第11条の４第１項〕

また，①職務上・通勤災害による傷病については，労働基準法に基づく災害補償などを受けることになるため，②交通事故などの第三者の行為による傷病については，相手方が休業補償をすることになるため，原則として私学事業団からは給付されません。

休業（欠勤）が療養のためであるか否かの認定は医師の意見によるこ

とを原則とし，「療養のため」とは，保険診療による療養のほか，自費で療養している場合や法定伝染病の病原菌保菌者が隔離収容された場合も含まれます。

ただし，保険診療の対象とならない健康診断や美容整形のため休んだような場合は含まれません。また，「労務不能」とは，本来の業務に耐えることができないことをいいますが，仕事の振り替えが行われて本来の業務に代えて他の軽易な業務に従事している場合や，リハビリ出勤等就業時間を短縮して本来の業務に従事している場合は「労務不能」には含まれません。

２　支給期間等

1）　傷病手当金の支給開始及び支給期間

傷病手当金の支給期間は，同一の傷病については，勤務に服することができなくなった日（その日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日）から連続した３日間を待期期間とし，４日目以後一般の傷病については支給開始日（報酬減額開始日）より通算して１年６か月間，結核性の病気については通算して３年間支給されます。〔国共済法第66条第４項〕

ただし，傷病手当金支給開始後，傷病のため勤務に服することができなかった日のうち，報酬が傷病手当金を受ける金額以上支給されている日があるときは，その日は支給期間に算入されます。また，それぞれ因果関係のない二つ以上の傷病によって休業（欠勤）した場合には，それぞれの傷病について支給期間が設定されますが，休業（欠勤）期間が重複するときは，その期間について傷病手当金が二重に支給されることはありません。

なお，受給期間の途中で出勤期間がある場合，その出勤した日数だけ支給期間を延長することとなります。

2）　傷病手当金支給の打ち切り

次の場合には支給が打ち切られます。

⑴　支給期間中に傷病が治ゆするか，治ゆしないが労働能力が回復したとき
⑵　支給期間（一般の傷病の場合は１年６か月，結核性の病気の場合は３年）が経過したとき

労働能力の有無（労務不能か否かということ）は主治医の意見を参考に私学事業団が決定します。このため意見書だけで審査できない場合は，さらにその他の資料の提出を求める場合があります。これはあくまでも労務不能か否かの判断のためのものです。

なお，単に学校法人等の事情のため復職できない場合は，傷病手当金の支給は認められません。

３　傷病手当金の額

1）　１日当たりの傷病手当金の額

傷病手当金の額は，１日につき，傷病手当金の支給を始める日（支給開始日）の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の22分の$1^{〔注1〕}$に相当する額の100分の80に相当する$額^{〔注2〕}$となります（①参照）。

ただし，標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては，支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の22分の$1^{〔注1〕}$に相当する額又は支給開始日の属する年度の前年度の９月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とした標準報酬月額（各年度の標準報酬月額は別表参照）の22分の$1^{〔注1〕}$に相当する額のいずれか少ない額の100分の$80^{〔注2〕}$に相当する額となります（②参照）。〔国共済法第66条第２項〕

①　支給開始日の属する月以前の直近の継続した加入者期間が12月以上の場合

１日当たりの傷病手当金の額＝支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額／$22^{〔注1〕}$×80／$100^{〔注2〕}$

②　支給開始日の属する月以前の直近の継続した加入者期間が12月に

満たない場合

１日当たりの傷病手当金の額＝「支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額／22[注1]」又は「支給開始日の属する年度の前年度の９月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とした標準報酬月額／22[注1]」のいずれか少ない額×80／100[注2]

〔注１〕　当該金額に５円未満の端数があるときは切り捨て，５円以上10円未満の端数があるときは10円に切り上げます。

〔注２〕　当該金額に50銭未満の端数があるときは切り捨て，50銭以上１円未満の端数があるときは１円に切り上げます。

〈別表〉各年度の９月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とした標準報酬月額

	標準報酬月額
令和３年度	380,000円
令和４年度	380,000円
令和５年度	380,000円

2）　傷病手当金の給付額

前記１）で算出した１日当たりの傷病手当金の額に暦月ごと[注]の支給対象日数を乗じた額となります。

なお，土曜日及び日曜日は支給対象となりません。土曜日及び日曜日と重ならない祝日は支給対象となります。

〔注〕　給付は暦月単位で支給しますので，請求は休業期間を暦月ごとに区切り請求することになります。

傷病手当金の額（暦月単位）	＝	１日当たりの傷病手当金の額（傷病手当金の日額）	×	対象日数（請求期間の土・日を除く日数）

４　報酬との調整

支給期間中に学校法人等から報酬（P.68「１報酬の範囲」参照）の全部又は一部を受ける場合は，傷病手当金が調整されます。その受ける報酬額を基準として，傷病手当金の全部又は一部が支給されません。

支給された報酬と比較し，傷病手当金の方が少ない又は同額である場合は傷病手当金の支給はありませんが，傷病手当金の方が多い場合はその差額を支給します。〔国共済法第69条第１項〕

○　傷病手当金の額≦学校法人等から支給された報酬額

　傷病手当金の支給はありません。

○　傷病手当金の額＞学校法人等から支給された報酬額

報酬調整後の支給額（暦月単位）	＝	傷病手当金の額（傷病手当金の日額×対象日数）	－	支給期間中に学校法人等から支給された報酬額

５　出産手当金との調整（年金等を受給していない場合）

出産手当金と傷病手当金の両方を受給できる権利がある場合は，原則出産手当金を優先して支給します。ただし，出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないときは，出産手当金の全額と傷病手当金の一部（出産手当金との差額）を支給します。

つまり，傷病手当金の額と出産手当金の額を比較して，傷病手当金の額が出産手当金の額より少ない場合，傷病手当金の支給はありませんが，傷病手当金の額が出産手当金の額より多い場合は，傷病手当金としてその差額を支給します。

○　傷病手当金の額≦出産手当金の額

　傷病手当金の支給はありません。

○　傷病手当金の額＞出産手当金の額

調整後の支給額	＝	傷病手当金の額	－	出産手当金の額

６　年金等との調整

傷病手当金が所得保障という制度の主旨であることから，傷病手当金の支給を受ける人が年金等の給付を受けることができるときは，傷病手当金との調整が行われます。また，遡及して年金等が決定したときや改定したときは，傷病手当金の再決定を行うことになるため，調整の結果，既支給傷病手当金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

1)　障害厚生年金・障害基礎年金の支給を受けることができるとき

同一の傷病について障害厚生年金等（障害基礎年金を含みます）を受けることができるとき，同日に傷病手当金の支給を受けることができるときは，学校法人等から受ける報酬と併せて傷病手当金が調整されます。〔国共済法第66条第６項〕，〔私学共済法施行規則第14条第３項〕

○　傷病手当金の日額≦**表**の各区分に応じた控除額

傷病手当金の支給はありません。

○　傷病手当金の日額＞**表**の各区分に応じた控除額

調整後の１日当たりの支給額	＝	傷病手当金の日額	－	次表の各区分に応じた控除額

〈表〉同一の傷病について障害厚生年金等の支給を受けることができるときの控除一覧

区　分		区分に応じた控除額
①	報酬を受けることができない場合であって，かつ，出産手当金の支給を受けることができない場合	（障害厚生年金＋障害基礎年金）に264分の１を乗じて得た額（以下「障害年金の額」といいます）
②	報酬を受けることができない場合であって，かつ，出産手当金の支給を受けることができる場合	出産手当金の額と障害年金の額のいずれか多い額
③	報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって，かつ，出産手当金の支給を受けることができない場合	報酬の全部又は一部の額と障害年金の額のいずれか多い額
④	報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって，かつ，出産手当金の支給を受けることができる場合	報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額と障害年金の額のいずれか多い額

2)　障害手当金の支給を受けることとなったとき

同一の傷病について障害手当金を受けることとなったときは，障害手当金を受けることとなった日からその日以後に傷病手当金の支給を受ける場合の傷病手当金の合計額が，障害手当金の額に達する日までの間，傷病手当金の支給はありません。

傷病手当金の合計額が，障害手当金の額に達した日において傷病手当金合計額が障害手当金の額を超える場合において，報酬の全部もしくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは，傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額その他の政令で定める額を支給します。〔国共済法第66条第７項〕

3)　退職又は老齢を給付事由とする年金給付（以下「退職老齢年金給付」といいます）の支給を受けることができるとき

退職老齢年金給付を受けることができるときは，傷病手当金が調整されます（ただし，在職中は調整されません）。

１日当たりの傷病手当金の額が退職老齢年金給付の額（二つ以上の退職老齢年金給付があるときはその額を合算した額）に264分の１を乗じて得た額より多いときは，その差額を１日当たりの傷病手当金として支給します。〔国共済法第66条第８項，私学共済法施行規則第14条第４項〕

調整後の１日当たりの支給額	＝	傷病手当金の日額	－	退職老齢年金給付の額/264（二つ以上ある場合は合算額）

７　請求手続き

「傷病手当金請求書」の医師の意見欄に主治医の意見の記入を受け，学校法人等の報酬証明その他所定の事項を記入し，学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第14条第１項〕

1)　請求上の注意

⑴　請求書は暦月ごとに作成してください。

⑵「発病又は負傷の原因」欄は，発生状況も明記してください。負傷による請求の場合は，負傷の状況をより詳細に報告いただく「状況報告書」が必要となることがありますので，あらかじめ私学事業団に電話等で連絡してください。感染症による請求の場合は，感染経路を記入してください。

⑶「第三者による加害の有無」欄は，発病又は負傷の原因が第三者の行為によるものか否かを明記してください。

⑷「当該傷病による休業期間」欄は，この期間中に有給休暇として取り扱われた日があっても，これを含めて実際に休み始めた日から請求期間の末日までの全期間を記入してください。

⑸「請求期間」欄は同一暦月内で，休業（欠勤）して報酬が減額された期間を記入してください。

⑹「学校法人等記入欄」の各欄

①「①当該傷病による休業期間」は有給休暇として取り扱われた日があっても，これを含めて実際に休み始めた日から請求期間の末日までの全期間を記入してください。

②「②左記休業期間のうち報酬の全額を支給した期間」欄は，有給休暇として取り扱われた休業（欠勤）等により傷病手当金日額以上に報酬が支払われていた休業（欠勤）日がある場合に記入してください。

③「今回の請求期間に対応する支給状況」欄は，実際に休んだ日に対して支給した額（休業期間に対応した減額後の報酬額）を記入してください。無報酬である場合も必ず０（円）と記入してください。月の途中で支給率が変わる場合や，月内の途中出勤等で請求期間が複数になる場合は期間ごとに記入してください。休業開始日前等の出勤していた日に対する支給額は含めず記入してください。

④「請求期間中の出勤の有無」欄は，請求期間中又は前回請求分より

後の期間で出勤した場合に，有を○で囲んでください。また，その期間に対応する出勤簿の写し（学校法人等代表者による原本証明のあるもの）を添付してください。

⑤「復職している場合はその年月日」欄は，休業（欠勤）後再び勤務可能となって出勤した場合に記入してください。

⑥「職種名」も必ず記入してください（職員ではなく，事務職員，教員等具体的に記入してください)。

(7)「請求者記入欄」の各欄

「年金等について」欄は，年金の受給状況について記入してください。退職老齢年金給付（老齢基礎年金を含みます)，障害厚生年金等（国民年金法による障害基礎年金も含みます）又は障害手当金を受給している人で，傷病手当金を請求するときは，年金受給状況を記入し，傷病手当金請求月における年金給付等の額を証明する書類（年金改定通知書等の写し）を添付してください。障害手当金の支給を受けているときは決定額のわかる書類を添付してください。

(8)「療養担当医師の意見等」欄は特に重要ですから，担当医師の証明を受けるときは，次のことについて注意してください。

①「療養担当医師の意見等」欄は，必ず請求期間の最終日以降に記入を受けてください。

②「①職種に対する労働能力が無いと認めた期間」欄は，請求期間中における労務不能と認められた期間です。ただし，初回請求のときは，労務不能と認めた最初の日（休み始めた日）から請求期間末日までの期間の記入を受けてください。２回目からは，請求期間に対応した期間の記入を受けてください。

③「主たる症状および経過」「症状からみて，従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」欄は，給付の可否を決定するための重要参考事項ですから，詳細な記入を受けてください。

傷病手当金請求書（初回請求の場合）の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

傷病手当金請求書（　　月分）
傷病手当金付加金

1　請求書は暦月ごとに作成してください。医師等の労務不能期間も暦月ごとに証明を依頼してください。
※初回請求の場合は、医師等の証明欄において実際の休業開始日から労務不能の証明を依頼してください。
2　ボールペンで記入してください。　こすると消えるボールペンや鉛筆での記載の場合は返送いたします。
3　訂正の場合は、二重線訂正の上、各欄証明者の印で訂正印を押印してください。
4　＊印欄は記入しないでください。

請求回数
※○を付してください。
（1回目）・　2回目以降

①	②	加入者番号				加入者氏名	生年月日
13051 13091	01	県コード	学校番号	個人番号		山田　弘	③昭 4平 35年09月07日
		13	C0826	00166			

傷病名	＊疾病コード	＊診療開始年月日	＊病種	＊確認
(1) 肝硬変		4平 5令 年 月 日	1普通病 2結核性	
(2)		4平 5令 年 月 日	1普通病 2結核性	＊初月
(3)		4平 5令 年 月 日	1普通病 2結核性	

発病または負傷の原因	発生状況（私的行為中・通勤中・勤務中・不詳）も明記してください。 ※通勤・業務中に発生した病気やケガの場合は労働基準監督署にお問い合わせください。	第三者による行為	当該傷病による休業期間
	C型肝炎ウイルスによる	有・(無)	自（休業開始日） 4平5令 ○○年04月25日 至（請求期間末日） 4平5令 ○○年05月31日

請求期間	
自	5令 ○○年05月14日
至	5令 ○○年05月31日

注1）左記請求期間が、「療養担当医師の意見等」欄の「①職種に対する労働能力が無いと認めた期間」内に含まれているか確認してください（医師が認めた期間外は請求期間に含めることができません）。
注2）傷病手当金は暦日ごとに支給決定するため、同一月内の期間を記入してください。
注3）請求期間が在職中である場合、送金は学校法人等への送金となります。

＊個人番号

② 02

資格喪失者記入欄（退職者など任意継続加入者を除く）

郵便番号　　給付金受領者の住所（カタカナ）

（該当する金融機関を○で囲んでください）給付金の送金先

	金融機関名（カタカナ）	口座名義人
銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	店名（カタカナ）	預金種目　口座番号
ゆうちょ銀行	＊送金コード　記号　再発行コード　番号	口座名義人

マイナポータル登録口座での受け取りを希望するときは右欄にチェックをしてください。

＊委任先コード　＊請求者氏名

上記のとおり請求します。
令和○○年　6月　6日
日本私学学校振興・共済事業団
理事長　殿

請求者
郵便番号（143 － 0000）TEL 03（0000）0000
住所　東京都大田区大森３－１－２
（フリガナ）ヤマダ　ヒロシ
氏名　山田　弘

上記の請求及び右記の学校法人等記入欄の証明は事実に相違ない事を認めます。
令和○○年　6月　9日

学校法人等
所在地　郵便番号（143 － 0026）TEL 03（0000）0000
東京都大田区西馬込５－２－７
名称　学校法人　大田学園
代表者名　理事長　清川五郎

傷病手当金請求書

（フリガナ）イロハ　ニホヘト
「傷病名」、「発病又は負傷の原因」欄については内容を別紙に記入の上、傷名を表書きした封筒に入れて請求書に添付してください。なお、当該欄には別紙のおおよその記入箇所を記載してください。
「療養担当医師の意見等」と表書きした封筒に入れて請求書に添付してください。
（マイナポータル連携の場合は同じ封筒に入れてください。）

～コピーインクの色調を考慮して見易くなるように濃く押してください～

休業給付

休業(欠勤)期間中における報酬証明の記入例・療養担当医師の意見の見本

学校法人等記入欄

①当該傷病による休業期間		②左記休業期間のうち報酬の全額を支給した期間※1			
自（休業開始日）	至（請求期間末日）	自	至	支給率	左記期間中の総支給額
4 令 ⑤ 年 04 月 25 日	4 令 ⑤ 年 05 月 31 日	4 令 ⑤ 年 04 月 25 日	4 令 ⑤ 年 05 月 13 日	(80%以上含む) 100%	円 030,414,0

③今回の請求期間に対応する支給状況　※2				職種名(具体的に)
自	至	支給率	左記期間中の支給額　※3	
58 5 令 ○○ 年 05 月 14 日	65 5 令 ○○ 年 05 月 20 日	50 %	72 0,058,487	教諭
79 5 令 ○○ 年 05 月 21 日	86 5 令 ○○ 年 05 月 31 日	0 %	93 0	
100 5 令 年 月 日	107 5 令 年 月 日	%	114	
121 5 令 年 月 日	128 5 令 年 月 日	%	135	
請求期間中の出勤の有無	有 ※4 ・ 無	復職している場合はその年月日	月 日から出勤	

※1　有給休暇や規定上、80%以上支給する期間がある場合は期間中に支払った総支給額を記入して下さい。
※2　月の途中で支給率が変わる場合は、その期間ごとに区分して記入してください。
※3　請求期間の分として支給した報酬額を記入してください。(必要に応じて日割計算をしてください。)
※4　請求期間中に途中出勤した場合や、前回請求分から今回の請求までの間に請求しない期間がある場合は、その期間に対応する出勤簿(写)を添付してください。なお、出勤簿(写)には学校法人等代表者による原本証明が必要です。

請求者記入欄

1. 年金等について

① 年金を受給しているか、該当するものに○を付けてください。 ※年金請求中の場合は、年金決定後に傷病手当金の請求をしてください。	はい ・ いいえ ・ 請求中
② ①で「いいえ」以外で答えた場合は、該当の年金に○を付けてください。	ア.障害厚生年金(基礎年金・障害手当金を含む) イ.退職・老齢年金給付(基礎年金含む)
③ ①で「はい」と答えた場合は、支払機関等をご記入ください。なお、請求の際は年金給付の年金証書等(写)及び直近の額を証明する書類(年金改定通知書等の写し)を添付してください。	

支払機関(略称名)	年金等の種類(名称)	年金証書等の記号番号	支払開始の年月	現在の支給金額
			年 月	円
			年 月	円
			年 月	円

2. 雇用保険について(退職者のみ回答)

雇用保険を受給していますか。 ※雇用保険の受給又は受給申し込みをした場合は喪失後給付は打ち切りとなります。	1.はい　2.いいえ 3.延長手続きを行った　4.受給申込み中

※　同日に傷病手当金等と年金等の支給を受ける場合は傷病手当金が調整されることがあります。また、遡及して年金等が決定・改定したときは、既支給の傷病手当金等の一部又は全部を返還していただくことがあります。

療養担当医師の意見等

療養者氏名	傷病名(傷病名は原則として主病の順に記入願います)	診療開始年月日	結核性か否か	発病または負傷の原因
山田　弘	(1) 肝硬変	平 令 ○○ 年 11 月 5 日	結 ・ 否	C型肝炎ウイルス
	(2)	平 令 年 月 日	結 ・ 否	
	(3)	平 令 年 月 日	結 ・ 否	

①職種に対する労働能力が無いと認めた期間(当該期間は月を跨がず、暦月ごとに証明してください。※欄外)	自	至
	平 令 ○○ 年 4 月 25 日 ～	平 令 ○○ 年 5 月 31 日

② 上記期間中の診療実日数	19 日間	③ 上記期間中の入院期間	自	至
			平 令 ○○ 年 4 月 25 日 ～	平 令 ○○ 年 5 月 10 日

①の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等(詳しく)
※②の診療実日数が0日間の場合は、前後の診療日及び当該期間中に対する投薬状況・療養指導等についても記載してください。

転帰：治癒 ・ 死亡 ・ 継続 ・ 転医 ・ 中止

令和○○年11月５日肝機能障害により、当科受診、以後、経過観察していたが、自覚症状次第に増強し、令和○○年４月25日から５月10日まで入院加療した。退院後も肝機能変動激しく点滴・内服加療中である。

症状からみて、従来の職種について労務不能と認められた医学的所見

退院後も症状の改善が完全でなく、引き続き自宅安静が必要なため、就労は困難である。

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和○○年　6 月　5 日

郵便番号(　143 － 0000　)　TEL 03 (0000) 0000
所在地　東京都大田区大森東５－３－２
医療機関名称　大田総合病院　第二内科
医師名　船石梨緒

※待期期間を考慮する必要があるため、初回請求に限り休業開始日から証明していただくよう医師にご相談ください。　13161 2022.10

傷病手当金請求書（２回目以降の請求の場合）の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

傷病手当金 / 傷病手当金付加金 請求書（　　月分）

1　請求書は暦月ごとに作成してください。医師等の労務不能期間も暦月ごとに証明を依頼してください。
※初回請求の場合は、医師等の証明欄において実際の休業開始日から労務不能の証明を依頼してください。
2　ボールペンで記入してください。　こすると消えるボールペンや鉛筆での記載の場合は返送いたします。
3　訂正の場合は、二重線訂正の上、各欄証明者の印で訂正印を押印してください。
4　＊印欄は記入しないでください。

請求回数 ※○を付してください。
1回目 ・ 2回目以降

加入者番号	加入者氏名	生年月日
県コード 学種 学校番号 個人番号 13 C 0826 0016 6	山田　弘	昭4 平 35年09月07日

01　13051 / 13091　0 1

傷病名	＊疾病コード	＊診療開始年月日	＊病種	＊確認
(1) 肝硬変		平4 令5 年 月 日	1 普通病 2 結核性	＊初月
(2)		平4 令5 年 月 日	1 普通病 2 結核性	
(3)		平4 令5 年 月 日	1 普通病 2 結核性	

発病または負傷の原因：発生状況（私的行為中・通勤中・勤務中・不詳）も明記してください。（※通勤・業務中に発生した病気やケガの場合は労働基準監督署にお問い合わせください。）
C型肝炎ウイルスによる

第一次の傷病手当金 有・無

当該傷病による休業期間　自（休業開始日）令和○○年04月25日　至（請求期間末日）令和○○年06月30日

請求期間　自 令5○○年06月01日　至 令5○○年06月30日

注1）左記請求期間が、「療養担当医師の意見等」欄の「上職種に対する労働能力が無いと認めた期間」内に含まれているか確認してください（医師が認めた期間外は請求期間に含めることができません）。
注2）傷病手当金は暦月ごとに支給決定するため、同一月内の期間を記入してください。
注3）請求期間が在職中である場合、送金は学校法人等への送金となります。

＊個人番号

02

資格喪失者記入欄（退職者で任意継続加入者を除く）

郵便番号　給付金受領者の住所（カタカナ）

（該当する金融機関を○で囲んでください）給付金の送金先

銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協 / 労働金庫	金融機関名（カタカナ）	口座名義人（フリガナ）（漢字）
	店名（カタカナ）	預金種目 1 口座番号
ゆうちょ銀行	＊通帳記号コード 記号 再発行コード 番号	口座名義人（フリガナ）（漢字）

マイナポータル登録口座での受け取りを希望するときは右欄にチェックをしてください。

＊委任未済コード　＊請求者氏名

上記のとおり請求します。
令和○○年 7 月 9 日
日本私立学校振興・共済事業団
理事長 殿

請求者
郵便番号（143 － 0000 ）TEL 03（0000）0000
住所 東京都大田区大森３－１－２
（フリガナ）ヤマダ　ヒロシ
氏名 山田　弘

上記の請求及び右記の学校法人等記入欄の証明は事実に相違ない事を認めます。
令和○○年 7 月 10 日

学校法人等
郵便番号（143 － 0026 ）TEL 03（0000）0000
所在地 東京都大田区西馬込５－２－７
名称 学校法人　大田学園
代表者名 理事長　清川五郎

傷病手当金請求書

イ　［プライバシーの保護と年金制度の適正な運営を図る観点］
「傷病名」、「発病または負傷の原因」欄については内容を別紙に記入の上、欄全体を表書きした封筒に入れて請求書に添付してください。
「別紙のとおり」と記入してください。
（「別紙のとおり」と記入した場合は、別紙の内容は審査等に関係ありません。）
ロ　「傷病名」、「発病または負傷の原因」欄については、同じ封筒に入れてください。

休業（欠勤）期間中における報酬証明の記入例・療養担当医師の意見の見本

学校法人等記入欄

①当該傷病による休業期間		②左記休業期間のうち報酬の全額を支給した期間※1			
自（休業開始日）	至（請求期間末日）	自	至	支給率	左記期間中の総支給額
4 令⑤ ○○年 04月 25日	4 令⑤ ○○年 06月 30日	4 令⑤ ○○年 04月 25日	4 令⑤ ○○年 05月 13日	80%以上含む 100%	030,414,0 円

③今回の請求期間に対応する支給状況　※2

自	至	支給率	左記期間中の支給額※3	職種名（具体的に）
5 令 ○○年 06月 01日	5 令 ○○年 06月 30日	0 %	0	教諭
5 令 年 月 日	5 令 年 月 日	%		
5 令 年 月 日	5 令 年 月 日	%		
5 令 年 月 日	5 令 年 月 日	%		

請求期間中の出勤の有無　有　※4 ・ 無　　復職している場合はその年月日　月　日から出勤

※1　有給休暇や限定上、80%以上支給する期間がある場合は期間中に支払った総支給額を記入して下さい。
※2　月の途中で支給率が変わる場合は、その期間ごとに区分して記入してください。
※3　請求期間の分として支給した報酬額を記入してください。（必要に応じて日割計算をしてください。）
※4　請求期間中に途中出勤した場合や、前回請求分から今回の請求までの間に請求しない期間がある場合は、その期間に対応する出勤簿（写）を添付してください。なお、出勤簿（写）には学校法人等代表者による原本証明が必要です。

請求者記入欄

1. 年金等について

① 年金を受給していますか。該当するものに○を付けてください。　はい ・ いいえ ・ 請求中
※年金請求中の場合は、年金決定後に傷病手当金の請求をしてください。

② ①で「いいえ」以外で答えた場合は、該当の年金に○を付けてください。　ア. 障害厚生年金（基礎年金・障害手当金を含む）　イ. 退職・老齢年金給付（基礎年金含む）

③ ①で「はい」と答えた場合は、支払機関等をご記入ください。なお、請求の際は年金給付の年金証書等（写）及び直近の額を証明する書類（年金改定通知書等の写し）を添付してください。

支払機関（略称名）	年金等の種類（名称）	年金証書等の記号番号	支払開始の年月	現在の支給金額
			年 月	円
			年 月	円
			年 月	円

2. 雇用保険について（退職者のみ回答）

雇用保険を受給していますか。　1. はい　2. いいえ　3. 延長手続きを行った　4. 受給申込み中
※雇用保険の受給又は受給申し込みをした場合は喪失後給付は打ち切りとなります。

※　同日に傷病手当金等と年金等の支給を受ける場合は傷病手当金が調整されることがあります。また、遡及して年金等が決定・改定したときは、既支給の傷病手当金等の一部又は全額を返還していただくことがあります。

療養担当医師の意見等

療養者氏名	傷病名（傷病名は原則として主病の順に記入願います）	診療開始年月日	結核性か否か	発病または負傷の原因
山田　弘	(1) 肝硬変	平 令⑤ 00年 11月 5日	結 ・ ㊀	C型肝炎ウイルス
	(2)	平 令 年 月 日	結 ・ 否	
	(3)	平 令 年 月 日	結 ・ 否	

①職種に対する労働能力が無いと認めた期間（当該期間は月を跨がず、暦月ごとに証明してください。※欄外）　自 平 令⑤ ○○年 6月 1日　至 平 令⑤ ○○年 6月 30日

② 上記期間中の診療実日数　4 日間　③ 上記期間中の入院期間　平 令 年 月 日 ～ 平 令 年 月 日

①の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等（詳しく）
※②の診療実日数が0日間の場合は、前後の診療日及び当該期間中に対する投薬状況・療養指導等についても記載してください。

転帰　治癒　死亡　**繰越**　転医　中止

腹水・浮腫
全身倦怠感・食欲不振
上記症状に対し、点滴・内服加療施行中である。

症状からみて、従来の職種について労務不能と認められた医学的所見

なお、引き続き自宅安静および定期的な通院加療が必要であり、
就労は困難である。

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和○○年　7月　8日

郵便番号（ 143 － 0000 ）　TEL 03（0000）0000
所在地　東京都大田区大森東５－３－２
医療機関名称　大田総合病院　第二内科
医師名　船石梨緒

※待期期間を考慮する必要があるため、初回請求に限り休業開始日から証明していただくよう医師にご相談ください。　13161 2022.10

2)　提出上の注意

⑴　傷病手当金は報酬に代わる給付ですから，請求書は暦月単位に作成し，請求期間の末日以降に提出してください。やむを得ない理由で過去の数か月分を合わせて請求するときにも，暦月ごとに１枚ずつの請求書が必要です（「療養担当医師の意見等」についても同様に，暦月ごとに記入を受けてください）。

⑵　請求期間中に転医をしたときには，かかった医師ごとに「療養担当医師の意見等」欄の記入を受けてください。「療養担当医師の意見等」欄の用紙を複数枚用意し，それぞれの医師から記入を受けてください（P.292「傷病手当金付加金」も参照）。

第２節　資格喪失後及び任意継続加入者期間中の傷病手当金

１　支給条件

加入者の資格を喪失した日の前日まで引き続き１年以上加入者であった人（後期高齢者医療制度に適用されることにより，短期給付加入者資格を喪失する人も含みます）が，退職した際に傷病手当金を受けており，その後も労働能力がなく，病気療養している場合には，退職後も継続して傷病手当金を受けることができます（在職期間中に傷病手当金を受ける要件を満たしていながら，学校法人等から傷病手当金基本額以上の報酬が支払われているために在職期間中は傷病手当金を受けていない人も含まれます）。

退職後，任意継続加入者となった場合も同様です。

ただし，雇用保険における基本手当を受給するため，求職申し込みを行ったときは対象となりません。また，他の共済組合の組合員や健康保険（国民健康保険は除きます）の被保険者となった場合は支給されません。〔国共済法第66条第５項〕

２　支給期間等

退職しなかったとしたならば受けることのできる期間について支給されます。

加入者が支給を受けることのできる期間は，傷病手当金の支給開始日から一般の傷病については通算して１年６か月間，結核性の病気については通算して３年間ですので，資格喪失後及び任意継続加入者期間中のときはその支給期間の残期間について支給されます。

３　支給額及び年金等との調整

在職期間中の傷病手当金と同様です（P.260参照）。ただし，年金等との調整については，同一の傷病についての障害厚生年金等又は退職老齢年金給付を受けることができるときは，傷病手当金が調整されます（P.263参照）。

４　請求手続き

傷病手当金と同様ですが，在職期間中に傷病手当金を受ける要件を満たしていながら，学校法人等から傷病手当金を受ける金額以上の報酬が支払われているために在職期間中は傷病手当金を受けず，資格喪失後及び任意継続加入者期間中の請求が初回となる場合は，在職中の報酬証明等が必要となりますので，必ず学校法人等を通して請求してください。

２回目以降は直接請求人が私学事業団に請求書を提出してください（学校法人等の証明は必要ありません）。

第３節　出産手当金

出産手当金は，加入者が出産のため学校法人等を休業（欠勤）し，報酬が減額されたとき（無報酬の場合も含みます）に，その報酬を補てんし生活を保障するために支給される給付です。

１　支給条件

加入者が，出産のために休業（欠勤）し，その休業期間中，学校法人等の給与規程などによって報酬が減額されたとき（無報酬の場合も含みます）に支給されます。〔国共済法第67条第１項〕

ここでいう「出産」とは，出産費の項で述べたものと同じ意味で，正常分娩，異常分娩を問わず，妊娠４か月以上の胎児の分娩をいいます。ただし，出産費と違って，出産手当金は報酬の補てんですので，多胎児を出産しても，支給額にその出産児数を乗じることはありません。

２　支給期間

出産手当金の支給期間は，出産の日（出産の日が出産の予定日後のときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において，勤務に服することができなかった期間について支給されます。なお，出産が出産予定日より遅れた場合，その遅れた期間についても支給されることになります。出産日当日は産前に含まれます。

支給対象日は，傷病手当金のときと同様の考え方で，期間内の対象日数のうち土曜日及び日曜日を除いた日となります。〔国共済法第67条第１項〕

３　出産手当金の額

1)　１日当たりの出産手当金の額

出産手当金の額は，１日につき，出産手当金の支給を始める日（支給開始日）の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の22分の１〔注1〕に相当する額の100分の80に相当する額〔注2〕となります（①参照）。

ただし，標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては，支給開始日以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の22分の１〔注1〕に相当する額又は支給開始日の属する年度の前年度の９月30日における私学事業団の全加入者の標準報酬月額を平均した額の22分の１〔注1〕に相当する額のいずれか少ない額の100分の80〔注2〕に相当する額となります（②参照）。〔国共済法第67条第２項〕

①　支給開始日の属する月以前の直近の継続した加入者期間が12月以上の場合

１日当たりの出産手当金の額＝支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額／22〔注1〕×80／100〔注2〕

②　支給開始日の属する月以前の直近の継続した加入者期間が12月に満たない場合

１日当たりの出産手当金の額＝「支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額／22〔注1〕」又は「支給開始日の属する年度の前年度の９月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とした標準報酬月額／22〔注1〕」のいずれか少ない額×80／100〔注2〕

〔注１〕　当該金額に５円未満の端数があるときは切り捨て，５円以上10円未満の端数があるときは10円に切り上げます。

〔注２〕　当該金額に50銭未満の端数があるときは切り捨て，50銭以上１円未満の端数があるときは１円に切り上げます。

2)　出産手当金の給付額

上記1)で算出した１日当たりの出産手当金の額に支給期間内の対象日数（支給期間内で実際に休んだ日から土曜日及び日曜日を除いた実日数）を乗じた額となります。

土曜日及び日曜日と重ならない祝日及び12月29日から翌年の１月３日までの日は支給対象となります。

出産手当金の額	＝	１日当たりの出産手当金の額	×	対象日数（土・日を除く日数）

４　報酬との調整

支給期間中に学校法人等から報酬（P.68「１報酬の範囲」参照）が支給された場合は，支給額が調整されます。支給された報酬額を基準として全部又は一部が支給されません。

支給された報酬と比較し，出産手当金の方が多い場合は，その差額を支給しますが，出産手当金の方が少ない場合は支給がありません。〔国共済法第69条第２項〕

○　出産手当金の額＞支給期間中に学校法人等から支給された報酬額

調整後の支給額	＝	（出産手当金の額	１日当たりの出産手当金の額×対象日数）	－	支給期間中に学校法人等から支給された報酬額

○　出産手当金の額≦支給期間中に学校法人等から支給された報酬額
　出産手当金の支給はありません。

５　請求手続き

「出産手当金請求書」（請求書の中に医師又は助産師の証明及び意見と学校法人等の報酬証明書がまとめてあります。P.276～277記入例参照）に所定の事項を記入のうえ，学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第15条第１項〕

1）　記入上の注意

⑴　「出産のため勤務に服することができなかった期間」欄は，学校法人等が報酬の支給の有無にかかわらず出産のため勤務に服することができなかったと認めた期間を記入してください。

⑵　「請求期間」欄は，産前産後一括請求をする場合は，⑴の実際に休み始めた日から休業（欠勤）期間末日のうち，産前の期間については出産の日以前42日（出産の日が出産の予定日後のときは出産の予定日以前42日，多胎妊娠の場合は98日），産後の期間については出産の翌日から数えて56日までの間で，報酬が減額された期間を記入してください。

　また，産前（出産日以前）と産後（出産後）の２回に分けて請求することもできます。請求期間の考え方は，産前産後一括請求のときと同様です。この場合は，産前は出産日までの期間で実際に休業し報酬が減額となった期間を，産後は出産日の翌日後の期間で実際に休業し報酬が減額となった期間をそれぞれ記入してください。

⑶　「出産年月日・出産予定年月日」欄は，両方記入してください。

出産手当金請求書の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

出　産　手　当　金　請　求　書

1 請求書は請求期間最終日を経過してから提出してください。
2 ボールペンで記入してください。こすると消えるボールペンや鉛筆での記載の場合は返送いたします。
3 訂正の場合は、二重線訂正の上、各欄証明者の印で訂正印を押印してください。
4 ＊印欄は記入しないでください。

請求内容
※○を付してください。
出産前・出産後・産前産後一括

34 01	1 13052	6 01	加入者番号 県コード 14 / 学種 F / 学校番号 2150 / 個人番号 00019	加入者氏名 花村　葵	生年月日 36 3昭④平 52年07月11日

出産のため勤務に服することができなかった期間		出産児数		
自	至	単胎 多胎（　児）	出産年月日	57 ⑤令 ○○年09月25日 ＊確認
5令 ○○年08月10日	5令 ○○年11月20日		出産予定年月日	124 ⑤令 ○○年09月20日 ＊出産コード

請求期間	
自	至
20 5令 ○○年08月10日	27 5令 ○○年11月20日

注1 「出産のため勤務に服することができなかった期間」は、報酬の支給の有無にかかわらず、実際に休んだ期間を記入してください。
注2 請求期間は出産日（出産の日が出産の予定日後のときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）、出産日後56日の範囲のうち実際に休業し、報酬が減額または無報酬になった期間を記入してください。

＊個人番号

31 02 資格喪失者記入欄（退職者で任意継続加入者を除く）

郵便番号 36	給付金受領者の住所（カタカナ） 43 / 48	
（該当する金融機関を○で囲んでください）給付金の送金先		
銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	金融機関名（カタカナ） 93	口座名義人 （フリガナ）（漢字）
	店名（カタカナ） 108	預金種目 123 1 / 口座番号 124
ゆうちょ銀行	＊送金コード 131 / 記号 132 / 再発行コード 137 / 番号 138	口座名義人 （フリガナ）（漢字）
マイナポータル登録口座での受け取りを希望するときは右欄にチェックをしてください。		

＊委任未済コード 146	＊請求者氏名 147

上記のとおり請求します。 令和○○年 ○月 ○日 日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿	請求者	郵便番号（235 － 0016 ）　TEL 0000（00）0000 住所 横浜市磯子区磯子２－10 ドリームマンション202 フリガナ ハナ ムラ アオイ 氏名 花村　葵
上記の請求及び右記の学校法人等記入欄の証明は事実に相違ない事を認めます。 令和○○年 ○月 ○日	学校法人等	郵便番号（236 － 0000 ）　TEL 0000（00）0000 所在地 横浜市金沢区金沢文庫７－３ 名称 横浜マリン学園 代表者名 理事長　中沢 久子

※プライバシーの保護を考慮する場合、「医師又は助産師の証明及び意見」を切り離し、「医師又は助産師の証明及び意見」と表書きした封筒に入れて請求書に添付してください。

休業（欠勤）期間中における報酬証明の記入例・療養担当医師の意見の見本

34 03

学校法人等記入欄

出産のために勤務に服することができなかった期間																産休後の状況	
自							至									育児休業取得期間	令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
163	年		月		日		170	年		月		日				退職（予定）年月日	令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
⑤令	○	○	0	8	1	0	⑤令	○	○	1	1	2	0				

上記期間中の報酬証明（無報酬でも必ず期間と支給額を記載してください）※1

自							至							支給率	左記期間中の支給額 ※2
36	年		月		日		43	年		月		日			50 円
⑤令	○	○	0	8	1	0	⑤令	○	○	0	8	3	1	20 %	2 8 7 7 0
57	年		月		日		64	年		月		日			71 円
⑤令	○	○	0	9	0	1	⑤令	○	○	0	9	3	0	20 %	3 9 5 6 0
78	年		月		日		85	年		月		日			92 円
⑤令	○	○	1	0	0	1	⑤令	○	○	1	0	3	1	20 %	3 9 5 6 0
99	年		月		日		106	年		月		日			113 円
⑤令	○	○	1	1	0	1	⑤令	○	○	1	1	2	0	20 %	2 6 9 7 2
120	年		月		日		127	年		月		日			134 円
5令							5令							%	
141	年		月		日		148	年		月		日			155 円
5令							5令							%	

※1：休業期間を暦月ごと、月の途中で支給率が変わる場合は、その期間ごとに区分して記入してください。
※2：期間中の報酬として支給した報酬額を記入してください。（必要に応じて日割計算をしてください。）

きりとり線

医師又は助産師の証明及び意見

出産者氏名	花村　葵	生産・死産等の別	① 生産 2 死産（妊娠　ヵ月） 3 流産（妊娠　ヵ月） 4 母体保護法に基づく人工妊娠中絶（妊娠　ヵ月） 5 その他（妊娠　ヵ月）
出産年月日	令和○○年 9 月 25 日		
出産予定年月日	令和○○年 9 月 20 日		
出産児数	○単胎・多胎（　児）		
備考			

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和○○年 ○ 月 ○ 日

郵便番号（235－0000）　TEL 0000（00）0000
所在地　横浜市磯子区汐見台6－3－1
名称　間産婦人科病院
医師・助産師名　間　黒男

13171 2022.10

〈計算事例〉「産休の期間が８月10日から11月20日でその間の報酬が２割に減額となる場合」

⑴　図

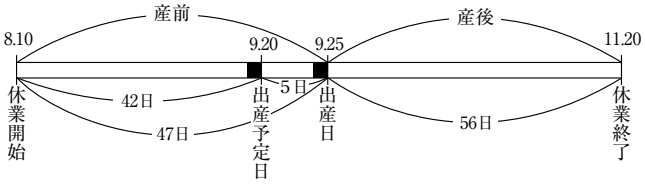

⑵　請求期間が８月10日から11月20日で，減額前の報酬が197,800円の場合の報酬の報告（P.276の記入例の場合）

次のように８月，９月，10月，11月の日割報酬に減額支給の率（２割）をかけて算出してください。

①　８月分の報酬

（８月10日から８月31日までの土曜日及び日曜日を除く日数は16日
８月の土曜日及び日曜日を除く日数は22日）

$$197,800円 \times \frac{16}{22} \times \frac{20}{100} = 28,770円$$

②　９月分の報酬

（９月は，１日から30日までが請求期間
９月の土曜日及び日曜日を除く日数は22日
他は８月と同じ。）

$$197,800円 \times \frac{22}{22} \times \frac{20}{100} = 39,560円$$

③　10月分の報酬

（10月は，１日から31日までが請求期間
10月の土曜日及び日曜日を除く日数は21日
他は８月と同じ。）

$$197,800円 \times \frac{21}{21} \times \frac{20}{100} = 39,560円$$

④　11月分の報酬

（11月は，１日から20日までの土曜日及び日曜日を除く日数は15日
11月の土曜日及び日曜日を除く日数は22日
他は８月と同じ。）

$$197,800円 \times \frac{15}{22} \times \frac{20}{100} = 26,972円$$

⑷　学校法人等記入欄の①「出産のために勤務に服することができなかった期間」欄は実際に休んだ期間を記入してください。②「上記期間中の報酬証明」欄は，休業（欠勤）期間を各月（暦月）ごと，月の途中で支給率が変わる場合はその期間ごとに区分し，支給率及び，実際に支給された額を記入してください。給与規程などによって無報酬である場合も必ず０(円)と記入してください。

なお，休業（欠勤）期間が月途中から始まる場合，又は月途中で終わる場合は，各月ごとの日割額に学校法人等の規程による減額支給の率を乗じて支給額欄に暦月ごとにそれぞれ記入してください。休業開始日前等の出勤していた日に対する支給額は含めず記入してください。

⑸「医師又は助産師の証明及び意見」は特に重要ですから，出産者氏名，出産年月日，出産予定年月日，その他出産児数等記入もれがないか必ず確認してください。

また，産前及び産後に分けて請求する場合は，それぞれの請求書に「医師又は助産師の証明及び意見」が必要となります。

2)　提出上の注意

請求書は請求期間最終日を経過してから提出してください（産前及び産後に分けて請求する場合は，産前分は出産日後に，産後分については当該請求期間最終日を経過してからとなります）。

第４節　資格喪失後及び任意継続加入者期間中の出産手当金

1　支給条件

退職日まで引き続き１年以上加入者であった人が退職した際に出産手当金を受けているときには，出産日以前42日（出産の日が出産の予定日後のときは出産の予定日以前42日，多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの間継続して支給されます（在職期間中に出産手当金を受ける要件

を満たしていながら，学校法人等から出産手当金を受ける金額以上の報酬が支払われているために，在職期間中は出産手当金を受けていない人も含まれます)。したがって，在職中は休業（欠勤）せず勤務していた場合は資格喪失後の出産手当金は支給されません。〔国共済法第67条第３項〕

退職後，任意継続加入者となった場合も同様です。

２　支給期間

加入者期間中の出産手当金と同じです。退職しなかったとしたならば受け取ることのできる期間について支給されます（P.273「２支給期間」参照)。

〈事例〉 資格喪失後の出産手当金

(1)　加入者期間中の出産（単胎児）

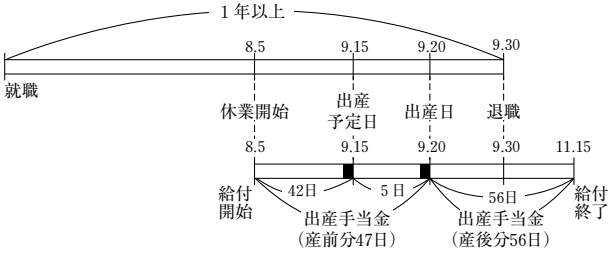

(2)　退職後の出産（単胎児）

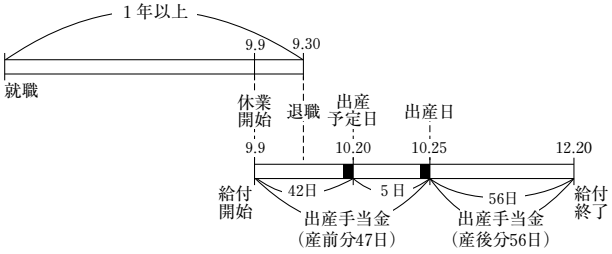

３　支給額

加入者期間中の出産手当金と同じです（P.273「３出産手当金の額」参照)。

４　請求手続き

1)　記入上の注意

加入者期間中の出産手当金と同じです。請求期間が在職期間に含まれない場合でも，在職中の休業（欠勤）期間及び報酬証明等が必要となりますので，必ず学校法人等を通して請求してください。

2)　提出上の注意

退職後，他の共済組合の組合員や健康保険又は船員保険の被保険者となったときは，その日以後支給されません。〔国共済法第67条第３項〕

第５節　休業手当金

休業手当金は，社会通念上やむを得ない事由によって欠勤し，報酬が減額された場合で，傷病手当金にも出産手当金にも該当しないとき，減額された報酬を補てんし生活を保障するために支給するものです。休業手当金の支給期間は概して短く，短期間の欠勤で減額する例は通常の学校法人等の就業規則などには見当たらないため，実際に休業手当金支給となる例は極めてまれです。また，この給付は私学共済法にはありますが，健康保険法にはありません。

休業手当金については次のことに特に注意してください。

⑴　傷病手当金又は出産手当金が支給される場合には休業手当金は支給されませんので，これらに該当しないかどうかあらかじめ確認してください。

⑵　介護休業（休暇）期間（法律で定める介護休業期間及び就業規則や労使協定で定める介護休業期間を含みます）中は，休業手当金は支給されません（ただし，介護休業（休暇）期間終了後，なお休業したとき，その期間については支給されます）。また，小学校就学前の子の看護休暇期間についても同様に休業手当金は支給されません。

⑶　加入者資格喪失後は支給されません。したがって，受給中でも退職とともに支給は打ち切りとなります。

⑷　任意継続加入者には，休業手当金は支給されません。

１　支給条件〔国共済法第68条〕

①　加入者の被扶養者の病気又は負傷で欠勤し報酬が減額されたとき

②　加入者の配偶者の出産で欠勤し報酬が減額されたとき（その配偶者は被扶養者であることを要しません。内縁の配偶者も含まれます）

③　加入者の職務によらない不慮の災害，又はその被扶養者にかかる不慮の災害で欠勤し報酬が減額されたとき

④　加入者の婚姻，配偶者の死亡，又は２親等内の血族，１親等の姻族で主として加入者の収入により生計を維持する人，もしくはその他の被扶養者の婚姻又は葬祭で欠勤し報酬が減額されたとき

　なお，婚姻には結婚式を行ったり，新婚旅行に行く期間なども含みます。また，配偶者の死亡のときの「配偶者」とは上記②と同じです。「主として加入者の収入により生計を維持する人」とは，同居していないなどの被扶養者の要件に欠けるため，被扶養者に認定されていないが，同じような扶養関係にある人をいいます。

⑤　加入者の配偶者又は３親等内の親族で，被扶養者でない人の病気又は負傷で欠勤し報酬が減額されたとき〔共済運営規則第29条第１項第１号〕

２　支給期間

前記支給条件の①～⑤に応じて次のとおりです。ただし，土曜日及び日曜日は支給の対象となりません。

①　欠勤期間中

②　14日以内で欠勤した期間

③　５日以内で欠勤した期間

④　７日以内で欠勤した期間

⑤　５日以内で欠勤した期間

３　支給額

欠勤１日について標準報酬日額（標準報酬月額の22分の１）の100分の60に相当する金額から，対象日に支給されている学校法人等の報酬を控除して支給されます。

休業手当金の額	＝	標準報酬日額	×	60/100	×	対象日数（土・日除く日数）	－	支給期間中に学校法人等から支給された報酬額

４　請求手続き

「休業手当金請求書」に所定の事項を記入のうえ，学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第16条〕

1)　提出上の注意

前記支給条件の①～⑤に応じて次の書類を添付してください。

①，⑤　雇用保険の介護休業給付を受給した場合は，受給終了の確認できる通知の写し

①，⑤　就業規則の写し（原本証明のあるもの）
「医師の意見」欄

①，②，③，④　休業を必要とした事由となる事実を証明する書類

②，④，⑤　戸籍謄本（続柄を証明する書類）

①，⑤　出勤簿の写し（原本証明のあるもの）

④　生計維持関係を証明する書類

第４章　災　害　給　付

短期給付のうち，弔慰金，家族弔慰金及び災害見舞金を災害給付といいます。この制度は，健康保険組合や国民健康保険などにはありません。

〔注〕 弔慰金，家族弔慰金及び災害見舞金には，それぞれ付加金の制度もあります（P.293，P.294参照）。

第１節　弔慰金及び家族弔慰金

１　支給条件

水震火災その他非常災害によって，加入者が死亡したときは弔慰金が，加入者の被扶養者が死亡したときは家族弔慰金が支給されます。〔国共済法第70条〕

家族弔慰金を請求できるのは加入者，弔慰金を請求できるのは死亡した加入者の遺族となります。この弔慰金を請求できる遺族とは，国共済法で定める遺族です（P.11「６遺族」参照）。

弔慰金や家族弔慰金の対象となる非常災害とは，水害・地震・火災などの天災だけでなく，列車事故や交通事故など，その他の予測し難い事故も含まれます。ただし「予測し難い事故」による死亡は，①客観的に見て社会通念上予想しがたい不慮の事故による死亡であり，②事故直後に起こったもので医療効果が得られないような状態で死亡した場合に限り，③他動的原因に基づいた事故の死亡でなければなりません。死亡した人に，故意又は重大な過失や自己の不注意がある場合や，事故発生後病院で数週間治療を受けていた後に死亡した場合などは，給付の対象となりません。

２　支給額

弔慰金は，加入者が死亡した日の標準報酬月額の１か月分，家族弔慰金は，被扶養者が死亡した日の標準報酬月額の70％が支給されます。

３　請求手続き

「弔慰金・家族弔慰金請求書」に所定の事項を記入のうえ次の書類を添付し，学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第12条第１項，第２項〕

1)　添付書類

⑴　死亡した者の氏名，生年月日，加入者との続柄，死亡年月日，死亡の場所，死亡の原因及びその状況並びに非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書（請求書の中の欄を使用することができます）

⑵　死亡診断書（又は死体検案書）

⑶　状況報告書

⑷　弔慰金を請求する場合は，遺族の確認のため請求する遺族の順位が確認できる戸籍謄本等

⑸　その他必要な書類

交通事故の場合は，交通事故証明書等

〔P.293「弔慰金付加金及び家族弔慰金付加金」も参照〕

第２節　災害見舞金

加入者が水震火災その他の非常災害（ただし，盗難を除きます）によって，その住居又は家財に損害を受けたとき，その損害に対する見舞金として支給される給付です。〔国共済法第71条〕したがって，損害を補てんすることを目的とした給付ではありませんので，修理等にかかる費用を給付するものではありません。

１　支給条件

P.287**表１**の左欄に掲げる損害の程度（基準）に該当した場合に右欄に定める月数を標準報酬月額に乗じた額が災害見舞金として支給されます。ただし，平屋建ての住居の水害（浸水）の場合で，しかも損害額の算出額認定が困難なときに限りP.287**表２**に定める外形的標準によって支給します。

⑴「加入者が住居・家財に損害を受けたとき」とは，加入者の住居，家財はもちろん，加入者の被扶養者で加入者と別居しているとき（同居を条件とする被扶養者を除きます）で，その被扶養者の生活している住居及び家財に損害を受けたときも含まれます。

⑵「住居」とは，所有権の有無にかかわらず，加入者又はその被扶養者が現に生活の本拠として居住している建造物をいい，自宅，公営住宅，借家，借間，学校法人等から貸与されている建物などの別を問いません。したがって，他人に貸してある家や部屋は含まれませんし，自宅からの通勤が不便なため，寮などに寄宿しているときは，その寮が生活の本拠地ですから，たとえ自宅に損害を受けてもここでいう「住居」に含まれません。また，同一敷地内にあってもガレージ，物置，納屋，門，塀，垣根などは居住している建造物ではないので住居に含まれませんし，家財にもあたりません。

⑶「家財」とは，住居以外の社会生活上必要な財産で，原則として住居内にある衣服，寝具，食器，食品，燃料，家具，家電，調度品及び書画骨董品などをいいます。したがって，山林，宅地，田畑，貸家などの不動産や現金，預貯金，有価証券及び商品などは含まれません。

⑷　損害の程度は原則として住居又は家財を損害を受ける直前の時価に換算し，その中に占める損害部分に相当する額を算定します。

⑸　加入者と被扶養者が別居しているときは，両方の住居又は家財をそれぞれ時価に換算し，それぞれの合計額で損害の程度を算定します。

⑹　家財が修理により使用可能な場合は損害とみなさないため，修理にかかる費用等は損害には含みません。

⑺　損害とは，焼損・水損・滅失を指し，火災の際の消火活動等で水損・汚損を受けた住居・家財が，その後使用可能となった場合は，損害には含みません。

⑻　平屋建ての住居が床上30cm以上の浸水被害を受け，数日後再び床上30cm以上の浸水があった場合，前後の浸水が継続の状態にあると認められるときは一つの災害として取り扱い，そうでないときは別々の災害として取り扱います。

表１（基準）

損害の程度	月数
1　住居及び家財の全部が焼失し，又は滅失したとき 2　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	３か月
1　住居及び家財の２分の１以上が焼失し，又は滅失したとき 2　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3　住居又は家財の全部が焼失し，又は滅失したとき 4　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	２か月
1　住居及び家財の３分の１以上が焼失し，又は滅失したとき 2　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3　住居又は家財の２分の１以上が焼失し，又は滅失したとき 4　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	１か月
1　住居又は家財の３分の１以上が焼失し，又は滅失したとき 2　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5か月

表２（平家屋の浸水）

浸水の程度	月数
床上　30cm以上	0.5か月
床上　120cm以上	１か月

２　支給額

住居と家財のそれぞれについて，表の月数を合算し，被災時の標準報酬月額に月数を乗じて算定した額が支給されます。ただし，月数は３か月分が限度です。

３　請求手続き

「災害見舞金請求書」に「災害状況明細書」と，「災害見舞金請求書」の証明欄に市区町村長，消防署長又は警察署長の証明を受けるか，損害の程度の分かる市区町村長・消防署長の発行するり災証明（被災証明）等を添付して，学校法人等を通して提出してください。〔施行規則第４条，第13条〕

〔P.294「災害見舞金付加金」も参照〕

第5章　付　加　給　付

付加給付は，法定給付に併せて法定給付を補足する意味で行う給付で，すべて現金給付です。令和６年４月１日現在，私学共済制度では，下表のとおり加入者及び任意継続加入者とその被扶養者に限り13種類の付加給付を実施しています。〔共済規程第23条〕

事由	加入者 任意継続加入者	被扶養者
病気・負傷	※	家族療養費付加金
病気・負傷で入院	入院付加金	家族入院付加金
居宅療養における訪問看護サービス	※	家族訪問看護療養費付加金
出産	出産費付加金	家族出産費付加金
病気・負傷による欠勤	傷病手当金付加金 （任意継続加入者を除く）	—
災害による死亡	弔慰金付加金	家族弔慰金付加金
災害による家屋や家財の被害	災害見舞金付加金	—
死亡	埋葬料付加金	家族埋葬料付加金
結婚	結婚手当金	—

※加入者本人の場合は一部負担金の払戻しがあります（P.297参照）。

第１節　家族療養費付加金

１　支給条件

同一の被扶養者が，同じ月内（暦月ごと）に同じ医療機関等（医科・歯科別，入院・外来別）において保険診療に要した費用の自己負担額が25,000円を超えるときに支給します。

〔注〕　各市町村独自の医療費助成（乳幼児医療など）の対象となり，医療機関等での窓口負担が免除となっている場合，給付対象外となる可能性がありますので，私学事業団にお問い合わせください。

２　支給額

保険診療に要した費用のうち，医療機関等に支払った自己負担額（高額療養費が支給される場合はそれを除いた額）から25,000円を控除した額を家族療養費付加金として支給します。支給額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。ただし，25,000円を控除した額が1,000円に満たない場合は支給の対象となりません。

【算式】

$$\text{支給額} = \left(\begin{matrix}\text{保険診療}\\ \text{自己負担額}^{[注]}\end{matrix} - 25,000\text{円}\right) - 100\text{円未満の端数}$$

〔注〕　高額療養費が支給される場合は高額療養費を差し引いた額を自己負担額とします。

３　請求手続き

自動払いとなっていますので請求は不要です（医療機関等での受診から３～４か月後に支給します）。

また，家族療養費（請求に基づく現金給付）にかかる家族療養費付加金は，家族療養費の請求手続きを行うことにより自動的に支給されます。

第２節　入院付加金及び家族入院付加金

１　支給条件

入院付加金は加入者が，家族入院付加金は被扶養者が医療機関に保険診療で入院し，その入院期間が継続して５日以上になるときに見舞金の性格で支給するものです。

２　支給額

1）　入院付加金

加入者が引き続き５日以上入院したとき　　入院１日につき500円

2）　家族入院付加金

被扶養者が引き続き５日以上入院したとき　　入院１日につき400円

３　請求手続き

自動払いとなっていますので請求は不要です（医療機関等での受診から３～４か月後に支給します）。

また，療養費・家族療養費（請求に基づく現金給付）にかかる入院付加金・家族入院付加金は，療養費・家族療養費の請求手続きを行うことにより自動的に支給されます。

第３節　家族訪問看護療養費付加金

１　支給条件

被扶養者が自宅で療養生活をしており，家族訪問看護療養費の適用を受け，指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）に基本利用料金として支払った自己負担額（高額療養費が支給される場合はそれを除いた額）が25,000円を超えるときに支給します。

２　支給額

支給額は，家族療養費付加金と同じです（P.290「２ 支給額」参照）。

３　請求手続き

自動払いとなっていますので請求は不要です（訪問看護を利用して３～４か月後に支給します）。

第４節　出産費付加金及び家族出産費付加金

１　支給条件

加入者が出産し，出産費（法定給付）が支給されるときに出産費付加金が，被扶養者である家族が出産し，家族出産費（法定給付）が支給されるときに家族出産費付加金が支給されます。

２　支給額

1）　出産費付加金　　１児につき50,000円

2）　家族出産費付加金　１児につき50,000円

３　請求手続き

出産費又は家族出産費の請求手続きを行うことで，自動的に計算して支給しますので，付加金としての請求手続きは不要です。

なお，直接支払制度や受取代理制度を利用したとき（P.249～250参照）も，医療機関等からの出産費用にかかる請求を確認後に，自動的に計算して支給しますので，付加金の請求手続きは不要です。

第５節　傷病手当金付加金

１　支給条件

加入者（任意継続加入者を除きます）が，傷病手当金の支給期間（一般の傷病は１年６か月間，結核性の病気は３年間。途中出勤により延長

した場合は延長後の期間）を満了した日の翌日以後６か月の範囲において，なお療養のため引き続き勤務に服することができないときに支給されます。

ただし，資格喪失したり，任意継続加入者となったときは，支給は打ち切りになります。

２　支給額

傷病手当金の場合と同じです。

なお，受給期間中に途中出勤しても，傷病手当金付加金の支給期間（６か月）は延長しません。

３　請求手続き

傷病手当金と同じです。学校法人等を通して提出してください。

〔P.258「傷病手当金」参照〕

第６節　弔慰金付加金及び家族弔慰金付加金

１　支給条件

加入者が水震火災その他の非常災害によって死亡し，弔慰金（法定給付）が支給されるとき，又は加入者の被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡し，家族弔慰金（法定給付）が支給されるときで，いずれもその支給される額が270,000円に満たない場合に，加入者が死亡した場合は弔慰金付加金が，加入者の被扶養者が死亡した場合は家族弔慰金付加金が支給されます。

２　支給額

1）　弔慰金付加金

270,000円と支給される弔慰金との差額に相当する額が支給されます。

2）　家族弔慰金付加金

270,000円と支給される家族弔慰金との差額に相当する額が支給されます。

３　請求手続き

弔慰金又は家族弔慰金の請求手続きを行うことで，自動的に計算して支給しますので，付加金の請求手続きは不要です。
〔P.284「弔慰金及び家族弔慰金」参照〕

第７節　災害見舞金付加金

この給付には，「１　災害見舞金に付加して支給される場合」，「２　災害見舞金付加金だけ単独に支給される場合」があります。

１　災害見舞金に付加して支給される場合

1）　支給条件

加入者が水震火災その他非常災害（盗難を除きます）によって，その住居又は家財に損害を受け，その損害の程度に応じ災害見舞金が支給されるときに，その災害見舞金に付加して支給されます。

2）　支給額

支給される災害見舞金の額の100分の60に相当する金額が支給されます。

3）　請求手続き

災害見舞金と同時に支給されます。

２　災害見舞金付加金だけ単独に支給される場合

1）支給条件

加入者が水震火災その他非常災害（盗難を除きます）によって，その住居又は家財に５分の１以上３分の１未満の損害を受けたとき支給されます。

なお，平屋建て住居の水害の場合で損害の程度の確認が困難な時は，次表に定める外形的標準によって支給します。

浸水の程度	支給額
床上浸水　30cm未満	標準報酬月額の $\frac{50}{100}$ に相当する金額

〔注〕　災害見舞金（法定給付）は支給されません。

2）　支給額

災害を受けた日現在の標準報酬月額の100分の50に相当する金額が支給されます。

3）　請求手続き

災害見舞金と同じです。学校法人等を通して提出してください。

〔P.285「災害見舞金」参照〕

第８節　埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金

１　支給条件

加入者が職務又は通勤災害によらないで死亡し，埋葬料（法定給付）が支給されるときに埋葬料付加金が，加入者の被扶養者が死亡し，家族埋葬料（法定給付）が支給されるときに家族埋葬料付加金が支給されます。

２　支給額

1）　埋葬料付加金

⑴　埋葬を行った人が被扶養者である場合

25,000円が支給されます。

⑵　埋葬を行った人が被扶養者以外の人である場合

埋葬費用が50,000円を超えるときには25,000円の範囲内で超えた額の実費に相当する額が支給されます。

2）　家族埋葬料付加金

25,000円が支給されます。

３　請求手続き

埋葬料又は家族埋葬料の請求手続きを行うことで，自動的に計算して支給しますので，付加金の請求手続きは不要です。

〔P.254「埋葬料及び家族埋葬料」参照〕

第９節　結婚手当金

１　支給条件

加入者が結婚したときに支給されます。

〔注〕 加入者同士が結婚したときは，双方の加入者に支給されます。

２　支給額

80,000円

３　請求手続き

「結婚手当金請求書」に所定の事項を記入のうえ，次の書類を添え，学校法人等を通して提出してください。

1)　市区町村長に婚姻の届け出をする場合

婚姻届受理証明書（原本）（婚姻届後に市区町村から送付される「受理のお知らせ」は不可）・戸籍謄本（原本）・戸籍抄本（原本）のうち，いずれか１通。

〔注〕 婚姻証明書等が外国語で記載されている場合は，和訳を添付してください（和訳した人の署名が必要です）。

2)　市区町村長に婚姻の届け出をしない場合

①　加入者とその配偶者となった人それぞれの戸籍謄本（原本）又は戸籍抄本（原本）（外国人の場合は，住民票）ただし，挙式日，同居日等以後の日付で交付されたもの

②　事実婚が確認できる書類（結婚式の招待状，住民票等）

③　学校法人等代表者(任意継続加入者の場合は民生委員)の証明する結婚年月日及び配偶者の氏名を明記した加入者の口述書(署名)

〔注〕 加入者が，結婚手当金請求の手続きと被扶養者認定申請を同時に行う場合は，関係書類を同じ封筒で送付されたときに限り，１通の添付書類で処理します。ただし，その場合，当該添付書類の写しが必要となります。

第６章　一部負担金の払戻し

一部負担金の払戻しは，加入者が保険診療を受けた場合の一部負担金（P.203「９　給付を受ける手続き」参照）に対して，その負担を軽減することを目的とする給付です。〔共済規程第24条〕

１　支給条件

加入者が，同じ月内（暦月ごと）に同じ医療機関等（医科・歯科別，入院・外来別）において保険診療に要した費用の自己負担額が25,000円を超えるときに支給します。

〔注〕　各市町村独自の医療費助成の対象となり，病院等での窓口負担が免除となっている場合，給付対象外となる可能性がありますので，私学事業団にお問い合わせください。

２　支給額

保険診療に要した費用のうち，医療機関等に支払った自己負担額（高額療養費が支給される場合はそれを除いた額）から25,000円を控除した額を支給します。支給額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。ただし，25,000円を控除した額が1,000円に満たない場合は支給の対象となりません。

【算式】

$$\text{支給額} = \left(\begin{matrix}\text{保険診療}\\ \text{自己負担額}_{〔注〕}\end{matrix} - 25,000\text{円}\right) - 100\text{円未満の端数}$$

〔注〕　高額療養費が支給される場合は高額療養費を差し引いた額を自己負担額とします。

また，高額療養費が複数の療養を合算して算定された場合（世帯合算の場合）は一部負担金払戻金も世帯合算の自己負担額（高額療養費算定基準額）で計算します。

３　請求手続き

自動払いとなっていますので請求は不要です（医療機関等での受診から３～４か月後に支給します）。

また，療養費（請求に基づく現金給付）にかかる一部負担金払戻金は，療養費の請求手続きを行うことにより自動的に支給します。

第4部　年金等給付

第4部　年　金　等　給　付

第１章　年金制度の概要……301
はじめに……301
第１節　公的年金制度の加入のしくみ……302
第２節　厚生年金と国民年金（基礎年金）の関係 ……302
第２章　国民年金……304
第１節　共通事項……304
第２節　国民年金の保険者等……305
第３節　国民年金の被保険者……305
第４節　第３号被保険者の届け出……315
第５節　国民年金の保険料……320
第６節　給付の共通事項……322
第７節　基礎年金の支払い等……326
第８節　年金受給権者の諸手続き…328
第３章　私学共済制度における年金等給付……330
第１節　一元化前・後の給付のしくみ……330
第２節　年金等給付のあらまし及び共通事項……332
第３節　被保険者期間と平均標準報酬（月）額……338
第４節　年金額の給付水準と改定……350
第５節　退職一時金の返還……355
第６節　給付にかかる雑則……359
第４章　老齢・退職給付……361
第１節　老齢基礎年金……361
第２節　老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）の概要……393
第３節　特別支給の老齢厚生年金……401
第４節　老齢厚生年金の繰上げ支給……404
第５節　本来支給の老齢厚生年金……406
第６節　本来支給の老齢厚生年金の繰下げ支給……413
第７節　老齢厚生年金の年金額…416
第８節　経過的職域加算額（退職共済年金）……424
第９節　経過的職域加算額（退職共済年金）の年金額……425
第10節　退職改定等……430
第11節　老齢厚生年金の請求手続き……438
第12節　日本国籍を有しない人に対する脱退一時金……459
第５章　障害給付……467
第１節　障害給付に関する用語説明……467
第２節　障害基礎年金……469
第３節　障害厚生年金と経過的職域加算額（障害共済年金）の概要……486
第４節　障害厚生年金……488
第５節　経過的職域加算額（障害共済年金）……493
第６節　年金額等（障害厚生年金，経過的職域加算額（障害共済年金））……495
第７節　障害厚生年金の請求手続き……505
第８節　障害手当金……518
第６章　遺族給付……521
第１節　遺族基礎年金……521
第２節　遺族厚生年金と経過的職域加算額（遺族共済年金）の概要……530
第３節　遺族厚生年金……533
第４節　経過的職域加算額（遺族共済年金）……536
第５節　年金額等（遺族厚生年金，経過的職域加算額（遺族共済年金））……538
第６節　遺族厚生年金の請求手続き……559
第７章　退職等年金給付……561
第１節　概要……561
第２節　共通事項及び用語の説明等……562
第３節　給付算定基礎額……570
第４節　退職年金……571
第５節　職務障害年金……589
第６節　職務遺族年金　……600
第８章　年金の支給停止及び給付の支払い……608
第１節　在職中の支給停止……608
第２節　雇用保険との調整……616
第３節　加給年金額の支給停止…623
第４節　遺族加算の支給停止……628
第５節　複数種別の年金受給権がある場合の併給調整及び支給停止……628
第６節　老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合の支給停止……640
第７節　受給権者の申し出による支給停止……641
第８節　給付制限……644
第９節　給付の支払いなど……648
第９章　年金受給権者の諸手続き…654
第10章　離婚時の年金分割……672
第１節　離婚時の年金分割制度の概要……672
第２節　「合意分割制度」の概要……675
第３節　「３号分割制度」の概要……681
第４節　標準報酬等の分割改定請求等……684
第５節　年金給付における取り扱い…688
第11章　ねんきん定期便……699
第12章　退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知……701

第１章　年金制度の概要

はじめに

公的年金制度は，少子高齢化の進行等，社会経済情勢の変化に対応するため，昭和61年には抜本的な制度改正（基礎年金制度の導入）が行われ，平成12年には給付の適正化措置が講じられ，平成16年には給付と負担を長期的にバランスのとれたものとするための方策としてのマクロ経済スライドの導入などが行われてきました。

さらに，平成24年に「共済年金に加入する公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を厚生年金保険に加入する民間被用者と同一化して働き方に公平な制度とするとともに，今後の制度の成熟化や少子高齢化の一層の進展等に備え，年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めることにより，公的年金全体に対する国民の信頼を高める。」という趣旨のもと，「被用者年金制度の一元化法」が公布され，平成27年10月から施行されました。これにより，厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することになり，２階部分の被用者年金制度は「厚生年金保険制度」に統一されることになりました。また，公的年金としての共済年金の３階部分である職域部分は廃止となり，新たな３階部分として「退職等年金給付制度」が創設されることになりました。

これら制度改正を経て，私学共済の年金制度は現在に至っています。

第１節　公的年金制度の加入のしくみ

１　被用者年金制度一元化前のしくみ

平成27年９月までの公的年金制度のしくみとしては，次頁の図のように「基礎年金制度」と「被用者年金制度」の二つに大きく分けることができます。

基礎年金制度（国民年金）は，１階部分として自営業の人のほか，民間サラリーマン，公務員，私学教職員やこれらの被扶養配偶者も加入する全国民共通の制度となっていました。また，２階部分である被用者年金制度は，民間サラリーマンが加入している厚生年金保険制度と，公務員，私学教職員が各加入している共済年金制度（国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済）に分かれていました。

２　被用者年金制度一元化後のしくみ

平成27年10月以降は，厚生年金保険・共済年金に分かれていた２階部分の被用者年金制度が厚生年金保険制度に一本化されました。したがって，民間サラリーマン，公務員，私学教職員は，１階部分としての全国民共通の基礎年金制度（国民年金）に併せ２階部分としての厚生年金保険制度に加入することになります。

第２節　厚生年金と国民年金（基礎年金）の関係

年金制度の体系を給付面から見ると，国民年金から全国民に共通の基礎的な給付として，事由に応じて老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。厚生年金は基礎年金の上乗せ給付として，報酬比例の年金を支給する制度になっています。

つまり，民間サラリーマン，公務員や私学教職員などの被用者は，基礎年金（定額年金）に上乗せして厚生年金を受けるという２階建ての給付体系となっています。

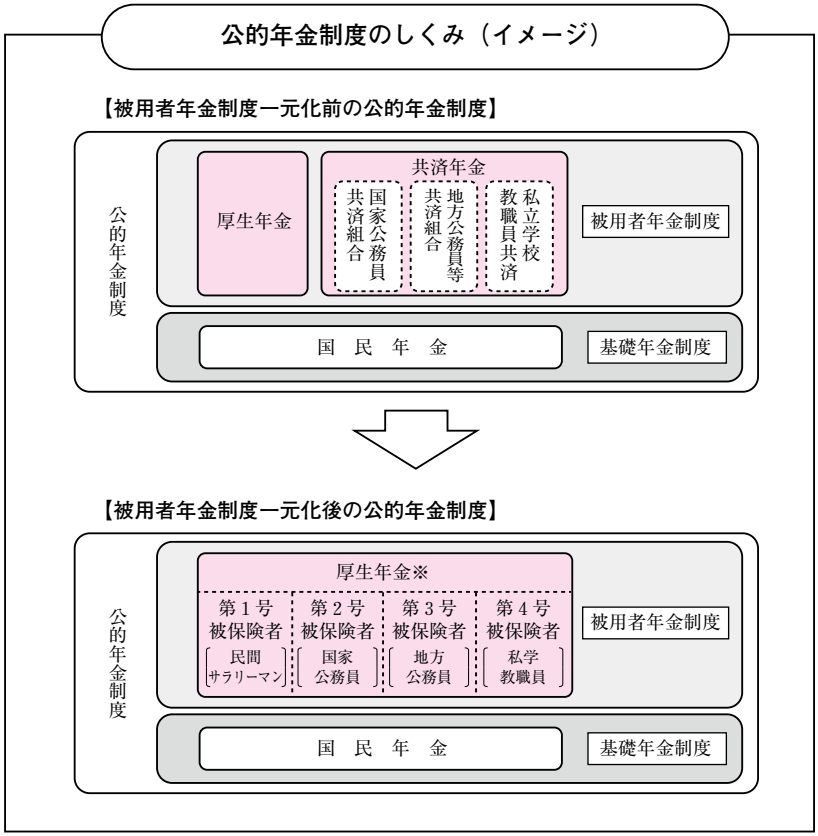

※一元化後の厚生年金の被保険者の区分

・民間被用者：第一号厚生年金被保険者　（一般厚生年金被保険者）

・国家公務員：第二号厚生年金被保険者　（国共済厚生年金被保険者）

・地方公務員：第三号厚生年金被保険者　（地共済厚生年金被保険者）

・私学教職員：第四号厚生年金被保険者　（私学共済厚生年金被保険者）

第２章　国　民　年　金

加入者又は加入者であった人が65歳になったときに老齢基礎年金，障害の状態になったときに障害基礎年金，死亡したときに遺族である子又は子のいる配偶者に遺族基礎年金が，それぞれ国民年金から支給されます。

第１節　共通事項

１　用字・用語の説明

⑴　**被用者年金制度**　被用者の加入する職域の年金制度で，次の四つの公的年金制度のことをいいます（②～④は平成27年９月以前）。

①　厚生年金保険

②　国家公務員共済組合

③　地方公務員等共済組合

④　私立学校教職員共済（私学共済）

⑵　**旧通則法**　昭和60年国年等改正法附則第２条第１項の規定による，廃止前の通算年金通則法（昭和36年法律第181号）をいいます。

⑶　**通算対象期間**　旧通則法に規定する通算対象期間をいい，当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間を含みます。

⑷　**保険料納付済期間，保険料免除期間，合算対象期間**　それぞれ昭和60年国年等改正法による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による当該各期間をいいます。

２　死亡の推定

行方不明になった人が失踪宣告（行方不明から７年後）によって死亡とみなされた場合は，失踪の宣告を受けた日に死亡したものとみなします。

〔民法第31条〕

また，船舶や航空機の事故で行方不明となった場合で，その生死が３か月間わからないとき，又は死亡が３か月以内に明らかになった人の死亡の時期がわからないときは，事故にあった日に死亡したものと推定することになっています。〔国年法第18条の３〕

第２節　国民年金の保険者等

国民年金の保険者は政府となっており，国民年金の業務運営を行う機関として日本年金機構があります。

国民年金の業務は主に日本年金機構と全国の年金事務所が行いますが，第１号被保険者の加入手続きなどは市区町村長が行うこととされています。

また，第３号被保険者の届け出については，平成14年４月１日から学校法人等を通して私学事業団へ提出することになっています。〔国年法第12条第６項〕

私学共済厚生年金被保険者期間を有する人にかかる基礎年金の請求書類などを受け付け・審査する事務の一部は，私学事業団が行う場合があります。〔国年政令第１条〕

第３節　国民年金の被保険者

昭和61年４月１日改正後の国民年金法では，日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は，すべて国民年金の被保険者になることになっています。また，20歳未満の人や60歳以上の人であっても，厚生年金の被保険者である場合は国民年金の被保険者となります。

１　強制加入被保険者

国民年金の被保険者は，加入の態様や保険料の納付方法などにより次の三つの種別に区分されています。〔国年法第７条〕

1)　第１号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人で，第２号・第３号被保険者に該当しない人。改正前の国民年金法で強制加入から除外されていた①被用者年金制度の障害年金受給権者とその配偶者　②被用者年金制度の遺族年金受給権者　③国会議員・地方議会議員とその配偶者　④学生（昼間部の大学生，専修学校の生徒など）も強制加入の第１号被保険者となります。

〈適用除外〉

次に掲げる退職や老齢を給付事由とする年金の受給権者は，第１号被保険者の適用から除外されています。〔国年政令第３条〕

①　厚生年金の老齢厚生年金，老齢年金
②　旧船員保険の老齢年金
③　共済制度の退職共済年金，退職年金，減額退職年金（退職共済年金又は退職年金については，支給開始年齢に達している人に限ります。若年によりその**全額**が停止されている人は強制加入）
④　恩給法による退職を給付事由とするもの
⑤　地方公務員の退職年金に関する条例による年金で退職を給付事由とするもの（支給開始年齢に達している人に限ります）
⑥　執行官法による年金で退職を給付事由とするもの（支給開始年齢に達している人に限ります）
⑦　国会議員互助年金法による普通退職年金
⑧　地方議会議員共済会の退職年金

〔注〕　共済制度の通算退職年金の受給権者で昭和61年４月１日時点で60歳に到達していない人（大正15年４月２日以後に生まれた人）は，60歳まで

は強制加入の扱いです。

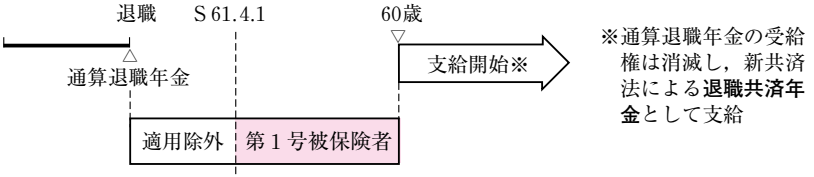

2）　第２号被保険者

私学共済の加入者など厚生年金の被保険者が第２号被保険者となります。

ただし，65歳以上の人で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の被保険者になれません。

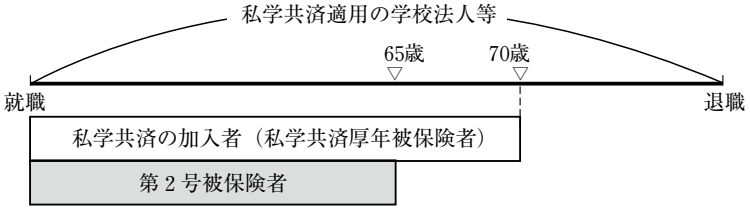

3）　第３号被保険者

第２号被保険者の**被扶養配偶者**であって，20歳以上60歳未満の人が，第３号被保険者となります。

「被扶養配偶者」の認定基準は，共済制度や健康保険制度の被扶養者の取り扱いに準じて定められています。〔国年政令第４条〕

ただし，配偶者自身が私学共済の加入者など厚生年金の被保険者であるときは，所得のいかんにかかわらず第２号被保険者となります。一方，配偶者が年金受給権者であったり，短期給付の適用を受ける任意継続加入者や任意継続組合員又は健康保険の任意継続被保険者である場合でも，60歳未満で，かつ被扶養配偶者としての認定基準を満たしていれば第３号被保険者となります。

なお，私学共済の加入者が第２号被保険者の資格を喪失した場合は，被扶養配偶者が60歳未満であっても，第３号被保険者の資格を喪失します。この場合，被扶養配偶者は60歳までは第１号被保険者として国民年金に加入しなければなりませんので，第１号被保険者への種別変更の手続き（P.314参照）が必要です。

10歳年下の配偶者の例

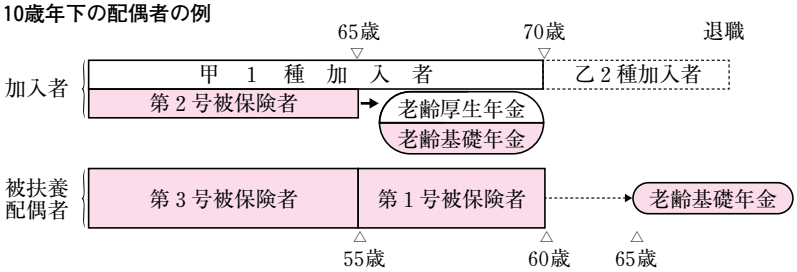

〔注〕　令和２年４月より第３号被保険者について「日本国内に住所が有ること」が認定の要件に追加されました（以下「国内居住要件」といいます）。

国内居住要件には例外があり次に該当する場合は日本国内に住所を有しない者も被扶養配偶者として認定を受けることができます（海外特例）。

①　海外に留学をする学生

②　海外に赴任する第２号被保険者に同行する人

③　観光，保養又はボランティア活動等就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人

④　第２号被保険者の海外赴任中に当該被保険者と婚姻し②と同等と認められる人

⑤　①～④に掲げるもののほか，渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人

すでに第３号被保険者となっている人が海外特例に該当又は非該当となった場合も手続きが必要です（P.314参照）。

２　任意加入被保険者

国民年金の適用から除外されている人のうち，次に該当する人は，本人の希望によって国民年金の第１号被保険者として任意加入することができます。しかし，保険料納付済月数等が満額の老齢基礎年金が受けられる480月に達した時点で強制的に任意加入被保険者の資格を喪失することになります（第２号・第３号被保険者に該当している場合は，任意加入することはできません）。〔国年法附則第５条，平成16年国年等改正法附則第22条〕

①　日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人であって，老齢（退職）年金受給権者であるために第１号被保険者として適用除外された人

②　日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人

③　日本国籍があって外国に居住している20歳以上65歳未満の人

任意加入被保険者の資格は，市区町村の窓口で申し出た日に取得し，申し出によりいつでも資格を喪失することができます。なお，強制加入から任意加入へ，又は任意加入から強制加入へ適用が変わったときには，その都度届け出が必要です。

〈任意加入被保険者の特例〉

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない昭和40年４月１日以前に生まれた人が，次に該当する場合は特例的に70歳まで任意加入できます。〔平成６年国年等改正法附則第11条，平成16年国年等改正法附則第23条〕

①　日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人

②　日本国籍を有する人で，海外に在住している65歳以上70歳未満の人

３　被保険者の資格の取得

国民年金の被保険者の資格は，次に該当したときに取得します。〔国年法第８条〕

①　第１号・第２号・第３号被保険者のいずれでもない人は，次のいずれかに該当した日に資格を取得します。

㋐　20歳に達したとき（20歳の誕生日の前日）

㋑　20歳以上60歳未満の人が，日本国内に住所を有したとき

㋒　第１号被保険者として適用除外され，任意加入の扱いとなっていた人が，そうでなくなったとき

②　20歳未満の人又は60歳以上の人は，厚生年金の被保険者の資格を取得したとき

③　その他の人は，厚生年金の被保険者の資格を取得したとき，又は被扶養配偶者となったとき

４　加入の手続き

1)　第１号被保険者の資格取得

要件に該当したときから14日以内に本人が「国民年金被保険者関係届書」を市区町村に提出してください。

2)　第２号被保険者の資格取得

加入する厚生年金実施機関（P.330参照）での資格取得をもって第２号被保険者の資格取得としますので，加入手続きをする必要はありません。また，第１号又は第３号被保険者が第２号被保険者の資格を取得する場合も，種別変更の手続きは不要です。

3)　第３号被保険者の資格取得

「国民年金第３号被保険者関係届」に，加入者の被扶養配偶者であることの確認を学校法人等が行い，14日以内に私学事業団に提出してください。

〔注〕　この届け出の提出を怠った場合，実際に第３号被保険者の要件を備えていたとしても「保険料未納期間」として扱われることになります。

平成17年４月より，平成17年３月以前の第３号被保険者の未届期間について特例届出が認められます。この場合は所轄の年金事務所に「国民年金第３号被保険者特例措置該当期間登録届書」を提出することで「保険料未納期間」が「保険料納付済期間」に切り替わることになります。

なお，老齢基礎年金の受給権者が特例届出を行い，当該期間が保険料納付済期間に算入されたときは届け出のあった日の属する月の翌月から年金額を改定します。

５　被保険者期間

国民年金の被保険者期間は，資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの期間で，月単位で計算します。〔国年法第11条〕したがって，資格取得日が月の末日であってもその月は１か月として算入し，資格喪失日が月の末日の場合はその月は算入しないことになります。

なお，同一月内に資格を取得し，かつ喪失したときは１か月として計算しますが，さらにその月に資格を取得したときは，後の資格取得についての期間のみを１か月として計算します。

資格を喪失した人が再び資格を取得したときは，前後の被保険者期間を合算します。

また，被保険者の種別の変更があった月は，変更後の種別の被保険者であった月とみなします。同一月内に２回以上の種別の変更があった月は，最後の種別の被保険者であった月とみなします。〔国年法第11条の２〕

６　基礎年金番号通知書

国民年金の被保険者資格を取得すると，日本年金機構が基礎年金番号を付番し，「基礎年金番号通知書」が交付されます。

〔注〕令和４年３月までは，私学共済の加入者や公務員共済の組合員を除き，第１号被保険者，第３号被保険者及び一般厚生年金被保険者が資格取得すると，「年金手帳」が交付されました。令和４年４月以降，「年金手帳」の交付は廃止されました。

７　各種届け出

国民年金被保険者の記録管理は日本年金機構で行いますので，異動が生じた場合は届け出が必要です。第１号被保険者の届け出は本人又は世

帯主が市区町村へ行います。

第２号被保険者は，私学事業団などの厚生年金実施機関で行います。

第３号被保険者は，本人が第２号被保険者の勤務先である学校法人等を通して私学事業団へ届け出なければなりません。〔国年法第12条〕

これらの届け出は，本人又は世帯主に届け出義務があり，届け出を怠ると，将来年金を受けられなくなることもありますので，被扶養者の認定申請をする際や，住所を変更したときなどは，必ず届け出てください(P.314参照)。

なお，届出用紙は，第１号被保険者については各市区町村の国民年金担当窓口にあります。また，第３号被保険者については私学共済ホームページからダウンロードできるほか，私学事業団の広報相談センター相談室及び各共済業務課にあります（丙種校については年金事務所にある用紙を使用してください)。

〈私学事業団又は市区町村への届け出が必要な例（第３号被保険者関係)〉

※事例として配偶者を妻と表示

⑴　夫の異動に連動する場合

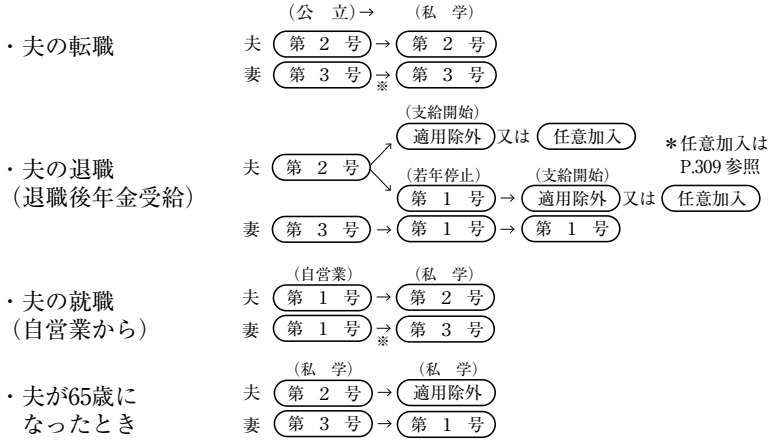

・夫の死亡

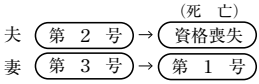

⑵　妻の異動による場合

・妻の年収が
130万円以上になった

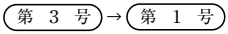

・妻が20歳に達した

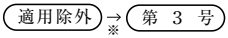

・妻が60歳に達した

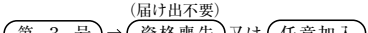

・離婚したとき

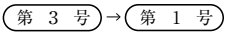

・妻が海外へ出国
（海外特例該当）

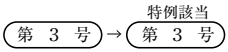

・妻が海外へ出国
（海外特例対象外）

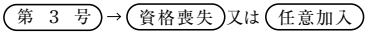

・妻が海外から帰国
（海外特例非該当）

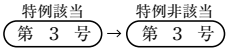

⑶　結婚して被扶養配偶者になった

・家事手伝いから結婚

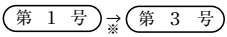

・結婚後に退職
（任継加入者となった場合を含む）



※異動後第３号となる場合は届け出を私学事業団へ提出してください。

⑷　その他の異動

・住所変更・氏名変更・生年月日変更・性別変更又は訂正，死亡

国民年金の被保険者の種別の異動と届け出の例

種別	異動理由	被保険者の種別の異動	届け出の種類
第２号被保険者関係	・20歳未満の学生が私学へ就職	適用除外⇒第２号	不要
	・20歳以上の学生又は自営業から私学へ	第１号⇒第２号	不要
	・私学退職後に自営業又は無職に（60歳未満）	第２号⇒第１号	関係届書（市）（種別変更）
	・私学退職後に間をあけずに転職	第２号⇒第２号	不要
	・私学共済加入者が在職中に65歳到達	第２号⇒適用除外	不要
	・転職・住所変更・氏名変更	第２号⇒第２号	不要
第３号被保険者関係（一般事例として配偶者を妻と表示）	・妻が20歳到達	適用除外⇒第３号	３号関係届（私）
	・自営業の夫が私学へ就職し夫の被扶養者に ・私学共済加入者と結婚し被扶養者に ・妻の収入が減って夫の被扶養者に	第１号⇒第３号	３号関係届（私）
	・妻が退職して夫の被扶養者に	第２号⇒第３号	３号関係届（私）
	・夫が一般厚生年金（又は公務員）から私学へ転職	第３号⇒第３号	３号関係届（私）
	・夫が退職 ・夫が在職中に65歳到達 ・妻の収入が増加して被扶養者を取り消し ・離婚	第３号⇒第１号	関係届書（市）（種別変更）
	・妻が就職	第３号⇒第２号	不要
	・妻が60歳到達	第３号⇒資格喪失	不要
	・夫が私学から一般厚生年金（又は公務員）へ転職	第３号⇒第３号	３号関係届（他）
	・住所変更	第３号⇒第３号	住所変更届（私）
	・氏名変更	第３号⇒第３号	３号関係届（私）
	・妻が死亡	第３号⇒資格喪失	３号関係届（私）
	・妻が海外特例に該当	第３号⇒第３号	３号関係届（私）
	・妻が海外特例に非該当	第３号⇒第３号	３号関係届（私）
	・妻が海外居住（海外特例対象外）	第３号⇒資格喪失 第３号⇒任意加入	３号関係届（私） 関係届書（市）

（市）…市区町村　　（私）…私学事業団　　（他）…他の健康保険制度

第４節　第３号被保険者の届け出

加入者に扶養されている配偶者が第３号被保険者に該当した場合，第２号被保険者である加入者の勤務先（学校法人等）を通して，私学事業団に届け出が必要です。私学事業団において被扶養者の認定証明等をした後，日本年金機構へ進達します（P.320参照）。

１　届け出が必要になる場合

1)　第３号被保険者に該当し，「被扶養者認定申請書」と一緒に「国民年金第３号被保険者関係届」の提出が必要な場合

△＝「被扶養者認定申請書」の提出

▲＝「国民年金第３号被保険者関係届」の提出

⑴　第１号又は第２号被保険者であった配偶者が，加入者の被扶養者となる場合

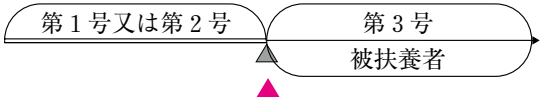

⑵　加入者（第２号被保険者）が１日の中断もなく私学共済厚年以外の職場から転職してきた場合

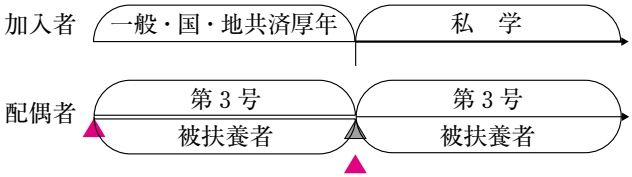

⑶　海外居住者等国民年金に加入していない配偶者が，加入者の被扶養者となる場合（国内居住要件の海外特例に該当する場合のみ）

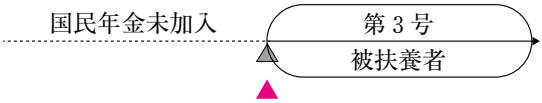

2)　第３号被保険者に該当し，「国民年金第３号被保険者関係届」単独の提出が必要な場合

⑴　加入者の被扶養者となっている配偶者が20歳になったとき

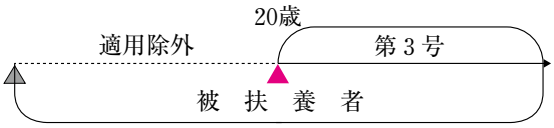

⑵　健康保険の任意継続加入者等の期間がある場合

①　配偶者が退職後に任意継続加入者等になり，年収が130万円未満である場合

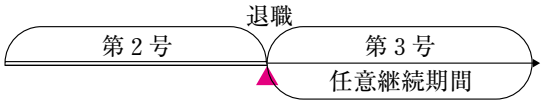

（添付書類として，任意継続加入者であること及び扶養事実の確認ができる続柄・収入等を証明する書類が必要です）

②　年収が130万円以上であった任意継続加入者等の収入が減少して，年収が130万円未満となった場合

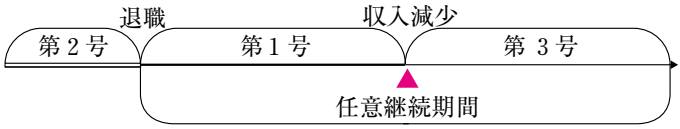

（添付書類として，任意継続加入者であること及び扶養事実の確認ができる続柄・収入等を証明する書類が必要です）

③　任意継続加入者等で第３号被保険者である配偶者を持つ加入者（第２号被保険者）が１日の中断もなく私学共済厚年以外の職場から転職してきた場合

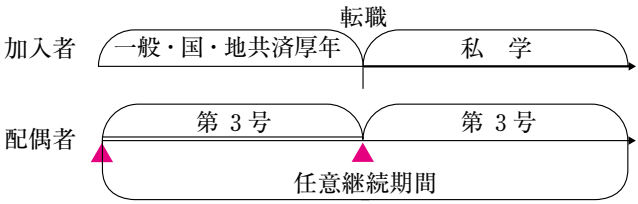

3)　第３号被保険者に該当しなくなった場合

⑴　海外在住（３号関係届）

〔注〕　①加入者が退職と同時に，配偶者である第３号被保険者とともに海外に居住するとき

②被扶養配偶者が国内居住要件を満たさなくなったとき（海外特例対象外）

⑵　第３号被保険者が死亡したとき（３号関係届）

〔注〕　日本国内に住所があり，過去に「国民年金第３号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した第３号被保険者は提出不要です。なお，第３号被保険者が被扶養者認定をされている場合，「被扶養者取消申請書」の提出は省略できませんので注意してください。

4)　国内居住要件の例外（海外特例）に該当又は非該当になったとき（３号関係届）

〔注〕　新たに第３号被保険者資格を取得する日と国内居住要件の例外に該当する日が異なるときは，届出用紙をそれぞれ作成してください。

5)　第３号被保険者の氏名等を変更・訂正した場合（３号関係届）

〔注〕　日本国内に住所があり，過去に「国民年金第３号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した第３号被保険者は提出不要です。なお，第３号被保険者が被扶養者認定をされている場合，「被扶養者異動報告書」の提出は省略できませんので注意してください。

6)　第３号被保険者の住所が変更になった（住所変更届）

日本年金機構が年金に関するお知らせ等を送付するときに使用することになりますので，転居の際に提出してください。

〔注〕 日本国内に住所があり，過去に「国民年金第３号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した第３号被保険者は提出不要です。

日本年金機構から送付される通知等を住民票住所とは別の居所（郵送先）に送付することを希望する場合や，海外特例に該当する第３号被保険者の住所を国内協力者（親族や勤務先など）の住所に変更する場合，「国民年金第３号被保険者住所変更届」により，郵送先を登録することができます。

ただし，この届け出をした場合は，住所変更届の省略の対象にならないため，郵送先の変更や送付先を住民票住所に戻す場合は，届け出が必要です。

２　届出用紙

届出事由別に次の２種類があります。

「国民年金第３号被保険者関係届」

「国民年金第３号被保険者住所変更届」

３　添付書類

⑴　加入者に扶養されている配偶者であることを確認できる書類（戸籍抄本，非課税証明書等）

〔注〕「被扶養者認定申請書」の添付書類として，同様の書類を私学事業団に提出する場合は必要ありません。

⑵　第３号被保険者が外国籍の場合は，国民年金第３号被保険者ローマ字氏名届（ローマ字氏名がない場合であっても必要です）。ただし，「国民年金第３号被保険者関係届」にマイナンバーを記入した場合は添付不要です。

４　学校法人等の確認・証明事項

⑴　加入者から「被扶養者認定申請書」が提出されたときは，第３号被保険者関係届が同時提出されているかを確認してください。

⑵　記載事項にもれや誤りがないかを確認のうえ，学校法人等受付年月

日等を記入してください。

５　提出先及び提出期限

第３号被保険者の各種届出は，事実が生じた日から原則14日以内に私学事業団へ提出してください。

私学事業団では医療保険者として被扶養者に関する証明等を行い，日本年金機構へ進達します。

なお，私学事業団を通して届け出を行うことができるのは，事実が生じた日から２年以内に限ります。２年を経過した場合は，最寄りの年金事務所に直接申し出てください。

６　第３号被保険者への通知

第３号被保険者の資格取得等が確認がされると，文京年金事務所から，第３号被保険者の届け出住所宛てに「第３号被保険者資格該当通知書」等が送付されます（私学事業団及び学校法人等への該当通知は送付されません）。この通知書等は原則国内住所へ送付しますので，海外特例に該当する場合は日本国内の協力者（親族や勤務先など）の住所を届け出てください。

７　届け出等に関する照会先

①「第３号被保険者各種届出」事務に関すること

業務部資格課及び広報相談センター相談室又は各ガーデンパレス共済業務課

②「第３号被保険者資格該当通知書」に関すること

文京年金事務所

東京都文京区千石１－６－15　☎03（3945）1141

③　一般照会

住所地の年金事務所

第３号被保険者関係届書の流れ

⑴　甲・乙種校

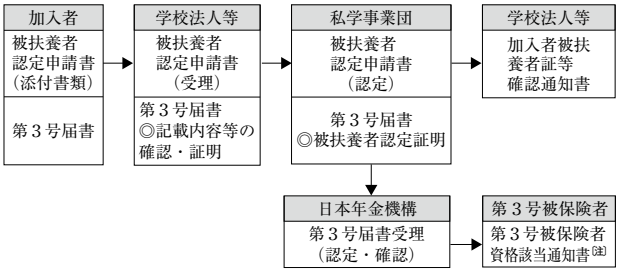

⑵　丙種校

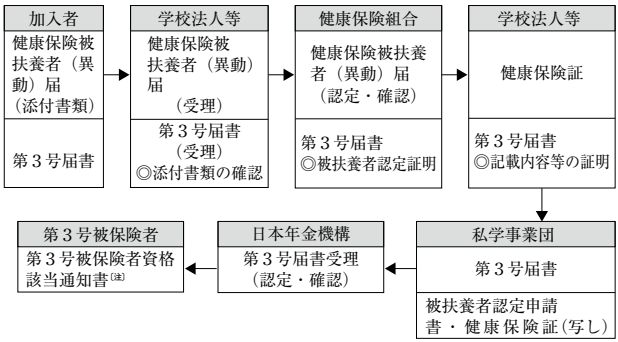

〔注〕　第３号被保険者資格該当通知書は，国民年金第３号資格取得及び種別変更者のみに送付されます。

第５節　国民年金の保険料

１　第１号被保険者の保険料

1）　保険料の額

第１号被保険者の国民年金の保険料は定額で，月額16,980円（令和６年度）です。〔国年法第87条〕

2）　保険料の納付義務

保険料は被保険者本人が納付することになりますが，本人に収入がないときは，世帯主か配偶者が連帯して負担しなければならないこと

になっています。〔国年法第88条〕

3)　保険料の免除等

⑴　保険料の納付免除

第１号被保険者が障害を事由とする年金給付（障害等級１，２級に限ります）を受けているとき，生活保護法による生活扶助を受けているときなど，届け出をすれば保険料が免除される制度（法定免除）や，所得がないとき，もしくは一定の低所得のときなど申請すれば保険料が免除もしくは半額免除される制度（申請免除）があります。〔国年法第89条，第90条，第90条の２〕

さらに，平成18年７月からこれまで全額免除と半額免除の２段階になっていた保険料免除制度について，新たに４分の１免除及び４分の３免除が追加され，所得水準に応じた多段階免除（４段階）が導入されました。

⑵　保険料の学生納付特例制度

平成12年４月から，学生本人が一定所得以下の場合には，学生期間中は保険料納付を要しないこととする学生納付特例制度が創設されました。

⑶　保険料の納付猶予制度

平成17年４月から，30歳未満の第１号被保険者について，一定の所得以下の場合，申請により保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が創設され，さらに平成28年７月から，対象年齢が50歳未満まで拡大し，制度の名称も納付猶予制度となりました。ただし，この納付猶予制度は令和７年６月までの時限措置となっています。

なお，前述の免除及び猶予については，一定の期間を限度として遡って追納できるしくみとなっています。

２　第２号・第３号被保険者の保険料（基礎年金拠出金）

第２号被保険者及び第３号被保険者については，第２号被保険者が加入している厚生年金の実施機関が，第３号被保険者にかかる保険料も合わせて，基礎年金拠出金という形で国民年金に納付します。〔国年法第94条の２〕

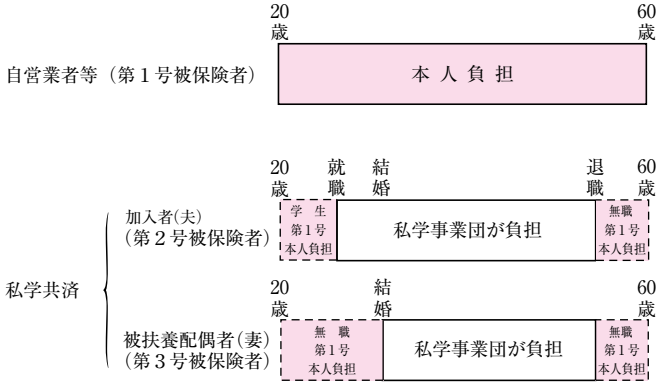

したがって，国民年金の第２号被保険者である私学共済の加入者及び第３号被保険者である被扶養配偶者にかかる国民年金の保険料は，私学事業団が基礎年金拠出金として負担しますので，加入者個人が保険料を納付する必要はありません。

〔注〕　私学共済の加入者であっても，第２号被保険者としての資格を有しない加入者（65歳以上で老齢又は退職を事由とする年金の受給権を有する人）の被扶養配偶者は，第１号被保険者として保険料を納付しなければなりません。

第６節　給付の共通事項

１　年金額の改定

国民年金は，保険料水準固定方式の導入に伴い，保険料等の収入の範囲内で年金額を毎年自動的に改定するしくみとなっています。

この改定指標は，雇用者世帯と自営業者世帯の１人当たり所得の伸び率がほぼ同様となる傾向にあること等から，毎年度，新規裁定者の年金額については１人当たり手取り賃金の伸び率を共通の指標とし，68歳到達年度以降の人にかかる年金額については物価変動率を指標として改定が行われます。

なお，少子高齢化等の社会経済情勢の変動に対応するため給付水準を自動調整するマクロ経済スライド（P.351参照）による調整のしくみも導入されています（令和６年度の基礎年金額はP.353参照）。

２　年金額の端数計算

年金額に１円未満の端数が生じた場合は，50銭未満の端数は切り捨て，50銭以上１円未満の端数は１円に切り上げます。〔国年法第17条〕

３　併給調整

二つ以上の基礎年金の受給権をもっている人には，その選択により，そのうちの一つの年金が支給され，他の年金の支給は停止されます。〔国年法第20条〕

なお，基礎年金と私学共済など被用者年金制度の年金については併給されることがあります（P.628参照）。

基礎年金の併給調整

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
老齢基礎年金	――	選　択	選　択
障害基礎年金	選　択	（併合認定）	選　択
遺族基礎年金	選　択	選　択	選　択

1）　支給停止解除申請による選択

基礎年金は，原則として給付事由の異なる年金を受けられることとなった場合は，その支給が停止されます。この場合，受給権者は自分の希望する年金について支給停止の解除を申請することにより，選択した年金が支給され，選択しなかった年金はその間支給停止されることになります。すでに支給されている年金があり，後から別の年金受給権が生じた場合は，特段の申請がない限り，従来どおり先に生じた年金が支給されます。

2）　選択換えは可能

併給調整による選択は，**将来に向かって**選択換えをすることができ

ます。したがって，受給権の生じた年金については，選択するしないにかかわらず必ず請求してください（請求しないと，時効によって権利が消滅することがあります）。

3)　選択の手続き

併給調整による支給停止の解除申請及び選択換えを希望するときは，「年金受給選択申出書」に所定事項を記入し，国民年金と他制度の年金が同時に発生した場合はそれぞれの制度の管掌機関に，選択換えの場合は新たに選択する年金制度の管掌機関に提出してください。

４　第三者行為にかかる損害賠償及び支給停止

年金受給を受けることとなった障害や死亡が，第三者の加害行為によって生じた場合は，損害賠償金より先に年金が支払われているときには政府（保険者）が損害賠償の請求権を取得し，年金より先に損害賠償金が支払われているときには，政府がその価格の限度で給付をしないことができることになっています。〔国年法第22条〕

５　不正受給者などからの費用の徴収

偽りその他不正な手段により年金給付を受けた人があるときは，その受給した年金額に相当する金額の全部又は一部を，その人から徴収することができることになっています。〔国年法第23条〕

６　受給権の保護及び公課の禁止

国民年金の給付を受ける権利は，原則として，譲渡したり，担保に供したり，差し押さえたりすることができません。また，租税その他の公課は，支給された金銭について課せられません。

ただし，老齢基礎年金については，国税滞納処分（その例による処分を含みます）により差し押さえることができ，課税することができることになっています。〔国年法第24条，第25条〕

なお，国民年金の受給権は，令和４年３月まで独立行政法人福祉医療機構による公的年金担保融資（小口貸付）に対して，担保に供すること

ができました。

７　不服申し立て

基礎年金の裁定や受給権の消滅など日本年金機構又は年金事務所が行った処分に不服があるときは，社会保険審査官，社会保険審査会に不服の申し立てができます。〔国年法第101条〕

社会保険審査官に不服を申し立てできるのは，厚生労働大臣や日本年金機構の処分を知った日の翌日から起算して３か月以内となっています。その決定にさらに不服があるときは，決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内に社会保険審査会に再審査請求できます。

なお，私学共済の加入者期間中に初診日のある障害基礎年金の請求書の受け付け及び障害程度の認定については，私学事業団が行うことになっていますが，私学事業団が行った障害程度の認定について不服があるときは，私学事業団の共済審査会（P.1041参照）に対して不服の申し立てを行うことができます。〔法第36条〕

８　時　効

国民年金の保険料等の徴収，還付を受ける権利は２年を経過したとき，年金を受ける権利は５年を経過したときに，それぞれ時効によって消滅します。〔国年法第102条〕

９　給付の制限

障害又は死亡という保険事故については，反社会的行為などにより給付事由を生じさせたとき等の場合，給付を制限します。〔国年法第69条～73条〕

⑴　故意に障害を生じさせた人の当該障害については，障害基礎年金を支給しません。

⑵　故意の犯罪行為，重大な過失又は正当な理由がなく療養の指示に従わないことによって生じた障害や死亡に関する給付は，その全部又は一部について支給しません。

⑶　被保険者，被保険者であった人又は被保険者の死亡によって遺族基礎年金の受給者となるべき人を故意に死亡させた人には，遺族基礎年金を支給しません。また，遺族基礎年金の受給権者が，他の受給権者を故意に死亡させたとき，その受給権は消滅します。

⑷　日本年金機構や年金事務所の行う調査等に対して，正当な理由がなく調査に必要な書類等を提出しなかったり，職員の質問に応じなかったり，正当な理由なく医師等の診断に従わなかったり拒んだときは，年金の全部又は一部について支給を停止します。

⑸　年金の支払いに必要な届け出に対して，受給権者が正当な理由なくして届け出をしないとき，又は必要な書類の提出がないときは年金の支払いを一時差し止めます。

10　戸籍事項の無料証明

市区町村長は，被保険者，被保険者であった人，又は年金受給権者等に対して，その条例で定めるところにより，被保険者の戸籍等について無料で証明を行うことができます。〔国年法第104条〕

第７節　基礎年金の支払い等

基礎年金は，日本年金機構が年金の受給権者に支払います。

1　支払いの共通事項

1)　支給期間と停止期間

基礎年金は，その給付事由が生じた日[注]の属する月の翌月から，その事由のなくなった日の属する月までの分が支給されます。〔国年法第18条第１項〕

年金の支給を停止すべき事由が生じたときは，その事由が生じた日の属する月の翌月から，その事由のなくなった日の属する月までの分の支給が停止されます。〔国年法第18条第２項〕

〔注〕「**給付事由が生じた日**」とは，老齢基礎年金は65歳に到達した日（65歳の誕生日の前日，65歳以降に受給資格期間を満たしたときはその日），障害基礎年金は障害認定日（事後重症では請求した日，初診日が20歳前の場合は20歳に到達した日），遺族基礎年金は死亡した日（失踪宣告の場合を含みます）をいいます。

2）　支払月と支払月分

基礎年金は，毎年２月，４月，６月，８月，10月，12月にそれぞれ前月までの分（２か月分）が支給されます。〔国年法第18条第３項〕

3）　支払日と支払額

基礎年金の支払日は，毎支払月の15日（その日が土・日曜日及び祝日などのときは直前の平日）となっています。

支払額は，基礎年金裁定通知書に記載されている支給年金額の６分の１です。この場合，各支払月ごとの支払額に１円未満の端数が生じるときは，その端数は切り捨て，毎年２月支払月の支給額に加算します。〔国年法第18条の２〕

支払月及び支払日	支払月分	支払額
２月 15 日	前年 12 月と１月の２か月分	年金額の $\frac{1}{6}$ ずつ
４月 15 日	２月，３月の２か月分	
６月 15 日	４月，５月の２か月分	
８月 15 日	６月，７月の２か月分	
10 月 15 日	８月，９月の２か月分	
12 月 15 日	10 月，11 月の２か月分	

２　支払方法及びその受領方法

基礎年金の支払いは，銀行，信用金庫，信用組合，労働金庫，農協，ゆうちょ銀行などの金融機関を通して行われます。その選択は，裁定請求書に記入して申請します。なお，支払機関を変更したいときは「年金

受給権者　受取機関変更届」を年金事務所に提出してください。

〈基礎年金を受領できる銀行等〉

① 都市銀行，地方銀行，ゆうちょ銀行，信託銀行
② 全信連加盟の信用金庫
③ 労働金庫及び信用組合
④ 信用業務を扱っている農協及び漁協
⑤ 一部のインターネット専業銀行

３　未支給年金の受給者

基礎年金の受給権者が裁定請求をしないまま死亡したときや，年金受給中に死亡したため受け取っていない年金が残っているときは，受給権者と生計を同じくしていた配偶者，子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹，その他３親等内の親族は，この順で受給権者が死亡するまでに受けるべきであった年金の支払いを請求することができます。〔国年法第19条〕

第８節　年金受給権者の諸手続き

年金受給権者が氏名や受取機関を変更した場合などは，日本年金機構又は年金事務所に届け出なければなりません（届出用紙は年金事務所に備え付けています）。〔国年施行規則第19～21条〕

また，住基ネットを通して本人確認情報の提供を受けることができない年金受給権者は，原則として毎年一定の時期に「年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。〔国年施行規則第18条，第36条，第51条〕

年金受給権者が行う届け出の例（老齢・障害・遺族基礎年金に共通のもの）

届け出を必要とする事由	届書の名称	提出期限	提　出　先
誕生日がきたとき〔注１〕	年金受給権者現況届	誕生月の末日まで	日本年金機構
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	14 日以内〔注２〕	年金事務所を通じ日本年金機構

住所を変えるとき	年金受給権者住所変更届	14日以内 〔注２〕	〃
年金の受取先を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届	速やかに	〃
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書	〃	〃
年金を受けている人が死亡したとき	年金受給権者死亡届	14日以内 〔注２〕	年金事務所 （遺族基礎・障害基礎のみは市町村役場）
未支給年金・保険給付を受けようとするとき	未支給年金・保険給付請求書	速やかに	〃
二つ以上の年金が受けられるようになったとき	年金受給選択申出書	〃	後発年金の裁定請求書の請求先（市区町村，年金事務所，私学事業団，各共済組合）

〔注１〕住基ネットを通して確認ができる人等には送付されません。
〔注２〕住基ネットを通して確認ができる人は原則提出不要です。
ただし遺族年金を受けている方で氏名を変えたときは，氏名変更の理由を確認する必要があります。

第３章　私学共済制度における年金等給付

第１節　一元化前・後の給付のしくみ

１　一元化前の給付のしくみ

年金給付のしくみは大きく二つに分かれており，基礎年金の上乗せ給付として，「民間サラリーマン」に対しては厚生年金が日本年金機構から，「私学教職員及び公務員」に対しては共済年金が私学事業団及び各共済組合から，それぞれ支給されていました（P.331図参照）。

「１階部分」は，全国民共通の年金として，加入した期間の長さ等に比例して計算され，支給される老齢基礎年金です。老齢基礎年金は，日本年金機構が支給します。

「２階部分」は，厚生年金や共済年金として，それぞれの加入した期間の長さと加入者の報酬に基づき計算され，支給される年金です（報酬比例部分）。

さらに，私学教職員及び公務員については，公的年金として支給される共済年金の一部として「３階部分」が，「２階部分」と同様のしくみで加入期間及び報酬に基づき計算され，支給されます（職域部分）。

なお，民間サラリーマンについても，「３階部分」として，各企業が加入する確定給付企業年金等の企業年金が支給される場合があります。次頁のうち，この企業年金を除くものが，公的年金になります。

２　一元化後の給付のしくみ

被用者年金制度の一元化に伴い，私学教職員及び公務員も厚生年金保険の被保険者となり，また，国家公務員共済組合連合会，地方公務員共済組合連合会及び私学事業団は，日本年金機構同様，厚生年金保険の給

付を行う「実施機関」と位置付けられました。平成27年10月以降に受給権が発生する「報酬比例部分（２階部分）」の年金は厚生年金として，各実施機関から支給されます。また，公的年金に位置付けられていた共済年金の職域部分の年金（旧３階年金）は廃止され，廃止後は新たな年金として退職等年金給付（新３階年金）が創設されました。この退職等年金給付にかかる掛金は，短期給付等の掛金や加入者保険料（厚生年金保険としての保険料）と併せて私学事業団が徴収します。

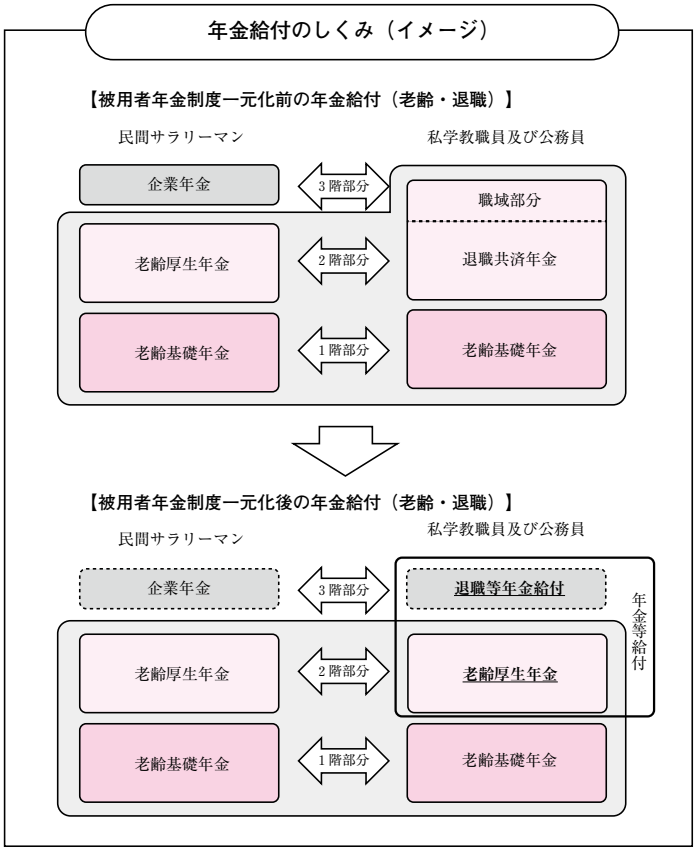

第２節　年金等給付のあらまし及び共通事項

１　年金等給付の種類

私学事業団が決定・支給する年金等給付は，厚生年金給付・経過的職域加算額（共済年金）・退職等年金給付からなり，加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき，障害の状態になったとき，死亡したときに，加入者や遺族の生活の安定のために支払われる年金や一時金の給付をいいます。

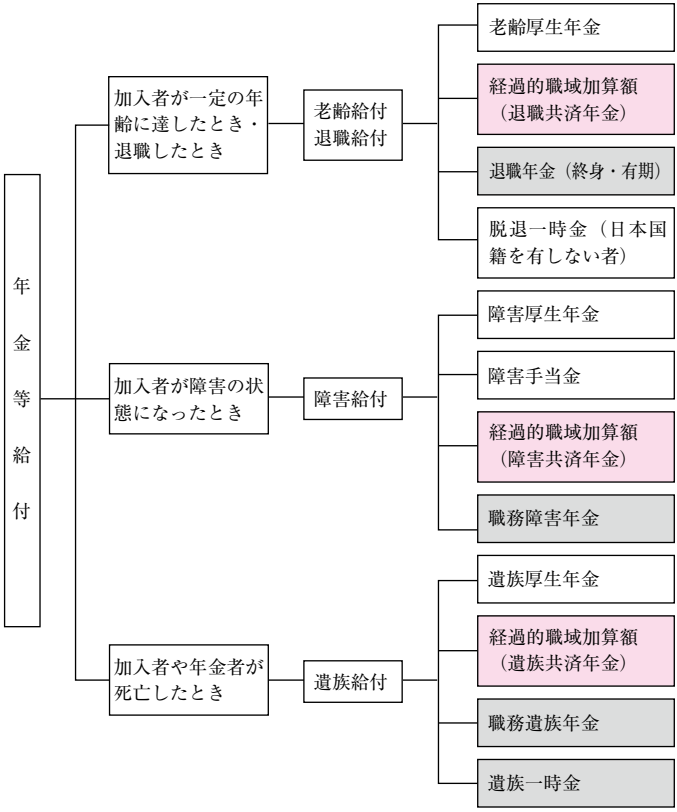

２　年金等給付と基礎年金

厚生年金給付，経過的職域加算額（共済年金），退職等年金給付と国民年金の給付をそれぞれ給付事由ごとに示すと次のようになります。

給付事由	私学事業団の年金等給付	国民年金の給付
老齢 退職	老齢厚生年金 経過的職域加算額（退職共済年金） 退職年金（終身・有期） 日本国籍を有しない者の脱退一時金	老齢基礎年金 日本国籍を有しない者の脱退一時金
障害	障害厚生年金〈障害等級１～３級〉 障害手当金〈障害等級３級に該当しない程度のとき〉 経過的職域加算額（障害共済年金）〈障害等級１～３級〉 職務障害年金〈障害等級１～３級かつ職務上のみ〉	障害基礎年金〈障害等級１～２級のみ〉
死亡	遺族厚生年金 経過的職域加算額（遺族共済年金） 職務遺族年金〈職務上のみ〉 遺族一時金	遺族基礎年金〈子又は子のいる配偶者のみ〉

３　平成27年10月前後の年金等給付の受給パターン

1）　一元化前に共済年金の受給権が発生している場合〈事例①②〉

一元化前に既に共済年金の受給権が発生している場合は，一元化後も引き続き共済年金が支給されます。〔被用者年金一元化法附則第79条〕

ただし，一元化前に特別支給の退職共済年金（65歳前の年金給付）の受給権が発生していて，一元化後に65歳に到達する場合，特別支給の退職共済年金は65歳到達日に失権となり，65歳からの年金給付は，新たに本来支給の老齢厚生年金となります。〔被用者年金一元化法附則第11条第３項〕　また，一元化前の加入期間を算定基礎とする経過的職域加算額（退職共済年金）が発生します。〔被用者年金一元化法附則第

78条〕

2）　一元化前の加入期間を有する人が一元化後に年金の受給権が発生する場合〈事例③〉

一元化後に受給権が発生する年金給付の算定基礎とされる加入期間は，一元化前の期間も第４号厚生年金被保険者期間とみなされます。ただし，脱退一時金の算定基礎となった加入期間は除かれます。〔被用者年金一元化法附則第７条〕

また，標準給与の月額及び標準賞与の額についても，第４号厚生年金被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなされます。〔被用者年金一元化法附則第８条〕

したがって，一元化前の加入期間も含めて厚生年金給付となります。その年金額の構成については基本的に報酬比例部分（２階相当部分）になります。

共済年金制度独自のものである職域部分は廃止されましたが，一元化前（平成27年９月以前）の加入期間については職域部分の期待権が含まれていたものであるため，厚生年金給付とは別に，平成27年９月までの加入期間を算定基礎とする経過的職域加算額（共済年金）が発生します。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第６条，第７条による読み替え後の改正前国共済法第76条，第81条，第88条等〕

3）　一元化後の加入期間に対する３階部分の給付〈事例④〉

共済年金独自のものである職域加算相当（３階相当部分）は廃止となりましたが，平成27年10月以降の加入期間を算定基礎とする退職等年金給付（新３階年金）が発生します。〔法第20条第２項，平成24年国共済改正法附則第９条，第10条〕

〈事例〉

①　平成27年９月30日までに受給権が発生した年金

これまでどおり，共済年金の給付として私学事業団が決定・支払いを行います。

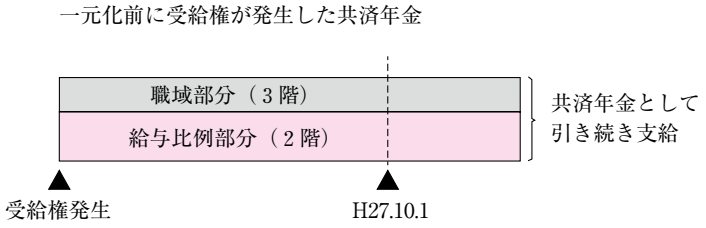

②　平成27年９月30日までに特別支給の退職共済年金の受給権が発生し平成27年10月１日以降に65歳に到達する人の年金

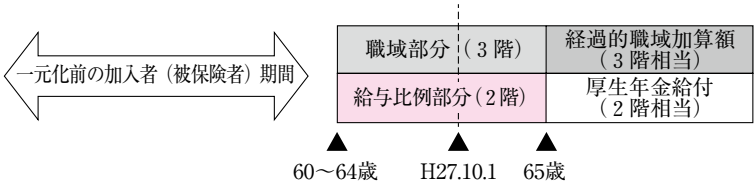

③　平成27年10月１日以降に受給権が発生する年金

厚生年金給付，経過的職域加算額（共済年金）として，私学事業団が決定・支払いを行います。

（経過的職域加算額は，H27.9までの期間に対してのみ）

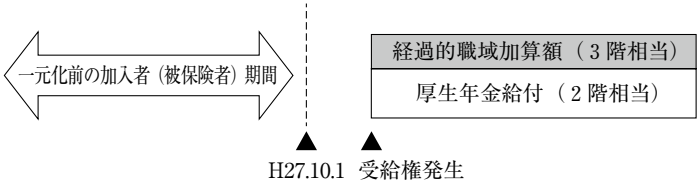

④　平成27年10月以降も加入期間を有し，平成27年10月１日以降に受給権が発生する年金

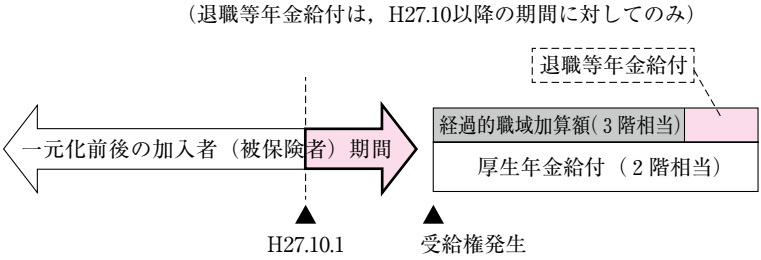

４　給付の決定

厚生年金保険の事務については，被保険者の種別（第１号～第４号厚生年金被保険者）ごとに所管する実施機関（日本年金機構，国共済，地共済及び私学事業団）が行うことになっており，私学事業団は第４号厚生年金被保険者期間にかかる年金の決定及び支払いを行うことになります。また，経過的職域加算額（共済年金）及び退職等年金給付の決定及び支払いも私学事業団が行います。〔厚年法第２条の５，第33条，国共済法第39条，被用者年金一元化法附則第81条，事業団法第23条〕

これらの給付の決定をした人に対しては給付ごとに年金証書を交付します。

〈年金の決定・支払いのイメージ〉

①　老齢厚生年金及び遺族厚生年金（長期要件：老齢給付の受給権を有する人が死亡した場合）等

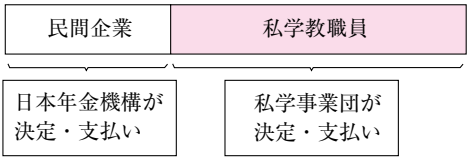

なお，障害給付，遺族給付については，給付事由が生じた実施機関において決定・支払いをすることがあります。

② 障害厚生年金，障害手当金及び遺族厚生年金（短期要件：被保険者が死亡した場合）

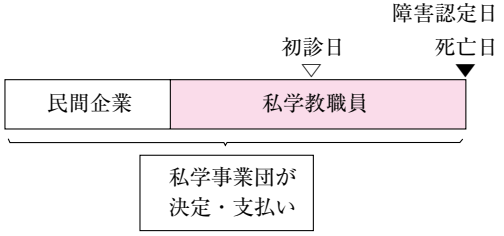

・ 加入期間

・ 決定・支払いの実施機関

５ 請求書・届書のワンストップサービス

一元化前は，請求者が加入していた制度すべてに，それぞれ請求・届出を行わなければならなかったものが，一元化後は，一部の請求書・届書を除き，実施機関間で統一した様式を使用し，原則，一つの請求書類及び添付書類を整備し，希望するいずれか１か所の実施機関に請求手続きを行えばよいことになりました。したがって，民間企業や公務員共済に加入した経歴のある人についても，私学事業団に請求手続きを行うことによって他の実施機関の請求も行ったことになります。これをワンストップサービスといいます。

なお，１か所の実施機関で受け付けられた請求書類及び届出書類については，実施機関間の情報連携により関係する他の実施機関に回付され，年金額の決定・支払い及び届出内容の変更については各実施機関単位で行います。

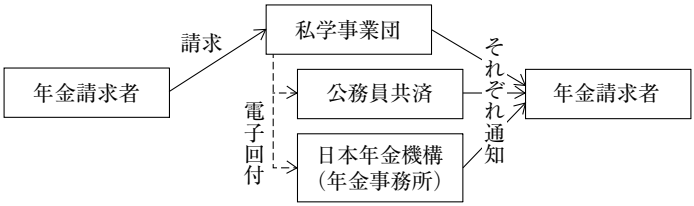

ただし，障害厚生年金の請求，65歳時の老齢厚生年金の請求や日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の請求等，ワンストップサービスの対象とならないものがあります。

６　時効

⑴　厚生年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）を受ける権利は，その給付事由が生じた日から５年を経過したときは，時効によって消滅します。

ただし，年金を受ける権利（基本権）については，当該年金たる給付がその全額につき支給を停止されている間は，時効は進行しません。〔厚年法第92条第１項，第２項，平成27年国共済経過措置政令第12条第1項による読み替え後の厚年法第92条第１項，第２項〕

⑵　退職等年金給付を受ける権利は，その給付事由の生じた日から５年を経過したときは，時効によって消滅します。〔国共済法第111条〕

第３節　被保険者期間と平均標準報酬（月）額

１　被保険者の種別

一元化後は，国家公務員，地方公務員及び私立学校教職員はすべて厚生年金の被保険者となり，次のように被保険者の種別が区分されています。

・民間被用者：第１号厚生年金被保険者（一般厚生年金被保険者）
・国家公務員：第２号厚生年金被保険者（国共済厚生年金被保険者）
・地方公務員：第３号厚生年金被保険者（地共済厚生年金被保険者）
・私学教職員：第４号厚生年金被保険者（私学共済厚生年金被保険者）

２　被保険者の資格の得喪

厚生年金における被保険者資格の取得及び喪失は，被保険者の種別ごとに適用します。厚生年金の適用を受ける私学教職員となった日に第４号厚生年金被保険者の資格を取得し，次の①～③のいずれかに該当したときに資格を喪失します。

①　死亡したとき：死亡日の翌日が資格喪失日

②　退職したとき：退職日の翌日が資格喪失日。ただし，退職日に他

の号の被保険者の資格を取得したときは，退職日が資格喪失日

③　70歳に達したとき：70歳の誕生日の前日が資格喪失日

３　給付の算定基礎となる被保険者期間の計算

被保険者期間は，被保険者の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までの月数で，月単位で計算します。

なお，第４号厚生年金被保険者が資格喪失後，再び第４号厚生年金被保険者となったときは，前後の第４号厚生年金被保険者期間を合算します。

〈事例〉年金等給付の算定基礎となる第４号厚生年金被保険者期間

〈一般的な例〉

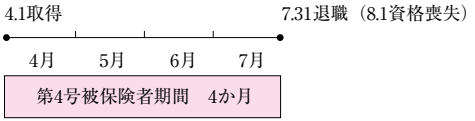

〈月の中途の取得・喪失の例〉

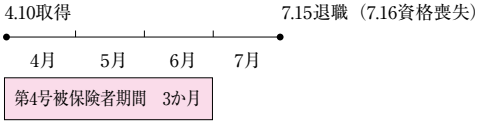

〈資格継続の場合〉

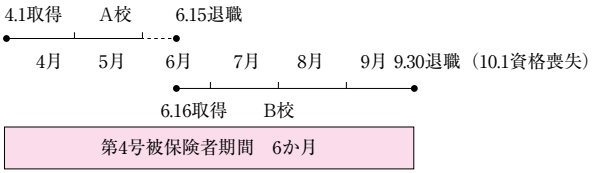

〈70歳に到達した場合〉誕生日7.12

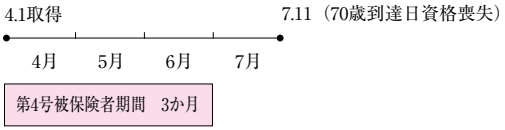

４　異なる種別の厚生年金被保険者となる場合の被保険者期間の計算

厚生年金被保険者の種別が複数あるときは，前述のとおりそれぞれの種別ごとに被保険者期間が計算されます。

第４号厚生年金被保険者の資格を取得した日の属する月に第４号厚生年金被保険者の資格を喪失したときは，その月を１月として計算します。ただし，その月にさらに他の種別の厚生年金被保険者の資格を取得したときは，第４号厚生年金被保険者期間に算入しません。

〈事例〉 同一月の得喪

〈他の種別の被保険者とならない場合〉

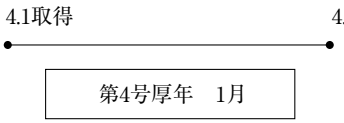

〈他の種別の被保険者となる場合〉

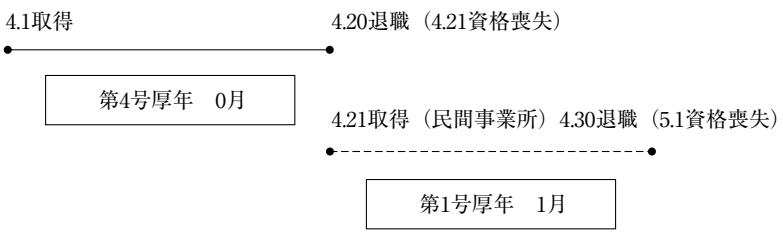

５　一元化前の私学共済の加入者期間

私学共済制度における一元化前の加入期間は第４号厚生年金被保険者期間とみなされます。

ただし，脱退一時金の算定基礎となった加入期間は除かれます。〔被用者年金一元化法附則第７条〕

また，一元化前に私学共済制度の加入者期間に算入することとされた次の期間についても，第４号厚生年金被保険者期間とみなされます。

⑴　私学共済制度設立（昭和29年１月１日）の際，現に厚生年金の被保険者であって，私学共済設立と同時に加入者となった人の厚生年金の被保険者であった期間〔一元化による改正前私学共済法附則第13項〕

⑵　恩給財団解散（昭和29年１月１日）の際，現にその加入教職員である人の恩給財団加入教職員であった期間〔一元化による改正前私学共済法附則第14項〕

なお，恩給財団加入以前から，引き続き恩給財団に加盟していた学校に勤務し，その加入前の勤続期間が５年以上ある場合は，その５分の１に相当する年月数（６年を限度）を恩給財団の加入期間に合算されます。〔恩給財団寄付行為実施規程第16条〕

⑶　切替加入者の当該厚生年金の被保険者であった期間〔昭和48年年金改定法附則第４項〕

⑷　沖縄の私立学校教職共済組合法（1971年立法第83号，昭和46年10月１日施行）の規定による沖縄私学共済の加入者であった期間及び沖縄私学共済の加入者に算入された期間（沖縄私学共済制度の設立まで引き続いている期間に限ります）〔沖縄復帰特別措置法第96条〕

なお，沖縄私学共済の加入者であった期間に算入された期間のうち，昭和44年12月31日以前の期間（この期間を「控除期間」といいます）については，年金額の算定に当たって特別の控除計算がされます。

〔注〕　前記⑴と⑵の期間が重複するときは，長い方の期間（同じ場合は，いずれか一方の期間）を算入します。〔一元化による改正前私学共済法附則第16項〕

６　一元化前に受給権が発生している退職共済年金等の算定基礎となっている私学共済の加入者期間の取り扱い

前記５のとおり，一元化前の私学共済の加入者期間を第４号厚生年金被保険者期間にみなして老齢厚生年金を計算することになりますが，一

元化施行日の前日において退職共済年金，退職年金，減額退職年金もしくは通算退職年金の受給権を有している場合には，その退職共済年金等の算定基礎となっている期間は，老齢厚生年金の算定基礎となる期間とはしません。

ただし，一元化前に特別支給の退職共済年金を受給している人は，一元化以降に65歳に達すると特別支給の退職共済年金は失権し，65歳以降は新たに本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生することになります。その場合の年金額の算定基礎には，一元化前の私学共済の加入者期間が算入されます。〔被用者年金一元化法附則第11条第１項，第３項〕

７　一元化前の私学共済の加入者期間にかかる標準給与の月額及び標準賞与の額の取り扱い

一元化前の私学共済の加入者期間にかかる標準給与の月額及び標準賞与の額についても，加入者期間同様，第４号厚生年金被保険者期間にかかる各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなされます。〔被用者年金一元化法附則第８条〕

８　厚生年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）の額の算定に当たって基準となる平均標準報酬額及び平均標準報酬月額

1)　平均標準報酬額と平均標準報酬月額

厚生年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）の額は，平均標準報酬額を基準として算定します。〔厚年法第43条第１項，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第72条の２〕

ただし，被保険者期間の全部又は一部が平成15年３月以前の期間である場合は，当該被保険者期間については平均標準報酬月額を基準として算定します。〔平成12年国年等改正法附則第20条，平成27年国共済経過措置政令第13条第１項による読み替え後の平成12年国共済改正法附則第11条〕

平均標準報酬額：「平成15年４月以降の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額を再評価したものの総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額」です。

平均標準報酬月額：原則として「平成15年３月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を再評価したものの総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額」です。

〔注〕平均標準報酬額及び平均標準報酬月額に50銭未満の端数が生じたときは，これを切り捨て，50銭以上１円未満の端数が生じたときは，これを１円に切り上げます。〔厚年政令第３条，平成27年改正政令第12条第１項による読み替え後の改正前法第24条第１項〕

2)　昭和61年４月１日前の各月の標準報酬月額

一元化前の私学共済の加入者期間にかかる標準給与の月額は，第４号厚生年金被保険者期間にかかる各月の標準報酬月額とみなされますが，昭和61年４月１日前の各月の標準給与の月額は，一元化後においても私学共済固有の再評価したものを昭和61年４月１日前の各月の第４号厚生年金被保険者期間の標準報酬月額とみなします。〔被用者年金一元化法附則第８条第１項，昭和60年改正法附則第４条〕

⑴　昭和61年４月１日に引き続く被保険者期間の標準報酬月額

原則として，昭和61年３月31日以前５年間（昭和56年４月～昭和61年３月）の被保険者期間における標準報酬月額を昭和60年度の水準まで引き上げた後の額（被保険者期間の区分に応じた率（P.346表１参照）を当該標準報酬月額に乗じて得た額を加算した後の額）の平均額に，その人の昭和61年４月１日まで引き続く被保険者期間の年数に応じた補正率（P.346表２参照）を乗じて得た額を，昭和61年４月１日まで引き続く被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

ただし，昭和29年１月１日以降昭和61年４月１日まで引き続く被保

険者期間における各月の標準報酬月額を再評価率（P.346表３参照）により乗じた後の額の総額の平均額が上回る場合は，その額をもって当該被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

⑵　昭和61年３月31日以前退職にかかる被保険者期間の標準報酬月額

原則として，昭和61年３月31日以前の退職にかかる被保険者期間ごとに，昭和61年３月31日においてその人が受給権を有していた通算退職年金の額（同日に通算退職年金の受給権を有していなかった人については，退職時受給権を有していたとしたならば同日において受けるべき通算退職年金の額）の算定基礎となっている旧共済法の規定による平均標準給与月額（昭和60年３月31日以前に退職した人については，昭和60年度の水準にするため，P.347表４により増額改定した後の額）に，５年換算率（P.347表５参照）を乗じて５年間の平均の額にみなし，その額に補正率（P.346表２参照）を乗じて得た額を当該被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

ただし，前記⑴と同様に，当該被保険者期間（昭和29年１月１日以降の被保険者期間に限ります）の各月の標準報酬月額に再評価率（P.346表３参照）を乗じた後の額の総額の平均額が上回る場合は，その額をもって当該被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなします。

なお，前記⑴又は⑵の算出方法により算出された昭和61年３月31日以前の被保険者期間の各月の標準報酬月額とみなされた額が47万円を超える場合は，47万円を標準報酬月額とみなします。

また，５年平均や５年換算を算出するに当たっては，昭和60年度中に標準報酬変更や定時決定で標準報酬月額が上位の等級に改定された人及び昭和60年度中に報酬月額が46万5,000円以上であることにより46万円を標準報酬月額とされた期間を有する人にかかる標準報酬月額などについては一定の加算が行われます。

〈事例〉

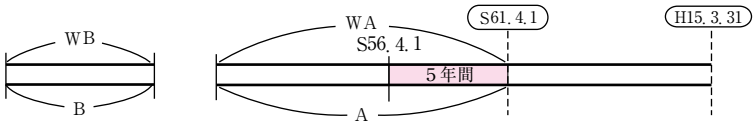

①　昭和61年４月１日に引き続く期間（A）の標準報酬月額（WA）

次のうち，いずれか高い額（ただし，47万円を限度とします）

(a)　S61.3.31以前5年間の標準報酬月額（P.346表1）の率を乗じた額を加算した額の平均　×　A期間分の補正率（P.346表2）

(b)　$\dfrac{\text{（A期間の各月の標準報酬月額×再評価率（P.346表3））の総額}}{\text{A期間の月数}}$

〔注〕 (b)の算定対象期間は，昭和29年１月以降（「恩給財団の従前の例による者であった期間」を有する人については昭和37年１月以降，「沖縄私学共済の加入者期間に算入された期間」を有する人については昭和45年１月以降）の被保険者期間です（②(b)も同じ）。

②　昭和61年３月31日以前に退職している期間（B）の標準報酬月額（WB）

次のうち，いずれか高い額（ただし，47万円を限度とします）

(a)　$\dfrac{\text{（S61.3.31時点の}^{*}\text{旧平均標準給与年額}\times\overbrace{\text{年額に応じた改定率＋加算額）}}^{\text{S60.3.31以前に退職した人に限ります}}\ \text{（P.347表４）}}{\text{退職年金，減額退職年金，障害年金の受給権者の場合は，S61.4.1時点の平均標準給与の年額}\times\dfrac{1}{12}\times\underset{\text{（P.347表５）}}{\text{B期間の５年換算率}}\times\underset{\text{（P.346表２）}}{\text{B期間の補正率}}}$

(b)　$\dfrac{\text{（B期間の各月の標準報酬月額×再評価率（P.346表３））の総額}}{\text{B期間の月数}}$

＊旧共済法の規定による通算退職年金の算定基礎となる旧平均標準給与月額の12倍に相当する額をいいます。

〔注〕 ①退職が２回以上ある場合は各期間ごとに算定します。

②昭和36年12月以前に退職している期間については，算定方法が異なります。

表１　加算額算出率

期間の区分	率
昭和56年4月～昭和57年3月	0.109
昭和57年4月～昭和58年3月	0.109
昭和58年4月～昭和59年3月	0.087
昭和59年4月～昭和60年3月	0.052

表２　補正率

S61.4.1まで引き続く期間の年数の区分	比率
５年以下	1.000
５年を超え６年以下	0.993
６年を超え７年以下	0.977
７年を超え８年以下	0.961
８年を超え９年以下	0.943
９年を超え10年以下	0.926
10年を超え11年以下	0.911
11年を超え12年以下	0.895
12年を超え13年以下	0.880
13年を超え14年以下	0.865
14年を超え15年以下	0.851
15年を超え16年以下	0.837
16年を超え17年以下	0.825
17年を超え18年以下	0.812
18年を超え19年以下	0.799
19年を超え20年以下	0.787
20年を超え21年以下	0.776
21年を超え22年以下	0.765
22年を超え23年以下	0.755
23年を超え24年以下	0.744
24年を超え25年以下	0.735
25年を超え26年以下	0.727
26年を超え27年以下	0.720
27年を超え28年以下	0.712
28年を超え29年以下	0.707
29年を超え30年以下	0.702
30年を超え31年以下	0.697
31年を超え32年以下	0.693
32年を超え33年以下	0.689
33年を超え34年以下	0.687
34年を超えるもの	0.685

表３　再評価率

期間の区分	乗率
昭和29年１月～昭和30年３月	21.38
昭和30年４月～昭和31年３月	20.42
昭和31年４月～昭和32年５月	19.63
昭和32年６月～昭和34年３月	17.78
昭和34年４月～昭和35年３月	16.81
昭和35年４月～昭和36年12月	15.10
昭和37年１月～昭和38年３月	11.74
昭和38年４月～昭和39年３月	10.39
昭和39年４月～昭和40年６月	9.30
昭和40年７月～昭和42年３月	7.77
昭和42年４月～昭和43年３月	6.96
昭和43年４月～昭和44年10月	6.20
昭和44年11月～昭和46年９月	5.04
昭和46年10月～昭和47年９月	4.13
昭和47年10月～昭和48年９月	3.59
昭和48年10月～昭和49年８月	2.95
昭和49年９月～昭和50年７月	2.32
昭和50年８月～昭和51年６月	1.90
昭和51年７月～昭和52年３月	1.70
昭和52年４月～昭和53年３月	1.57
昭和53年４月～昭和54年３月	1.44
昭和54年４月～昭和55年３月	1.35
昭和55年４月～昭和56年３月	1.26
昭和56年４月～昭和57年３月	1.19
昭和57年４月～昭和58年３月	1.12
昭和58年４月～昭和59年３月	1.08
昭和59年４月～昭和60年３月	1.04
昭和60年４月～昭和61年３月	1.00

表４　給与改定率（昭和60年３月31日以前に退職した人に限ります）

年額の区分	率	加算額
1,200,000円未満	1.053	
1,200,000円以上5,388,236円未満	1.051	2,400円
5,388,236円以上	1.000	277,200円

表５　５年換算率

期間の年数の区分	比率
１年以下	1.000
１年を超え２年以下	0.988
２年を超え３年以下	0.967
３年を超え４年以下	0.950
４年を超え５年以下	0.936
５年を超え６年以下	0.926
６年を超え７年以下	0.918
７年を超え８年以下	0.913
８年を超え９年以下	0.910
９年を超え10年以下	0.909
10年を超え11年以下	0.909
11年を超え12年以下	0.911
12年を超え13年以下	0.913
13年を超え14年以下	0.916
14年を超え15年以下	0.918
15年を超え16年以下	0.921
16年を超え17年以下	0.923
17年を超え18年以下	0.924
18年を超え19年以下	0.925
19年を超え20年以下	0.926
20年を超え21年以下	0.927
21年を超え22年以下	0.928
22年を超え23年以下	0.930
23年を超え24年以下	0.932
24年を超え25年以下	0.935
25年を超え26年以下	0.938
26年を超え27年以下	0.941
27年を超え28年以下	0.944
28年を超え29年以下	0.947
29年を超え30年以下	0.950
30年を超え31年以下	0.953
31年を超え32年以下	0.956
32年を超え33年以下	0.960
33年を超え34年以下	0.964
34年を超えるもの	0.970

９　平均標準報酬額及び平均標準報酬月額の再評価（H16 計算と H16 従前計算）

1）　H16計算

平成16年の法律改正により，平均標準報酬額及び平均標準報酬月額は，原則として毎年，１人あたりの手取り賃金や物価の変動等を指標として再評価し，それらを合計したものを平均した額で算出します。このことを「H16平均標準報酬額」及び「H16平均標準報酬月額」とい

います。

「H16平均標準報酬額」及び「H16平均標準報酬月額」は，生年月日や被保険者期間の区分に応じて，次の再評価率表により算出します。

令和６年度再評価率

受給権者生年月日 期間の区分	～S5.4.1	S5.4.2～ S6.4.1	S6.4.2～ S7.4.1	S7.4.2～ S8.4.1	S8.4.2～ S10.4.1	S10.4.2～ S11.4.1	S11.4.2～ S12.4.1	S12.4.2～ S13.4.1	S13.4.2～ S31.4.1	S31.4.2～
S62.3 以前	1.273	1.284	1.313	1.319	1.319	1.325	1.335	1.346	1.347	1.352
S62.4～S63.3	1.241	1.254	1.280	1.286	1.286	1.291	1.300	1.311	1.313	1.317
S63.4～H1.11	1.210	1.221	1.249	1.255	1.255	1.260	1.269	1.279	1.280	1.284
H1.12～H3.3	1.138	1.148	1.173	1.178	1.178	1.183	1.192	1.202	1.203	1.206
H3.4～H4.3	1.085	1.097	1.120	1.126	1.126	1.131	1.139	1.147	1.148	1.151
H4.4～H5.3	1.054	1.064	1.087	1.093	1.093	1.098	1.107	1.115	1.116	1.119
H5.4～H6.3	1.033	1.043	1.065	1.071	1.071	1.076	1.083	1.092	1.093	1.096
H6.4～H7.3	1.025	1.025	1.045	1.051	1.051	1.055	1.062	1.071	1.071	1.075
H7.4～H8.3	1.024	1.024	1.024	1.029	1.029	1.033	1.040	1.049	1.050	1.053
H8.4～H9.3	1.020	1.020	1.020	1.015	1.015	1.020	1.028	1.036	1.037	1.040
H9.4～H10.3	0.998	0.998	0.998	0.998	1.001	1.005	1.013	1.023	1.024	1.027
H10.4～H11.3	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.996	1.001	1.010	1.011	1.014
H11.4～H12.3	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	0.995	1.000	1.009	1.010	1.013
H12.4～H13.3	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.009	1.010	1.013
H13.4～H14.3	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.007	1.009	1.012
H14.4～H15.3	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.017	1.015	1.018
H15.4～H16.3	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.018	1.021
H16.4～H17.3	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.020	1.022
H17.4～H18.3	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.022	1.024
H18.4～H19.3	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.024	1.022	1.024
H19.4～H20.3	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.022	1.018	1.021
H20.4～H21.3	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.003	1.001	1.004
H21.4～H22.3	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.016	1.014	1.017
H22.4～H23.3	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.023	1.020	1.022
H23.4～H24.3	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.025	1.023	1.025
H24.4～H25.3	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.026	1.024	1.027
H25.4～H26.3	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.028	1.026	1.029
H26.4～H27.3	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.996	0.999
H27.4～H28.3	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.993	0.991	0.994
H28.4～H29.3	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.996	0.994	0.997
H29.4～H30.3	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.992	0.990	0.993
H30.4～H31.3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981	0.984
H31.4～R2.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978	0.981
R2.4～R3.3	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.980	0.978	0.978
R3.4～R4.3	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.983	0.981	0.981
R4.4～R5.3	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.958	0.956	0.956
R5.4～R6.3	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.926	0.926
R6.4～R7.3	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.928	0.926	0.926

2）　H16従前計算

平成12年の法律改正において給付と負担の均衡を図るため，給付乗率の５％適正化が行われましたが，急激な年金額の減額を防止するため，改正前の再評価率を基準として次のように保障用の再評価率が定められています。この再評価率を使って算出したものを，「H16平均標準報酬額（従前）」及び「H16平均標準報酬月額（従前）」といいます。

令和６年度従前再評価率表

期間	率	期間	率
～ S62.3	1.22	H23.4 ～ H24.3	0.934
S62.4 ～ S63.3	1.19	H24.4 ～ H25.3	0.937
S63.4 ～ H1.11	1.16	H25.4 ～ H26.3	0.937
H1.12 ～ H3.3	1.09	H26.4 ～ H27.3	0.932
H3.4 ～ H4.3	1.04	H27.4 ～ H28.3	0.909
H4.4 ～ H5.3	1.01	H28.4 ～ H29.3	0.909
H5.4 ～ H12.3	0.99	H29.4 ～ H30.3	0.910
H12.4 ～ H17.3	0.917	H30.4 ～ H31.3	0.910
H17.4 ～ H18.3	0.923	H31.4 ～ R2.3	0.903
H18.4 ～ H19.3	0.926	R2.4 ～ R3.3	0.899
H19.4 ～ H20.3	0.924	R3.4 ～ R4.3	0.900
H20.4 ～ H21.3	0.924	R4.4 ～ R5.3	0.904
H21.4 ～ H22.3	0.914	R5.4 ～ R6.3	0.879
H22.4 ～ H23.3	0.927	R6.4 ～ R7.3	0.853

〔注〕　平成 16 年の法律改正による改正後の年金額の水準（「本来水準」といいます）が改正前を下回る間，改正前の年金額の水準（「特例水準」といいます）の保障が行われていましたが，平成 25 年 10 月から平成 27 年 4 月までに特例水準の段階的な引き下げが図られ，平成 27 年度以降は，特例水準による平均標準報酬額（H12 平均標準報酬額，H12 平均標準報酬額（従前））及び平均標準報酬月額（H12 平均標準報酬月額，H12 平均標準報酬月額（従前））はなくなりました。

第４節　年金額の給付水準と改定

１　厚生年金（共済年金）の年金額の計算のしくみ

厚生年金（共済年金）の年金額は，被保険者（加入者）が厚生年金保険に加入された期間の月数と，その間の標準報酬月額及び標準賞与額によって計算します。

現在の年金額計算は，平成16年の法律改正によって基本的な考え方が定められたものです。計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額を，法令により定められた再評価率を乗じたうえで平均し，年金額を計算します（P.342「平均標準報酬額及び平均標準報酬月額」参照）。

ただし，平成12年の法律改正で行われた給付の適性化等における経過措置も踏襲されており，下図のようにそれぞれの水準で計算した額を比較して，高い方を年金額として決定するしくみになっています。

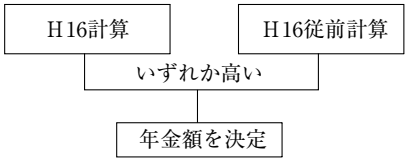

H16計算　　：平成16年法律改正後の報酬比例部分の計算における，平成12年法律改正による５％適正化後の額

H16従前計算：平成16年法律改正後の報酬比例部分の計算における，平成12年法律改正による５％適正化前の額

なお，具体的な年金額の計算方法等については，各給付の頁において説明します。

２　厚生年金（共済年金）の年金額の改定

厚生年金（共済年金）の年金額は，毎年度，名目手取り賃金変動率や物価変動率等を基準として改定することとなっています。

1)　H16計算により算出する年金額の改定

平均標準報酬（月）額を算出する際に用いる再評価率（P.348）を，原則として新規裁定者（67歳までの人）は名目手取り賃金変動率，既裁定者（68歳以降の人）は物価変動率を基準として改定することにより行います。

〔注〕　実質賃金の実績が出るのは２年遅れであり，かつ賃金の伸びについては３年平均をとることとされているため，67歳までは賃金によるスライド，68歳以降は物価によるスライドで改定するものです。

さらに，給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から，公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びを勘案して，調整率を乗じることとされています。これをマクロ経済スライドといい，将来的に財政の収支が均衡する見通しが立つまで実施されます。〔厚年法第43条の２から第43条の５〕

マクロ経済スライドは，賃金や物価の変動率に加え，平均余命の伸びに伴う給付費の増加と，現役世代の負担能力の減少という，マクロで見た負担と給付の変動に応じて給付水準を調整するしくみです。

なお，このマクロ経済スライドは，名目額を割り込むような年金額の調整（減額）は行わないこととなっているため，賃金や物価の上昇率が調整率を上回るほど大きくないときは，調整（減額）が不十分になります。そこで，平成30年４月以降については，反映しきれなかった調整率を次年度以降に繰り越して，調整（減額）していくこととなりました。

〔注〕　調整率は，「公的年金全体の被保険者の変動率」×「平均余命の伸び等を勘案した一定率（0.3％程度）」で，被保険者数の実績により変化します。

また，「特別調整率」「基準年度以後特別調整率」によって，次年度以降に繰り越された調整率を反映していきます。

⑴　新規裁定者

原則として，名目手取り賃金変動率×（調整率×前年度の特別調整率）により，標準報酬月額及び標準賞与額の再評価率を改定します。

ただし，前年度以前３年間の再評価率の改定及び当該年度の再評価率の設定については，次の率を基準とします。

・前々年度，３年度前分の改定…物価変動率×可処分所得割合変化率×（調整率×前年度の特別調整率）
・前年度分…可処分所得割合変化率×（調整率×前年度の特別調整率）
・当該年度分の設定…前年度の再評価率×可処分所得割合変化率×（調整率×前年度の特別調整率）

⑵　既裁定者

原則として，物価変動率×（調整率×前年度の基準年度以後特別調整率）により改定します。

なお，前年度以前３年間の再評価率の改定及び当該年度の再評価率の設定については，新規裁定者と同様に行われます。

2)　H16従前計算により算出する年金額の改定

物価変動率を基準として，当該年度の従前再評価率（P.349表参照）の設定及び従前額改定率の改定を行います。従前額改定率とは，過去の物価変動率を年金額に反映させるための率で，生年月日により異なります。

令和６年度従前額改定率

昭和13年４月１日以前に生まれた人…1.043

昭和13年４月２日以後に生まれた人…1.041

3)　加給年金額等の改定

老齢厚生年金及び障害厚生年金における加給年金額については，受

給権者の生年月日にかかわらず基礎年金の新規裁定者にかかる改定率と同率で改定します。

別表　令和６年度の年金額等一覧

68歳以下：昭和31年4月2日以後生まれ
69歳以上：昭和31年4月1日以前生まれ

【老齢・退職給付】

〈老齢基礎年金額〉
（P.323，373，417，418）

受給権者の年齢	年額
68歳以下	816,000円
69歳以上	813,700円

〈老齢厚生年金・定額単価〉
（P.416，417）

受給権者の年齢	一月当たり
68歳以下	1,701円
69歳以上	1,696円

〈老齢厚生年金・加給年金額〉
（P.411，417，418）

対象者	年額
配偶者	234,800円
１人目・２人目の子	234,800円
３人目以降の子	78,300円

〈加給年金額の特別加算額〉
（P.411，417，418）

受給権者の生年月日	年額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	34,700円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	69,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	104,000円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	138,600円
昭和18年4月2日～	173,300円

【障害給付】

〈障害基礎年金額〉
（P.323，476）

障害等級		年額
１級	68歳以下	1,020,000円
	69歳以上	1,017,125円
２級	68歳以下	816,000円
	69歳以上	813,700円

〈障害基礎年金・子の加算額〉
（P.323，477）

対象者	年額
１人目・２人目の子	234,800円
３人目以降の子	78,300円

〈障害厚生年金・最低保障額〉
（P.495，496，497）

受給権者の年齢	年額
68歳以下	612,000円
69歳以上	610,300円

〈障害厚生年金・加給年金額〉
（P.496，497）

対象者	年額
配偶者	234,800円

〈職務上最低保障額〉
（P.500，501，591）
（経過的職域加算額（職務上）／職務障害年金）

障害等級		年額
１級	68歳以下	4,339,500円
	69歳以上	4,327,000円
２級	68歳以下	2,680,200円
	69歳以上	2,672,500円
３級	68歳以下	2,425,000円
	69歳以上	2,418,100円

〈障害手当金・最低保障額〉
（P.519）

受給権者の年齢	年額
68歳以下	1,224,000円
69歳以上	1,220,600円

【遺族給付】

〈子のいる配偶者に支給される遺族基礎年金額〉（P.323，525）

受給権者の人数		基本額	加算額	合計年額
子が１人いる配偶者	68歳以下	816,000円	234,800円	1,050,800円
	69歳以上	813,700円	234,800円	1,048,500円
子が２人いる配偶者	68歳以下	816,000円	469,600円	1,285,600円
	69歳以上	813,700円	469,600円	1,283,300円
子が３人いる配偶者	68歳以下	816,000円	547,900円	1,363,900円
	69歳以上	813,700円	547,900円	1,361,600円

〈子に支給される遺族基礎年金額〉（P.323，526）

受給権者の人数	基本額	加算額	合計年額
子が１人のとき	816,000円	―	816,000円
子が２人のとき	816,000円	234,800円	1,050,800円
子が３人のとき	816,000円	313,100円	1,129,100円

※３人目以降の子は１人につき78,300円加算されます。

〈中高齢寡婦加算額〉
（P.536，540，541）

年額
612,000円

〈職務上最低保障額〉（P.548，550，601）
（経過的職域加算額（職務上）／職務遺族年金）

受給権者の年齢	基本額
68歳以下	1,084,800円
69歳以上	1,081,700円

〈経過的寡婦加算額〉（P.536，540，541）

受給権者の生年月日	年額	受給権者の生年月日	年額
～昭和2年4月1日	610,300円	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	305,162円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	579,004円	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	284,820円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	550,026円	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	264,477円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	523,118円	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	244,135円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	498,066円	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	223,792円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	474,683円	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	203,450円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	452,810円	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	183,107円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	432,303円	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	162,765円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	413,039円	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	142,422円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	394,909円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	122,080円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	377,814円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	101,737円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	361,669円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	81,395円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	346,397円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	61,052円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	331,929円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	40,710円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	318,203円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	20,367円

※ 昭和31年4月2日以降生まれの受給権者には，経過的寡婦加算はありません。

第５節　退職一時金の返還

過去に退職一時金の支給を受けた人が老齢厚生年金などの年金の受給権を取得したときは，支給を受けた退職一時金は返還しなければならないことになっています。〔被用者年金一元化法附則第39条，第40条，平成27年国共済経過措置政令第14条による読み替え後の一元化法附則第39条，第40条〕

１　退職一時金を全額受給した期間

昭和36年３月31日以前に退職した人及び女子加入者など選択権の行使により凍結額の控除を受けずに退職一時金を全額受給し，再び私学に就職して**第４号厚生年金被保険者期間が20年以上になる人**については，一時金の対象となった期間も老齢厚生年金などの算定基礎となるため，一時金の返還が必要となります（〈事例１〉①）。

私学共済の加入者期間が20年に満たない人については，一時金を受けた期間は老齢厚生年金などの算定基礎とはなりません。したがって一時金の返還は不要です（〈事例１〉②，③）。

〈事例１〉　退職一時金を全額受給した期間がある場合　　〔注〕 ---- ＝ 他制度
△ ＝ 受給権の発生

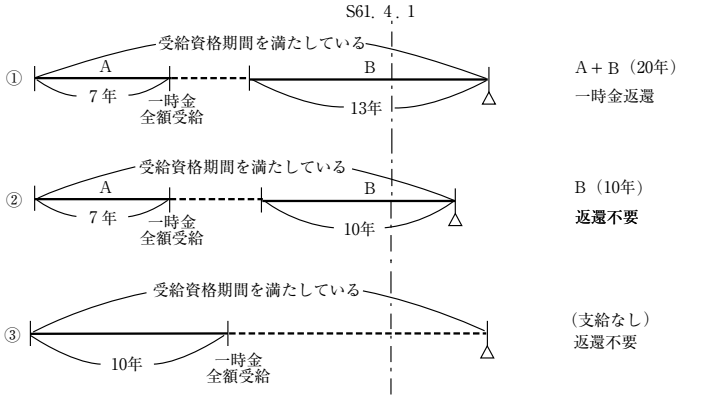

２　凍結額控除後の退職一時金を受給した期間

退職一時金の対象となった期間はすべて老齢厚生年金などの算定基礎となるため，支給を受けた凍結額控除後の退職一時金は返還していただくことになります（〈事例２〉①，②，③）。

〈事例２〉　退職一時金から凍結額を控除された期間がある場合

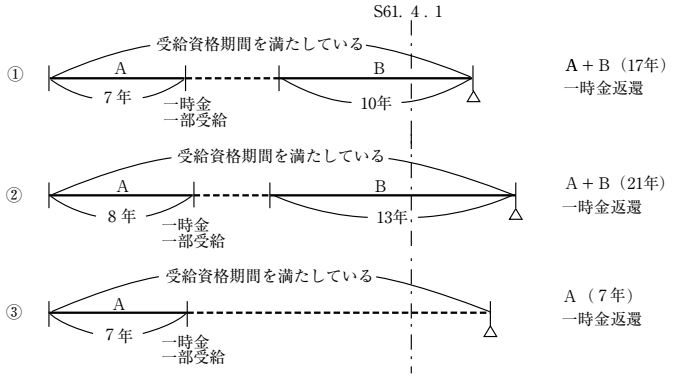

３　退職一時金を全額凍結した期間

退職一時金の対象となった期間は，老齢厚生年金などの算定基礎とな

ります。退職一時金の返還については，一時金を受給していないため返還は不要です（〈事例３〉①，②）。

〈事例３〉　退職一時金を全額凍結した期間がある場合

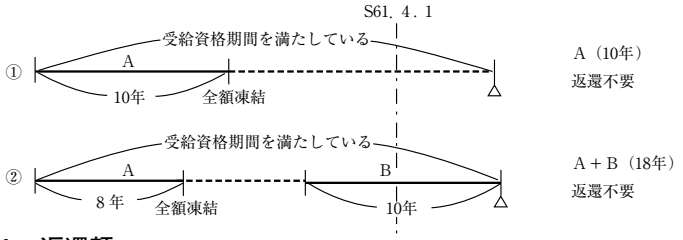

４　返還額

返還額は，支給を受けた退職一時金等の額に利子相当額（一時金を支給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等の受給権が生じた月までの期間につき複利計算した金額）を加えた額です。〔被用者年金一元化法附則第39条第４項，平成27年国共済経過措置政令第14条，第116条〕

期　　間	利率(年)	対象期間の年数	対象期間の端数月
～平成13年３月	5.5%	t_1	t'_1
平成13年４月～平成17年３月	4.0%	t_2	t'_2
平成17年４月～平成18年３月	1.6%	t_3	t'_3
平成18年４月～平成19年３月	2.3%	t_4	t'_4
平成19年４月～平成20年３月	2.6%	t_5	t'_5
平成20年４月～平成21年３月	3.0%	t_6	t'_6
平成21年４月～平成22年３月	3.2%	t_7	t'_7
平成22年４月～平成23年３月	1.8%	t_8	t'_8
平成23年４月～平成24年３月	1.9%	t_9	t'_9
平成24年４月～平成25年３月	2.0%	t_{10}	t'_{10}
平成25年４月～平成26年３月	2.2%	t_{11}	t'_{11}
平成26年４月～平成27年３月	2.6%	t_{12}	t'_{12}
平成27年４月～平成28年３月	1.7%	t_{13}	t'_{13}
平成28年４月～平成29年３月	2.0%	t_{14}	t'_{14}
平成29年４月～平成30年３月	2.4%	t_{15}	t'_{15}
平成30年４月～平成31年３月	2.8%	t_{16}	t'_{16}
平成31年４月～令和２年３月	3.1%	t_{17}	t'_{17}
令和２年４月～令和３年３月	1.7%	t_{18}	t'_{18}

令和３年４月～令和４年３月	1.7%	t_{19}	t'_{19}
令和４年４月～令和５年３月	1.7%	t_{20}	t'_{20}
令和５年４月～令和６年３月	1.6%	t_{21}	t'_{21}
令和６年４月～令和７年３月	1.6%	t_{22}	t'_{22}
令和７年４月～	1.7%	t_{23}	t'_{23}

退職一時金等返還にかかる利子の利率は，政令で規定されています。

【算式】

$$\text{返還額}=\text{支給を受けた一時金額}\times\left\{(1+0.055)^{t_1}+t'_1\left\{\frac{(1+0.055)^{t_1+1}-(1+0.055)^{t_1}}{12}\right\}\right\}$$
$$\times\left\{(1+0.04)^{t_2}+t'_2\left\{\frac{(1+0.04)^{t_2+1}-(1+0.04)^{t_2}}{12}\right\}\right\}$$
$$\vdots$$
$$\times\left\{(1+0.017)^{t_{23}}+t'_{23}\left\{\frac{(1+0.017)^{t_{23}+1}-(1+0.017)^{t_{23}}}{12}\right\}\right\}$$

５　返還方法

返還方法は大別して次の２通りです。

①　年金の支給期ごとに，その支給額の２分の１相当額を返還が終わるまで順次に控除する方法

②　１年以内に返還が終わるように，一括又は分割して現金により金融機関から払い込む方法

〈返還が終わる前に再就職したとき〉

上記①の方法を申し出た場合は，年金の全部が支給停止されている間は返還の必要はありません。ただし，年金が支給されるようになると控除を再開します。

上記②の方法を申し出た場合は，年金の全部が支給停止となっている間も返還を続けることになります。

〈返還が終わる前に死亡したとき〉

遺族厚生年金の受給権が発生するときは，遺族厚生年金の受給権者が返還残額を返還することになります。返還方法は原則として死亡した年

金受給権者が選択した返還方法を引き継ぐことになります。

なお，遺族厚生年金の受給権が発生しないときは，返還の必要はありません。

６　返還方法の申し出

年金の請求書の「一時金返還」欄で，返還方法の申し出をしてください。

第６節　給付にかかる雑則

１　損害賠償請求権（第三者行為にかかる損害賠償及び支給停止）

給付事由が第三者の行為により発生した場合，私学事業団は給付の価額の限度で受給権者の有する損害賠償の請求権を取得することになります。

また，受給権者が同一の事由について損害賠償を受けたときは，私学事業団は，その価額の限度で給付しないことができます。〔厚年法第40条，第78条の25，改正前国共済法第48条，国共済法第47条〕，〔厚労省通知「厚年法及び国年法に基づく給付と損害賠償額との調整の取扱い」〕

２　不正利得の徴収（受給者などからの費用の徴収）

偽りその他不正な手段によって年金等給付を受けた人があるときは，私学事業団はその人から給付に要した全部又は一部を徴収することができます。また，その場合，退職等年金給付については学校法人等が虚偽の報告又は証明によって，もしくは保険医が私学事業団へ提出する診断書に虚偽の記載をしたことによって給付されたときは，連帯して責任を負わせることができます。〔厚年法第40条の２，改正前国共済法第47条，国共済法第46条〕

３　給付を受ける権利の保護

給付の受給権は第三者に譲渡したり，これを担保に供したり又は差し押さえることが禁止されています。しかし，老齢・退職給付を受ける権利は，国税滞納処分（その例による処分を含みます）により差し押さえ

られることがあります。〔厚年法第41条〕

また，年金である給付を受ける権利については，株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対してのみ，担保に供することができました。〔被用者年金一元化法附則第122条，平成27年改正政令第15条，株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第２条〕

しかし，令和２年に公布された年金制度の法律改正により，株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対し，新たに担保に供することができるのは令和４年３月末までとなりました。

令和４年４月以降，家計に関する支援が必要な方はお住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。また，一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。

詳しくは，各機関にお問い合わせください。

第４章　老齢・退職給付

第１節　老齢基礎年金

１　対象者

老齢基礎年金は，原則として大正15年４月２日以後に生まれた人を対象としています。したがって，大正15年４月１日以前に生まれた人は，老齢基礎年金の対象となりません。

また，大正15年４月２日以後に生まれた人であっても，次の人は老齢基礎年金の対象となりません。〔昭和60年国年等改正法附則第31条〕

①　旧厚生年金保険法，旧船員保険法の老齢年金受給権者

②　共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者で，昭和６年４月１日以前に生まれた人

老齢基礎年金の対象となるか

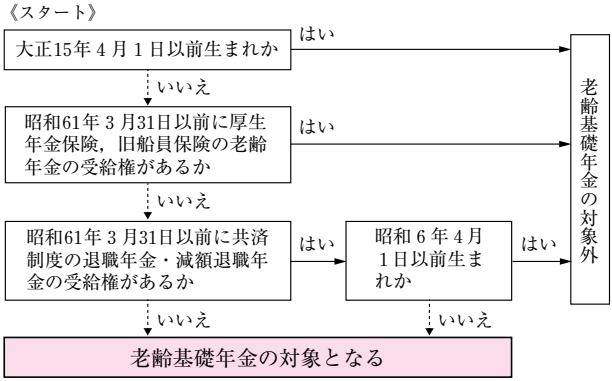

なお，老齢基礎年金の対象にならない人が公的年金制度に加入した期間については，次のような取り扱いとなります。

①　国民年金の加入期間

→旧国民年金法による老齢年金，通算老齢年金を支給

②　厚生年金の加入期間

→旧厚生年金保険法による老齢年金，通算老齢年金を支給

③　共済制度の加入期間

→新共済法による退職共済年金を支給

〈事　例〉　退職年金受給権者が公的年金制度に加入した場合の年金

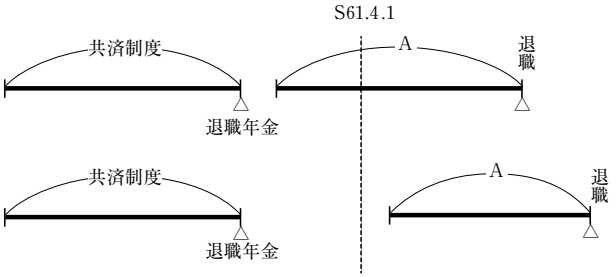

A期間	昭和６年４月１日以前生まれの人		昭和６年４月２日以後生まれの人	
国民年金	退職年金	老齢年金又は通算老齢年金	退職年金	老齢基礎年金
厚生年金	退職年金	老齢年金又は通算老齢年金	退職年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
共済制度	退職年金	退職共済年金	退職年金	退職共済年金 老齢基礎年金

２　受給要件

老齢基礎年金は，受給資格期間（**保険料納付済期間，保険料免除期間及び合算対象期間**）を合算して10年以上ある人が65歳に達したときに，支給されます（〈事例〉①）。〔国年法第26条〕

また，65歳以後も国民年金の被保険者である人（第２号被保険者で退

職（老齢）年金等の受給権のない人等）は，受給資格期間が10年に達したときに老齢基礎年金が支給されます（〈事例〉②）。〔昭和60年国年等改正法附則第18条第１項〕

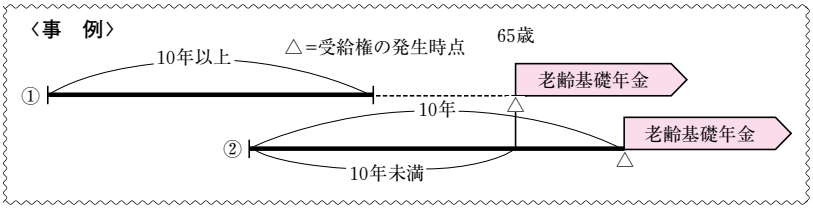

※平成29年８月施行の法律改正により，受給資格期間が原則25年から10年に短縮されました。

※平成29年７月までに原則25年の受給資格期間を満たしていないが，年齢等，他の要件に該当する人について，10年の受給資格期間を満たしている場合は，平成29年８月１日に年金の受給権が発生します。

３　受給資格期間

老齢基礎年金の受給要件を満たすための受給資格期間には，国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間のほか，昭和61年３月以前の私学共済の加入者期間などで国民年金の保険料納付済期間とみなされる期間や合算対象期間が含まれます。

1）　保険料納付済期間

老齢基礎年金の算定基礎となる期間で，次の期間をいいます。〔国年法第５条第１項，国年法附則第５条第10項，昭和60年国年等改正法附則第８条第２項・第４項〕

①　国民年金の第１号被保険者及び昭和61年３月以前の国民年金の被保険者期間（いずれも任意加入被保険者として加入した期間を含みます）のうち，国民年金の保険料を納めた期間

②　国民年金の第２号被保険者期間のうち，20歳以上60歳未満の期間（ただし，障害基礎年金と遺族基礎年金については，20歳前の期間と60

歳以後の期間も保険料納付済期間とされます）

③　国民年金の第３号被保険者期間

④　昭和36年４月から昭和61年３月までの私学共済の加入者期間，共済組合の組合員期間，厚生年金・旧船員保険の被保険者期間のうち，20歳以上60歳未満の期間（ただし，障害基礎年金と遺族基礎年金については，20歳前の期間と60歳以後の期間も保険料納付済期間とされます）

〔注１〕 旧厚生年金の第３種被保険者（坑内員・船員）や国共済・地共済の船員組合員であった期間については，$\frac{4}{3}$倍する等の特例があります。ただし，老齢基礎年金額を算出する際には，この特例の適用がないものとして計算されます。

〔注２〕 公的年金制度加入期間が重複している場合は，次の優先順位に基づく一つの期間についてのみ保険料納付済期間として取り扱われます。

１国民年金　２旧船員保険　３厚生年金　４国家公務員共済組合

５地方公務員等共済組合　６私立学校教職員共済

2）　保険料免除期間

国民年金の保険料の納付を免除された期間を合算した期間で，国民年金法の規定に該当することにより納付を免除された期間**（法定免除期間）**と申請によって納付を免除された期間**（申請免除期間）**があります。

この申請免除は，全額免除・４分の３免除（平成18年７月～）・半額免除・４分の１免除（平成18年７月～）の４段階です。〔国年法第５条第２項～第６項〕

また，平成12年４月からは学生の納付特例期間〔国年法第90条の３〕が，平成17年４月からは30歳未満の第１号被保険者の若年者納付猶予期間があります。〔平成16年国年等改正法附則第19条〕（P.321参照）

ただし，学生の納付特例期間及び若年者納付猶予期間は，法定免除期間や申請免除期間とは異なり，老齢基礎年金の年金額には反映され

ません。〔国年法第27条〕

3)　時効消滅不整合期間にかかる「特定期間」（平成25年６月改正）

昭和61年４月から平成25年６月までの間にある第３号被保険者期間のうち，第１号被保険者期間になるものとして記録が訂正されたいわゆる「第３号不整合期間」であって，その訂正した時点において国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間（「時効消滅不整合期間」といいます）は，時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届を年金事務所に届け出た場合，その届け出が行われた日以後，当該届け出にかかる時効消滅不整合期間（「特定期間」）を学生納付特例期間と同様に，年金受給資格期間に算入することができます。〔国年法附則第９条の４の２〕

4)　中国残留邦人等にかかる被保険者期間の特例

永住帰国した中国残留邦人等であって次の要件を満たす人については，保険料を追納できる仕組みが設けられています。

⑴　昭和36年４月１日以降に初めて永住帰国したこと

⑵　永住帰国した日から引き続き１年以上日本に住所を有していること

この条件を満たす人のうち，昭和22年１月１日以後に生まれた人については，永住帰国した日の前日までの20歳以上60歳未満の期間（昭和56年12月31日までの期間のうち，日本国籍を有していなかった期間及び保険料納付済期間は除きます）は，保険料免除期間とみなされます。

この保険料免除期間とみなされた期間の保険料は，追納可能です。

〔中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条，施行令第８条〕

5)　合算対象期間

老齢基礎年金の受給資格期間には算入される期間でありながら，老齢基礎年金の額の算定基礎にはならない期間（いわゆる「カラ期間」）です。〔国年法附則第９条，昭和60年国年等改正法附則第８条第４項・第５項〕

⑴　被用者年金制度の加入者の場合

①　昭和36年４月以降の被用者年金制度の加入期間のうち，20歳未満の期間及び60歳以後の期間

②　昭和36年４月まで引き続いている昭和36年３月以前の私学共済の加入者期間及び共済組合の組合員期間

③　昭和36年３月以前の厚生年金・旧船員保険の脱退手当金を受けていない被保険者期間（昭和36年４月以降に公的年金制度の加入期間がある場合に限ります）

〔注〕　上記①～③の期間は，被用者年金制度の退職共済年金や老齢厚生年金の額の**経過的加算額**（P.407参照）の対象となります。

④　厚生年金・旧船員保険の脱退手当金を受けた期間のうち，昭和36年４月以降の期間（昭和61年４月から65歳になるまでの間に公的年金制度に加入した場合に限ります）

〔注〕　昭和55年１月１日以降の退職で，共済制度の脱退一時金を受けた期間は，加入者期間又は組合員期間でなかったものとされ，受給資格期間には一切算入されませんので注意してください。

⑤　共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者（昭和６年４月２日以後に生まれた人に限ります）で，その退職年金等の算定基礎となっている加入者期間又は組合員期間のうち，昭和36年４月以降の期間

⑥　共済制度の退職一時金を**全額**受けた期間で，昭和36年４月以降の期間

ただし，その後同じ共済制度に再加入し，65歳に達する日の前日までに被保険者期間**20年以上**の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権が生じて，当該退職一時金を返還することとなった場合は，保険料納付済期間として扱われ老齢基礎年金の算定対象となります。

なお，全額凍結及び凍結額控除後の退職一時金を受けた期間及び旧共済法の通算退職年金（大正15年４月２日以後に生まれた人に限

ります）の算定基礎となった期間は，保険料納付済期間となり，老齢基礎年金の算定対象となります。（P.355「退職一時金の返還」参照）

⑵　被用者年金制度の加入者の配偶者等の場合

①　被用者年金制度の加入者の配偶者期間

昭和36年４月から昭和61年３月までの，共済制度及び厚生年金・旧船員保険の加入者の配偶者で，改正前の国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間に限ります）

②　昭和36年４月から昭和61年３月までの，被用者年金制度等の退職（老齢）年金受給権者とその配偶者，障害年金受給権者とその配偶者，遺族年金受給権者で，改正前の国民年金に任意加入しなかった期間

⑶　学生，在外邦人等の場合

①　学生で，国民年金に任意加入できる期間のうち，任意加入しなかった期間で，20歳以上60歳未満の期間（平成３年３月31日までの期間に限ります）

②　日本人が海外に在住していた期間で，昭和36年４月以降の20歳以上60歳未満の期間（昭和61年４月以降は，任意加入しなかった期間）

③　昭和36年４月から昭和55年３月までの，国会議員及びその配偶者で20歳以上60歳未満の期間

④　昭和55年４月から昭和61年３月までの国会議員及びその配偶者で改正前の国民年金に任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間に限ります）

⑤　昭和61年３月以前で，60歳になるまで加入期間が25年にならないため任意脱退の承認を受けて国民年金の被保険者にならなかった期間

⑥　65歳に達する日の前日までに日本に帰化した人や永住許可を受けた人などが日本に住んでいた期間で，国民年金に加入しなかった昭和36年４月から昭和56年12月までの20歳以上60歳未満の期間

⑦　前記⑥の人が日本に住所を有しなかった期間のうち，昭和36年４月から日本国籍を取得した日の前日又は永住許可を受けた日までの20歳以上60歳未満の期間

⑧　昭和61年３月までの被用者年金制度の加入者の配偶者，平成３年３月までの学生，海外在住者等，国民年金に任意加入していたが，保険料未納である期間（60歳未満の期間に限ります）

〔**注**〕　平成26年４月から，合算対象期間として扱われるようになりました。

〈事例〉

□＝保険料納付済期間
□＝合算対象期間

１．自営業者等の場合

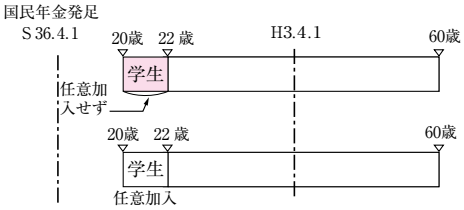

２．被用者年金制度加入者の配偶者の場合

〔注〕 S61. 4. 1以降は被扶養配偶者であることが条件です。

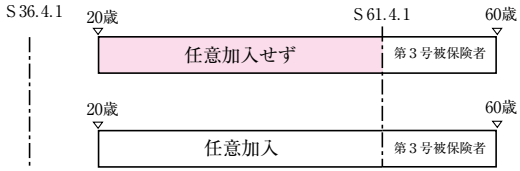

３．被用者年金制度の加入者の場合

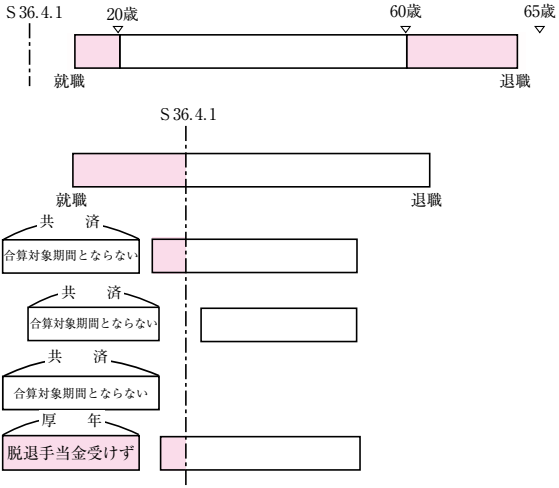

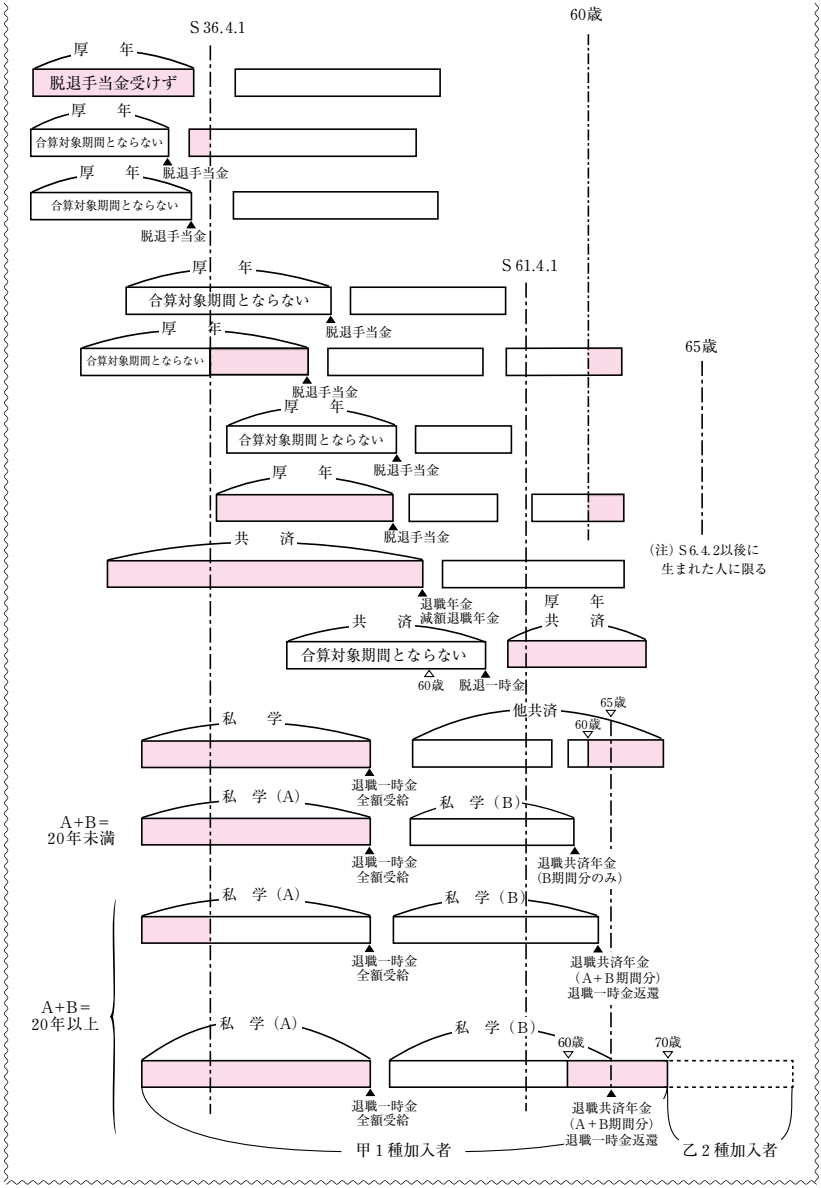
S 36.4.1
60歳
厚　年
脱退手当金受けず
厚　年
合算対象期間とならない
脱退手当金
厚　年
合算対象期間とならない
脱退手当金
脱退手当金
S 61.4.1
厚　年
合算対象期間とならない
脱退手当金
65歳
厚　年
合算対象期間とならない
脱退手当金
厚　年
合算対象期間とならない
脱退手当金
厚　年
脱退手当金
共　済
脱退手当金
（注）S 6.4.2以後に
生まれた人に限る
退職年金
減額退職年金
厚　年
共　済
共　済
合算対象期間とならない
60歳　脱退一時金
他共済
65歳
60歳
私　学
退職一時金
全額受給
A+B＝
20年未満
私　学（A）
私　学（B）
退職一時金
全額受給
退職共済年金
（B期間分のみ）
A+B＝
20年以上
私　学（A）
私　学（B）
退職一時金
全額受給
退職共済年金
（A＋B期間分）
退職一時金返還
私　学（A）
私　学（B）
60歳
70歳
退職一時金
全額受給
退職共済年金
（A＋B期間分）
退職一時金返還
甲１種加入者
乙２種加入者

４　受給要件の特例

平成29年７月以前においては，老齢基礎年金を受けるためには原則として25年の資格期間が必要ですが，以下のとおり生年月日等による資格期間の短縮などの特例措置があり，該当する場合は25年以上であるものとみなされます。〔昭和60年国年等改正法附則第12条第１項〕

1)　期間短縮の特例

⑴　昭和５年４月１日以前に生まれた人で，保険料納付済期間，保険料免除期間，合算対象期間を合算した期間が，下表の年数以上であること

生　年　月　日	期　間
大正 15 年４月２日～昭和 ２年４月１日	21 年
昭和 ２年４月２日～昭和 ３年４月１日	22 年
昭和 ３年４月２日～昭和 ４年４月１日	23 年
昭和 ４年４月２日～昭和 ５年４月１日	24 年

⑵　昭和31年４月１日以前に生まれた人で，厚生年金の被保険者期間（第１号～第４号）が下表の年数以上であること。ただし，２以上の種別の期間を合算する場合は，昭和36年３月31日以前の期間については旧通則法に規定する通算対象期間に該当する期間に限ります。

生　年　月　日	期　間
昭和 27 年４月１日以前	20 年
昭和 27 年４月２日～昭和 28 年４月１日	21 年
昭和 28 年４月２日～昭和 29 年４月１日	22 年
昭和 29 年４月２日～昭和 30 年４月１日	23 年
昭和 30 年４月２日～昭和 31 年４月１日	24 年

⑶　40歳（女子及び坑内員・船員については35歳）に達した月以後の厚生年金（一般厚年に限ります）又は旧船員保険の被保険者期間が，生年月日に応じて，下表の年数以上であること

生　年　月　日	期　間
昭和 22 年 4 月 1 日以前	15 年
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	16 年
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	17 年
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	18 年
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	19 年

2)　共済制度の加入者等の特例

次に掲げる人に該当している場合は，老齢基礎年金の受給資格があるものとされます。

⑴　昭和61年３月31日において，共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者で，昭和６年４月２日以後に生まれた人

⑵　私学共済の特定更新加入者に該当する人等，各共済制度の期間短縮の特例措置等の対象となり，退職共済年金等の受給資格期間を満たしている人

⑶　旧通算年金通則法等による退職又は老齢を給付事由とする次の給付を受けられる人

①　恩給法による年金給付

②　地方公務員の退職年金に関する条例による年金給付（通算退職年金を除きます）

③　各共済制度が成立する以前の厚生年金の被保険者期間について私学事業団又は各共済組合が支給する年金給付

④　執行官法による年金給付

⑤　旧令共済組合の組合員期間について国家公務員共済組合連合会が支給する年金給付

５　年金額

老齢基礎年金の年金額は，20歳から60歳まで40年間の国民年金の保険料納付済期間（保険料納付済期間とみなされる期間を含みます）がある場合に，780,900円（毎年度改定されます。令和６年度の金額についてはP.353参照）となっています。

なお，保険料納付済期間が40年（480月）（昭和16年４月１日以前に生まれた人については，次頁「別表　国民年金加入可能月数」右欄の加入可能月数）に満たないときは，その不足する期間に応じて減額されます。この場合の老齢基礎年金の年金額の算式は，次のとおりです。〔昭和60年国年等改正法附則第13条〕

【算式】

老齢基礎年金額＝780,900円（基準額）×

$$\frac{\left(\begin{array}{c}\text{保険料納}\\\text{付済月数}\end{array}\right)+\left(\begin{array}{c}\text{保険料全額}\\\text{免除月数}\times\frac{1}{3}\end{array}\right)+\left(\begin{array}{c}\text{保険料４分の３}\\\text{免除月数}\times\frac{1}{2}\end{array}\right)+\left(\begin{array}{c}\text{保険料２分の１}\\\text{免除月数}\times\frac{2}{3}\end{array}\right)+\left(\begin{array}{c}\text{保険料４分の１}\\\text{免除月数}\times\frac{5}{6}\end{array}\right)}{480\text{月}}$$

〔注１〕　国庫負担割合が２分の１に引き上げられた平成21年４月以降に保険料免除された期間については，全額免除期間は$\frac{1}{2}$，４分の３免除期間は$\frac{5}{8}$，半額免除期間は$\frac{3}{4}$，４分の１の免除期間は$\frac{7}{8}$でそれぞれ計算されます。

〔注２〕　上記の計算式の保険料免除期間には，学生の納付特例期間は含まれません。

別表　国民年金加入可能月数

生　　年　　月　　日	加入可能月数
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	300月
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	312月
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	324月
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	336月
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	348月
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	360月
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	372月
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	384月
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	396月
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	408月
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	420月
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	432月
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	444月
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	456月
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	468月
昭和16年４月２日～	480月

６　加給年金対象配偶者にかかる振替加算

老齢厚生年金（退職共済年金）や障害厚生年金（障害共済年金）などの配偶者加給年金の対象となっている人が，65歳に達して受ける老齢基礎年金に，その人の生年月日に応じて一定の額が加算されます。〔昭和60年国年等改正法附則第14条〕

この加算額を**「振替加算」**といいます。

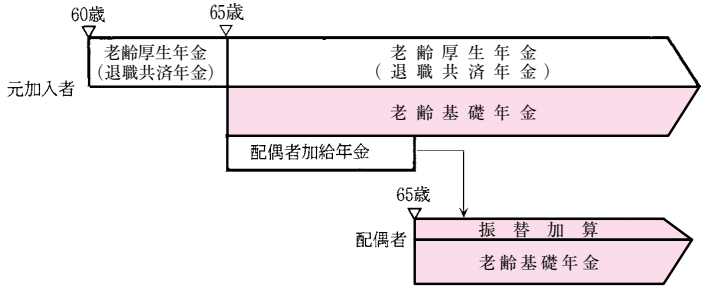

1)　振替加算の受給要件

老齢基礎年金の受給権者が大正15年４月２日から昭和41年４月１日までに生まれた人であって，65歳に達した日において，次の①又は②に該当する年金の配偶者加給年金の対象者となっているとき

①　算定基礎が240月（期間短縮の特例措置に該当する場合は，その期間）以上である，老齢厚生年金又は退職共済年金（ただし，老齢基礎年金の適用を受ける人に限ります）

②　障害厚生年金又は障害共済年金（障害等級が１級又は２級であって同一の給付事由による障害基礎年金の受給権がある場合に限ります）

ただし，振替加算を受けようとする人に，退職共済年金（算定基礎が240月以上の人に限ります），退職年金，減額退職年金，老齢厚生年金（算定基礎が240月以上の人又は期間短縮の特例措置に該当する人に限ります）の受給権がある場合は，振替加算は受けられません。

また，振替加算を受ける人が障害基礎年金，障害共済年金，障害厚生年金の支給を受けているときは，その間振替加算は支給停止されます。

なお，振替加算を受ける人が年長者である場合は，その配偶者である被用者年金制度の加入者が前記①又は②の年金の受給権者となったときから振替加算が行われます（下図参照）。

2)　振替加算の額

234,800円（令和６年度）に振替加算を受ける人の生年月日に応じた率を乗じて得た額が，振替加算の額となります（P.377別表参照）。

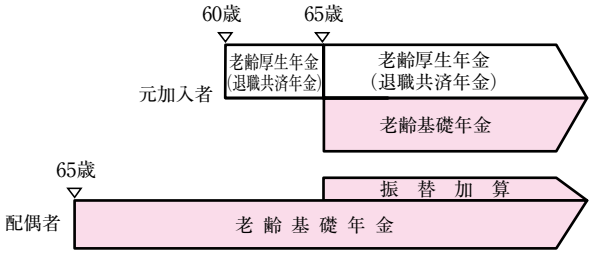

3）　配偶者加給年金と振替加算の関係

被用者年金制度の受給権者の配偶者にかかる老齢基礎年金に振替加算が行われるのは，夫婦とも大正15年４月２日以後に生まれた場合に限られ，**夫婦のうちどちらかが大正15年４月１日以前に生まれた場合は，振替加算は行われません。**また，退職年金又は減額退職年金の受給権者が再就職し，再び私学共済の加入者又は共済組合の組合員となった場合は，当該年金の算定期間を基礎として退職共済年金の計算式による額に改定されます。この改定年金額に加算される加給年金については，加給年金額対象者である配偶者の生年月日にかかわらず，加給年金額対象者が65歳に達した以降も引き続き加算されます。

このことから，加給年金額対象者である配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算は行われません。配偶者加給年金と振替加算の関係は，次のようになっています。

生年月日		加給年金	配偶者の	
加入者	配偶者		振替加算	老齢基礎年金
大正15年4月1日以前	大正15年4月1日以前	65歳以降も支給	なし	適用なし
	大正15年4月2日以後	65歳以降も支給	なし	支給
大正15年4月2日以後	大正15年4月1日以前	65歳以降も支給	なし	適用なし
	大正15年4月2日以後	65歳に達するまで支給	あり	支給
退職年金又は減額退職年金の受給権者	大正15年4月1日以前	65歳以降も支給	なし	適用なし
	大正15年4月2日以後	65歳以降も支給	なし	支給

別表　振替加算の額（配偶者）令和６年度

生年月日			加　算　額			年　額
大正15年４月２日	～	昭和２年４月１日	234,800円			234,800円
昭和２年４月２日	～	昭和３年４月１日	234,800円	×	0.973	228,460円
昭和３年４月２日	～	昭和４年４月１日		×	0.947	222,356円
昭和４年４月２日	～	昭和５年４月１日		×	0.920	216,016円
昭和５年４月２日	～	昭和６年４月１日		×	0.893	209,676円
昭和６年４月２日	～	昭和７年４月１日		×	0.867	203,572円
昭和７年４月２日	～	昭和８年４月１日		×	0.840	197,232円
昭和８年４月２日	～	昭和９年４月１日		×	0.813	190,892円
昭和９年４月２日	～	昭和10年４月１日		×	0.787	184,788円
昭和10年４月２日	～	昭和11年４月１日		×	0.760	178,448円
昭和11年４月２日	～	昭和12年４月１日		×	0.733	172,108円
昭和12年４月２日	～	昭和13年４月１日		×	0.707	166,004円
昭和13年４月２日	～	昭和14年４月１日		×	0.680	159,664円
昭和14年４月２日	～	昭和15年４月１日		×	0.653	153,324円
昭和15年４月２日	～	昭和16年４月１日		×	0.627	147,220円
昭和16年４月２日	～	昭和17年４月１日		×	0.600	140,880円
昭和17年４月２日	～	昭和18年４月１日		×	0.573	134,540円
昭和18年４月２日	～	昭和19年４月１日		×	0.547	128,436円
昭和19年４月２日	～	昭和20年４月１日		×	0.520	122,096円
昭和20年４月２日	～	昭和21年４月１日		×	0.493	115,756円
昭和21年４月２日	～	昭和22年４月１日		×	0.467	109,652円
昭和22年４月２日	～	昭和23年４月１日		×	0.440	103,312円
昭和23年４月２日	～	昭和24年４月１日		×	0.413	96,972円
昭和24年４月２日	～	昭和25年４月１日		×	0.387	90,868円
昭和25年４月２日	～	昭和26年４月１日		×	0.360	84,528円
昭和26年４月２日	～	昭和27年４月１日		×	0.333	78,188円
昭和27年４月２日	～	昭和28年４月１日		×	0.307	72,084円
昭和28年４月２日	～	昭和29年４月１日		×	0.280	65,744円
昭和29年４月２日	～	昭和30年４月１日		×	0.253	59,404円
昭和30年４月２日	～	昭和31年４月１日		×	0.227	53,300円
昭和31年４月２日	～	昭和32年４月１日		×	0.200	46,960円
昭和32年４月２日	～	昭和33年４月１日		×	0.173	40,620円
昭和33年４月２日	～	昭和34年４月１日		×	0.147	34,516円
昭和34年４月２日	～	昭和35年４月１日		×	0.120	28,176円
昭和35年４月２日	～	昭和36年４月１日		×	0.093	21,836円
昭和36年４月２日	～	昭和37年４月１日		×	0.067	15,732円
昭和37年４月２日	～	昭和38年４月１日		×	0.067	15,732円
昭和38年４月２日	～	昭和39年４月１日		×	0.067	15,732円
昭和39年４月２日	～	昭和40年４月１日		×	0.067	15,732円
昭和40年４月２日	～	昭和41年４月１日		×	0.067	15,732円

７　老齢基礎年金の支給開始年齢

老齢基礎年金は原則として65歳が支給開始年齢ですが，65歳になる前から支給を受ける「繰上げ支給」及び66歳以降の希望するときから支給を受ける「繰下げ支給」の制度があります。

1)　繰上げ支給

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人は，60歳以上65歳未満の希望するときから，老齢基礎年金の繰上げ支給を受けることができます。

繰上げ支給の老齢基礎年金の額は，65歳から支給されるべき本来の年金額から，支給を受けるときの年齢に応じた一定の率（減額率）を乗じて得た額が減額されたものとなります。〔国年法附則第９条の２，平成６年国年等改正法附則第27条〕

繰上げ支給の減額の割合（減額率）

繰上げ支給の請求時の年齢	減額の割合（減額率）		
	昭和16年４月１日以前生まれの人	昭和16年４月２日～昭和37年４月１日生まれの人　〔注１〕	昭和37年４月２日以後生まれの人　〔注２〕
60 歳	42%	30%	24.0%
61 歳	35%	24%	19.2%
62 歳	28%	18%	14.4%
63 歳	20%	12%	9.6%
64 歳	11%	6%	4.8%

〔注１〕繰り上げた月数１か月当たり0.5%の減額です。
〔注２〕繰り上げた月数１か月当たり0.4%の減額です。

(1)　昭和16年４月１日までに生まれた人

繰上げ支給は，60歳以上65歳未満の支給の開始を希望したときに請求することになりますが，国民年金の被保険者である間は請求できません。したがって，60歳を過ぎても私学共済の加入者や厚生年金の被保険者である場合は，繰上げ支給は請求できないことになります。

なお，請求に当たり，次のことに注意してください。

① 繰上げ支給を受けている間は，退職共済年金や老齢厚生年金の特別支給（60歳から65歳までの支給）は全額停止されます。

② 繰上げ支給による減額された老齢基礎年金額は，65歳になっても本来の年金額に引き上げられることはなく，終身減額された年金を受けることになります（下図参照）。

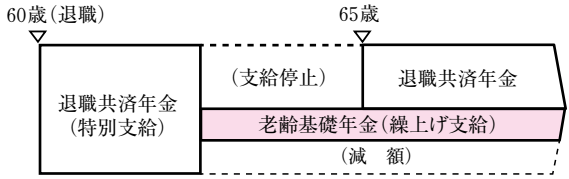

③ 一旦，受給権が発生すると取り消しはできません。

④ 受給権者が国民年金の第２号被保険者（私学共済の加入者や共済組合の組合員又は厚生年金の被保険者）である間は，支給が停止されます（下図参照）。

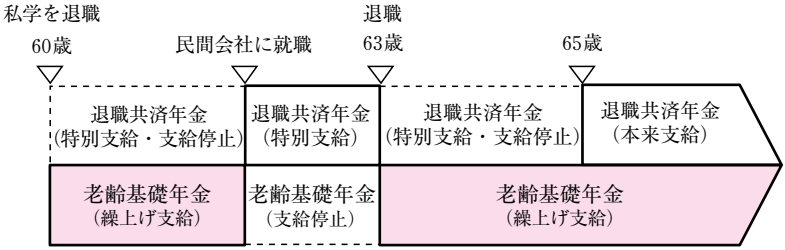

⑤ 繰上げ支給の請求ができるのは，60歳以上65歳未満の間に限られており，60歳になる前の請求や，65歳になってから遡っての請求はできません。

⑥ 受給権が発生した後は，原則として障害基礎年金（請求日以前に初診日のある傷病による事後重症を含みます）を受けることができません。

⑦　振替加算については，65歳から減額されずに支給されます。

⑧　受給権は請求書が受理された日に発生し，受給権が発生した月の翌月分から支給開始となります。

⑵　昭和16年４月２日から昭和24年４月１日までに生まれた人

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けても，原則として退職共済年金は停止されず併給されますが，次のとおり老齢基礎年金の全額を対象として繰上げ支給を受ける方法と，一部を対象として繰上げ支給を受ける方法があり，いずれの方法を選択するかによって退職共済年金の支給内容が変わってきます。

①　老齢基礎年金の全額を対象とした繰上げ支給を受ける方法

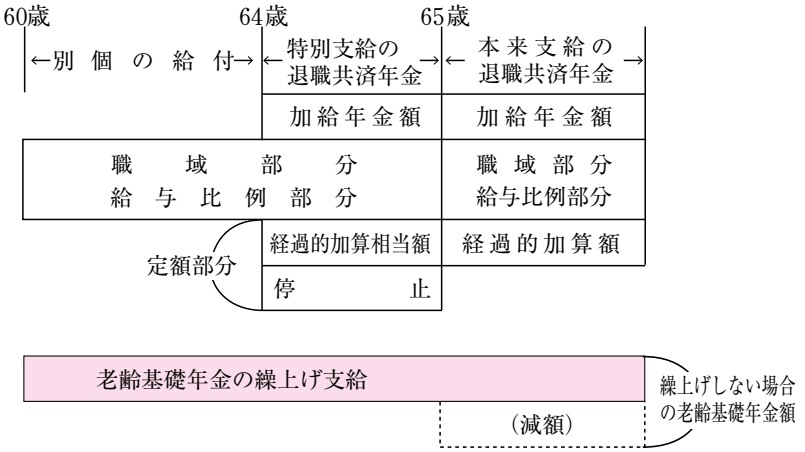

②　老齢基礎年金の一部を対象とした繰上げ支給を受ける方法（退職共済年金の定額部分も一体的に受給）

この方法は，退職共済年金の特例支給開始年齢前にのみ行うことができます。また，定額部分のみの繰上げや老齢基礎年金の一部のみの繰上げはできません。

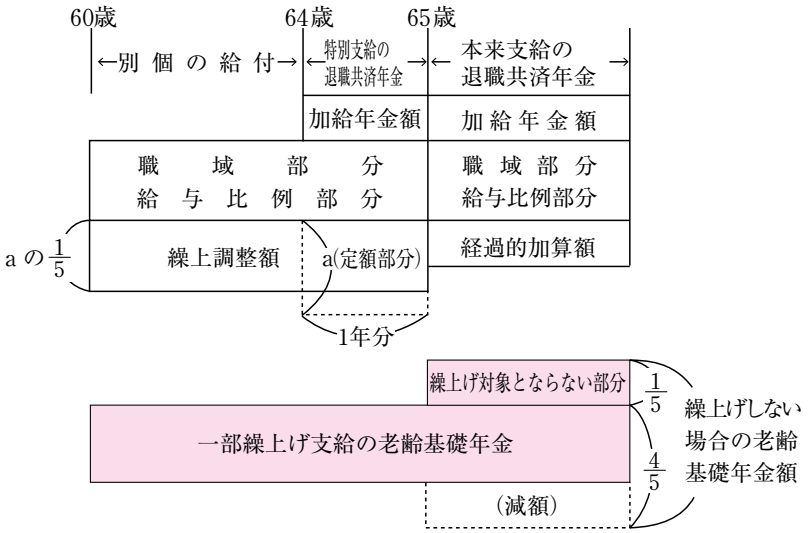

⑶　昭和24年４月２日から昭和28年４月１日までに生まれた人

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けても，原則として老齢厚生（退職共済）年金は停止されず併給されます。この生年月日の人は，老齢基礎年金の全額を対象として繰上げ支給を受ける方法しかありません。

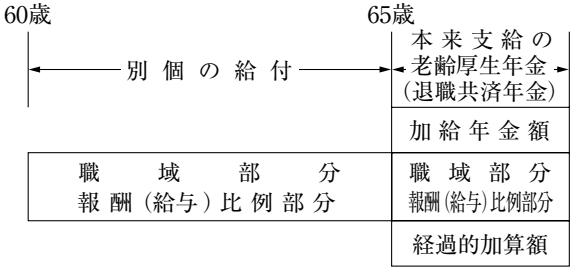

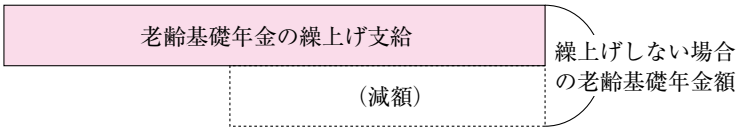

⑷　昭和28年４月２日以後に生まれた人

原則として，この生年月日の人は老齢基礎年金の全額を対象として繰上げ支給を受ける方法しかありません。また，老齢厚生（退職共済）年金と一体的に繰り上げることとなり，終身減額された年金額となります。

⑸　繰上げ支給の請求にかかる注意事項

①　繰上げ支給した場合の減額率についてはP.378表を参照してください。

②　老齢基礎年金の一部繰上げの請求は，特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の支給開始前でなければ行うことができません。

③　昭和16年４月２日以後に生まれた人が老齢基礎年金を全部繰上げて請求する場合，特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分は支給停止されます。

④　老齢基礎年金を繰上げて請求した後は，事後重症などによる障害基礎年金の裁定請求をすることができなくなります。

⑤　老齢基礎年金を繰上げて請求した後は，障害者の特例措置及び長期在職の特例措置を受けることができなくなります。

⑥　老齢基礎年金を繰上げて請求した後は，寡婦年金は支給されません。また，すでに寡婦年金を受給している人は，寡婦年金の権利を失います。

2）　繰下げ支給

老齢基礎年金の受給資格期間を有する人が，66歳に達する前に当該給付の裁定請求を行わない場合，66歳に達した日以降の希望した月から老齢基礎年金の繰下げ支給の申し出（請求）ができます。〔国年法第28条〕

具体的には，66歳に達した日以降の支給開始を希望する月の前月に請求することになります。

ただし，その受給権者が65歳に達したとき，又は65歳に達した日から66歳に達した日までの間において公的年金制度の障害・遺族給付を受けることができる場合は，繰下げ支給の申し出（請求）はできません。

また，66歳に達した日以降に公的年金制度の障害・遺族給付の受給権が発生した場合は，その障害・遺族給付の受給権が発生した時点までの繰下げが認められ，65歳からの老齢基礎年金を遡及請求するか，受給権者となった日までの増額された繰下げ支給の老齢基礎年金の請求をするかを選択できます。

〔注〕昭和27年４月２日以後に生まれた人は，令和５年４月１日施行の法律改正により，70歳より後に，繰下げ支給を希望せず遡って65歳からの支給を請求した場合，請求の５年前の日に繰下げの申し出があったものとみなすようになりました。

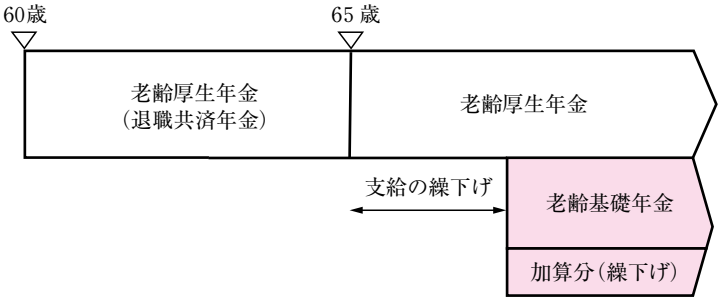

繰下げ支給の老齢基礎年金の額は，65歳から支給されるべき本来の年金額に，次表の支給開始年齢に応じた割合で計算した額が加算されたものとなります。

繰下げ支給の増額の割合（増額率）

繰下げ支給の請求時の年齢	増額の割合（増額率）		
	昭和16年４月１日以前生まれの人〔注１〕	昭和16年４月２日～昭和27年４月１日生まれの人〔注２〕	昭和27年４月２日以後生まれの人〔注３〕
66歳	112％	108.4％	108.4％
67歳	126％	116.8％	116.8％
68歳	143％	125.2％	125.2％
69歳	164％	133.6％	133.6％
70歳	188％	142.0％	142.0％
71歳	―	―	150.4％
72歳	―	―	158.8％
73歳	―	―	167.2％
74歳	―	―	175.6％
75歳	―	―	184.0％

〔注１〕繰下げの上限年齢は70歳であり，年単位で繰り下げることになります。
〔注２〕繰下げの上限年齢は70歳，繰り下げた月数１か月当たり0.7％の増額です。
〔注３〕繰下げの上限年齢は75歳，繰り下げた月数１か月当たり0.7％の増額です。

８　請求手続き

1）　裁定及び支払い

老齢基礎年金の裁定等の事務は年金事務所及び日本年金機構が，支払いは日本年金機構が行います。

2）　請求先（提出先）

老齢基礎年金の請求先は，請求者の公的年金制度の加入経歴等によって異なります（P.386参照）。

ただし，老齢基礎年金の繰上げ支給及び繰下げ支給の請求先は，次の表のとおりです。

老齢基礎年金の繰上げ支給及び繰下げ支給の請求先

老齢基礎年金の受給形態	請　求　先	
	私学共済のみの加入者	期間混在者
全額繰上げ老齢基礎年金 （60 歳～ 65 歳前に受給）	年金事務所※	年金事務所※
一部繰上げ老齢基礎年金 （64 歳前に受給）	私学事業団	年金事務所
繰下げ老齢基礎年金 （66 歳以降に受給）	私学事業団	年金事務所

※第４号厚年被保険者期間にかかる老齢厚生年金の支給開始年齢前に，当該老齢厚生年金と一体的に全部繰上げ老齢基礎年金を請求する場合は，私学事業団に請求することができます。

3）　提出書類

老齢基礎年金の請求書の用紙は，請求先と同様に，請求者の公的年金制度の加入経歴等によって異なります。

⑴　私学共済のみ加入の人（**単一共済者**）……「単一共済者用年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」（様式第130号，P.389～392記入例参照）

・老齢基礎年金を「繰下げ支給」として受ける場合には，「老齢基礎年金・老齢厚生年金　支給繰下げ申出書（様式第103－１号）」を同時に提出

⑵　他の年金制度の加入期間がある人（**期間混在者**）

日本年金機構から請求書が送付されます。送付されない場合は年金事務所で確認することができます。

老齢基礎年金の裁定請求書の提出先

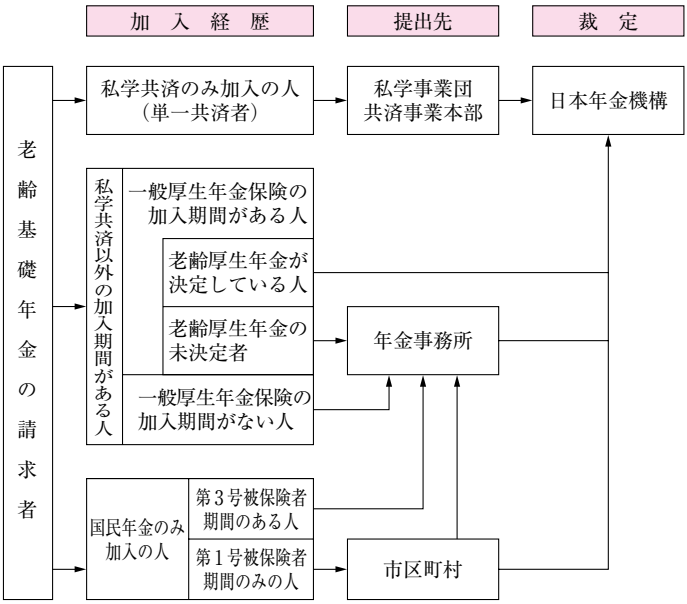

〔注〕「**私学共済のみ加入の人**」の範囲については，P.387～388を参照してください。

4)　提出上の注意

年金事務所に提出する期間混在者用の老齢基礎年金請求書は，**65歳到達日以降**に提出してください。

「私学共済のみ加入の人」の範囲

⑴　私学共済以外の公的年金制度に全く加入したことがない人

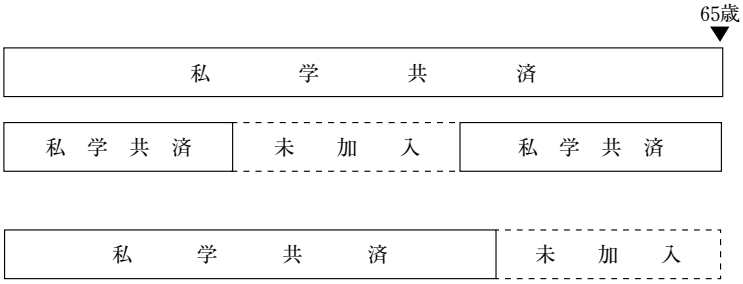

⑵　私学共済の期間（第４号厚年被保険者期間）のほかに厚生年金の**脱退手当金**を受けた期間のみがある人

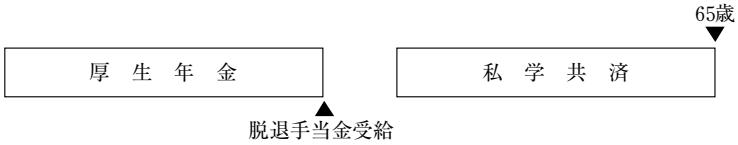

⑶　私学共済の期間（第４号厚年被保険者期間）のほかに共済組合から退職一時金（退職金ではありません）の**全額**を受けた期間のみがある人（共済組合から年金を受けていない人です。共済組合から年金を受けている人は「**期間混在者**」となります）

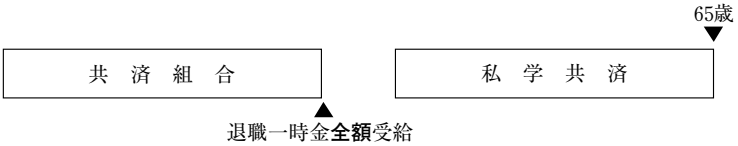

⑷　私学共済の期間（第４号厚年被保険者期間）のほかに，旧厚生年金の老齢年金や，共済組合の退職年金・減額退職年金に該当する期間のみがある人

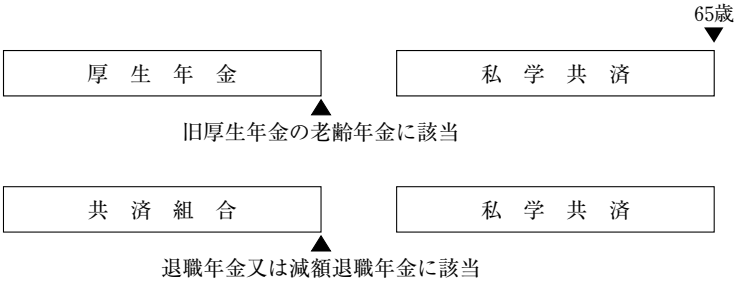

〔注１〕「私学共済以外の公的年金制度」とは，次の年金制度をいいます。

①　国民年金（昭和61年４月以降に第２号被保険者として加入した期間を除きます）

②　厚生年金（旧船員保険・旧公企体・旧農林年金の共済組合を含みます）

③　国家公務員共済組合（各省庁の共済組合）

④　地方公務員等共済組合（地方職員共済，市町村職員共済，公立共済，警察共済など）

〔注２〕　私学共済制度が設立された昭和29年１月１日に厚生年金の被保険者であって，私学共済制度設立と同時に加入者となった人の同日前の厚生年金の期間は，私学共済の被保険者期間に含まれます。

また，私学共済制度設立時においては，私学共済の適用除外であり，厚生年金の被保険者であった人で，昭和49年４月１日から私学共済の加入者となった人の同日前の厚生年金の期間も，私学共済の被保険者期間に含まれます。

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）の記入例①（単一共済者用）

単一共済者用

様式第130号

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）

日本年金機構 受付年月日

●この請求書は、単一の共済組合等のみに加入した方が、老齢基礎年金を請求する場合の請求書です。提出先は共済組合等となります。（老齢基礎年金の全部を繰上げ請求する場合の手続き先は、年金事務所となります。）
●厚生年金（共済組合等加入分を除く。）船員保険、国民年金の加入期間がある場合は、この請求書では請求できません。手続き先は、年金事務所となります。
●審査の結果、厚生年金（共済組合等加入期分を除く。）船員保険、国民年金の加入があると思われる場合には、請求書を返送させていただきますのでご了解ください。
●太線の枠内のみ楷書でご記入ください。（◆欄には、何も記入しないでください。）
●フリガナはカタカナでご記入ください。
●基礎年金番号(10桁)で届出する場合は、左詰めでご記入ください。

共済組合等 受付年月日

4 3 0 0 8 1

①課所符号 進達番号	作成原因	課所符号	進達番号	未保	支保	配	繰上下
	01 02	8 6 8 6					

連絡欄

記録不要制度（国共）（地共）（私学）

②個人番号(または基礎年金番号) ※個人番号については、2ページをご確認ください。		
	請求者	9 5 0 0 9 9 9 9 9 9
	配偶者	

年金コード 1 1

生年月日 氏名 性別	③生年月日	④氏名	⑤性別
	大昭 3 ⑤ 年 3 4 月 0 5 日 0 7	(フリガナ) シ ガク (氏) 私学	(フリガナ) ハナ コ (名) 花子	男 女 1・②

⑥住所	郵便番号	(フリガナ)	
	1 1 3 - 0 0 3 4	ブンキョウク ユ シマ 1-7-5	文京区湯島1-7-5 湯島ハイツ302号

⑦年金受取機関 ※	※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。	(フリガナ) 口座名義人 氏名	(氏)	(名)
1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局) ☐ 公金受取口座として登録済の口座を指定	※また、指定する口座が公金受取口として登録済の場合は、左欄に☑してください。			

年金送金先	金融機関	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 漁連	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	預金種別	口座番号(左詰めで記入)
		◆	◆					1. 普通 2. 当座	

ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)	請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。
	1 9 9 9 0 -	0 9 9 9 9 9 9 1	受取機関証明

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。
※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

※ 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
・公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
・年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

⑧現在、公的年金制度から年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。
※1.「受けている」を○で囲んだ方は、制度名(共済組合名等)、年金の種類、その支給を受けることとなった年月日、年金証書の年金コードまたは記号番号をご記入ください。
※3.「請求中」を○で囲んだ方は、制度名(共済組合名等)、年金の種類のみをご記入ください。

① 受けている（支給停止中の年金を含む）
2. 受けていない
3. 請求中

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
私学事業団	老齢厚生		61-999999

年金コード等 1	2	3	4	種別

1

記入例②

⑨あなたの配偶者が受けている年金の加給年金額の対象となっている場合のみご記入ください。

配偶者についてご記入ください

生年月日 氏名	生年月日	氏名	続柄
明大昭平 1・3・5・7	年 月 日	(フリガナ)	配偶者 1

	制度名（共済組合名等）	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等	加給年金額の有・無
1.老齢・退職の年金を受けている					有・無
2.障害の年金を受けている					有・無
					有・無

公的年金制度から、老齢・退職または障害の年金を受けている場合（支給停止の年金を含む。）は、○で囲んでください。
受けているときは、制度名（共済組合名等）、年金の種類、その支給を受けることとなった年月日、年金証書の年金コードまたは記号番号等をご記入ください。

年金コード等　　共済組合等コード　　契機

配偶者の住所がご本人（年金を受ける方）の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号　　(フリガナ)　　住所　　性別 男 1・女 2

配偶者の基礎年金番号と異なる年金手帳記号番号をお持ちの場合は、その番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険の年金手帳記号番号　　国民年金の年金手帳記号番号
船員保険の年金手帳記号番号

個人番号（マイナンバー）をご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただくこととなる「年金受給権者現況届」が不要となります。

請求者の個人番号											
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

← 個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

●マイナンバーをご記入いただいた場合には、正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）を行う必要があるため、以下の(1)または(2)をご提出ください。

(1)マイナンバーカード（個人番号カード）
※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。
(2)以下の2種類（㋐と㋑1種類ずつ）を添付してください。
㋐マイナンバーが記載されている書類から1種類
住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
㋑身元（実存）確認のできる書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

●請求書に添えなければならない書類等は以下のとおりです。
※老齢厚生年金（退職共済年金）の請求書に添えられている場合には省略することができます。
1. あなたの生年月日について市区町村長の証明書または戸籍の抄本（上欄に請求者のマイナンバーをご記入いただいた方は、添付を省略できます。）
2. あなたの基礎年金番号を明らかにすることができる書類（基礎年金番号通知書の写し）
3. ⑨欄の「加給年金額の有・無」欄で「有」に○を付した方で、4ページの「㊟決定情報記載欄」で「無」に○を付した方は、配偶者に生計維持されていたことを明らかにすることができる書類（生計維持証明書）
4. 3ページの⑩欄の「履歴」欄に国民年金に加入しなかった期間がある方は、それぞれ次の書類
ア.3ページの①の期間がある方……在学期間を明らかにすることができる書類（昭和36年4月以前に学生等であった方は必要ありません。）
イ.3ページの②の期間がある方……海外在住期間を明らかにすることができる書類（中国残留孤児等であったときは戸籍の抄本）
ウ.3ページの⑤の期間がある方……日本国籍を有さなかった方は外国人登録証明書、または沖縄に在住していた方は沖縄に住所を有していたことが確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）

●公的年金制度とは次に示すものです。

ア.国民年金法　　イ.厚生年金保険法　　ウ.船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
エ.国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）
オ.地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）
カ.私立学校教職員共済法　　キ.廃止前の農林漁業団体職員共済組合法　　ク.恩給法
ケ.地方公務員の退職年金に関する条例　　コ.改正前の執行官法附則第13条
サ.旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法　　シ.戦傷病者戦没者遺族等援護法

●公金受取口座登録制度については、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

2

記入例③

⑩履　歴　（共済組合等加入経過等）
※請求時までの経過を、正確にご記入ください。

請求者の電話番号（　03　）－（3813）－（5321）
勤務先の電話番号（　　）－（　　）－（　　）

	(1)　勤　務　先　等　の　名　称	(2)　期　　間
1	①	53・5・6 から 54・3・31 まで
2	私学共済	54・4・1 から 59・3・31 まで
3	②	59・4・1 から 61・3・31 まで
4	私学共済	61・4・1 から 31・3・31 まで
5	④	31・4・1 から 6・5・6 まで
6		・・ から ・・ まで
7		・・ から ・・ まで
8		・・ から ・・ まで
9		・・ から ・・ まで
10		・・ から ・・ まで
11		・・ から ・・ まで
12		・・ から ・・ まで
13		・・ から ・・ まで
14		・・ から ・・ まで
15		・・ から ・・ まで

令和 ○○年 ○○月 ○○日　提出

履歴欄の記入方法

○ 履歴欄には、あなたが加入していた共済組合期間等について、古い順にご記入ください。
○ 「(1) 勤務先等の名称」欄には、あなたが勤務していた官公署等の名称をご記入ください。
ただし、一つの共済組合等に引き続いて加入していた場合は、共済組合名等をご記入ください。
○ 「(2) 期間」欄には、年月日までご記入ください。
○ 昭和36年4月1日以降、現在までの間に次に該当する場合には、該当する番号を「(1)勤務先等の名称」欄に記入し、その期間もご記入ください。

① あなたが学校教育法に規定する高等学校の生徒、または大学の学生等で国民年金に任意加入しなかった期間
② あなたが日本国内に住所を有さなかった期間で、国民年金に任意加入しなかった期間
③ 被用者年金の加入者の配偶者期間（昭和61年3月までの期間に限る）で、国民年金に任意加入しなかった期間
④ あなたが退職共済年金の受給権者で、国民年金に任意加入しなかった期間
⑤ その他（日本国籍を有さなかった方、または沖縄在住により旧国民年金の適用除外となった期間）

3

記入例④

共済組合等確認証明

国民年金法施行規則第16条第1項および第2項の規定に基づき、記載することとされた事項または添えなければならないこととされた書類等については、審査の結果、当請求書の記載のとおり、相違ないことを確認したので証明します。

令和　　年　　月　　日

管掌機関名　日本私立学校振興･共済事業団

（共済組合等コード　686　）

時効区分

⑪他制度満了年月	⑫合算対象期間　1	2	3
元号　年　月	元号　年　月　元号　年　月	元号　年　月　元号　年　月	元号　年　月　元号　年　月
4	5	6	7
元号　年　月　元号　年　月	元号　年　月　元号　年　月	元号　年　月　元号　年　月	元号　年　月　元号　年　月

⑬共済コード　共済組合等加入期間　1	2
686　元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算	元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算
3	4
元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算	元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算
5	6
元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算	元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算
7	8
元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算	元号　年　月　日　元号　年　月　日　受付　計算
⑭決定情報記載欄	退職給付期間満了の有無(有・無)
⑮　摘　要	

受給権発生年月日	停止事由	停止期間	条　文	失権事由	失権年月日
元号　年　月　日	元号　年　月　日　元号　年　月			元号　年　月　日

特別支給の老齢厚生年金(２号～４号)の証書記号番号　61－999999

4

第２節　老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）の概要

平成27年10月１日以降に年金の受給権が発生する老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）のしくみについては，「３ 平成27年10月前後の年金等給付の受給パターン」（P.333参照）のとおりですが，この二つの年金は，加入期間や生年月日によって受給要件や年金額の構成が異なっています。

65歳以降に受給権が発生する年金を「本来支給の老齢厚生年金」及び「本来支給の経過的職域加算額（退職共済年金）」といい，「本来支給の老齢厚生年金」は，国民年金の基礎年金の上乗せ給付として位置づけられています。

また，平成６年に行われた年金改正により，年金の支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げる改正が行われ，その経過措置により引き上げ途上である生年月日に応じて65歳前に発生する年金として，昭和36年４月１日以前に生まれた人に対しては，「特別支給の老齢厚生年金」及び「特別支給の経過的職域加算額（退職共済年金）」があります。

なお，この特別支給の老齢厚生年金は，基本的には報酬比例部分のみですが，第１号厚生年金の女子の特例のように生年月日により報酬比例部分のみの老齢厚生年金を受給し，途中から報酬比例部分と定額部分の特別支給の老齢厚生年金を受給する場合があります。一元化後に受給権が発生する第４号厚生年金被保険者にかかる老齢厚生年金については，一定の障害状態の人，44年以上私学共済に加入した人及び特定の退職時期に一定の要件で退職した人のみが，報酬比例部分と定額部分の特別支給の老齢厚生年金を受給する対象となります。

〈65歳前と65歳以降の老齢厚生年金等〉

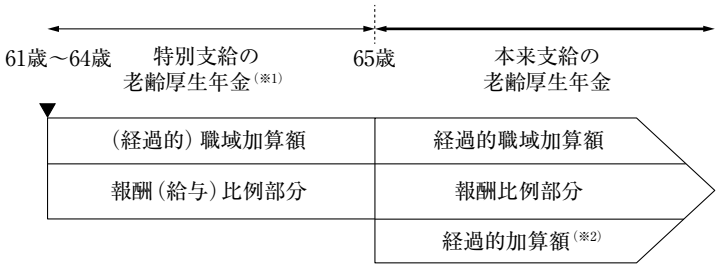

※１　平成 27 年 10 月以降に 65 歳に達する人で，平成 27 年９月以前に年金の受給権が生じている人は，特別支給の退職共済年金（給与比例部分・職域部分）は 65 歳で失権し，65歳に達したときに本来支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）となります。

※２　在職中や退職にかかわらず受給できます。

１　老齢・退職の年金の支給開始年齢

1)　昭和16年４月１日以前に生まれた人

60歳から65歳に達するまでは**特別支給の退職共済年金**が支給され，65歳以降は**本来支給の退職共済年金**が支給されます。

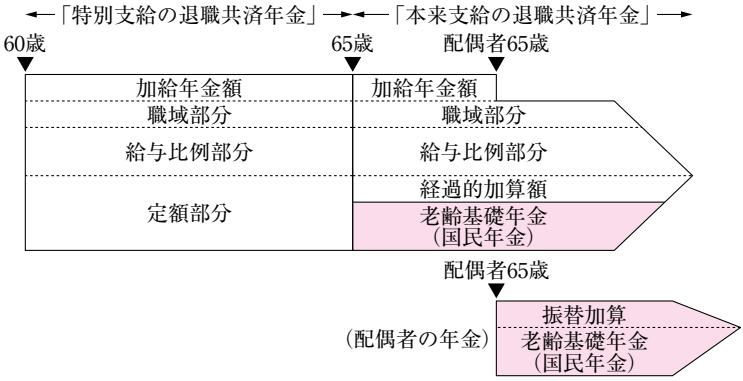

2）　昭和16年４月２日から昭和24年４月１日までに生まれた人

特別支給の退職共済年金のうち，定額部分と加給年金額の支給開始年齢を引き上げ，60歳から引き上げられた年齢に達するまでは，給与比例部分と職域部分に相当する額（**「別個の給付」**といいます）のみが支給され，引き上げられた年齢から65歳に達するまでは**特別支給の退職共済年金**が支給され，65歳以降は**本来支給の退職共済年金**が支給されます。

《定額部分の支給開始年齢》

生　　年　　月　　日	支給開始年齢
昭和 16 年４月２日～昭和 18 年４月１日	61 歳
昭和 18 年４月２日～昭和 20 年４月１日	62 歳
昭和 20 年４月２日～昭和 22 年４月１日	63 歳
昭和 22 年４月２日～昭和 24 年４月１日	64 歳

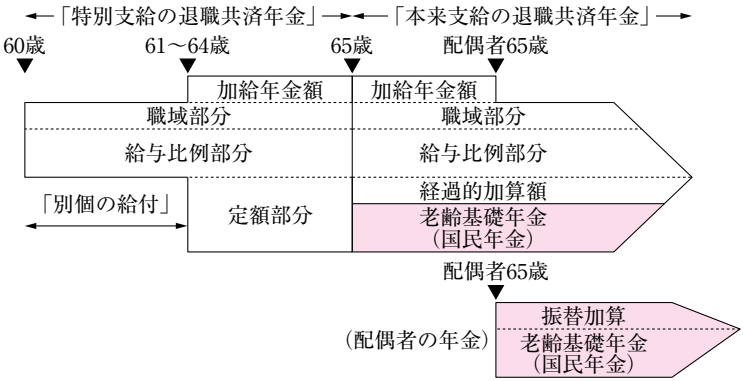

3)　昭和24年４月２日から昭和28年４月１日までに生まれた人

60歳から65歳に達するまでは**別個の給付**が支給され，65歳以降は**本来支給の老齢厚生年金（退職共済年金）**が支給されます。

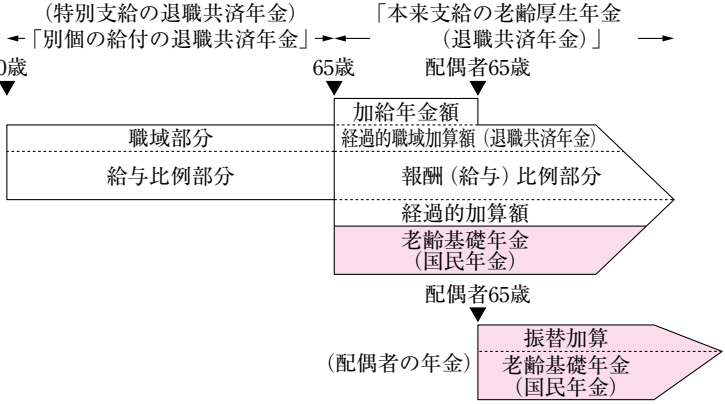

4)　昭和28年４月２日から昭和36年４月１日までに生まれた人

別個の給付の支給開始年齢も引き上げられ，引き上げられた年齢から65歳に達するまでは**別個の給付**が支給され，65歳以降は**本来支給の老齢厚生年金**が支給されます。

《別個の給付の老齢厚生年金（退職共済年金）支給開始年齢》

生　　年　　月　　日	支給開始年齢
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64 歳

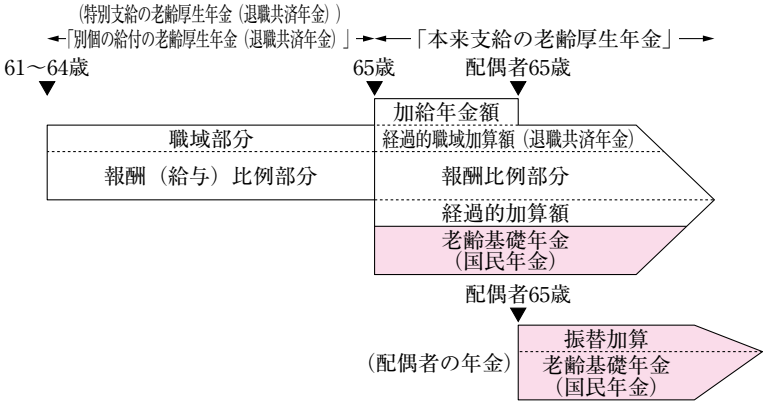

5)　昭和36年４月２日以後に生まれた人

65歳から**本来支給の老齢厚生年金**が支給されます。

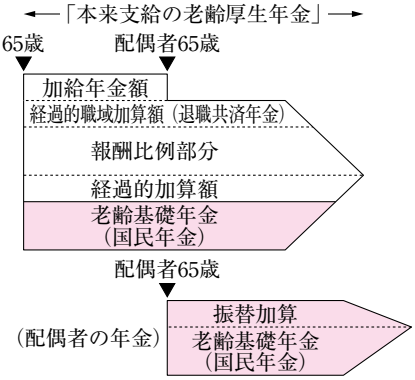

〔**注１**〕　第４号厚生年金被保険者期間が20年以上あり，平成７年６月30日までに本人の事情によらない退職（定年，勧奨等）をしている人については，特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）が56～59歳から支給となります（P.402参照）。

〔**注２**〕　昭和36年12月以前の第４号厚生年金被保険者期間を有し，かつ第４号厚生年金被保険者期間が20年以上の人等については，60歳前から支給が生じます。ただし，私学共済に加入中の場合を除きます。

〔**注３**〕　障害等級３級以上に該当する程度の障害の状態にあり，障害者特例の請求手続きをした人，又は第４号厚生年金被保険者期間が44年以上ある人については，別個の給付を受けることができる年齢に到達していれば，特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）が支給されます。ただし，「厚生年金被保険者」である間の場合を除きます。

〔**注４**〕　女性の第１号老齢厚生年金は，支給開始年齢の引き上げ（経過措置）に関し，５年遅れのスケジュールとなっています。

生年月日による支給開始年齢経過措置

生年月日	別個の給付	特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）	本来支給の老齢厚生年金（退職共済年金）
昭和16年４月１日以前	なし	60歳	65歳
昭和16年４月２日～昭和18年４月１日	60歳	61歳	65歳
昭和18年４月２日～昭和20年４月１日	60歳	62歳	65歳
昭和20年４月２日～昭和22年４月１日	60歳	63歳	65歳
昭和22年４月２日～昭和24年４月１日	60歳	64歳	65歳
昭和24年４月２日～昭和28年４月１日	60歳	なし	65歳
昭和28年４月２日～昭和30年４月１日	61歳	なし	65歳
昭和30年４月２日～昭和32年４月１日	62歳	なし	65歳
昭和32年４月２日～昭和34年４月１日	63歳	なし	65歳
昭和34年４月２日～昭和36年４月１日	64歳	なし	65歳
昭和36年４月２日以後	なし	なし	65歳

別個の給付：報酬（給与）比例部分，経過的職域加算額（職域部分）
特別支給　：定額部分，報酬（給与）比例部分，
　　経過的職域加算額（職域部分），加給年金額
本来支給　：経過的加算額，報酬（給与）比例部分，
　　経過的職域加算額（職域部分），加給年金額

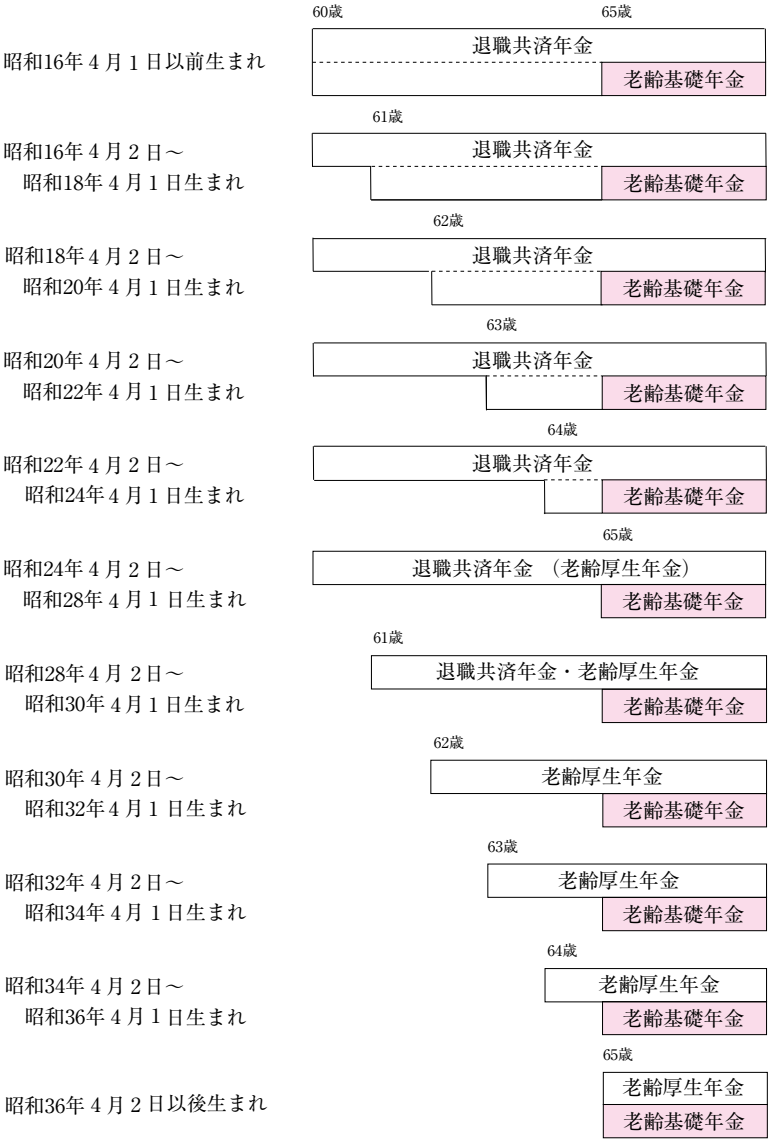

〔注〕　女性の第１号老齢厚生年金は，支給開始年齢の引き上げに関し，上記の生年月日から５年遅れのスケジュールとなっています。

第３節　特別支給の老齢厚生年金（昭和 36 年４月１日以前生まれの人）

昭和36年４月１日以前に生まれた人については，所定の年齢から65歳に達するまで，特別支給の老齢厚生年金が支給されます。〔厚年法附則第８条〕

１　受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給されます。

①　所定の年齢以上（次項参照）であること

②　第１号～第４号厚生年金被保険者期間を合算〔厚年法附則第20条〕して１年以上※あること

③　受給資格期間（P.363～373参照）を満たしていること

※　一元化時点の経過措置

前記②について，一元化前の私学共済加入者期間が１か月以上１年未満の人で①と③のいずれの要件にも該当している人が，平成27年10月１日時点で第１号～第４号の厚生年金被保険者期間を合算して１年以上となる場合，平成27年10月１日に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。〔厚年法附則第20条〕

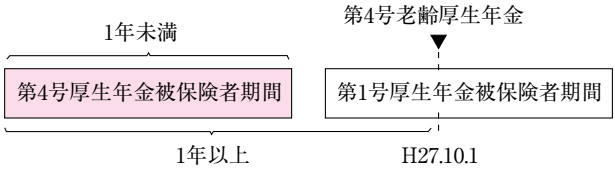

２　支給開始年齢の段階的引き上げ

昭和28年４月２日生まれから昭和36年４月１日までに生まれた人〔厚年法附則第８条の２〕

生年月日	支給開始年齢
昭和 28 年４月２日～昭和 30 年４月１日	61 歳
昭和 30 年４月２日～昭和 32 年４月１日	62 歳
昭和 32 年４月２日～昭和 34 年４月１日	63 歳
昭和 34 年４月２日～昭和 36 年４月１日	64 歳

〔注〕第１号厚生年金被保険者（民間サラリーマン等）に適用される男女を区別した支給開始年齢措置（一般厚年女子は５年遅れで段階的な引き上げ措置となっている）は，第４号厚生年金被保険者には適用されません。

３　障害等級３級以上の人又は長期在職の特例

障害等級３級以上に該当する程度の障害状態にあり障害者特例の請求手続きをした人又は私学共済の加入期間（第４号厚生年金被保険者期間）が44年以上あり退職している人については，上記年齢に到達していれば，定額部分と報酬比例部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。ただし，厚生年金被保険者である間の場合を除きます。〔厚年法附則第９条の２，第９条の３〕

４　政令退職による支給開始年齢の特例

私学共済の加入期間（第４号厚生年金被保険者期間）が20年以上ある人の支給開始年齢は，退職年月日（政令退職者に限ります）に応じた特例が設けられています（以下「特例支給開始年齢」といいます）。〔被用者年金一元化法附則第33条，平成27年厚年経過措置政令第86条〕

政令退職者の退職年月日による特例

本人の事情によらない政令で定められた事由で退職した人については，生年月日にかかわらず，退職年月日に応じて次表の特例支給開始年齢から定額部分と報酬比例部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

退職年月日	特例支給開始年齢
昭和 61 年４月１日～昭和61年６月 30 日	56 歳
昭和 61 年７月１日～平成元年６月 30 日	57 歳
平成 元 年７月１日～平成４年６月 30 日	58 歳
平成 ４ 年７月１日～平成７年６月 30 日	59 歳

〈本人の事情によらない退職〉（政令退職者）

⑴　学校法人，準学校法人又は厚生年金保険法附則第２条の３により厚生年金の適用法人とみなされるものが設置する学校等の労働協約又は就業規則において定める定年に達したことにより退職した人

〔注〕　私学共済法附則第10項により，幼稚園を設置する人は学校法人でない場合でも学校法人とみなされ厚生年金の適用法人となります。

⑵　学校法人又は準学校法人の寄付行為において定める任期を終えたことによって退職した役員

⑶　学校法人，準学校法人の解散，これら設置する学校，専修学校又は各種学校の廃止その他，次の事由により退職した人

①　学校法人又は準学校法人の合併

②　厚生年金保険法附則第２条の３により厚生年金の適用法人とみなされるものが設置する学校等の廃止

③　分校の廃止，高等学校の全日制の課程，定時制の課程，通信教育の課程，学科，専攻科もしくは別科の廃止，大学の学部，学部の学科，大学院もしくは大学院の研究科の廃止，短期大学の学科の廃止，高等専門学校の学科の廃止，特別支援学校の小学部，中学部，高等部の学科，専攻科もしくは別科の廃止又は専修学校の高等課程，専門課程，一般課程，分校もしくは学科の廃止

④　学校法人又は準学校法人の事務所の移転

⑤　学校，専修学校又は各種学校の移転

⑥　前記①～⑤までに掲げる事由のほか，私学事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

〔注〕 私学事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

① 各種学校の課程の廃止

② 前記⑶③に掲げる分校などの移転

③ 学生，生徒，児童又は幼児の募集の停止（募集を行ったが応募が少なかった場合を含みます）

⑷ その人の非違によることなく勧奨を受けて退職した人で，その人が使用されていた学校法人（準学校法人及び厚生年金保険法附則第２条の３により厚生年金の適用法人とみなされるものを含みます）にかかる退職手当の支給に関する規定において，その人の非違によることなく勧奨を受けて退職した人の退職手当について，その人の都合により退職した人の退職手当の支給割合より高い支給割合を適用して，その額を算定する旨の規定が定められている場合における当該規定の適用を受けた人

第４節　老齢厚生年金の繰上げ支給

昭和28年４月２日以後に生まれた人は，支給開始年齢が段階的に引き上げられ，60歳では年金の受給権が発生しません。ただし，以下の受給要件を満たしている人は老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができます。

１　受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給されます。

1) 昭和28年４月２日から昭和36年４月１日までに生まれた人
〔厚年法附則第13条の４，附則第21条，厚年政令第８条の６〕

① 年齢が60歳以上であり，支給開始年齢（P.402表参照）に達していないこと

② 第１号～第４号厚生年金被保険者期間を合算して１年以上あるこ

と

③　受給資格期間（P.363～373参照）を満たしていること

2）　昭和36年４月２日以後に生まれた人

〔厚年法附則第７条の３，附則第18条，厚年政令第８条の３〕

①　年齢が60歳以上であり，65歳に達していないこと

②　第４号厚生年金被保険者期間が１か月以上あること

③　1）③と同じ

２　繰上げ支給の請求にかかる注意事項

1）　繰上げ請求した場合の老齢厚生年金は一定の割合で減額になり，この減額率は生涯にわたり変わりません。

【繰上げ減額率】

昭和37年４月１日以前生まれの人…１か月当たり0.5%

昭和37年４月２日以後生まれの人…１か月当たり0.4%

2）　老齢厚生年金を繰上げ請求する場合，老齢基礎年金（国民年金）も一体的に繰上げ請求しなければなりません（他の実施機関の老齢厚生年金についても一体的に繰上げ請求となります）。

3）　国民年金に任意加入している人は繰上げ請求をすることができません。

4）　繰上げ支給の年金の受給権は実施機関において請求書が受理された日に発生し，受給権が発生した月の翌月分から支給されます。受給権発生後に繰上げ請求を取り消したり，変更することはできません。

5）　繰上げ請求した場合でも，**厚生年金被保険者等である間は，標準報酬月額や標準賞与額により年金額の一部又は全部が支給停止**となります。

6）　65歳未満で雇用保険から高年齢雇用継続給付（在職中）や基本手当（退職後）を受給する場合，年金額の一部又は全部が支給停止となります。

7）　障害給付や遺族給付と同時に受給することはできません。（ただし，65歳からは選択関係が変わります。）

8）　繰上げ請求後は，事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求

ができなくなります。

9)　繰上げ請求後は，老齢厚生年金における障害又は長期在職の特例措置（P.402参照）を受けられなくなります。

第５節　本来支給の老齢厚生年金

本来支給の老齢厚生年金は，65歳以上で受給資格期間を満たしており，第４号厚生年金被保険者期間が１か月以上ある場合に支給されます。〔厚年法第42条，第78条の26，附則第14条〕

受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給されます。

①　年齢が65歳以上であること

②　第４号厚生年金被保険者期間が１か月以上あること

③　受給資格期間（P.363～373参照）を満たしていること

老齢厚生年金の構成

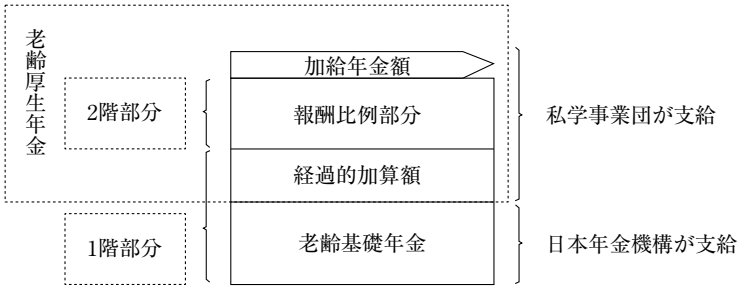

１　経過的加算額

本来支給の老齢厚生年金には，「定額部分」の額から，第４号厚生年金被保険者期間にかかる老齢基礎年金に相当する額を減じた額が加算されます。これを「経過的加算額」といいます。

「定額部分」は，国民年金の老齢基礎年金に相当するものです。しかし，老齢基礎年金は，昭和36年４月以降の20歳から60歳の被保険者期間を算定の基礎として支給するため，算定の基礎となっていない昭和36年３月以前の被保険者期間，20歳未満又は60歳以上の被保険者期間に相当する定額部分については，実際の老齢基礎年金の額と定額部分の額に差額が生じることになり，経過的加算額として支給する必要があります。〔昭和60年国年等改正法附則第59条，昭和61年国年等経過措置政令第74条〕

２　加給年金額

加給年金額は，年金額の算定基礎となる厚生年金の被保険者期間（第１号～第４号厚生年金被保険者期間を合算した期間）が20年以上ある場合で，老齢厚生年金の受給権を取得した当時，受給権者と**生計維持関係のある**65歳未満の配偶者（事実上の婚姻関係を含みます）又は18歳到達年度の末日までの間の子，もしくは20歳未満であり厚生年金保険法による１級又は２級の障害の状態にある子がいる場合，加給年金額が加算されます。

受給要件

1)　受給権者本人の受給要件

⑴　老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上であること〔厚年法第44条〕

２以上の種別の被保険者であった期間を有する者（以下「２以上期間者」といいます）については，２以上の種別の厚生年金の被保険者期間すべてを合算して240月以上であることを判断することになります。

また，２以上期間者の加給年金額については，２以上の種別の被保険者期間のうち，いずれか一つの種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金に加算されます。〔厚年法第78条の27〕

その場合，加算する年金の判定は次のルールで行います。〔厚年政令第３条の13第１項・２項〕

① ２以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権を有する場合，最初に受給権を取得した老齢厚生年金に加算する

② ２以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権を同時に取得した場合は，最も長い被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金に加算する

③ ②の最も長い被保険者期間が２以上ある場合には，第１号厚生年金被保険者期間，第２号厚生年金被保険者期間，第３号厚生年金被保険者期間，第４号厚生年金被保険者期間の優先順位で加算する

⑵ 特別支給の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている人が65歳に達したとき

一つの期間に基づく特別支給の老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合として，障害者特例，長期在職の特例又は政令退職（特例支給開始年齢に達したとき）（P.402参照）がありますが，その人が65歳到達による本来支給の老齢厚生年金への裁定替えが行われた場合にも引き続き一つの期間に基づく被保険者期間の計算の基礎とする老齢厚生年金に加算されます。

その際，加給年金額の対象者は，特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時又は加給年金額の加算要件を満たすときに生計維持の認定をされた人が，引き続き生計維持されていることとなっています。〔厚年法附則第16条，厚年政令第８条の７〕

※ 加給年金額の生計維持要件は，加算要件充足時の一点で見ることが原則とされています（保険事故発生後の事情変更は加味しないという保険原則から）

⑶　老齢厚生年金の受給権を取得したときに，被保険者期間240月未満であった人が65歳に達したこと，退職（みなし退職を含む）したこと又は在職中に９月１日をむかえたことによって老齢厚生年金の計算の基礎となる期間が改定され，**初めて240月以上となった場合**は，その時点で次項に掲げる一定の要件を備えた加給年金額の対象者がいる場合，加給年金額が加算されます。

また，一元化前に退職共済年金の受給権を有する人で，その算定期間が240月未満の人が，一元化後に退職等により老齢厚生年金が発生して240月以上に達する場合は，退職共済年金に加給年金額を加算するのではなく，老齢厚生年金に加給年金額が加算されることになります。〔被用者年金一元化法附則第21条，平成27年国共済経過措置政令第23条〕

〈事例　①〉

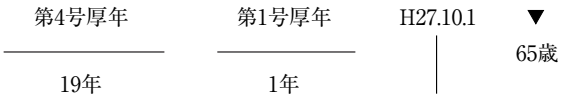

・一元化前の特別支給の退職共済年金は，一元化後65歳到達時点で本来支給の老齢厚生年金になるが，その際，老齢厚生年金の計算の基礎となる240月の判定を行い，一番長い第４号厚年期間を算定基礎とする老齢厚生年金に加給年金額が加算される

〈事例　②〉

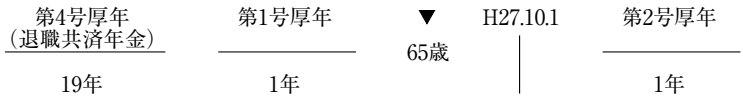

・一元化前の65歳到達時点で，本来支給の退職共済年金（第４号厚年）と老齢厚生年金（第１号厚年）の受給権が発生するが，一元化前の加給年金額の判定は合算しないため，一元化後，第２号厚年に**初めて加入し１か月後に老齢厚生年金**が発生する際，老齢厚生年金の計算の基礎となる240月の判定を行い，

一番長い第１号厚年期間を計算の基礎とする老齢厚生年金に加給年金額が加算される

※一元化後の老齢厚生年金の計算の基礎には，一元化前の既裁定退職共済年金の計算の基礎となる被保険者期間は含めない

〈事例　③〉

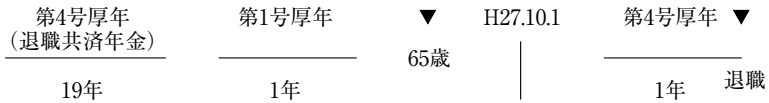

・一元化前の65歳到達時点で，本来支給の退職共済年金（第４号厚年）と老齢厚生年金（第１号厚年）の受給権が発生するが，一元化前の加給年金額の判定は合算しないため，一元化後，第４号厚年に再加入し**再退職時に老齢厚生年金が発生**する際，老齢厚生年金の計算の基礎となる240月の判定を行い，同じ長さのときの優先順位により第１号厚年期間を計算の基礎とする老齢厚生年金に加給年金額が加算される

※一元化後の老齢厚生年金の計算の基礎には，一元化前の既裁定退職共済年金の計算の基礎となる被保険者期間は含めない

〈事例　④〉

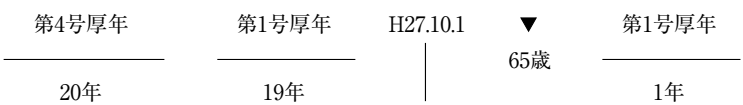

・65歳到達時点で期間の長い第４号厚年の老齢厚生年金に加給年金額が加算されることになるが，その後，第１号厚年に再加入し再退職後に本来支給の老齢厚生年金（第１号厚年）の改定が行われる際，第４号厚年と第１号厚年の期間が同じかもしくは上回る場合においても，加給年金額は第４号厚年の老齢厚生年金に引き続き加算される

2)　対象者の受給要件

⑴　配偶者の場合

①　65歳未満であること

②　受給権者に生計維持されていること

⑵　子（養子を含む）の場合

①　18歳到達年度の末日までの間にある，もしくは20歳未満であり１級又は２級の障害の状態にあること

②　受給権者に生計維持されていること

3)　「生計を維持されている」とは

生計を共にしている配偶者や子の年間収入が850万円未満である場合，又は年間所得が655万５千円未満である場合は生計を維持していると認められます。〔厚労省通知（平成23年３月年発0323第１号，平成27年９月年発0930第11号，令和元年６月年発0611第２号)〕

ただし，年間収入が850万円以上であっても，近い将来（おおむね５年以内）に定年退職等により，その恒常的な収入が客観的にみて減少することが書面により確認できるときは，認められる場合もあります。

＜加給年金額＞

配偶者	224,700 円
１人目・２人目の子	224,700 円
３人目以降の子	74,900 円

また，昭和９年４月２日以後に生まれた受給権者には，配偶者の加給年金額に，さらに次の表の額が特別加算されます。

受給権者の生年月日	特別加算額
昭和 9 年４月２日～昭和 15 年４月１日	33,200 円
昭和 15 年４月２日～昭和 16 年４月１日	66,300 円
昭和 16 年４月２日～昭和 17 年４月１日	99,500 円
昭和 17 年４月２日～昭和 18 年４月１日	132,600 円
昭和 18 年４月２日～	165,800 円

※加給年金額及び特別加算額は毎年度改定されます。令和６年度の金額についてはP.353参照。

4)　加給年金額の加算開始年齢

加給年金額は，原則として年金受給権者が65歳から加算されますが，生年月日に応じて加算開始年齢が下表のとおりとなります。

加給年金額加算開始年齢

受給権者の生年月日	加給年金額加算開始年齢
昭和 16 年 4 月 1 日以前	60 歳
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳
昭和 24 年 4 月 2 日以後	65 歳

＜加給年金額の失権＞

加給年金額の対象者である配偶者や子が次の事由のいずれかに該当したとき，その人にかかる加給年金額は失権します。〔厚年法第44条第４項，厚年政令第３条の５第５項〕

①　死亡したとき

②　受給権者による生計維持の状態がなくなったとき

③　配偶者が，離婚又は婚姻の取り消しをしたとき

④　配偶者が，65歳に達したとき

⑤　子が，養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき

⑥　養子縁組による子が，離縁をしたとき

⑦　子が婚姻をしたとき

⑧　子（障害等級の１級又は２級に該当する障害の状態にある子を除きます）について，18歳到達年度の末日になったとき

⑨　障害等級の１級又は２級に該当する障害の状態にある子（18歳到達年度の末日までの間にある子を除きます）がその事情がなくなったとき

⑩　障害等級の１級又は２級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

第６節　本来支給の老齢厚生年金の繰下げ支給

「本来支給の老齢厚生年金」の支給開始を１年以上繰り下げる（遅らせる）ことにより，繰り下げた月数に応じて増額された年金額を受給することができる制度です。〔厚年法第44条の３〕

＜繰下げ増額率＞

１か月当たり0.7％

＜繰下げ期間＞

本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年３月31日以前の人
…最長５年

本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年４月１日以降の人
…最長10年

〔注〕本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年４月１日以降の人は，令和５年４月１日施行の法律改正により，受給権発生日から５年を経過した後に，繰下げ支給を希望せず遡って本来支給の請求をした場合，請求の５年前の日に繰下げの申し出があったものとみなすようになりました。

１　繰下げ支給の対象者

老齢厚生年金の受給権を取得し，受給権取得後１年を経過する前までに本来支給の老齢厚生年金を請求していない人は，老齢厚生年金の支給繰下げの申し出（請求）ができます。繰下げ期間は受給権を取得した日から起算して10年が限度です。10年を超えた場合は10年に達した日に申し出があったものとみなします。

〔注〕　受給権発生日が平成29年３月31日以前の人は，受給権を取得した日から起算して５年が限度です。５年を超えた場合は，５年に達した日に申し

出があったものとみなします。

ただし，老齢厚生年金の受給権を取得したときから１年を経過した日以前に障害給付（障害基礎年金を除きます）及び遺族給付（以下「障害給付等」といいます）の受給権を有する場合は，支給繰下げの申し出（請求）はできません。また，受給権を取得したときから１年を経過した日後に障害給付等の受給権を取得した場合は，それ以降繰り下げることができません。

２　２以上期間者の老齢厚生年金の繰下げ支給

支給繰下げの申し出（請求）は，**他の実施機関の老齢厚生年金と一体的に行わなければならず，一方のみを繰り下げることはできません。**ただし，老齢基礎年金は，老齢厚生年金と同時に繰り下げる必要はありません。〔厚年法第78条の28〕

したがって，老齢厚生年金の受給状況等が次のような場合，支給繰下げができないことや繰下げ期間が制限されることがあります。〔厚年政令第３条の13の２第１項による読み替え後の厚年法第44条の３（第78条の28による読み替え後のもの）〕

① 支給繰下げの申し出（請求）をしたときに，すでに他の実施機関の老齢厚生年金を受給している場合は，他の実施機関の老齢厚生年金の支給事由が生じた日を支給繰下げの申出日（請求日）とみなします。

② 老齢厚生年金（退職共済年金）の繰下げ期間が１年経過する前に，他の実施機関への加入等により新たに老齢厚生年金の受給権が発生した場合，支給繰下げの申し出（請求）は，新たに受給権が発生した老齢厚生年金の繰下げ期間が１年経過した以降に一体的に申し出（請求）することができます。

このとき，支給繰下げの申し出（請求）を希望しない場合は，本来支給の受給権発生の時点に遡って受給する手続きをすることになります（繰下げ希望の取下げとなり，増額はありません）。

③　老齢厚生年金（退職共済年金）の繰下げ期間が１年経過した後に，他の実施機関への加入等により新たに老齢厚生年金の受給権が発生した場合，支給繰下げの申し出（請求）は次のいずれかになります。

㈠　新たに受給権が発生した老齢厚生年金の繰下げ期間が1年経過した以降に一体的に支給繰下げの申し出（請求）

㈡　新たに老齢厚生年金の受給権が発生した時点で支給繰下げの申し出（請求）

〔注〕　受給権発生日が平成29年３月31日以前の人について，他の実施機関への加入等により新たに老齢厚生年金の受給権が発生した時点が，繰下げ期間の上限（60か月）となるまでに１年未満である場合は，新たに老齢厚生年金の受給権が発生した時点で支給繰下げの申し出（請求）をすることになります。

【支給繰下げのイメージ】

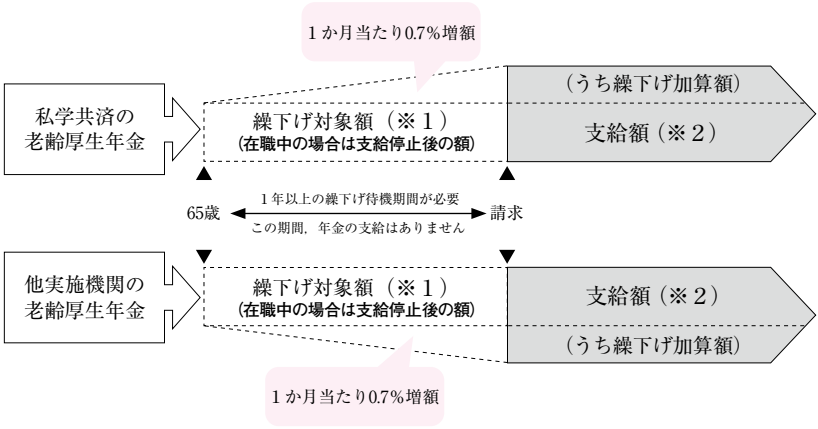

同時に繰り下げる必要があります。
一方のみを繰り下げることはできません。

※１　**繰下げをしなければ支給される額（在職中の人は，支給停止された残りの部分。加給年金額は増額される対象額になりません）**

※２　繰下げ後の増額された支給額（申し出の翌月分から）

第７節　老齢厚生年金の年金額

１　年金額

老齢厚生年金は，計算式の異なる部分に分かれており，その合計額が年金額になります。

また，年金額の計算には，受給権者の生年月日によって異なる乗率等が設定されています。〔厚年法第43条，第44条，附則第９条の２第２項，昭和60年国年等改正法附則第59条，附則第60条〕

特別支給の老齢厚生年金 ＝ ①定額部分※ ＋ ②報酬比例部分 ＋ ③④加給年金額※

本来支給の老齢厚生年金 ＝ ⑤経過的加算額 ＋ ②報酬比例部分 ＋ ③④加給年金額

※特別支給における定額部分及び加給年金額は，障害者特例又は長期在職の特例（P.402参照）に該当する場合に限り加算されます。

なお，平成16年の法律改正により，年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。⑴，⑵の方式でそれぞれ計算を行い，高い方の計算を年金額として採用します。〔平成12年国年等改正法附則第21条〕

⑴　H16計算

①　定額部分

定額単価（1,628円）×生年月日に応じた乗率×被保険者期間（定額限度月数あり〔**注**〕）

〔**注**〕昭和21年４月２日以後生まれの人の定額限度月数；480月

② 報酬比例部分（下記のイ，ロを合算します）

イ　H16平均標準報酬月額×生年月日に応じた乗率（Ａ１）×平成15年３月以前の被保険者期間

ロ　H16平均標準報酬額×生年月日に応じた乗率（Ａ２）×平成15年４月以降の被保険者期間

③ 加給年金額

対象者	金額
配偶者	224,700円
子２人まで１人につき	224,700円
子３人以上１人につき	74,900円

④ 加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日区分	金額
昭和９年４月２日～昭和15年４月１日	33,200円
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	66,300円
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	99,500円
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	132,600円
昭和18年４月２日～	165,800円

⑤ 経過的加算額

$$\text{定額部分の額} - \text{老齢基礎年金額（780,900円）} \times \frac{\text{昭和36年４月以降の20歳以上60歳未満の被保険者月数}}{\text{国民年金加入可能月数}}$$

※定額単価，加給年金額，加給年金額の特別加算額及び老齢基礎年金額は，毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.353参照。

⑵ H16従前計算

① 定額部分

定額単価（1,628円）×生年月日に応じた乗率×被保険者期間（定額限度月数あり〔注〕）

〔注〕昭和21年４月２日以後生まれの人の定額限度月数；480月

② 報酬比例部分（下記のイ，ロを合算します）

イ　H16平均標準報酬月額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ１）×平成15年３月以前の被保険者期間×従前額改定率

ロ　H16平均標準報酬額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ２）×平成15年４月以降の被保険者期間×従前額改定率

③ 加給年金額

対象者	金額
配偶者	224,700円
子２人まで１人につき	224,700円
子３人以上１人につき	74,900円

④ 加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日区分	金額
昭和９年４月２日～昭和15年４月１日	33,200円
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	66,300円
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	99,500円
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	132,600円
昭和18年４月２日～	165,800円

⑤ 経過的加算額

$$\text{定額部分の額}-\text{老齢基礎年金額}(780{,}900\text{円}) \times \frac{\text{昭和36年４月以降の20歳以上60歳未満の被保険者月数}}{\text{国民年金加入可能月数}}$$

※従前額改定率はP.352参照。定額単価，加給年金額，加給年金額の特別加算額及び老齢基礎年金額は，毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.353参照。

２　老齢厚生年金の算定基礎となる被保険者期間

老齢厚生年金の算定基礎となる被保険者期間は，老齢厚生年金の受給権を取得した月の前月までです。

在職中の場合，受給権を取得した月以後の被保険者期間については，

被保険者の資格を喪失し，その後１か月を経過する間に再度第４号厚年被保険者にならなかったとき，１か月経過後に当該老齢厚生年金の年金額を改定します（P.430参照）。〔厚年法第43条第３項〕

また，令和４年４月１日施行の法律改正により，65歳以上で在職中の場合，毎年９月１日において被保険者である受給権者については，在職中であっても（退職を待たずに），毎年10月に老齢厚生年金の年金額を改定します（「在職定時改定」といいます。P.431参照）。〔厚年法第43条第２項〕

老齢厚生年金額計算　給付乗率　Ａ１（５％適正後）
平成15年３月以前の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年４月１日	——	1000分の9.5
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	1.875	9.5
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	1.817	9.367
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	1.761	9.234
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	1.707	9.101
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	1.654	8.968
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	1.603	8.845
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	1.553	8.712
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	1.505	8.588
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	1.458	8.465
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	1.413	8.351
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	1.369	8.227
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	1.327	8.113
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	1.286	7.990
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	1.246	7.876
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	1.208	7.771
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	1.170	7.657
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	1.134	7.543
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	1.099	7.439
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	1.065	7.334
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	1.032	7.230
昭和21年４月２日～	1.000	7.125

老齢厚生年金額計算　給付乗率　Ａ２（５％適正後）
平成15年４月以降の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年４月１日	——	1000分の7.308
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	1.875	7.308
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	1.817	7.205
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	1.761	7.103
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	1.707	7.001
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	1.654	6.898
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	1.603	6.804
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	1.553	6.702
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	1.505	6.606
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	1.458	6.512
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	1.413	6.424
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	1.369	6.328
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	1.327	6.241
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	1.286	6.146
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	1.246	6.058
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	1.208	5.978
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	1.170	5.890
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	1.134	5.802
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	1.099	5.722
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	1.065	5.642
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	1.032	5.562
昭和21年４月２日～	1.000	5.481

老齢厚生年金額計算　給付乗率　Ｂ１（５％適正前保障）
平成15年３月以前の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年４月１日	——	1000分の10
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	1.875	10
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	1.817	9.86
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	1.761	9.72
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	1.707	9.58
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	1.654	9.44
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	1.603	9.31
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	1.553	9.17
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	1.505	9.04
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	1.458	8.91
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	1.413	8.79
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	1.369	8.66
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	1.327	8.54
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	1.286	8.41
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	1.246	8.29
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	1.208	8.18
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	1.170	8.06
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	1.134	7.94
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	1.099	7.83
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	1.065	7.72
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	1.032	7.61
昭和21年４月２日～	1.000	7.50

老齢厚生年金額計算　給付乗率　Ｂ２（５％適正前保障）
平成15年４月以降の被保険者期間

生年月日	定額部分乗率	報酬比例部分乗率
～大正15年４月１日	——	1000分の7.692
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	1.875	7.692
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	1.817	7.585
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	1.761	7.477
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	1.707	7.369
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	1.654	7.262
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	1.603	7.162
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	1.553	7.054
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	1.505	6.954
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	1.458	6.854
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	1.413	6.762
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	1.369	6.662
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	1.327	6.569
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	1.286	6.469
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	1.246	6.377
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	1.208	6.292
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	1.170	6.200
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	1.134	6.108
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	1.099	6.023
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	1.065	5.938
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	1.032	5.854
昭和21年４月２日～	1.000	5.769

第８節　経過的職域加算額（退職共済年金）（平成 27 年９月以前の加入期間を有する人）

受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給されます。

①　一定の年齢であること（特別支給と本来支給により以下のとおり）

・特別支給　特別支給の老齢厚生年金の受給要件①と同じ（P.401参照）。

・本来支給　65歳以上であること

②　一元化前の第４号厚生年金被保険者期間（加入者期間）を有する人で，１年以上引き続く加入者期間※を有すること

③　受給資格期間（P.363～373参照）を満たしていること

〔平成27年国共済経過措置政令第６条による読み替え後の改正前国共済法第76条，附則第12条の３，附則第12条の３の２〕

※　経過措置

上記②の「１年以上引き続く加入者期間を有すること」については，以下の場合「１年以上引き続く加入者期間を有すること」として取り扱われます。〔被用者年金一元化法附則第36条第７項〕

いずれも第4号厚生年金被保険者期間（加入者期間）

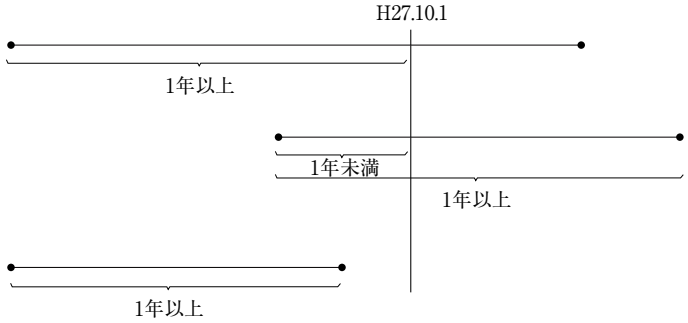

第９節　経過的職域加算額（退職共済年金）の年金額

１　年金額

経過的職域加算額（退職共済年金）は，一元化前の私学共済制度における加入者期間（平成27年９月まで）が，年金額の算定基礎になります。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第77条〕

年金額の計算には，受給権者の生年月日によって異なる乗率等が設定されています。

なお，老齢厚生年金と同様，年金額の計算方法は複数行われるしくみになっています。⑴，⑵の方式でそれぞれ計算を行い，高い方の計算を年金額として採用します。〔平成27年国共済経過措置政令第13条による読み替え後の平成12年国共済改正法附則第11条，第12条〕

⑴　H16計算

下記のイ，ロを合算します

イ　H16平均標準給与月額×生年月日に応じた乗率（Ａ１）×平成15年３月以前の加入者期間

ロ　H16平均標準給与額×生年月日に応じた乗率（Ａ２）×平成15年４月以降の加入者期間

⑵　H16従前計算

下記のイ，ロを合算します

イ　H16平均標準給与月額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ１）×平成15年3月以前の加入者期間×従前額改定率

ロ　H16平均標準給与額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ２）×平成15年４月以降の加入者期間×従前額改定率

※従前額改定率はP.352参照

経過的職域加算額（退職共済年金）計算　給付乗率　Ａ１（５％適正後）
平成15年３月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上
～大正15年４月１日	1000分の0.238	1000分の0.475
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	0.238	0.475
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.276	0.551
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.314	0.627
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.352	0.694
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.380	0.760
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.409	0.817
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.437	0.874
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.466	0.931
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.494	0.979
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.523	1.036
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.542	1.074
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.561	1.121
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.580	1.159
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.608	1.207
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.618	1.235
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.637	1.273
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.656	1.311
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.675	1.340
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.684	1.368
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.703	1.397
昭和21年４月２日～	0.713	1.425

経過的職域加算額（退職共済年金）計算　給付乗率　Ａ２（５％適正後）
平成15年４月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上
～大正15年４月１日	1000分の0.183	1000分の0.365
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	0.183	0.365
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.212	0.424
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.242	0.482
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.271	0.534
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.292	0.585
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.315	0.628
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.336	0.672
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.358	0.716
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.380	0.753
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.402	0.797
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.417	0.826
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.432	0.862
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.446	0.892
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.468	0.928
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.475	0.950
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.490	0.979
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.505	1.008
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.519	1.031
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.526	1.052
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.541	1.075
昭和21年４月２日～	0.548	1.096

経過的職域加算額（退職共済年金）計算　給付乗率　Ｂ１（５％適正前保障）
平成15年３月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上
～大正15年４月１日	1000分の0.25	1000分の0.50
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	0.25	0.50
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.29	0.58
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.33	0.66
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.37	0.73
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.40	0.80
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.43	0.86
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.46	0.92
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.49	0.98
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.52	1.03
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.55	1.09
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.57	1.13
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.59	1.18
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.61	1.22
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.64	1.27
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.65	1.30
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.67	1.34
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.69	1.38
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.71	1.41
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.72	1.44
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.74	1.47
昭和21年４月２日～	0.75	1.50

経過的職域加算額（退職共済年金）計算　給付乗率　Ｂ２（５％適正前保障）
平成15年４月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上
～大正15年４月１日	1000分の0.192	1000分の0.385
大正15年４月２日～昭和２年４月１日	0.192	0.385
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.223	0.446
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.254	0.508
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.285	0.562
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.308	0.615
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.331	0.662
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.354	0.708
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.377	0.754
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.400	0.792
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.423	0.838
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.438	0.869
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.454	0.908
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.469	0.938
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.492	0.977
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.500	1.000
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.515	1.031
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.531	1.062
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.546	1.085
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.554	1.108
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.569	1.131
昭和21年４月２日～	0.577	1.154

第 10 節　退職改定等

１　老齢厚生年金の受給権者にかかる退職改定

第４号厚生年金被保険者である老齢厚生年金の受給権者が退職し，かつ，第４号厚生年金被保険者となることなく退職日の翌日（資格喪失日）から起算して１か月経過したときは，資格喪失日の属する月前の第４号厚生年金被保険者期間を算定の基礎として，退職日から起算して１か月経過した日の属する月から年金額を改定します。〔厚年法第43条第３項〕

また，第４号厚生年金被保険者である老齢厚生年金の受給権者が70歳に到達したときは，厚生年金の被保険者としては資格喪失しますので(P.145参照)，70歳に到達した日の属する月前の第４号厚生年金被保険者期間を算定の基礎として，70歳に到達した日から起算して１か月経過した日の属する月から年金額を改定します。

なお，退職したあとに再び第４号厚生年金被保険者になったときは，以下のようになります。

(1)

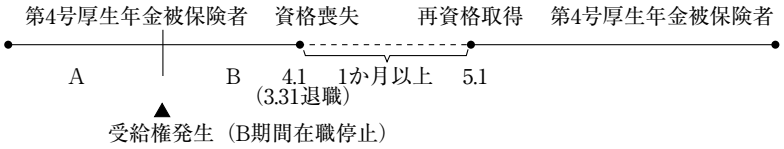

①　４月・５月分として，退職に伴い改定した年金額（Ａ＋Ｂ期間）を支給する。

②　６月分として，①の年金額を在職停止する。

(2)

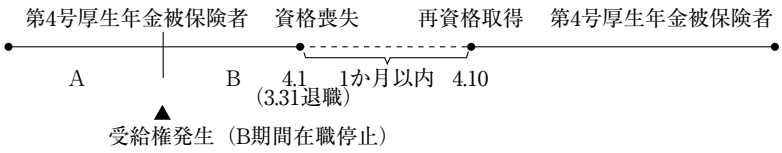

①　４月分として，退職に伴う改定は行わない（A期間）。

②　４月分として，①の年金額を在職停止する（喪失日と取得日が同一月のため在職停止が継続する）。

２　在職定時改定（令和４年４月１日施行）

1)　基本的なしくみ

老齢厚生年金の受給権者が65歳以上，かつ毎年基準日（９月１日）において第４号厚生年金被保険者であるときは，在職中であっても，毎年10月に老齢厚生年金の年金額を改定します。〔厚年法第43条第２項〕

【在職定時改定のイメージ】

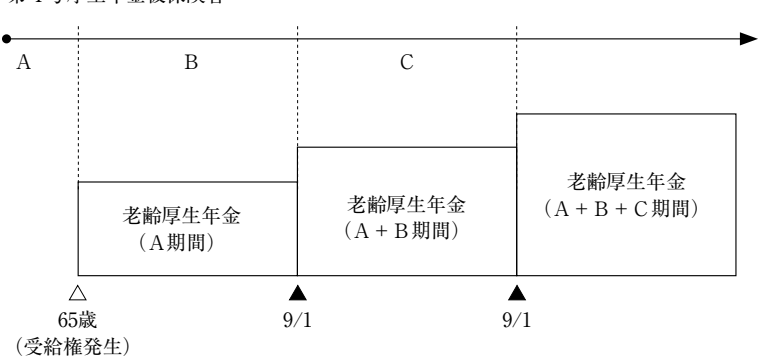

〔注〕　毎年８月までの被保険者期間を年金額の算定期間として，10月分から年金額を改定します。なお，被保険者である間は，年金額の一部を支給停止します（P.608参照）。

2)　例外的な取扱い

基準日（９月１日）と第４号厚生年金被保険者の資格喪失日が近接している場合，基準日に被保険者でなくても，在職定時改定を行うことがあります。

⑴　第４号厚生年金被保険者の資格喪失後１か月以内に９月１日が到来し，かつ資格喪失後１か月以内に再資格取得したとき〔厚年法第43条第２項ただし書〕

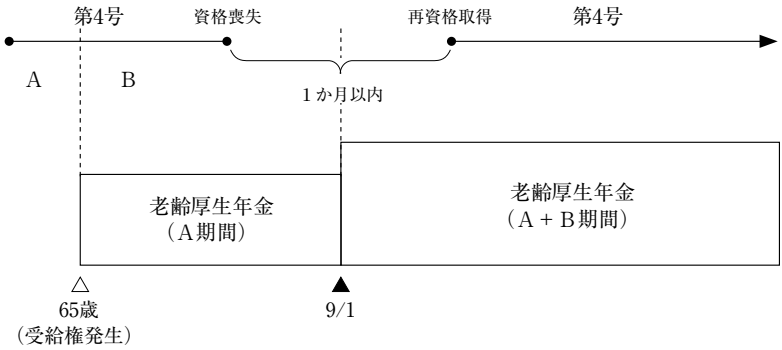

資格喪失日から起算して１か月経過する前に再資格取得した場合，退職改定は行わないため，在職定時改定により年金額の改定を行うもの

⑵　９月１日に再資格取得した場合，新たに年金額に算定する期間がないため，在職定時改定は行いません。ただし，第４号厚生年金被保険者の資格喪失後１か月以内に９月１日が到来する場合は，在職定時改定を行います。〔厚年法第43条第２項ただし書〕

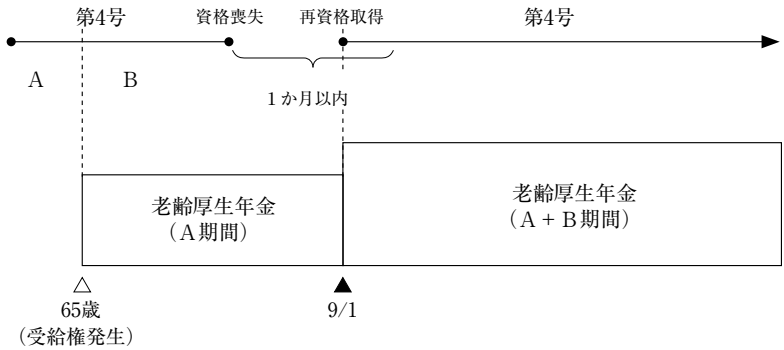

資格喪失日から起算して１か月経過する前に再資格取得した場合，退職改定は行わないため，在職定時改定により年金額の改定を行うもの

３　退職共済年金受給権者に老齢厚生年金の受給権が発生する場合の退職改定等

一元化前に退職共済年金の受給権を取得した人が，その後再就職により第４号厚生年金被保険者となった場合の退職共済年金と老齢厚生年金の退職改定の取り扱いについては，以下のとおりです。

⑴　退職共済年金受給権者が平成27年10月１日以降，第４号厚生年金被保険者となった場合は，退職時に老齢厚生年金が発生します。

〔平成 27 年厚年経過措置政令第 79 条〕

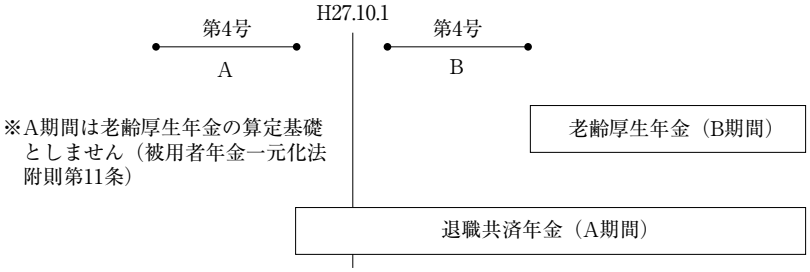

⑵　退職共済年金受給権者が，平成27年10月１日前から引き続いて第４号厚生年金被保険者である場合は，退職時に平成27年９月までの期間に対する退職共済年金の退職改定が発生します。〔平成27年厚年経過措置政令第79条第１項，平成27年国共済経過措置政令第18条第１項による読み替え後の厚年法第43条第３項〕

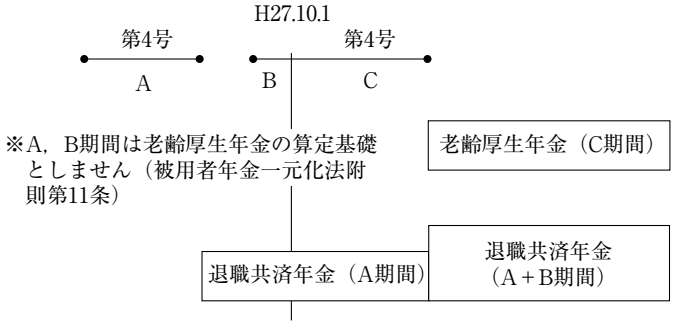

⑶　他の老齢・退職の年金の受給権者が，平成27年10月１日前から引き続いて第４号厚生年金被保険者である場合は，平成27年10月１日に第４号老齢厚生年金が発生し，退職したときに退職改定が発生します。〔厚年法第43条第１・３項〕

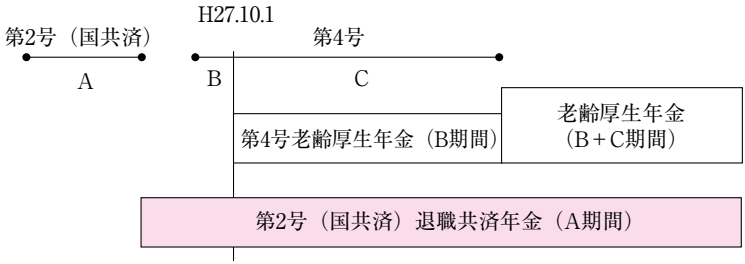

⑷　一元化前に退職共済年金の受給権を取得した人で一元化後65歳に達する人が，一元化後に第４号厚生年金被保険者となった場合，65歳で老齢厚生年金に裁定替えします。〔被用者年金一元化法附則第11条第３項，平成27年厚年経過措置政令第79条第１項〕

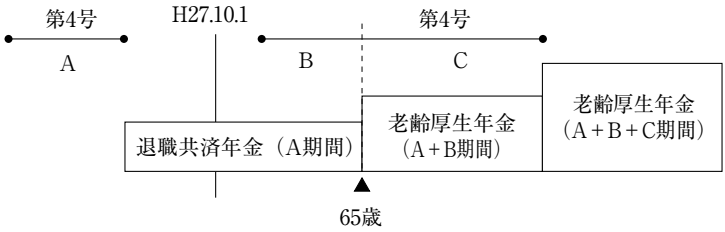

⑸　一元化前に退職共済年金の受給権を取得した人で一元化後65歳に達する人が，一元化前に第４号厚生年金被保険者となった場合，65歳で老齢厚生年金に裁定替えします。〔被用者年金一元化法附則第11条第３項，平成27年厚年経過措置政令第79条第１項〕

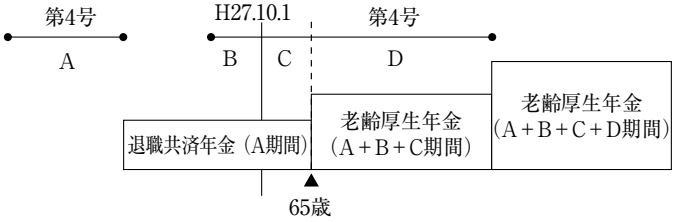

４　一元化前に繰上げ支給の退職共済年金の受給権を取得した人が，第４号厚生年金被保険者となり一元化後65歳に達する場合

⑴　支給開始年齢が一元化前で，第４号厚生年金被保険者となった日が一元化後の場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第１項〕

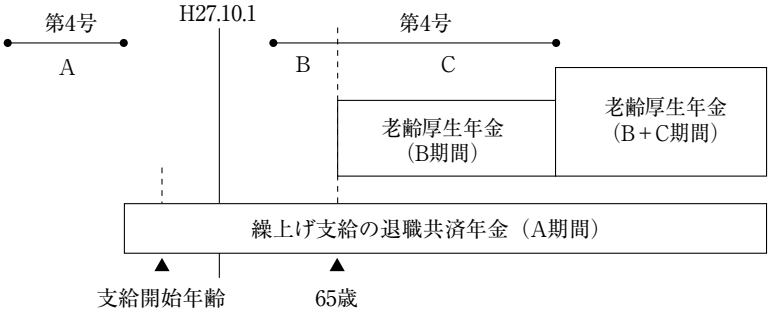

〔注〕上記の場合で，支給開始年齢が一元化後であり，第４号厚生年金被保険者となる前に支給開始年齢に達する場合も，上図と同じです。

⑵　支給開始年齢が一元化前で，第４号厚生年金被保険者となった日が一元化前の場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第１項，平成27年国共済経過措置政令第15条第１項による読み替え後の改正前国共済法第12条の６の２第７項〕

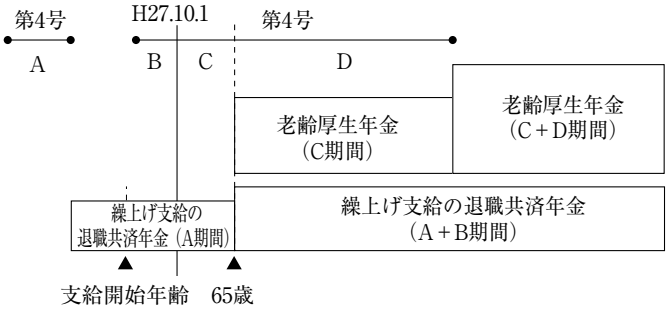

⑶　支給開始年齢が一元化後で，一元化後に第４号厚生年金被保険者となり，支給開始年齢に達する場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第２項〕

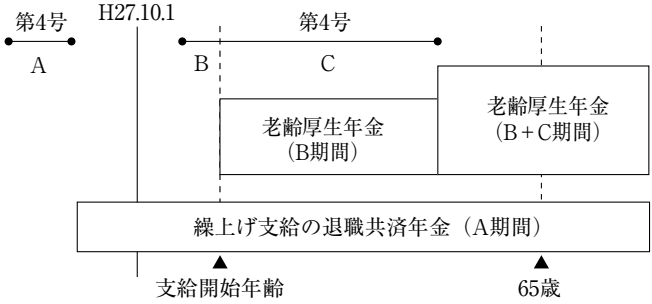

⑷　支給開始年齢が一元化後で，一元化前に第4号厚生年金被保険者となり，支給開始年齢に達する場合〔平成27年厚年経過措置政令第79条第２項，平成27年国共済経過措置政令第15条第１項による読み替え後の改正前国共済法第12条の６の２第７項〕

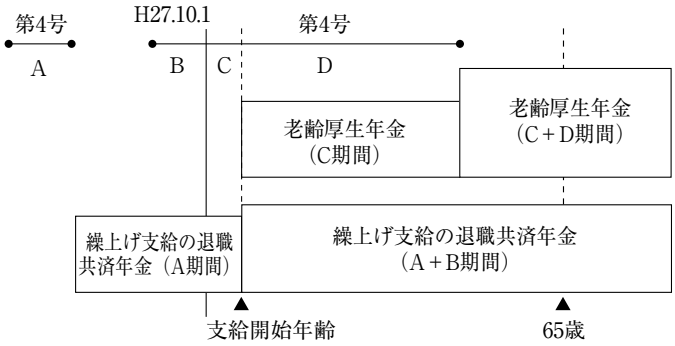

※繰上げ支給の退職共済年金の受給権者が，支給開始年齢前に退職した場合，改定は退職の時点ではなく，支給開始年齢時点で行います。

第 11 節　老齢厚生年金の請求手続き

１　老齢厚生年金の新規請求

1）　事前連絡・請求勧奨

⑴　支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合

被用者年金制度一元化により，老齢厚生年金の請求手続きはワンストップサービスの対象となりました。私学共済と同時に民間サラリーマンや公務員共済の老齢厚生年金の受給権が発生する場合，私学事業団（厚生年金保険の実施機関）に請求書を提出することにより，同時に日本年金機構や公務員共済などの他の実施機関の老齢厚生年金を請求したこととなります。

そのため，複数の実施機関からの請求案内が重複しないよう，以下の条件により調整したうえで請求書を送付することになっています。

＜抽出条件＞

日本年金機構において，年齢到達月の５か月前に「同年齢で老齢厚生年金が発生する実施機関の中で最後に加入した実施機関」を判定し，その判定結果が「私学事業団」であった人に対して，３か月前に送付します。

したがって，私学に在職中の人の場合，原則として請求書を送付する実施機関は私学事業団となり，学校法人等宛てに送付することになります。

なお，１か所に年金請求書を提出した場合でも，それぞれの実施機関が加入期間に応じた年金を決定し，年金証書等の交付及び支払いを行います。

※すべての厚生年金実施機関間で調整したうえで行う共通の請求案内です。各実施機関は，自実施機関が担当することとなった対象者に

請求書を送付します。

⑵　支給開始年齢到達後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合

次のタイミングで請求案内を送付します。

①　在職中の加入者で，支給開始年齢到達後に第４号厚生年金被保険者期間が１年以上になった人への勧奨

第４号厚生年金被保険者期間が１年以上となった月の翌々月に学校法人等に個人別封筒を送付し，請求手続きの案内をします。

②　第４号厚生年金被保険者期間が１年未満で私学を退職した人への勧奨

退職した月の翌々月に，自宅宛てに年金請求の案内等を送付します。

③　第４号厚生年金被保険者期間が１年未満で，70歳に達する私学在職中の人への勧奨

70歳到達月の翌々月に学校法人等に個人別封筒を送付し，請求手続きの案内をします。

④　年金が未決定である人への勧奨

年金受給権発生からおおむね５年の経過が近づいているにもかかわらず年金が未決定である人に対し，自宅宛てに年金請求の案内等を送付します（在職中の場合は学校法人等に個人別封筒を送付）。

※私学事業団独自で行う請求案内です。

※外国に居住している人には請求案内ができませんので，受給要件に該当する場合は私学事業団へご連絡ください。

2）　請求書の書式

「老齢・退職給付　年金請求書（老齢厚生年金・退職共済年金）」は，次の区分により，内容が異なります。

区分	請求書の構成等
支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合※	・氏名，加入者番号，基礎年金番号，過去の年金制度の加入経歴等をあらかじめ印字した請求書（ターンアラウンド請求書）。 ・全実施機関を通して共通で記載する部分（共通部分）と年金機構と公務員共済と私学共済がそれぞれ独自で記載を求める部分（独自部分）を合わせた様式の年金請求書。
支給開始年齢到達後に老齢厚生年金の受給権が発生する場合	・氏名等の印字のない請求書。 ・全実施機関を通して共通で記載する部分（共通部分）と私学共済が独自で記載を求める部分（独自部分）を合わせた様式の年金請求書。

※支給開始年齢到達により老齢厚生年金の受給権が発生する場合においても，年金の受給資格期間の要件が確認できない私学退職者等の場合，氏名等の印字のない請求書を送付することがあります。

3)　添付書類

老齢厚生年金の請求に必要な添付書類は以下のとおりです。

⑴　年金請求者の生年月日を明らかにできる次のいずれかの書類

○　「戸籍抄本（戸籍の一部記載事項証明書）」又は「戸籍謄本（戸籍の全部記載事項証明書）」，「住民票」（写し不可）

○　外国籍の人は「住民票」（写し不可）

〔注〕年金請求者の生年月日を明らかにできる書類は，P.449マイナンバーを利用した添付書類の省略についてのＡ又はＢの書類を提出することにより省略できます。

※戸籍・住民票は，受給権発生日以降に交付されたもので，かつ，年金請求書提出日の６か月以内に交付されたものをご提出ください。受給権発生日前や年金請求書提出日の６か月より前に交付された戸籍・住民票のご提出があった場合は，改めて戸籍・住民票を取得していただくこととなります。

※戸籍謄本（抄本）・住民票がホチキスで綴じられている場合は，外さないでください。万が一ホチキスを外してしまうと，原本としての証拠価値を失ってしまいます。ホチキスが外された戸籍・住民票が

添付されていた場合，改めて新しい戸籍・住民票を取得していただく必要があります。

⑵　年金の受取口座に関する書類

○　通帳又はキャッシュカードの写し

金融機関においては「金融機関名・支店名・普通又は当座・口座番号・口座名義人の氏名フリガナ」，ゆうちょ銀行においては「預金通帳の記号番号・口座名義人の氏名フリガナ」を確認できるものの写し

※年金請求書１ページ右下の「金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄」に，金融機関又はゆうちょ銀行の証明を受けている場合，もしくはマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を年金の受取口座に指定する場合は，上記の書類は不要

⑶　年金請求者の基礎年金番号を明らかにできる書類

○　「基礎年金番号通知書」等の写し

※基礎年金番号の印字されているターンアラウンド請求書が送付された人は不要

⑷　年金請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類

○　請求者本人の「マイナンバーカード」表裏両面の写し等（詳細はP.449参照）

⑸　雇用保険に関する書類

○　雇用保険に加入している，又は加入したことがあり，最後に被保険者でなくなった日から７年以内の場合は，「雇用保険被保険者証」の写し

○　受給権発生日以降に，高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の申請をしている，又は決定を受けているときは，「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写し

○　受給権発生日以降にハローワークに求職の申し込みをしている，又は基本手当を受けたことがある（受けている）ときは，「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写し又は「雇用保険受給資格通知（全件版）」のすべての写し

⑹　請求者がすでに公的年金の決定を受けている場合

○　決定を受けている年金の「年金証書」等の写し

○　遺族又は障害の年金を受けている場合は，「年金受給選択申出書」

⑺　年金加入期間関係

○　平成29年７月以前に受給権が発生する人

保険料納付済期間と保険料免除期間の合計では受給資格期間（原則25年）を満たさず，合算対象期間を加えると25年以上となる場合は，「年金加入期間確認通知書（合算用）」（写し不可）が必要です。年金事務所で交付を受けてください。

○　平成29年８月以降に受給権が発生する人

次の区分に応じて，必要な書類を添付してください。

区分	必要な書類等
保険料納付済期間と保険料免除期間の合計では25年（原則）未満であるが，合算対象期間を加えると25年以上となる場合	「年金加入期間確認通知書（合算用）」（写し不可）が必要です。年金事務所で交付を受けてください。
保険料納付済期間と保険料免除期間の合計は10年以上あり，合算対象期間を加えて25年未満である場合	年金請求書において，20歳から60歳までの期間で，年金に加入していない期間について等の項目に記載していただく必要があります。
保険料納付済期間と保険料免除期間の合計では10年未満であるが，合算対象期間を加えると10年以上となる場合	「年金加入期間確認通知書（合算用）」（写し不可）が必要です。年金事務所で交付を受けてください。

○　被用者年金制度一元化に伴うワンストップサービスの導入とともに，年金記録に関するデータの一部がすべての実施機関の間で共有できるようになりました。ただし，私学事業団において他の実施機関

の加入記録の確認ができなかった場合などには，他の実施機関の「年金加入期間確認通知書」の提出をお願いすることがあります。

⑻　障害者特例の請求をする場合

○　「厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書」

○　障害を給付事由とする年金を一部又は全部受給している人は，受給していることがわかる障害給付の年金証書等の写し

○　障害を給付事由とする年金給付の決定（裁定）を受けていない人，障害を給付事由とする年金が全額停止中の人は，障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書（提出する日前３か月以内の状態を記入したもの）及び障害の原因となった初診日を明らかにすることができる書類等

⑼　政令退職による支給開始年齢の特例に該当する者（P.402参照）

○　「労働協約」又は「就業規則」，「廃止許可書等」，「学校基本調査票」の写し，その他その事実を証明する書類

⑽　65歳３か月前以降に初めて老齢厚生年金を請求する場合

○　「老齢・退職給付　支給繰下げ希望届書（老齢年金の繰下げ意思確認書）」

⑾　源泉徴収に際し，所得控除（寡婦・ひとり親控除，障害者控除，配偶者控除，扶養控除などの人的控除）を受けようとする場合

○　「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

⑿　老齢厚生年金請求時の加給年金額関係の添付書類

老齢・退職の年金の加給年金額加算開始年齢は原則65歳（昭和24年４月２日以後生まれの場合）ですが，**特別支給の老齢厚生年金請求時において，加給年金額の加算開始前であっても，戸籍謄本や住民票，配偶者の所得証明書等により生計維持関係の認定を行いますので，必要書類の提出をお願いします。**なお，加給年金額の加算時には加算開始の届書の提出が別途必要です（被用者年金制度一元化に伴い，老齢

厚生年金請求書がワンストップ対象となったことから，従来の日本年金機構の取り扱いに統一されたことによるものです)。

年金請求時に年金請求者が次の①～③いずれにも該当するときに，加給年金額の事前登録に必要な書類（P.447～452に準じた書類）の提出をしてください。

① 厚生年金被保険者期間（第１号～第４号）の合計が20年以上あること

② 請求者が65歳に到達する時点で，65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間の子（厚生年金保険法に定める障害等級１級又は２級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満の子）がいること

③ 配偶者又は子について，年金請求者と生計同一であり，かつ配偶者又は子の年間収入が850万円（所得655万５千円）未満であること。又はおおむね５年以内に850万円（所得655万５千円）未満となること

4) 記入上の注意

⑴ 年金請求書の「住所」欄は原則として住民票住所を記入してください。住民票住所と異なる居所や成年後見人等を通知書等送付先とする場合には別途手続きが必要となります。

⑵「基礎年金番号」欄は，日本年金機構から交付された「基礎年金番号通知書」等に記載されている番号を記入してください。

⑶「個人番号（マイナンバー)」欄に，請求者本人の番号を記入してください。

⑷ 年金請求書２ページの「公的年金制度の加入経歴」欄には，私学共済及び私学共済以外の公的年金制度の加入経歴を古い順に記入してください。公的年金制度の加入経歴が印字されている請求書においては，印字されている加入記録を確認のうえ，訂正があれば，書き添えてください。

⑸ 年金請求書５ページ（氏名等が印字されている請求書の場合は６ページ）の「配偶者はいますか」の質問に「はい」と答えた人は，同じペー

ジの⑴に記入してください。

⑹　年金請求書６ページ（氏名等が印字されている請求書の場合は７ページ）の配偶者又は子と年金を受ける人とが生計同一である場合に記入する「請求者本人氏名」欄は，年金請求者本人が自己の名で記入する欄です（配偶者名での記入欄ではありません）。

⑺　学校法人等の証明は，退職後に給付事由が生じたときは不要です。

５）　提出上の注意

⑴　老齢厚生年金請求時に併せて提出する戸籍・住民票については，受給権発生日時点かつ請求書提出日時点で請求者が生存していることを確認するため，老齢厚生年金の受給権発生日以降，かつ年金請求書提出日の６か月以内に交付されたものが有効です。発行日が受給権発生日よりも前の戸籍・住民票は無効であり，改めて取得し直していただくこととなります。

⑵　受給権発生日になってから添付書類をそろえていただき，漏れ等がないことを確認のうえ，提出してください。

⑶　一元化後に給付事由が生じた老齢厚生年金については，ワンストップサービスにより提出先以外の実施機関の老齢厚生年金も同時に請求した扱いになりますが，提出した実施機関以外に加入した年金制度の年金を決定するに当たり，追加で提出をお願いする書類又は確認事項があるときは，その実施機関から請求者ご本人に添付書類の提出依頼等をすることがあります。

⑷　私学共済制度の加入者期間が引き続き１年以上あり，かつ平成27年９月以前（一元化前）の加入期間がある場合，老齢厚生年金請求に合わせて経過的職域加算額（退職共済年金）も請求したこととなります。

⑸　私学在職中は，学校法人等を通じて請求書等を提出してください。

⑹　要件等を満たしているにもかかわらず，請求手続きをしないまま５年（原則）を経過すると，法律に基づき，５年を経過した分については，

時効により受け取れなくなります。

２　加給年金額の請求

加給年金額対象者がいる場合には，「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」（以下「該当届」といいます。P.453参照）又は「生計維持申立書」（以下「申立書」といいます）を提出してください。加給年金額の受給要件等については，P.407～413を参照してください。

なお，加給年金額の加算開始年齢は65歳ですが，第１号～第４号厚生年金被保険者でなく，厚生年金保険法による障害等級３級以上に該当する程度の障害状態にあり障害者特例の請求手続きをした人，又は加入者期間が44年以上ある人については，別個の給付の支給開始年齢から加算となる特例があります（P.402参照）。

1)　該当届等の送付等

⑴　年金額の算定基礎となる第４号厚生年金被保険者期間が一定以上ある人には，本来支給の老齢厚生年金の請求書に同封して該当届を送付します。

特別支給の老齢厚生年金の請求手続きの際に加給年金額対象者の生計維持関係の認定を行っている人には，該当届は送付しませんが，本来支給の老齢厚生年金の請求書を送付する際に手続きについて案内します。

〔注〕老齢厚生年金の繰上げ請求をしている人で，支給開始年齢から65歳までの間に被保険者期間がある場合は，65歳到達時に「老齢・退職給付年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・65歳到達用）」に該当届を同封又は手続きについて案内します。被保険者期間がない場合は，該当届のみ送付します。

⑵　65歳の時点で，第１号～第４号厚生年金被保険者期間すべてを合算して20年以上となる場合は，本人からの申し出により該当届を送付しますので，第１号～第４号厚生年金被保険者期間のうち，一番長い期間を有する実施機関に届け出をしてください。

⑶　本来支給の老齢厚生年金の支給繰下げを希望された人，又は繰下げ待機を取り下げて65歳から受給される人は，将来，年金の受給を開始する時点で加給年金額の届け出をしていただくことになります。この場合は，該当届ではなく「老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（様式第235－1号）」により届け出をしてください。

添付書類は，いずれの場合も65歳時点において加給年金額の受給要件を備えていることを確認します。

⑷　退職（みなし退職を含みます）したことによって，年金額の算定基礎となる第４号厚生年金被保険者期間が20年以上となる人には，私学事業団から自動的に該当届を送付しますが，退職（みなし退職を含みます）したことによって，第１号～第４号厚生年金被保険者期間すべてを合算して20年以上となる場合は，本人からの申し出により該当届を送付しますので，第１号～第４号厚生年金被保険者期間のうち，一番長い期間を有する実施機関に届け出をしてください。

2）　該当届の添付書類（P.451～452も併せて参照）

戸籍謄本（抄本）・住民票は，事由発生年月日以降に交付を受けてください。

また，**戸籍謄本（抄本）・住民票がホチキスで綴じられている場合は，外さないでください。**万が一ホチキスを外してしまうと，原本としての証拠価値を失ってしまいます。ホチキスが外された戸籍・住民票が添付されていた場合，改めて新しい戸籍・住民票を取得していただく必要があります。

⑴　加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにできる，受給権者の戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）又は，戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）

※加給年金額の対象者又は受給権者が，外国人である場合には，戸籍謄（抄）本に代えて属する国の公的機関が発行した証明書及び

当該書類に翻訳人を明記した和訳文を添付してください。

⑵　加給年金額の対象者が，受給権者によって生計が維持されていることを確認できる①と②の書類

①　世帯全員の住民票

※前記⑴で，受給権者の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する場合は，筆頭者欄の記載があるものが必要となります。

※加給年金額の対象者又は受給権者が，国外居住の外国人である場合には，住民票に代えて居住する国の公的機関が発行した証明書及び当該書類に翻訳人を明記した和訳文を添付してください。

②　加給年金額の対象者の収入又は所得を確認することのできる所得証明書，課税（非課税）証明書，源泉徴収票等のうち，いずれかの書類の交付を受けてください。

※源泉徴収票を添付する場合は，ほかに収入のないことと原本であることを明記し，請求者が記名した口述書を添付してください。

※収入のない人は，「非課税証明書」の交付を受けてください。

〔注〕　上記⑵①世帯全員の住民票，②所得証明書等については，P.449マイナンバーを利用した添付書類の省略についてのＡ又はＢの書類を提出することにより省略ができます。

⑶　加給年金額の対象者の基礎年金番号を記入した場合は，基礎年金番号が確認できる書類の写し（基礎年金番号通知書，年金証書などの写し）

3)　提出上の注意

①　該当届は学校法人等を通さずに，請求者が直接，私学事業団に提出してください。

②　書類は必ず一括して提出してください。

4)　その他

①　厚生年金保険法による障害等級の１級又は２級に該当する障害の状態にある20歳未満の子がいる場合は，私学事業団にご連絡ください。

② 加給年金額の対象者である子が３人以上いる場合は，私学事業団に届書を請求してください。

③ 年間収入が850万円以上であっても，近い将来（おおむね５年以内）に定年退職等により，その恒常的な収入が客観的にみて減少することが書面により確認できるときは，認められる場合があります。この場合の添付書類については，P.451を参照してください。

④ 受給権者と加給年金額の対象者の住民票が異なる場合や事実婚などである場合の添付書類等については，P.451を参照してください。

⑤ 審査の過程で，添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合があります。

マイナンバーを利用した添付書類の省略について

P.440の年金請求者の生年月日を明らかにできる書類，P.448の⑵①世帯全員の住民票，②所得証明書等については，請求書にマイナンバーを記入し，下記Ａ又はＢの書類を提出することにより，マイナンバーによる情報連携のしくみを利用して私学事業団が地方自治体等の保有する情報を取得できた場合，添付を省略できます。

この場合のＡ又はＢの書類は，記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）及び提出する者が正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）のために，必要となるものです。

Ａ．受給権者本人のマイナンバーカード（個人番号カード） 表・裏両面の写し

Ｂ．受給権者本人がマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を受けていない場合は，受給権者本人の以下のア及びイの書類

ア．マイナンバーが記載されている書類から１種類 （写し）
住民票（マイナンバー記載のもの）又は通知カード（氏名，住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

イ．身元（実存）確認書類となるａ又はｂの書類　（写し）

ａ．次の写真付きの書類から１種類

運転免許証，運転経歴証明書，旅券（パスポート），身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，在留カード等

ｂ．次のｉ～ivのうち二つ以上異なる組み合わせの書類

ｉ被保険者証，組合員証（国民健康保険，健康保険，船員保険，後期高齢者医療，介護保険，共済組合）

〔注〕　保険者番号及び記号・番号等を判別，復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

ii公的年金（企業年金，基金を除く）の年金証書

iii基礎年金番号通知書，年金手帳

iv私学事業団，日本年金機構又は公務員共済が交付した通知書（年金額改定通知書，年金送金のお知らせ等）で氏名，生年月日（又は住所）が記載されたものに限る。

同封いただく戸籍・住民票は，<事由発生年月日>以降に交付されたものをご提出ください。

●添付書類

該当する方	添付する書類	備考欄
配偶者	①，②，③の書類が必要です 配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 **①・ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）** **・ご本人の戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）**　いずれかの書類（写し不可） **②世帯全員の住民票（写し不可）** ＊ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する方は，住民票に筆頭者欄の記載があるもの 配偶者の基礎年金番号を記入した場合は，基礎年金番号が確認できる書類 **③・配偶者の年金手帳** **・配偶者の基礎年金番号通知書** **・配偶者の厚生年金保険被保険者証** **・その他配偶者の基礎年金番号が確認できる書類**　いずれかの書類の写し	・左記②の世帯全員の住民票は，P.449「マイナンバーを利用した添付書類の省略について」の書類の提出により省略できる場合があります。 ・同一世帯でない場合は，次ページの表の「同一世帯でない場合の生計同一に関する書類」も併せてご用意ください。 なお，同一世帯でない場合は，それぞれの世帯全員の住民票（コピー不可）が必要となります。
子	子とご本人の身分関係を明らかにできる書類（①と②の両方） **①・子とご本人それぞれの戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）** **・ご本人の戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）**　いずれかの書類（写し不可） **②世帯全員の住民票（コピー不可）**	
配偶者又は子	請求する年の前年（前年の書類の交付が受けられない時期においては前々年）の配偶者又は子の収入か所得が確認できる書類 **①・所得証明書** **・課税（非課税）証明書** **・源泉徴収票　など**　いずれかの書類（写し不可） ※源泉徴収票を提出する場合は，任意の用紙に「源泉徴収票に記載されたもの以外の収入はないこと」と「原本であること」を明記し，請求者ご本人の記名がある口述書を同封してください。	・左記①の所得証明書等は，P.449「マイナンバーを利用した添付書類の省略について」の書類の提出により省略できる場合があります。 ・収入か所得がない場合であってもそのことを確認できる書類(非課税証明書等）が必要です。
	配偶者又は子の年間の収入が850万円を超えている場合は，ご本人の年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから，おおむね５年以内に850万円未満となることを証明できる書類（①と②の両方） **①・所得証明書** **・課税（非課税）証明書** **・源泉徴収票　など**　いずれかの書類（写し不可） **②退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等の写し** ※源泉徴収票を提出する場合は，任意の用紙に「源泉徴収票に記載されたもの以外の収入はないこと」と「原本であること」を明記し，請求者ご本人の記名がある口述書を同封してください。	・左記に掲げた書類の他，次ページの表の「収入に関する認定書類」のいずれかの書類でも代用できます。 なお，義務教育終了前の子については，添付は不要です。 ・複数の収入か所得がある場合（例えば，給与と不動産収入等）は，すべての収入が確認できる書類（所得証明書等）を添付してください。 ・退職年齢の確認書類等の中で職種により退職年齢が異なる旨の記載がある場合は，該当者の職種を特定できる書類（写し可）も添付してください。

次の「認定対象者の状況」に該当する場合のみ，収入か所得が確認できる書類は，次のいずれかで代用できます。

●収入に関する認定書類

認定対象者	認定対象者の状況	提出書類（いずれも写し）
配偶者	健康保険等の被扶養者 （国民健康保険は該当しません）	健康保険又は共済組合等の被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証又は組合員証等〔注〕
	国民年金第３号被保険者	第３号被保険者認定通知書（第３号被保険者資格該当通知書）又は年金手帳（第３号被保険者である旨の記載があるものに限る）
	公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び決定通知書（裁定通知書）
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書又は国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書
子	健康保険等の被扶養者（国民健康保険は該当しません）	健康保険又は共済組合等の被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証又は組合員証等〔注〕
	高等学校等在学中の者	在学証明書又は学生証
	公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び決定通知書（裁定通知書）
	義務教育終了前の者	収入に関する書類は不要

〔注〕健康保険被保険者証又は組合員証等については，保険者番号及び記号・番号等を判別，復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

●同一世帯でない場合の生計同一に関する書類

「申立書」や「理由書」については所定の用紙をお送りしますのでご連絡ください。

認定対象者の状況区分	提出書類
住民票上世帯を別にしているが，住所が住民票上同一であるとき	別世帯となっていることについての理由書
住所が住民票上異なっているが，現に日常生活を共にし，かつ生活上の家計を一つにしているとき	・同居についての申立書 ・別世帯となっていることについての理由書 ・生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書又はそれに代わる書類（※）
単身赴任，就学又は病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが，その事情が消滅したときは，日常生活を共にし，生活上の家計を一つにするとき 例）①生活費，療養費等の経済的な援助がある場合 ②定期的に音信，訪問が行われている場合	・別居していることについての理由書 ・生活費等経済的な援助が行われている申立書 ・生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書又はそれに代わる書類（※）

（※）第三者の証明書に代わる書類（㋐～㋖の事項に応じていずれかをご用意ください。）

事項	提出書類（いずれも写し）
㋐健康保険等の被扶養者になっている場合（国民健康保険は該当しません）	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証又は組合員証等〔注〕
㋑給与計算上，扶養手当等の対象になっている場合	給与明細又は賃金台帳等
㋒税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税（非課税）証明書等
㋓定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒又は預貯金通帳等
㋔単身赴任による別居の場合	辞令の写し，出向命令の写し，単身赴任手当が分かる証明書の写し等
㋕就学による別居の場合	学生証の写し，在学証明書等
㋖病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明，入院・入所に係る領収書等の写し等
㋗その他㋐～㋓に準ずる場合	その事実を証明する書類

〔注〕健康保険被保険者証又は組合員証等については，保険者番号及び記号・番号等を判別，復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

老齢厚生年金・退職共済年金　加給年金額加算開始事由該当届の記入例

様式第229号

共済適用表示

老齢厚生年金・退職共済年金　加給年金額加算開始事由該当届

基礎年金番号（１０桁）で届出する場合はお届出でご記入ください。

受給権者	①個人番号（または基礎年金番号）および年金コード	個人番号（または基礎年金番号）	9 5 0 0 9 9 9 9 9
		年金コード	1 1 4 0
	②生年月日	㊀昭和 平成 令和	3 4 年 1 月 2 2 日
加給年金額の対象者	②氏名	フリガナ シガク キョウコ / 私学　共子	㊀昭和 平成 令和 3 6 年 1 1 月 2 6 日
	⑤個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4	⑥受給権者との続柄：配偶者 ①子 2
			⑦障害の状態にある・ない（ない）
	③氏名	フリガナ	④生年月日 昭和 令和 年 月 日
	⑤個人番号		⑥受給権者との続柄：子 2
			⑦障害の状態にある・ない
	③氏名	フリガナ	④生年月日 昭和 令和 年 月 日
	⑤個人番号		⑥受給権者との続柄：子 2
			⑦障害の状態にある・ない
	⑧ a 現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金をうけていますか。		㋐老齢・退職の年金を受けている。 イ 障害の年金を受けている。 ク いずれも受けていない。
	ご記入ください。 b 制度の名称および個人番号（または年金証書の基礎年金番号）・年金コード、恩給証書等の記号番号	名称	老齢厚生年金
		個人番号（または基礎年金番号）・年金コード等	1111-123456-1150
	c その支給をうけることとなった年月日	昭和・平成 ㊐令和	4 年 11 月 25 日

| | | |

３　年金受給権者の退職等に伴う手続き

⑴　退職したとき

在職中に老齢・退職の年金の決定を受けている人が学校法人等を退職した場合は，「資格喪失報告書」による処理を確認後，自動的に年金額の改定をしますので，手続きの必要はありません。

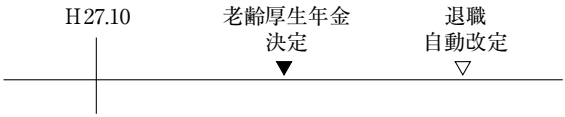

※　退職改定を行わない人

退職日の翌日（資格喪失日）から起算して１か月以内に再就職し，第４号厚生年金被保険者となる場合は，退職による改定は行いません。

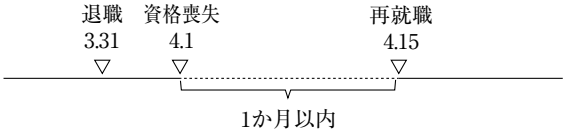

ただし，一元化前に決定を受けた退職共済年金の受給権者は，一元化後の第４号厚生年金被保険者期間について，老齢厚生年金の請求が必要となりますので，年金受給権者宛てに「老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（退職用）」を送付します。

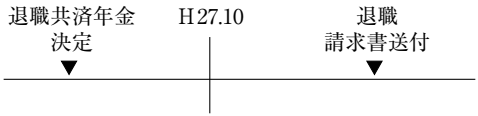

〔**注１**〕平成27年９月以前に65歳に到達して本来支給の退職共済年金の支給繰下げを希望している人が退職した場合でも，老齢厚生年金の請求をしていただくため，簡易型の請求書を送付します。

〔**注２**〕昭和28年４月２日以後に生まれた人にかかる繰上げ支給の受給権者が支給開始年齢到達前に退職した場合は，退職に伴う書類は送付しません

が，当該支給開始年齢到達時に，「老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・特例支給開始年齢到達用）」（P.457参照）を送付します。

⑵　65歳に到達したとき

65歳に到達すると，特別支給の老齢厚生年金が失権することから，改めて「本来支給の老齢厚生年金」の請求が必要となるため，65歳到達月の前月下旬に年金受給権者宛てに「老齢給付（本来支給）決定請求書・支給繰下げ希望届 兼 生計維持申立書」（P.456参照）を送付します。

〔注〕　昭和28年４月２日以後に生まれた人にかかる繰上げ支給の受給権者は，本来支給の老齢厚生年金は発生しませんが，加給年金額にかかる手続案内が必要な場合は，65歳到達時に「老齢給付 年金決定改定請求書（繰上げ請求者・65歳到達用）兼 生計維持申立書」（P.458参照），「生計維持申立書」又は「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」のいずれかを送付します。

⑶　70歳に到達したとき

一元化前に決定を受けた本来支給の退職共済年金の受給権者が，引き続き在職していて70歳に到達すると，一元化後の第４号厚生年金被保険者期間について，老齢厚生年金の請求が必要となりますので，年金受給権者宛てに「老齢・退職給付 年金決定・改定請求書（みなし退職用）」を送付します。

〔注〕　本来支給の退職共済年金の支給繰下げを希望している人が70歳に到達した場合でも，老齢厚生年金の請求をしていただくため，簡易型の請求書を送付します。

老齢給付（本来支給）決定請求書・支給繰下げ希望届書 兼 生計維持申立書の記入例

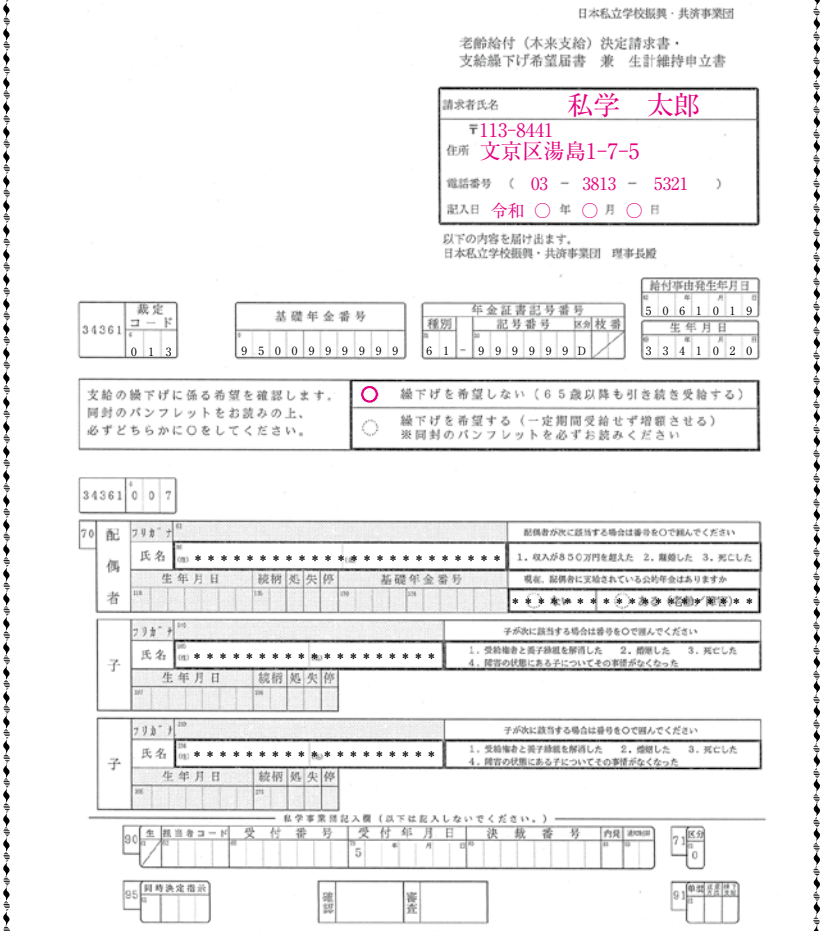

日本私立学校振興・共済事業団

老齢給付（本来支給）決定請求書・
支給繰下げ希望届書　兼　生計維持申立書

請求者氏名　私学　太郎
〒113-8441
住所　文京区湯島1-7-5
電話番号　（　03　－　3813　－　5321　）
記入日　令和　○　年　○　月　○　日

以下の内容を届け出ます。
日本私立学校振興・共済事業団　理事長殿

裁定コード　34361　013
基礎年金番号　9500999999
年金証書記号番号　種別 61　記号番号 －999999　区分枝番 D/
給付事由発生年月日　5 06 10 19
生年月日　34 10 20

支給の繰下げに係る希望を確認します。
同封のパンフレットをお読みの上、
必ずどちらかに○をしてください。

○　繰下げを希望しない（６５歳以降も引き続き受給する）
○　繰下げを希望する（一定期間受給せず増額させる）
※同封のパンフレットを必ずお読みください

34361　007

70 配偶者
フリガナ　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
生年月日　続柄　処　失　停　基礎年金番号
配偶者が次に該当する場合は番号を○で囲んでください
1．収入が８５０万円を超えた　2．離婚した　3．死亡した
現在、配偶者に支給されている公的年金はありますか
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

子
フリガナ　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
生年月日　続柄　処　失　停
子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください
1．受給権者と養子縁組を解消した　2．婚姻した　3．死亡した
4．障害の状態にある子についてその事情がなくなった

子
フリガナ　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
生年月日　続柄　処　失　停
子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください
1．受給権者と養子縁組を解消した　2．婚姻した　3．死亡した
4．障害の状態にある子についてその事情がなくなった

私学事業団記入欄（以下は記入しないでください。）
90 生　裁定者コード　受付番号　受付年月日　5　決裁番号　内見　通知回数
71 区分　0
95 同時決定指示
確認　審査
91 申出　支払　住所

老齢・退職給付　年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・特例支給開始年齢到達用）の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

年金決定・改定請求書の提出について

あなたが 63 歳に到達することに伴い、年金決定・改定請求書を送付いたします。
ついては、請求書に必要事項を記入し、同封いたしました返信用封筒にて上記の誕生日の前日以降にご提出ください。
本件に関するお問い合わせは、広報相談センター相談窓までご連絡ください。

（切り取り線）

老齢・退職給付　年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・特例支給開始年齢到達用）

裁定コード	加入者番号（県・学校番号・個人番号）	年金証書記号番号（種別・記号番号・枝番）	給付事由発生年月日
34361 0 1 5	13 I 9999999	61 - 999999 D	5 0 6 1 1 2 5

生年月日
3 3 6 1 1 2 6

特例支給開始年齢に到達しましたので、年金の決定・改定の請求をします。

日本私立学校振興・共済事業団　理事長殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

請求者氏名　私学　太郎

〒113-8441
住所　文京区湯島1-7-5
電話番号　（ 03 － 3813 － 5321 ）

＊住所が届出の住所と異なる場合は、別途「年金受給権者住所変更届」を提出してください。

私学事業団記入欄（以下は記入しないでください。）

90 生	担当者コード	受付番号	受付年月日	決裁番号	内発	91
			5			

老齢給付　年金決定・改定請求書（繰上げ請求者・65歳到達用）兼 生計維持申立書の記入例

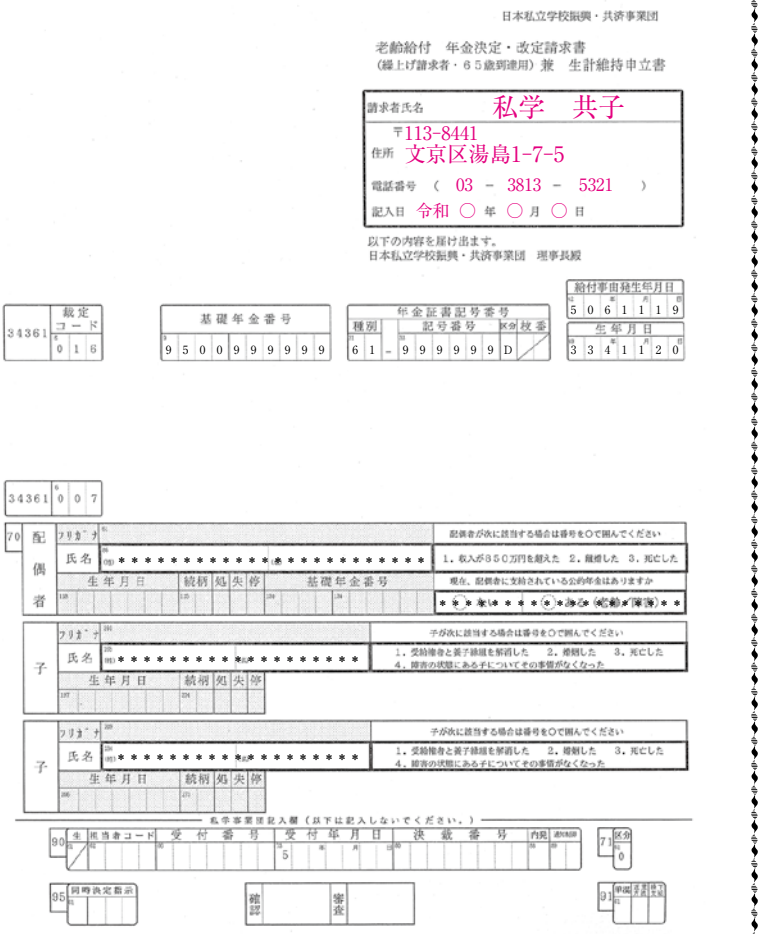

日本私立学校振興・共済事業団

老齢給付　年金決定・改定請求書
（繰上げ請求者・６５歳到達用）兼　生計維持申立書

請求者氏名	私学　共子
住所	〒113-8441 文京区湯島1-7-5
電話番号	（ 03 － 3813 － 5321 ）
記入日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

以下の内容を届け出ます。
日本私立学校振興・共済事業団　理事長殿

34361	裁定コード	基礎年金番号	年金証書記号番号 種別	記号番号	区分	枝番	給付事由発生年月日	生年月日
	016	9500999999	61	999999	D		5061119	3341120

34361	007

70 配偶者		
フリガナ		配偶者が次に該当する場合は番号を○で囲んでください
氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	1．収入が８５０万円を超えた　2．離婚した　3．死亡した
生年月日	続柄 処 失 停	基礎年金番号
		現在、配偶者に支給されている公的年金はありますか ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

子		
フリガナ		子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください
氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	1．受給権者と養子縁組を解消した　2．婚姻した　3．死亡した　4．障害の状態にある子についてその事情がなくなった
生年月日	続柄 処 失 停	

子		
フリガナ		子が次に該当する場合は番号を○で囲んでください
氏名	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	1．受給権者と養子縁組を解消した　2．婚姻した　3．死亡した　4．障害の状態にある子についてその事情がなくなった
生年月日	続柄 処 失 停	

私学事業団記入欄（以下は記入しないでください。）

90 生	担当者コード	受付番号	受付年月日	決裁番号	内発	71 区分
			5			0

95 同時決定指示	確認	審査	91 単位

第 12 節　日本国籍を有しない人に対する脱退一時金

国際化が進展する中で，日本に短期在留する外国人については，掛金が年金に結び付かず，掛け捨てとなっているという問題が指摘されていました。この問題は，二国間又は多国間の国際年金通算協定の締結により解決すべきものですが，それまでの経過措置として，短期在留の外国人に対する脱退一時金制度が，平成７年４月１日に創設されました。

この給付は，老齢厚生年金等の受給に必要な受給資格期間（P.363～373参照）を満たしている場合は，支給されません。〔厚年法附則第29条，第30条〕

なお，この脱退一時金の算定基礎となった被保険者期間は厚生年金給付に関する規定の適用については，被保険者期間でなかったものとみなされます。

１　受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給します。

①　日本国籍を有しないこと

②　日本国内に住所を有しないこと

③　厚生年金被保険者期間が６か月以上あること

④　老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていないこと

⑤　障害厚生年金，障害手当金，改正前私学共済法による退職（共済）年金，障害（共済）年金及び障害一時金を受給していないこと，又は受給資格要件を満たしていないこと

⑥　最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から２年以上経過していないこと（資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は，同日後に初めて日本国内に住所を有しなくなった日から２年以上経過していないこと）

〔注〕

① この脱退一時金を受給すると，その該当する期間は，厚生年金給付に関する規定の適用については厚生年金被保険者でなかったものとみなされます。将来，再来日や外国との社会保障協定（P.1025参照）により年金の受給権が生じた場合でも，年金の算定対象期間にならず，通算することもできません。

したがって，社会保障協定によって「年金加入期間の通算」が可能となっている相手国の期間を持っている人については，将来通算により年金として受給できるか，脱退一時金を受けるかを，十分見極めることが必要です。

② 厚生年金被保険者期間が６か月以上であるかの判定においては，第１号厚生年金被保険者期間と第４号厚生年金被保険者期間など，２以上の種別の被保険者であった厚生年金期間を合算します。

③ 厚生年金被保険者期間が６か月未満である外国籍の人については，「日本国籍を有しない人に対する脱退一時金」は該当しませんが，ドイツとの協定による通算期間に限り，厚生年金被保険者期間と合わせて６か月以上あれば脱退一時金を請求することができます。支給される額は，支給要件となる６か月を満たしているものとして，厚生年金被保険者期間の期間比率を乗じて計算します。

２　脱退一時金の計算方法

1）脱退一時金額

脱退一時金は，被保険者期間に応じて，以下のとおり計算されます。

〔厚年法附則第29条第３項・第４項〕

① 平成17年４月以降の厚生年金被保険者期間を有する場合

脱退一時金額＝平均標準報酬額〔※1〕×支給率〔※2〕

※１　平均標準報酬額

（イ）厚生年金被保険者期間の全部が平成15年４月以降の人

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

（ロ）厚生年金被保険者期間の全部又は一部が平成15年３月以前の人

〔平成12年国年等改正法附則第22条〕

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年３月以前の被保険者期間の各月の標準報酬月額}\times 1.3 + \text{平成15年４月以降の被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

※２　支給率

$$\text{支給率} = \text{資格を喪失した日の属する月の前月の属する年の前年（資格を喪失した日の属する月の前月が１月から８月の場合は前々年）10月における保険料率［＊1］の２分の１［本人負担分］} \times$$

数［＊2］	厚年被保険者期間
6	6月以上12月未満
12	12月以上18月未満
18	18月以上24月未満
24	24月以上30月未満
30	30月以上36月未満
36	36月以上42月未満
42	42月以上48月未満
48	48月以上54月未満
54	54月以上60月未満
60	60月以上

［＊1］平成 27 年 10 月から令和９年３月においては軽減後の加入者保険料率

［＊2］厚生年金被保険者期間が令和３年３月以前のみの場合は，上限 36 月

② 平成17年４月前の厚生年金被保険者期間（私学共済加入者期間）のみを有する場合〔平成16年国年等改正法附則第38条〕

脱退一時金額 ＝ 平均標準報酬額（給与） × 率

率	厚年被保険者期間
0.4	6月以上12月未満
0.8	12月以上18月未満
1.2	18月以上24月未満
1.6	24月以上30月未満
2.0	30月以上36月未満
2.4	36月以上

③ ２以上の種別の被保険者であった期間を有する人の場合は，一つの被保険者期間のみを有する人とみなしたうえで被保険者期間の上限を設定し，被保険者期間の区分ごとに算出した平均標準報酬額及び支給率により，それぞれの期間に応じて按分して被保険者期間ごとに脱退一時金の計算を行い，それらを合算した額を脱退一時金の額とします。複数の種別の期間を有する人の脱退一時金は，取りまとめ実施機関が決定し支払います。〔厚年法附則第30条，厚年政令第16条〕

2） 所得税

脱退一時金は，所得税法では退職所得として課税の対象となり，非居住者に支給する場合は，原則として20％源泉徴収することになっています（平成25年から令和19年までの間は，所得税の2.1％の復興特別所得税が所得税と併せて源泉徴収されます）。ただし，以下の場合には税金が免除又は還付されることがあります。

① 日本国と租税条約を締結している国に帰国する場合で，条約に定める免税条件（国によって異なります）に該当し所定の届け出をしたときは，滞在年数等により税金が免除されることがあります。

② 源泉徴収された税金は，本人の日本における最後の住所地を管轄する税務署へ選択課税の届け出をすることにより還付される場合があります（詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください）。

３　請求手続き

1）　取りまとめ実施機関

「日本に住所を有しなくなった日」と「国民年金の被保険者の資格を喪失した日」いずれかもしくは両方が，平成27年10月１日以降である場合，脱退一時金は取りまとめ実施機関が決定し，支払いをします。よって，請求先は下記の区分により，一つの実施機関となります。

①　国民年金の納付済期間※等が６か月以上の場合（国民年金の脱退一時金がある場合）は，厚生年金期間にかかわらず，日本年金機構が取りまとめ実施機関となります。〔厚年政令第15条，第16条第３項〕

②　国民年金の納付済期間※等が６か月未満の場合（国民年金の脱退一時金がない場合）は，最終加入経歴のある厚生年金実施機関が取りまとめ実施機関となります。〔厚年政令第16条第２項〕

※国民年金の第１号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済期間の月数，保険料$\frac{1}{4}$免除期間の月数の$\frac{3}{4}$に相当する月数，保険料半額免除期間の月数の$\frac{1}{2}$に相当する月数及び保険料$\frac{3}{4}$免除期間の月数の$\frac{1}{4}$に相当する月数を合算した月数（国民年金の脱退一時金の加入期間の要件は，当該期間が６か月以上必要です）。

〈事例１〉

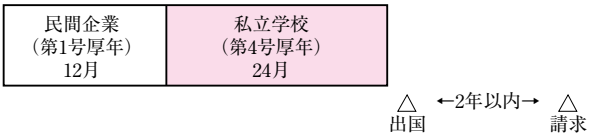

私学事業団が取りまとめ実施機関となり，36月分の脱退一時金を支給します。

〈事例２〉

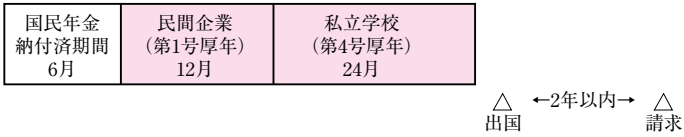

日本年金機構が取りまとめ実施機関となり，36月分の脱退一時金を支給します（国民年金の脱退一時金も支給）。

2)　請求に必要な書類

脱退一時金を請求するときは，「脱退一時金請求書（厚生年金保険／退職等年金給付）」に次の書類を添え，加入者又は国民年金等の被保険者の資格を喪失した日（その日に日本国内に住所を有していた場合は，その日以降初めて日本に住所を有しなくなった日）から２年以内に請求してください。２年を経過した場合は支給されませんので十分注意してください。取りまとめ実施機関を確認のうえ，該当する取りまとめ実施機関に提出してください。

〈添付書類〉

①　パスポート（旅券）の写し（氏名，生年月日，国籍，署名，在留資格が確認できる頁）

②　「銀行名」，「支店名」，「支店の所在地」，「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書，預金通帳の写し，無効な小切手等。又は，「銀行の証明欄」に銀行の証明を受けてください）

IBAN code（欧），ABA/Routing No.（米），BSB No.（豪・乳），IFSC code（印），Transit No.（加），AGENCIA code（伯），CLABE code（墨），SWIFT/BIC code（世界中）等が記載された金融機関の書類も提出してください。

③　基礎年金番号の確認ができるものの写し

④　日本に住所を有さないことが確認できる書類（住民票の除票等）

出国前にお住まいの市区町村へ**転出届を提出している場合は**，私学事業団において，住民票の消除情報から日本国内に住所を有しないことを確認できますので，**添付は不要です**。

※　出国前に日本国内から請求書を提出する場合には，住民票の転出（予定）日以降に請求書を私学事業団へ提出してください（脱退一時金の受給要件として，私学事業団が請求書を受理した日に，日本に住所を有していないことが必要です）。郵送等でお手続きする場合には，**請求書が転出（予定）日以降に私学事業団に到達するよう送付してください。**

〈提出上の注意〉

①　社会保障協定で年金の期間通算について締結されている国（(P.1025～1026参照)の相手国のうち，年金の「期間通算」が有となっている国）の年金制度に加入したことがある場合は，年金の受給権の有無をよく確認してください。

②　脱退一時金の支給金額は，日本の年金制度に加入していた月数に応じて，60か月を上限として計算されます。長期間（61か月以上）日本の年金制度に加入されていた方が脱退一時金を請求した場合，脱退一時金の支給金額は60か月を上限として計算されますが，脱退一時金を請求する以前のすべての期間が厚生年金被保険者期間ではなくなります。

〔注〕厚生年金被保険者期間が令和３年３月以前のみの場合は，36か月を上限として計算されます。

③　平成29年８月施行の法律により，年金を受けるために必要な加入期間（受給資格期間）が原則25年から10年に短縮されました。受給資格期間が10年以上ある場合は，脱退一時金の請求はできません。

④　取りまとめ実施機関以外の実施機関においては，請求書の受理が

できませんので，注意してください。

⑤　退職等年金給付にかかる脱退一時金も請求できることがあります（P.587参照）。

〈記入上の注意〉

①「請求者氏名及び住所」欄及び「脱退一時金振込先口座」欄は，アルファベット大文字で記入してください。ただし，日本国内の金融機関を振込先口座に指定した場合，「脱退一時金振込先口座」欄に限り，日本語で記入することができます。

②　韓国への送金を希望する場合，「電話番号」を必ず記入してください。韓国への送金に際しては，「電話番号」が必要です。

③「履歴（公的年金制度加入経過）」欄は，公的年金制度の加入経歴，学校の名称，所在地及び期間等を，正確に記入してください。

第５章　障害給付

第１節　障害給付に関する用語説明

１　初診日

障害の原因となった傷病について，初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）のことです。次のような留意点があります。

⑴　障害の原因となった傷病の前に，相当因果関係があると認められる傷病があるときは，最初の傷病について初めて診療を受けた日が初診日となります。

⑵　傷病名が確定しておらず，対象傷病と異なる傷病名で診断されていた場合であっても，同一傷病と判断される場合には，他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日となります。

⑶　整骨院，鍼灸院等で施術を受けた日は，初診日とは認められません。

２　障害認定日

初診日から１年６か月を経過した日又はそれまでの間に病気やケガが治った日（「症状が固定した日」）をいいます。

※　「症状が固定した日」　次に掲げる日が初診日から１年６か月経過していないときは，その日が障害認定日となります。

○　人工弁，ペースメーカーなどを装着した日

○　人工透析開始日から３か月を経過した日

○　上・下肢の切断又は離断した日

○　人工骨頭又は人工関節を挿入置換した日

○　人工肛門を造設又は尿路変更術を施した日から６か月を経過した日

○　新膀胱を造設した日

○　咽頭・喉頭全摘出手術を施した日

○　在宅酸素療法を開始した日

○　遷延性植物状態については，その障害に至った日から起算して３か月を経過した日以降に，医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき

○　神経系の障害で，脳血管障害により機能障害を残しており初診日から６か月を経過した日以降に，医学的観点から機能回復がほとんど望めないと認められるとき

○　神経系の障害で，現在の医学では根本的治療方法がない疾病であり，今後の回復は期待できず，初診日から６か月経過した日以降において気管切開下での人工呼吸器（レスピレーター）使用，胃ろう等の恒久的な措置が行われており，日常の用を弁ずることができない状態であると認められるとき

３　障害の状態

障害等級は，三つの等級に区分され，１級は日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害，２級は日常生活が著しい制限を受ける程度の障害，３級は労働が著しい制限を受ける障害とされており，障害基礎年金の１級，２級及び各実施機関における厚生年金制度の障害認定基準と共通するものです。

等級の認定は，障害認定日及び請求時点（障害認定日より１年以上経過している場合）の診断書及びＸ線フィルム等の資料により政令で規定する別表（P.512～513参照）を基準に私学事業団で行います。したがって，身体障害者手帳等で決定している等級と一致するものではありません。〔厚年政令第３条の８，同令別表第１，国年政令別表〕

４　傷病が治った

身体の器質的な欠損，変形又は後遺症があっても，医学的に傷病が治ゆ又は固定したと認められる場合をいいます。

第２節　障害基礎年金

１　受給要件

障害基礎年金は，障害認定日（P.467参照）又は65歳までの間に障害等級１級又は２級の障害の状態になった人に支給される給付です。

ただし，初診日（P.467参照）前に国民年金の保険料を納付しなければならない期間（強制適用期間）のあるときには，保険料納付要件を満たさなければ支給されません（障害厚生年金も同様です）。

〈保険料納付要件〉

初診日の前日において初診日の属する月の前々月以前の期間について，国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が，国民年金の保険料を納付しなければならない期間の３分の２以上あることが必要です。つまり，保険料未納期間が３分の１未満であることが要件となります。〔国年法第30条〕

〈事例〉

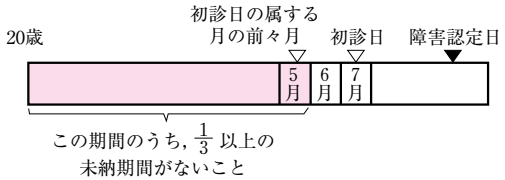

なお，初診日が令和８年４月１日前にあるときは，前記の要件を満たさないときであっても，初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの１年間のうちに保険料未納期間がなければよいことになっています。〔昭和60年国年等改正法附則第20条〕

〈事例〉

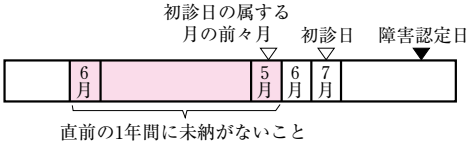

※　保険料納付済期間とは

①　国民年金の第１号被保険者期間及び昭和61年３月31日以前の国民年金の被保険者期間のうち，保険料を納付した期間

②　国民年金の第２号被保険者期間（老齢基礎年金の場合と異なり，20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）

③　国民年金の第３号被保険者期間

④　昭和61年３月31日以前の被用者年金制度の加入期間（老齢基礎年金の場合と異なり，昭和36年３月31日以前の期間及び20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）

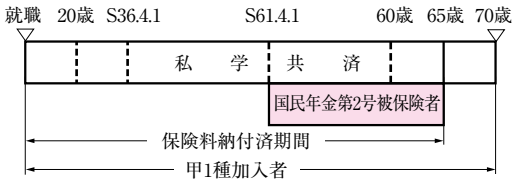

〔注〕　自営業など第１号被保険者として国民年金に加入すべき人が加入手続きを怠って加入しなかった期間及び第２号被保険者の被扶養配偶者である人が第３号被保険者としての加入手続きを怠った期間は，すべて「保険料未納期間」として扱われますので注意してください。

1)　障害認定日による請求

⑴　昭和61年４月１日以降の国民年金の被保険者である間に初診日のある傷病により，障害認定日において１級又は２級の障害の状態に該当したとき〔国年法第30条〕

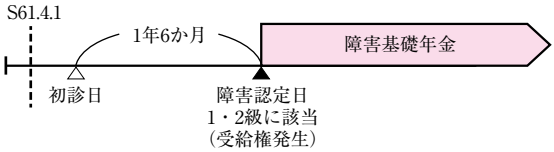

⑵　昭和61年３月31日以前の公的年金制度に加入している間に初診日（昭和59年10月１日から昭和61年３月31日までの初診日）があり，昭和61年４月１日以降の障害認定日に１級又は２級の障害の状態に該当したとき。この場合は，初診日前に公的年金制度の加入期間が合算して１年以上あることが必要です。〔昭和61年国年等経過措置政令第29条〕

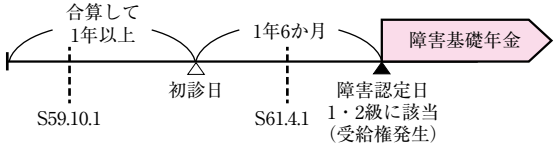

⑶　国民年金の被保険者であった人（昭和61年４月１日前に第１号～第４号厚生年金被保険者であった人を含みます）で，初診日において日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満である人が，障害認定日において１級又は２級の障害の状態に該当したとき

なお，初診日が昭和59年10月１日から昭和61年３月31日までの場合は，初診日前に公的年金制度の加入期間が合算して１年以上あることが必要です。〔国年法第30条，昭和61年国年等経過措置政令第29条〕

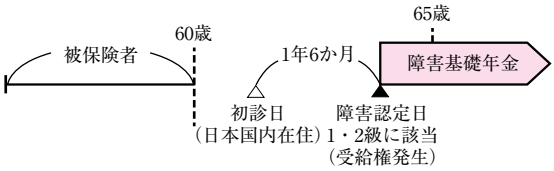

2)　受給要件の特例

次のすべてに該当したとき支給されます（平成６年10月１日実施）。

①　昭和36年４月１日から昭和61年３月31日までの間に初診日のある傷病により障害の程度が１級又は２級の状態にあること

②　初診日において公的年金制度の被保険者であったこと

③　初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の３分の２以上が保険料納付済期間（免除期間を含みます）であること

④　当該傷病により，公的年金制度の障害給付の受給権を有したことがないこと

〔**注**〕　昭和60年改正前においては，初診日前に１年以上の公的年金制度の加入期間が必要等の条件があったため，障害の状態にありながら，何の年金も受給していない障害無年金者が生じていました。そのため，平成６年改正により上記条件に該当する人に年金を支給することになりました。〔平成６年国年等改正法附則第６条〕

3)　事後重症による請求

障害認定日において１級又は２級の障害状態にない人が，その後障害の程度が増進し，65歳に達する日の前日までに１級又は２級の障害の状態に該当し，請求したとき。〔国年法第30条の２〕

この場合は，請求した月の翌月分から障害基礎年金が支給されます。

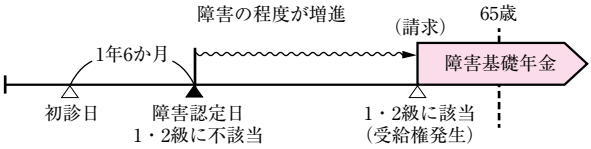

なお，同一の傷病による障害について，旧国民年金法，旧共済法，旧厚生年金保険法による障害年金の受給権のある人は，事後重症による障害基礎年金は支給されません。〔昭和60年国年等改正法附則第22条〕

〈初診日が昭和 61 年３月 31 日以前の場合〉

初診日が昭和61年３月31日以前の第４号厚生年金被保険者期間中にある場合の事後重症について，前述の「障害認定日」とあるのは，一元化法でなお効力を有することとされた「新共済法による障害共済年金が支給されるものとした場合の障害の程度を認定すべきとき」とします。また，65歳に達する日の前日までに１級又は２級の障害の状態に該当すれば，障害基礎年金が支給されます。〔昭和61年国年等経過措置政令第36条〕

4)　初めて障害等級の１級又は２級に該当したことによる請求

障害認定日に障害等級表の１級又は２級の障害の状態になかった人が，国民年金の被保険者期間中又は60歳以上65歳未満で国内居住中に新たに傷病（基準傷病）にかかり，基準傷病にかかる障害認定日以降65歳に達する日の前日までに，基準傷病による障害（基準障害）と前の障害を併合して，初めて１級又は２級の障害の状態に該当したときは，請求があった月の翌月から障害基礎年金が支給されます。〔国年法第30条の３〕

基準傷病とは，①初診日が被保険者中であること（60歳以上65歳未満で日本に住んでいれば国民年金の被保険者喪失後でもよい），②初診日前に国民年金の保険料を納付しなければならない期間がある場合は，

保険料納付済期間を満たしていること，③基準傷病の初診日前の障害と併合認定することの三つの条件がそろった傷病をいいます。

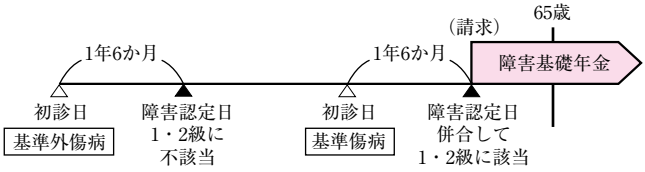

5）　20歳前の傷病による障害の場合

20歳前に初診日がある場合は，20歳に達したとき（障害認定日が20歳以降の場合は，障害認定日）に１級又は２級の障害の状態に該当したとき，障害基礎年金が支給されます。

また，20歳に達したとき（障害認定日が20歳以降のときは障害認定日）に１級又は２級の障害の状態に該当しなかった人が65歳に達する日の前日までにその障害の状態が悪化し，１級又は２級の障害の状態に該当したときは，本人の請求によりその請求の翌月分から障害基礎年金が支給されます。〔国年法第30条の４〕

なお，初診日に第２号被保険者である人については，障害認定日に１級又は２級の障害の状態に該当したとき，障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。

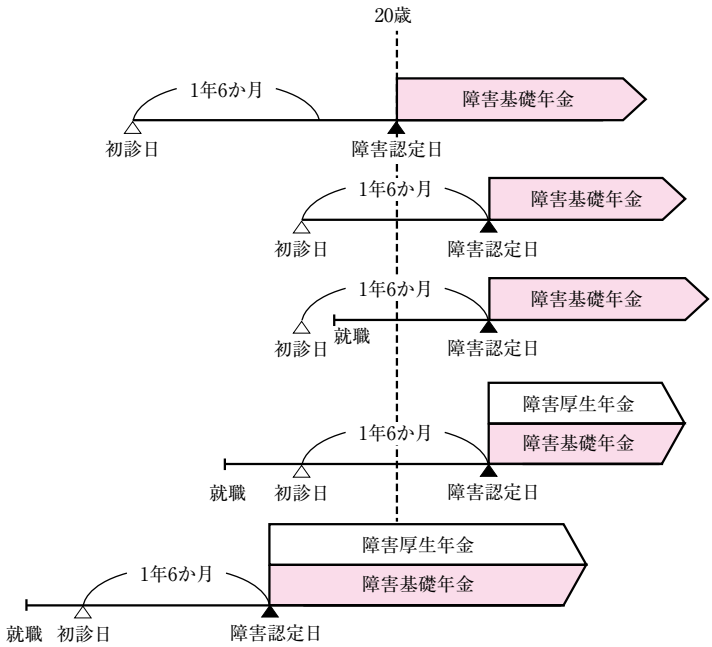

〔注〕 20歳前の第２号被保険者でないときに初診日のある障害基礎年金は，次に該当する場合等に，支給停止されます。〔国年法第36条の２，第36条の３，国年政令第４条の８，第５条の４〕

① 受給権者の前年の所得が政令で定める額を超える場合（その年の10月から翌年の９月まで全額又は半額を支給停止）

② 恩給法による年金，労災保険法による年金など，政令で定められる年金たる給付を受けられるとき

6) 従前の障害福祉年金の受給権のある人の取り扱い

昭和61年３月31日に旧国民年金の障害福祉年金の受給権のある人については，同年４月１日に障害基礎年金の障害等級表の１級又は２級の障害の状態に該当したときは，障害基礎年金に裁定替えされました。また，同年４月１日に１級又は２級の障害の状態に該当しなくても，

３年以内に該当するようになれば，障害基礎年金が支給されます。

この場合にも，本人の所得や他の年金を受けられるときの支給停止措置が適用されます。

〔注〕 老齢基礎年金，退職共済年金及び老齢厚生年金などを繰上げて受給している人は，P.471 1）⑶及びP.472 3）～5）の受給要件のいずれかに該当しても障害基礎年金を請求することはできません。〔国年法附則第９条の２の３〕

２　障害基礎年金の併合

障害基礎年金又は旧国年法による障害年金，旧共済法・旧厚生年金保険法による障害年金（１級又は２級の障害に限ります）の受給権者が，その後別の傷病による障害基礎年金の給付事由が生じた場合は，二つの年金の支給は行われず，後の障害の障害認定日に前後の障害を併せた障害の程度による障害基礎年金が支給されます。〔国年法第31条，昭和60年国年等改正法附則第26条〕

この場合，従前の障害基礎年金等を受ける権利は消滅します。

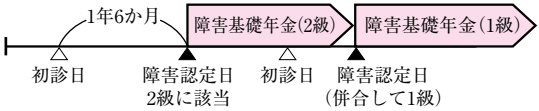

なお，後の障害基礎年金が職務上の傷病によるもので，労働基準法による障害補償を受けられるときは，後の障害基礎年金は６年間全額停止されますが，その６年間については，前の障害基礎年金が受給できます。〔国年法第32条第２項〕

３　年金額

障害基礎年金の額は，次の定額となっています。

１級　　976,125円

２級　　780,900円

※　障害基礎年金額及び次の〈子の加算額〉は，毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.353 参照。

〈子の加算額〉

受給権者によって生計維持関係※のある18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満の障害状態（１級又は２級に該当する障害の状態に限ります）の子（養子を含みます）がいるときは，次の額が加算されます。

加算対象の子	加算額
１人目・２人目（１人につき）	224,700円
３人目以降（１人につき）	74,900円

※　生計を共にしている子であって，かつ，その子の年間収入が 850 万円未満又は，年間所得が 655 万 5 千円未満の場合です。

受給権を取得した後に，加算対象となる子が次の要件に該当したため，子の数に変動が生じたときは，その増減した月の翌月から年金額が改定されます。

1)　増額改定

子を有するに至ったとき

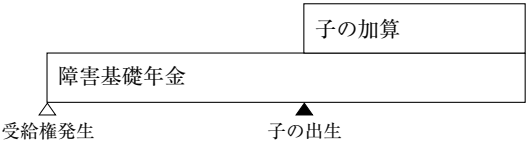

2)　減額改定

子が次の①～⑧の状態になったとき，年金額から子の加算額が減額されます。

①　死亡したとき

②　受給権者による生計維持の状態がなくなったとき

③　婚姻をしたとき

④　養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき

⑤　養子縁組による子が離縁をしたとき

⑥　18歳到達年度の末日になったとき（１級又は２級に該当する障害の状態にあるときを除きます）

⑦　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が，その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときは除きます）

⑧　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

なお，配偶者が児童扶養手当を受給している場合は，同一の子を対象とした障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当の両方は支給されません。平成26年12月分以降については，子の加算が優先して支給され，そのうえで，子の加算の額が児童扶養手当の額を下回る場合はその差額分の児童扶養手当が支給されます。

〔注〕　受給権の発生した日が平成23年３月31日以前の取り扱い

受給権を取得した当時，受給権者によって生計維持関係のある18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満の障害状態（１級又は２級に該当する障害の状態に限ります）の子（養子を含みます）がいるときに限り加算されます。ただし，受給権発生当時，胎児であった子については出生した月の翌月から加算されます。

また，平成23年３月31日までは受給権を取得した後に子を有するに至ったとしても，増額改定はできません（平成23年４月１日に改定します）。

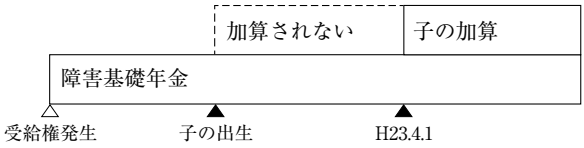

４　年金の支給期間

障害基礎年金は，障害認定日（初診日に被保険者でなかった人で，障害認定日が20歳前のときは20歳に達した日）の属する月の翌月分（事後

重症の場合は，請求があった日の属する月の翌月分）から支給を開始し，死亡した日又は障害等級に該当しなくなった日の属する月の分まで支給されます。

５　障害の程度が変わった場合の改定

障害基礎年金の受給権者の障害の程度が変わった場合には，変わった後の障害等級に基づき，障害基礎年金の額が改定されます。〔国年法第34条〕

また，障害基礎年金の受給権者に，さらに別の軽度障害（障害等級３級以下）が発生し，軽度障害の障害認定日以降65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が重くなったときは，その期間内に改定請求することにより障害基礎年金が改定されます（老齢基礎年金，退職共済年金及び老齢厚生年金など繰り上げて受給している人を除きます）。〔国年法第34条第４項，附則第９条の２の３〕

この改定された年金額は，改定が行われた日の属する月の翌月分から支給されます。

なお，障害の程度の増進による年金額の改定請求は，障害の程度が増進したことが明らかである場合を除き，受給権の取得後又は障害の程度の診査を受けた日以後１年を経過しなければならないことになっています。〔国年法第34条第３項〕

６　支給停止及び失権

⑴　職務の事由により生じた障害による障害基礎年金は，労働基準法の障害補償を受けることができるときは，６年間支給停止されます。〔国年法第36条〕

⑵　２級の障害に該当しなくなったときには，支給停止され，再び２級以上になったときに支給が開始されます。

なお，２級に該当しなくなっても，65歳まで（２級に該当しなくなってから65歳までの期間が３年未満であるときは，該当しなくなってから３年経過するまで）は失権せず，その間は支給を停止します。〔国年

法第35条，第36条第２項〕

７　請求手続き

1）　裁定及び支払い

障害基礎年金の裁定等の事務は年金事務所及び日本年金機構が，支払いは日本年金機構が行います。

2）　障害等級の認定

障害等級の認定は初診日に加入していた制度で行い，私学事業団が認定した場合にはその結果を日本年金機構へ通知します。したがって，診断書は各制度とも共通のものとなっています。

3）　請求書の提出先

障害基礎年金の請求書の提出先は，初診日に加入していた実施機関となります。

第４号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が原因で，障害等級が１級又は２級に該当する人の障害基礎年金の請求書類等の提出先は私学事業団になります。

〈障害基礎年金の裁定請求書の提出先〉

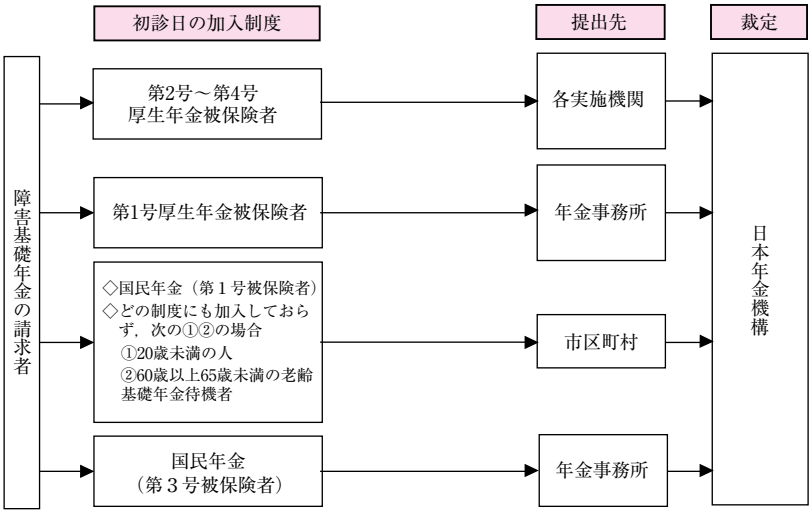

4）　提出書類

障害基礎年金の請求は，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」(P.483～485参照）に，必要な書類を添えて提出してください。請求書の用紙は，年金事務所及び私学事業団にあります。

〔国年施行令別表〕

障害の程度		障害の状態
１級	１	イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ　一眼の視力が0.04，他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果，両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果，両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	３	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	４	両上肢の全ての指を欠くもの
	５	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	６	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	７	両下肢を足関節以上で欠くもの
	８	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	９	前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
２級	１	イ　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ　一眼の視力が0.08，他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果，両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果，両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	３	平衡機能に著しい障害を有するもの
	４	そしゃくの機能を欠くもの
	５	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	６	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	７	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	８	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	９	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活が著しい制限を受けるか，又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）の記入例①

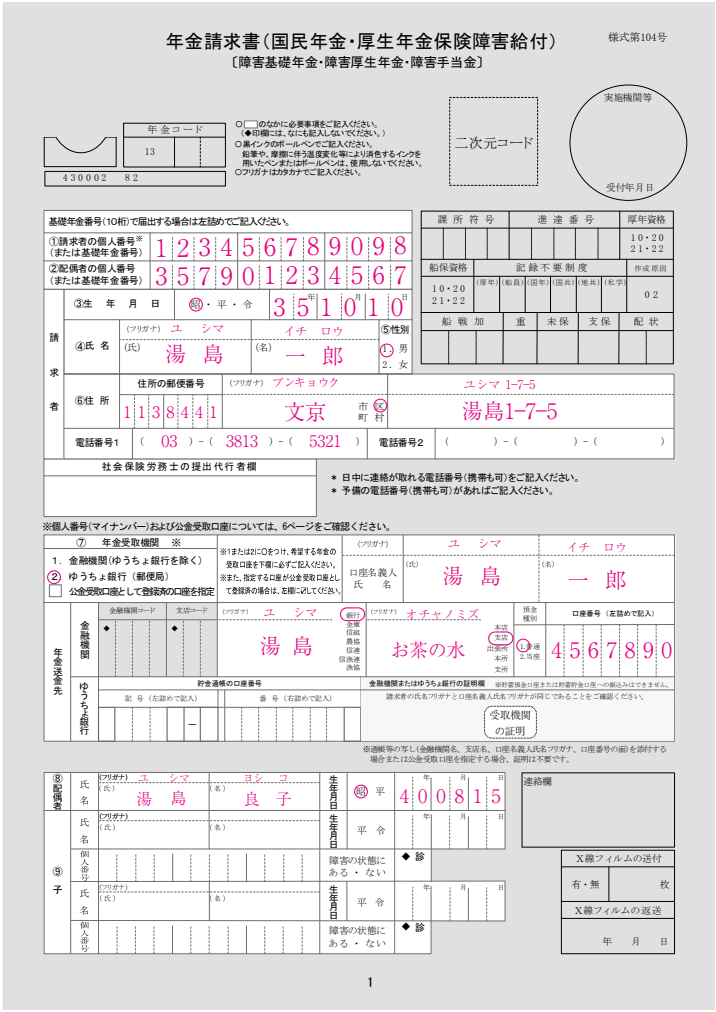

年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）

様式第104号

〔障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金〕

年金コード	
13	

430002　82

○□のなかに必要事項をご記入ください。
（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
○黒インクのボールペンでご記入ください。
鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。

二次元コード

実施機関等

受付年月日

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①請求者の個人番号※（または基礎年金番号）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8
②配偶者の個人番号（または基礎年金番号）	3 5 7 9 0 1 2 3 4 5 6 7

課所符号	進達番号	厚年資格
		10・20 21・22

船保資格	記録不要制度					作成原因
10・20 21・22	（厚年）	（船員）	（国年）	（国共）	（地共）	（私学）	02

船戦加	重	未保	支保	配状

請求者

③生年月日	昭・平・令	35年10月10日
④氏名	（フリガナ）ユ シマ　イチ ロウ （氏）湯島　（名）一郎	⑤性別 ①男 2.女
⑥住所	住所の郵便番号 1138441　（フリガナ）ブンキョウク　文京 市町村 区	ユシマ 1-7-5 湯島1-7-5
電話番号1	（ 03 ）-（ 3813 ）-（ 5321 ）	電話番号2 （　）-（　）-（　）

社会保険労務士の提出代行者欄

＊日中に連絡が取れる電話番号（携帯も可）をご記入ください。
＊予備の電話番号（携帯も可）があればご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）および公金受取口座については、6ページをご確認ください。

⑦　年金受取機関　※

1．金融機関（ゆうちょ銀行を除く）
② ゆうちょ銀行（郵便局）
□ 公金受取口座として登録済の口座を指定

※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄にめずご記入ください。
※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に記してください。

（フリガナ）ユ シマ	イチ ロウ	
口座名義人氏名	（氏）湯島	（名）一郎

年金送金先

金融機関	金融機関コード	支店コード	（フリガナ）ユ シマ	銀行	（フリガナ）オチャノミズ	預金種別	口座番号（左詰めで記入）
	◆	◆	湯島	金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	お茶の水	本店 支店 出張所 本所 支所	①普通 2.当座 4567890

ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
	記号（左詰めで記入）	番号（右詰めで記入）	※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 受取機関の証明

※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面）を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

⑧配偶者

氏名	（フリガナ）ユ シマ （氏）湯島	（名）ヨシ コ 良子	生年月日	昭 平 年 月 日 400815
氏名	（フリガナ） （氏）	（名）	生年月日	平 令 年 月 日
個人番号			障害の状態にある・ない	◆診

⑨子

氏名	（フリガナ） （氏）	（名）	生年月日	平 令 年 月 日
個人番号			障害の状態にある・ない	◆診

連絡欄

X線フィルムの送付	
有・無	枚
X線フィルムの返送	
年　月　日	

1

障害給付

記入例②

⑩　あなたの配偶者は、公的年金制度等（表１参照）から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	2. 障害の年金を受けている	③ いずれも受けていない	4. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

公的年金制度名（表１より記号を選択）	年金の種類	年　月　日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		・　・	
		・　・	
		・　・	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

年金コードまたは共済組合コード・年金種別	
1	
2	
3	

⑪　あなたは、現在、公的年金制度等（表１参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	③ 請求中	制度名（共済組合名等） 私学事業団	年金の種類 障害

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

公的年金制度名（表１より記号を選択）	年金の種類	年　月　日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		・　・	
		・　・	
		・　・	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

年金コードまたは共済組合コード・年金種別	
1	
2	
3	
他年金種別	

⑫　次の年金制度の被保険者または組合員等となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

1. 国民年金法
2. 厚生年金保険法
3. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
4. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
5. 国家公務員共済組合法
6. 地方公務員等共済組合法
7. 私立学校教職員共済法
8. 旧市町村職員共済組合法
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 恩給法

⑬　履　歴（公的年金制度加入経過）
※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。

	(1) 事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5) 備　考
最初	湯島大学	文京区湯島1－2－3	S58・4・1から 加・入・中まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
2			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
3			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
4			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
5			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
6			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
7			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
8			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
9			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	
10			・　・　から ・　・　まで	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等	

3

記入例③

⑭必ずご記入ください。

(1) この請求は、左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。

① 障害認定日による請求　2. 事後重症による請求
3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。

1. 初診日から１年６月目の状態で請求した結果、不支給となった。
2. 初診日から１年６月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。
3. その他（理由　　）

(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。　① はい　② いいえ

「1.はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号・年金コード等をご記入ください。

名称：
基礎年金番号・年金コード等：

(3) 障害の原因である傷病について記入ください。

	1.	2.	3.
傷病名	脳梗塞		
傷病の発生した日	昭和 平成 令和 31年 4月 10日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
初診日	昭和 平成 令和 31年 4月 10日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
初診日において加入していた年金制度	1.国年　2.厚年　③共済	1.国年　2.厚年　3.共済	1.国年　2.厚年　3.共済
現在傷病は治っていますか。	1.はい　・　② いいえ	1.はい　・　2.いいえ	1.はい　・　2.いいえ
治っているときは、治った日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日

傷病の原因は業務上ですか。　1.はい　・　② いいえ

この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。

1. 労働基準法　2. 労働者災害補償保険法
3. 船員保険法　4. 国家公務員災害補償法
5. 地方公務員災害補償法
6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。

1.障害補償給付（障害給付）　2. 傷病補償給付（傷病年金）

昭和 平成 令和 年 月 日

障害の原因は第三者の行為によりますか。　1.はい　・　② いいえ

障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その方の氏名および住所をご記入ください。

氏名：
住所：

生計維持申立

⑮生計同一関係

右の者は、請求者と生計を同じくしていることを申し立てる。

令和 5 年 4 月 1 日

請求者
住所　東京都文京区湯島1－7－5

氏名　湯島　一郎

	氏名	続柄
配偶者および子	湯島　良子	妻

⑯収入関係

1. 請求者によって生計維持していた方についてご記入ください。

		※確認欄	※年金事務所の確認事項
(1) 配偶者について年収は、850万円未満ですか。	(はい) いいえ	(　)印	ア. 健保等被扶養者（第三号被保険者）
(2)子(名:　　)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	(　)印	イ. 国民年金保険料免除世帯
(3)子(名:　　)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	(　)印	ウ. 義務教育終了前
(4)子(名:　　)について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	(　)印	エ. 高等学校在学中
2. 上記１で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満ですか。	はい・いいえ		オ. 源泉徴収票・課税証明書等

令和　　年　　月　　日 提出

5

第３節　障害厚生年金と経過的職域加算額（障害共済年金）の概要

１　障害厚生年金の概要

私学事業団が支給する障害厚生年金は，第４号厚生年金被保険者である間（一元化前の厚生年金被保険者とみなされた私学共済加入者期間を含みます）の病気やケガで障害の状態になったときに，それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うために支給される給付です。障害の程度が１級又は２級に該当する場合には，障害基礎年金（P.469参照）と障害厚生年金が併給されます。また，３級に該当する場合には，障害厚生年金のみの支給となります。

２　一元化後の障害厚生年金（障害手当金）の事務

２以上の異なる種別の厚生年金被保険者期間を有する人に支給される障害厚生年金の事務は，その障害にかかる初診日（P.467参照）に被保険者であった種別の実施機関で行うことになります（この決定・支給を行う実施機関を「取りまとめ実施機関」といいます）。

① 「初めて障害等級の１級又は２級に該当したことによる請求」（P.4923）参照）の受給権が発生する場合は，基準傷病の初診日がある種別の実施機関

② 併合認定による障害厚生年金（P.502「６障害の併合」参照）の受給権が発生する場合は，併合認定されたそれぞれの障害認定日のうちいずれか遅い日の傷病の初診日のある種別の実施機関

なお，初診日の属する月に被保険者の種別の変更があった場合には，変更後の種別の実施機関が事務を行います。初診日の属する月の変更後の種別が国民年金の被保険者期間である場合には，その人が有する厚生年金被保険者期間の種別の実施機関が事務を行うことになりますが，２以上の異なる種別の被保険者期間がある場合には，被保険者期間の長さ

で取りまとめ実施機関となる優先順位が定められています。

また，共済の期間で退職一時金を受給していた期間があり，初診日がその退職一時金を支給した実施機関ではなく，他の種別の実施機関である場合については，その退職一時金を支給した期間を有する実施機関が取りまとめ実施機関になります。

そのほか，年金額の計算上，特殊な計算を必要とする追加費用対象期間，沖縄農林共済期間，沖縄控除期間，沖縄特例納付期間，地方公共団体の長の特例加算を有する期間を有する場合について，事務を行う実施機関を定める特例措置があります。〔厚年法第78条の33第１項，厚年政令第３条の10の２，第３条の13の11第１項，平成27年厚年経過措置政令第76条〕

３　経過的職域加算額（障害共済年金）の概要

平成27年９月30日以前の第４号厚生年金被保険者である間の病気やケガで，平成27年10月１日以降の障害認定日又は事後重症請求日において，その傷病により障害の程度が厚生年金保険法で定める１級から３級に該当する場合には，経過的職域加算額（障害共済年金）が支給されます。なお，障害厚生年金は，在職中でも支給されますが，経過的職域加算額（障害共済年金）は私学在職中には支給停止されます。

また，その傷病が職務や通勤災害によって，１級から３級に該当する障害の程度となったときは，職務上の経過的職域加算額（障害共済年金）が支給されます。〔平成27年国共済経過措置政令第６条による読み替え後の改正前国共済法第82条第２項，第３項〕

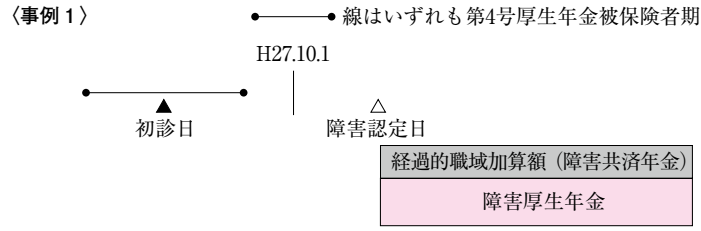

〈事例２〉

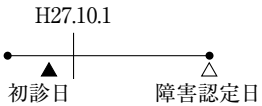

※経過的職域加算額（障害共済年金）の算定の基礎となるのは，平成27年9月までの第4号厚生年金被保険者期間です。

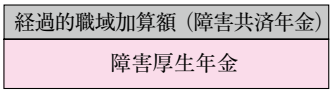

〈事例３〉



※経過的職域加算額（障害共済年金）の上乗せはありません。なお，病気やケガが職務によるものである場合は，退職等年金給付の職務障害年金が発生します。

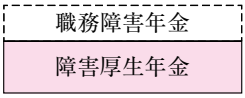

第４節　障害厚生年金

１　受給要件

1）　障害認定日による請求

私学事業団が支給する障害厚生年金は，第４号厚生年金被保険者（一元化前の第４号厚生年金被保険者期間にみなされた私学共済の加入者期間を含みます）である間に初診日（P.467参照）のある傷病が原因で，平成27年10月１日以降の障害認定日（P.467参照）に障害等級が１級から３級の障害の状態に該当したときに支給されます。

〈保険料納付要件〉

初診日の前日において初診日の属する月の前々月以前の期間に国民年金のすべての被保険者期間について，保険料納付済期間と保険料免

除期間を合算した期間が３分の２以上あることが必要です。

なお，初診日が令和８年４月１日前にあるときは，前記３分の２の要件を満たさないときであっても，初診日に65歳未満の場合は，初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの１年間のうちに保険料の未納期間がなければよいことになっています。〔厚年法第47条，昭和60年国年等改正法附則第64条第１項，被用者年金一元化法附則第19条，平成27年厚年経過措置政令第60条第３項〕

〈取りまとめ実施機関〉

一元化後，２以上の異なる種別の被保険者期間を有する人の障害厚生年金の額の計算については，初診日に被保険者期間であった種別の実施機関が，障害認定日前に有する他の被保険者期間を合算し１の被保険者期間のみを有するとみなして障害厚生年金の額を計算し，決定・支給を行うこととなります（P.486「２　一元化後の障害厚生年金（障害手当金）の事務」参照）。障害認定日前に被保険者期間を有する他の実施機関は，その被保険者期間にかかる平均標準報酬月額等により計算した障害厚生年金の額（この額を「中間額」といいます）を取りまとめ実施機関へ情報提供します。〔厚年法第78条の30，厚年政令第３条の13の４による読み替え後の厚年法第50条〕

〈**事例１**〉　障害認定日による請求となる例

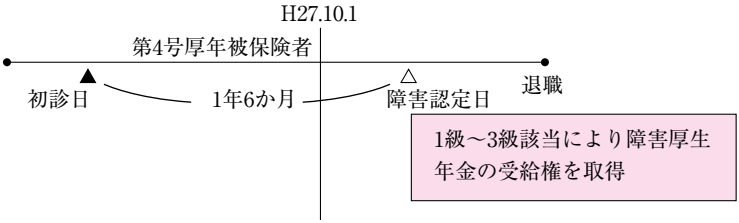

〈**事例２**〉　私学事業団が取りまとめ実施機関となる例

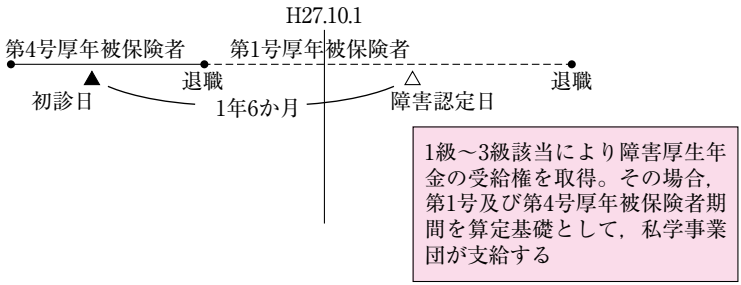

〈**事例３**〉　私学事業団が取りまとめ実施機関とならない例

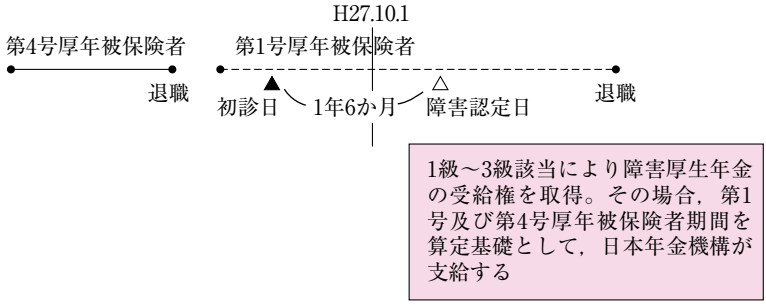

※第4号厚生年金被保険者期間が退職一時金を受給した期間である場合には，私学事業団において障害厚生年金を支給する。

2)　事後重症による請求

第４号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が原因で，障

害認定日において障害等級に該当しなかった人が，その後，65歳に達するまでの間に１級から３級までの障害の状態に該当し請求したときは，請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。ただし，保険料納付要件（※）を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第19条，厚年法第47条の２，平成27年厚年経過措置政令第61条第３項〕

なお，事後重症による障害厚生年金は，同一の傷病による障害について，被用者年金一元化法による改正前の共済年金各法又は旧共済年金各法による障害共済年金・障害年金の受給権を有していたことのある人に対しては支給されません。〔被用者年金一元化法附則第18条〕

※昭和61年４月１日前に発した傷病にかかる保険料納付要件の取り扱い（事後重症）

昭和37年１月１日から昭和51年９月30日までの間に，第４号厚生年金被保険者期間中の初診日のある事後重症の障害厚生年金については，初診日前に加入者期間１年以上の期間を必要とします。また，昭和51年10月１日から昭和61年３月31日の間の初診日にあっては，初診日前に合算した被保険者期間１年以上の期間を必要とします。〔被用者年金一元化法附則第19条，平成27年厚年経過措置政令第61条第４項による読み替え後の厚年法第47条第１項ただし書〕

〈事例１〉　一般的な事後重症による請求の例

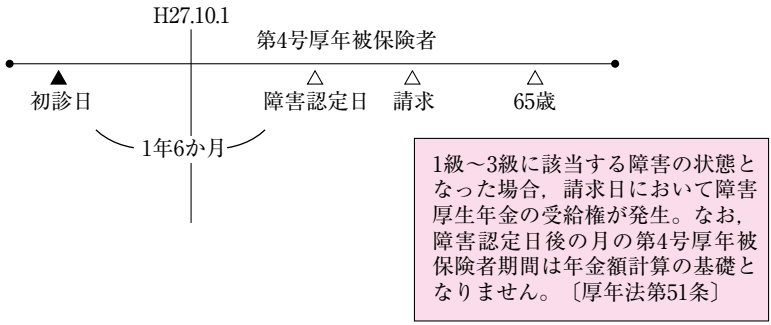

〈**事例２**〉　2以上の異なる種別の期間を有する事後重症による請求の例

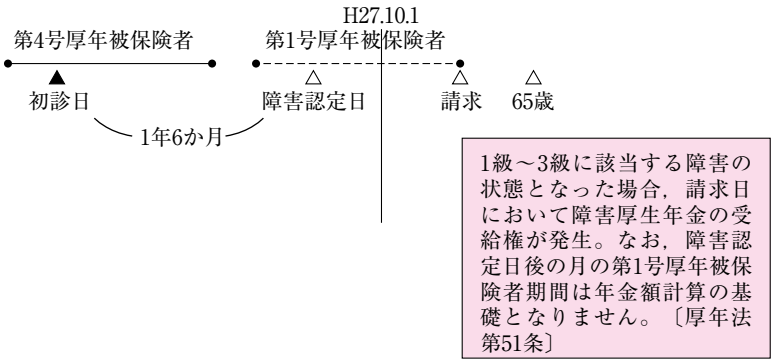

3)　初めて障害等級の１級又は２級に該当したことによる請求

加入者である間に初診日のある傷病（「基準傷病」といいます）による障害と，それ以外の傷病（基準傷病の初診日より前にある傷病で「基準外傷病」といいます）による障害とを併合して，基準傷病による障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に，初めて１級又は２級の障害の状態に該当したときは，請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし，基準傷病の初診日において保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔厚年法第47条の３，被用者年金一元化法附則第19条，平成27年厚年経過措置政令第62条第３項〕

〈事例〉　初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求の例

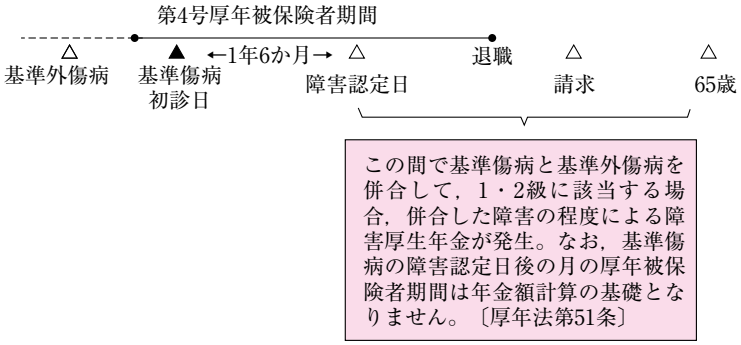

〔注〕　老齢厚生年金，退職共済年金及び老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は2）又は3）の受給要件のいずれかに該当しても障害厚生年金を請求することはできません。〔厚年法附則第16条の３第１項〕

第５節　経過的職域加算額（障害共済年金）

１　受給要件

1）　障害認定日による請求

初診日（P.467参照）が平成27年９月30日以前の第４号厚生年金被保険者期間中にある場合で，平成27年10月１日以降の障害認定日（P.467参照）に厚生年金保険法の障害等級１級から３級の障害の状態に該当したときに支給されます。

ただし，障害厚生年金同様，初診日前に保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第78条第１項，平成27年国共済経過措置政令第６条による読み替え後の改正前国共済法第81条〕

2）　事後重症による請求

初診日が平成27年９月30日以前の第４号厚生年金被保険者期間中にあ

る場合で，障害認定日において厚生年金保険法の障害等級に該当しなかった人が，その後，65歳に達する日の前日までの間に１級から３級までの障害の状態に該当し請求したときは，請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし，障害厚生年金同様，初診日前に保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第78条第１項，平成27年国共済経過措置政令第６条による読み替え後の改正前国共済法第81条第４項〕

3)　初めて障害等級の１級又は２級に該当したことによる請求

初診日が平成27年９月30日以前の第４号厚生年金被保険者期間中にある傷病（「基準傷病」といいます）による障害と，それ以外の傷病（基準傷病の初診日より前にある傷病で「基準外傷病」といいます）による障害を併合して，基準傷病による障害認定日以後65歳に達するまでの間に，初めて厚生年金保険法の障害等級１級又は２級の障害の状態に該当したときは，請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

ただし，基準傷病の初診日において保険料納付要件を満たしていることが必要です。〔被用者年金一元化法附則第78条第１項，平成27年国共済経過措置政令第６条による読み替え後の改正前国共済法第81条第5項〕

〈留意点〉

経過的職域加算額（障害共済年金）は，上述のとおり，初診日が平成27年９月30日以前の第４号厚生年金被保険者期間中にある傷病に限られますが，障害厚生年金の障害等級の認定と同一であり，また，保険料納付要件が加えられたことにより，障害厚生年金と受給権が一体的に生じます。

第６節　年金額等（障害厚生年金，経過的職域加算額（障害共済年金））

１　障害厚生年金の年金額

障害厚生年金の年金額は，下図のとおり，①報酬比例部分に，②加給年金額[注]を加算したものになります。〔厚年法第50条，第50条の２〕

〔注〕　加給年金額は，障害等級が１級又は２級の障害厚生年金で，加給年金額の対象となる配偶者の要件を満たしている場合に，加算されます。

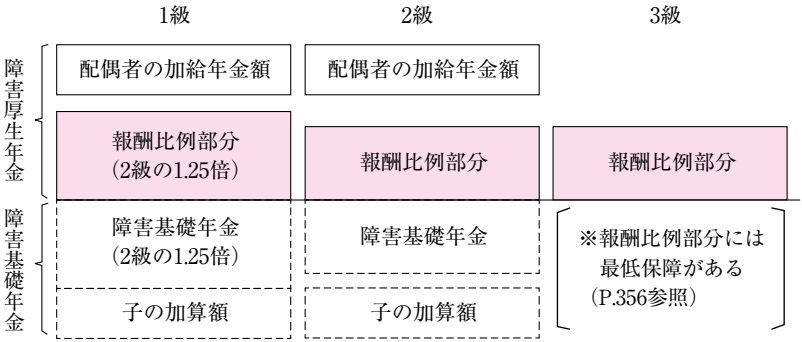

第１号～第４号の厚生年金被保険者期間がある場合，基本的に初診日に被保険者期間であった種別の実施機関が取りまとめ実施機関となり，他号の被保険者期間分も含めて障害厚生年金を決定・支給します。

なお，年金額の計算の対象となる被保険者期間は障害認定日の属する月までですが，第１号～第４号の厚生年金被保険者期間の合計が300月（25年）未満のときは，300月として計算します（障害認定日の属する月の翌月以降の被保険者期間については，計算の対象になりません）。〔厚年法第51条〕

また，平成16年の法律改正により，年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。⑴，⑵の方式でそれぞれ計算を行い，高い方

の計算を年金額として採用します。〔平成12年国年等改正法附則第21条〕

⑴　H16計算

①　報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第４号厚年被保険者期間（私学加入期間）分

イ　H16平均標準報酬月額×7.125／1000×平成15年３月以前の被保険者期間×100〈１級の場合は125〉／100

ロ　H16平均標準報酬額×5.481／1000×平成15年４月以降の被保険者期間×100〈１級の場合は125〉／100

第１号～第３号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ　第１号～第３号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

（イ＋ロ＋ハ）×300月／（第１号～第４号厚年被保険者期間の合算月数）

なお，障害基礎年金が支給されない場合，イ～ハを合算した額が585,700円未満の場合については，585,700円が保障されます（最低保障額）。

②　加給年金額

224,700円

※最低保障額及び加給年金額は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.353参照。

⑵　H16従前計算

①　報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第４号厚年被保険者期間（私学加入期間）分

イ　H16平均標準報酬月額（従前）×7.5／1000×平成15年３月以

前の被保険者期間×従前額改定率×100〈1級の場合は125〉／100

ロ　H16平均標準報酬額（従前）×5.769／1000×平成15年４月以降の被保険者期間×従前額改定率×100〈１級の場合は125〉／100

第１号～第３号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ　第１号～第３号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕　イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

（イ＋ロ＋ハ）×300月／（第１号～第４号厚年被保険者期間の合算月数）

なお，障害基礎年金が支給されない場合，イ～ハを合算した額が585,700円未満の場合については，585,700円が保障されます（最低保障額）。

②　加給年金額

224,700円

※従前額改定率はP.352参照。最低保障額及び加給年金額は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.353参照。

２　加給年金額

加給年金額は，受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に，障害厚生年金に加算されます。また，老齢厚生年金と異なり，受給権を取得した当時に限らず，受給権を取得した後に配偶者を有することになった場合も加算されます。〔厚年法第50条の２第１項，第３項〕

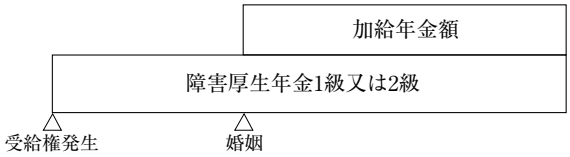

1）　加給年金額の受給要件

障害等級１級又は２級の受給権者によって「生計を維持されている」65歳未満の配偶者

※「生計を維持されている」とは

生計を共にしている配偶者の年間収入が850万円未満である場合，又は年間所得が655万５千円未満である場合は生計を維持されているものと認められます。

2）　加給年金額の失権

加給年金額の対象者である配偶者が，次の事由のいずれかに該当したとき，加給年金額は失権します。〔厚年法第50条の２第４項〕

①　死亡したとき

②　受給権者による生計維持の状態がなくなったとき

③　離婚又は婚姻の取り消しをしたとき

④　65歳に達したとき

３　経過的職域加算額（障害共済年金）の年金額

経過的職域加算額（障害共済年金）は，一元化前（平成27年９月まで）の私学共済制度における第４号厚生年金被保険者期間（加入者期間）が，年金額の計算の対象になります。〔平成27年国共済経過措置政令８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第82条〕

また，障害になった要因（職務上，職務外[注]）や障害の程度（障害等級１～３級）によって，計算方法が異なります。

〔注〕　職務上とは，職務上災害又は通勤災害による傷病で障害の状態になったとき，職務外とは，職務上災害又は通勤災害によらない傷病で障害の状態になったときです。

なお，年金額の計算の対象となる第４号厚生年金被保険者期間は障害認定日の属する月まで（障害認定日が平成27年10月１日以降のときは平成27年９月まで）ですが，第４号厚生年金被保険者期間が300月（25年）

未満のときは，300月として計算します（障害認定日の属する月の翌月以降の第４号厚生年金被保険者期間については，計算の対象になりません）。

また，平成16年の法律改正により，年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。⑴，⑵の方式でそれぞれ職務上，職務外に応じた計算を行い，高い方の計算を年金額として採用します。〔平成27年国共済経過措置政令第13条による読み替え後の平成12年国共済改正法附則第12条〕

⑴　H16計算

①　職務外の場合（イ，ロを合算します）

イ　H16平均標準給与月額×1.425／1000×平成15年３月以前の加入者期間×100〈１級の場合は125〉／100（×300月／加入者期間）〔注〕

ロ　H16平均標準給与額×1.096／1000×平成15年４月以降の加入者期間×100〈１級の場合は125〉／100（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

②　職務上の場合（イ，ロを合算します）

イ　［｛H16平均標準給与月額×12×19〈１級の場合は28.5〉／100｝＋｛H16平均標準給与月額×（加入者期間－300月）×1.425〈１級の場合は1.781〉／1000｝］×平成15年３月以前の加入者期間／加入者期間

ロ　［｛H16平均標準給与額×12×14.615〈１級の場合は21.923〉／100｝＋｛H16平均標準給与額×（加入者期間－300月）×1.096〈１級の場合は1.37〉／1000｝］×平成15年４月以降の加入者期間／加入者期間

〔職務上最低保障〕

②の額が，障害等級に応じた次の金額から厚生年金給付相当額〔＊〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第８条〕

１級　4,152,600円

２級　2,564,800円

３級　2,320,600円

※上記の各金額は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.354参照。

⑵　H16従前計算

①　職務外の場合（イ，ロを合算します）

イ　H16平均標準給与月額（従前）×1.5／1000×平成15年３月以前の加入者期間×従前額改定率×100〈１級の場合は125〉／100（×300月／加入者期間）〔注〕

ロ　H16平均標準給与額（従前）×1.154／1000×平成15年４月以降の加入者期間×従前額改定率×100（１級の場合は125〉／100（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

②　職務上の場合（イ，ロを合算します）

イ　［｛H16平均標準給与月額（従前）×12×20〈1級の場合は30〉／100｝＋｛H16平均標準給与月額（従前）×（加入者期間－300月）×1.5〈1級の場合は1.875〉／1000×従前額改定率｝］×平成15年3月以前の加入者期間／加入者期間

ロ　［｛H16平均標準給与額（従前）×12×15.385〈1級の場合は

23.077〉／100｝　＋　｛H16平均標準給与額（従前）×（加入者期間－300月）×1.154〈１級の場合は1.442〉／1000×従前額改定率｝〕×平成15年4月以降の加入者期間／加入者期間

※従前額改定率はP.352参照

〔職務上最低保障〕

②の額が，障害等級に応じた次の金額から厚生年金給付相当額〔＊〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第８条〕

１級　4,152,600円

２級　2,564,800円

３級　2,320,600円

※上記の各金額は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.354参照。

〔＊〕 厚生年金給付相当額とは

各制度から給付される厚生年金，共済年金の年金額のうち，定額部分の額，職域相当部分の額，加給年金額や基礎年金に相当するものとして加算される額等を除いた額をいい，これら２以上の厚生年金相当部分の給付額を併せて受けることができる場合は，その合計額とし，最も高い厚生年金給付相当額を最低保障額から控除するもの〔平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第82条第３項，被用者年金一元化法による改正後の国共済政令第20条〕

４　障害補償との調整

障害厚生年金は，労働基準法による障害補償が行われるときは６年間，その支給が停止されます。〔厚年法第54条第１項〕

また，職務等による経過的職域加算額（障害共済年金）は，労働基準法による障害補償が行われるときは６年間，労働者災害補償保険法によ

る障害補償年金又は傷病補償年金が支給されるときはその間，次の計算による金額（調整額）が停止されます。

〈経過的職域加算額（障害共済年金）の調整額〉

①と②の合計額（平成16年計算）

① H16平均標準報酬月額×12×19〈１級の場合は28.5〉／100×平成15年３月以前の第４号厚生年金被保険者期間月数／第４号厚生年金被保険者期間月数

② H16平均標準報酬額×12×14.615〈１級の場合は21.923〉／100×平成15年４月以降の第４号厚生年金被保険者期間月数／第４号厚生年金被保険者期間月数

〔平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第87条の４，同政令第８条第２項による読み替え後の改正前国共済政令第11条の７の９，平成27年改正政令第16条〕

５　障害の程度が変わった場合の年金額の改定

障害厚生年金の受給権者の障害程度を診査し，その障害程度が減退したとき，又は増進した場合においてその人から請求があったとき（その請求は，受給権を取得した日又は診査を受けた日から起算して１年を経過したときでなければできません）は，その変わった障害の程度に応じて障害厚生年金の額を改定します。ただし，障害等級３級の障害厚生年金の受給権者で，障害の程度が65歳以降になって増進したときには，その額の改定は行いません。

経過的職域加算額（障害共済年金）についても，障害厚生年金と同様になります。

〔厚年法第52条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第84条〕

６　障害の併合

1)　障害等級が２級以上の障害厚生年金の受給権者に，さらに新たな障

害（障害等級２級以上に限ります）が発生したとき

障害等級が１級又は２級の障害厚生年金の受給権者（その受給権を取得した当時２級以上の障害に該当し，その後障害の程度の減退により３級になっている人を含みます。以下2）3）において同じ）に，さらに，新たな障害（障害等級２級以上に限ります）が発生した場合には，前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給することになります。

また，併合した障害の程度による障害厚生年金を受ける権利を取得することにより，従前の障害厚生年金を受ける権利は消滅します（以下2）3）において同じ）。

なお，経過的職域加算額（障害共済年金）についても，障害厚生年金と同様になります。

〔厚年法第48条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読替え後の改正前国共済法第85条第１項，第４項〕

2）　障害等級が２級以上の障害厚生年金の受給権者に，さらに別の軽度障害（障害等級３級以下）が発生したとき

障害等級が１級又は２級の障害厚生年金の受給権者に，さらに別の軽度障害（障害等級３級以下）が発生し，前後の障害を併合した障害の程度が当初の障害厚生年金の障害の程度より増進したとき（65歳に達する日の前日までの間に限ります）は，増進後の障害の程度に応じて障害厚生年金の額を改定することになります。

経過的職域加算額（障害共済年金）についても，障害厚生年金と同様に改定します。

〔厚年法第52条第４項，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読替え後の改正前国共済法第84条第２項〕

3）　障害等級が２級以上の障害厚生年金の受給権者に，国民年金の障害基礎年金にかかる併合事由が生じたとき

障害等級が１級又は２級の障害厚生年金の受給権者に，さらに国民年金法による障害基礎年金の受給権が生じたときは，両年金の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給することになります。

また，障害等級が１級又は２級の障害厚生年金の受給権者で，かつ国民年金の障害基礎年金の受給権を有する場合において，障害基礎年金が併合により増進したときは，当該障害基礎年金の併合後の障害の程度に応じて，障害厚生年金の額を改定します。

いずれの場合も，経過的職域加算額（障害共済年金）についても障害厚生年金と同様に改定します。

〔厚年法第52条の２，平成27年国共済経過措置政令第8条第１項による読替え後の改正前国共済法第86条〕

７　支給停止

次の場合に，年金は支給停止となります。

⑴　障害厚生年金と同一の傷病について労働基準法の障害補償を受けることができるときは，６年間支給停止されます。〔厚年法第54条第１項〕

⑵　障害程度が障害等級に該当しなくなったときは，その該当しない間，支給停止されます。ただし，支給停止された傷病が，65歳に達する前日までに再び重くなり，障害等級に該当する程度になったときは支給停止を解除します。〔厚年法第54条第2項〕

⑶　受給権者から申し出があったとき〔厚年法第38条の2〕

〈事例〉

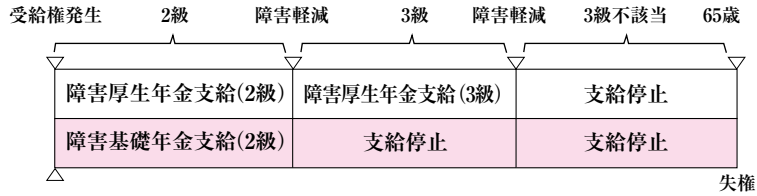

〔注〕　３級不該当となった後，３年経過の時点が65歳を超える場合は３年経

過後失権となります。

８　受給権の消滅

次の場合に消滅します。

⑴　受給権者が死亡したとき

⑵　障害の程度が軽快し，３級以上の障害の状態に該当することなく65歳に達したとき（３年経過時点が65歳を超える場合は，３年経過時点となります）〔厚年法第53条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第87条の３〕

〔注〕　平成６年11月16日前に，障害の程度が軽快し３級以上の障害の状態でなくなった人は，３級以上の障害の状態に該当しなくなった日から３年経過したときに失権していましたが，失権後65歳に達する間に，再び同一の傷病により３級以上の障害の状態になったときは，障害厚生年金及び経過的職域加算額（障害共済年金）を請求できます。〔平成６年国年等改正法附則第14条，平成27年国共済経過措置政令第13条第１項による読み替え後の平成６年国共済改正法附則第８条〕

第７節　障害厚生年金の請求手続き

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」に次の書類を添えて提出してください。

なお，経過的職域加算額（障害共済年金）が請求できる場合は，障害厚生年金と同時に請求したことになります。

また，審査の過程で，添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合があります。

〈添付書類〉

項番	添付書類	必要な場合
①	請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書又は「戸籍抄本」（加給年金対象者がいる場合は「戸籍謄本」） 対象者が外国籍の場合は「住民票」	すべての人
②	請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類の写し	
③	「基礎年金番号通知書」の写し	
④	診断書〔注〕	
⑤	病歴・就労状況等申立書	
⑥	受診状況等証明書	初診時と現在の医療機関が相違しているとき
⑦	障害認定日における診断書を提出しない理由書	事後重症請求のとき
⑧	障害給付　請求事由確認書	障害認定日に遡って請求するとき
⑨	年金受給選択申出書	老齢・退職給付又は遺族給付を受けている，又は受けようするとき
⑩	「年金証書」又は「改定通知書」の写し	受給権があるものすべて
⑪	労働基準監督署から交付された年金又は一時金「決定通知書」の写し等	障害の原因が業務上のとき
⑫	第三者行為事故状況届	障害の原因が第三者行為のとき

〔注〕・診断書は，年金請求用に所定の用紙があります。記載内容が揃っていれば，医療機関等が用意する診断書を利用することもできますが，そのときは両面印刷又はホチキス留めする等，必ず表裏を組み合わせてください。
・障害認定日請求のときは障害認定日及び請求時点（障害認定日から１年以上経過している場合）の診断書，事後重症請求の場合は請求時点の診断書を添付してください。

1)　請求書等の記入上の注意

⑴　年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）

①　「請求者の個人番号」欄（１ページ）

請求者本人のマイナンバーを記入してください。

②　「年金受取機関」欄（１ページ）

金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。（口座名義人･口座番号等が確認できる通帳等の写しで代えることができ

ます)。なお，マイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を指定する場合，証明等は不要です。

③「配偶者　及び　子」欄（１ページ）

生計を同じくしている配偶者又は子がいる場合は記入してください。

＊子の年齢要件は次のいずれかとなります。

・18歳到達年度の末日まで

・国民年金施行令に定める障害等級１・２級の障害の状態にある場合は20歳未満

併せて「生計維持証明」欄の記入が必要です。

④「履歴」欄（３ページ）

はじめて公的年金制度に加入した時から古い順に記入してください。

⑤「障害給付の請求事由　その他」欄（５ページ）

障害の原因が職務上によるものか，第三者行為によるものか等について記入してください。

⑥「生計維持申立」欄（５ページ）

生計を同じくしている配偶者又は子がいる場合は記入してください。

請求者が申し立てる場合は，同居の事実が明らかに出来る住民票（世帯全員が記載されているもの）の添付が必要です。

(2)　病歴・就労状況等申立書

発病から初診までの経過，その後の受診状況及び就労状況などについて請求者が記入するもので，病状の経過などを把握するための資料になります。医学的・専門的に記載する必要はありませんが，各欄ともできるだけ具体的に記入してください。

なお，複数の傷病があるときは，傷病ごとに別用紙に記入してください。

2)　添付書類についての注意

(1)　請求者の生年月日を明らかにできる書類

請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書（戸籍抄本，住民票等）

が必要となります。ただし，加給年金額の対象者がいるときは，戸籍謄本を添付してください。

⑵　加給年金額の対象者となる配偶者がいるとき

戸籍謄本，住民票（世帯全員が記載されているもの），配偶者の所得に関する証明が必要となります。

なお，戸籍謄本等がホチキスで綴じられている場合は，外さないでください。万が一ホチキスを外してしまうと，原本としての証拠価値を失ってしまいます。ホチキスが外された戸籍謄本等が添付されていた場合，改めて新しい戸籍謄本等を取得していただく必要があります。

〔注〕⑴請求者の生年月日を明らかにできる書類，⑵加給年金額の対象者となる配偶者がいるときの住民票，配偶者の所得に関する証明の書類は，P.449マイナンバーを利用した添付書類の省略についてのＡ又はＢの書類を提出することで省略できることがあります。

⑶　請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類，請求者本人の「マイナンバーカード」表裏両面の写し等

⑷　診断書

障害認定日及び請求時点（障害認定日より１年以上経過している場合）の症状を記載したものが各々必要です。障害認定日以降３か月以内の現症年月日のものを添付してください。請求時点については，請求手続き以前３か月以内の現症年月日のものを添付してください。

診断書は，障害状態に応じて次の各用紙の中から選択して使用します。したがって，障害状態によって複数の診断書を必要とする場合があります。

①　眼の障害用

②　聴覚，鼻腔機能，平衡機能，そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用

③　肢体の障害用

④　精神の障害用

⑤　呼吸器疾患の障害用
⑥　循環器疾患の障害用
⑦　腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用
⑧　血液・造血器・その他の障害用

(5)　その他

①　障害の原因が結核性の呼吸器系疾患又は心疾患，上・下肢の離切断等の場合は，障害認定日当時のレントゲンフィルムを必要とする場合があります。その他，傷病により障害認定日当時の心電図，諸検査結果表を必要とする場合があります。

②　新たに給付事由の異なる年金を受けることができるようになった場合は，年金受給選択申出書を提出してください。すでに他の実施機関から年金証書の交付を受けている場合は，年金証書の写しを添付してください。また，加給年金額対象者となる配偶者がすでに他の実施機関から年金証書の交付を受けている場合も同様に写しを添付してください。

③　請求者が労働基準法の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金等の給付を受けている場合は，その事実を証明する決定通知書の写しを添付してください。ただし，障害認定日において，前記年金の決定を受けていない場合は，休業補償給付等の決定通知書の写しを添付してください。

④　障害の原因となった傷病にかかる初診日については，傷病の発生後初めて受診した医療機関による初診日に関する証明書（「受診状況等証明書」）の添付が必要です。

⑤　請求書の基礎年金番号が確認できる年金証書，基礎年金番号通知書又は年金手帳の写しを添付してください。

3)　事後重症による障害厚生年金を請求する場合の手続き

障害認定日に軽症であった等により，事後重症による請求を行う場

合は，障害認定日における診断書を提出しない理由書（用紙は任意）を添付してください。

また，私学事業団に障害厚生年金を請求し，障害の程度が１級から３級に該当しなかった場合は，不承認通知を送付しますが，その後65歳に達する日の前日までに障害の程度が増進して事後重症による請求を行う場合には，改めて障害厚生年金を請求する必要があります。不承認通知（写し）を添付のうえ同請求書で請求してください。

事後重症による障害の程度を認定する時期は，「請求日」（私学事業団での受付日）となります。

その他の請求上の注意は，前記1），2）を参照してください。

4）　障害の程度が変わった場合の年金額の改定を請求する場合の手続き

障害厚生年金の受給権者は，障害の状態の現況を確認するため，定期的に再認定を行い，障害の程度を確認します。これにより，障害の程度が増進又は減退した場合は，変わった後の障害の等級に応じて年金額を改定しますが，障害の状態が悪化した場合は申し出により額改定の請求ができます。

「障害給付額改定請求書」を提出してください。

〈添付書類〉

①　診断書

②　その他，必要とする書類

〈提出上の注意〉

次の日を過ぎていないと請求できません。

①　年金を受ける権利が発生した日から１年を経過した日

②　障害の程度の診査を受けた日から１年を経過した日

※　省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には１年を待たずに請求することができます。

5）　退職に伴う支給停止の解除について

障害厚生年金は，在職中の支給停止はありません。経過的職域加算額（障害共済年金）については，私学に在職中は全額支給停止となりますが，退職した場合は，支給停止が解除されます（手続き不要）。

なお，障害厚生年金は障害認定日までの加入期間を基礎（最低保障300月）に算定しますので，退職日までの加入期間を含めた年金額の改定は行いません。

6）　障害不該当の届け出

受給権者は，障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合は，速やかに「障害給付受給権者　障害不該当届」を提出してください。

7）　受給権を取得した後に加給年金額に該当する配偶者を有したとき

障害等級が１級又は２級に該当する障害厚生年金の受給権者が，受給権を取得した後に生計維持関係の要件を満たした65歳未満の配偶者を有することとなったときは，「障害給付加算額・加給年金加算開始事由該当届」を提出してください。添付書類として戸籍謄本・住民票（世帯全員が記載されているもの）及び配偶者の所得に関する証明書が必要です。

8）　加給年金額対象者の失権届等

加給年金額の対象者（配偶者）が次のいずれかに該当した場合は，加給年金額に該当しないものとして年金額を改定しますので，次の①～③に該当する場合は「加算額・加給年金額対象者不該当届」を提出してください。

①　死亡したとき

②　受給権者によって生計維持されている状態でなくなったとき

③　離婚又は婚姻の取り消しをしたとき

④　65歳に達したとき

加給年金額の対象者である配偶者自身の年金が受給できることとなった場合は，「障害給付加給年金額支給停止事由該当届」を提出してください。また，配偶者自身の年金が受給できなくなった場合については，「障害給付加給年金額支給停止事由消滅届」を提出してください。

〔国年施行令別表〕

障害の程度		障害の状態
１級	１	イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ　一眼の視力が0.04，他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果，両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果，両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	３	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	４	両上肢の全ての指を欠くもの
	５	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	６	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	７	両下肢を足関節以上で欠くもの
	８	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	９	前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
２級	１	イ　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ　一眼の視力が0.08，他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果，両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果，両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	３	平衡機能に著しい障害を有するもの
	４	そしゃくの機能を欠くもの
	５	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	６	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	７	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	８	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	９	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活が著しい制限を受けるか，又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する。

〔厚年施行令別表第一〕

障害の程度		障　害　の　状　態
3級	1	イ　両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ　ゴールドマン型視野計による測定の結果，両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ　自動視野計による測定の結果，両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が，40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち，二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち，二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し，運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか，身体の機能に，労働が著しい制限を受けるか，又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に，労働が著しい制限を受けるか，又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで，身体の機能又は精神若しくは神経系統に，労働が制限を受けるか，又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって，厚生労働大臣が定めるもの

備考１　視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する。

２　指を失ったものとは，おや指は指節間関節，その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

３　指の用を廃したものとは，指の末節の半分以上を失い，又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

４　趾の用を廃したものとは，第一趾は末節の半分以上，その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

〈３級14号に掲げる「傷病が治らないで，労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって厚生労働大臣が定めるもの」〔昭和61年厚生省告示第66号〕〉

厚生年金保険法施行令別表第１の第14号の規定による障害厚生年金を支給すべき程度の障害の状態を次のように定め，昭和61年４月１日から適用する。

厚生年金保険法施行令別表第１の第14号の規定による障害厚生年金を支給すべき程度の障害の状態は，傷病が治らないで，次の表の左欄の各号のいずれかに該当し，かつ，同表の右欄の状態にあるものとする。

１　結核性疾患であって，次に掲げるもの イ　軽度の安静を継続すべきもののうち，化学療法，虚脱療法，直脱療法その他適切な療法が見当たらないもの又は特別の治療を必要としないものであって予後が良好であるもの ロ　イ以外のものであって，長期にわたり軽度の安静を継続すべきもの ２　けい肺であって，二度のレントゲン線所見があり，かつ，心肺機能が軽度に減退しているもの ３　結核性疾患及びけい肺以外の傷病	労働が制限を受けるか，又は労働に制限を加えることを必要とする。

診断書様式（様式①～⑧）と傷病名の組み合わせ

	診　断　書	主　な　傷　病　名
様　式 ①	眼	白内障，緑内障，網膜色素変性症，網膜剥離，糖尿病性網膜症，眼球癆，眼球萎縮，視神経萎縮，ブドウ膜炎，癒着性角膜白斑，網膜脈絡網膜萎縮，網膜血栓硬化症，網膜中心静脈血栓症
様　式 ②	聴　　覚	伝音系難聴，感音系難聴，突発性難聴，メニエール病，慢性中耳炎，耳硬化症，耳管狭窄症，音響外傷による内耳障害，顔面神経麻痺，鼓膜穿孔
	鼻　　腔	外傷性鼻科疾患，術後性上顎嚢腫，鼻軟骨部欠損
	そしゃく･嚥下機能･言語機能	咽頭摘出術後後遺症，上下顎欠損，咽頭全摘術後遺症
様　式 ③	肢　　体	上肢・下肢の離断・切断，上肢・下肢の外傷性
様　式 ④	精　　神	統合失調症，躁うつ病，てんかん，知的障害（精神遅滞），頭部外傷後遺症，アルコール精神病，中毒性精神病，老年・若年認知症
様　式 ⑤	呼　吸　器　疾　患	肺結核，じん肺，気管支喘息，慢性気管支炎，膿胸，呼吸不全，肺炎，肺気腫，間質性肺線維症，慢性肺血栓塞栓症，原発性肺高血圧症，胸膜炎，気管支拡張症
様　式 ⑥	循　環　器　疾　患	慢性心膜炎，リウマチ性心膜炎，慢性虚血性疾患，冠状動脈硬化症，狭心症，僧帽弁閉鎖不全症，心不全，大動脈弁狭窄症，心筋梗塞，連合弁膜症，不整脈，心房（室）中隔欠損症，動脈管開存症，肺動脈狭窄症，僧帽弁狭窄症，大動脈弁閉鎖不全症，発作性頻拍症，房室ブロック，細菌性内膜炎，拡張型心筋症

〔注〕傷病名から障害（診断書）を限定することは困難であり，上記の表に該当しない事例もあります。

※様式⑦・⑧は次頁に掲載

	診　断　書	主　な　傷　病　名
様　式 ⑦	腎　　疾　　患	ネフローゼ症候群，慢性糸球体腎炎，慢性腎不全，慢性腎盂腎炎
	肝　　疾　　患	肝硬変，肝癌，慢性肝炎，肝機能障害
	糖　　尿　　病	Ⅰ型糖尿病，Ⅱ型糖尿病，糖尿病性と明示された合併症
様　式 ⑧	血　液・造　血　器	白血病，再生不良性貧血，溶血性貧血，多血症，血小板減少性紫斑病，凝固因子欠乏症，無顆粒球症，顆粒球減少症，ホジキン病，多発性骨髄腫，紫斑病，血友病，アミロイドーシス，悪性リンパ腫
	そ　　の　　他	悪性新生物（癌・肉腫等），膠原病，サルコイドーシス，レイノー病，バセドウ病，副甲状腺機能低下症，腸閉塞（イレウス），ダンピング症候群，盲管症候群，腹膜癒着，慢性腹膜炎，直腸腫瘍，ベーチェット症候群など，その他の疾患

〔注〕傷病名から障害（診断書）を限定することは困難であり，上記の表に該当しない事例もあります。

診断書の見本（表面）

（肢）　国民年金 厚生年金保険　**診　断　書**（肢体の障害用）　様式第120号の３

（フリガナ）氏名		生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日生（　歳）	性別	男・女
住所	住所地の郵便番号	都道府県	郡市区		
①障害の原因となった傷病名		②傷病の発生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日	診療録で確認 本人の申立て（年月日）	
		③①のため初めて医師の診療を受けた日	昭和 平成 令和　年　月　日	診療録で確認 本人の申立て（年月日）	
④傷病の原因又は誘因	初診年月日（昭和・平成・令和　年　月　日）	⑤既存障害		⑥既往症	
⑦傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 令和　年　月　日			確認 推定	
	傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込			有・無・不明	
⑧診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日（昭和・平成・令和　年　月　日）					
⑨現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項			診療回数	年間　回 月平均　回	
⑩計測（平成・令和　年　月　日計測）	身長	cm	血圧	最高	mmHg
	体重	kg		最低	mmHg

（お願い）障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

（お願い）太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

障害の状態（平成・令和　年　月　日現症）

⑪切断又は離断・変形・麻痺

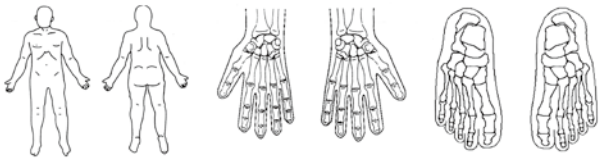

切断又は離断日　平成・令和　年　月　日
創面治ゆ日　平成・令和　年　月　日

切断 離断　× 変形　感覚麻痺　運動麻痺

切断又は離断の場合の神経・運動障害	断端の痛み　有・無		すぐ上の関節の異常　有・無		（有の場合は⑫欄に記入してください。）			
外観	他縁性・症直性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性							
起因部位	脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他（心因性のものと思われる場合は、その旨を右に記入してください。）　）							
種類及びその程度	感覚麻痺（脱失・鈍麻・過敏・異常）　運動麻痺							
反射	右				左			
	上肢	下肢	パピンスキー反射	その他の病的反射	上肢	下肢	パピンスキー反射	その他の病的反射
その他	排尿障害　有・無		排便障害　有・無		褥創又はその瘢痕　有・無			

⑫脊柱の障害

脊柱の他動可動域						
部位	前屈	後屈	右側屈	左側屈	右回旋	左回旋
頸部						
胸腰部						

随伴する脊髄・根症状などの臨床症状

⑬人工骨頭・人工関節の装着の状態	部位		⑭握力	右 kg　左 kg
	手術日　平成・令和　年　月　日			

⑮手（足）指関節の他動可動域

部位		母指		示指		中指		環指		小指	
		屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展
中手（足）指節関節（MP）	右										
	左										
近位指節関関節（PIP）（母指では指節関関節）	右										
	左										

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）

2104 1018 017 519-2

（裏面）



障　害　の　状　態　（平成・令和　年　月　日現症）

⑯関節可動域及び筋力（「お願い」関節可動域は、健側についても記入してください。）

部位	運動の種類	右 関節可動域（角度） 強直肢位	右 関節可動域（角度） 他動可動域	右 筋力 正常	右 筋力 やや減	右 筋力 半減	右 筋力 著減	右 筋力 消失	左 関節可動域（角度） 強直肢位	左 関節可動域（角度） 他動可動域	左 筋力 正常	左 筋力 やや減	左 筋力 半減	左 筋力 著減	左 筋力 消失
肩関節	屈曲														
	伸展														
	内転														
	外転														
肘関節	屈曲														
	伸展														
前腕	回内														
	回外														
手関節	背屈														
	掌屈														
股関節	屈曲														
	伸展														
	内転														
	外転														
膝関節	屈曲														
	伸展														
足関節	背屈														
	底屈														

数関節屈曲 曲はかのこ ちらですか 1 関節角位 2 関伸展位

⑰ 四肢長及び四肢囲

	右 上肢長	右 上腕囲	右 前腕囲	右 下肢長	右 大腿囲	右 下腿囲	左 上肢長	左 上腕囲	左 前腕囲	左 下肢長	左 大腿囲	左 下腿囲
	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

⑱日常生活における動作の障害の程度

補助用具を使用しない状態で判断してください。

（該当する記号を下欄に記入してください。）
- 一人でうまくできる場合には　・・・・・・・・・・「○」
- 一人でできてもやや不自由な場合には　・・・・・「○△」
- 一人でできるが非常に不自由な場合には　・・・・・「△×」
- 一人で全くできない場合には　・・・・・・・・・「×」

日常生活における動作	右	左	日常生活における動作	右	左
a つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）			m 片足で立つ		
b 脱ぐ（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）			n 座る（正座、横すわり、あぐら、胸なげだし）		
c タオルを絞る（水をきれる程度）	両手		（このような姿勢を持続する）		
d ひもを結ぶ	両手		o 深くおじぎ（最敬礼）をする		
e さじで食事をする			p 歩く（屋内）		
f 顔を洗う（顔に手のひらをつける）			q 歩く（屋外）		
g 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）			r 立ち上がる	ア 支持なしでできる　イ 支持があればできる　ウ 支持があればできるが非常に不自由　エ 支持があってもできない	
h 用便の処置をする（尻のところに手をやる）					
i 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）	両手		s 階段を上る	ア 手すりなしでできる　イ 手すりがあればできる　ウ 手すりがあればできるが非常に不自由　エ 手すりがあってもできない	
j 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）	両手				
k ズボンの着脱（どのような姿勢でもよい）	両手		t 階段を下りる	ア 手すりなしでできる　イ 手すりがあればできる　ウ 手すりがあればできるが非常に不自由　エ 手すりがあってもできない	
l 靴下を履く（どのような姿勢でもよい）	両手				

平衡機能	1 閉眼での起立・立位保持の状態	2 開眼での直線の１０ｍ歩行の状態	3 自覚症状・他覚所見及び検査所見
	ア　可能である。	ア　まっすぐ歩き通す。	
	イ　不安定である。	イ　多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。	
	ウ　不可能である。	ウ　転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。	

⑲使用状況 補助用具

該当する数字を○で囲み、右のア・イのいずれかの使用状況を選び、（　）内に記載してください。
1（　）上肢補装具　2（　）下肢補装具（左・右）
3（　）杖（　　）4（　）松葉杖（左・右）
5（　）車椅子　6（　）歩行器
7（　）その他（具体的に　　）
8 補助用具は使用していない

{ア 常時（起床より就寝まで）使用
イ 常時ではないが使用}

使用状況を詳しく記入してください。

⑳ その他の精神・身体の障害の状態

㉑現症時の日常生活活動能力及び労働能力（必ず記入してください。）（補助用具を使用しない状態で判断してください。）

㉒ 予後（必ず記入してください。）

㉓ 備考

上記のとおり、診断します。　　年　月　日

病院又は診療所の名称　　診療担当科名

所在地　　医師氏名

第８節　障害手当金

１　受給要件

第４号厚生年金被保険者である間に初診日のある病気やケガにより，初診日から５年を経過するまでの間に治ゆ又は固定し障害表（P.520参照）に掲げる障害の状態に該当するときに支給されます。なお，障害厚生年金同様，保険料納付要件（P.488参照）を満たしていることが必要です。また，第１号～第４号の厚生年金被保険者期間がある場合，基本的に初診日に被保険者であった種別の実施機関が取りまとめ実施機関となり，他号の被保険者期間分も含めて障害手当金を決定・支給します。〔被用者年金一元化法附則第19条，厚年法第55条，第78条の31，平成27年厚年経過措置政令第63条第３項〕

〔注〕 同一の傷病につき，被用者年金一元化法による改正前の国共済法による障害一時金を受給している場合は，障害手当金は支給されません。

なお，平成27年10月１日の前日に私学共済の加入者であった人で，同日に退職したならば障害一時金を受ける権利を有することとなる人については，平成27年９月30日に退職したものとみなして障害一時金が支給されます。その場合，同一の傷病につき，障害手当金を受ける権利を有していれば障害一時金は支給されません。〔被用者年金一元化法附則第32条〕

２　支給調整

障害手当金は，その受給権が生じたとき次の事項に該当している場合は，障害手当金は支給されません。

① 公的年金制度の年金を受けることができるとき（障害の程度が軽快し，３級以上の障害等級に該当しなくなってから３年経過している障害基礎年金や障害厚生年金を除きます）

② その傷病について，職務上災害や通勤災害により労働基準法の障

害補償や労働者災害補償保険法の障害補償給付等を受けることができるとき〔厚年法第56条〕

３　支給額

障害等級３級の障害厚生年金の年金額×200／100

（月数が300月未満の場合，300月）

上記金額が，障害等級３級の障害厚生年金の最低保障額の２倍の額に満たないときは，当該額が保障されます。（1,171,400円。この額は毎年度改定されます。令和６年度の金額についてはP.354参照）〔厚年法第57条，第78条の31，厚年法政令第3条の９の２〕

〔注〕 障害認定日において，２以上の異なる種別の被保険者期間を有する場合は，障害厚生年金同様，１の期間とみなして計算します。〔厚年法第78条の31，厚年政令第３条の13の５〕

４　請求手続き

障害手当金を請求する人は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」に次の書類を添えて提出してください。

〈添付書類〉

① 請求者の生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍抄本

② 診断書（傷病により診断書が異なります）

③ 病歴・就労状況等申立書

〈記入上・提出上の注意〉

障害厚生年金の場合と同様です。

〔厚年施行令別表第二〕

番号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が２分の１以上欠損したもの，ゴールドマン型視野計による測定の結果，Ⅰ／２視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果，両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が，耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し，その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち，一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち，一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を３センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか，身体の機能に，労働が制限を受けるか，又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に，労働が制限を受けるか，又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備　考

1　視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する。

2　指を失ったものとは，おや指は指節間関節，その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3　指の用を廃したものとは，指の末節の半分以上を失い，又は中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4　趾を失ったものとは，その全部を失ったものをいう。

5　趾の用を廃したものとは，第一趾は末節の半分以上，その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節もしくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

第６章　遺族給付

第１節　遺族基礎年金

遺族基礎年金は，国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間※を満たした人が死亡したときに，その人によって生計を維持されていいた子又は子のいる配偶者に支給されます。

※　遺族給付については，受給資格期間が10年に短縮される法律改正は適用されず，原則25年以上の受給資格期間が必要です。

１　受給要件

遺族基礎年金は，死亡した人の死亡日前に，国民年金の保険料を納付しなければならない期間（強制適用期間）があるときには，保険料納付要件を満たさなければ支給されません。

〈保険料納付要件〉

死亡日の前日において，死亡日の属する月の前々月以前の期間について，国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が，国民年金の保険料を納付しなければならない期間の３分の２以上あることが必要です。つまり，保険料未納期間が３分の１未満であることが要件となります。〔国年法第37条〕

〈事例〉

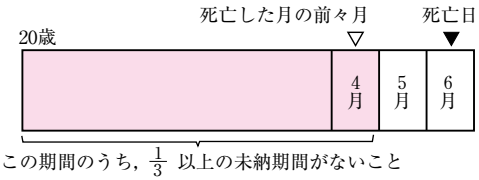

なお，死亡日が令和８年４月１日前の場合は，前記の要件を満たさないときであっても，死亡日の前日において，死亡日の属する月の前々月までの１年間のうちに保険料未納期間がなければよいことになっています。〔昭和60年国年等改正法附則第20条第２項〕

〈事例〉

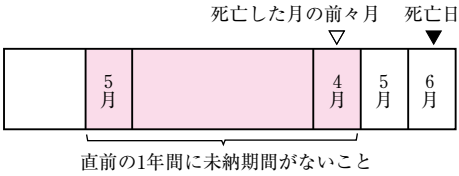

※　国民年金の保険料納付済期間とは

遺族基礎年金及び障害基礎年金の場合の「国民年金の保険料納付済期間」とは次の期間をいいます。〔国年法第５条第２項，附則第５条第10項，昭和60年国年等改正法附則第８条第９項〕

①　国民年金の第１号被保険者期間及び昭和61年３月31日以前の国民年金の被保険者期間のうち，保険料を納付した期間

②　国民年金の第２号被保険者期間（老齢基礎年金の場合と異なり，20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）

③　国民年金の第３号被保険者期間

④　昭和61年４月１日前の被用者年金制度の加入期間（老齢基礎年金の場合と異なり，昭和36年４月1日前の期間及び20歳前と60歳以降の期間も保険料納付済期間となります）

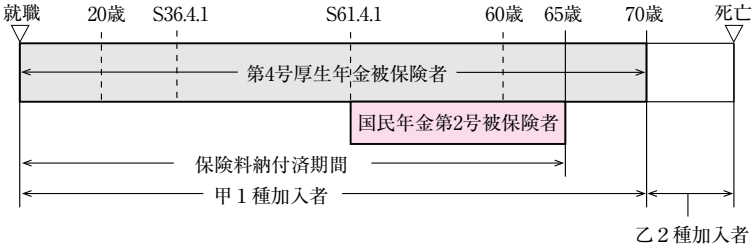

〔注〕 自営業者など第１号被保険者として国民年金に加入すべき人が加入手続きを怠って加入しなかった期間及び第２号被保険者の被扶養配偶者である人が第３号被保険者としての加入手続きを怠った期間は，すべて「保険料未納期間」として扱われますので注意してください。

1） 一般的な受給要件

遺族基礎年金は，次の①～④のいずれかの事由に該当する人が死亡したときに，死亡した人の遺族（子又は子のいる配偶者）に支給されます。ただし，平成26年３月31日までに死亡した場合は，死亡した人の遺族に夫は含まれません。〔国年法第37条，昭和61年国年等経過措置政令第45条〕

① 国民年金の被保険者（第１号・第２号・第３号被保険者）が死亡したとき

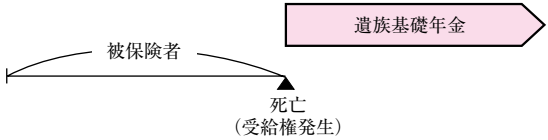

② 国民年金の被保険者であった人（昭和61年４月１日前に，厚生年金の被保険者であった人（被用者年金一元化法により被保険者とみなされた共済組合員や私学の加入者等を含みます））で，日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が死亡したとき

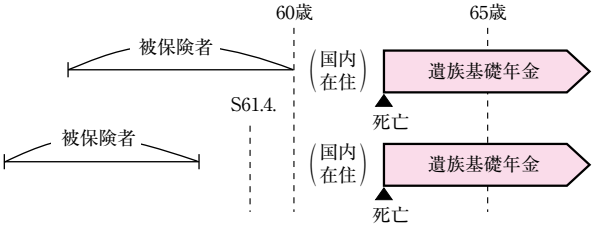

③　老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき

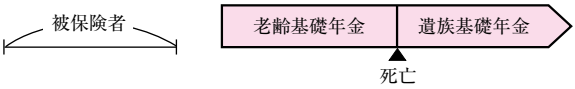

④　老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人（保険料納付済期間，保険料免除期間，合算対象期間を合算して25年以上ある人。資格期間短縮の特例の適用を受けている人を含みます）が死亡したとき

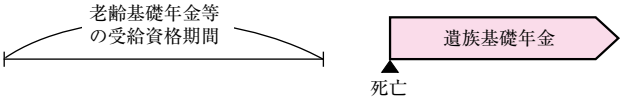

2）　受給要件の特例

次に掲げる人が死亡したときにも，遺族基礎年金が支給されます。〔昭和61年国年等経過措置政令第44条〕

①　大正15年４月１日以前に生まれた人で，

・　被用者年金制度の障害年金（１級又は２級に限ります）の受給権者が死亡したとき

・　昭和61年４月１日以降の被用者年金制度加入期間中に初診日のある傷病により，資格喪失後その初診日から５年以内に死亡したとき

・　昭和61年３月31日以前の厚生年金保険又は旧船員保険の加入期間中に発した傷病にかかる初診日から，５年以内に死亡したとき

・　旧厚生年金保険もしくは旧船員保険の老齢年金，通算老齢年金又は共済制度の退職年金，減額退職年金もしくは通算退職年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき

・　旧国民年金の老齢年金，通算老齢年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき

② 大正15年４月２日以後に生まれた人で，旧厚生年金保険もしくは旧船員保険の老齢年金又は共済制度の退職年金，減額退職年金の受給権者が死亡したとき

２　遺族の範囲

遺族基礎年金を受けることができる遺族は，被保険者等の死亡の当時，死亡した人によって生計を維持されていた次の人です。〔国年法第37条の２〕

① 死亡した人の18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満で障害の状態（１級又は２級に該当する障害の状態に限ります）の子（現に婚姻していない子に限ります）

② 死亡した人の配偶者（内縁の配偶者を含みます）であって，前記①の子と生計を同じくしている人

〈生計維持要件〉

死亡した当時，死亡した人と生計を共にしていた子又は配偶者の年間収入850万円未満であるか，又は年間所得655万5千円未満である場合は，生計維持関係があったものとみなされます。

子には，養子や認知された子，死亡したとき胎児だった子を含みます。

なお，胎児については，出生したときに遺族とされます。

子（胎児）1人のみの妻の例

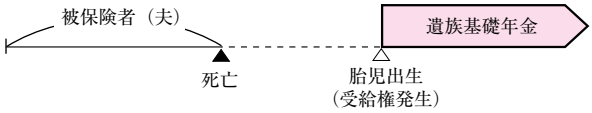

３　年金額

1)　子のいる配偶者に支給される遺族基礎年金の額

遺族基礎年金の額は定額で，配偶者の分として780,900円，子の加算額として２人の子がいるときは子１人につき224,700円，３人以上の子がいるときは１人増すごとに74,900円を加えた額が加算されます。

受給権者の人数	基本額	加算額	合　　計
子が１人いる配偶者	780,900 円	224,700 円	1,005,600 円
子が２人いる配偶者	780,900 円	449,400 円	1,230,300 円
子が３人いる配偶者	780,900 円	524,300 円	1,305,200 円

2)　子に支給される遺族基礎年金額

子が１人のときの基本額は780,900円で，子が２人のときは基本額に224,700円が加算され，子が３人以上のときは，子１人につき74,900円が加算されます。

受給権者の人数	基本額	加算額	合　　計
子が１人のとき	780,900 円	－	780,900 円
子が２人のとき	780,900 円	224,700 円	1,005,600 円
子が３人のとき	780,900 円	299,600 円	1,080,500 円

〔注〕 支給に際しては，合計額が子の人数で等分されます。

なお，子のいる配偶者に支給される遺族基礎年金額は，加算額対象となる子の数に増減が生じたときには，年金の額が改定されます。また，子に支給される遺族基礎年金は，受給権のある子の数に増減が生じたときには，年金の額が改定されます。

※遺族基礎年金額は毎年度改定されます。令和６年度の金額についてはP.354参照。

４　支給停止

⑴　遺族基礎年金は，その死亡について労働基準法による遺族補償が受けられるときには，６年間支給が停止されます。〔国年法第41条第１項〕

⑵　子に対する遺族基礎年金は，配偶者に遺族基礎年金の受給権があるとき，又は生計を同じくするその子の父もしくは母がいるときには，その間支給が停止されます。〔国年法第41条第２項〕

５　失権

⑴　遺族基礎年金の受給権は，受給権者が次のいずれかの事由に該当したときには消滅します。〔国年法第40条第１項〕

①　死亡したとき
②　婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）したとき
③　直系血族又は直系姻族以外の人の養子になったとき

⑵　配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は前記⑴のいずれかの事由によって消滅するほか，生計を同じくする子（18歳到達年度の末日までの間の子又は20歳未満の１級又は２級に該当する障害の状態にある子）のすべてが，次の事由のいずれかに該当したとき消滅します。〔国年法第40条第２項〕

①　死亡したとき
②　婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）したとき
③　配偶者以外の人の養子（事実上の養子縁組みを含みます）となったとき
④　離縁によって，死亡した被保険者又は被保険者であった人の子でなくなったとき
⑤　配偶者と生計を同じくしなくなったとき
⑥　18歳到達年度の末日になったとき（１級又は２級に該当する障害の状態にあるときを除きます）
⑦　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が，その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）
⑧　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

⑶　子の有する遺族基礎年金は，前記⑴のいずれかの事由によって消滅するほか，次のいずれかに該当したとき消滅します。〔国年法第40条第３項〕

①　離縁によって，死亡した被保険者又は被保険者であった人の子でなくなったとき
②　18歳到達年度の末日になったとき（１級又は２級に該当する障害の状態にあるときを除きます）

③　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が，その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）

④　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

６ 請求手続き

1）　裁定及び支払い

遺族基礎年金の裁定等の事務は年金事務所及び日本年金機構が，支払いは日本年金機構が行います。

2）　請求書の提出先

遺族基礎年金の請求書の提出先は，原則として年金事務所になります。

ただし，年金制度の加入経歴が**私学共済のみ加入の人**が死亡した場合は提出先が私学事業団になります。

なお，遺族厚生年金の請求と併せて行う場合は，各実施機関に提出することができます。

〔注〕　私学共済のみ加入の人の範囲（P.387～388参照）

3）　提出書類

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に必要な書類を添えて提出してください。年金を受ける権利がある人が２人以上いるときは，２人目以降の請求者は各々「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙）」で請求してください。請求書の用紙は，年金事務所及び私学事業団にあります。

遺族基礎年金の裁定請求書の提出先

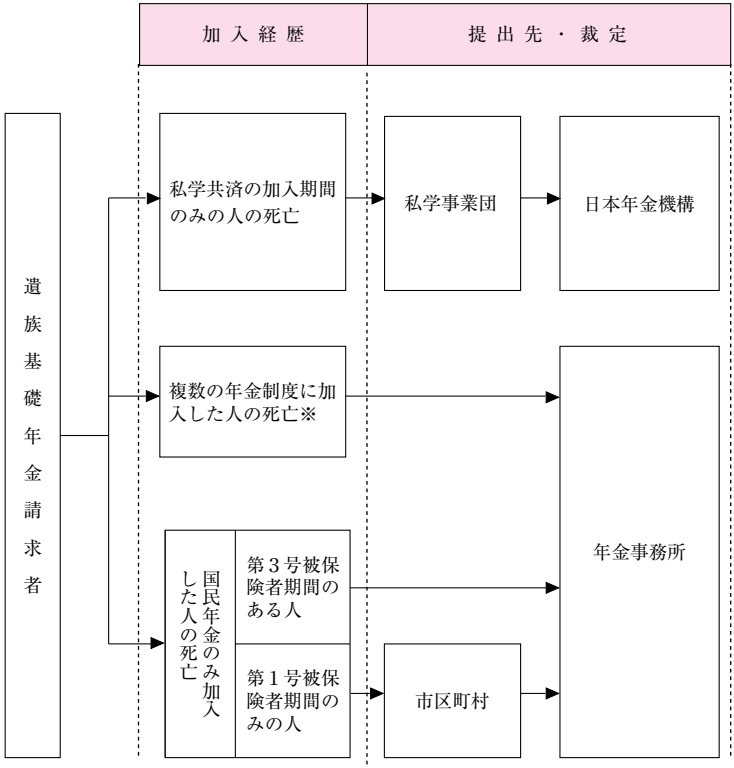

※　遺族基礎年金の請求を遺族厚生年金の請求と併せて行う場合は，遺族厚生年金を請求する実施機関へ提出することができます。

第２節　遺族厚生年金と経過的職域加算額（遺族共済年金）の概要

１　遺族厚生年金の概要

私学事業団が支給する遺族厚生年金は，第４号厚生年金被保険者又は第４号厚生年金被保険者（一元化前の厚生年金被保険者とみなされた私学共済の加入者を含みます）であった人が平成27年10月１日以降死亡した場合に，その遺族の生活の安定のために支給される給付です。

また，老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合のほか，一元化前の既裁定の退職共済年金や障害共済年金等の共済年金受給権者が一元化後に死亡した場合にも遺族厚生年金が支給されます。〔厚年法第58条，被用者年金一元化法附則第20条，平成27年厚年経過措置政令第64条〕

なお，従来の遺族共済年金の受給要件にはなかった保険料納付要件が必要になったことや，共済年金にあった先順位の遺族が死亡した場合の次順位の遺族への転給制度が廃止されたことなど，受給要件や遺族の範囲等は，一元化による改正前の厚生年金保険法による「遺族」に合わせられています。〔厚年法第59条，被用者年金一元化法附則第36条，平成27年国共済経過措置政令第12条〕

２　遺族基礎年金との関係

遺族厚生年金と遺族基礎年金の関係は，受給する遺族によって次頁のとおりとなります。

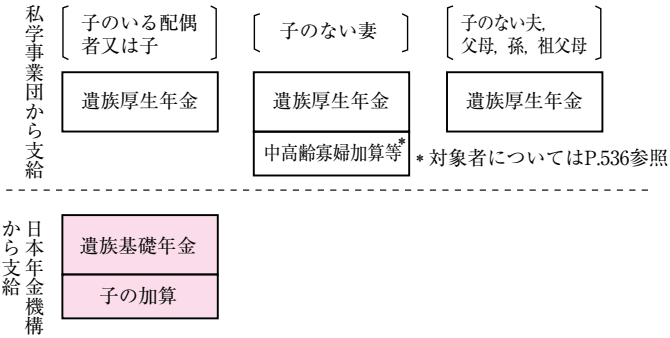

〔注〕　父又は母と生計を同じくする子が受給権者の場合の遺族基礎年金は，支給停止となります。

３　一元化後の遺族厚生年金の事務

２以上の異なる種別の厚生年金被保険者期間を有していた人が死亡した場合，遺族厚生年金の受給要件が「短期要件」（被保険者期間中の死亡等加入期間の長さに関係がないもの）の場合と「長期要件」（老齢厚生年金に必要な資格期間を満たすもの）の場合では，年金額の計算方法が異なるほか，遺族厚生年金を支給する実施機関の事務も異なります。

⑴　短期要件

死亡した人が有していた厚生年金被保険者期間を合算して，一つの被保険者期間を有するものとみなして年金額を計算します。その場合，基本的に死亡した日に被保険者期間であった種別の実施機関が，取りまとめ実施機関として遺族厚生年金の決定・支給を行います。〔厚年法第78条の33〕

死亡した人が障害厚生年金等の受給権者であるとき，又は被保険者であった者が被保険者期間中に初診日のある傷病により初診日から５年以内に死亡したときは，障害厚生年金等を支給していた実施機関や初診日に被保険者期間であった種別の実施機関が取りまとめ実施機関となりますが，その障害の初診日の属する月に被保険者の種別の変更

があった場合には，変更後の種別の実施機関が事務を行います。初診日の属する月が国民年金の被保険者期間である場合には，その人が有する厚生年金被保険者期間の種別の実施機関が事務を行うことになりますが，２以上の異なる種別の被保険者期間がある場合には，被保険者期間の長さで取りまとめ実施機関となる優先順位が定められています。

また，共済の期間で退職一時金を受給していた期間があり，死亡日がその退職一時金を支給した実施機関ではなく，他の種別の実施機関である場合については，その退職一時金を支給した期間を有する実施機関が取りまとめ実施機関になります。

そのほか，年金額の計算上，特殊な計算を必要とする追加費用対象期間，沖縄農林共済期間，沖縄控除期間，沖縄特例納付期間，地方公共団体の長の特例加算を有する期間を有する場合について，事務を行う実施機関を定める特例措置があります。〔厚年法第78条の33，厚年政令第３条の12，第３条の13の11，平成27年厚年経過措置政令第76条〕

⑵　長期要件

２以上の異なる種別の厚生年金被保険者期間を有している人が死亡した場合，それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算・決定し，それぞれの実施機関から支給します。

４　経過的職域加算額（遺族共済年金）の概要

一元化前の第４号厚生年金被保険者期間を有する人が一元化後に死亡した場合，一元化前の第４号厚生年金被保険者期間を基礎として経過的職域加算額（遺族共済年金）を支給します。

なお，保険料納付要件が付されたことで，２階部分に当たる遺族厚生年金と受給要件は一致しています。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第７条〕

また，経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額は，死亡の原因が職務外か職務上かによって計算方式が異なります。

第３節　遺族厚生年金

１　遺族の範囲と順位

遺族厚生年金は，「２ 受給要件」（P.534参照）に該当する厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった人が死亡した場合に，その人によって生計を維持されていたその人の配偶者（事実上の婚姻関係を含みます），子，父母，孫，又は祖父母に支給され，順位は次のとおりとなります。

第１順位　配偶者及び子
第２順位　父母
第３順位　孫
第４順位　祖父母

1）その人によって生計を維持されていた人とは，加入者又は加入者であった人の死亡の当時，その人と生計を共にしており，かつ将来にわたる恒常的な年間収入が850万円未満であるか，又は年間所得が655万５千円未満である人をいいます。

なお，加入者又は加入者であった人の死亡当時に収入（所得）が上記の基準を超過していても，生計を共にしており，近い将来（おおむね５年以内）に定年退職等によりその恒常的な収入（所得）が基準未満に減少することが就業規則等で客観的に確認できる場合は，遺族として認められることがあります。

2）配偶者と子は同順位者となりますが，一般的に，配偶者が優先して遺族厚生年金を受給し，配偶者が受給している間，子に対する遺族厚生年金は支給停止となります。

3）子と孫は，18歳到達年度の末日までの間の人又は20歳未満で障害等級１級又は２級に該当する障害の状態にある人であり，かつ婚姻していない人に限られます。

4)　夫と父母，祖父母については55歳以上の人に限られ，60歳になるまで支給停止されます。

5)　遺族厚生年金を受けられる遺族に該当する場合でも，先順位者に遺族厚生年金の受給権があるとき，次順位者以下の人は遺族厚生年金を受けられる遺族となりません。

また，先順位者が遺族厚生年金の受給権を失った場合でも，次順位の人は受給権を取得できません（転給はありません）。

２　受給要件

①　厚生年金保険の被保険者が死亡したとき

②　厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で，初診日から５年以内に死亡したとき

③　１級又は２級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき

④　受給資格期間が25年以上である老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上である人が死亡したとき

※　①～②については保険料納付要件があります。保険料納付要件は遺族基礎年金と同じです（P.521参照）。

※　④については，受給資格期間が10年に短縮される法律改正は適用されません。

短期要件と長期要件

遺族厚生年金では，受給要件の①～③に該当したときは短期要件の遺族厚生年金，要件④に該当したときは長期要件の遺族厚生年金といい，年金額の計算や請求先，支払機関などの扱いが異なっています。

1)　短期要件の事例

〈例１〉

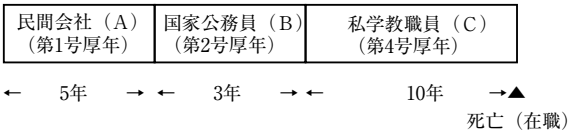

死亡日の属する実施機関（最終）である私学事業団が取りまとめ実施機関となり，Ａ＋Ｂ＋Ｃ期間をまとめて計算・決定し，支払いを行います。

ただし，Ａ＋Ｂ＋Ｃ＜300月の場合は300月として短期要件の遺族厚生年金を決定します。

〈例２〉

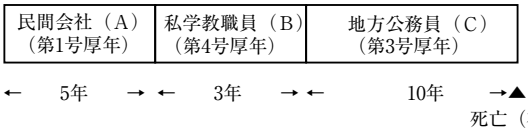

死亡日の属する実施機関である地方公務員等共済組合が，Ａ＋Ｂ＋Ｃ期間をまとめて計算・決定し，支払いを行います。

私学事業団は期間Ｂの３年間分について，加入期間等の情報を地方公務員等共済組合へ提供します。

2)　長期要件の事例

〈例３〉

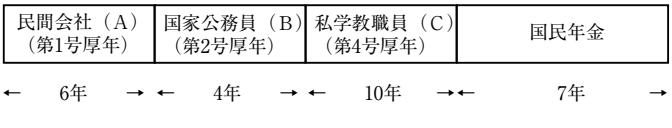

老齢厚生年金と同様に，実施機関ごとに遺族厚生年金を計算・決定し，支払いを行います。

期間Ａ（第１号厚年）分は日本年金機構が決定，支払いを行います。

期間Ｂ（第２号厚年）分は国家公務員共済組合連合会が決定，支払いを行います。

期間Ｃ（第４号厚年）分は私学事業団が決定，支払いを行います。

なお，請求手続きについては，いずれか一つの実施機関へ請求することで，すべての遺族厚生年金の請求が行われたことになります（ワンストップサービス）。

３　年金額の構成

遺族厚生年金の額は，原則として老齢厚生年金の報酬比例額に４分の３を乗じて算定した額と寡婦加算等の合計額となりますが，短期要件，長期要件の違いや，遺族の年齢などによって異なっています。

寡婦加算額

遺族厚生年金の受給権者である40歳以上の妻については，一定額の加算が行われます。

以下１）と２）の加算額は，短期要件の遺族厚生年金又は長期要件の遺族厚生年金で厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の人が死亡した場合に限られ，長期要件の場合では，一番長い期間を有する実施機関（前記〈例３〉の場合は私学事業団）の遺族厚生年金に加算されます。

1）　40歳～65歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算額）

18歳到達年度の末日までの間にある子がいないため遺族基礎年金が受けられず，遺族厚生年金だけが支給される妻や，子が18歳到達年度の末日となって遺族基礎年金が失権した妻には，40歳（40歳以上で遺族基礎年金が失権したとき）から65歳になるまでの間，中高齢寡婦加算額として，585,700円（定額）が加算されます。〔厚年法第62条〕

2）　65歳以上の妻の場合（経過的寡婦加算額）

昭和31年４月１日以前に生まれた妻については，一般的に国民年金への加入期間が短いため老齢基礎年金の額が低くなることから，妻の生年月日に応じた経過的寡婦加算額（585,700円～19,547円）が加算されます。〔昭和60年国年等改正法附則第73条〕

※　寡婦加算額は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.354参照。

第４節　経過的職域加算額（遺族共済年金）

平成27年10月１日前の第４号厚生年金被保険者期間がある人が平成27年10月１日以降に死亡した場合，条件によって，旧３階部分としての経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生します。ただし，遺族厚生年金と同様に，保険料納付要件（P.521参照）があります。

なお，経過的職域加算額（遺族共済年金）が職務によらない死亡事由で，かつ受給権の発生が令和７年10月１日以降の場合，死亡日に応じて給付水準が４分の３から徐々に引き下げられ，令和16年10月１日以降に死亡した場合は２分の１になります。〔被用者年金一元化法附則第36条第６項〕

〈例１〉長期要件，職務外死亡

死亡日が平成27年10月１日以降であれば，２階部分は遺族厚生年金となり，長期要件のため，平成27年９月までの私学期間で経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生する。

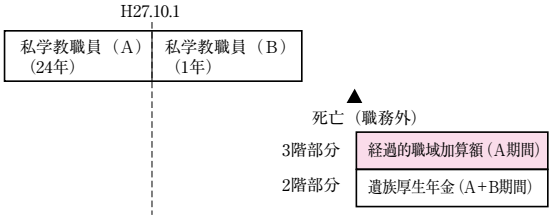

〈例２〉短期要件，職務外死亡

死亡日が平成27年10月１日以降であれば，２階部分は遺族厚生年金となり，短期要件のため，平成27年９月までの私学期間（300月みなし）で経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生する。

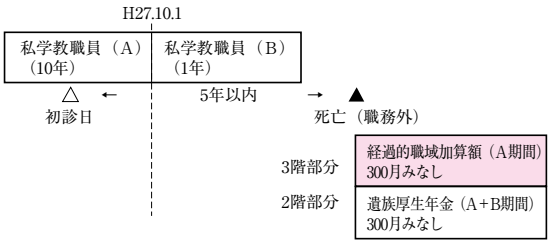

第５節　年金額等（遺族厚生年金，経過的職域加算額（遺族共済年金））

１　遺族厚生年金と経過的職域加算額（遺族共済年金）に共通する年金額計算

〈一般的な老齢厚生年金及び経過的職域加算額（退職共済年金）と，遺族厚生年金及び職務外経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額構成のイメージ〉

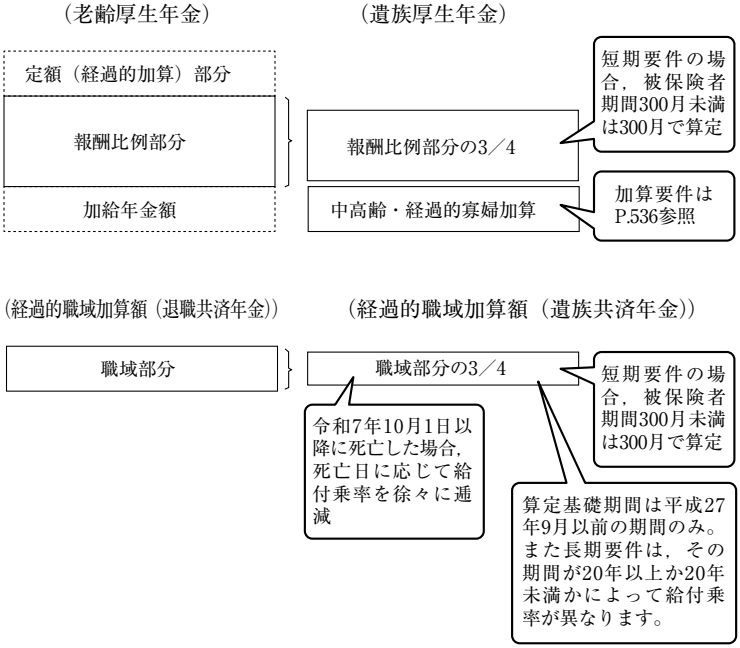

２　遺族厚生年金の年金額

1）　共通的な年金額計算

遺族厚生年金は，原則として老齢厚生年金（報酬比例部分）に４分の３を乗じて計算した額と寡婦加算等の合計額になりますが，短期要

件か，長期要件かによって計算の内容が異なります。〔厚年法第60条，第62条〕

短期要件においては，第１号～第４号の厚生年金被保険者期間がある場合，基本的に死亡日又は障害給付を決定している実施機関が取りまとめとなり，他号の被保険者期間分も含めて遺族厚生年金を決定します。

なお，短期要件において，第１号～第４号の厚生年金被保険者期間の合計が300月（25年）未満のときは，300月として計算します。

長期要件においては，第１号～第４号の厚生年金被保険者期間について，それぞれの実施機関が遺族厚生年金を決定します。

また，平成16年の法律改正により，年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。⑴，⑵の方式でそれぞれ計算を行い，高い方の計算を年金額として採用します。〔平成12年国年等改正法附則第21条〕

⑴　H16計算

〈短期要件に該当した場合〉

①　報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第４号厚年被保険者期間分（私学加入期間）

イ　H16平均標準報酬月額×7.125／1000×平成15年３月以前の被保険者期間×３／４

ロ　H16平均標準報酬額×5.481／1000×平成15年４月以降の被保険者期間×３／４

第１号～第３号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ　第１号～第３号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕　イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

（イ＋ロ＋ハ）×300月／（第１号～第４号厚年被保険者期間の合算月数）

②　寡婦加算等

・　遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
　中高齢寡婦加算　585,700円

・　遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
　経過的寡婦加算　別表P.355参照

〈長期要件に該当した場合〉

①　報酬比例部分（イ，ロを合算します）

イ　H16平均標準報酬月額×被保険者であった人の生年月日に応じた乗率（Ａ１）×平成15年３月以前の被保険者期間×３／４

ロ　H16平均標準報酬額×被保険者であった人の生年月日に応じた乗率（Ａ２）×平成15年４月以降の被保険者期間×３／４

②　寡婦加算等〔注〕

・　遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
　中高齢寡婦加算　585,700円

・　遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
　経過的寡婦加算　別表P.355参照

〔注〕　被保険者であった人が，私学以外の厚生年金被保険者期間を有している場合，基本的に一番長い期間を持つ実施機関における遺族厚生年金に加算されます（複数の遺族厚生年金に加算されることはありません）。

※　寡婦加算等は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.354，355参照。

⑵　H16従前計算

〈短期要件に該当した場合〉

①　報酬比例部分（イ～ハを合算します）〔注〕

第４号厚年被保険者期間分（私学加入期間）

イ　H16平均標準報酬月額（従前）×7.5／1000×平成15年３月以前の被保険者期間×３／４×従前額改定率

ロ　H16平均標準報酬額（従前）×5.769／1000×平成15年４月以降の被保険者期間×３／４×従前額改定率

第１号～第３号厚年被保険者期間分（加入期間がある場合に限る）

ハ　第１号～第３号厚年被保険者期間における，上記イ，ロと同等の計算（各実施機関から提供を受けます）

〔注〕　イ～ハの合算月数が300月未満である場合，次の計算を行います。

（イ＋ロ＋ハ）×300月／（第１号～第４号厚年被保険者期間の合算月数）

②　寡婦加算等

・　遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合

中高齢寡婦加算　585,700円

・　遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合

経過的寡婦加算　別表P.355参照

〈長期要件に該当した場合〉

①　報酬比例部分（イ，ロを合算します）

イ　H16平均標準報酬月額（従前）×被保険者であった人の生年月日に応じた乗率（Ｂ１）×平成15年３月以前の被保険者期間×３／４×従前額改定率

ロ　H16平均標準報酬額（従前）×被保険者であった人の生年月日に応じた乗率（Ｂ２）×平成15年４月以降の被保険者期間×３／４×従前額改定率

② 寡婦加算等〔注〕

・ 遺族厚生年金受給権者が65歳未満の妻の場合
　中高齢寡婦加算　585,700円

・ 遺族厚生年金受給権者が65歳以上の妻の場合
　経過的寡婦加算　別表P.355参照

〔注〕 被保険者であった人が，私学以外の厚生年金被保険者期間を有している場合，基本的に一番長い期間を持つ実施機関における遺族厚生年金に加算されます（複数の遺族厚生年金に加算されることはありません）。

※ 従前額改定率はP.352参照。寡婦加算等は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.354，355参照。

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率Ａ１
（５％適正化後）
平成15年３月以前の被保険者期間

生年月日	報酬比例部分乗率
～昭和２年４月１日	1000分の9.5
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	9.367
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	9.234
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	9.101
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	8.968
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	8.845
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	8.712
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	8.588
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	8.465
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	8.351
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	8.227
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	8.113
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	7.990
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	7.876
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	7.771
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	7.657
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	7.543
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	7.439
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	7.334
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	7.230
昭和21年４月２日～	7.125

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率Ａ２
（５％適正化後）
平成15年４月以降の被保険者期間

生年月日	報酬比例部分乗率
～昭和２年４月１日	1000分の7.308
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	7.205
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	7.103
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	7.001
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	6.898
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	6.804
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	6.702
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	6.606
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	6.512
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	6.424
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	6.328
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	6.241
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	6.146
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	6.058
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	5.978
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	5.890
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	5.802
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	5.722
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	5.642
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	5.562
昭和21年４月２日～	5.481

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率Ｂ１
（５％適正化前保障）
平成15年３月以前の被保険者期間

生年月日	報酬比例部分乗率
～昭和２年４月１日	1000分の10
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	9.86
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	9.72
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	9.58
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	9.44
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	9.31
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	9.17
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	9.04
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	8.91
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	8.79
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	8.66
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	8.54
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	8.41
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	8.29
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	8.18
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	8.06
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	7.94
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	7.83
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	7.72
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	7.61
昭和21年４月２日～	7.50

長期要件遺族厚生年金額計算給付乗率Ｂ２
（５％適正化前保障）
平成15年４月以降の被保険者期間

生年月日	報酬比例部分乗率
～昭和２年４月１日	1000分の7.692
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	7.585
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	7.477
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	7.369
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	7.262
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	7.162
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	7.054
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	6.954
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	6.854
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	6.762
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	6.662
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	6.569
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	6.469
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	6.377
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	6.292
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	6.200
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	6.108
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	6.023
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	5.938
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	5.854
昭和21年４月２日～	5.769

2）　配偶者死亡による遺族厚生年金で65歳からの年金額計算

配偶者死亡による遺族厚生年金で，65歳からの年金額については，当該遺族厚生年金の受給権者が被用者年金制度の老齢・退職給付の受給権を持つ場合，次のいずれかのうち高い方の額が年金額となります。〔厚年法第60条〕

⑴　私学における遺族厚生年金のみの場合（図１参照）

①　「１）共通的な年金額計算」（P.538）により算出した額

②　①の３分の２と，被用者年金制度の老齢・退職給付の合計額の２分の１を合算した額

⑵　私学以外の遺族厚生年金の受給権を有する場合（図２参照）

③　「１）共通的な年金額計算」（P.538）により算出した額と，他実施機関における遺族厚生年金の合算額

④　③の３分の２と，被用者年金制度の老齢・退職給付の合計額の２分の１を合算した額

なお，④に該当した場合は，①の額と，他実施機関における遺族厚生年金の合算額の割合を乗じた額が，私学における実際の遺族厚生年金の年金額になります。

ただし，遺族基礎年金の受給権を有する場合は，その受給する間，「１）共通的な年金額計算」（P.538）によってのみ算出します。

なお，被用者年金制度の老齢・退職給付の受給権を持つ場合，遺族厚生年金のうち老齢・退職給付相当分が支給停止となり，遺族厚生年金はその差額分が支給されることとなります。これは，自身の保険料納付実績を年金受給に反映させることを趣旨として，老齢・退職給付を優先するためであり，平成19年４月１日から実施されています。

〔注〕　平成19年３月31日までの経過措置として，次のいずれかに該当する場合は，従前の例とすることとなっています。〔平成16年国年等改正法附則第44条〕

・　昭和17年４月１日以前生まれで平成19年３月31日以前にすでに遺族給付の受給権が発生している場合

・　老齢・退職給付が旧年金（昭和61年３月以前に給付事由が発生している年金）である場合

これらの場合，遺族給付は「１）共通的な年金額計算」（P.538）により算出し，遺族給付と老齢・退職給付の間では従前の併給調整が適用されます。

《図１》

①，②のいずれか高い方が遺族厚生年金の年金額になります。

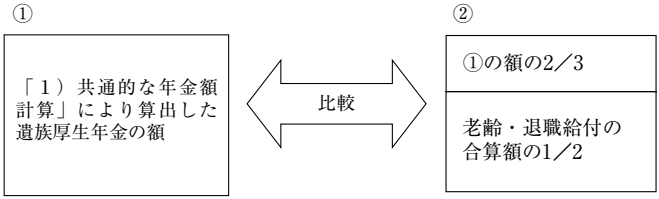

《図２》

③，④を比較し，③が高い場合は「１）共通的な年金額計算」（P.538）により算出した額が，④が高い場合は⑤の額が私学における遺族厚生年金の年金額になります。

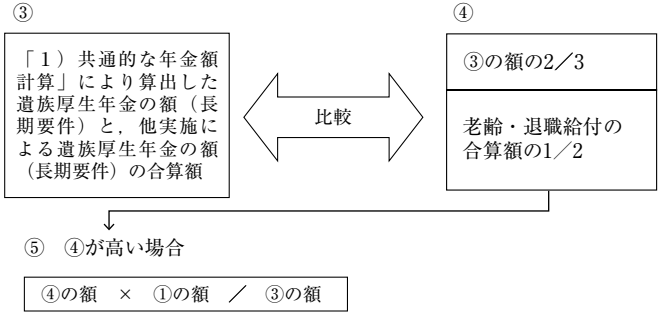

３　経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額

1)　共通的な年金額計算

経過的職域加算額（遺族共済年金）は，一元化前（平成27年９月まで）の第４号厚生年金被保険者期間が，年金額の算定基礎になります。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第89条〕

また，経過的職域加算額（遺族共済年金）の額は，原則として経過的職域加算額（退職共済年金）の額に４分の３を乗じて計算した額となりますが，死亡の要因（職務上，職務外〔注〕）や短期要件，長期要件によって，計算内容が異なります。

〔注〕　職務上とは，職務上災害又は通勤災害による傷病で死亡したとき，職務外とは，職務上災害又は通勤災害によらない傷病で死亡したときです。

ただし，初診日が一元化後（平成27年10月１日以降）の職務傷病による死亡の場合，経過的職域加算額（遺族共済年金）には該当しません。

また，平成16年の法律改正により，年金額の計算方法は複数行われるしくみに改正されました。⑴，⑵の方式でそれぞれ職務上，職務外に応じた計算を行い，高い方の計算を年金額として採用します。

⑴　H16計算

〈職務外の場合〉

①　短期要件（イ，ロを合算します）

イ　H16平均標準給与月額×1.425／1000×平成15年３月以前の加入者期間×３／４（×300月／加入者期間）〔注〕

ロ　H16平均標準給与額×1.096／1000×平成15年４月以降の加入者期間×３／４（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 長期要件（イ，ロを合算します）

イ H16平均標準給与月額×生年月日に応じた乗率（Ａ１）〔注〕×平成15年３月以前の加入者期間×３／４

ロ H16平均標準給与額×生年月日に応じた乗率（Ａ２）〔注〕×平成15年４月以降の加入者期間×３／４

〔注〕 生年月日に応じた乗率は，加入者期間が20年以上ある場合とない場合で異なります。

〈職務上の場合〉

① 短期要件（イ，ロを合算します）

イ H16平均標準給与月額×3.206／1000×平成15年３月以前の加入者期間（×300月／加入者期間）〔注〕

ロ H16平均標準給与額×2.466／1000×平成15年４月以降の加入者期間（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 長期要件（イ，ロを合算します）

イ H16平均標準給与月額×生年月日に応じた乗率（Ａ１）×平成15年３月以前の加入者期間（×300月／加入者期間）〔注〕

ロ H16平均標準給与額×生年月日に応じた乗率（Ａ２）×平成15年４月以降の加入者期間（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

〔職務上最低保障〕

職務上に該当する場合において，算出した額が，1,038,100円（毎年度改定されます。令和６年度の金額については，P.354参照。）から厚生年金給付相当額〔＊〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第

８条による読み替え後の改正前国共済法第89条第４項〕
〔＊〕厚生年金給付相当額についての概要はP.501参照

⑵　H16従前計算

〈職務外の場合〉
①　短期要件（イ，ロを合算します）
イ　H16平均標準給与月額（従前）×1.5／1000×平成15年３月以前の加入者期間×３／４×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕
ロ　H16平均標準給与額（従前）×1.154／1000×平成15年４月以降の加入者期間×３／４×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕
〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。
②　長期要件（イ，ロを合算します）
イ　H16平均標準給与月額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ１）〔注〕×平成15年３月以前の加入者期間×３／４×従前額改定率
ロ　H16平均標準給与額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ２）〔注〕×平成15年４月以降の加入者期間×３／４×従前額改定率
〔注〕生年月日に応じた乗率は，加入者期間が20年以上ある場合とない場合で異なります。
〈職務上の場合〉
①　短期要件（イ，ロを合算します）
イ　H16平均標準給与月額（従前）×3.375／1000×平成15年３月以前の加入者期間×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕
ロ　H16平均標準給与額（従前）×2.596／1000×平成15年４月以

降の加入者期間×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

② 長期要件（イ，ロを合算します）

イ H16平均標準給与月額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ１）×平成15年３月以前の加入者期間×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕

ロ H16平均標準給与額（従前）×生年月日に応じた乗率（Ｂ２）×平成15年４月以降の加入者期間×従前額改定率（×300月／加入者期間）〔注〕

〔注〕（×300月／加入者期間）は加入者期間が300月未満のときに限り算定します。

※ 従前額改定率はP.352参照

〔職務上最低保障〕

職務上に該当する場合において，算出した額が，1,038,100円（毎年度改定されます。令和６年度の金額については，P.354参照）から厚生年金給付相当額〔＊〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。〔平成27年国共済経過措置政令第８条による読み替え後の改正前国共済法第89条第４項〕

〔＊〕厚生年金給付相当額についての概要はP.501参照

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率Ａ１（５％適正化後）
平成15年３月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上	職務上
～昭和２年４月１日	1000分の0.238	1000分の0.475	2.85000
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.276	0.551	2.89275
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.314	0.627	2.93550
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.352	0.694	2.96925
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.380	0.760	3.00200
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.409	0.817	3.02825
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.437	0.874	3.05200
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.466	0.931	3.07800
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.494	0.979	3.09525
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.523	1.036	3.12375
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.542	1.074	3.13075
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.561	1.121	3.14925
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.580	1.159	3.15650
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.608	1.207	3.17600
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.618	1.235	3.17775
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.637	1.273	3.18725
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.656	1.311	3.19675
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.675	1.340	3.19975
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.684	1.368	3.20150
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.703	1.397	3.20450
昭和21年４月２日～	0.713	1.425	3.20600

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率Ａ２（５％適正化後）
平成15年４月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上	職務上
～昭和２年４月１日	1000分の0.183	1000分の0.365	2.19200
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.212	0.424	2.22525
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.242	0.482	2.25775
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.271	0.534	2.28425
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.292	0.585	2.30950
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.315	0.628	2.32900
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.336	0.672	2.34750
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.358	0.716	2.36750
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.380	0.753	2.38100
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.402	0.797	2.40300
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.417	0.826	2.40800
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.432	0.862	2.42225
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.446	0.892	2.42850
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.468	0.928	2.44250
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.475	0.950	2.44450
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.490	0.979	2.45150
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.505	1.008	2.45850
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.519	1.031	2.46150
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.526	1.052	2.46250
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.541	1.075	2.46550
昭和21年４月２日～	0.548	1.096	2.46600

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率Ｂ１（５％適正化前保障）
平成15年３月以前の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上	職務上
～昭和２年４月１日	1000分の0.25	1000分の0.50	3.00000
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.29	0.58	3.04500
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.33	0.66	3.09000
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.37	0.73	3.12500
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.40	0.80	3.16000
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.43	0.86	3.18750
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.46	0.92	3.21250
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.49	0.98	3.24000
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.52	1.03	3.25750
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.55	1.09	3.28750
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.57	1.13	3.29500
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.59	1.18	3.31500
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.61	1.22	3.32250
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.64	1.27	3.34250
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.65	1.30	3.34500
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.67	1.34	3.35500
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.69	1.38	3.36500
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.71	1.41	3.36750
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.72	1.44	3.37000
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.74	1.47	3.37250
昭和21年４月２日～	0.75	1.50	3.37500

長期要件経過的職域加算額（遺族共済年金）計算給付乗率Ｂ２（５％適正化前保障）
平成15年４月以降の加入者期間

生年月日	加入者期間20年未満	加入者期間20年以上	職務上
～昭和２年４月１日	1000分の0.192	1000分の0.385	2.30800
昭和２年４月２日～昭和３年４月１日	0.223	0.446	2.34225
昭和３年４月２日～昭和４年４月１日	0.254	0.508	2.37725
昭和４年４月２日～昭和５年４月１日	0.285	0.562	2.40425
昭和５年４月２日～昭和６年４月１日	0.308	0.615	2.43050
昭和６年４月２日～昭和７年４月１日	0.331	0.662	2.45250
昭和７年４月２日～昭和８年４月１日	0.354	0.708	2.47150
昭和８年４月２日～昭和９年４月１日	0.377	0.754	2.49250
昭和９年４月２日～昭和10年４月１日	0.400	0.792	2.50550
昭和10年４月２日～昭和11年４月１日	0.423	0.838	2.52850
昭和11年４月２日～昭和12年４月１日	0.438	0.869	2.53450
昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	0.454	0.908	2.55025
昭和13年４月２日～昭和14年４月１日	0.469	0.938	2.55525
昭和14年４月２日～昭和15年４月１日	0.492	0.977	2.57125
昭和15年４月２日～昭和16年４月１日	0.500	1.000	2.57300
昭和16年４月２日～昭和17年４月１日	0.515	1.031	2.58100
昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	0.531	1.062	2.58900
昭和18年４月２日～昭和19年４月１日	0.546	1.085	2.59075
昭和19年４月２日～昭和20年４月１日	0.554	1.108	2.59250
昭和20年４月２日～昭和21年４月１日	0.569	1.131	2.59450
昭和21年４月２日～	0.577	1.154	2.59600

2)　配偶者死亡による経過的職域加算額（遺族共済年金）で65歳からの年金額計算

経過的職域加算額（遺族共済年金）の受給権者が私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）の年金受給権を持つ場合，次の①，②のうち高い方の額が年金額となります。〔平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第89条の２〕

①　「１）共通的な年金額計算」（P.547）により算出した額

②　①の３分の２と，私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）の２分の１を合算した額

ただし，遺族基礎年金の受給権を有する場合は，その受給する間，「１）共通的な年金額計算」（P.547）によってのみ算出します。

なお，私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）の受給権を持つ場合，経過的職域加算額（遺族共済年金）のうち私学共済の退職共済年金の職域部分又は経過的職域加算額（退職共済年金）相当分が支給停止となり，経過的職域加算額（遺族共済年金）はその差額分が支給されることとなります。これは，自身の保険料納付実績を年金受給に反映させることを趣旨として，老齢・退職給付を優先するためであり，平成19年４月１日から実施されています。

〔注〕　平成19年３月31日までの経過措置として，次のいずれかに該当する場合は，従前の例とすることとなっています。〔被用者年金一元化法附則第78条，平成16年国共済改正法附則第18条〕

・　昭和17年４月１日以前生まれで平成19年３月31日以前にすでに遺族給付の受給権が発生している場合

・　老齢・退職給付が旧年金（昭和61年３月以前に給付事由が発生している年金）である場合

これらの場合，遺族給付は「１）共通的な年金額計算」（P.547）により

算出し，遺族給付と老齢・退職給付の間では従前の併給調整が適用されます。

４　遺族補償との調整

遺族厚生年金は，労働基準法による遺族補償が行われるときは，死亡の日から６年間支給が停止されます。〔厚年法第64条〕

また，職務等による経過的職域加算額（遺族共済年金）は，労働者災害補償法による遺族補償年金又は遺族年金が支給されるときは支給されている間，労働基準法による遺族補償が行われるときは６年間，次の額が支給停止されます。〔平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第93条の３〕

〈経過的職域加算額（遺族共済年金）の調整額〉

⑴　短期要件に該当した場合

①と②の合計額（平成16年計算）

①　H16平均標準給与月額×3.206/1000×平成15年３月以前の第４号厚生年金被保険者期間月数×300月／第４号厚生年金被保険者期間月数

②　H16平均標準給与額×2.466/1000×平成15年４月以降の第４号厚生年金被保険者期間月数×300月／第４号厚生年金被保険者期間月数

⑵　長期要件に該当した場合

①と②の合計額（平成16年計算）

①　H16平均標準給与月額×加入者であった人の生年月日に応じた乗率（A1 2.85000～3.20600/1000）×平成15年3月以前の第４号厚生年金被保険者期間月数×300月／第４号厚生年金被保険者期間月数

②　H16平均標準給与額×加入者であった人の生年月日に応じた乗率（A2 2.19200～2.46600/1000）×平成15年４月以降の第４号厚生年金被保険者期間月数×300月／第４号厚生年金被保険者期間月数

５　年齢による支給停止

夫，父母，祖父母に対する遺族厚生年金は，受給権者が60歳に達するまで支給停止されます。ただし，夫に遺族基礎年金の受給権がある場合

は，その間支給停止は行われません。経過的職域加算額（遺族共済年金）も同様です。〔厚年法第65条の２，平成27年国共済経過措置政令第12条による読み替え後の厚年法第65条の２〕

６　配偶者と子の間の支給停止

同順位者である配偶者と子の間の受給の優先順位は，一般的には配偶者，子の順となっています（P.533「１遺族の範囲と順位」参照）。

① 子に対する遺族厚生年金は，配偶者が遺族厚生年金を受けられるときは，その間支給を停止され，配偶者に対して遺族厚生年金が支給されます。ただし，配偶者に対する遺族厚生年金が年齢による停止，１年以上所在不明により停止になっている間は子に支給されます。

② 配偶者に対する遺族厚生年金は，配偶者に遺族基礎年金の受給権がなく，子に遺族基礎年金の受給権があるときは，その間支給が停止され，子に対して遺族厚生年金が支給されます。ただし，子に対する遺族厚生年金が１年以上所在不明により停止になっている間は配偶者に支給されます。

経過的職域加算額（遺族共済年金）も同様です。〔厚年法第66条第１項，第２項及び第67条，平成27年国共済経過措置政令第12条による読み替え後の厚年法第66条第１項，第２項及び第67条〕

７　30歳未満の妻に対する遺族給付（有期給付）

妻に支給する遺族厚生年金は以下の場合，５年間の有期給付となります。経過的職域加算額（遺族共済年金）も同様です。

①　夫の死亡時に妻が30歳未満で，遺族基礎年金の受給権がない場合

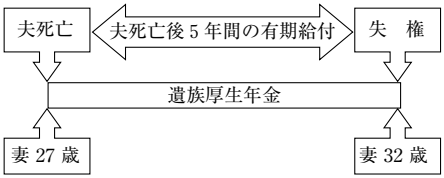

遺族基礎年金受給権発生せず

②　夫の死亡時には遺族基礎年金の受給権があったが，妻が30歳に達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合

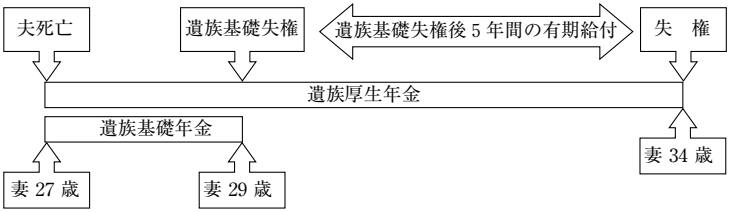

〔厚年法第63条，平成27年国共済経過措置政令第8条第1項による読み替え後の改正前国共済法第93条の2〕

第６節　遺族厚生年金の請求手続き

遺族厚生年金の決定を受けようとする人は，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に次の書類を添えて私学事業団に提出してください。

なお，経過的職域加算額（遺族共済年金）が請求できる場合は，遺族厚生年金と同時に請求したことになります。

＜添付書類＞

項番	添　付　書　類	必　要　な　場　合
①	市区町村長に提出した死亡診断書（又は死体検案書）の写し又は市区町村長発行の死亡に関する記載事項証明書（原本）	すべての人 〔注１〕外国籍の場合は，本国での戸籍謄本・除籍抄本等
②	故人の死亡年月日の記載のある戸籍（除籍）謄本又は戸籍全部事項証明書又は法定相続情報一覧図（原本）〔注１〕	〔注２〕義務教育終了前は不要 請求者が全日制高等学校在学中の場合は「学生証（写し）」又は「在学証明書」でも可
③	故人の住民票の除票（死亡日の記載があるもの）及び請求者の世帯全員の住民票（原本）	〔注３〕写しの添付により請求書の「金融機関の証明」は省略できます
④	死亡した前年の請求者の「所得証明書」又は「非課税証明書」〔注２〕	〔注４〕戸籍・住民票がホチキスで綴じられている場合は外さないでください。ホチキスを外してしまうと原本としての証拠価値を失ってしまい，改めて新しい戸籍・住民票を取得していただく必要があります。
⑤	年金請求者のマイナンバーについての番号確認書類及び身元確認書類（詳細は P.449 参照）	
⑥	故人及び請求者の「基礎年金番号」が確認できるものの写し	
⑦	故人の年金手帳，年金証書等の原本（受給権があるものすべて）	
⑧	請求者の給付金送金先の通帳の写し〔注３〕	
⑨	請求者が持っている年金の「改定通知書」の写し	
⑩	年金受給選択申出書	請求者が公的年金の決定を受けている 選択関係の年金受給権が発生する
⑪	請求者の障害認定用の「診断書」及び「病歴・就労状況等申出書」	請求者が 20 歳未満の子又は孫で，障害の状態にあり，かつ，配偶者がいない
⑫	「第三者行為事故状況届」，「確認書」及び「事故証明書」等	事故等で死亡した
⑬	労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による給付の「支給決定通知」の写し	労働基準法の規定による遺族補償，労働者災害補償法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けている
⑭	その他　遺族の認定に必要な書類	遺族認定に必要な場合

○　記入と提出上の注意

①　遺族厚生年金を受ける権利を持つ人が２人以上いる場合には，連名で請求することになります。そのうち１人については，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付)」を使用し，２人目以降の請求者は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙)」を使用します。

②　請求書と添付書類は必ず一括して提出してください。

③　在職中の死亡の場合は学校法人等を経由して提出してください（学校法人等代表者等証明欄はありません)。

④　＜請求書の３ページ目＞㋐について，すでに年金を受けている場合，又は，ほかの年金を請求手続き中の場合は必ず記入してください。

⑤　＜請求書の５ページ目＞㋒(7),(8)について，交通事故などで死亡の原因が第三者の行為による場合は，その旨を申し出ください。

⑥　＜請求書の７ページ目＞㋓生計同一関係の請求者氏名・続柄㋔収入関係について，必ず記入してください。

⑦　個人番号（マイナンバー）を私学事業団に届け出ることにより，添付書類の項番③，④を省略できることがあります（詳細はP.448〔**注**〕参照)。

⑧　マイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を送金先に指定する場合，添付書類の⑧を省略できることがあります。

第７章　退職等年金給付

第１節　概要

被用者年金制度の一元化に伴い，これまで私学共済の年金制度にあった公的年金としての「職域部分」は廃止されました。〔被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）〕

この廃止された職域部分にかわって，平成27年10月以降の加入者期間については，私学教職員の新たな３階部分の年金として退職等年金給付が支給されることとなりました。〔私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成24年法律第98号）〕

退職等年金給付の制度運営は，財政運営については積立方式を，給付設計についてはキャッシュバランス方式を採用しています。このキャッシュバランス方式は，企業年金における受給額が安定している確定給付型と，掛金の積立額及びその運用結果によって受給額が決定される確定拠出型のそれぞれの長所を併せ持った方式となっています。

＜退職等年金給付の種類＞

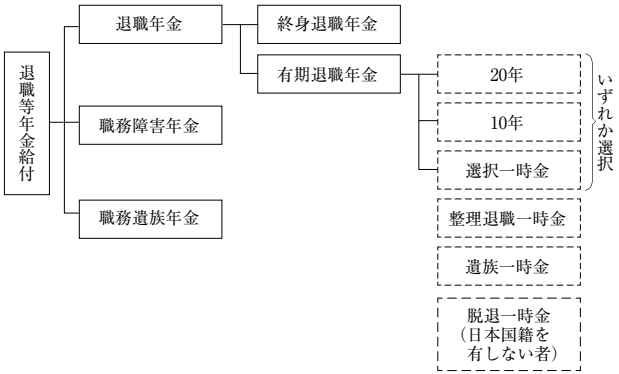

第２節　共通事項及び用語の説明等

１　共通事項

1)　退職等年金給付の決定は，受給権者からの請求に基づいて私学事業団が行います。

2)　退職等年金給付の額や掛金の算定の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については，厚生年金保険法における標準報酬月額（第１級（８万8,000円）から第32級（65万円））及び標準賞与額（150万円を上限）と同様です。

3)　加入者及び学校法人等は，厚生年金保険料とは別に，退職等年金給付の掛金を納付することになります。

4)　退職等年金給付は，厚生年金給付と一体的に課税しますので，送金先は厚生年金給付と同じ口座となります。

5)　厚生年金保険とは異なり，退職等年金給付は，離婚に伴う標準報酬月額及び標準賞与額の分割制度はありません。

6）　端数計算

退職等年金給付の年金額に50円未満の端数がある時はこれを切り捨て，50円以上100円未満の端数がある時はこれを100円に切り上げます。〔法第24条第３項〕

7）　退職等年金給付は，給付事由が生じた月の翌月からその事由がなくなった月までの分を支給します。なお，年金の支給期月は，厚生年金給付と同様に偶数月に，それぞれ各支給期月の前月までの２か月分を支給します。〔国共済法第75条の２〕

8）　子を養育する者等の給付算定基礎額の特例

３歳未満の子を養育することとなった日の属する月からその子が３歳に達した日等の属する月までの標準報酬月額がその養育前の額より下回る場合は，本人の申し出に基づき，下回る前の額を，その間の付与額の算定の基礎となる標準報酬月額とすることができます。〔国共済法第75条の３〕

9）　併給調整

複数の退職等年金給付の受給権が生じた場合には，本人の選択によりいずれかを受給することとなります。ただし，退職年金と職務遺族年金については併給ができます。〔国共済法第75条の４〕

また，退職等年金給付のほかに，平成27年10月１日前に既に私立学校教職員共済法に基づき受給権が発生している年金（既裁定年金）や同日以降に受給権が生じる経過的職域加算額（共済年金）についても，本人の選択によりいずれかを受給することになります。〔被用者年金一元化法附則第37条の２〕

なお，退職等年金給付と厚生年金給付は，給付事由が異なっても併給が可能となる場合があります（例：経過的職域加算額（共済年金）が発生しない障害厚生年金（職務外）と退職年金は併給可能）。

詳しくは，P.635～639を参照してください。

10）受給権者の申し出による支給停止

受給権者の申し出により，退職等年金給付の支給を停止することができます（この法律の他の規定により停止されているものを除きます）。

この場合，支給停止された年金については，遡って受給することはできません。また，この申し出は，将来に向かって撤回することができます。

なお，この場合の有期退職年金については，支給停止中であっても支給残月数は毎月減少します。〔国共済法第75条の５〕

詳しくは，P.643を参照してください。

11）在職中の支給停止

退職年金と職務障害年金については，私学に在職中のときは全額支給停止となります。〔国共済法第81条，第87条〕

私学に在職中のときであっても70歳以降は支給されます。

ただし，有期退職年金については，上記10）とは異なり，私学に在職中のときに支給停止となっている場合，支給残月数は減少しません。

また，退職年金は，退職をした時点で請求により年金額は改定されます（P.582「2）退職年金の退職改定」参照）。

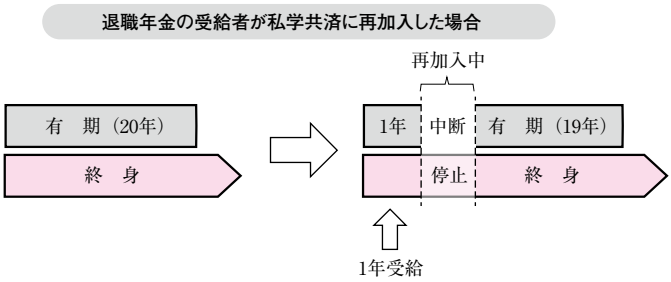

12）給付制限

故意や重大な過失などによって給付事由を生じさせたり，私学事業

団が給付の支給上必要と認める診断に正当な理由がなくて応じなかった場合，又は禁錮以上の刑に処せられた場合などは，それぞれの程度に応じて給付が制限されます。〔国共済法第94条，第95条，第97条〕

⑴　故意に給付事由を生じさせた場合

・給付を受けるべき人が故意の犯罪行為又は故意に事故を生じさせ，その事故によって給付事由が生じた場合（遺族給付を除きます），その人に対する障害又は死亡にかかる給付は行いません。

・遺族給付又は未支給年金を受けるべき人が，故意の犯罪行為又は故意に加入者，加入者であった人又は現に遺族給付を受けている人を死亡させたときや，遺族給付を受けられる先順位又は同順位の人を死亡させたときには，その死亡させた人が遺族給付の受給者となっても，その人に対する遺族給付は行いません。ただし，他の遺族があれば，その人に給付することになります。

・給付を受けるべき人が重大な過失又は療養に関する指示に従わなかったことにより事故を生じさせた場合や，故意に障害の程度を増進させたりその回復を妨げたりしたときは，障害給付の全部又は一部の支給を制限します。また，障害の程度が増進していても障害等級の改定を制限したり，現状の障害等級より軽度の等級に改定することがあります。

・私学事業団が障害の状態の診断を受けるべきことを求めた場合において，正当な理由がなくその求めに応じないときは，その人にかかる給付について，全部又は一部の支給を制限することがあります。

⑵　給付を受ける人が禁錮以上の刑に処せられた等の場合

加入者又は加入者であった人が，禁錮以上の刑に処せられた場合又はその刑の執行が猶予されている場合，あるいは公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合には，その人が受ける退職年金又は職務障害年金の全部又は一部が，支給停止となりま

す。また，職務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には，その人が受ける職務遺族年金の一部が支給停止となります。

⑶　給付を受ける人が禁錮以上の刑の執行を受ける場合

退職年金又は職務障害年金の受給権者が，禁錮以上の刑に処せられて，その刑の執行（実刑）を受けるときは，その刑の執行を受ける間，全額支給停止となります。

なお，刑の執行期間が通算して60か月に満たない場合は，60か月に不足する期間についても，前項⑵の例により退職年金，職務障害年金又は職務遺族年金の額の全部又は一部が支給停止となります。その場合，当該給付の制限を開始すべき月から，退職年金，職務障害年金又は職務遺族年金の額が停止されている月を除き，通算して60か月に達するまで支給停止を行うこととなります。

⑷　給付の全部又は一部が制限される場合の給付制限額

①　加入者が禁錮以上の刑に処せられた場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金×100/100

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金×50/100

②　加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合

退職年金：給付制限額＝

$$\text{終身退職年金} \times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times 100/100$$

職務障害年金：給付制限額＝

$$\text{職務障害年金} \times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times 50/100$$

③　退職年金，職務障害年金又は職務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金×100/100

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金×50/100

職務遺族年金：給付制限額＝職務遺族年金×50/100

④　退職年金又は職務障害年金の受給権者が禁錮以上の刑の執行を受けた場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金×100/100

有期退職年金×100/100

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金×100/100

13）年金の課税

⑴　掛金

報酬又は賞与等を受けるたびに加入者が納付する掛金は，所得税法上，全額が社会保険料控除の対象となります。〔所得税法第74条第２項第11号〕

⑵　退職年金（遺族に対する一時金を除きます）

私学事業団が支給する退職年金（選択一時金又は整理退職一時金を除きます）は，所得税法上「雑所得（公的年金等控除の対象）」となり，源泉徴収義務者である私学事業団が支払いのつど所得税を徴収します。〔所得税法第35条〕

ただし，退職年金と私学事業団が支給する老齢・退職の給付を合算した支払額が，所得税法に定める「源泉徴収を要しない額」であるときは，所得税は徴収しません（P.650「３年金の課税」参照）。

また，選択一時金又は整理退職一時金については，所得税法に規定する「退職手当等」とみなされます。〔所得税法第31条第１号〕

⑶　職務障害年金

職務障害年金は，所得税法上，非課税となります。〔法第５条〕

⑷　遺族に対する一時金及び職務遺族年金

遺族に対する一時金及び職務遺族年金は，定期金に関する権利として相続により取得したものとみなされ，所得税法上「退職手当等」と取り扱われ，相続税の課税対象となります。〔相続税法第３条第１項第

２号〕

ただし，年金給付そのものは，相続時に相続税を支払うことにはなりますが，支給開始後は各年度非課税となるため，実際の給付額には影響がありません。〔所得税法第９条第１項第17号〕

２　用語の説明

⑴　付与率

加入者期間である各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき，積立額（付与額）を算定するための率です（令和５年10月現在「1.50％」）。〔国共済法第75条第２項〕

なお，掛金等の長期滞納がある場合は，滞納期間中における付与率は半減したもので算定し，当該滞納掛金等が納付された場合は，原則として本来のものに回復します。

⑵　基準利率

積立額に対する利子や年金現価率を算定するための率です（令和５年10月現在「0.07％」）。この基準利率は，国債の利回りを基礎として，積立金の運用の状況及び見通しを勘案して設定します。〔国共済法第75条第４項〕

具体的には，10年国債応募者利回りの直近１年間又は５年間の平均のいずれか低い率を基礎とします。

⑶　年金現価率（終身年金現価率，有期年金現価率）

基準利率や死亡率を勘案し，終身にわたり又は支給残月数の期間において一定の年金額となるように定める率です（P.575参照）。〔国共済法第78条第５項，第79条第５項〕

⑷　給付算定基礎額

退職等年金給付の受給権が生じた時点において，その算定基礎となるべき加入者個人ごとの額として算定される額で，各月の標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて得た額を，利子とともに積み立て

た額の総額をいいます。〔国共済法第75条〕

⑸　終身退職年金算定基礎額

給付算定基礎額に２分の１を乗じて得た額で，終身退職年金の原資となるものです。〔国共済法第78条第１項，第２項〕

⑹　有期退職年金算定基礎額

給付算定基礎額に２分の１を乗じて得た額で，有期退職年金の原資となるものです。〔国共済法第79条第１項，第２項〕

※上記の「⑴付与率」，「⑵基準利率」及び「⑶年金現価率」は，日本私立学校振興・共済事業団共済規程で定められており，毎年10月に見直しされます。

第３節　給付算定基礎額

「加入者期間中の積み立て」と「給付算定基礎額」

退職等年金給付は，将来の年金給付に必要な原資を積み立てる「積立方式」による給付になります。

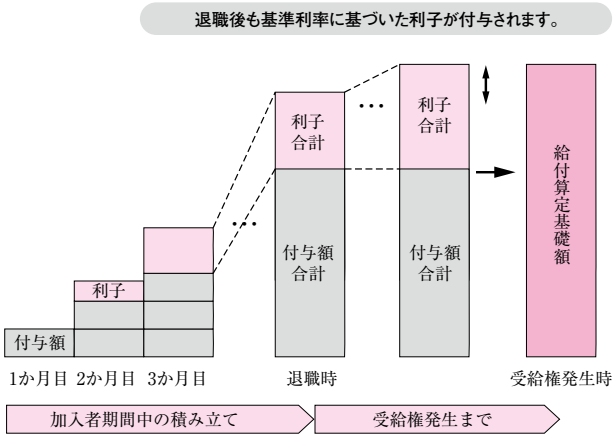

・付与額は，各月の標準報酬月額及び標準賞与額に付与率を乗じて計算します。

・利子は，各月の付与額に対し基準利率により複利計算で計算します。

給付算定基礎額の計算式は以下のとおりです。

給付算定基礎額＝

「加入者期間の計算基礎となる各月の標準報酬月額・標準賞与額」

×「当該各月の付与率」＋「当該各月の翌月から給付事由発生日の前日の属する月までの期間に応じた利子相当額（基準利率に基づき算定）」

※付与率　1.50％（令和５年10月現在）

※基準利率　0.07％（令和５年10月現在）

なお，加入者期間中に積み立てた額（付与額と利子の累計額）については，

「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」によりお知らせします(P.701参照)。

第４節　退職年金

1　支給形態

退職年金は，生涯にわたって支給される終身退職年金と，一定期間支給される有期退職年金に分けられます。〔国共済法第76条〕

【退職年金の受給イメージ】

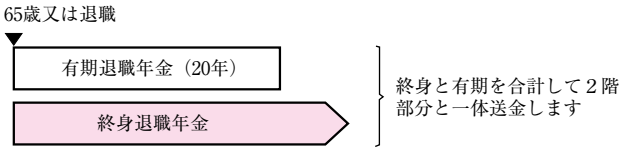

⑴　終身退職年金

給付算定基礎額の半分を原資として，終身退職年金を生涯受給することになります。

⑵　有期退職年金

給付算定基礎額の半分を原資として，有期退職年金を原則として支給期間20年で受給することになります。

①　本人の申し出により支給期間を10年に短縮することができます。

②　年金に代えて一時金による受給を選択できます（選択一時金)。

③　国家公務員の場合における国家公務員法第78条第４号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された場合は，解雇日における給付算定基礎額の半分を整理退職一時金として請求することができます。

④　受給開始前又は受給開始後に本人が死亡した場合は，未支給期間

分を遺族に一時金として支払います。ただし，当該一時金と職務遺族年金（P.600参照）を受けることができる場合は，遺族が選択するいずれか一方を受給することとなります。なお，遺族の範囲と順位については，厚生年金保険法と同様になります（P.533参照）。

※①，②での受給方法については，給付事由が発生した時点から６か月以内に申し出をした場合に限り，選択することができます。

２　受給要件

次のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給されます。〔国共済法第77条〕

①１年以上の引き続く加入者期間を有すること〔**注１**〕

②65歳以上であること〔**注２**〕

③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

〔**注１**〕「１年以上の引き続く加入者期間」とは，一元化後の加入者期間だけではなく，平成27年10月１日をまたいで引き続く一元化前の加入者期間も対象となります（算定される期間は平成27年10月以降の期間）。

〈事例〉平成28年7月1日に退職する場合

→A＋Bが1年以上引き続けば，①の要件を満たしていることとなります。

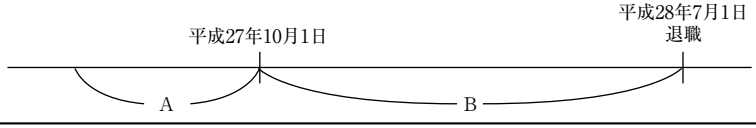

〔**注２**〕本人の申し出により，60歳から64歳までの間に支給を繰り上げることができます。また，受給権発生日から最長10年（昭和27年４月１日以前に生まれた人は70歳まで）支給を繰り下げることもできます（P.577参照）。

３　終身退職年金の額

⑴　新規決定時の年金額

新規決定時の終身退職年金の額は，次の計算式で計算され，その年の９月30日まで（給付事由が９月１日から12月31日までの間に生じた

場合は，翌年の９月30日まで）の適用となります。〔国共済法第78条〕

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}}$$

※終身年金現価率は，年齢区分に応じて，基準利率，死亡率を勘案して毎年10月１日に改定されます。

⑵　10月１日改定時の年金額

終身退職年金は，毎年10月１日に，受給権者の年齢区分（同年３月31日現在の年齢に１歳を加えた年齢を基準とした区分）に応じた終身年金現価率により，次の算式を用いて改定されます。〔国共済法第78条第３項〕

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{９月30日における終身退職年金算定基礎額〔注〕}}{\text{10月１日における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}}$$

〔注〕　終身退職年金算定基礎額＝９月30日における終身退職年金額×同年３月31日現在の年齢に１歳を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率

＜終身退職年金のイメージ（65歳から死亡まで）＞

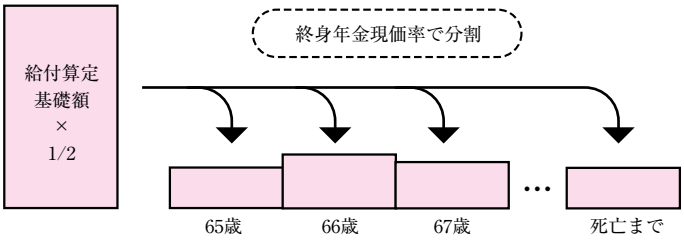

４　有期退職年金の額

⑴　新規決定時の年金額

新規決定時の有期退職年金の額は，次の計算式で計算され，その年の９月30日まで（給付事由が９月１日から12月31日までの間に生じた

場合は，翌年の９月30日まで）の適用となります。〔国共済法第79条〕

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}}{\text{240月（又は120月）に対する支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

※有期年金現価率は，基準利率を勘案して毎年10月１日に改定されます。

⑵　10月１日改定時の年金額

有期退職年金は，毎年10月１日に，同日における受給権者の支給残月数の区分に応じた有期年金現価率により，次の算式を用いて改定されます。〔国共済法第79条第３項〕

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{９月30日における有期退職年金算定基礎額〔注〕}}{\text{10月１日における240月（又は120月）に対する支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

〔注〕　有期退職年金算定基礎額＝９月30日における有期退職年金額×支給残月数の区分に応じた有期年金現価率

＜有期退職年金のイメージ（65歳から20年選択の場合）＞

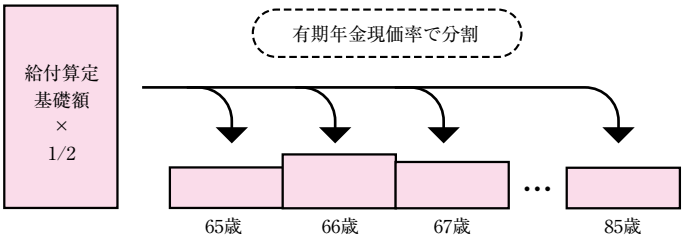

退職年金現価率表

本表について

本表における諸率は，令和５年10月１日以降のものです。また，これらの諸率は共済規程で定められ，毎年10月に見直しされます。

付　与　率	基　準　利　率
1.50％	0.07％

終身年金現価率

＊終身退職年金の改定で適用される現価率は，下表中，受給権者の本年３月31日における年齢に１年を加えた年齢の箇所になります。

年齢	現価率	年齢	現価率	年齢	現価率	年齢	現価率
59歳	29.817550	73歳	18.072300	87歳	7.801051	101歳	2.554273
60歳	28.951924	74歳	17.240136	88歳	7.222922	102歳	2.386389
61歳	28.092860	75歳	16.413865	89歳	6.670796	103歳	2.235143
62歳	27.240821	76歳	15.596665	90歳	6.148436	104歳	2.099324
63歳	26.395971	77歳	14.791478	91歳	5.659709	105歳	1.977961
64歳	25.558540	78歳	14.000908	92歳	5.207860	106歳	1.865516
65歳	24.728875	79歳	13.225790	93歳	4.793388	107歳	1.760398
66歳	23.907243	80歳	12.467886	94歳	4.413360	108歳	1.660453
67歳	23.070725	81歳	11.730419	95歳	4.064772	109歳	1.562188
68歳	22.236013	82歳	11.016394	96歳	3.745805	110歳	1.458985
69歳	21.402945	83歳	10.327481	97歳	3.455433	111歳	1.336943
70歳	20.570967	84歳	9.663221	98歳	3.192298	112歳	1.164705
71歳	19.739090	85歳	9.021965	99歳	2.955348	113歳	0.867458
72歳	18.906153	86歳	8.401364	100歳	2.743183	114歳	0.487046
						115歳以上	0.270811

有期年金現価率

＊有期退職年金の改定で適用される現価率は，下表中，受給権発生時における支給残月数（240月又は120月）から本年９月までの月数を控除した箇所になります。

支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率	支給残月数	現価率
1月	0.083328	31月	2.580852	61月	5.074010	91月	7.562810	121月	10.047260	151月	12.527368	181月	15.003141	211月	17.474586
2月	0.166647	32月	2.664025	62月	5.157037	92月	7.645693	122月	10.129998	152月	12.609961	182月	15.085589	212月	17.556891
3月	0.249966	33月	2.747198	63月	5.240065	93月	7.728575	123月	10.212736	153月	12.692554	183月	15.168038	213月	17.639195
4月	0.333275	34月	2.830361	64月	5.323083	94月	7.811448	124月	10.295464	154月	12.775138	184月	15.250477	214月	17.721491
5月	0.416584	35月	2.913525	65月	5.406101	95月	7.894321	125月	10.378192	155月	12.857721	185月	15.332916	215月	17.803786
6月	0.499883	36月	2.996679	66月	5.489110	96月	7.977184	126月	10.460910	156月	12.940295	186月	15.415346	216月	17.886071
7月	0.583183	37月	3.079832	67月	5.572118	97月	8.060048	127月	10.543629	157月	13.022869	187月	15.497776	217月	17.968357
8月	0.666472	38月	3.162976	68月	5.655117	98月	8.142901	128月	10.626338	158月	13.105433	188月	15.580196	218月	18.050632
9月	0.749762	39月	3.246120	69月	5.738115	99月	8.225755	129月	10.709046	159月	13.187997	189月	15.662616	219月	18.132908
10月	0.833042	40月	3.329255	70月	5.821105	100月	8.308599	130月	10.791746	160月	13.270552	190月	15.745026	220月	18.215175
11月	0.916322	41月	3.412389	71月	5.904094	101月	8.391443	131月	10.874445	161月	13.353107	191月	15.827436	221月	18.297441
12月	0.999592	42月	3.495514	72月	5.987073	102月	8.474277	132月	10.957134	162月	13.435652	192月	15.909837	222月	18.379698
13月	1.082862	43月	3.578638	73月	6.070052	103月	8.557112	133月	11.039824	163月	13.518197	193月	15.992238	223月	18.461954
14月	1.166123	44月	3.661753	74月	6.153022	104月	8.639936	134月	11.122504	164月	13.600732	194月	16.074629	224月	18.544201
15月	1.249383	45月	3.744868	75月	6.235992	105月	8.722761	135月	11.205184	165月	13.683267	195月	16.157020	225月	18.626449
16月	1.332634	46月	3.827973	76月	6.318952	106月	8.805576	136月	11.287854	166月	13.765793	196月	16.239401	226月	18.708686
17月	1.415885	47月	3.911079	77月	6.401912	107月	8.888391	137月	11.370524	167月	13.848319	197月	16.321783	227月	18.790924
18月	1.499126	48月	3.994174	78月	6.484862	108月	8.971196	138月	11.453185	168月	13.930835	198月	16.404155	228月	18.873152
19月	1.582367	49月	4.077270	79月	6.567812	109月	9.054001	139月	11.535845	169月	14.013351	199月	16.486527	229月	18.955379
20月	1.665598	50月	4.160356	80月	6.650753	110月	9.136797	140月	11.618496	170月	14.095858	200月	16.568889	230月	19.037598
21月	1.748829	51月	4.243442	81月	6.733694	111月	9.219593	141月	11.701147	171月	14.178364	201月	16.651251	231月	19.119816
22月	1.832051	52月	4.326518	82月	6.816624	112月	9.302379	142月	11.783789	172月	14.260861	202月	16.733604	232月	19.202025
23月	1.915273	53月	4.409594	83月	6.899555	113月	9.385165	143月	11.866430	173月	14.343358	203月	16.815957	233月	19.284234
24月	1.998485	54月	4.492660	84月	6.982477	114月	9.467941	144月	11.949062	174月	14.425845	204月	16.898300	234月	19.366433
25月	2.081697	55月	4.575727	85月	7.065398	115月	9.550718	145月	12.031693	175月	14.508332	205月	16.980643	235月	19.448632
26月	2.164899	56月	4.658784	86月	7.148310	116月	9.633484	146月	12.114315	176月	14.590810	206月	17.062976	236月	19.530822
27月	2.248101	57月	4.741841	87月	7.231221	117月	9.716251	147月	12.196937	177月	14.673288	207月	17.145310	237月	19.613011
28月	2.331294	58月	4.824888	88月	7.314123	118月	9.799008	148月	12.279550	178月	14.755756	208月	17.227634	238月	19.695191
29月	2.414486	59月	4.907935	89月	7.397025	119月	9.881765	149月	12.362162	179月	14.838224	209月	17.309958	239月	19.777371
30月	2.497669	60月	4.990972	90月	7.479918	120月	9.964513	150月	12.444765	180月	14.920682	210月	17.392272	240月	19.859541

５　有期退職年金に代わる一時金等

有期退職年金に代わる一時金等には，以下の⑴～⑶があります。

⑴　選択一時金

有期退職年金に代わって有期退職年金算定基礎額に相当する額を一時金で受給することができるもので，請求が要件となります。〔国共済法第79条の２〕

一時金額＝給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

⑵　整理退職一時金

１年以上の引き続く加入者期間を有し，65歳未満（当分の間60歳未満〔国共済法附則第14条〕）で，国家公務員の場合における国家公務員法第78条第４号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された者が，解雇日から６か月以内に請求した場合に支給される給付です。〔国共済法第79条の３〕

一時金額＝解雇日における給付算定基礎額　×　１／２

⑶　遺族一時金

１年以上の引き続く加入者期間を有する者で，退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に，その遺族に対して支給される給付です。ただし，職務遺族年金を受給できる場合は，当該一時金と職務遺族年金のいずれかを選択することとなります。

遺族一時金の額は，有期退職年金の算定基礎となる有期退職年金算定基礎額に相当する額となります（整理退職一時金の場合を除く）。〔国共済法第79条の４〕

	事　　象	遺族一時金の額
①	②及び③以外の場合	死亡日における給付算定基礎額× 1/2
②	退職年金の受給権者が死亡（③の場合を除く）した場合	死亡日における有期退職年金の額× 240 月（120 月）から当該有期退職年金の事由発生月の翌月から死亡月までの月数を控除して得た月数に応じた有期退職年金現価率
③	退職年金の受給権者である加入者が死亡した場合	死亡日を退職日とみなして算定した給付算定基礎額× 1/2

６　退職年金の支給繰上げ又は支給繰下げ

退職年金は，原則として65歳到達月の翌月分から支給することになっていますが，受給権者の申し出により退職年金の支給開始の時期を繰り上げて年金額を受給することができます。〔国共済法附則第13条〕

また，受給権者の申し出により退職年金の支給開始の時期を繰り下げて年金額を受給することもできます。〔国共済法第80条〕

なお，退職年金の受給権発生から５年経過後に，支給繰下げの申し出を行わず受給権発生時点に遡って受け取る請求を行った場合，請求日の５年前の日に支給繰下げの申し出があったものとみなします（昭和27年４月２日以後に生まれた人に限ります）。〔国共済法第80条第４項〕

支給繰上げ	支給繰下げ
１年以上の引き続く加入者期間を有する者が，退職していて 60 歳以上 65 歳未満である場合，退職年金の支給繰上げの請求ができます。	退職年金の受給権者であって，退職年金の請求をしていない者は，受給権発生から最長 10 年（昭和 27 年４月１日以前に生まれた人は 70 歳まで）退職年金の支給繰下げの申し出ができます。
＜年金額＞ 65 歳からの受給に比べて，退職年金を受給開始する時点の給付算定基礎額が少なく，終身退職年金については年金現価率が大きいので，１年間に受給できる年金額は少なくなります。	＜年金額＞ 65 歳からの受給に比べて，退職年金を受給開始する時点の給付算定基礎額が多く，終身退職年金については年金現価率が小さいので，１年間に受給できる年金額は多くなります。

＜手続き＞	＜手続き＞
支給繰上げを希望される場合には，希望する旨を私学事業団宛てに連絡してください。その場合，「退職年金決定請求書（繰上げ用）」及び「状況報告書」を送付しますので，受給開始を希望する月の前月までに提出してください。	支給繰下げを希望される場合は，送付された「退職年金決定・改定請求書」及び「状況報告書」は，お手元に保管していただきます。将来，繰り下げた退職年金を請求するときは，受給を開始したい月の前月にこれらの請求書一式を提出いただくことになります。 この場合，別途請求に必要となる書類を送付しますので，余裕を持って私学事業団に連絡してください。

※　請求については，終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があり，どちらか一方のみを繰り上げて，又は繰り下げて受給することはできません。

7　退職改定

退職年金の受給者が70歳未満で私学共済に再加入した場合は，新たに退職等年金給付の掛金を納付することになります。この間，退職年金は全額支給停止となります。

再加入中は，これまで受給していた終身（有期）退職年金額から算出した終身（有期）退職年金算定基礎額に対して利子が加算されます。退職後は，再加入期間にかかる給付算定基礎額に基づく終身（有期）退職年金算定基礎額を合算して年金額を算出します。〔国共済法第81条〕

⑴　終身退職年金額

退職時の終身退職年金の額は，次の計算式で計算され，その年の９月30日まで（退職日が９月１日から12月31日までの間に生じた場合は，翌年の９月30日まで）の適用となります。

・再加入前の期間にかかる終身退職年金算定基礎額（A）＝

「再加入日の前日における終身退職年金算定基礎額」〔注〕＋

「再加入日の属する月から退職日の前日の属する月までの利子」

〔注〕再加入日の前日における終身退職年金額　×

再加入時における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

・再加入した期間にかかる終身退職年金算定基礎額（B）＝
再加入した期間にかかる給付算定基礎額に２分の１を乗じて得た額
・終身退職年金額 ＝
｛（A）＋（B）｝÷退職時における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

⑵　有期退職年金額

退職時の有期退職年金の額は，次の計算式で計算され，その年の９月30日まで（退職日が９月１日から12月31日までの間に生じた場合は，翌年の９月30日まで）の適用となります。

・再加入前の期間にかかる有期退職年金算定基礎額（A）　＝
「再加入日の前日における有期退職年金算定基礎額」〔注〕＋
「再加入日の属する月から退職日の前日の属する月までの利子」
〔注〕再加入日の前日における有期退職年金額　×
240月（又は120月）に対する支給残月数に応じた有期年金現価率
・再加入した期間にかかる有期退職年金算定基礎額（B）　＝
再加入した期間にかかる給付算定基礎額に２分の１を乗じて得た額
・有期退職年金額 ＝
｛（A）＋（B）｝÷退職時における240月（又は120月）に対する支給残月数に応じた有期年金現価率

※　退職時の有期退職年金の受給方法は，新規決定時に選択していただいた方法（20年，10年）で受給していただくこととなります。なお，新規決定時に有期退職年金に代わって選択一時金で受け取った場合は，退職時に改めて有期退職年金の受給方法（20年，10年，選択一時金）を選択していただきます。

【退職改定のイメージ】

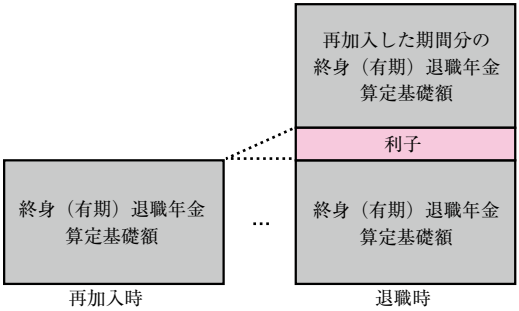

８　退職年金の失権

⑴　終身退職年金及び有期退職年金共通〔国共済法第82条第１項〕

・受給権者の死亡

⑵　有期退職年金〔国共済法82条第２項〕

・支給期間（20年又は10年）が終了したとき

・選択一時金又は整理退職一時金を請求したとき

９　請求手続き

1)　退職年金の新規決定

受給要件（P.572参照）を満たした人には，「退職年金決定・改定請求書」（P.584参照）及び「状況報告書」（P.585参照）等を送付しますので，速やかに手続きをしてください。

ただし，外国に居住している人には請求書等を送付できませんので，受給要件に該当する場合は，私学事業団へ連絡してください。

なお，請求をしないまま５年を経過すると，時効により給付を受ける権利が消滅しますので注意してください。

⑴　請求書等の送付時期

・65歳以上で退職した場合は，退職した月の翌月の月末（学校法人等からの退職の届け出が遅れた場合は，加入者資格の喪失を私学事業団が確認できた時点の翌月の月末）

・すでに退職している人が65歳になる場合は，65歳到達月の前月の月末
・70歳みなし退職の場合は，みなし退職日（誕生日の前々日）のある月の翌月の月末

⑵　請求書の記入上の注意

①　太枠内を記入してください。私学事業団が決定する老齢厚生年金を決定していない人は，給付金の送金先も記入してください。この場合，添付書類として住民票と送金先の口座番号・口座名義人等が確認できる通帳等の写しが必要です（ただし，請求書の送金先欄に金融機関等の証明を受ける場合，もしくはマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）を送金先に指定する場合は，通帳等の写しは不要です）。なお，老齢厚生年金と同時に退職年金を請求する場合は，添付書類を兼用することができます。

②「退職年金決定・改定請求書」（P.584参照）に，有期退職年金の受給方法（20年，10年，選択一時金）を選択する欄がありますので，希望する項目に丸をつけて提出してください。

なお，選択一時金を希望された場合は，請求書に同封されている「退職所得の受給に関する申告書」に必要事項を記入のうえ，提出してください。

※選択一時金を請求する人で，退職金（手当）の支給があった場合は，これらが一体での課税となることから，源泉徴収票の写しを添付してください。また，退職金（手当）の支給があった時点で，支給要件を満たしていない人については，将来，退職年金を一時金として受給する場合に備えて，源泉徴収票を必ず保管するようご指導ください。

※支給期間の短縮又は選択一時金で受給するための申し出は，給付事由が発生した時点から６か月以内である場合に限ります。

※有期退職年金を選択一時金で受給した場合でも，終身退職年金は生

涯受給していくことになります。

⑶　状況報告書の記入上の注意

①　障害の年金の受給権について

障害共済年金又は職務障害年金の受給状況を確認します。障害の年金の受給権がある場合，退職年金と障害の年金のうち，いずれか一つの年金を選択していただくこととなります。この選択は将来に向かって変更することができます。

②　給付制限の事項について

平成27年10月以降の加入者期間内に懲戒解雇処分又は平成27年10月以降の加入者期間内もしくは退職後に禁錮以上の刑に処せられたことがあるかを確認します。該当する場合は，加入者として所属していた学校法人等名称を記入してください。

実刑の場合は在所証明書等，執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

③　整理退職一時金の受給について

整理退職一時金を受給したことがある場合に記入していただきます。記入内容は，退職年月日と学校法人等名称になります。

2)　退職年金の退職改定

退職（みなし退職を含みます）したことが私学事業団で確認できた時点で，「退職年金決定・改定請求書」を年金受給権者の自宅宛てに送付します。

⑴　記入上の注意

①　太枠内を記入してください。

②　新規決定時に有期退職年金に代わって選択一時金を受け取った場合は，改めて有期退職年金の受給方法（20年，10年，選択一時金）を選択していただきます。希望する項目に丸をつけて提出してください。

なお，選択一時金を希望された場合は，請求書に同封されている「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」に必要事項を記入のうえ，提出してください。

※　選択一時金を請求する人で，退職金（手当）の支給があった場合は，これらが一体での課税となることから，源泉徴収票の写しを添付してください。

※　支給期間の短縮又は選択一時金で受給するための申し出は，給付事由が発生した時点から６か月以内である場合に限ります。

※　退職改定時に有期退職年金を選択一時金で受給した場合でも，新規決定時と同様に終身退職年金は生涯受給していくことになります。

3）　遺族一時金について

遺族一時金の決定を受けようとする人は，「遺族一時金決定請求書」（P.586参照）に次の書類を添えて私学事業団に提出してください。

⑴　添付書類

添付書類は遺族厚生年金の請求と同様です（P.559参照）。なお，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に添えた書類については省略することができます。

⑵　提出上の注意

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」の提出がある時は，同時に提出してください。

退職年金決定・改定請求書の記入例

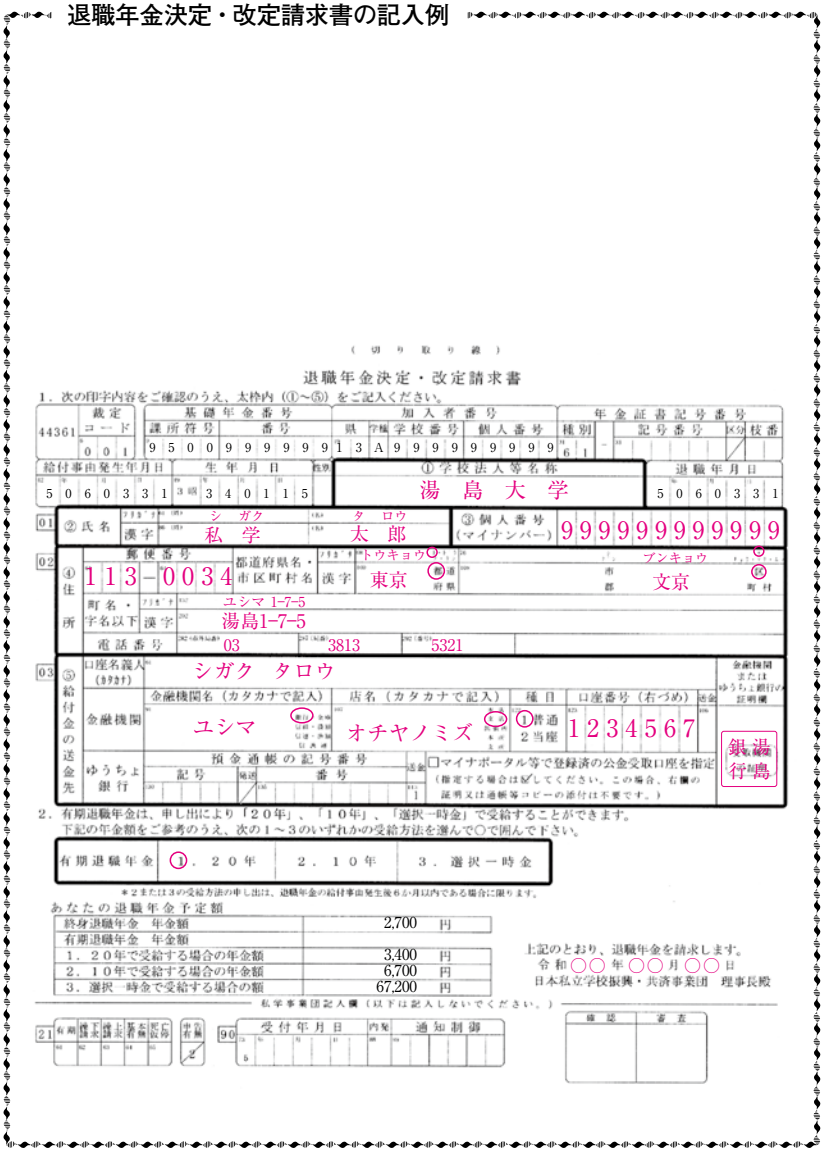

（切り取り線）

退職年金決定・改定請求書

1．次の印字内容をご確認のうえ、太枠内（①～⑤）をご記入ください。

44361	裁定コード	基礎年金番号 課所符号	基礎年金番号 番号	加入者番号 県	加入者番号 学校番号	加入者番号 個人番号	年金証書記号番号 種別	年金証書記号番号 記号番号	年金証書記号番号 区分	年金証書記号番号 枝番
	001	9500	999999	13	A	999999999	61			

給付事由発生年月日	生年月日	性別	①学校法人等名称	退職年月日
5 06 03 31	3昭 34 01 15		湯島大学	5 06 03 31

01	②氏名	フリガナ シガク タロウ / 漢字 私学 太郎	③個人番号（マイナンバー） 999999999999
02	④住所	郵便番号 113－0034 / 都道府県名・市区町村名 漢字 トウキョウ 東京 都道府県 / ブンキョウ 市郡 文京 区町村	
		町名・字名以下 フリガナ ユシマ 1-7-5 / 漢字 湯島1-7-5	
		電話番号 03 3813 5321	
03	⑤給付金の送金先	口座名義人（カタカナ） シガク タロウ	金融機関または ゆうちょ銀行の証明欄
		金融機関 金融機関名（カタカナで記入） ユシマ 銀行 / 店名（カタカナで記入） オチヤノミズ 店 / 種目 ①普通 2当座 / 口座番号（右づめ） 1234567 / 送金	銀行 湯島
		ゆうちょ銀行 預金通帳の記号番号 記号 / 発送 / 番号 / 送金 1	□マイナポータル等で登録済の公金受取口座を指定（指定する場合は☑してください。この場合、右欄の証明又は通帳等コピーの添付は不要です。）

2．有期退職年金は、申し出により「２０年」、「１０年」、「選択一時金」で受給することができます。
下記の年金額をご参考のうえ、次の１～３のいずれかの受給方法を選んで○で囲んで下さい。

有期退職年金	①．２０年	２．１０年	３．選択一時金

＊２または３の受給方法の申し出は、退職年金の給付事由発生後６か月以内である場合に限ります。

あなたの退職年金予定額

終身退職年金　年金額	2,700　円
有期退職年金　年金額	
１．２０年で受給する場合の年金額	3,400　円
２．１０年で受給する場合の年金額	6,700　円
３．選択一時金で受給する場合の額	67,200　円

上記のとおり、退職年金を請求します。
令和○○年○○月○○日
日本私立学校振興・共済事業団　理事長殿

私学事業団記入欄（以下は記入しないでください。）

21	有期	修正請求	修正上求	基本有無	死亡仮停	中立有無
						2

90	受付年月日	内発	通知制御
	5		

確認	審査

状況報告書の記入例

状況報告書

記入日	令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
基礎年金番号	（ 9500 — 999999 ）
請求者氏名	私 学　太 郎

以下の１～３について、該当する内容をご記入ください。

（１は全員、２および３は該当する人のみ）

１．現在、私学事業団から障害を事由とする年金（下記参照）を受給（請求）していますか。
次のアまたはイを○で囲んでください。

㋐	受給（請求）していない
イ	受給（請求）している （支給停止となっている場合を含む）

＜障害を事由とする年金＞
・障害共済年金（年金証書記号番号のアルファベットがBまたはC）
・職務障害年金（年金証書記号番号のアルファベットがE）

※ 障害厚生年金（年金証書記号番号のアルファベットがD）のみ受給（請求）している人は、選択の必要がありませんので、「ア」を○で囲んでください。

イを○で囲んだ人は、次の（１）（２）をご記入ください。
アを○で囲んだ人は記入不要です。

（１）次の欄に、障害を事由とする年金の種類等の項目をご記入ください。

年金の種類	受給状況	年金証書記号番号	支給開始年月
障害共済年金 ・ 職務障害年金	受給中 ・ 請求中	６４－ ※請求中の場合は記入不要です	昭和 ・ 平成　　年　　月 ・ 令和

（２）今回請求された退職年金と障害を事由とする年金は、一方を選択して受給することになります。
あなたが選択する年金について、次のア～ウのいずれかを○で囲んでください。

ア	年金額が高い方を受給する
イ	今回請求した退職年金を受給する
ウ	障害を事由とする年金を受給する

２．次のアまたはイに該当する場合、該当する項目を○で囲んでください。
該当しない場合は記入不要です。

ア	加入者期間内に懲戒解雇処分を受けたことがある
イ	加入者期間内または退職後に禁錮以上の刑に処せられたことがある

該当する加入者期間に所属していた学校法人等名称	

※ アまたはイに該当する場合、退職年金に給付制限がかかることがあります。
実刑の場合は在所証明書等、執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

３．過去に整理退職一時金を受給した場合、次の項目をご記入ください。該当しない場合は記入不要です。

退職年月日	平成 令和　　年　　月　　日	学校法人等名称	

記入内容は以上です。「退職年金決定・改定請求書」と一緒に必ずご提出ください。

遺族一時金決定請求書の記入例

遺族一時金決定請求書

44371	裁定コード	①請求者の基礎年金番号 課所符号	番号	②加入者番号 県	学種	学校番号	個人番号	③年金証書番号 種別	番号	区分	枝番
	001	1122	345678	13	I	9999	99999	61		F	

給付事由発生年月日	④死亡した者の生年月日	⑤性別	⑥請求者の個人番号（マイナンバー）
4平 5令	3 昭 3 平 5 令 38 10 20	1 男 2 女	99999999999

⑦請求事由（番号を○で囲んでください）

1. 加入者又は加入者であった者が死亡した（退職年金未決定）
2. 退職年金受給権者が有期退職年金の支給終了前に死亡した ⇒ 退職年金の年金証書番号を「③年金証書番号」に記入してください
3. 退職年金受給権者が加入者である間に死亡した ⇒ 退職年金の年金証書番号を「③年金証書番号」に記入してください

22	⑧死亡した者の基礎年金番号	⑨死亡年月日	⑩死亡した者の氏名・性別		
	9500 989999	4平 5令 06 05 10	フリガナ	78（姓）シ ガク	（名）タ ロウ
			漢字	103（姓）私 学	（名）太 郎

135 1 男 2 女

⑪死亡した者の退職（又は死亡）時点の所属学校法人等名称	⑫死亡した者の退職年月日
学校法人　湯島学園	4平 5令 06 05 10

1. 請求者ご自身について記入してください。

01	⑬請求者氏名			
	フリガナ	61（姓）シ ガク	（名）キョウ コ	
	漢字	86（姓）私 学	（名）共 子	
	⑭請求者生年月日	⑮性別	⑯続柄	続柄C
	118 2大 3昭 4平 5令 38 11 20	125 1 男 2 女	妻	126

02	⑰住所				
	郵便番号	都道府県名・市区町村名	フリガナ	68 トウキョウ 1 ドウ 2 ケン	76 シ ゲン ブンキョウ 2 チョウ・マチ・ムラ
	61 113 － 64 8441		漢字	100 東京 都道府県	108 市 文京 区 郡 町村
	町名・字名以下	フリガナ	132 ユシマ 1-7-5		
		漢字	202 湯島1-7-5		
	電話番号	282（市外局番）03	287（局番）3813	292（番号）5321	

03	⑱給付金の送金先					
	口座名義人（カタカナ）	61（姓）シガク	（名）キョウコ			金融機関または ゆうちょ銀行の証明欄
	金融機関	金融機関名（カタカナで記入）	店名（カタカナで記入）	種目	口座番号（右づめ）	送金
		91 銀行・金庫 信組・農協 信連・漁協 信漁連	107 本店 支店 出張所 本所 支所	122 1 普通 2 当座	123	106 受取機関の証明
	ゆうちょ銀行	預金通帳の記号番号 記号	再発 番号			送金 143 1
		130 19990	135 09999991			

□ マイナポータル等で登録済の公金受取口座を指定
（指定する場合は必ずしてください。この場合、右欄の証明又は通帳等コピーの添付は不要です。）

証明欄は、口座が確認できる通帳のコピー等の添付で代えることができま

2. 私学共済の職務遺族年金や職務等による遺族共済年金（旧職域部分・経過的職域部分）の受給権がある場合は、次の欄に記入してください。
（停止中、請求中を含みます。請求の場合は、年金証書記号番号欄に請求中を記入してください。）

年金制度名	年金の種類	年金の種類	支給開始年月	※決定番号
私学共済	職務上の遺族の年金		年　月	61－

90	生存	担当者コード	受付番号	受付年月日	内発	通知制御
	61	62	66	73 年 4平 5令	88	89

32	同有無	枝番	代送付	代送金	代端数	障害等級
	61	62	64	66	68	69

10　日本国籍を有しない人に対する脱退一時金

短期在留の外国人について，退職等年金給付の年金額が少額になると支給額が送金手数料を下回ってしまい送金ができない等の不都合が生じていることから，令和４年４月１日より厚生年金保険に即して脱退一時金の制度が設けられました。〔国共済法附則第13条の２〕

1)　受給要件

次の①～⑤のすべての要件に該当した場合，請求に基づき支給します。

①　日本国籍を有しないこと

②　平成27年10月以降の加入者期間が引き続き１年以上あって退職していること

③　退職等年金給付の請求を行っていないこと

④　厚生年金保険の脱退一時金を請求していること

⑤　職務障害年金，経過的職域加算額（障害共済年金）または障害共済年金の受給権を有したことがないこと

〔**注１**〕令和４年３月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した人も，令和４年４月以降に退職等年金給付の脱退一時金を請求することができます。

〔**注２**〕この脱退一時金の算定基礎となった加入者であった期間は，退職等年金給付に関する規定の適用については加入者期間でなかったものとみなされますので，ご注意ください。

2)　脱退一時金の計算方法

退職日における給付算定基礎額（P.570）の1/2に相当する金額を支給します。

3)　請求手続き

厚生年金保険の脱退一時金の請求にかかる取りまとめ実施機関（P.463）が私学事業団の場合は，脱退一時金請求書（厚生年金給付／退職等年金給付）の「６．私学共済の退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求意思の確認」欄の「I claim the payment　請求する」を○で囲むことで，

厚生年金保険の脱退一時金と同時に請求することができます。

〔注〕脱退一時金は，所得税法では退職所得として課税の対象となります（P.462参照）。

厚生年金保険の脱退一時金の請求にかかる取りまとめ実施機関（P.463参照）が私学事業団以外の場合は，他実施機関で厚生年金保険の脱退一時金を請求後に，別途，退職等年金給付の脱退一時金の請求を行う必要があります。

〔注〕令和４年３月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した場合は，上記の区分けによらず，私学事業団へ請求してください。

〈添付書類〉

私学事業団へ厚生年金保険の脱退一時金と同時に退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求をする場合は，添付書類を省略できます。

他実施機関に厚生年金保険の脱退一時金の請求を行った場合や，令和４年３月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した場合は，請求書にP.464の①と②を添付してください。

〈提出上の注意〉

・脱退一時金請求書（厚生年金給付／退職等年金給付）の「６．私学共済の退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求意思の確認」欄の○がない場合，退職等年金給付にかかる脱退一時金の請求意思はなかったものとみなします。
・厚生年金保険の脱退一時金のみ請求し，退職等年金給付にかかる脱退一時金は請求しないこともできます。その場合は，原則65歳以降，退職年金の受給要件（P.572参照）を満たしたときに退職年金の請求をしてください。

第５節　職務障害年金

１　受給要件〔国共済法第 83 条〕

加入者又は加入者であった者が，次の(1)～(3)いずれかの職務による病気又は負傷にかかる傷病（以下「職務傷病」といいます）が原因で障害の状態になったときに支給されます。ただし，通勤災害は除きます。

なお，障害厚生年金と異なり，保険料納付要件はありません。

(1)　障害認定日による請求

加入者である間に初診日〔注〕がある職務傷病が原因で，障害認定日（P.467参照）に障害等級１級から３級の障害の状態に該当したとき

〔注〕　平成27年10月１日以降に初診日のある傷病に限られます。なお，同日前に初診日がある傷病（通勤災害による傷病や職務によらない傷病も含みます）については，経過的職域加算額（障害共済年金）が支給されます。

〈事例１〉　障害認定日による請求の例

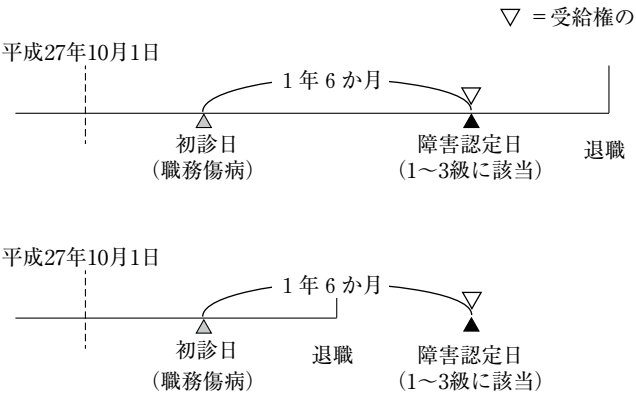

⑵　事後重症による請求

加入者である間に初診日がある職務傷病が原因で，障害認定日において障害等級に該当しなかった人が，その後65歳に達するまでの間に障害等級に該当し請求したとき

〈**事例２**〉 事後重症による請求の例

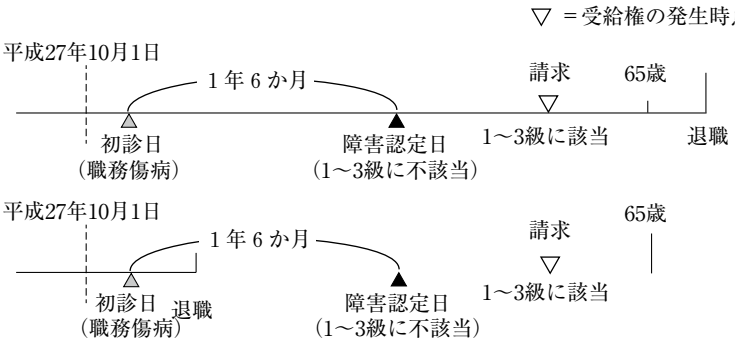

⑶　初めて障害等級の１級又は２級に該当したことによる請求

加入者である間に初診日がある職務傷病（基準傷病）による障害と，それ以外の職務傷病（基準外傷病）による障害とを併合して，障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて１級又は２級の障害の状態に該当し請求したとき

〈**事例３**〉 初めて障害等級の１級又は２級に該当したことによる請求の例

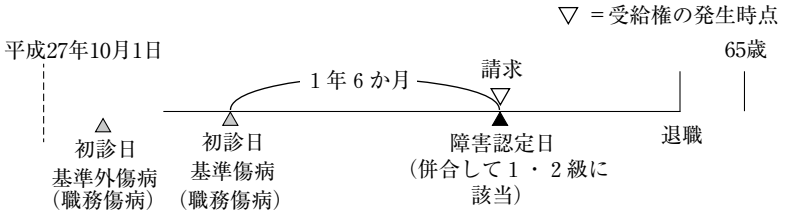

※⑴～⑶のいずれの場合も通勤災害によるものは，対象となりません。

２　職務障害年金の額〔国共済法第 84 条，平成 27 年国共済経過措置政令第 153 条〕

職務障害年金の額は，次の①～③の計算を行い，一番高くなる計算を年金額として採用します。

① 職務障害年金額 ＝ $\dfrac{\text{職務障害年金算定基礎額〔注1〕}}{\text{受給者の年齢区分に応じた終身年金現価率〔注2〕}}$ × 調整率〔注3〕

② 障害等級に応じた年金額の最低保障額（一元化前の職務上最低保障額に相当します）〔注4〕

①の額が，障害等級に応じた次の金額から厚生年金給付相当額〔注5〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。

・１級　4,152,600円

・２級　2,564,800円

・３級　2,320,600円

※上記の各金額は毎年度改定されます。令和６年度の各金額についてはP.354参照

③ 経過的職域加算額（障害共済年金）の年金額

平成27年９月以前の加入者期間がある場合に限ります。（計算についてはP.498～501職務上の場合を参照）

〔注１〕 職務障害年金算定基礎額は，次の①又は②のいずれかになります。なお，いずれの場合も，加入者期間は平成27年10月１日以降の期間に限られます。また，給付事由発生日において退職年金の受給権者である場合の給付算定基礎額は，終身退職年金算定基礎額に２を乗じて得た額です。

① 加入者期間が300月以下の場合

給付算定基礎額×5.334（１級は8.001）÷加入者期間×300月

② 加入者期間が300月を超える場合

（給付算定基礎額×5.334（１級は8.001）÷加入者期間×300月）＋（給付算定基礎額（１級は×1.25）÷加入者期間）×（加入者期間－300月）

〔注２〕 給付事由発生日における年齢（59歳に満たない場合は生年月日により以下の表の年齢）に応じた率を受給権が消滅するまで使用します。（国共済法第84条第１項，附則第14条，国共済政令附則第７条の２）

生年月日	年齢
昭和 30 年４月２日～昭和 32 年４月１日	61 歳
昭和 32 年４月２日～昭和 34 年４月１日	62 歳
昭和 34 年４月２日～昭和 36 年４月１日	63 歳
昭和 36 年４月２日～	64 歳

〔注３〕 職務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度の調整率を基準とし，翌年度以降は国民年金の改定率により年金額が改定されます。なお，次の計算により求めた率になります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{職務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率}}{\text{職務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率}}$$

〔注４〕 退職等年金給付は，公的年金たる２階部分とは異なる制度ですが，一元化前の職務上最低保障の水準を保障する観点から，職務障害年金と公的年金たる２階部分とを合わせた額で最低保障額を設定しています。

〔注５〕 厚生年金給付相当額とは，各制度から給付される厚生年金，共済年金の年金額のうち，定額部分の額，職域相当部分の額，加給年金額や基礎年金に相当するものとして加算された額等を除いた額をいいます。また，これら２以上の厚生年金相当部分の給付額を併せて受けることができる場合は，その合計額とし，最も高い厚生年金給付相当額を最低保障額から控除することとなります。〔国共済法第84条第７項，国共済政令第20条，私学共済法施行規則第18条の10〕

３　障害の程度が変わった場合の年金額の改定等〔国共済法第 85 条〕

障害程度が減退したとき，又は増進した場合において，その人から請

求があったときはその障害の程度に応じて職務障害年金の額を改定します。

また，障害等級が１級又は２級の職務障害年金の受給権者が，さらに別の職務障害により３級以下の障害状態になり，かつ，これらの障害を併合した障害の程度が当初の職務障害年金の程度より増進したとき（２級から１級になる場合）は，増進した後の障害程度に応じて職務障害年金の額を改定します。ただし，障害等級３級の受給権者で，障害の程度が65歳以降になって増進したときには，その額の改定は行いません。

４　２以上の障害がある場合〔国共済法第 86 条〕

障害等級が１級又は２級の職務障害年金の受給権者に対して，さらに別の障害等級が１級又は２級の職務障害年金を支給すべき事由が生じたときは，前後の障害を併合した障害の程度による職務障害年金を支給します。ただし，前後の障害を併合した障害の程度による職務障害年金を受ける権利を取得したときには，従前の職務障害年金を受ける権利は消滅することとなります。

なお，前後の障害を併合した障害の程度による職務障害年金が，消滅した従前の職務障害年金の額に満たないときは，従前の職務障害年金額を保障します。

５　職務障害年金の支給停止〔国共済法第 87 条〕

職務障害年金は，次に掲げる場合に該当するときは，支給停止をします。

⑴　加入者である間

⑵　職務障害年金の障害程度が障害等級に該当しなくなったときは，その該当しない間。ただし，支給停止された職務障害年金の受給権者が，後発の職務傷病の初診日において加入者であり，65歳に達する前日までに併合して障害等級が１級又は２級になったときは支給停止を解除します。

６　職務障害年金の失権〔国共済法第 88 条〕

職務障害年金を受けている人が，次のいずれかに該当したときは，職

務障害年金を受ける権利が消滅します。

⑴　死亡したとき

⑵　障害等級が１級～３級に該当しない障害の状態の者が65歳に達したとき（３年経過時点が65歳を超える場合は，３年経過時点となります）

７　請求手続き

「職務障害年金決定・改定請求書」（P.596参照），「状況報告書（職務障害年金用）」（P.597参照）及び「職務障害年金請求に関する確認書（学校法人等用）」（P.598参照）に次の書類を添えて提出してください。

⑴　記入上の注意

①　「加入者番号」欄は，「加入者証」又は「年金等給付加入者記録票」に記載されている最終加入者番号を記入してください。

②　「年金証書記号番号」欄は，「年金証書」又は「支給年金額変更通知書」に記載されている年金証書記号番号を記入してください。未決定の場合は空欄にしてください。

③　「基礎年金番号」欄は，日本年金機構から交付された「基礎年金番号通知書」等に記載されている番号を記入してください。

⑵　状況報告書（職務障害年金用）について

①　障害の発生した原因が第三者の行為によるものか確認します。

②　職務障害年金以外の年金の決定状況について確認します。

　他の事由による年金を受けている場合，いずれか一つの年金を選択していただくこととなります。

③　給付制限の事項について

　加入者期間内に懲戒免職の処分又は加入者期間内もしくは退職後に禁錮以上の刑に処せられたことがあるかを確認します。該当する場合は，加入者として所属していた学校法人等名称を記入してください。

　また，実刑の場合は在所証明書等，執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

⑶　職務障害年金請求に関する確認書（学校法人等用）

請求者から職務障害年金請求書の提出を受けた後に，障害の原因等について労働基準法による障害補償等の決定状況等について確認するものです。

⑷　添付書類

労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による給付にかかる「支給決定通知」の写し

その他の添付書類は厚生年金保険障害給付と同様です（P.506参照）。なお，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」に添えた書類については，省略することができます。

⑸　障害の程度が変わった場合の年金額の改定を請求する場合の手続き

職務障害年金受給権者の障害の程度が増進又は減退したときは，変わった後の障害の等級に応じて年金額を改定しますので，「職務障害年金決定・改定請求書」を提出してください。

〈添付書類〉

①　診断書

②　その他，必要とする書類

⑹　退職に伴う支給停止の解除について

在職中のため年金の支給が停止されていた受給権者が退職した場合は，年金の支給停止が解除されます。なお，障害の年金は障害認定日までの加入者期間を基礎（最低保障300月）に算定することとなっていますので，退職日までの加入者期間等を含めた年金額の改定は行いません。

⑺　職務障害年金の障害非該当の届け出

障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合，速やかに「職務障害年金　障害非該当届」（P.599参照）を提出してください。

職務障害年金決定・改定請求書の記入例

職務障害年金決定・改定請求書

44364	裁定コード	①基礎年金番号		②加入者番号				年金証書番号			
		課所符号	番号	県	学種	学校番号	個人番号	種別	番号	区分	枝番
	6 00	9 9500	999999	19 13	I	9999	99999	31 64	33	E	

給付事由発生年月日	③生年月日	④性別	⑤個人番号（マイナンバー）
4 平 5 令	2 大 3 昭 4 平 5 令 40 01 01	① 男 2 女	999999999999

⑥退職年月日	⑦退職している場合、退職時の所属学校法人等の名称
4 平 5 令 05 03 31	湯島学園

下記のとおり請求します。

令和　○ 年　○ 月　○ 日

日本私立学校振興・共済事業団　理事長　殿

⑧請求事由（番号を○で囲んでください）
① 障害認定日の請求
2. 事後重症による請求
3. 初めて1・2級に該当したことによる請求
4. 年金の改定による請求

以下、請求者ご自身について記入してください。

01			
⑨氏名	フリガナ	61（姓）シ　ガク	（名）タ　ロウ
	漢字	86（姓）私　学	（名）太　郎

⑩初診日	⑪障害認定日
4 平 5 令 04 05 10	4 平 5 令 05 11 10

02					
⑫住所	郵便番号	113 − 0034	都道府県名・市区町村名	フリガナ	68 トウキョウ ㋟ドウ フ・ケン
				漢字	100 東京 都道府県
					76 シ ゲン ブンキョウ ㋗ チョウ・マチ・ムラ
					108 市 文京 区 郡 町村
	町名・字名以下	フリガナ	132 ユシマ 1-7-5		
		漢字	202 湯島1-7-5		
	電話番号	282（市外局番）03	287（局番）3813	292（番号）5321	

03							
⑬給付金の送金先	口座名義人（カタカナ）	61（姓）シガク	（名）タロウ				金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
	金融機関	金融機関名（カタカナで記入）	店名（カタカナで記入）	種目	口座番号（右づめ）	送金	
		91 銀行・金庫 信組・農協 信連・漁協 信漁連	107 本店 支店 出張所 本所 支所	122 1 普通 2 当座	123	106	
	ゆうちょ銀行	預金通帳の記号番号				送金	受取機関の証明
		記号	再発	番号	☑ マイナポータル等で登録済の公金受取口座を指定（指定する場合は☑してください。この場合、右欄の証明又は通帳等コピーの添付は不要です。）	143	
		130 19990	135 0	99999999			

証明欄は、口座が確認できる通帳のコピー等の添付で代えることができます。

状況報告書（職務障害年金用）の記入例

状況報告書　（職務障害年金用）

1．傷病の発生した原因は、第三者の行為（交通事故等）によるものですか。次のア、イのいずれかを○で囲んでください。

ア	はい
㋑	いいえ

2．年金受給について、以下（1）～（3）にお答えください。

（1）この年金の請求以外で、以下の表１の公的年金制度から年金（退職・老齢、障害、遺族）の年金の決定を受けていますか（請求中を含む）。番号を○で囲んでください。

① 決定を受けている→（2）へ進んでください　　2．決定を受けていない

表１

記号	公的年金制度名
ア	国家公務員共済組合法（昭和６１年４月前の長期給付に関する施行法を含む。）
イ	地方公務員等共済組合法（昭和６１年４月前の長期給付に関する施行法を含む。）
㋒	私立学校教職員共済法
㋓	国民年金法
オ	厚生年金保険法

（2）上記（1）で１を○印で囲んだ方は、決定を受けている全ての年金について次の欄に記入してください。
現在請求中で、まだ決定を受けていない年金については、年金証書記号番号欄に「請求中」と記入してください。

公的年金制度名（表より記号を選択してください）	年金の種類（退職・老齢、遺族、障害など）	年金証書記号番号	支給開始年月
ウ	障害	請求中	昭和 平成 令和　年　月
エ	障害	請求中	昭和 平成 令和　年　月
			昭和 平成 令和　年　月

2．給付制限の事項についてお答えください。
次のア～ウのいずれか該当するものを○印で囲んでください。

ア	加入者期間内（※１）に懲戒免職または停職処分を受けたことがある
イ	加入者期間内（※１）または退職後に禁錮以上の刑に処せられたことがある（※２）
㋒	ア、イのいずれにも該当しない

（※１）該当する加入者期間に所属していた学校法人等名称を記入してください。
→ 学校法人等名称

添付書類
（※２）イを○印で囲んだ方　→　実刑の場合は在所証明書等、執行猶予の場合は判決文の写し等を添付してください。

上記のとおり請求します。

令和　○　年　○　月　○　日

日本私立学校振興・共済事業団　理事長　殿

届出者氏名　私学　太郎

職務障害年金請求に関する確認書（学校法人等用）の記入例

職務障害年金請求に関する確認書（学校法人等用）

このたび、以下の請求者より、障害の原因が職務上によるものであるとして、「職務障害年金請求書」が提出されました。つきましては、お手数ではございますが、以下についてご回答をお願いします。

（私立学校教職員共済法施行規則第二十七条第三項）

請求者について

①加入者番号				④氏名	③生年月日	
県	学種	学校番号	個人番号		昭平令	年 月 日
13	I	9999	99999	私学　太郎	4	00101

1. 障害の原因は「職務上」によると請求者本人から申し出がありますが、学校を通して労災等の請求をしたことはありますか。（以下、該当するものについて、○で囲んでください。）

   はい　　いいえ

2. 1. で「はい」に○をした場合、労災等の給付は決定したでしょうか。

   決定した　→　（保険給付名をご記入ください。：　療養補償給付　）

   決定していない　→　（理由をご記入ください。：　）

3. きっかけとなる事件・事故等がありましたか。

   はい　　いいえ　　不明

4. 3. で「はい」に○をした場合、その内容について具体的に記述してください。

上記の者の障害の原因となった事故又は災害の発生年月日及び発生時刻	平成 令和 4 年 5 月 10 日	午前 午後 10 時 00 分頃
発生原因及び発生状況	体育の授業の指導中に転倒し負傷した。	

5. 請求者の職務上災害の申立て等について、学校法人等のご意見等がありましたら、ご記入ください。

以上、回答します。

令和　○　年　○　月　○　日

日本私立学校振興・共済事業団　理事長　殿

学校法人等所在地 〒102－0071　　電話番号　03　（　9999　）　9999

東京都千代田区富士見 1-10-12

名称

湯島学園

代表者名

湯島　一郎

（記入者名：　湯島　花子　）

職務障害年金　障害非該当届の記入例

日本私立学校振興・共済事業団

職務障害年金　障害非該当届

（障害の状態が回復し、障害の等級に該当しなくなった届）

氏　名	私学　次郎	生年月日	①昭和・平成 42 年 1 月 1 日
基礎年金番号	9500－999990		
年金証書の記号番号	64－999990E		
傷病名	○○○損傷		
障害の程度が障害等級に該当しなくなった年月日	令和 6 年 6月 1日		
障害等級に該当する状態でなくなった理由 障害状態が軽快したため			
（添付書類） ① 不要　2. ○印の書類	イ　診断書 ロ　レントゲン ハ　その他		

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日　提出

受給権者　郵便番号　113－0034
住　所　東京都文京区湯島町 1−7−5
氏　名　私学　次郎
電話番号　03−3813−5321

第６節　職務遺族年金

１　受給要件〔国共済法第89条〕

加入者又は加入者であった者が，次のいずれかに該当する場合は，その人の遺族に対して職務遺族年金を支給します。なお，遺族の範囲と順位については，厚生年金保険法と同様になりますが，保険料納付要件はありません。

⑴　加入者が，職務傷病により死亡したとき（行方不明となり失踪宣告により死亡とみなされたときを含みます）

⑵　加入者が退職後に，加入者であった間に初診日がある職務傷病により初診日から５年以内に死亡したとき

⑶　１級又は２級の職務障害年金受給権者が，職務障害年金の給付事由となった職務傷病により死亡したとき

また，1年以上の加入者期間があり，保険料納付済期間等が25年以上ある者が，次の①，②に該当したときも支給されます。

①　加入者が退職後に，加入者であった間に初診日がある職務傷病により死亡したとき

②　職務障害年金受給権者が，職務障害年金の給付事由となった職務傷病により死亡したとき

※いずれの場合も，通勤災害によるものは対象となりません。

※平成27年10月1日以降に初診日がある傷病に限られます。

２　職務遺族年金の額〔国共済法第90条，平成27年国共済経過措置政令第154条〕

職務遺族年金の額は，次の①～③の計算を行い，一番高くなる計算を年金額として採用します。

① 職務遺族年金額 ＝ 職務遺族年金算定基礎額〔注1〕 / 死亡者の年齢区分に応じた終身年金現価率〔注2〕 × 調整率〔注3〕

② 年金額の最低保障額（一元化前の職務上最低保障額に相当します）〔注4〕

①の額が，1,038,100円（毎年度改定されます。令和６年度の金額についてはP.354参照）から厚生年金給付相当額〔注5〕を控除して得た金額に満たないときは，当該控除して得た金額が保障されます。

③ 経過的職域加算額（遺族共済年金）（平成27年９月以前の加入者期間を有する場合に限ります）

経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額（職務上の場合）（P.547～554参照）

〔注１〕 職務遺族年金算定基礎額は，次のとおり計算します。この場合の加入者期間は，平成27年10月１日以降の期間に限ります。また，給付事由発生日において退職年金の受給権を有する場合の給付算定基礎額は，終身退職年金算定基礎額に２を乗じて得た額です。

① 加入者期間が300月以下の場合

給付算定基礎額×2.25÷加入者期間×300月

② 加入者期間が300月を超える場合

給付算定基礎額×2.25

〔注２〕 給付事由発生日における年齢（59歳に満たない場合は生年月日により以下の表の年齢）に応じた率を受給権が消滅するまで使用します。（国共済法第90条第１項，附則第14条，国共済政令附則第７条の２）

生年月日	年齢
昭和 30 年４月２日～昭和 32 年４月１日	61 歳
昭和 32 年４月２日～昭和 34 年４月１日	62 歳
昭和 34 年４月２日～昭和 36 年４月１日	63 歳
昭和 36 年４月２日～	64 歳

〔注３〕 職務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度の調整率を基準とし，翌年度以降は，国民年金の改定率により年金額が改定されます。な

お，次の計算により求めた率になります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{職務遺族年金を支給する各年度における国民年金法の改定率}}{\text{職務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率}}$$

〔注４〕 退職等年金給付は，公的年金たる２階部分とは異なる制度ですが，一元化前の職務上最低保障の水準を保障する観点から，職務遺族年金と公的年金たる２階部分とを合わせた額で最低保障額を設定しています。

〔注５〕 厚生年金給付相当額とは，各制度から給付される厚生年金，共済年金の年金額のうち，定額部分の額，職域相当部分の額，加給年金額や基礎年金に相当するものとして加算された額等を除いた額をいいます。また，これら２以上の厚生年金相当部分の給付額を併せて受けることができる場合は，その合計額とし，最も高い厚生年金給付相当額を最低保障額から控除することとなります。〔国共済法第90条第７項，国共済政令第20条，私学共済法施行規則第18条の10〕

３　職務遺族年金の支給停止〔国共済法第91条〕

職務遺族年金は，次に掲げる場合に該当するときは，支給停止をします。

⑴　受給権者が夫，父母又は祖父母の場合

受給権者が60歳に達するまでは，支給停止となります。ただし，夫が遺族基礎年金を受ける権利を有する場合は，停止をしません。

⑵　受給権者が子の場合

配偶者が職務遺族年金を受給している間は支給停止をします。ただし，次に掲げる場合には，支給されます。

①　配偶者自らの申し出により職務遺族年金を支給停止している場合

②　配偶者が60歳未満の夫である場合

③　配偶者が下記⑶に該当することにより職務遺族年金が支給停止されている場合

⑶　受給権者が配偶者である場合

その死亡について，配偶者が遺族基礎年金の受給権を有せず，かつ，

子が遺族基礎年金の受給権を有するときには，支給停止となり，職務遺族年金は子が受給することになります。

４　職務遺族年金の失権〔国共済法第93条〕

職務遺族年金を受けている人が，次のいずれかに該当したときは，職務遺族年金を受ける権利が消滅します。

① 死亡したとき
② 婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）をしたとき
③ 直系血族及び直系姻族以外の養子（事実上の養子縁組を含みます）となったとき
④ 死亡した加入者であった人との親族関係が離縁（養子縁組の解消）によって終了したとき
⑤ 遺族基礎年金を受給できない30歳未満の妻が，受給権を取得してから５年が経過したとき
⑥ 遺族基礎年金を受給していたが30歳前にその権利が消滅したときから５年経過したとき
⑦ 子又は孫が18歳到達年度の末日になったとき（１級又は２級に該当する障害の状態にあるときを除きます）
⑧ １級又は２級に該当する障害の状態にある子又は孫について，その事情がなくなったとき（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）
⑨ １級又は２級に該当する障害の状態にある子又は孫が20歳に達したとき

５　請求手続き

職務遺族年金の決定を受けようとする人は，「職務遺族年金決定請求書」（P.605参照）及び「状況報告書（職務遺族年金用）」（P.606参照）に次の書類を添えて私学事業団に提出してください。

また，別途学校法人等からは「職務遺族年金請求に関する確認書（学

校法人等用）」（P.607参照）を提出してください。

〈添付書類〉

労働基準法又は労働者災害補償保険法の規定による給付にかかる「支給決定通知」の写し

その他の添付書類は厚生年金保険遺族給付と同様です（P.559参照）。なお，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」に添えた書類については，省略することができます。

職務遺族年金決定請求書の記入例

職務遺族年金決定請求書

44363	裁定コード	①請求者の基礎年金番号		②加入者番号				③年金証書番号			
		課所符号	番号	県	学種	学校番号	個人番号	種別	番号	区分	枝番
	001	1122	345678	13	I	999999	99999	63		E	

給付事由発生年月日	④死亡した者の生年月日	⑤性別	⑥請求者の個人番号（マイナンバー）
4平5令 060510	2大3昭4平5令 381020	1男 2女	99999999999

22

⑦死亡した者の基礎年金番号	⑧死亡年月日
950098999	5令 060510

⑨退職年月日	⑩学校法人等名称
4平5令 060510	学校法人　湯島学園

⑪死亡した者の氏名			
	フリガナ	(姓) シ　ガク	(名) タ　ロウ
	漢字	(姓) 私　学	(名) 太　郎

⑫請求事由（番号を○で囲んでください）

1. 加入者が、職務に起因する傷病により死亡したことによる請求
2. 加入者であった者が、退職後に、加入者であった間に初診日がある職務傷病により、当該初診日から5年以内に死亡したことによる請求
3. 障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある職務障害年金の受給権者が当該職務障害の給付事由となった傷病により死亡したことによる請求
4. 1年以上引き続く加入者期間、かつ、保険料納付期間・合算対象期間を合計して25年以上ある者が職務傷病により死亡したときの上記2.　3.　については
2.「該当初診日から5年以内」を除き、3.「1級または2級」を「3級」とし、これによる請求

以下、請求者ご自身について記入してください。

01

⑬請求者氏名			
	フリガナ	(姓) シ　ガク	(名) キョウ　コ
	漢字	(姓) 私　学	(名) 共　子

⑭請求者生年月日	⑮性別	⑯続柄	続柄C
2大3昭4平5令 381120	1男 2女	妻	

02

⑰住所					
郵便番号	都道府県名・市区町村名	フリガナ	トウキョウ（トドウフケン）	シグン	ブンキョウ（ク）チョウ・マチ・ムラ
113－8441		漢字	東京（都道府県）	市郡	文京（区）町村
町名・字名以下	フリガナ	ユシマ 1-7-5			
	漢字	湯島1-7-5			
電話番号	(市外局番) 03	(局番) 3813	(番号) 5321		

03

⑱給付金の送金先						
口座名義人（カタカナ）	(姓) シガク	(名) キョウコ				金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
金融機関	金融機関名（カタカナで記入）	店名（カタカナで記入）	種目	口座番号（右づめ）	送金	
	銀行・金庫 信組・農協 信漁・漁協 信漁連	本店 支店 出張所 本所 支所	1 普通 2 当座			受取機関の証明
ゆうちょ銀行	預金通帳の記号番号 記号	番号	□ マイナポータル等で登録済の公金受取口座を指定（指定する場合は☑してください。この場合、右欄の証明又は通帳等コピーの添付は不要です。）		送金 1	
	19990	09999991				

※決定番号
63－

状況報告書（職務遺族年金用）の記入例

状況報告書（職務遺族年金用）

1．死亡の発生原因についてお答えください。
死亡した原因は、第三者の行為（交通事故等）によるものですか。次のア、イのいずれかを○で囲んでください。

ア	はい
(イ)	いいえ

2．年金受給について、以下（１）～（３）にお答えください。
（１）この年金の請求以外で、以下の表１の公的年金制度から年金（退職・老齢、障害、遺族）の年金の決定を受けていますか（請求中を含む）。番号を○で囲んでください。

１．決定を受けている→（２）へ進んでください	(２) 決定を受けていない

表１

記号	公的年金制度名
ア	国家公務員共済組合法（昭和６１年４月前の長期給付に関する施行法を含む。）
イ	地方公務員等共済組合法（昭和６１年４月前の長期給付に関する施行法を含む。）
ウ	私立学校教職員共済法
エ	国民年金法
オ	厚生年金保険法

（２）上記（１）で１を○印で囲んだ方は、決定を受けている全ての年金について次の欄に記入してください。
現在請求中で、まだ決定を受けていない年金については、年金証書記号番号欄に「請求中」と記入してください。

公的年金制度名（表１より記号を選択してください）	年金の種類（退職・老齢、遺族、障害など）	年金証書記号番号	支給開始年月
			昭和 平成 令和　年　月
			昭和 平成 令和　年　月
			昭和 平成 令和　年　月

3．給付制限にかかる項目
次の項目に関して該当する場合は、☑を行ってください。

□	禁錮以上の刑に処せられたことがある。

上記のとおり請求します。

令和 ○○ 年△△ 月 ××日

日本私立学校振興・共済事業団　理事長 殿

届出者氏名　私学　共子

職務遺族年金請求に関する確認書（学校法人等用）の記入例

職務遺族年金請求に関する確認書（学校法人等用）

このたび、以下の死亡した者の死亡原因が職務上によるものであるとして、「職務遺族年金請求書」が提出されました。
つきましては、お手数ではございますが、以下についてご回答をお願いします。

死亡した者について

①加入者番号										②氏名	③生年月日					
県		学校		学校番号			個人番号						年	月	日	
1	3	I	9	9	9	9	9	9	9	9	私学　太郎	3	8	1	0	2	0

1. 死亡の原因は「職務上」によるとの申し出がありますが、学校法人等を通して労災等（通勤災害を除く）の請求をしたことはありますか。（以下、該当するものについて、○で囲んでください。）

   はい　　いいえ

2. 1で「はい」に○をした場合、労災等（通勤災害を除く）の給付は決定しましたか。

   決定した　→　（保険給付名をご記入ください。：

   決定していない　→　（理由をご記入ください。：　請求手続き中のため

3. きっかけとなる事件・事故等がありましたか。

   はい　　いいえ　　不明

4. 3.で「はい」に○をした場合、その内容について具体的に記述してください。

上記の者の死亡の原因となった事故又は災害の発生年月日及び発生時刻	平成 令和	○○ 年△△月×○日	午前 午後	3 時 30 分頃

発生原因及び発生状況

××の授業のため校内を一人で移動中に，誤って階段から転落した。

5. 請求者の職務遺族年金の請求について、学校法人等のご意見がありましたら、ご記入ください。

勤務時間中に発生した事故による死亡であるため，職務上災害にあたるものではないかと考えます。

以上、回答します。

令和 ○○年 △△月○× 日

日本私立学校振興・共済事業団　理事長　殿
〒113-8441

学校法人等 所在地　東京都文京区湯島 1-7-5　　電話番号　03 （ 3813 ） 5321

名称　学校法人　湯島学園

代表者名　湯島　良男

（担当者名：　○○　）

第８章　年金の支給停止及び給付の支払い

第１節　在職中の支給停止

１　基本的なしくみ

在職中の支給停止については，被用者年金一元化法の施行に伴い，下表のような点において変更が生じました。

一元化前	一元化後
他制度の老齢給付との基本月額の合算なし	各老齢給付の基本月額を合算して総停止額を基本月額の比率で按分する
加入している制度によって停止計算が異なる	停止計算の統一
昭和12年４月１日以前生まれの人は在職停止の対象外	左の生年月日の人も在職停止を適用
障害共済年金の給与比例部分は在職停止の対象	障害共済年金の給与比例部分，障害厚生年金は在職停止の対象外

また，停止額の急激な増加を抑制する目的で，緩和措置が設けられています（一定の条件あり）。〔厚年法第46条，第78条の29，厚年法附則第11条関係，第20条，被用者年金一元化法附則第13条第２項，第14条，第15条，第16条，第17条，平成27年国共済経過措置政令第18条，第31条，第32条，第37条～第43条，第51条〕

２　共通的な取り扱い

① 退職共済年金及び障害共済年金の職域部分，経過的職域加算額（退職共済年金・障害共済年金）は私学に在職中のときのみ支給停止となります。〔平成27年国共済経過措置政令第51条〕

② 経過的加算額，繰下げ加算額は在職停止の対象外となります。

③ 加給年金額は報酬比例部分（給与比例部分）の支給額がある場合

に限り支給されます。

④　標準報酬月額，標準賞与額，高年齢雇用継続基本給付金等の受給による停止額の変動は当月支給分から適用されます。

３　用語の定義

1）　総報酬月額相当額

在職停止の計算対象となる月の標準報酬月額と，その月以前１年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額の合計額です（標準報酬月額の上限は650,000円，標準賞与額の上限は1,500,000円）。

$$\text{総報酬月額相当額} = \left(\text{計算対象となる月の標準報酬月額}\right) + \left(\frac{\text{計算対象となる月以前１年間の標準賞与額の総額}}{12}\right)$$

例）４月の総報酬月額相当額を算出する場合

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月
給与													標準報酬月額
賞与			標準賞与額						標準賞与額				

４月以前１年間に受けた標準賞与の額の総額

$$\text{上記例の総報酬月額相当額} = \left(\text{４月の標準報酬月額}\right) + \left(\frac{\text{前年６月の標準賞与額} + \text{前年12月の標準賞与額}}{12}\right)$$

＊退職後１か月以内に再度厚生年金被保険者となった場合，総報酬月額相当額については原則として前勤務先のものを使用します。

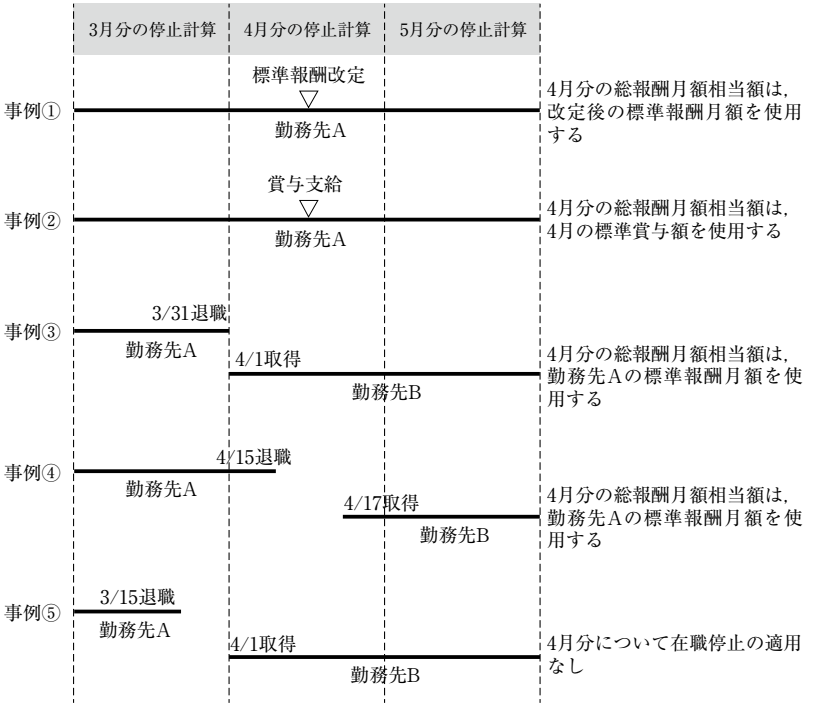

2)　基本月額（私学共済）

私学共済における老齢厚生年金及び退職共済年金の報酬比例部分（給与比例部分）を12で除した額です。

3)　基本月額（他実施機関）

他実施機関における老齢厚生年金及び退職共済年金の報酬比例部分（給与比例部分）を12で除した額です。

4)　基本月額（合算）

基本月額（私学共済）と基本月額（他実施機関）を合計した額です。

5）　支給停止基準額

在職停止の計算にて算出される停止月額に12を乗じた額です。

6）　按分比率

支給停止基準額を各実施機関の停止額に割り振るための割合

按分比率＝基本月額（私学共済）／基本月額（合計）

7）　支給停止調整開始額

支給停止調整開始額	
平成 27 年 10 月～令和 4 年 3 月	28 万円

※令和４年３月以前の 65 歳到達前の支給停止計算に適用されます。

8）　支給停止調整変更額

支給停止調整変更額	
平成 27 年 10 月～平成 29 年 3 月	47 万円
平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月	46 万円
平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月	47 万円

※令和４年３月以前の 65 歳到達前の支給停止計算に適用されます。

9）　支給停止調整額

支給停止調整額	
平成 27 年 10 月～平成 29 年 3 月	47 万円
平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月	46 万円
平成 31 年 4 月～令和 5 年 3 月	47 万円
令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	48 万円
令和 6 年 4 月～	50 万円

※賃金や物価の変動によって毎年度見直され，改定されることがあります。
令和４年４月以降の支給停止計算は，65 歳前後にかかわらず，支給停止調整額を適用します。

４　65歳到達前の支給停止計算と緩和措置

1）　支給停止計算式（原則）

⑴　在職停止計算〔厚年法附則第11条（平成27年国共済経過措置政令第18条により読み替えて適用する場合を含む），第20条〕

＜令和４年４月以降の支給停止計算＞

総報酬月額相当額と基本月額（合算）の合計額が48万円以下のときは在職停止による停止額はありません。

合計額が48万円を超えるときは次の計算式となります。

私学の在職停止額

＝（総報酬月額相当額＋基本月額（合計）－48万円）×按分比率／２×12

※基準額（48万円）は法定の金額であり，毎年度改定されます。令和６年度の金額はP.611「9）支給停止調整額」を参照。

＜令和４年３月以前の支給停止計算＞

総報酬月額相当額と基本月額（合算）の合計額が28万円以下のときは在職停止による停止額はありません。

合計額が28万円を超えるときは次の①～④の計算式となります。

① 基本月額（合算）が28万円以下であり，かつ総報酬月額相当額が48万円以下であるとき

私学の在職停止額

＝（総報酬月額相当額＋基本月額（合算）－28万円）×按分比率／２×12

② 基本月額（合算）が28万円以下であり，かつ総報酬月額相当額が48万円を超えるとき

私学の在職停止額

＝｛（48万円＋基本月額（合算）－28万円）×按分比率／２＋（総報酬月額相当額－48万円）×按分比率｝×12

③ 基本月額（合算）が28万円を超えており，かつ総報酬月額相当額が48万円以下であるとき

私学の在職停止額＝総報酬月額相当額×按分比率／２×12

④ 基本月額（合算）が28万円を超えており，かつ総報酬月額相当額

が48万円を超えるとき

私学の在職停止額

＝｛48万円／２×按分比率＋（総報酬月額相当額－48万円）×按分比率｝×12

※基準額（28万円，48万円）は法定の金額であり，毎年度改定されていました。各年度の金額はP.611「7）支給停止調整開始額」「8）支給停止調整変更額」を参照。

⑵　高年齢雇用継続基本給付金等を受給する場合〔厚年法附則第７条の５，第11条の６，厚年政令第８条の４，第８条の６〕

65歳到達前の老齢給付にのみ調整（以下「雇用停止額」といいます）が行われ，65歳以上となった場合は調整対象となることはありません。

この調整が行われる場合は原則として標準報酬月額の６％が雇用停止額の月額（以下「雇用停止月額」といいます）となりますが，みなし賃金月額[注1]からの低下割合に応じて次のようなしくみで調整されることとなっています。

〔注１〕　雇用保険法第61条に規定するみなし賃金日額に30を乗じた額

①　標準報酬月額がみなし賃金月額の61％未満であるとき

雇用停止月額＝標準報酬月額×６／100

②　標準報酬月額がみなし賃金月額の61％以上75％未満

雇用停止月額＝標準報酬月額×支給停止率

支給停止率

＝［みなし賃金月額×75／100－｛標準報酬月額＋（みなし賃金月額×75／100－標準報酬月額）×485／1400｝］／標準報酬月額×６／15

③　標準報酬月額がみなし賃金月額の75％以上

雇用停止月額＝停止額はありません

上記①②の雇用停止月額×15／６＋標準報酬月額＞支給限度額[注2]であ

るときは，次の計算で算出された月額が雇用停止月額となります。

雇用停止月額＝（支給限度額－標準報酬月額）×６／15

〔注２〕　雇用保険法第61条で規定（変更される可能性があります）

雇用停止月額に12を乗じたものが雇用停止額となります。

2）　65歳到達前の緩和措置の条件

一元化前後での急激な支給停止基準額の増加を抑制する目的で設置されたもので，以下のすべてを満たすときに限られます。

⑴　昭和25年10月２日～昭和30年10月１日までの生年月日であること

⑵　65歳到達日前であること〔被用者年金一元化法附則第15条第１項〕

⑶　一以上の老齢給付の受給権を平成27年９月30日以前に有していること〔被用者年金一元化法附則第15条第１項，平成27年厚年経過措置政令第48条，平成27年国共済経過措置政令第38条第３項〕

⑷　厚年被保険者の資格が平成27年10月１日以前から継続していること〔被用者年金一元化法附則第15条第２項，平成27年厚年経過措置政令第50条，平成27年国共済経過措置政令第42条〕

５　65歳以上の支給停止計算と緩和措置

1）　支給停止計算式（原則）〔厚年法第46条（平成27年国共済経過措置政令第18条による読み替えの場合を含む），第78条の29〕

総報酬月額相当額と基本月額（合算）の合計額が48万円以下のときは在職停止による停止額はありません。

合計額が48万円を超えるときは次の計算式となります。

私学の在職停止額

＝（総報酬月額相当額＋基本月額（合算）－48万円）×按分比率／２×12

2）　65歳以上の緩和措置の条件

一元化前後での急激な支給停止基準額の増加を抑制する目的で設置されたもので，以下のすべてを満たすときに限られます。

⑴　昭和25年10月１日以前の生年月日であること

⑵　65歳以上であること〔被用者年金一元化法附則第14条第１項〕

⑶　一以上の老齢給付の受給権を平成27年９月30日以前に有していること〔被用者年金一元化法附則第14条第１項，平成27年厚年経過措置政令第40条，平成27年国共済経過措置政令第37条第４項〕

⑷　厚年被保険者の資格が平成27年10月１日以前から継続していること〔被用者年金一元化法附則第14条第３項，平成27年厚年経過措置政令第43条，平成27年国共済経過措置政令第39条〕

＊平成27年10月１日時点で65歳以上70歳未満の人は，70歳到達日時点で緩和措置が終了することになります。

６　旧共済年金の在職停止

旧共済法による退職年金，減額退職年金，通算退職年金についても在職停止の対象となります。

このとき，基本月額（私学共済）については次のように分類されます。

⑴　私学に在職中であるとき

基本月額（私学共済）＝給与比例部分に相当する額

⑵　私学以外に在職中であるとき

基本月額（私学共済）＝決定された年金額×45／100

このように基本月額（私学共済）の取り扱いが異なるだけであり，支給停止計算式や緩和措置の条件等は「５　65歳以上の支給停止計算と緩和措置」（P.614参照）と同じです。〔被用者年金一元化法附則第37条第４項，平成27年国共済経過措置政令第49条第３項，平成27年厚年経過措置政令第40条第１項〕

７　退職等年金給付の在職停止

終身（有期）退職年金，職務障害年金は，私学に在職中のときのみ支給停止となります（P.564「11）在職中の支給停止」参照）。〔国共済法第81条第１項，第３項，第87条〕

第２節　雇用保険との調整

老齢厚生年金や退職共済年金の受給権者に雇用保険法や船員保険法の基本手当（失業給付）又は雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金等が支給されることとなった場合，老齢厚生年金や退職共済年金について調整が行われます。

〔注〕 ①　平成10年３月31日までに受給権が発生した退職共済年金については調整は行われません。

②　船員保険の失業部門は平成22年１月１日に雇用保険と統合されました。

１　老齢厚生年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整〔厚年法附則第７条の４，第８条，第11条の５〕

1)　調整対象となる年金

老齢厚生年金（65歳未満に限る）が調整の対象となります。

2)　調整方法

⑴　調整の対象となる範囲

雇用保険の基本手当を受ける間は，老齢厚生年金（65歳未満に限る）が支給停止となります。

〔注〕 経過的職域加算額（退職共済年金）は支給停止されません。

⑵　調整対象期間（老齢厚生年金（65歳未満に限る）が支給停止となる期間）

基本手当受給のため，求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から基本手当の受給期間が経過した日の属する月まで（基本手当受給可能期間）が調整対象期間となります。基本手当受給可能期間中であっても，基本手当を１日も受給していない月は調整対象外となります。

ただし，待期期間，離職理由による給付制限期間等は調整対象期間となります。

〔注〕 基本手当を１日でも受給すると老齢厚生年金は１か月支給停止となり

ます。

3）　調整の事後精算

調整対象期間中に１日でも基本手当を受給すると，１か月分の年金を支給停止することになります。このため，基本手当受給日数が同じでも，月をまたいでの受給の場合，年金の支給停止月数が異なることがあります。

そのため，基本手当の受給が終了した後に，各月に受けた基本手当の日数を30日ずつにまとめて，事後精算を行います。

年金支給停止月数－基本手当受給日数／30（１未満切り上げ）
＝停止解除月数

〈調整・事後精算の例〉

・基本手当受給日数　　121日

・年金調整対象期間　　７月

７月－121日/30日＝２

（121÷30＝4.03⟶５）

・２か月分の老齢厚生（退職共済）年金が遡って支給されます。この精算の流れを図にすると次のとおりになります。

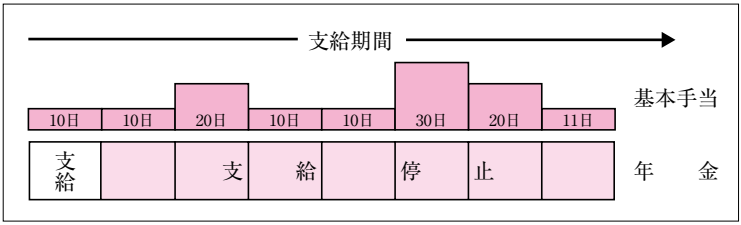

⬇各月に受けた基本手当を30日ずつにまとめる

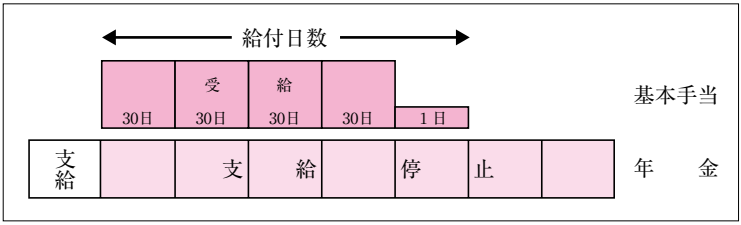

⬇年金が支給停止されていた月について精算する

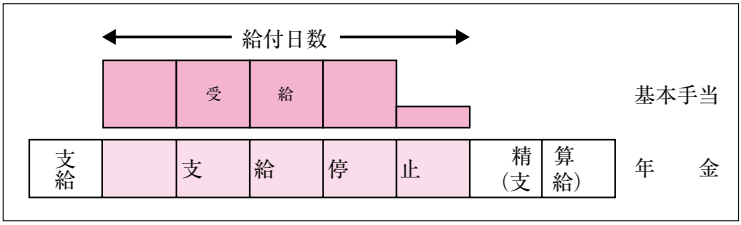

4)　基本手当受給時の年金手続き

老齢厚生年金の受給権者（65歳未満に限る）が，ハローワーク（公共職業安定所）に求職の申し込みをしたときは，手続きの必要はありません。ただし，雇用保険被保険者番号の届け出をしていない場合は，「老齢厚生・退職共済年金受給権者　支給停止事由該当届」に「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写しまたは「雇用保険受給資格通知（全件版）」のすべての写しを添付して提出してください。

5)　雇用保険の基本手当の受給が満了したとき

私学事業団で確認後，事後精算を行い年金受給権者宛てに通知します。

２　退職共済年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整〔被用者年金一元化法附則第37条，平成27年国共済経過措置政令第15条第１項による読み替え後の改正前国共済法附則第12条の８の２〕

1)　調整対象となる年金

退職共済年金（65歳未満に限る）が調整の対象となります。

2)　調整方法

⑴　調整の対象となる範囲

雇用保険の基本手当を受ける間は，退職共済年金（65歳未満に限る）が支給停止となります。

〔注〕　職域部分は支給停止されません。

⑵　調整対象期間

「１　老齢厚生年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整」の「2)　⑵調整対象期間」（P.616）を参照してください。

3)　事後精算

「１　老齢厚生年金と雇用保険の基本手当（失業給付）との調整」の「3)　調整の事後精算」（P.617）を参照してください。

4)　基本手当受給時の年金手続き

退職共済年金の受給権者（65歳未満に限る）が，ハローワーク（公

共職業安定所）に求職の申し込みをしたときは，「老齢厚生・退職共済年金受給権者　支給停止事由該当届」に「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写しまたは「雇用保険受給資格通知（全件版）」のすべての写しを添付して提出してください。

5）　雇用保険の基本手当の受給が満了したとき

私学事業団で確認後，事後精算を行い年金受給権者宛てに通知します。

３　その他雇用保険の基本手当（失業給付）との調整における共通事項

手続きが必要な人で，雇用保険の基本手当の申し込みをした後に「老齢厚生・退職共済年金受給権者　支給停止事由該当届」等の提出がない場合，年金の支払いを保留して，受給権者宛てに提出を依頼します。

また，求職の申し込みをした後に，ハローワークで基本手当の受給資格の取り消し手続き（求職取り消し）や受給期間の延長の手続きをしたときは，私学事業団への連絡が必要です。

４　老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金〔注1〕又は高年齢再就職給付金〔注2〕との調整〔厚年法附則第 11 条の６，第 13 条の６〕

〔注１〕賃金が60歳時点に比べて75％未満となったときに支給される雇用保険法による給付

〔注２〕60歳以上65歳未満で雇用保険の基本手当を受給していた人が，支給日数を100日以上残して再就職し，再就職後の賃金が直前の離職日の賃金の75％未満に低下したときに支給される雇用保険法による給付

1）　調整対象となる年金

在職中の老齢厚生年金（65歳未満に限る）が調整の対象となります。

2）　調整方法

高年齢雇用継続基本給付金の支給率は，60歳到達時点の賃金と60歳以降の賃金の低下率，高年齢再就職給付金の支給率は直前の離職日の賃金と再就職時の賃金の低下率で算定されます。賃金の低下が75％未満の場合は最高で60歳以降の賃金の15％が支給されます。

具体的な高年齢雇用継続基本給付等を受給した場合の年金停止額の算出方法については，在職中の支給停止計算に組み込んで行うため，「465歳到達前の支給停止計算と緩和措置」（P.611）を参照してください。

3)　調整を行わない場合

①　標準報酬月額が，60歳時の賃金月額の75％以上であるとき

②　標準報酬月額が，支給限度額（370,452円[注]）以上であるとき

③　高年齢雇用継続基本給付金等が支給されないとき

高年齢雇用継続基本給付金等が不支給となった月については，年金が支給されることになります。不支給となる場合であってもハローワークで支給申請の手続きを行ってください。

〔注〕　令和５年８月１日からの金額

4)　高年齢雇用継続基本給付金等受給時の年金手続き

在職中の老齢厚生年金の受給権者（65歳未満に限る）が，ハローワーク（公共職業安定所）で高年齢雇用継続基本給付金又は，高年齢再就職給付金の申請をしたときは手続きの必要はありません。ただし，雇用保険被保険者番号の届け出をしていない場合は，「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写しを添付して提出してください。

５　退職共済年金と高年齢雇用継続基本給付金[注1]又は高年齢再就職給付金[注2]との調整〔平成27年国共済経過措置政令第18条第１項による読み替え後の厚年法附則第11条の６，第13条の６〕

〔注１〕　賃金が60歳時点に比べて75％未満となったときに支給される雇用保険法による給付

〔注２〕　60歳以上65歳未満で雇用保険の基本手当を受給していた人が，支給日数を100日以上残して再就職し，再就職後の賃金が直前の離職日の賃金の75％未満に低下したときに支給される雇用保険法による給付

1)　調整対象となる年金

在職中の退職共済年金（65歳未満に限る）が調整の対象となります。

2）　調整方法

「４　老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整」の「2）調整方法」（P.620）を参照してください。

3）　調整を行わない場合

「４　老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整」の「3）調整を行わない場合」（P.621）を参照してください。

4）　具体的な手続き

⑴　はじめて在職中の退職共済年金の請求をするとき

すでにハローワーク（公共職業安定所）で高年齢雇用継続基本給付金等の申請をしている場合は，「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写しを添付して提出してください。

⑵　在職中の退職共済年金の受給権者（65歳未満に限る）がハローワーク（公共職業安定所）で高年齢雇用継続基本給付金等の申請をした場合

「老齢厚生・退職共済年金受給権者　支給停止事由該当届」に「高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書」の写しを添付して提出してください。

６　高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金との調整における共通事項

手続きが必要な人で，高年齢雇用継続基本給付金等の申請をした後に「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」等の提出がない人は，年金の支払いを保留して，受給権者宛てに提出を依頼します。

第３節　加給年金額の支給停止

被用者年金一元化法の施行に伴い，年金額の算定基礎となる厚生年金の被保険者期間（第１号厚生年金被保険者期間～第４号厚生年金被保険者期間を合算した期間）が20年以上あることが加給年金額を加算するための受給要件の一つとなりました。

このことに伴い，加給年金額の支給停止の要件にも変更がありました。

１　加給年金額の支給停止の要件

1)　年金受給権者本人の事由による支給停止〔厚年法第44条〕

障害基礎年金の支給を受けることができるようになった場合，子にかかる加給年金額の支給は停止となります（配偶者にかかる加給年金額の支給は停止となりません）。

2)　配偶者の事由による支給停止〔厚年法第46条第６項，第78条の29，厚年政令第３条の７，第３条の13の３〕

⑴　一元化後に加給年金額が加算される場合の加給年金額の支給停止

配偶者が算定期間が20年以上である[注]老齢給付の決定を受け，給付を受けている場合や，障害給付を受けている場合に，加給年金額の支給が停止になります。

また，配偶者が一元化後，複数の老齢給付の算定期間を合算して20年以上になる老齢給付の決定を受け，給付を受けている場合には加給年金額の支給が停止になります〈事例１〉。

〈事例１〉　配偶者（妻）の４号老齢厚生年金（15年）と１号老齢厚生年金（５年）を合わせて20年以上の老齢厚生年金を受けるようになったため，加給年金額は支給停止となります。

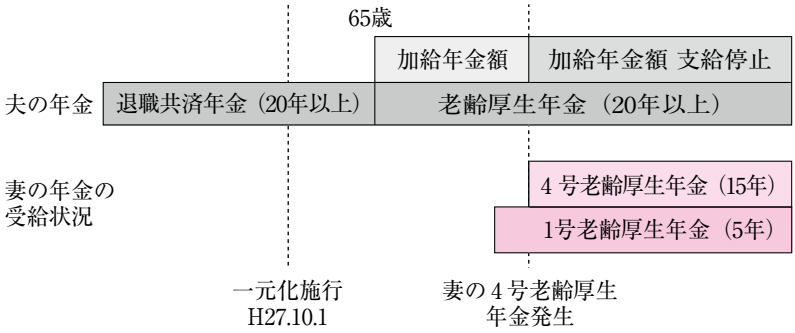

⑵　一元化前から加給年金額が加算されている場合の加給年金額の支給停止

配偶者が算定期間が20年以上である[注]老齢給付の決定を受け，給付を受けている場合や，障害を事由とする年金の給付を受けている場合に支給停止となります〈事例２〉。

この場合（1）とは異なり，算定期間の合算による支給停止は行われません。

ただし，配偶者が在職中の退職共済年金の受給権者であり，一元化後に退職したことにより，退職共済年金と同一の実施機関の老齢厚生年金の決定を受け，算定期間を合算して20年以上になる給付を受けている場合には，加給年金額の支給が停止となります〈事例３〉。

〈事例２〉　配偶者（妻）の４号老齢厚生年金の算定期間が 20 年以上あるため，加給年金額は支給停止となります。

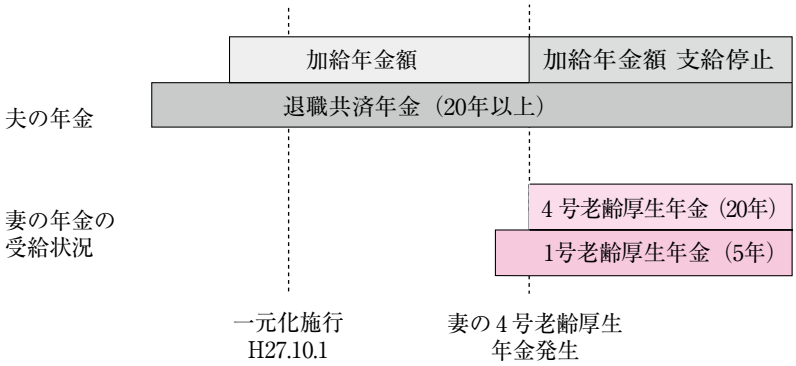

〈事例３〉　配偶者（妻）の私学の退職共済年金（19年）と４号老齢厚生年金（１年）を合わせて 20 年以上の年金を受けるようになったため，加給年金額は支給停止となります。

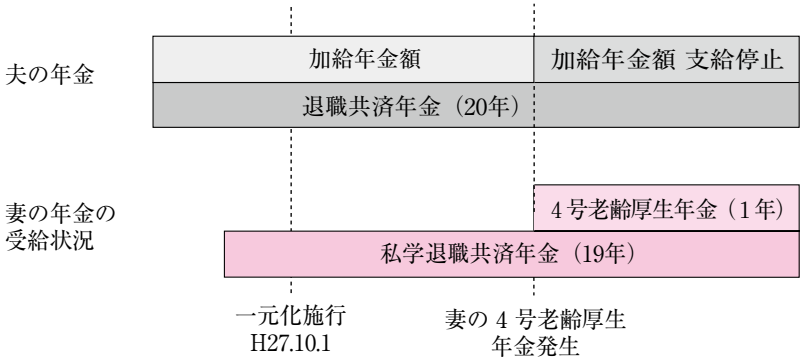

(3)　共通事項

〈令和４年３月以前の支給停止要件〉

配偶者が算定期間が20年以上[注]である老齢給付や，障害給付のいずれかの年金の受給権を有していても，全額支給停止（配偶者本人の申し出による支給停止を除きます）の場合，加給年金額は支給停止となり

ません。また，算定期間が20年以上[注]であっても国民年金の老齢年金又は老齢基礎年金は，加給年金額の停止事由の対象になりません。

なお，配偶者が退職，障害を事由とする恩給を受けている場合は，その間，加給年金額は支給停止となります。

〈令和４年４月以降の支給停止要件〉

配偶者が算定期間が20年以上[注]である老齢給付の受給権を有している場合，支給の有無にかかわらず，加給年金額は支給停止となります。

それ以外の要件は令和４年３月以前と同じです。

令和４年４月前後の支給停止要件（比較）

配偶者の年金支給状況		年金受給権者の加給年金額の支給可否	
		令和４年３月以前	令和４年４月以降
老齢・退職の年金	支給あり	支給停止	支給停止
	支給なし	支給	支給停止（配慮措置あり）
障害の年金	支給あり	支給停止	支給停止
	支給なし	支給	支給

⑷　支給停止要件の変更に伴う経過措置

令和４年３月時点で加給年金額が加算された老齢厚生年金及び障害厚生（共済）年金の支給があるとき，配偶者が，算定期間が20年以上[注]である老齢給付が全額支給停止（配偶者本人の申し出による支給停止を除きます）されている場合は，引き続き加給年金額が支給されます〈事例４〉。

〔注〕　算定期間が20年未満であっても，加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や，特例により20年とみなされる場合を含みます。

<事例４>　配偶者（妻）の４号老齢厚生年金の算定期間が20年以上あり，令和４年３月時点では在職中で全額支給停止中の場合，経過措置に該当して引き続き加給年金額が支給となります。

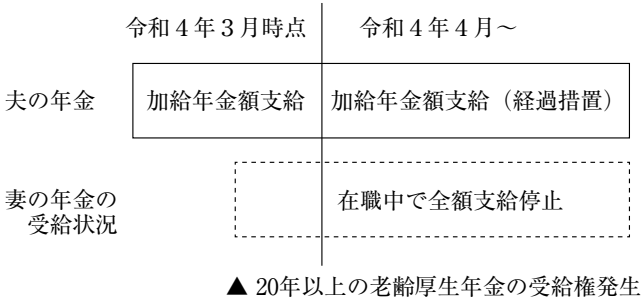

２　加給年金額の支給停止・支給停止解除の手続き

1)　加給年金額の支給停止の手続き

配偶者の事由により加給年金額の支給停止事由に該当した場合は，「老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要です。

2)　加給年金額の支給停止解除の手続き

配偶者の事由により加給年金額が支給停止されていて，かつ加給年金額の支給停止事由に該当しなくなった場合は，「老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由消滅届」に次の書類を添えて提出してください。

〈添付書類〉

①　戸籍謄本，又は配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書

②　配偶者が老齢・退職又は障害を支給事由とする年金を受けられなくなったことを証する書類

なお，令和４年４月以降は，配偶者が障害を支給事由とする年金を受けられなくなった場合に限り，加給年金額の支給停止の解除を行います。

第４節　遺族加算の支給停止

中高齢寡婦に対する加算等の支給停止

1)　40歳以上65歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算の支給停止）〔厚年法第65条，改正前国共済法第93条〕

⑴　同一の事由による遺族基礎年金を受けることができるとき

⑵　遺族厚生年金又は公務員共済の遺族共済年金から，当該加算がされた年金を受けることができるとき

2)　65歳以上の妻の場合（経過的寡婦加算の支給停止）〔被用者年金一元化法附則第37条，昭和60年国共済改正法附則第28条第４項，第５項，昭和60年国年等改正法附則第37条第２項〕

⑴　同一の事由による遺族基礎年金を受けることができるとき

⑵　遺族厚生年金又は公務員共済の遺族共済年金から，当該加算がされた年金を受けることができるとき

⑶　障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金を受けるとき

第５節　複数種別の年金受給権がある場合の併給調整及び支給停止

１　併給調整の内容

老齢を給付事由とする老齢基礎年金と老齢厚生年金等，同一の給付事由に基づく各実施機関の年金は，それらを一体のものとして考える１人１年金の原則から併給されます。

老齢厚生年金と障害厚生年金等，給付事由の異なる二つ以上の年金受給権がある場合は，過剰給付防止の観点から，原則として一方の同一の給付事由に基づく各年金が支給され，他方の各年金は併給調整として支

給停止となります。〔厚年法第38条第１項，改正前国共済法第74条第１項，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項で読み替え後の改正前国共済法第74条第１項〕

1)　同一の給付事由に基づく年金の併給

⑴　老齢・退職給付

老齢又は退職給付（老齢基礎年金，老齢厚生年金，退職共済年金，経過的職域加算額（退職共済年金）等）は併給できます。

⑵　同一人の死亡に基づく遺族給付

同一人の死亡に基づく遺族給付（遺族基礎年金，遺族厚生年金，遺族共済年金，経過的職域加算額（遺族共済年金）等）は併給できます。異なる人の死亡に基づく遺族給付が二つ以上ある場合は，いずれか一方の選択となります。

⑶　同一傷病に基づく障害給付

給付事由が加入者である間に初診日のある傷病に基づく障害給付（障害基礎年金，障害厚生年金，障害共済年金，経過的職域加算額（障害共済年金）等）は併給できます。異なる傷病に基づく障害給付が二つ以上ある場合は，いずれか一方の選択となります。

2)　給付事由の異なる年金支給の特例（併給される場合）

⑴　遺族給付と老齢基礎年金

遺族基礎年金の受給権がない場合は，65歳から遺族厚生（共済）年金と老齢基礎年金は併給できます。

〈事例１〉　短期要件

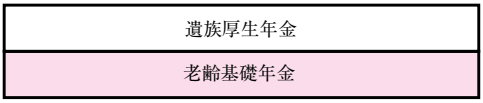

〈**事例２**〉 長期要件

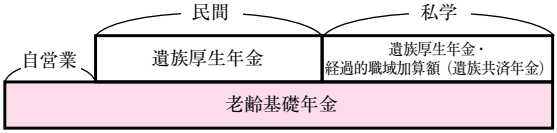

〈**事例３**〉 旧共済法の遺族年金の受給権者が65歳になったとき
（大正15年4月2日以後に生まれた人）

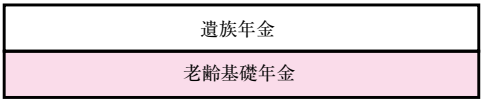

⑵ 遺族厚生（共済）年金にかかわる選択

① 旧共済法等の老齢給付との選択

旧共済法等の退職年金，減額退職年金，通算退職（老齢）年金又は老齢年金の受給権者が遺族厚生（共済）年金を選択した場合，65歳からは旧共済法等の老齢給付の年金額の２分の１が支給されます。

〈**事例１**〉 退職年金の受給権者が遺族厚生（共済）年金を選択したとき

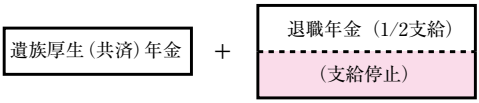

〔**注**〕 65歳未満のときは，退職年金の全額が支給停止

〈**事例２**〉 通算退職（老齢）年金の受給権者が遺族厚生（共済）年金を選択したとき

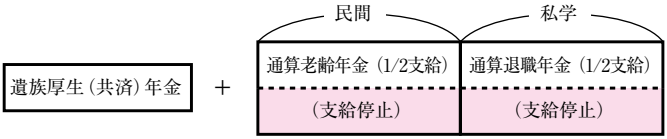

〔**注**〕 65歳未満のときは，通算退職（老齢）年金の全額が支給停止

② 老齢厚生（退職共済）年金との選択（平成７年４月１日以降）

〈平成 19 年３月 31 日までに配偶者の死亡を事由とする遺族厚生（共

済）年金の受給権があり，かつ昭和 17 年４月１日以前に生まれた人〉

遺族厚生（共済）年金の３分の２と老齢厚生（退職共済）年金の２分の１の割合で併給できます。

ただし，特定受給権者（P.638〔**注５**〕参照）は，この選択方法の対象外です。

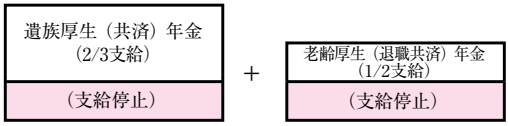

〈平成 19 年３月 31 日までに遺族厚生（共済）年金の受給権がある人で，昭和 17 年４月２日以後に生まれた人，又は平成 19 年４月１日以降に遺族厚生（共済）年金の受給権を得た人で，65 歳以上の人〉

老齢厚生（退職共済）年金が優先して支給され，遺族厚生（共済）年金の方が高額な場合に差額が遺族厚生（共済）年金として支給されます。このしくみを，老齢給付の先充てと呼びます。〔厚年法第64条の２，平成27年厚年経過措置政令第21条，改正前国共済法第91条の２第１項，被用者年金一元化法附則第37条による読み替え後の改正前国共済法第91条の２第１項〕

〈例〉65歳からの受給方法

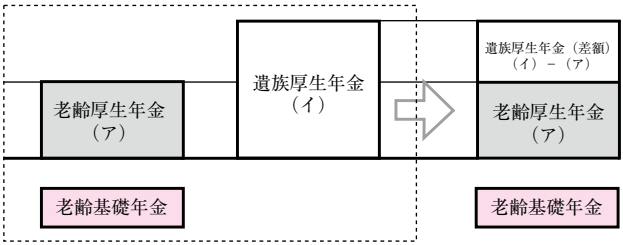

①　老齢厚生年金（ア）は原則全額支給されます。

②　遺族厚生年金（イ）と（ア）を比較し，（イ）の方が高額な場合は

その差額が遺族厚生年金として支給されます。なお，（ア）の方が高額な場合は遺族厚生年金（差額）の支給はありません。

〔**注１**〕 遺族厚生年金（イ）の年金額の決定については，P.538を参照

〔**注２**〕「年金受給選択申出書」の提出は必要ありません。

⑶ 障害基礎年金との併給（平成18年４月１日以降）

老齢厚生（退職共済）年金，遺族厚生（共済）年金の受給権者が，障害基礎年金の受給権を有している場合は，65歳から障害基礎年金と併給ができます。

ただし，障害基礎年金を受ける場合，老齢基礎年金は支給停止となります。

〔**注**〕 加給年金額の支給停止（P.623参照），遺族加算の支給停止（P.628参照）

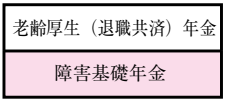

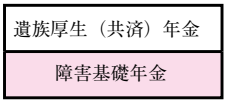

3） 支給停止とならない年金の部分

給付事由の異なる他実施機関の年金の受給を選択した場合，私学共済が支給する年金は併給調整として支給停止となります。しかし，退職共済年金，障害共済年金，遺族共済年金の職域部分及び経過的職域加算額（共済年金）は併給調整の対象外となり支給されます。

ただし，私学共済内で給付事由の異なる二つ以上の受給権がある場合は，職域部分及び経過的職域加算額（共済年金）を含め支給停止となります。〔改正前国共済法第74条第２項，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第74条第２項〕

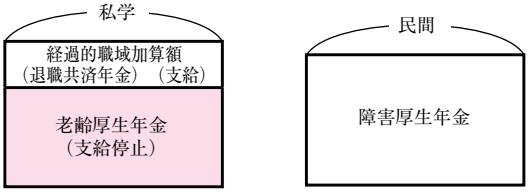

〔注〕 老齢厚生（退職共済）年金を繰り下げて受給している場合，職域部分及び経過的職域加算額（退職共済年金）は繰下げ加算後の額になります。

また，退職等年金給付は他実施機関の年金の支給を選択した場合でも併給調整の対象にはならず，支給停止はかかりません。私学共済が支給する退職等年金給付及び経過的職域加算額（共済年金）間では，併給調整がかかる場合があります（P.635参照）。

＜遺族給付（短期要件）及び障害給付の特例＞

平成27年10月１日以降に受給権が発生した，他実施機関が支給する遺族厚生年金（短期要件に限る）又は障害厚生年金に，私学共済加入期間分の額（中間額）が含まれている場合，併給調整の規定上それらの給付は私学共済が支給する給付とみなされます。そのため，それらの給付の支給を選択した場合，私学共済が支給する他種別の経過的職域加算額（共済年金）は支給停止となります。〔平成27年国共済経過措置政令第９条〕

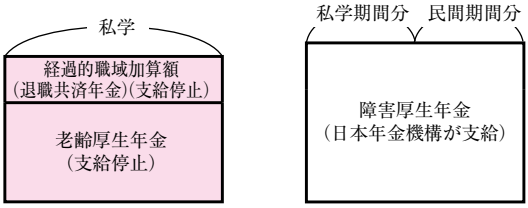

＜みなし従前額が保障された場合＞

昭和61年３月31日に給付事由が生じたと仮定したみなし従前額が適用された年金の職域部分に相当する額として支給する額は，次のとおりです。

① 基礎年金が支給されない場合

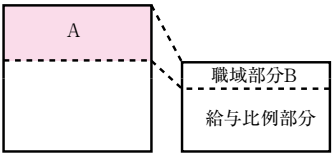

（みなし従前額）　（新共済法による額）

$$A=\text{みなし従前額}\times\frac{B}{\text{新共済法による額}}$$

② 基礎年金が支給される場合

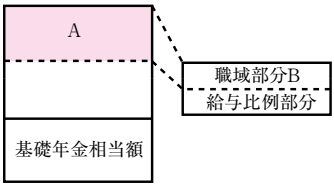

（みなし従前額）　（新共済法による額）

$$A=(\text{みなし従前額}-\text{基礎年金相当額})\times\frac{B}{\text{新共済法による額}}$$

２　年金受給の選択

給付事由の異なる二つ以上の年金の受給権が発生したときは，すべての年金が一度支給停止となります。受給権者は受給を希望する年金を選択し，支給停止の解除申請を行うことで，選択した年金を受給することになります。

また，受給している年金に比べ，支給停止になっている他方の年金を選択した方が有利な場合は，将来に向かって選択をやり直すこと（選択換え）ができます。〔厚年法第38条第２～４項，改正前国共済法第74条第３～６項，平成27年国共済経過措置政令による読み替え後の改正前国共済法第74条第３～６項〕

＜具体的な手続き＞

二つ以上の年金受給権が発生したとき又は選択換えをするときは，「年金受給選択申出書」を用いて，希望する年金の選択又は選択換えを行います。この手続きは全実施機関共通の手続きで，ワンストップサー

ビス対象です。

1)　先にある年金（先発年金）の受給権が発生し，その後に異なる種別の年金（後発年金）の受給権が発生した場合

先発年金又は後発年金のいずれの年金を選択する場合であっても，後発年金を請求する際に，年金請求書に「年金受給選択申出書」を添えて提出します。

〔注〕　先発年金を選択する場合も，後発年金の請求書と併せて提出します。

2)　給付事由の異なる年金が同時に発生した場合

いずれの年金を選択する場合でも，各々の年金請求書に「年金受給選択申出書」を添えて提出します。

〔注〕　選択をしない年金（支給停止となる年金）の請求書にも併せて提出します。

3)　今まで受けていた年金を他の年金に選択換えする場合

いずれか一か所の実施機関に「年金受給選択申出書」を提出します。

３　退職等年金給付の併給調整

1)　基本的な事項

公的年金給付には１人１年金の原則があります（P.628参照）。退職等年金給付も同様の考え方が適用されることとなります。

退職共済年金（経過的職域加算額（退職共済年金））・障害共済年金（経過的職域加算額（障害共済年金））・遺族共済年金（経過的職域加算額（遺族共済年金））には職域部分が存在しており，退職等年金給付も職域部分に代わるものとして設計されたため，この組み合わせにおいても併給調整されることがあります（P.563参照）。

この併給調整は，私学共済制度同士の場合に限り適用されるものです。

2)　具体的な事例の抜粋

〈事例１〉退職年金と職務障害年金の受給権がある場合

退職年金を選択した場合は，職務障害年金が全額支給停止となります。

職務障害年金を選択した場合は，退職年金が全額支給停止となります。

ただし，一方が私学共済以外で決定された年金である場合は双方の受給が可能です。

〈事例２〉退職年金と職務遺族年金の受給権がある場合

双方の受給が可能です。

〈事例３〉退職年金と障害共済年金

退職年金を選択した場合は，障害共済年金が全額支給停止となります。

障害共済年金を選択した場合は，退職年金が全額支給停止となります。

ただし，一方が私学共済以外で決定された年金である場合は双方の受給が可能です。

3)　一時金と年金給付の関係性

選択一時金，整理退職一時金及び遺族一時金については，原則として併給調整の対象とはなりませんが，例外として重複して受給できない場合があります。

①　選択一時金又は整理退職一時金と職務障害年金の場合

一時金分は内払い扱いとなります。

②　遺族一時金と職務遺族年金

同一給付事由の遺族一時金と職務遺族年金は選択となります。ただし，別給付事由の遺族一時金と職務遺族年金は併給が可能です。

③　選択一時金又は整理退職一時金と職務上障害による経過的職域加算額（障害共済年金）

一時金分は内払い扱いとなります。

④　遺族一時金と職務上死亡による経過的職域加算額（遺族共済年金）

同一給付事由の遺族一時金と経過的職域加算額（遺族共済年金）は選択となります。ただし，別給付事由の遺族一時金と経過的職域加算額（遺族共済年金）は併給が可能です。

〔国共済法第75条の４，第75条の６，第79条の４，被用者年金一元化法附則第37条の２〕

〈具体的な手続き〉

二つ以上の退職等年金給付の受給権が発生したとき又は選択替えをするときは，『併給調整事由該当届書』に必要事項を記入し提出してください。

私学共済内の併給調整

	老齢				障害			遺族			
	退職共済年金 経過的職域加算額 老齢厚生年金	退職年金〔終身・有期〕〔注1〕〔注2〕	整理退職一時金〔注1〕 選択一時金〔注1〕	通算退職年金 減額退職年金 退職年金	障害共済年金 経過的職域加算額 障害厚生年金	職務障害年金〔注2〕	障害年金	遺族共済年金 経過的職域加算額 遺族厚生年金	職務遺族年金〔注2〕	遺族一時金	通算遺族年金 遺族年金
老齢厚生年金 経過的職域加算額 退職共済年金	－	併給	併給	併給〔注3〕	選択	選択〔注4〕	選択	選択〔注5〕	選択〔注4〕	併給	選択〔注6〕
退職年金〔終身・有期〕 〔注1〕〔注2〕	併給	－	併給	併給	選択〔注4〕〔注7〕	選択	併給	併給	併給	併給	併給
選択一時金〔注1〕 整理退職一時金	併給	併給	－	併給	併給〔注7〕	選択〔注7〕	併給	併給	併給	併給	併給
退職年金 減額退職年金 通算退職年金	併給〔注3〕	併給	併給	－	選択	併給	選択	選択〔注8〕	併給	併給	併給
障害厚生年金 経過的職域加算額 障害共済年金	選択	選択〔注4〕〔注7〕	併給〔注7〕	選択	選択	選択〔注4〕	選択	選択	選択〔注4〕	併給	選択
職務障害年金〔注2〕	選択〔注4〕	選択	選択〔注7〕	併給	選択〔注4〕	選択	併給	選択〔注4〕	選択	併給	併給
障害年金	選択	併給	併給	選択	選択	併給	－	選択	併給	併給	併給
遺族厚生年金 経過的職域加算額 遺族共済年金	選択〔注5〕	併給	併給	選択〔注8〕	選択	選択〔注4〕	選択	選択	選択〔注4〕	併給〔注9〕	選択
職務遺族年金〔注2〕	選択〔注4〕	併給	併給	併給	選択〔注4〕	選択	併給	選択〔注4〕	併給	選択〔注9〕	併給
遺族一時金	併給	併給	併給	併給	併給	併給	併給	併給〔注9〕	選択〔注9〕	併給	併給
遺族年金 通算遺族年金	選択〔注6〕	併給	併給	併給	選択	併給	併給	選択	併給	併給	併給

〔注１〕退職年金（有期）と選択一時金（整理退職一時金）は請求の際に受給方法を選択し，いずれか一方のみ支給されます。

〔注２〕退職等年金給付を指します。

〔注３〕通算退職年金者が退職して退職共済年金を受けるときは，通算退職年金はその時点で失権し，退職共済年金として支給されます。

〔注４〕職域部分，経過的職域加算額が発生しない場合は，退職等年金給付は併給されます。

〔注５〕65 歳以降は老齢給付の先充て（P.631 参照）になります。特定受給権者（①大正 15 年４月１日以前に生まれた人又は②大正 15 年４月２日以後に生まれた人のうち，旧厚生年金の老齢年金受給権者，共済制度の退職年金・減額退職年金の受給権者で昭和６年４月１日以前に生まれた人）の場合に限り，遺族給付を選択した場合は，65 歳から老齢給付の額の２分の１が支給されます。

〔注６〕特定受給権者の場合は併給されます。

〔注７〕障害給付を選択した場合，退職年金（終身・有期）は支給停止されますが，選択一時金（整理退職一時金）は原則として併給されます。ただし，当該障害給付が職務上事由の経過的職域加算額又は職務障害年金である場合，選択一時金（整理退職一時金）額は当該障害給付の支給期月ごとの額の２分の１を上限とし内払いとみなされます。

〔注８〕65 歳以降，遺族給付を選択した場合は，老齢給付の額の２分の１が支給されます。

〔注９〕遺族給付と遺族一時金は原則として併給されますが，いずれも同一人の死亡により発生し，かつ遺族給付が職務上事由の経過的職域加算額又は職務遺族年金である場合，いずれか一方のみ支給されます。

公的年金制度間の併給調整（退職等年金給付については併給調整関係にないため省略）

			私学共済の年金					
			老齢給付		障害給付		遺族給付	
			老齢厚生年金 退職共済年金〔注1〕 経過的職域加算額	退職年金 通算退職年金 減額退職年金	障害厚生年金 障害共済年金 経過的職域加算額	障害年金	遺族厚生年金 遺族共済年金 経過的職域加算額	遺族年金 通算遺族年金
他実施機関の年金	老齢給付	老齢基礎年金	併給〔注2〕	併給	選択〔注3〕	選択	併給〔注11〕	併給〔注11〕
		老齢厚生年金，経過的職域加算額 退職共済年金〔注1〕	併給	併給	選択〔注3〕	選択〔注3〕〔注5〕	選択〔注3〕〔注6〕	選択〔注3〕〔注5〕
		通算老齢年金（国年） 老齢年金（国年）	併給	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕〔注4〕	併給
		退職年金，老齢年金 減額退職年金，通算老齢年金 通算退職年金	併給	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕〔注9〕	併給
	障害給付	障害基礎年金	選択〔注3〕〔注4〕	選択〔注7〕	併給〔注10〕	選択〔注7〕	選択〔注3〕〔注4〕	選択〔注7〕
		障害厚生年金，経過的職域加算額 障害共済年金	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕
		障害年金（国年）	選択〔注3〕〔注4〕	併給	選択〔注3〕	－	選択〔注3〕〔注4〕	併給
		障害年金	選択〔注3〕〔注5〕	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕	併給
	遺族給付	遺族基礎年金	選択〔注3〕	選択〔注8〕	選択〔注3〕	選択〔注8〕	併給〔注10〕	選択〔注8〕
		寡婦年金	選択〔注3〕	選択	選択〔注3〕	選択	選択〔注3〕	選択
		遺族厚生年金，経過的職域加算額 遺族共済年金	選択〔注3〕〔注6〕	選択〔注3〕〔注9〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕	選択〔注3〕〔注12〕	選択〔注3〕
		遺族年金 通算遺族年金	選択〔注3〕〔注5〕	併給	選択〔注3〕	併給	選択〔注3〕	併給

〔注１〕特定受給権者の場合は，その人が受ける退職共済年金等の併給調整については，退職年金（旧法）等とみなします。
〔注２〕老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は，老齢給付の支給額が調整されることがあります（P.378 参照）
〔注３〕職域部分は支給されます。
〔注４〕受給権者が 65 歳に達している場合は，併給されます（給付事由が異なる基礎年金がある場合は選択となります）。
〔注５〕特定受給権者の場合は併給されます。
〔注６〕65 歳以降の場合，老齢給付の先充て（P.631 参照）になります（特定受給権者は除きます）。
また，特定受給権者の場合に限り，遺族給付を選択した場合は，65 歳から老齢給付の額の２分の１が支給されます。
〔注７〕障害福祉年金が障害基礎年金となったものは私学共済の各給付が優先的に支給され，障害基礎年金は優先的に支給された各給付の額が支給停止となります。
〔注８〕母子・準母子福祉年金が遺族基礎年金となったものは併給されます。
〔注９〕遺族給付を選択した場合は，65 歳から退職年金等の旧共済法等による年金額の２分の１が支給されます。
〔注 10〕給付事由が異なる場合は選択となります。ただし，職域部分は支給されます。
〔注 11〕老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合，65 歳に達するまでは選択となります。
〔注 12〕長期要件に基づいて支給されるものは併給されます。

第６節　老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合の支給停止

１　昭和 24 年４月２日以後に生まれた人〔厚年法附則第 11 条の４，改正前国共済法附則第 12 条の４の４〕

別個の給付の老齢厚生（退職共済）年金を受けている人については，原則的に老齢厚生（退職共済）年金のうち定額部分は加算されないことから，老齢基礎年金の全部を繰上げ支給（P.381参照）として受ける場合であっても老齢厚生（退職共済）年金は支給停止となりません。

ただし，障害等級３級以上の人，被保険者期間（加入者期間）44年以上の人の特例（P.402参照）や政令退職者等の特例（P.402参照）等により定額部分が加算された老齢厚生（退職共済）年金を受けられる人が，65歳未満で老齢基礎年金の全部を繰上げした場合，老齢厚生（退職共済）年金のうち定額部分（経過的加算相当額を除きます）が支給停止となります。

老齢厚生年金の場合，届け出は不要です。

退職共済年金の場合，「老齢基礎年金全部繰上げ支給に係る停止・停止解除届書」に必要書類を添付して提出してください。

２　昭和 16 年４月２日から昭和 24 年４月１日までに生まれた人〔改正前国共済法附則第 12 条の７の４，附則第 12 条の７の５〕

別個の給付の退職共済年金を受けている人は老齢基礎年金の全部を対象とする繰上げ支給（P.380参照）を同時に受けることができますが，特例支給開始年齢以後の退職共済年金のうち定額部分（経過的加算相当額を除きます）が支給停止となります。この場合，「老齢基礎年金繰上げ支給に係る停止・停止解除届書」に必要書類を添付して提出してください。

なお，繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている人が国民年金の第２号被保険者になっても老齢基礎年金は支給停止となりません。

３　昭和16年４月１日までに生まれた人〔改正前国共済法附則第12条の７の４〕

①　私学共済の特別支給の退職共済年金が支給停止となる場合

特別支給の退職共済年金を受けている人が，老齢基礎年金の繰上げ支給（P.378参照）を受ける場合は，繰上げ支給を受けている間，特別支給の退職共済年金は65歳になるまで支給停止となります。

②　私学共済の特別支給の退職共済年金の支給停止が解除となる場合

老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人が，就職して厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員，私学共済の加入者になった場合は，特別支給の退職共済年金にかかる老齢基礎年金の繰上げ支給による支給停止は解除され，老齢基礎年金の繰上げ支給はその間支給停止となります。

①，②のいずれの場合も「老齢基礎年金繰上げ支給に係る退職共済年金支給停止・停止解除届書」に必要書類を添付して提出してください。

第７節　受給権者の申し出による支給停止

１　厚生年金の申し出による支給停止

厚生年金は年金受給権者の請求に基づき決定し，支給します。しかし，年金受給権者自らの意思により年金を受給しないという選択ができます。〔厚年法第38条の２〕

なお，同一給付事由の厚生年金が二つ以上ある場合，同時に申し出による支給停止となります。〔厚年法第78条の23〕

1)　支給停止される年金額

①　年金額の全額

②　法令の規定により年金の一部につき支給停止となっているときは，停止されていない金額

2)　支給停止の解除

支給停止については，将来に向かって撤回をすることができますが，過去に遡って撤回をすることはできません。

3)　申し出に関する注意事項

この申し出により支給停止となっている年金は，次の給付の支給要件である「年金を受給していない」ことにはなりません。年金を受給しているものとみなされますので，確認のうえ申し出てください。

①　加給年金額の支給要件
②　遺族給付の寡婦加算の支給要件
③　老齢基礎年金の加算の特例の要件
④　傷病手当金との併給調整
⑤　児童扶養手当の支給要件
⑥　特別児童扶養手当及び障害児童福祉手当の支給要件
⑦　恩給法による扶助料の加算の特例の要件
⑧　特別障害給付金の支給要件
⑨　労働者災害補償保険法による給付との併給調整

4)　受給権者の申し出による支給停止中の手続き

住所異動をした場合等は手続きが必要となります。

5)　具体的な手続き

支給停止を希望する場合は「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書」を，支給停止を撤回する場合は「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書」を提出してください。

なお，同一給付事由の厚生年金が二つ以上ある場合，一つの実施機関で申出書を受け付けることで他の実施機関から支給される厚生年金も一体的に支給が停止されます。

２　共済年金の申し出による支給停止

共済年金，経過的職域加算額（共済年金）は年金受給権者自らの意思

により年金を受給しないという選択ができます。〔改正前国共済法第74条の２，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第74条の２〕

支給停止のしくみは厚生年金と同様ですが，同一給付事由の他の共済年金があった場合でも同時に申し出による支給停止とはなりません。

1)　支給停止される年金額

①　年金額の全額

②　法令の規定により年金の一部につき支給停止となっているときは，停止されていない金額

2)　支給停止の解除

支給停止については将来に向かって撤回をすることができますが，過去に遡って撤回をすることはできません。

3)　申し出に関する注意事項

「3）申し出に関する注意事項①～⑨」（P.642）を参照してください。

4)　受給権者の申し出による支給停止中の手続き

基本手当（失業給付）や高年齢雇用継続基本給付金等を受給した場合，住所異動をした場合等それぞれの手続きが必要となります。

5)　具体的な手続き

支給停止を希望する場合及び支給停止を撤回する場合は「受給権者の申出による支給停止・解除届出書」を提出してください。

３　退職等年金給付の申し出による支給停止

退職等年金給付は年金受給権者自らの意志により年金を受給しないという選択ができます。〔国共済法第75条の５〕

1)　支給停止される年金額

①　年金額の全額

②　法令の規定により年金の一部につき支給停止となっているときは，停止されていない金額

2)　支給停止の解除

支給停止については，将来に向かって撤回をすることができますが，過去に遡って撤回をすることはできません。

3)　申し出に関する注意事項

申し出による支給停止を撤回した場合，終身退職年金及び有期退職年金の年金額は，申し出による支給停止がなかったものとして計算されます。〔国共済政令第15条〕

4)　受給権者の申し出による支給停止中の手続き

住所異動をした場合等は，手続きが必要となります。

5)　具体的な手続き

退職等年金給付の支給停止を希望する場合及び支給停止を撤回する場合は「老齢・障害・遺族給付支給停止（停止解除）申出書」を提出してください。

第８節　給付制限

故意や重大な過失などによって給付事由を生じさせたり，私学事業団が給付の支給上必要と認める診断に正当な理由がなくて応じなかったり又は禁錮以上の刑に処せられた場合などは，それぞれの程度に応じて給付が制限されます。

１　故意に給付事由を生じさせた場合

1)　厚生年金〔厚年法第73条，第73条の２，第74条，第76条〕

⑴　故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは障害にかかる給付は行いません。

⑵　自己の故意の犯罪行為もしくは重大な過失により，又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより，障害もしくは死亡もしくはこれらの原因となった事故を生じさせ，もしくはその障害の

程度を増進させ，又はその回復を妨げたときはその人にかかる給付について全部又は一部の支給を制限することがあります。

⑶　障害厚生年金の受給権者が故意もしくは重大な過失により，又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことによりその障害の程度を増進させ，又はその回復を妨げたときは，障害等級の変更を行わない又は現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとします。

⑷　加入者又は加入者であった人を故意に死亡させた人については，その人に対する遺族厚生年金の給付は行いません。また，遺族の給付を受けられる先順位又は同順位の人を故意に死亡させた人についても，その人に対する遺族厚生年金の給付は行いません。

2)　共済年金，経過的職域加算額（共済年金），退職等年金給付〔改正前国共済法第94条，第95条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第94条，第95条，国共済法第94条，第95条〕

⑴　給付を受けるべき人が故意の犯罪行為又は故意に事故を生じさせ，その事故によって給付事由が生じた場合（遺族の給付を除きます），その人に対する障害又は死亡にかかる給付は行いません。

⑵　遺族給付又は支払い未済の給付を受けるべき人が，故意の犯罪行為又は故意に加入者，加入者であった人又は現に遺族の給付を受けている人を死亡させたときや，遺族の給付を受けられる先順位又は同順位の人を死亡させたときには，その死亡させた人が遺族の給付の受給者となっても，その人に対する遺族の給付は行いません。ただし，他の遺族があれば，その人に給付することになります。

⑶　給付を受けるべき人が重大な過失又は療養に関する指示に従わなかったことにより事故を生じさせた場合や，故意に障害の程度を増進させたりその回復を妨げたりしたときは，障害の給付の全部又は一部の支

給を制限します。また，障害の程度が増進していても障害等級の改定を制限したり，現状の障害等級より軽度の等級に改定することがあります。

⑷　私学事業団が障害の状態の診断を受けるべきことを求めた場合において，正当な理由がなくその求めに応じないときは，その人にかかる給付について，全部又は一部の支給を制限することがあります。

２　給付を受ける人が禁固以上の刑に処せられた等の場合〔改正前国共済法第 97 条，平成 27 年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第 97 条，国共済法第 97 条〕

加入者又は加入者であった人が，禁固以上の刑に処せられた場合又はその刑の執行が猶予されている場合，あるいは公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合には，その人が受ける退職又は障害の給付のうち職域部分等又は退職等年金給付の額の全部又は一部が支給されないことになります。

遺族の給付の受給権者が禁固以上の刑に処せられた場合には，その人が受ける遺族の給付のうち職域部分等並びに退職等年金給付の額の一部が支給されないことになります。

職域部分等とは，給付種別ごとの共済年金の職域部分，経過的職域部分（共済年金）をいいます。

1)　給付を受ける人が禁固以上の刑の執行を受ける場合

退職又は障害の給付の受給権者が，禁固以上の刑に処せられて，その刑の執行（実刑）を受けるときは，その刑の執行を受ける間，職域部分等並びに退職等年金給付の額が全額支給停止となります。

なお，刑の執行期間が通算して60か月に満たない場合は，60か月に不足する期間についても，職域部分等並びに退職等年金給付の額の一部が支給停止となります。その場合，当該給付の制限すべき月から，法令の規定により職域部分等並びに退職等年金給付の額が停止されて

いる月を除き，通算して60か月に達するまで支給停止を行うこととなります。

2)　給付の一部が制限される場合の給付制限額

⑴　加入者が禁固以上の刑に処せられた場合

職域部分等の場合

給付制限額＝職域部分等の額×$\frac{50}{100}$

退職等年金給付の場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金×$\frac{100}{100}$

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金×$\frac{50}{100}$

⑵　加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合

職域部分等の場合

給付制限額＝職域部分等の額

$$\times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times \frac{50}{100}$$

退職等年金給付の場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金

$$\times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times \frac{100}{100}$$

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金

$$\times \frac{\text{懲戒解雇に引き続く加入者期間の月数}}{\text{年金の計算の基礎となった加入者期間の月数}} \times \frac{50}{100}$$

⑶　退職，障害又は遺族の給付の受給権者が禁固以上の刑に処せられた場合

職域部分等の場合

給付制限額＝職域部分等の額×$\frac{50}{100}$

退職等年金給付の場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金×$\frac{100}{100}$

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金×$\frac{50}{100}$

職務遺族年金：給付制限額＝職務遺族年金×$\frac{50}{100}$

⑷　退職給付，障害給付の受給権者が禁固以上の刑の執行を受けた場合

職域部分等の場合

給付制限額＝職域部分等の額×$\frac{100}{100}$

退職等年金給付の場合

退職年金：給付制限額＝終身退職年金×$\frac{100}{100}$

有期退職年金×$\frac{100}{100}$

職務障害年金：給付制限額＝職務障害年金×$\frac{100}{100}$

第９節　給付の支払いなど

老齢・退職給付，障害給付及び遺族給付は，私学事業団から受給権者本人に支給されます。

１　年金の支給期間及び支給期月

年金は，その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分が支給されます。

年金は，支給を停止すべき事由（例えば，併給調整による支給停止，在職中の支給停止など）が生じたときは，その事由が生じた日の属する月の翌月から，その事由のなくなった日の属する月までの分が支給停止となります。

老齢厚生（退職共済）年金は，退職等により年金額を改定する事由が生

じたときは，その事由の生じた日の属する月の翌月分からその改定された年金額が支給されます。

年金は，毎年２月，４月，６月，８月，10月，12月にそれぞれ前月までの分（２か月分）が支給されます。〔厚年法第36条，国共済法第75条の２〕

支払日は毎支払月の15日（その日が土・日曜日及び祝日などのときは直前の平日）となっています。

２　支払方法，受領方法及び送金のお知らせ

1)　支払方法

年金の支払いは，金融機関の口座振込（以下「口座振込」といいます）によって送金しています。

2)　受領方法

口座振込による年金の支払いは，年金等給付関係の請求書などの「年金の送金先」欄に記入された受給権者本人の銀行等の口座に振り込みます。

請求書等に受給権者本人以外の口座が記入されていると，口座名義相違等により振り込めず私学事業団に返金されます。その後受給権者本人の正しい口座の届け出を受けたのちに，再度振り込むことになるため，年金を受け取るまでに相当な日数がかかります。請求書等の「年金送金先」欄には必ず受給権者本人の取引銀行等名，支店名，預金種別（普通又は当座のみ可），口座番号を正確に記入のうえ，「金融機関またはゆうちょ銀行の証明」欄に金融機関等による証明を受けるか，通帳の写し（銀行等名，支店名，預金種別（普通又は当座のみ可），口座番号，口座名義人の氏名フリガナ等が記載された面）を添付してください。

受取金融機関をマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）とする場合には，添付書類及び金融機関等による口座証明は不要ですが，届書にマイナンバー（個人番号）の記載と身元確認書類の添付が必要です。

また，公金受取口座を変更する場合には，支給日の前々月10日以降に公金受取口座を変更した場合には，変更前の口座に振り込みます。

3)　送金のお知らせ

年金の支払いは年６回ですが，その支払いを連絡する「年金送金のお知らせ」（送金通知書）は，毎年１回６月定期支給期に送付し，その後は，定期支給期の差引支給額が６月定期支給期と同額である間，送金通知書の送付は行いません。

なお，年金から所得税以外の控除額がある場合（退職一時金の返還額，社会保険料等）は，支給期ごとに「年金送金のお知らせ」を送付します。

また，年金の新規決定・改定が行われた場合については，初回の随時払時には「年金の支払額について（お知らせ）」を，初回の定期支給期に「年金送金のお知らせ」を送付しますが，その後の定期支給期における差引支給額が同額の場合は，「年金送金のお知らせ」の送付は行いません。

4)　支払端数

定期支給期ごとの支給額を算出する際に１円未満の端数が出た場合には，端数を切り捨てて支払います。切り捨てた端数については，４月定期支給期から翌年２月定期支給期の分を合計して，２月定期支給期の支給額に加算して支払います。

支払端数の加算について，６月～12月定期支給期の「年金送金のお知らせ」に２月定期支給期の支払予定額を記載した場合は，２月定期支給期の「年金送金のお知らせ」は送付しません。

なお，２月定期支給期前に失権した場合，２月定期支給期が全額停止になった場合は支払端数の加算は行いません。

３　年金の課税

1)　所得税（国内居住者）

私学事業団が支給する障害給付，遺族給付及び未支給年金以外の老齢厚生年金，退職共済年金，退職年金（退職等年金給付），旧共済法による退職年金，減額退職年金，通算退職年金は，所得税法上「雑所得」と

なり，源泉徴収義務者である私学事業団が支払いのつど所得税を徴収します。

しかし，年金の支払額が65歳未満の人は108万円，65歳以上の人は158万円（65歳以上で老齢基礎年金に該当している人にあっては80万円）未満のときは源泉徴収を要しないとされていますので，所得税は徴収しません。

すでに年金決定しており源泉徴収を要する年金額に達している人については，毎年９月に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます）を送付します。この「扶養親族等申告書」を提出すると，年金から源泉徴収する際に所得控除（寡婦・ひとり親控除，障害者控除，配偶者控除，扶養控除などの人的控除）を受けることができます。年金からの源泉徴収税額は，基礎的控除（公的年金等控除）及び人的控除を行い，その残額に所得税率（５％）と所得税率に復興特別所得税率（2.1％）を乗じた率（0.105％）との合計税率の5.105％（５％×102.1％＝5.105％）を乗じて計算した額になります。

なお，新規に障害給付，遺族給付及び未支給年金以外の年金の決定請求する人で，人的控除の適用を希望する場合は，「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

年金には給与所得のように年税額の精算手続き（年末調整）がありませんので，国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの社会保険料控除，生命保険料控除，医療費控除などの控除及び扶養親族等申告書の年途中の異動事項や申告漏れ事項については，確定申告（毎年２月16日から３月15日までの間に税務署で受け付けています。なお，還付請求については，１月１日から受け付けています）で申告し，年税額の精算を行うことになります。

また，私学事業団の年金（非課税年金を除きます）以外に給与所得等の所得がある人は，合算して確定申告することになります。確定申告で

は，１年間の所得の金額を合計し，受けられる各種の控除を行い，年税額の過不足を精算することになります。

なお，「確定申告不要制度」により，次の①②のいずれにも該当する人は，確定申告が不要となります。

① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり，かつ，その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。

② 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額（給与所得等）が20万円以下である。

上記①②に該当し，確定申告をする必要がないとされた人であっても，生命保険料控除，社会保険料控除，医療費控除などにより，所得税の還付が受けられる人は，確定申告が必要です。

確定申告に必要な私学事業団が支給した年金にかかる「公的年金等の源泉徴収票」は，毎年１月中旬に年金者宛て送付します。

2） 所得税（非居住者）

非居住者とは日本国内に１年以上住所を有しない個人をいい，これらの年金受給権者にかかる所得税は年金の支給月額から５万円（その支払いを受ける非居住者が年齢65歳以上である場合には9.5万円）を控除した残額に所得税率（20％）と所得税率に復興特別所得税率（2.1％）を乗じた率（0.42％）との合計税率の20.42％（20％×102.1％＝20.42％）を乗じて計算した額になります。

ただし，日本国と居住国とにおいて締結される租税条約（所得に対する租税に関する国際的な二重課税を回避するための条約であり，国によって異なります）に基づき，一定の手続きをした場合，日本国では課税をしないこととなっています。

したがって，非居住者となる場合は事前に私学事業団にその旨を届け出する必要があります（詳しくは私学事業団にお問い合わせください）。

3） 相続税

経過的職域加算額（遺族共済年金），遺族一時金，職務遺族年金は，相続税の課税対象となります（源泉徴収は行いません）。

なお，遺族厚生年金，平成27年9月以前に受給権が発生した遺族共済年金は相続税の課税対象ではありません。

第９章　年金受給権者の諸手続き

１　年金受給権者・加給年金額対象者の現況確認

1）　年金受給権者・加給年金額対象者の生存確認

私学事業団では，年金受給権者や加給年金額対象者の生存については，住基ネットの情報の提供を受け，必要な事項について確認を行っています。ただし，住基ネットによる確認ができなかった場合は，現況届を提出する必要があります。

2）　住基ネットの情報提供が受けられない年金受給権者の現況届

私学事業団では，外国に居住している等の理由で，住基ネットによる生存の事実が確認できなかったときは，当該年金者に「現況届」を送付します。「現況届」は，私学事業団が指定する期限までに提出してください。

「現況届」の提出が遅れると，提出するまでの間，年金を差し止めることになります。

なお，年金額の全額が支給停止となっているとき，新規に年金を決定して誕生月までの間に１年経過していないとき，私学に在職中の加入者等などの年金受給権者は，その年の「現況届」の提出は不要です。

3）　加給年金額対象者に関する現況届

私学事業団では，加給年金額対象者との生計維持関係や親族関係，加給年金額対象の配偶者の年金受給状況など，住基ネットの情報で把握できない内容を確認するため，加給年金額の加算がある年金受給権者に毎年１回，「現況届」を送付します。「現況届」は，私学事業団が指定する期限（誕生月の末日）までに提出してください。

「現況届」の提出が遅れると，提出するまでの間，年金の全額又は一部を差し止めることになります。

4）　現況届の提出上の注意

⑴　現況届は，年金受給権者が受給権者本人又は加給年金額対象者の現況を報告するものですので，加給年金額対象者にかかる内容であっても，年金受給権者本人が自署してください。

⑵　やむを得ず年金受給権者が自署できない場合は，家族等の代理人が必要事項を記入して提出してください。この場合，裏面の記入欄（署名欄）に代理人の氏名・年金受給権者との続柄（関係）・住所・連絡先及び，代理人が届け出する理由を必ず記入してください。

⑶　年金受給権者が死亡している場合は，死亡年月日を記入し，裏面の記入欄（署名欄）に届出者の氏名・年金受給権者との続柄（関係）・住所・連絡先を記入して提出してください。私学事業団から届出者に年金受給権失権等の手続きについて連絡します。

⑷　その他，現況届で届け出ていただいた内容により，年金に関する手続き等が必要な場合は，私学事業団から年金受給権者等に連絡します。

現況届の提出が必要な場合と確認内容

					現況届の提出	現況届による確認内容				
						受給者の確認内容(生存確認)	加給年金額対象者の確認内容			
							生存状況	生計維持関係	親族関係	配偶者の年金受給状況
加給年金なし	受給権者	住基ネットによる生存確認済			不要					
		住基ネットによる生存未確認			必要	○				
加給年金あり	受給権者	住基ネットによる生存確認済	加給年金額対象者	住基ネットによる生存確認済	必要	×	×	○	○	○
				住基ネットによる生存未確認	必要		○	○	○	○
		住基ネットによる生存未確認	加給年金額対象者	住基ネットによる生存確認済	必要	○	×	○	○	○
				住基ネットによる生存未確認	必要		○	○	○	○

２　年金受給権者の異動

1)　年金の受取金融機関，氏名，住所を変更するとき

⑴　年金の受取金融機関を変更する場合

「年金受給権者　受取機関・氏名変更届」に必要事項を記入のうえ，口座が確認できる通帳の写しを添付するか，変更後の金融機関等による口座証明を受けて提出してください。

受取金融機関の変更は，支給日の前月上旬までに届け出てください。

受取金融機関をマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）とする場合には，添付書類及び金融機関等による口座証明は不要ですが，届書にマイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の添付が必要です。

また，公金受取口座を変更する場合には，支給日の前々月10日以降に公金受取口座を変更した場合には，変更前の口座に振り込みます。

⑵　氏名を変更する場合

「年金受給権者　受取機関・氏名変更届」に変更後の氏名を記入のうえ，変更後の戸籍謄本等を添付して提出してください。

なお，氏名変更に伴い，現在登録されている金融機関の口座名義も変更します。現在の登録と異なる金融機関に変更を希望する場合は，別途受取金融機関の変更を行う必要があります。

この届け出により，他の実施機関（日本年金機構や公務員共済組合）で受給している年金についても氏名を変更します（他の実施機関に私学事業団から届書を回付します。処理期間は実施機関により若干異なります)。

⑶　住所を変更する場合

①住基ネットによる変更

住基ネットの情報により住民票住所の変更が確認できた場合は，住所変更の届け出は原則として不要です。ただし，変更後の住民票住所を私学事業団が確認し，登録するまでに，実際の住民票の異動（転居）

から３～４か月かかります。登録までの間は旧住所宛に郵便物を送付することになりますので，最寄りの郵便局で転居・転送サービスの手続きを行ってください（半年経過しても旧住所から転送される場合は，ご連絡ください）。なお，変更後の電話番号は確認できません。

②届け出による変更

「年金受給権者　住所変更届」により届け出てください。なお，変更処理には１か月程度かかります。

※他の実施機関において決定している年金（国民年金・厚生年金・共済法による年金を含みます）がある場合，私学事業団，日本年金機構，公務員共済組合のいずれか１か所に届け出ることにより，すべての実施機関の年金の住所変更手続きができます（処理期間は実施機関により異なります）。

※住基ネットで住所変更の確認ができない場合は，「年金受給権者　住所変更届」の提出に併せて，確認資料として住民票の添付やマイナンバーの届け出をお願いしています。

⑷　外国へ転居する場合，外国での住所変更の場合

外国へ転居したり，外国で住所変更するなど，日本国外に１年以上居住する場合には，「非居住者異動届書」を提出してください。

また，支給年金額が114万円超（65歳未満の場合60万円超）で，居住する国が日本と租税条約を締結している国である場合は，「非居住者異動届書」のほかに，次の書類が必要です。

居住する国	必要な書類
日本と租税条約を締結している国（アメリカ以外）	「非居住者異動届書」 「租税条約に関する届出書」（２部）
アメリカ	「非居住者異動届書」 「租税条約に関する届出書」（２部） 「特典条項に関する付表」 IRS（内国税歳入庁）発行の「居住証明書」

「非居住者異動届書」,「租税条約に関する届出書」が必要な場合は，私学事業団まで連絡してください。

なお，日本国外に１年以上居住する場合は，出国するまでに，その年の１月１日から出国するまでの所得について確定申告を行う必要があります（確定申告の詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください)。

他の実施機関には届出書を回付できません。年金の支給を受けている各制度に申し出や手続きをお願いします。

2)　加給年金額の対象者の異動（対象届・失権届）

加給年金額の対象者（配偶者・子）が次の①の事由に該当したときは，「障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届」を，②～⑧の事由に該当したときは,「加算額・加給年金額対象者不該当届」により，それぞれの事由に応じた書類を添付して提出してください。

〔注〕 ②については，住基ネットで死亡の確認ができる人は必要ありません。また，⑨⑩⑪については，登録の年齢により自動処理となるため，届け出は不要です。

〈異動事由〉

① 加給年金額の対象者に該当（胎児であった子が出生）したとき
② 死亡したとき
③ 年金者本人によって生計を維持されている状態でなくなったとき
④ 配偶者が離婚したとき
⑤ 子が婚姻したとき
⑥ 子が配偶者以外の人と養子縁組したとき
⑦ 養子縁組による子が離縁したとき
⑧ １級又は２級に該当する障害の状態にある子（18歳到達年度の末日までの間にある子を除きます）について，その事情がなくなったとき

⑨　配偶者が65歳になったとき
※生年月日によって失権しない場合があります。

⑩　子（１級又は２級に該当する障害の状態にある子を除きます）が18歳到達年度の末日になったとき

⑪　１級又は２級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

〈添付書類〉

⑴　胎児であった子が出生したときは，生年月日及び続柄を記載した市区町村長の証明書又は戸籍抄本

⑵　加給年金額対象者が死亡した場合は戸籍抄本（又は除籍抄本）又は死亡が確認できる住民票（死亡日が明記されているもの）又は死亡診断書に記載されている事項についての市区町村長の証明書

⑶　生計維持関係がなくなった場合は，その事実を証明する民生委員等第三者の証明書

⑷　配偶者との離婚，子の婚姻や離縁等の場合は，戸籍謄本

3)　加給年金額・寡婦加算の受給権者にかかる異動（支給停止・停止解除）

加給年金額及び寡婦加算が加算されている年金受給権者又は加給年金額の対象が次の事由に該当した場合は届け出が必要です。

次の異動事由に該当した場合は私学事業団へ連絡してください。加給年金額や寡婦加算を停止又は停止解除するための届出用紙を送付します。

〈異動事由〉

①　子にかかる加給年金額が加算されている場合に，障害基礎年金の支給を受けることができるようになったとき

②　配偶者が公的年金制度から加給年金額の支給停止に該当する老齢・退職を事由とする年金の受給権を有するようになったとき

③　配偶者が公的年金制度から加給年金額の支給停止に該当する障害を事由とする年金の支給を受けるようになったとき又は受けられなくなったとき

④　遺族厚生（共済）年金の受給権者である妻が，遺族基礎年金又は他の公的年金制度から寡婦加算が加算された年金の支給を受けられるようになったとき又は受けられなくなったとき

⑤　通算協定の特例法による加給年金額・寡婦加算が加算されている退職，障害又は遺族厚生（共済）年金について，加給年金額・寡婦加算を停止・停止解除すべきこととなったとき

〈添付書類〉

受給権発生年月日が一元化前の年金の添付書類

添付書類は必要ありません。

受給権発生年月日が一元化後の年金の添付書類

⑴　支給停止の届け出をする場合，添付書類は必要ありません。

⑵　支給停止の解除を届け出する場合の添付書類は，私学事業団へ連絡してください。

３　障害による遺族共済年金・遺族年金の若年停止解除の届け出

支給開始年齢に達していないことにより，支給が停止（若年停止）されている遺族共済年金，遺族年金の受給権者が，障害等級に該当する程度の障害の状態（遺族共済年金は障害等級が１級又は２級に限ります）になったときは，若年停止が解除になります。「障害による年金の若年停止解除届出書」に必要な書類を添えて提出してください。なお，若年停止されるのは次に該当している場合です。

○　遺族共済年金，遺族年金

年金受給権者である夫・父母・祖父母が60歳（経過措置あり）に達するまで年金の支給が停止されているとき

〈添付書類〉

①診断書　②病歴・就労状況等申立書　③年金証書　④その他

〈記入上の注意〉

①「年金受給権者の氏名」欄は，現に年金を決定されている人の氏名

を正確に記入してください。

②「障害の状態となった年月日」欄は，障害の状態となった傷病の発生年月日を記入してください。

③「障害の状態」欄は，簡単にその状態を記入してください。

４　障害不該当の届け出

次に掲げる人が障害の程度が軽快し，障害等級に該当しなくなった場合は，速やかに以下の届書を提出してください。

①　障害厚生（共済）年金の受給権者「障害給付受給権者 障害不該当届」

②　障害特例の適用を受けている老齢厚生（退職共済）年金の受給権者「厚生年金保険 年金受給権者障害者特例不該当届」

③　障害の状態にあることにより老齢厚生（退職共済）年金の加給年金額対象者となっている20歳未満の子「加算額・加給年金額対象者不該当届」

④　障害を事由として遺族厚生（共済）年金，遺族年金，通算遺族年金の受給権者となっている（子又は孫に限ります）18歳の年度末を経過している人「遺族年金失権届」

なお，上記③の場合は，加給年金額が失権します。

また，上記④の場合は，年金受給権が失権します。

５　年金証書の再交付

年金受給権者が災害又は盗難などのため，年金証書を汚損したり紛失したりしたときは，「年金証書再交付申請書」にその事実を明らかにする書類又は汚損した年金証書を添えて私学事業団に提出し，年金証書の再交付を受けてください。

なお，再交付を受けた後，紛失した年金証書が発見されたときは，直ちに発見された年金証書にその旨の理由書を付し，返納してください。

〈添付書類〉

①　汚損したときは，その年金証書

② 災害その他の事故によるときは，その事実を明らかにした書類

〈記入上の注意〉

再交付申請の理由欄は，再交付を受ける理由を具体的に記入してください。特に災害によるときは発生年月日・発生場所，その他の事故によるときは紛失の場所を明記してください。

６　年金受給権の失権・未支給年金の請求

年金受給権者が次の事由に該当したときは，年金を受ける権利が失権しますので，私学事業団に電話又は文書で連絡してください。状況を確認したうえで，必要な手続きについて案内します。

1)　年金受給権の失権事由

⑴　年金受給権者が死亡したとき（すべての年金に共通する失権事由）〔厚年法第45条，第53条，第63条第１項，国共済法第82条第１項，第88条，第93条第１項，改正前国共済法第80条の２，第87条の３，第93条の２，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第80条の２，第87条の３，第93条の２〕

⑵　障害厚生（共済）年金の年金受給権者の障害の程度が軽快し，３級以上の状態に該当することなく65歳に到達したとき（障害の程度が軽快してから３年経過の時点が65歳を超えるときは，その３年経過時点）〔厚年法第53条，国共済法第88条，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第87条の３〕

〔注〕 障害の程度が軽快し65歳に達した，あるいは３年経過した後に，私学事業団から自動的に年金受給権失権を通知しますので，連絡は不要です。

⑶　遺族厚生（共済）年金の年金受給権者が次のいずれかに該当したとき〔厚年法第63条，国共済法第93条，改正前国共済法第93条の２，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項による読み替え後の改正前国共済法第93条の２〕

①　婚姻（事実上の婚姻関係を含みます）したとき

② 直系血族及び直系姻族以外の人の養子（事実上の養子縁組を含みます）となったとき

③ 死亡した加入者であった人との親族関係が離縁（養子縁組の解消）によって終了したとき

④ 年金受給権者が子又は孫（１級又は２級に該当する障害の状態にある人を除きます）の場合で，18歳到達年度の末日になったとき

〔注〕 子又は孫が18歳到達年度の末日になった後に，私学事業団から自動的に年金受給権失権を通知しますので，連絡は不要です。ただし，その子又は孫が１級又は２級に該当する障害の状態にある場合，年金の受給権が失権しないことがありますので，申し出てください。

⑤ １級又は２級に該当する障害の状態にあるため遺族厚生（共済）年金を受けている子又は孫（18歳到達年度の末日までの間にあるときを除きます）が，障害の状態でなくなったとき又は20歳に達したとき

⑥ 平成19年４月１日以降に受給権が発生した遺族厚生（共済）年金のうち，受給権を取得した当時30歳未満である妻が，㋐又は㋑に該当するとき

㋐ 遺族厚生（共済）年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有しない場合は，遺族厚生（共済）年金受給権を取得したときから５年経過したとき

㋑ 30歳に到達する前に遺族厚生（共済）年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権が失権したときは，その遺族基礎年金の受給権が失権した日から５年経過したとき

〔注〕 遺族基礎年金の受給権がない場合には遺族厚生（共済）年金受給権を取得したときから５年経過した後，あるいは遺族基礎年金の受給権が失権した日から５年経過した後に，私学事業団から自動的に年金受給権失権を通知しますので，連絡は不要です。

⑦　年金受給権者が父母，孫又は祖父母の場合で，加入者の死亡当時，胎児であった子が生まれたとき

2)　未支給年金

年金受給権者が死亡したときに，死亡した日の属する月分までの年金でまだ受け取っていない年金は，生計を同じくしていた親族に支給することになります。これを未支給年金といいます。〔厚年法第37条第１項，国共済法第44条第１項，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項及び第15条第１項による読み替え後の改正前国共済法第45条第１項〕

未支給年金は，給付を受ける同順位者が２人以上いるとき，全額を１人に支給することで全員に支給したものとみなします。〔厚年法第37条第５項，国共済法第44条第４項，平成27年国共済経過措置政令第８条第１項及び第15条第１項による読み替え後の改正前国共済法第45条第２項〕

未支給年金を受けることができる人の順位は，配偶者，子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹，その他３親等内の親族[注]の順序となります。

〔注〕 子の配偶者，配偶者の父母，孫の配偶者，兄弟姉妹の配偶者，配偶者の兄弟姉妹，配偶者の祖父母，曾孫，曾祖父母，曾孫の配偶者，甥・姪，おじ・おば，甥・姪の配偶者，おじ・おばの配偶者，配偶者の曾祖父母，配偶者の甥・姪，配偶者のおじ・おば

上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における３親等内の親族も含まれます。

3)　届け出・連絡

⑴　年金受給権者が死亡したとき

住基ネットで死亡の確認が取れる人については，平成23年10月１日以後の死亡の場合，年金受給権失権に関する届け出が不要となりました。

しかし，住基ネットで死亡の確認が取れるまでの間に年金が払い過ぎとなる可能性があり，また，家族等の状況によっては未支給年金や

遺族厚生（共済）年金を請求できることがありますので，**私学事業団に電話等で速やかに連絡してください。**

なお，親族等からの連絡がなく，住基ネットで私学事業団が受給権者の死亡を確認した場合は，「失権にかかる連絡書及び手続書類の送付依頼書」を親族宛てに送付します。受領した親族等は，必要事項を記入のうえ，返送してください。

	私学事業団において 住基ネットで死亡確認可能	私学事業団において 住基ネットで死亡確認不可
未支給年金を受ける人がいる場合	［生計を同じくしていた３親等内の親族の手続き］ ①「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」の提出 （未支給年金の請求） ※遺族厚生年金の受給権がある遺族の場合は，遺族厚生年金の請求も行います。	
未支給年金を受ける人がいない場合	届書の提出は原則として不要	［戸籍法の規定による死亡の届出義務者の手続き］ ②「死亡届」の提出 ※私学事業団の死亡届は，「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」と同じ用紙です。

※　未支給の年金及び未支払の年金生活者支援給付金のいずれも受けることができる場合は，「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」の提出により両方の給付の請求をしたことになります。

なお，未支払の年金生活者支援給付金を受けることのできる遺族の範囲は，未支給年金と同じです。

ただし，共済組合から支給される年金のみを受給している人の未支払の年金生活者支援給付金請求書の提出先は日本年金機構となります。

①　「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」の添付書類

㈠　三親等内の親族が未支給年金（支払未済の給付）を請求するとき

㋐　死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは，請求書にその事由を記入してください）

㋑　受給権者の死亡を証する戸籍の謄本もしくは抄本，死亡診断書（写し可），住民票など（いずれも死亡日以降に交付されたもの）

㋒　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書，又は戸籍の謄本もしくは抄本，除籍謄本もしくは抄本，又は法定相続情報一覧図（いずれも死亡日以降に交付されたもの）（例　未支給請求者が受給権者の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者（子）の戸籍抄本」）。

〔注〕住民票でこれに代えることはできません。

㋓　死亡した受給権者の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（住民票上，死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは，「生計同一に関する添付書類一覧表」（P.668参照）の区分により必要な「第三者の証明書」，「生計同一関係を証明する書類」など）

〔注〕

・請求者の個人番号（マイナンバー）を記載した場合は，死亡した受給権者の住民票（除票）及び請求者の世帯全員の住民票を省略できる場合があります。

・平成29年3月31日以前の世帯全員の住民票状況の確認のため，住民票が必要な場合等は省略できません。

・個人番号（マイナンバー）で請求書を提出する場合は，マイナンバーカード（個人番号カード）の表・裏両面の写し又は以下の書類の写しを添付してください。

○マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し，通知カード（氏名，住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

○身元（実存）確認書類：運転免許証，パスポート，在留カードなど

㋔　その他

㋕　遺族厚生（共済）年金を請求できる場合は「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」又は「遺族共済年金決定・改定・転給請求書」とその添付書類も必要になります。

⑴　戸籍法の規定による死亡の届出義務者が届け出るとき（死亡届）

㋐　死亡を証する書類

㋑　年金証書

②　記入上の注意

⑺　未支給年金を請求する場合，送金先を記入し，「金融機関」又は「ゆうちょ銀行」の証明欄に証明を受けるか，口座情報について確認できる通帳の写しを添付してください。

なお，送金先にマイナポータルに登録済みの口座（公金受取口座）を指定する場合は，送金先及び個人番号を記載し，本人確認書類の写しを添付してください。その場合，通帳の写しは提出不要です。

⑴　請求者が配偶者又は子の場合であって，住民票上世帯を別にしているが，住所が住民票上同一であるときは，別世帯となっていることについての理由書を記入してください。

⑼　年金証書を添付することができない人は，その事由について記入してください。

生計同一に関する添付書類一覧表

１．請求者が死亡した受給権者の配偶者又は子の場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしているが，住所が住民票上同一であるとき	①　それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ②　別世帯となっていることについての理由書（又は請求書の㉘欄に記入してください）
住所が住民票上異なっているが，現に日常生活を共にし，かつ，生活上の家計を一つにしているとき	①　それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ②　同居についての申立書 ③　別世帯となっていることについての理由書 ④　生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など**第三者の証明書又はそれに代わる書類**
単身赴任，就学又は療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが，その事情が消滅したときは，日常生活を共にし，生活上の家計を一つにするとき 例:生活費･療養費などの経済的な援助が行なわれており,かつ定期的に音信,訪問が行われている場合	①　それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ②　別居していることについての理由書 ③　生活費など経済的な援助及び定期的な音信，訪問が行われていた申立書 ④　生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など**第三者の証明書又はそれに代わる書類**

２．請求者が死亡した受給権者の父母，孫，祖父母，兄弟姉妹，その他３親等内の親族である場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしているが，住所が住民票上同一であるとき	それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住所が住民票上異なっているが，現に日常生活を共にし，かつ，生活上の家計を一つにしているとき	①　それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ②　同居についての申立書 ③　生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など**第三者の証明書又はそれに代わる書類**
住所が住民票上異なっているが，生活費，療養費などについて生活の基盤となる経済的な援助が行われているとき	①　それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ②　経済的援助についての申立書 ③　生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など**第三者の証明書又はそれに代わる書類**

※個人番号(マイナンバー)を記入した場合は,世帯全員の住民票(死亡した受給権者は住民票の除票)の添付を省略できる場合があります。
※第三者の証明書に代わる書類は次頁を参照してください。

第三者の証明書に代わる書類（生計同一のわかるもの）について

（次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません）

事項	提出書類
健康保険などの被扶養者になっている場合（国民健康保険は該当しません）	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証又は組合員証等〔注〕
給与計算上，扶養手当などの対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税（非課税）証明書等
定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことのわかる現金封筒又は預貯金通帳等

請求者が死亡した受給権者の配偶者又は子の場合は，以下の書類でも可。

単身赴任による別居の場合	辞令の写し，出向命令の写し，単身赴任手当が分かる証明書の写し等
就学による別居の場合	学生証の写し，在学証明書等
病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明，入院・入所に係る領収書等の写し等

〔注〕写しを添付する場合は，被保険者証等に記載された保険者番号及び記号･番号等を判別，復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。

③　届け出上の注意

⑺　年金受給権者が死亡したときの届出者は，先順位の人から届け出てください。届出順位が同順位の人が２人以上いる場合は，未支給年金（支払未済の給付）の全額を１人に支給することで全員に支給したものとみなしますので，請求代表者を決め，その人から請求してください。

また，届出者が遺族のときは，「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」又は「遺族共済年金決定・改定・転給請求書」と一緒に提出してください。

⑴　複数の年金を受ける権利を有している人が亡くなった場合には，「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」を私学事業団又は日本年金機構，公務員共済組合のいずれか１か所に提出することにより，それぞれの年金の手続きが可能となります（国民年金

と私学共済の年金のみの場合はそれぞれに手続きが必要です)。

㈠　遺族厚生（共済）年金の年金受給権者で遺族の同順位の人が複数いる場合，その年金受給権者のいずれかの受給権が失権した場合（子が18歳到達年度の末日になったときを除きます）も，年金受給権失権の届け出は必要です。

㈡　払い過ぎた年金を全額返還する前に年金受給権が失権したり，年金受給権失権後の支給額（未支給年金を除きます）がある場合，年金受給権失権の決定後，届出者に返還を依頼します。

㈢　所得税法で「雑所得」として課税される年金（P.650参照）の年金受給権者が死亡した場合，準確定申告のための源泉徴収票を発行します。

㈣　届け出を確認後，届出者には，「年金の失権について」を送付します。また，未支給年金（支払未済の給付）や未払年金がある場合は「未支給年金・支払未済の給付決定通知書」や，払い過ぎた年金がある場合は「年金過払金返還請求書」，払込取扱票（払込通知書）及び準確定申告のための源泉徴収票を同封して送付します。

なお，遺族厚生（共済）年金の請求を同時に行っている場合，遺族厚生（共済）年金の年金証書等は，別途送付します。

⑵　死亡以外の事由で遺族厚生（共済）年金が失権するとき

遺族厚生（共済）年金の受給権者が死亡以外の失権事由（P.662 ⑶参照）に該当したときは，「遺族年金失権届」による届け出が必要です。

届け出が遅くなると，年金が払い過ぎとなり，後日返還していただく場合がありますので，**電話等で速やかに連絡してください。**

①　「遺族年金失権届」の添付書類

㈠　遺族厚生（共済）年金の受給権者が婚姻又は親族関係の変更による失権の事由に該当したとき

㋐　失権事由が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本（いずれも届出

日より６か月以内に交付されたもの）

㋑　失権事由が事実上の婚姻関係の場合は，世帯全員の住民票

㋒　その他，失権の事由を確認するため私学事業団が必要とする書類

㋓　年金証書

⑷　遺族厚生（共済）年金の受給権者である障害の状態にある子又は孫（18歳到達年度の末日までの間にある者を除きます）が障害の状態でなくなったとき

㋐診断書

㋑年金証書

７　年金受給権者が所在不明となったとき

年金受給権者が１か月以上所在不明となった場合は，当該年金受給権者の世帯主又は世帯員は私学事業団に**電話等で速やかに連絡してください。**

第 10 章　離婚時の年金分割

離婚等をした場合に，婚姻期間中の標準報酬月額と標準賞与額（この章において「標準報酬等」といいます）の合計額を当事者間で分割し，年金額に反映することができる制度です。

第１節　離婚時の年金分割制度の概要

１　あらまし

多様化するライフスタイルの変化に対応するため，年金の分割制度が導入され，離婚等をした場合において，当事者間の合意等に基づき婚姻期間の標準報酬等を最大50％まで分割することができます（平成19年４月１日施行。以下「合意分割制度」といいます）。〔厚年法第78条の２〕

また，平成20年４月以降の国民年金第３号被保険者期間にかかる期間について，当事者間の合意を必要とせずに，標準報酬等の２分の１（50％）を被扶養配偶者に分割することができます（平成20年４月１日施行。以下「３号分割制度」といいます）。〔厚年法第78条の14〕

1）　標準報酬等の分割を受けた側は，分割後の自身の年金の受給資格に応じた年金を受給することができます。

⑴　自身の年金支給開始年齢に達するまでは，老齢厚生年金は支給されません。

⑵　分割を行った元配偶者が死亡しても，自身の年金の受給には影響しません。

⑶　分割は，報酬比例部分と経過的職域加算額（共済年金）の額のみに影響し，定額部分（基礎年金相当部分）と退職等年金給付（新３階年金）の額には影響しません。

⑷　原則として，分割された記録は年金の額の算定基礎となりますが，年金を受給するために必要な受給資格期間には算入されません。

2）「合意分割制度」にかかる分割の請求をしたときに，「３号分割制度」にかかる分割の請求が行われていない場合は，被扶養配偶者期間の年金分割の請求を併せて行ったものとみなします。〔厚年法第78条の20〕

3）**分割の請求ができるのは，原則として離婚等をしたときから２年以内です。**２年を過ぎると分割請求はできません。

２　実施機関

一元化（平成27年10月）に伴い，私学共済制度や国家公務員，地方公務員の共済制度が厚生年金保険法の適用を受けることとなりました。そのため，離婚時の年金分割についても，いずれかの実施機関に手続きをすれば，すべての実施機関に手続きを行ったものとされます。〔施行規則第57条，厚年施行規則第78条の11第３項〕

また，分割の対象となる対象期間標準報酬総額（P.675「１用語の定義」⑷参照）についても，婚姻期間中の当事者双方の第１号～第４号厚生年金被保険者期間における標準報酬等をすべて合算します。〔厚年法第78条の35第２項〕

ただし，以下の⑴～⑶に該当する場合は，一元化前の制度が適用されるため，実施機関ごとに手続きが必要です。〔平成27年厚年経過措置政令第15条〕

⑴　裁判や調停等の申立日が平成27年９月30日以前である場合

⑵　按分割合を定めた裁判や調停等の判決文や調書等に付されている「年金分割のための情報通知書」の日付が平成27年９月30日以前である場合

⑶　公正証書の作成日や私署証書の認証日が平成27年９月30日以前である場合

〔注〕実施機関とは，次の区分における事務を取り扱う機関をいいます。

・民間被用者（第１号厚生年金被保険者）…日本年金機構

・国家公務員（第２号厚生年金被保険者）…国家公務員共済組合

・地方公務員（第３号厚生年金被保険者）…地方公務員等共済組合

・私学教職員（第４号厚生年金被保険者）…日本私立学校振興・共済事業団

３　分割手続きの流れ

離婚時の年金分割制度の手続きの流れは，次のとおりです。

【手続きの流れのイメージ】

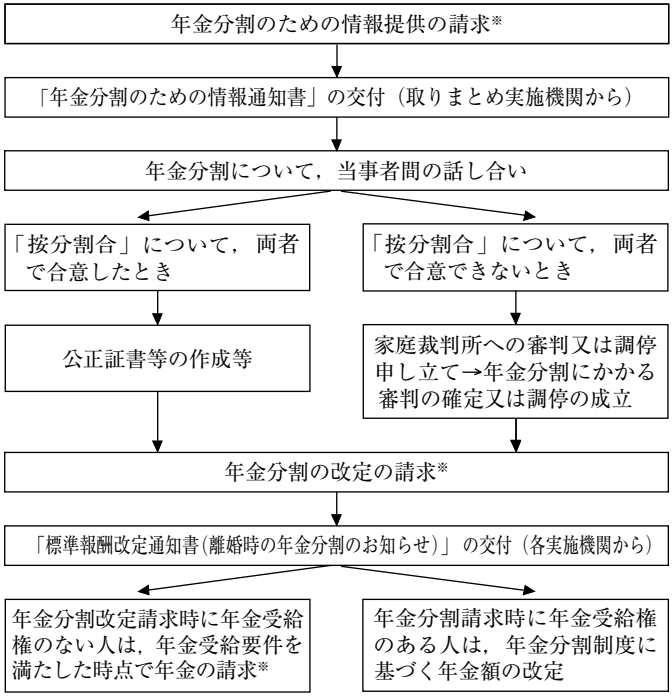

※当事者が加入していたいずれか１か所の実施機関にのみ請求手続きをしてください。

第２節　「合意分割制度」の概要

１　用語の定義

⑴　**離婚等**　法律婚にあった人が離婚した，もしくは婚姻が取り消された場合，又は事実上婚姻関係と同様の事情にあった人については当該事情が解消したと認められる場合です。〔厚年法第78条の２，厚年施行規則第78条〕

⑵　**婚姻期間**　原則として婚姻した日から離婚した日，又は婚姻が取り消された日までです。また，事実上婚姻関係にあった間は国民年金第３号被保険者であった期間の初日から当該事実婚が解消したと認められる日までです。

⑶　**対象期間**　離婚等に伴う，分割対象となる期間，具体的には婚姻期間をいいます。この婚姻期間には平成19年３月以前の期間も含まれます。〔厚年法第78条の２，厚年施行規則第78条の２〕

⑷　**対象期間標準報酬総額**　対象期間にかかる被保険者期間の各月の標準報酬等（第１号～第４号厚生年金被保険者期間における標準報酬等をすべて合算します）に，当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額です。〔厚年法第78条の３，第78条の35第２項〕

〈第４号厚生年金被保険者期間（私学共済）にかかる対象期間標準報酬総額の算出方法〉

次の①～④により計算した標準報酬等の総額となります。

①平成15年４月以降の期間…標準報酬等に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（P.348表参照）を乗じて得た額

②平成15年３月以前の期間…標準報酬月額に当事者を受給権者とみなし

て対象期間の末日において適用される再評価率（P.348表参照）を乗じて得た額×1.3

③昭和61年４月１日に引き続く昭和61年３月以前の期間…昭和61年４月１日に引き続く被保険者期間の標準報酬月額（P.343参照）で求めた額×1.3に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（P.348表参照）を乗じて得た額

④昭和61年３月以前の退職にかかる期間…昭和61年３月31日以前の退職にかかる被保険者期間の標準報酬月額（P.344参照）で求めた額×1.3に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率（P.348表参照）を乗じて得た額

⑸　**第１号改定者**　被保険者又は被保険者であった人で，分割を行う側（対象期間標準報酬総額が減額される側）です。〔厚年法第78条の２〕

⑹　**第２号改定者**　第１号改定者の配偶者であった人で，分割を受ける側（対象期間標準報酬総額が増額される側）です。〔厚年法第78条の２〕

⑺　**当事者**　第１号改定者及び第２号改定者です。〔厚年法第78条の２〕

⑻　**按分割合**　当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち，分割後の第２号改定者の占める割合です。分割前の第２号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え２分の１（50％）の範囲内で，双方の合意又は裁判等によって定められます。〔厚年法第78条の３〕

$$\frac{\text{第２号改定者の対象期間標準報酬総額}}{\text{第１号・第２号改定者の対象期間標準報酬総額の合計額}} < \text{按分割合} \leqq 1／2\ (50\%)$$

例）按分割合の範囲

① 当事者の一方（Ａさん）の対象期間標準報酬総額が4,800万円，他方（Ｂさん）の対象期間標準報酬総額が1,200万円だった場合…Ａさんが第１号改定者，Ｂさんが第２号改定者

〈按分割合の計算方法〉

$$\frac{\text{Ｂさんの対象期間標準報酬総額}}{\text{Ａさんの対象期間標準報酬総額＋Ｂさんの対象期間標準報酬総額}}=\frac{1,200}{4,800+1,200}$$

$$=\frac{1,200}{6,000}=20\%$$

⇒ＡさんＢさん夫婦の按分割合の範囲は，20%を超え，50%以下となります。

② 当事者の一方（Ｃさん）の対象期間標準報酬総額が4,000万円，他方（Ｄさん）は対象期間標準報酬総額がない場合（対象期間に被用者年金制度に加入した期間がない場合）…Ｃさんが第１号改定者，Ｄさんが第２号改定者

〈按分割合の計算方法〉

$$\frac{\text{Ｄさんの対象期間標準報酬総額}}{\text{Ｃさんの対象期間標準報酬総額＋Ｄさんの対象期間標準報酬総額}}=\frac{0}{4,000+0}=0\%$$

⇒ＣさんＤさん夫婦の按分割合の範囲は，0%を超え，50%以下となります。

⑼ **離婚時みなし被保険者期間**　第２号改定者の被保険者期間以外の期間であって，被保険者期間とみなされる期間です。

２　基本的なしくみ

「合意分割制度」は，離婚等をした当事者双方の合意又は裁判手続きで按分割合を定めた場合に，当事者（一方でも可）からの分割請求によって，婚姻期間中の標準報酬等を当事者間で分割できる制度です。その結果，それぞれが分割された標準報酬等に基づき，年金を受給するしくみです。

1）**年金額を分割するものではなく，婚姻期間中の標準報酬等を「按分割合」によって分割するしくみです。**

2）婚姻期間中の標準報酬等に再評価率を乗じたうえで総額を算出（P.675

「１用語の定義」⑷参照）し，第１号改定者から第２号改定者に標準報酬等の総額の一部を分割します。ただし，按分割合の上限は50％です。

3)　按分割合は，当事者間の協議の結果，合意に至らなかった場合は，当事者の一方が家庭裁判所に対して申し立てを行い，裁判手続きにより定めることができます。〔厚年法第78条の２第２項〕

4)　平成27年９月以前の期間にかかる「経過的職域部分」は，報酬比例部分と同一の按分割合にて分割した標準報酬等を算定の対象とします。〔平成27年国共済経過措置政令第８条〕

5)　平成27年10月以降の期間にかかる「新３階部分」には離婚による分割の取り扱いはありません。分割前の標準報酬等によって算定します。

〈年金分割制度のイメージ図〉

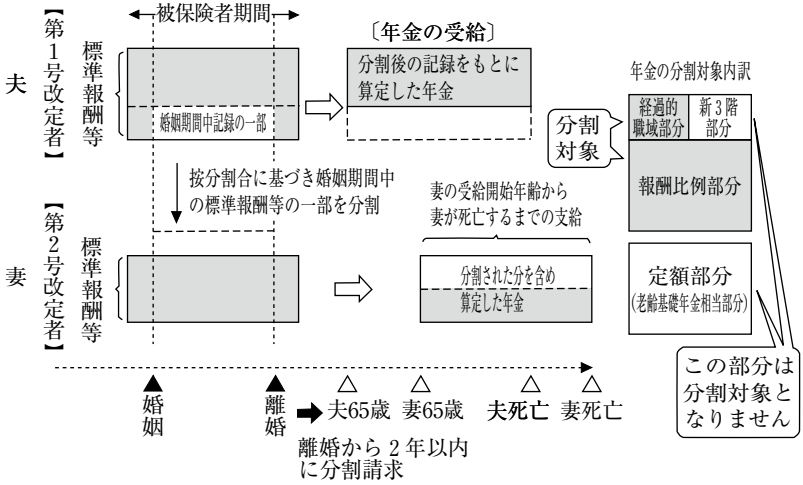

※事例として第１号改定者を「夫」，第２号改定者を「妻」と設定しています。

6)　分割の請求をする前に当事者の一方が死亡した場合，当事者の一方が死亡した日から起算して１か月以内に当事者の他方が分割の請求をしたとき（裁判手続きや公正証書等によって按分割合が定められている場合に限ります）は，当事者の一方が死亡した日の前日に分割の請

求があったものとみなします。〔厚年施行令第３条の12の７〕

7）「合意分割制度」による請求ができない場合（請求の期限）

⑴　原則として，**次のいずれかに該当した日の翌日から起算して２年を経過した以後は時効により請求を行うことができません。**〔厚年法第78条の２，厚年施行規則第78条の３第１項〕

①　離婚が成立した日

②　婚姻が取り消された日

③　事実上婚姻関係と同様にある当事者が国民年金第３号被保険者の資格を喪失し，その事実婚関係を解消したと認められる日

ただし，２年を経過するより前に請求すべき按分割合について審判，調停等の裁判手続きを行っている場合には，２年を経過した後であっても当該審判，調停等が確定又は成立した日の翌日から起算して６か月以内であれば，請求は可能です。〔厚年施行規則第78条の３第２項〕

⑵　分割請求をする前に当事者の一方が死亡した場合，死亡した日から起算して１か月を経過したときは請求を行うことができません。〔厚年施行令第３条の12の７〕

３　情報提供

「合意分割制度」による分割の請求に当たっては，当事者間の合意又は裁判手続き等により按分割合を定めることが必要となります。

そのため，実施機関では当事者双方又はその一方から情報提供の請求があった場合に，按分割合を定めるために必要な情報を提供します。〔厚年法第78条の４〕

情報提供は，離婚等をする前でも，した後でも請求できます。

1）　情報提供の請求

情報提供の請求を行う場合は，「年金分割のための情報提供請求書」に次の書類を添付のうえ請求してください。なお，対象期間内に複数の厚生年金被保険者期間がある場合でも一つの実施機関に提出すれば

よいことになっています。〔施行規則第58条第５項・第７項，厚年施行規則第78条の６第５項・第７項〕

〈添付書類〉

①　請求書に個人番号を記入した場合は，マイナンバーカードの両面の写し，請求書に基礎年金番号を記入した場合は，年金手帳又は基礎年金番号通知書の写し

②　当事者間の身分関係（婚姻期間等）を明らかにすることができる書類（当事者の戸籍の謄本等）

③　事実婚関係にある期間にかかる年金分割の請求をする場合は，国民年金第３号被保険者の期間を証明する書類

2)　情報提供の内容

請求に基づき，次の内容を記載した「年金分割のための情報通知書」（以下「情報通知書」といいます）を取りまとめ実施機関から交付します。〔厚年法第78条の４第２項，厚年施行規則第78条の８〕

⑴　分割対象となる期間（対象期間）

⑵　分割対象となる期間の標準報酬等の総額（対象期間標準報酬総額）

⑶　按分割合の範囲

⑷　第１号改定者，第２号改定者の氏名

⑸　その他，年金分割の請求をするために必要な情報

3)　留意事項

⑴　当事者双方が一緒に請求した場合は，それぞれに対して「情報通知書」を交付します。

⑵　１人で請求した場合，離婚等をしていないときは，請求した当事者のみに「情報通知書」を交付します。〔施行規則第58条第６項，厚年施行規則第78条の６第６項〕

⑶　離婚等をしているときは，当事者のいずれかが請求した場合であっても，請求した当事者とその相手方に「情報通知書」を交付します。〔施

行規則第58条第４項，厚年施行規則第78条の６第４項〕

⑷　平成20年4月をまたぐ被扶養配偶者期間を有する場合など，「合意分割制度」と「３号分割制度」（次節参照）に該当する期間が混在している場合の「情報通知書」の対象期間標準報酬総額は，３号分割制度に基づく標準報酬等の分割をしたものとしての額となります。〔厚年法第78条の20第３項〕

⑸　情報提供の再請求は，原則として，先の請求をしたときから３か月を経過しないとできません。〔厚年施行規則第78条の７〕

4）　年金額の試算

情報提供の請求者が50歳以上の場合，希望により，標準報酬等の分割をした場合の年金見込額をお知らせすることができます。希望する場合は，「年金分割のための情報提供請求書」の中の「年金見込額照会」欄にその旨を記入してください。

第３節　「３号分割制度」の概要

１　用語の定義

⑴　**特定被保険者**　婚姻期間において配偶者が国民年金第３号被保険者であった，厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった人です。分割を行う側（特定期間⑶にかかる標準報酬等が減額される側）となります。〔厚年法第78条の14〕

⑵　**被扶養配偶者**　特定被保険者の配偶者で，国民年金第３号被保険者であった人です。分割を受ける側（特定期間⑶にかかる標準報酬等が増額される側）となります。〔厚年法第78条の14〕

⑶　**特定期間**　特定被保険者の被保険者期間中に，平成20年４月以降の被扶養配偶者であった期間です。〔厚年法第78条の14〕

⑷　**被扶養配偶者みなし被保険者期間**　特定期間であって，被扶養配偶

者において被保険者期間とみなされる期間です。

２　基本的なしくみ

「３号分割制度」は，平成20年４月以降の国民年金第３号被保険者期間を有する人が離婚をした場合等に，特定期間の標準報酬等の２分の１（50％）を被扶養配偶者に分割するものです。その結果，それぞれが分割された標準報酬等に基づき，年金を受給するしくみです（「３号分割制度」の対象とならない婚姻期間についても，「合意分割制度」によって分割することができます）。

1）「３号分割制度」による分割ができるのは，次の場合です。

⑴　離婚をしたとき

⑵　婚姻の取り消しをしたとき

⑶　事実上婚姻関係にあった場合で，事実婚の状態が解消し，かつ，被扶養配偶者が国民年金第３号被保険者の資格を喪失したとき

⑷　特定被保険者の生死が３年以上明らかでないとき

⑸　離婚の届け出をしていないが，事実上離婚したと同様の事情にあったと認められるとき

2）　年金額を分割するものではなく，特定期間中の標準報酬等を２分の１に分割するしくみです。

3）「合意分割制度」と異なり，按分割合の定めはなく，分割の割合は50％に限定されます。

4）　被扶養配偶者からの請求により，分割されます。

5）　分割の請求をする前に特定被保険者が死亡した場合，当該死亡した日から起算して１か月以内に被扶養配偶者が分割の請求をしたときは，当該死亡した日の前日に分割の請求があったものとみなします。〔厚年施行令第３条の12の14〕

6）「３号分割制度」による請求ができない場合

⑴　原則として，次のいずれかに該当した日の翌日から起算して２年を経過した以後は，時効により請求を行うことができません。〔厚年施行規則第78条の17〕

①　離婚が成立した日

②　婚姻が取り消された日

③　事実上婚姻関係と同様にある当事者が国民年金第３号被保険者の資格を喪失し，その事実婚関係を解消したと認められる日

⑵　特定被保険者が特定期間の全部又は一部を算定基礎とする障害共済年金や障害厚生年金の受給権者であるとき，その算定基礎となっている特定期間については「３号分割制度」による分割の対象となりません。〔厚年法第78条の14第１項，平成27年厚年経過措置政令第14条〕

⑶　分割請求をする前に特定被保険者が死亡した場合，死亡した日から起算して１か月を経過したときは，請求を行うことができません。〔厚年施行令第３条の12の14〕

【３号分割制度のイメージ（例：元夫から元妻への分割）】

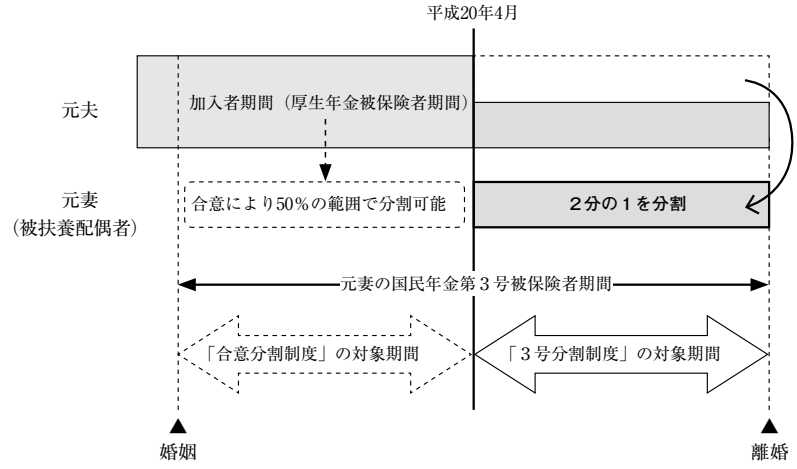

〔「合意分割制度」と「３号分割制度」の比較〕

	合意分割制度	３号分割制度
制度の開始時期	平成19年４月１日	平成20年４月１日
対象となる期間	「婚姻期間」 平成19年４月以前の期間も対象	「特定期間」 平成20年４月以降の国民年金第３号被保険者期間
分割の割合	当事者間の合意又は裁判手続きにより決められた「按分割合」 最大50％	50％
請求手続き	申請は当事者のどちらからでも可能 当事者間の合意又は裁判所の決定を示す書類が必要	被扶養配偶者からの申請 当事者間の合意は不要

第４節　標準報酬等の分割改定請求等

離婚等をしても，標準報酬等の改定の請求を行わなければ，分割は行われません。

１　請求手続き

改定の請求は，「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」に次の書類を添付のうえ，いずれかの実施機関に提出してください。いずれかの実施機関に手続きをすればすべての実施機関に手続きを行ったものとされます（P.673「２　実施機関」参照）。〔施行規則第57条，厚年施行規則第78条の11第３項〕

〔注〕 ただし，次の⑴～⑶に該当する場合は，一元化前の制度が適用されるため，実施機関ごとに手続きが必要です。〔平成27年厚年経過措置政令第15条〕

⑴　裁判や調停等の申立日が平成27年９月30日以前である場合

⑵　按分割合を定めた裁判や調停等の判決文や調書等に付されている「年金分割のための情報通知書」の日付が平成27年９月30日以前である場合

⑶　公正証書の作成日や私署証書の認証日が平成27年９月30日以前である場合

〈添付書類〉

①　請求書に個人番号を記入した場合はマイナンバーカードの両面の写し，請求書に基礎年金番号を記入した場合は，年金手帳又は基礎年金番号通知書の写し

②　当事者間の身分関係（婚姻期間等）を明らかにすることができる書類（当事者の戸籍謄本等）（④と兼ねることも可能です）

③　事実婚関係にある期間にかかる年金分割の請求をする場合は，その事実婚関係を明らかにすることができる書類

④　請求の日前１か月以内に作成された当事者（３号分割のみの請求の場合は，特定被保険者）の生存を証明することができる書類（戸籍謄本又は住民票（マイナンバーの記載のないもの））

⑤　按分割合を明らかにすることができる書類（「３号分割制度」のみの場合は不要）

㋐　当事者の合意により，按分割合を定めたとき

公正証書の謄本もしくは抄録謄本，又は公証人の認証を受けた私署証書

当事者又はその代理人が直接請求書を持参する場合は，合意文書を提出することにより手続きを行うこともできます。その際は事前に私学事業団や年金事務所等にご相談ください。

㋑　裁判所における手続きにより，按分割合を定めたとき

審判の場合……審判（判決）書の謄本又は抄本及び確定証明書

調停（和解）の場合……調停（和解）調書の謄本又は抄本

２　改定通知書の内容

請求に基づき，次の内容を記載した「標準報酬改定通知書（離婚時の年金分割のお知らせ)」を交付します。なお，対象期間内に複数の厚生年金被保険者期間がある場合は，各実施機関から改定通知書を交付します。

⑴　加入者番号

当事者が私学共済制度に本人として加入されたことがある場合は，最終加入者番号をお知らせします。加入者期間を有しない当事者には，「みなし加入者番号」を付番し通知します。年金請求手続き等を行う場合には，この番号が必要となります。

⑵　按分割合（「３号分割制度」によるもののみの場合は除きます）

⑶　改定割合（「３号分割制度」によるもののみの場合は除きます）

合意等により決定された按分割合に基づき標準報酬等を決定又は改定する際に用いる率（その率に小数点以下７位未満の端数が生じたときは四捨五入して得た率）です。〔厚年施行規則第78条の９〕

改定割合＝｛按分割合－第２号改定者の対象期間標準報酬総額÷第１号改定者の対象期間標準報酬総額×（１－按分割合)｝÷｛按分割合＋第１号改定者の対象期間標準報酬総額（第２号改定者の再評価率で再評価したもの）÷第１号改定者の対象期間標準報酬総額×（１－按分割合)｝

⑷　標準報酬等が改定された期間

⑸　改定後の標準報酬等

分割前の標準報酬等に改定割合（「３号分割制度」によるものの場合は50％）を乗じて求めた各月の標準報酬等です。

３　合意分割制度と３号分割制度に該当する期間が混在している場合における取り扱い

平成20年４月をまたぐ被扶養配偶者期間を有する場合など，合意分割制度と３号分割制度に該当する期間が混在している場合については，以下の

ように取り扱います。〔厚年法第78条の20〕

① 平成20年４月以降の被扶養配偶者期間について，３号分割制度に基づく標準報酬等の分割を行います。

② 上記期間を含むすべての分割対象期間について，合意分割制度に基づく標準報酬等の分割を行います。このとき，当事者双方の対象期間標準報酬総額を算出するに当たっては，①で分割を受けた標準報酬等の額は，第２号改定者（被扶養配偶者）自身の標準報酬等として取り扱われます。

〈事例〉合意分割制度と３号分割制度に該当する期間が混在している場合

① 平成20年４月以降の被扶養配偶者期間について，３号分割制度に基づき標準報酬等を分割

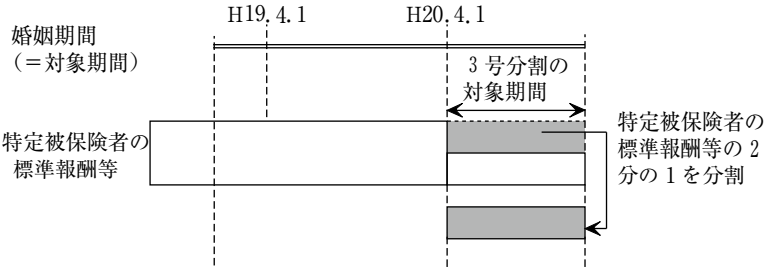

② 対象期間のすべてについて，合意分割制度に基づき標準報酬等を分割

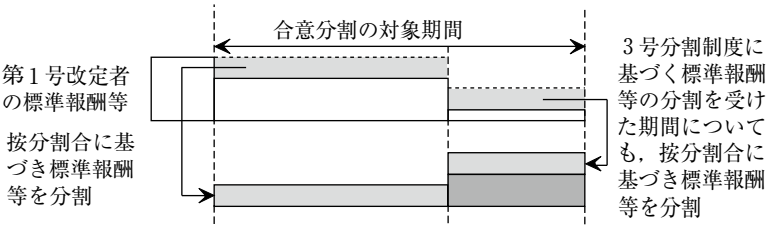

第５節　年金給付における取り扱い

離婚時の年金分割制度は，当事者の年金額の計算の基礎となる各月の標準報酬等を分割することにより，結果として年金の分割に結びつけるものです。

ただし，年金を受給するには，標準報酬等の分割を行ったとしても，当事者（受給権者）自身が年金を受給できる資格を有していることが必要となるなど，一定の条件があります。したがって，標準報酬等の分割請求を行ったからといって直ちに年金を受給できるものではありません。

離婚時の年金分割制度に関する年金給付の取り扱いとしては，次のような特段の定めがあります。

１　共通事項

1)　年金給付の算定における離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間の取り扱い

年金請求や年金額の決定に当たり，離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間（以下「みなし被保険者期間等」といいます）は「被保険者期間」とみなされますが，「被保険者であった期間」とはみなされません。

したがって，みなし被保険者期間等は年金額には含まれますが，年金の受給要件等には含まれません。

年金給付の算定等において，みなし被保険者期間等を含まないものは次のとおりです。

要件等	参照
老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給資格期間	P. 363
受給資格期間短縮の特例に関する「被保険者期間」の要件	P. 371
特別支給の老齢厚生年金の受給要件である「被保険者期間１年以上」	P. 401

特別支給の経過的職域加算額（退職共済年金）の受給要件である「1年以上引き続く加入者期間」	P. 424
特別給付の老齢厚生年金における「被保険者期間 44 年以上の人の特例」	P. 402
特別支給の老齢厚生年金の政令退職による支給開始年齢の特例にかかる「被保険者期間 20 年以上」	P. 402
定額部分の計算における「被保険者期間」（経過的加算，繰上げ調整額等含む）	P. 407
老齢厚生年金における加給年金額の加算要件である「被保険者期間 20 年以上」	P. 407
退職一時金を全額受給した期間について返還が必要となる場合における「被保険者期間 20 年以上」	P. 355
日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の受給要件である「被保険者期間 6 か月以上」	P. 459
日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の計算における平均標準報酬額及び支給率の算定基礎となる「被保険者期間」	P. 460
遺族厚生年金における寡婦加算額の「被保険者期間 20 年以上」	P. 536

2）　退職一時金の返還について

対象期間中に，第 1 号改定者が退職一時金を全額又は一部受給した期間があり，当該被保険者期間が第 2 号改定者に分割された場合，退職一時金の返還は第 1 号改定者にのみに生じ，第 2 号改定者に返還は生じません。

2　老齢厚生年金における取り扱い

1）　分割請求時に老齢厚生年金の受給権を有している場合（老齢厚生年金の改定）

標準報酬等の分割請求（以下「分割請求」といいます）があった日の属する月の翌月から老齢厚生年金の額を改定します。分割請求に伴う老齢厚生年金の額の改定については，手続きの必要はありません。

〈分割請求時に加入者である場合〉

分割請求時に老齢厚生年金の算定期間となっていない被保険者期間については，標準報酬等の分割を行ったとしても，直ちに老齢厚生年金の

算定基礎とはなりません。したがって，老齢厚生年金の算定基礎となっていない被保険者期間の標準報酬等のみを分割した場合，分割請求時には老齢厚生年金の額の改定は行いません。その後の退職等により，老齢厚生年金の算定期間の改定が行われた際に，分割後の標準報酬等に基づき老齢厚生年金の改定を行います。

また，在職中であることによる老齢厚生年金の支給停止（P.608参照）を行う際の総報酬月額相当額の算出においては，分割後の標準報酬等は用いず，分割前の標準報酬等を用いて計算します。

2)　分割請求時に老齢厚生年金の受給権を有していない場合（老齢厚生年金の決定）

受給要件を満たした時点で請求することによって，分割後の標準報酬等に基づく老齢厚生年金を決定します。

請求手続きについては，「老齢厚生年金の請求手続き」（P.438）を参照してください。

〈第２号改定者又は被扶養配偶者の場合〉

みなし被保険者期間等は受給資格期間に含まれないため，老齢厚生年金を受けるには，自身の公的年金制度の加入により受給資格期間を満たすことが必要となります。

⑴　自身の厚生年金被保険者期間を有する場合

将来，受給要件を満たした時に，みなし被保険者期間等を含む被保険者期間及び分割後の標準報酬等に基づく「特別支給の老齢厚生年金」もしくは「本来支給の老齢厚生年金」の請求をすることができます。したがって，第１号改定者又は特定被保険者がすでに老齢厚生年金の受給権を有している場合であっても，分割請求後，直ちに老齢厚生年金の受給権が生じるわけではありません。

なお，「特別支給の老齢厚生年金」においては，第１号～第４号厚生年金被保険者期間を合算して１年以上あることが必要となります。

⑵　自身の厚生年金被保険者期間を有さない場合

自身の厚生年金被保険者期間を有さず，みなし被保険者期間等のみである人については，「特別支給の老齢厚生年金」の受給権は発生しません。受給権が発生するのは，「本来支給の老齢厚生年金」のみとなります。

分割請求時において，すでに「本来支給の老齢厚生年金」の受給要件を満たしている場合は，別途請求をすることにより，みなし被保険者期間等に基づく老齢厚生年金を決定します。

したがって，第１号改定者又は特定被保険者がすでに老齢厚生年金の受給権を有している場合であっても，分割請求後，直ちに老齢厚生年金の受給権が生じるわけではありません。

なお，標準報酬等の分割を行った後に被保険者となり，「特別支給の老齢厚生年金」の受給要件を満たした場合には，みなし被保険者期間等を含む被保険者期間及び分割後の標準報酬等に基づく「特別支給の老齢厚生年金」の請求をすることができます。

〈事例１〉被保険者である第１号改定者と被保険者期間を有さない第２号改定者の合意分割

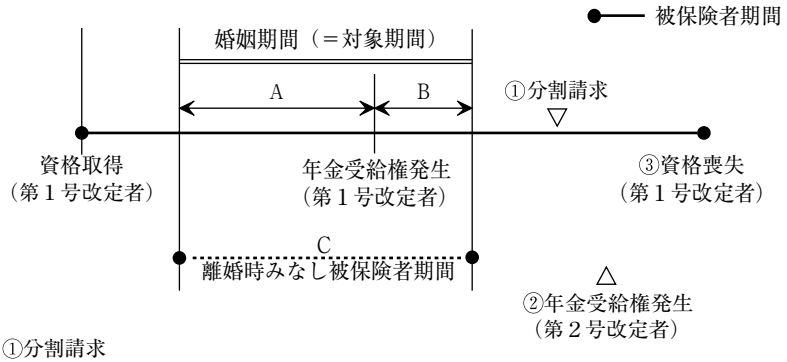

①分割請求

第１号改定者の老齢厚生年金を改定します。

このとき，被保険者期間（A）については分割後の標準報酬等を算定の基礎とします。被保険者期間（B）及びそれ以降の被保険者期間については，その後の退職改定等により，老齢厚生年金の算定基礎となります。

②年金受給権発生（第２号改定者）

離婚時みなし被保険者期間（C）に基づき老齢厚生年金を決定します。

〔注１〕 第２号改定者自身の公的年金制度への加入で，受給資格期間（P.363～373参照）を満たすことが必要です。

〔注２〕 離婚時みなし被保険者期間のみを有し，第１号～第４号厚生年金被保険者期間の合計が１年未満である人に受給権が生じるのは「本来支給の老齢厚生年金」(P.406参照)のみとなります。

③資格喪失（第１号改定者）

資格喪失に伴い，１か月経過後に老齢厚生年金の額を改定します。

被保険者期間（B）にかかる標準報酬等の額は分割後の標準報酬等の額となります。

〈事例２〉ともに被保険者である第１号改定者と第２号改定者の合意分割

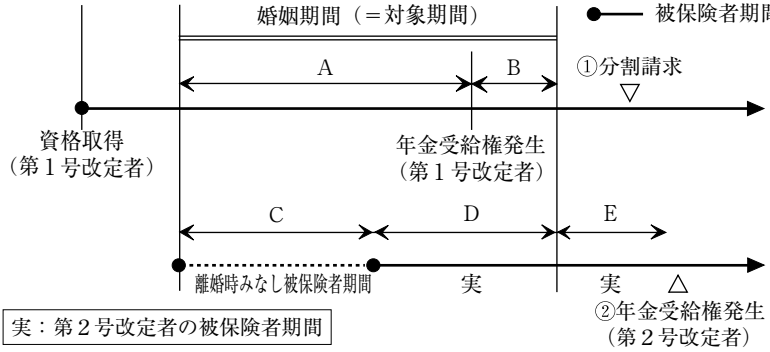

実：第２号改定者の被保険者期間

①分割請求

第１号改定者の老齢厚生年金を改定します。

このとき，被保険者期間（A）については分割後の標準報酬等を算定の基礎とします。被保険者期間（B）及びそれ以降の被保険者期間については，その後の退職改定等により，老齢厚生年金の算定基礎となります。

②年金受給権発生（第２号改定者）

老齢厚生年金を請求することにより，離婚時みなし被保険者期間（C）及び第２号改定者自身の被保険者期間（D・E）に基づく老齢厚生年金を決定します。

対象期間内の被保険者期間（D）については，分割後の標準報酬等を算定基礎とします。

〈事例３〉現在被保険者である第１号改定者と加入者であった第２号改定者の合意分割

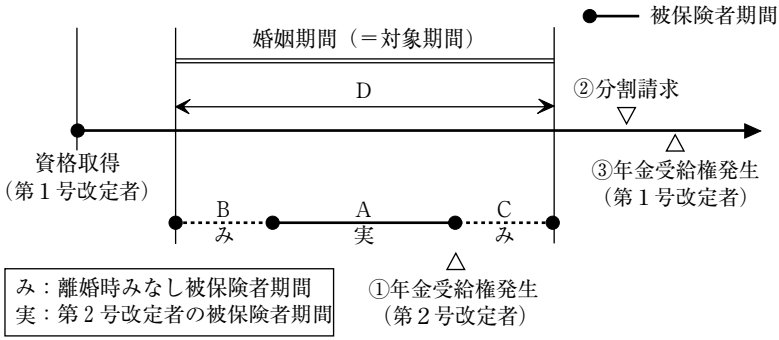

①年金受給権発生（第２号改定者）

第２号改定者自身の被保険者期間（A）に基づき老齢厚生年金を決定します。

②分割請求

第２号改定者自身の被保険者期間（A）及び離婚時みなし被保険者期間（B・C）に基づき老齢厚生年金を改定します。

第２号改定者自身の被保険者期間（A）については，分割後の標準報酬等を算定基礎とします。

〔**注**〕この事例では，分割請求に伴う老齢厚生年金の改定により，離婚時みなし被保険者期間（B・C）も老齢厚生年金の算定の基礎となります。

③年金受給権発生（第１号改定者）

第１号改定者自身の被保険者期間に基づいて，老齢厚生年金を決定します。

対象期間内の被保険者期間（D）については，分割後の標準報酬等を算定基礎とします。

3)　標準報酬等の分割改定が行われた場合の老齢厚生年金等の額について

分割請求により改定が行われるのは，老齢厚生年金の額のうち「報酬比例部分」及び経過的職域加算額（退職共済年金）になります。老齢厚生年金の額のうち「定額部分」,「経過的加算額」及び退職等年金給付（新３階年金）は改定されません。したがって，第１号改定者又は特定被保険者の受給していた老齢厚生年金の額に按分割合（３号分割制度にあっては２分の１）を乗じた額が分割されるわけではありません。

また，分割請求に基づく改定前の老齢厚生年金に，配偶者を対象とする加給年金額が加算されている場合については，離婚等をした日において失権となります。

３　障害厚生年金における取り扱い

1)　分割請求時に障害厚生年金の受給権を有している場合（障害厚生年金の改定）

⑴　第１号改定者又は特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合

合意分割制度と３号分割制度で取り扱いが異なります。

〈合意分割制度における取り扱い〉

合意分割制度に基づく分割請求のあった日の属する月の翌月から，分割後の標準報酬等に基づき障害厚生年金の額を改定します。

ただし，障害厚生年金の算定基礎となる障害認定日の属する月の翌月以降の被保険者期間についてのみ標準報酬等の分割が行われた場合，当該分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定はありません。

合意分割制度に基づく分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定については，手続きは必要ありません。

〈３号分割制度における取り扱い〉

障害厚生年金の算定基礎となる障害認定日の属する月までの被保険者期間については，３号分割制度に基づく標準報酬等の分割を行うことはできません。当該被保険者期間に対する標準報酬等の分割については，

合意分割制度に基づき行うこととなります。

なお，障害認定日の属する月の翌月以降の被保険者期間については３号分割制度に基づく標準報酬等の分割を行うことができます。したがって，３号分割制度に基づく標準報酬等の分割のみが行われた場合，当該分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定はありません。

⑵　第２号改定者又は被扶養配偶者が障害厚生年金の受給権者である場合

分割請求のあった日の属する月の翌月から，障害厚生年金の額を改定します。ただし，分割請求に基づく改定前の障害厚生年金の算定基礎となっている被保険者期間と，それ以前のみなし被保険者期間等を合わせて300月未満である場合には，当該みなし被保険者期間等は改定後の障害厚生年金の算定基礎とはなりません。

また，障害認定日の属する月の翌月以降の期間について標準報酬等の分割を受けた場合，当該期間については障害厚生年金の算定の基礎とはなりません。

分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定については，手続きは必要ありません。

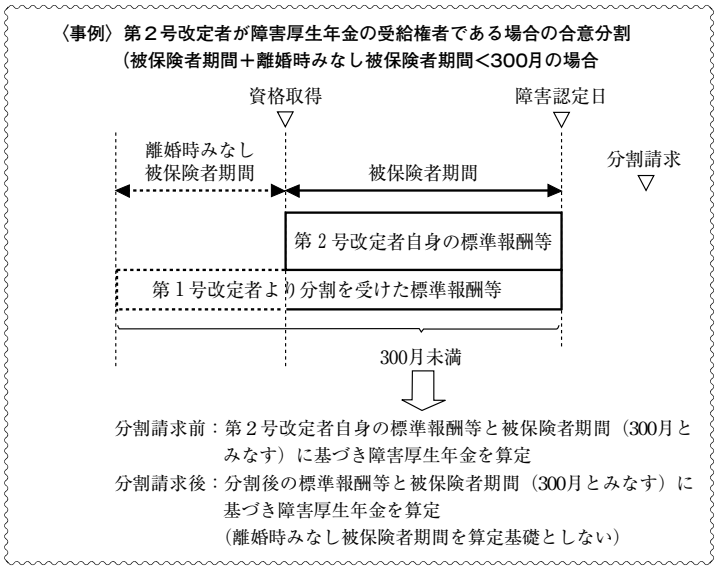

2)　分割請求後に障害厚生年金の受給権を有することとなった場合（障害厚生年金の決定）

⑴　第１号改定者又は特定被保険者の場合

分割請求後に障害厚生年金の給付事由が発生した場合には，分割後の標準報酬等に基づき，障害厚生年金を決定します。

受給要件及び請求手続き等については，「障害給付」（P.467）を参照してください。

⑵　第２号改定者又は被扶養配偶者の場合

自身の被保険者期間中に初診日のある傷病について，障害厚生年金の受給要件に該当する場合は，分割後の標準報酬等に基づき，障害厚生年金を決定します。

このとき，障害認定日の属する月以前のみなし被保険者期間等については，障害厚生年金の算定基礎となります。

受給要件及び請求手続き等については，「障害給付」（P.467）を参照してください。

3）　分割請求に伴う障害厚生年金の額の改定が行われた場合の加給年金額について

分割請求に基づく改定前の障害厚生年金に加給年金額が加算されている場合については離婚等をした日において失権となります。

４　遺族厚生年金における取り扱い

みなし被保険者期間等も遺族厚生年金の算定基礎となります。

ただし，みなし被保険者期間等のみを有する人が死亡した場合については，長期要件に該当する場合（P.534参照）のみ，遺族厚生年金の受給権が発生します。

遺族厚生年金の受給要件等については「遺族給付」（P.521）を参照してください。

第 11 章　ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は年金加入記録を確認していただくとともに，年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として，日本年金機構及び厚生年金の各実施機関から送付しています。

私学事業団では，加入者の各年齢到達月に学校法人等を通して「ねんきん定期便」を送付しますので，加入者に配付してください。

また，同封している「ねんきん定期便」のパンフレットを併せてご覧いただくよう周知してください。

「ねんきん定期便」は35歳・45歳及び59歳の節目年齢通知と，それ以外の毎年通知に分かれています。

「ねんきん定期便」の種類及び記載内容等は次頁の表のとおりです。

なお，以下の人は，年金見込額が記載されません。

1　年金受給権発生年齢に達している
2　年金を繰り上げして受給している
3　受給資格期間120月に達していない（50歳以上）
4　過去に加入期間が重複している記録がある
5　前に加入していた厚生年金実施機関の資格喪失が未確認である

「ねんきん定期便」の種類及び記載内容等

通知の種類	対象者	記　載　内　容
節目年齢通知	35・45 歳	①これまでの年金加入期間 ②これまでの加入実績に応じた年金額 ③これまでの保険料納付額 ④これまでの年金加入履歴 ⑤これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況 ⑥これまでの国民年金保険料の納付状況
	59 歳	①これまでの年金加入期間 ②老齢年金の見込額（現在の加入条件で 60 歳まで加入したものと仮定して計算） ③これまでの保険料納付額，該当者にはお知らせとして退職一時金返還額 ④これまでの年金加入履歴 ⑤これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況 ⑥これまでの国民年金保険料の納付状況
毎年通知	50 歳未満	①これまでの年金加入期間 ②これまでの加入実績に応じた年金額と保険料納付額 ③最近の月別状況（標準報酬月額，標準賞与額，保険料納付額）
	50 歳以上	①これまでの年金加入期間 ②老齢年金の見込額 **・60 歳未満：現在の加入条件で60 歳まで加入したものと仮定して計算** ・60 歳以上：これまでの加入実績に応じて計算 ③該当者にはお知らせとして退職一時金返還額 ④これまでの保険料納付額 ⑤最近の月別状況（標準報酬月額，標準賞与額，保険料納付額）

第 12 章　退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付掛金の払い込み実績にかかる付与額と利息の累計額及び明細を，「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」（以下，「情報通知」といいます）により，35歳・45歳・59歳の年齢到達月（「ねんきん定期便」の節目年齢と同じ）に送付します。

１　対象者

平成27年10月以降（27年10月をまたぐ期間を含みます）引き続く加入者期間を１年以上有する加入者及び元加入者

２　通知内容

1）　退職等年金給付加入期間（月数）
2）　付与額累計額
3）　利息の累計額
4）　付与額と利息の累計額
5）　加入期間各月の明細（標準報酬月額，標準賞与額，付与額，利息，付与額と利息の合計額）

３　送付方法

1）　加 入 者…学校法人等を通して送付する「ねんきん定期便」に同封
2）　元加入者…自宅宛てに送付

４　その他

節目年齢以外の加入者又は元加入者が「情報通知」の送付を希望する場合は，書面による請求が必要となりますので，相談班までお問い合わせください。

第5部 福祉事業

第５部　福　祉　事　業

第１章　福祉事業のあらまし……705
はじめに……705
第１節　福祉事業の種類……706
第２節　福祉事業の財源……707
第２章　全国共通の保健事業……708
第１節　特定健康診査・特定保健指導事業……708
第２節　ヘルスケアポイント……731
第３節　人間ドック利用費用補助事業……732
第４節　健康増進・介護相談サービス事業……740
第５節　メンタルヘルス等相談サービス事業……741
第６節　出産祝品の贈呈……743
第７節　災害見舞品の贈呈……744
第８節　長期療養者見舞品の贈呈……744
第９節　永年勤続加入者直営施設利用優待券の贈呈……745
第10節　旅行会社のパック旅行…747
第３章　地域保健事業……749
第１節　人間ドック利用契約事業……750
第２節　各種割引事業……750
第３節　健康増進施設利用費用補助事業……751
第４節　スポーツ施設の法人会員利用事業……752
第５節　その他の地域保健事業…752
第６節　各ブロック広報誌配付事業……753
第４章　医療施設……754
東京臨海病院……754
第５章　宿泊施設……759
第１節　会館（ガーデンパレス）759
第２節　宿泊所・保養所……765
第３節　相互利用施設……770
第４節　私学メンバーズカード…771
第６章　積立貯金……773
第１節　あらまし……773
第２節　手続き関係……775
第７章　積立共済年金……798
はじめに……798
第１節　あらまし……798
第２節　手続き関係……805
第３節　給付関係……812
第８章　共済定期保険……836
はじめに……836
第１節　あらまし……837
第２節　手続き関係……859
第３節　給付関係……865
第９章　生涯生活設計の支援事業…883
第１節　生涯生活設計セミナーの開催……883
第２節　刊行物の配付……883
第３節　放送大学入学料割引及び通信研修・通信講座の斡旋…884
第10章　75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等に対する保健事業……886
第11章　貸付け……888
はじめに……888
第１節　加入者貸付の共通事項…889
第２節　一般貸付……899
第３節　教育貸付……900
第４節　結婚貸付……903
第５節　住宅貸付……905
第６節　災害貸付……930
第７節　医療・介護貸付……932
第８節　償還……934
第９節　特定教職員等の取り扱いについて……950

第１章　福祉事業のあらまし

はじめに

私学共済制度の福祉事業は“日常生活をより豊かに，より健康に”のテーマのもとに保健事業，医療事業，宿泊事業，積立貯金事業，積立共済年金事業，共済定期保険事業，生涯生活設計の支援事業及び貸付事業の八つに分かれて行われますが，これは次のとおり私学共済法で定められているためです。〔法第26条第１項〕

1　高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導
2　１以外の事業であって加入者及びその被扶養者の健康教育，健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業
3　加入者の保養もしくは宿泊又は教養のための施設の経営
4　加入者の利用に供する財産の取得，管理又は貸付け
5　加入者の貯金の受け入れ又はその運用
6　加入者の臨時の支出に対する貸付け
7　加入者の需要する生活必需物資の供給
8　その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

第１節　福祉事業の種類

私学事業団が現在行っている福祉事業は次のとおりです。

１　保健事業

加入者及び被扶養者を対象とした全国共通の保健事業と，全国を７ブロックに分けて，各会館がそれぞれの地域性を生かして実施する地域保健事業の二つに分けられます。

1)　全国共通の保健事業

特定健康診査・特定保健指導，ヘルスケアポイント，人間ドック利用費用補助，郵送検診，健康増進・介護相談サービス，メンタルヘルス等相談サービス事業，出産祝品・災害見舞品・長期療養者見舞品の贈呈，永年勤続加入者（任意継続加入者を除きます）への直営施設利用優待券贈呈などがあります。

2)　地域保健事業

人間ドック利用契約事業，各種割引事業，健康増進施設利用補助事業，各種講座開設事業，スポーツ施設会員利用事業及びその他の保健事業を実施しています。

２　医療事業

直営医療施設として東京に東京臨海病院があります。また，病気の早期発見及び予防を目的とした人間ドック等を行う健康医学センターを併設しています。

３　宿泊事業

直営宿泊施設として札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡の８か所に会館，箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都の８か所に宿泊所・保養所があります。

４　積立貯金事業

加入者から貯金を受け入れ，安全有利に運用する事業です。

５　積立共済年金事業

加入者が在職中に積み立てを行い，その積立金を原資として，加入者の退職後の生活設計に資することを目的とした事業です。

６　共済定期保険事業

加入者が在職中に，死亡又は高度障害になった場合には年金や一時金を，入院や手術をした場合には給付金等を支給し，加入者及び遺族・家族の生活の安定と，医療費の負担軽減を図る事業です。

７　生涯生活設計の支援事業

在職中から退職後までの生涯生活を，より豊かで快適なものにするために必要な知識や情報などを提供し，加入者の生涯生活設計を支援する事業です。

８　貸付事業

加入者への貸付けとして一般貸付，教育貸付，結婚貸付，住宅貸付，災害貸付及び医療・介護貸付があります。

第２節　福祉事業の財源

福祉事業を行うために要する費用は，上記の各事業の運営に伴う収入のほか，福祉事業分掛金（P.14表参照）で賄っています。

第２章　全国共通の保健事業

保健事業は加入者と被扶養者の健康の保持増進及び日常生活の援助を目的としており，共済事業本部が実施する全国共通の保健事業と各会館共済業務課が実施する地域保健事業があります。

第１節　特定健康診査・特定保健指導事業

医療制度改革における医療保険者の役割として，「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療法」といいます）により，平成20年４月から，私学事業団などの医療保険者に対し，40歳（当該年度内に40歳になる人を含みます）から74歳（当該年度内に75歳になる人は誕生日前日まで）の加入者等（任意継続加入者及び被扶養者を含みます）を対象とする，内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための新しい健診制度「特定健康診査・特定保健指導」（以下「特定健康診査等」といいます）の実施が義務付けられました。

この制度は厚生労働省による医療制度改革の一環として，生活習慣病にかかっている人や予備群を減らすことにより，医療費の適正化を図り安心して医療にかかれる環境を守るために取り入れられた制度です。

「早期発見・早期治療」を目的としてきた従来からの健診とは違い，「予防」に重点を置くことで，生活習慣病になる前に「リスクのある人」を対象に生活習慣の改善を促し予防・重病化を防ぐことを主眼としています。その目安となるのがメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）です。

メタボリックシンドロームとは，内臓脂肪型肥満に加え，高血糖，高血圧，脂質異常のうち二つ以上を併せ持った状態をいいます。この状態が続くと，動脈硬化を促進し，心疾患や脳血管疾患などの重い生活習慣

病に進行する危険性が高くなります。

しかし，特定健康診査等により早期に危険因子を発見し，食生活の改善や運動習慣などの生活習慣を変えることにより内臓脂肪を減らし，高血糖，高血圧，脂質異常を改善することで，動脈硬化や心疾患，脳血管疾患などの発症を防ぐことができます。

私学事業団では特定健康診査等の事業を円滑に実施するために，特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項や，その成果にかかる目標に関する事項を定めた特定健康診査等実施計画を策定し，公表しています。〔高齢者医療法第19条〕

１　第四期特定健康診査等実施計画

高齢者医療法第19条により，令和６年度から11年度までの６年を１期として「私立学校教職員共済 第四期特定健康診査等実施計画」を定め，公表することが義務付けられています。実施計画については，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導〕に掲載しています。

1)　達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針において，国が定める令和11年度の実施率目標を基に，以下のとおり目標を設定しました。

特定健康診査実施率目標

	令和６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
加　入　者	85%	86%	87%	88%	89%	90%
被扶養者	40%	44%	48%	52%	56%	60%
任意継続加入者	40%	44%	48%	52%	56%	60%
全　体	75%	77%	79%	81%	83%	85%

特定保健指導実施率目標

	和令６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
加　入　者	12%	15%	18%	22%	26%	30%
被扶養者	12%	15%	18%	22%	26%	30%
任意継続加入者	12%	15%	18%	22%	26%	30%
全　体	12%	15%	18%	22%	26%	30%

２　特定健康診査

1）　対象者

実施年度に40歳（当該年度内に40歳になる人を含みます）から74歳の年齢の人のうち当該実施年度の一年間を通して加入している人（年度途中で資格取得・喪失又は被扶養者認定・取り消し等の異動のない人）で，私学共済制度の短期給付の適用を受ける加入者（任意継続加入者を含みます）及びその被扶養者が対象となります。

なお，実施年度中に75歳となる人については，75歳の誕生日前日までが対象となります（誕生日以降は後期高齢者医療制度の健診対象者となります）。

〔注〕　妊産婦，海外在住，６か月以上継続入院等は対象者から除外されます。除外される人については「特定健康診査除外（該当者・不該当者）報告書」（P.730参照）を提出してください。

2)　健診の項目

(1)　基本的な健診の項目

□で囲った項目は階層化（特定保健指導のレベル分け）に用いられる項目です

項　　目		目　　的
標準的な質問		□服薬の有無□，□喫煙の有無□，病歴等
自覚症状及び他覚症状の検査		
身体計測	身　長	
	体　重	
	□ＢＭＩ□	肥満度を調べます。「体重(kg)／(身長(m))^2」
	□腹　囲□	内臓脂肪型肥満かどうか調べます。
血　　圧	□収縮期血圧（最高血圧）□	高血圧かどうか調べます。
	□拡張期血圧（最低血圧）□	
血中脂質検査	□空腹時中性脂肪(TG)(※１)□	脂質異常かどうか調べます。
	ＬＤＬコレステロール（※２）	
	□ＨＤＬコレステロール□	
肝機能検査	ＧＯＴ（AST）	肝臓機能を調べる検査です。
	ＧＰＴ（ALT）	
	γ－ＧＴＰ（γ－GT）	
血糖検査	□空腹時血糖（※３）□ 又は □HbA1c□	糖尿病の検査です。
尿検査	糖	糖尿病の検査です。
	蛋白	腎臓機能を調べる検査です。

一定の条件で以下の項目でも可，なお，表中の空腹時とは絶食後10時間以上をさします。

※１　随時中性脂肪（空腹時以外）

※２　non-HDL コレステロール

※３　随時血糖（食後3.5時間以上10時間未満）

詳細な健診の項目

項　　目		実　施　条　件
貧血検査	ヘマトクリット値	医師が一定の基準により，必要と判断した場合に実施します。
	血色素量（ヘモグロビン値）	
	赤血球数	
心　電　図	12 誘導心電図	
眼底検査		
腎機能検査	血清クレアチニン	
	eGFR	

⑵　標準的な質問票（質問票１－３及び８の項目は質問票における必須の項目です）

質　問　項　目			回　　答
1－3		現在，ａからｃの薬の使用の有無 （医師の判断・治療のもとで服薬中の者を指す）	
	1	ａ．血圧を下げる薬	①はい　②いいえ
	2	ｂ．血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい　②いいえ
	3	ｃ．コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい　②いいえ
4		医師から，脳卒中（脳出血，脳梗塞等）にかかっているといわれたり，治療を受けたことがありますか。	①はい　②いいえ
5		医師から，心臓病（狭心症，心筋梗塞等）にかかっているといわれたり，治療を受けたことがありますか。	①はい　②いいえ
6		医師から，慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり，治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい　②いいえ
7		医師から，貧血といわれたことがありますか。	①はい　②いいえ
8		現在，たばこを習慣的に吸っていますか。 （「現在，習慣的に喫煙している者」とは条件１と条件２を両方満たす者をいいます。 条件１：最近１か月間吸っている 条件２：生涯で６か月以上吸っている，又は合計100本以上吸っている）	①はい（条件１と条件２を両方満たす） ②以前は吸っていたが，最近１か月は吸っていない（条件２のみ満たす） ③いいえ（上記以外）
9		20歳の時の体重から10 kg以上増加していますか。	①はい　②いいえ
10		１回30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上，１年以上実施していますか。	①はい　②いいえ
11		日常生活において歩行又は同等の身体活動を１日１時間以上実施していますか。	①はい　②いいえ
12		ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	①はい　②いいえ
13		食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき，かみあわせなど気になる部分があり，かみにくいことがある ③ほとんどかめない

14	人と比較して食べる速度が速いですか。	①速い　②ふつう ③遅い
15	就寝前の２時間以内に夕食をとることが週に３回以上ありますか。	①はい　②いいえ
16	朝昼夕の３食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日　②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に３回以上ありますか。	①はい　②いいえ
18	お酒（日本酒，焼酎，ビール，洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。 （「⑦やめた」とは，過去に月１回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち，最近１年以上酒類を摂取してない者）	①毎日　②週５～６日 ③週３～４日　④週１～２日 ⑤月に１～３日 ⑥月に１日未満 ⑦やめた ⑧飲まない（飲めない）
19	飲酒日の１日当たりの飲酒量 日本酒１合（アルコール度数15度・180ml）の目安：ビール（同５度・500ml），焼酎（同25度・110ml），ワイン（同14度・約180ml），ウイスキー（同43度・60ml），缶チューハイ（同５度・約500ml，同７度・約350ml）	①１合未満 ②１～２合未満 ③２～３合未満 ④３～５合未満 ⑤５合以上
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	①はい　②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね６か月以内） ③近いうちに（概ね１か月以内）改善するつもりであり，少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（６か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（６か月以上）
22	生活習慣の改善について，これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい　②いいえ

〔注〕　私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

3）　特定健康診査の実施方法

特定健康診査の関係書類はP.714の表のとおりです。令和６年５月下旬頃，私学事業団から特定健康診査の対象者（加入者及び被扶養者）を学

校法人等に通知します（P.726「年間スケジュール」参照）。

特定健康診査関係書類

健診対象者	送　付　物	送 付 先
加入者 （学校法人等）	①学校法人等宛ての通知文書 ②健診対象者一覧表（加入者・被扶養者の対象者リスト） ③健診結果データ提出用宛名シール（１枚８シート） ④特定健診元気ガイド（事務担当者用・被扶養者用サンプル） ⑤特定健診等推進ポスター（３種類各１枚） ⑥健診結果記入票	学校法人等 （掛金等納付通知書送付先）
加入者の 被扶養者	①加入者宛ての通知文書 ②受診券（セット券） （対象人数分を同封，見本P.725参照） ③特定健診指定機関一覧 ④特定健診元気ガイド	加入者の住所
任意継続加入者及び被扶養者	①任意継続加入者宛ての通知文書 ②受診券（セット券） （対象人数分を同封，見本P.725参照） ③特定健診指定機関一覧 ④特定健診元気ガイド	任意継続加入者の住所

〔注〕加入者欄の送付物は，定期健康診断の結果を提供していただくための学校法人等宛ての関係書類です。

⑴　加入者

高齢者医療法第21条及び第27条に基づき，学校保健安全法又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果を，私学事業団に提出することによって，特定健康診査を行ったものとみなすことができます。学校法人等は，対象となる加入者の当該年度分の定期健康診断結果（定期健康診断を受診せずに，人間ドックを受診した人はその健診結果）を私学事業団に提出してください。

定期健康診断に要する費用は学校法人等の負担です。

なお，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第９条において特定健康診査の健診項目は「法令に基づく場合」に該当するため，本人の同意を得ることなく提出が可能ですが，提出いただく健診結果の写しに特定健康診査以外の検査項目が含まれているときは，加入者に対して定期健康診断の結果の情報を私学事業団に提出する旨を明示し同意を得ることによって特定健康診査以外の検査項目を含む情報の提出が可能となります（平成29年の個人情報保護法改正により黙示の同意は使えません）。

①　提出の形式

次の㋐～㋒のいずれかの形式でご提出ください。

なお，施行規則の改正に伴い，原則，㋐㋑の電子データでの提出をお願いします。

㋐　Excel形式の電子データ

㋑　XML形式（国の定める標準的なデータファイル仕様），ＣＳＶ形式の電子データ

㋒　特定健診結果記入票（P.727参照），健診結果票の写し等

上記㋐を作成及び提出前の不備をチェックするためのツール『特定健診提出用データ入力・作成ツール』や，㋑の提出前に不備をチェックするためのツール『特定健診提出用データ（XML・CSV）チェックツール』は，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診に関する事務手続き〕に掲載しています。ぜひ活用してください。また，㋒特定健診結果記入票についても，私学共済ホームページよりダウンロードが可能です。

②　提出方法

電子データをCD-RやUSBメモリ等の電子媒体に保存し，書留，簡易書留等の受け取りの確認できる方法により提出してください。紙の場

合も同様です。提出の際は「特定健康診査結果データの提出内訳報告書」に必要事項を記入のうえ，同封してください。また，提出時の封筒等には私学事業団から案内時に送付する提出用宛名シールを貼付のうえ送付してください（P.728～729記入例参照）。

③　提出期限等

学校法人等での定期健康診査の実施時期にあわせて提出期限を設定しています。提出期限に関わらず，整った分から順次送付をお願いします。

㈠　第１回提出期限　９月30日（定期健診を４月～８月に実施する学校）

㈡　第２回提出期限　１月31日（定期健診を９月～12月に実施する学校）

㈢　最終提出期限　　５月15日（定期健診を１月～３月に実施する学校）

〔注〕５月15日が土・日曜日に当たる場合は，その直前の平日が提出期限となります。

データ提出期限が５月15日を過ぎてしまう場合は，結果通知や特定保健指導の利用券の発行はできませんが，次年度以降の健診結果提出時に発行する結果通知に経年変化の記録として掲載するよう健診結果データの登録は行います。

④　提出上の注意

㈠　報告する特定健診結果には，加入者番号・氏名（フリガナ）・生年月日・健診実施年月日が記載されていることを必ず確認してください。

㈡　保健指導を円滑に実施するため，健診結果は対象者全員分がそろってからではなく，整った分から順次送付をお願いします。

㈢　実施率の算出には，実施年度の翌年11月１日までに行っている国への報告までに登録が必要です。より多くの方の健診結果を期日までに登録できるよう，早めの提出にご協力願います。

㈣　学校法人等が定期健康診断を委託している健診機関によっては，XML形式等の電子データで健診結果を取得することができますので，

健診機関に相談してください。

⑵　加入者の被扶養者

①　特定健康診査の通知方法

加入者単位に対象者となる被扶養者分の「特定健診元気ガイド」「特定健康診査受診券（セット券）」（P.725見本参照）「特定健診指定機関一覧」を取りまとめて加入者宛てに送付します。送付先住所は資格取得報告書等により学校法人等から届け出られた加入者住所となります。

②　受診方法及び健診結果の提出

特定健診指定機関に「加入者被扶養者証」と「特定健康診査受診券（セット券）」を提出することにより，無料で受診することができます。

「特定健診指定機関一覧」又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関（病院）一覧〕から健診機関を選択し，直接予約したうえで受診してください。健診結果は，健診機関から私学事業団へ直接提出されます。

なお，「特定健康診査受診券（セット券）」は，「特定保健指導利用券」（P.725参照）の機能を併せ持った券です。「特定健康診査受診券（セット券）」を提出することにより，健診機関によっては特定健診と同日に特定保健指導（対象者及び実施の詳細はP.721「３特定保健指導」参照）の初回面接が受けられる場合があります。同日に初回面接が受けられない場合又は受けない場合は，後日発行される「特定保健指導利用券」で特定保健指導を受けてください。

③「特定健康診査受診券（セット券）」の有効期限

当該年度の３月31日

（例）令和６年度特定健康診査の場合→有効期限：令和７年３月31日

④　人間ドック利用時の健診結果の提出について

人間ドックを利用した場合は，その健診結果を私学事業団に提出することにより特定健康診査の実施に代えることができます。医療保険者には適正な保健事業の推進が求められているため，私学事業団の人間ドック利用費用補助（P.732参照）を申請する場合は，必ず健診結果と併せてご提出ください。健診結果の提出方法については，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診に関する事務手続き〕を参照してください。また，「特定健康診査受診券（セット券)」は人間ドックの受診に使用できませんのでご注意ください。

⑶　任意継続加入者及びその被扶養者

①　特定健康診査の通知方法

任意継続加入者の住所宛てに対象者となる加入者及び被扶養者分の「特定健診元気ガイド」「特定健康診査受診券（セット券)」「特定健診指定機関一覧」を送付します。

〔注〕「特定健診元気ガイド」及び「特定健診指定機関一覧」は各１部のみ同封。

②　受診方法及び健診結果の提出

加入者の被扶養者と同様の取り扱いとなります。

③「特定健康診査受診券（セット券)」の有効期限

加入者の被扶養者と同様の取り扱いとなります。

④　人間ドック利用時の健診結果の提出について

加入者の被扶養者と同様の取り扱いとなります。

⑷　健診結果の判定及び階層化

私学事業団では，特定健康診査の結果から特定保健指導対象者を選定し，その人の状況に応じた保健指導を実施します。この保健指導対象者の選定を階層化といい，国が定める基準に基づいて実施します。

健診結果から内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し，リス

クの高さや年齢に応じ，レベル別（動機付け支援・積極的支援）に保健指導を行います。

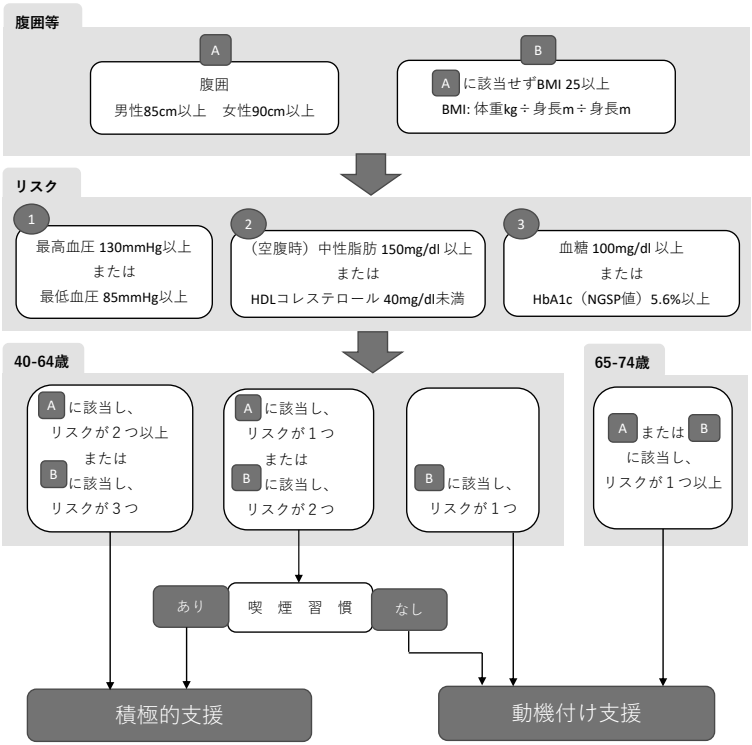

【留意事項】

① 特定保健指導の階層化基準は，メタボリックシンドロームの判定基準（以下，「メタボ判定」といいます。）とは異なります。特定保健指導の支援対象者の範囲は，メタボ判定よりも広いのでメタボ判定で『非該当』の場合でも，特定保健指導の『対象』となる場合があります。

② 健康診断時の質問票で，糖尿病，脂質異常症，高血圧症の治療にかかる薬剤について『薬の使用あり』と回答された人は，すでに医師の

指示の下で改善あるいは重症化の予防に向けた取り組みが進められているため，特定保健指導の対象となりません。

③　喫煙習慣の「あり・なし」の判断について，『②以前は吸っていたが，最近１か月は吸っていない』と回答された人は，『なし』として扱います。

④　実施年度中に75歳となる人については，75歳の誕生日前日までが特定保健指導の対象となります。

⑸　結果通知

特定健康診査の結果は，対象者ごとに作成した健康情報ポータルサイトにてお知らせします。「健康情報ポータルサイト」では，メタボリックシンドロームの状態や生活習慣病の発症リスクの他，健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め，生活習慣を見直すきっかけとなるよう，個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供します。特定保健指導が必要と判定された人には特定保健指導利用券を送付します。

対象者への通知（送付物，送付先）〔注１〕

対象者	送　付　物		送付先
学校法人等	⑴学校法人等宛ての通知文書 ⑵「特定健康診査結果一覧」 提供いただいた特定健康診査対象者にかかる特定健診結果データを，基準にしたがって階層化した結果一覧 ⑶特定保健指導元気ガイド（見本）		学校法人等 （掛金等納付通知書送付先）
加入者	保健指導を必要とする人	⑴情報提供通知 ⑵特定保健指導利用券 ⑶特定保健指導指定機関一覧 ⑷特定保健指導元気ガイド	加入者の住所
	保健指導を必要としない人	⑴情報提供通知	
①加入者の被扶養者 ②任意継続加入者及びその被扶養者	保健指導を必要とする人	⑴情報提供通知 ⑵特定保健指導利用券〔注２〕 ⑶特定保健指導指定機関一覧 ⑷特定保健指導元気ガイド	①加入者の住所 ②任意継続加入者の住所
	保健指導を必要としない人	⑴情報提供通知	

〔注１〕健診結果データから判定・階層化し，随時発送する予定です。

〔注２〕健診と同時に保健指導の初回面接を受けた人には特定保健指導利用券は原則同封されません。健診結果データの授受状況により，初回面接を受けた人にも送付される場合がありますが，利用券を使用して再度初回面接を受けることはできません。

３　特定保健指導

特定健康診査の結果を階層化し，保健指導が必要となる人に対しては，私学事業団が集合契約により委託する全国の指定機関（以下，「保健指導機関」といいます）が，国の定める保健指導の基準による「動機付け支援」又は「積極的支援」を行います。

対象者が保健指導を開始したとき及び完了したときは，指導を実施し

た保健指導機関から私学事業団へ直接報告されます。

1)　特定保健指導の支援内容

国の定める保健指導の基準により，次のような支援を行うことになりますが，面接や支援の頻度については，利用する保健指導機関により異なる場合があります。

⑴　動機付け支援

○支援期間・頻度

支援としては，面接による支援のみの原則１回とする。

支援は初めの１回のみであるが，完了までの期間としては，面接時（行動計画作成の日）から３か月経過後に実績評価を行うことから，約３か月となる。

○支援内容及び支援形態

対象者本人が，自分の生活習慣の改善すべき点等を自覚し，自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。特定健康診査の結果並びに喫煙習慣，運動習慣，食習慣，休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ，初回面接による支援及び実績評価（行動計画作成の日から３か月経過後に行う評価）を行う。

○３か月後の実績評価

面接又は通信等（電話，電子メール，チャット，手紙等）を利用して健康状態や生活習慣の確認を行う。

⑵　積極的支援

○支援期間・頻度

初回時に面接による支援を行い，その後，３か月以上の継続的な支援を行う。

完了までの期間としては，初回時面接（行動計画作成の日）から継続支援終了後に実績評価を行うことから，３か月以上となる。

○支援内容及び支援形態

積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ，積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。食事，運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。進捗状況に関する評価として，積極的支援対象者が実践している取り組み内容及びその結果についての評価を行い，必要があると認めるときは，行動目標及び行動計画の再設定を行う。行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け，それらの記載に基づいて支援を行う。

継続的な支援は，個別に電話，電子メール，チャット，手紙等支援のいずれか，もしくは組み合わせて行う。

○実績評価

面接又は通信等（電話，電子メール，チャット，手紙等）を利用して健康状態や生活習慣の確認を行う。

2)　特定保健指導の実施方法

⑴　加入者

①　利用方法

特定保健指導は，対象者自身が「特定保健指導指定機関一覧」から保健指導機関を選択し，予約のうえ「加入者証」・「特定保健指導利用券」（P.725見本参照）を提出することにより，無料で受けることができます。

特定保健指導は，終了時評価を実施して完了します。評価が実施されないと，保健指導機関から私学事業団に終了報告が提出されませんので，必ず評価を受け完了するようお伝えください。

②　「特定保健指導利用券」の有効期限

翌年度の７月31日

（例）令和６年度特定保健指導の場合

→有効期限：令和７年７月31日

⑵　加入者の被扶養者，任意継続加入者及びその被扶養者

加入者と同様の方法で受けることができます。

⑶　利用券の有効期限内や保健指導の利用中に私学共済制度の資格を喪失した場合

私学共済制度の資格を喪失した以降は保健指導を受けることはできません。また，保健指導を受けている途中で資格喪失した場合，以降の保健指導は受けられません。しかし，保健指導機関によっては，費用を自己負担することにより，継続できる場合があります。

４　個人情報の取り扱い

特定健康診査等の実施に当たり，個人情報については，個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等に定める事項を遵守し厳重に取り扱います。

特定健康診査受診券（セット券）・特定保健指導利用券の見本

・特定健康診査受診券（セット券）

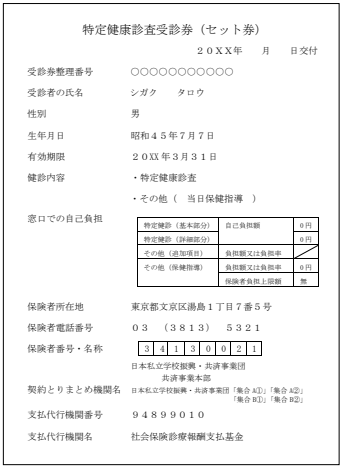

特定健康診査受診券（セット券）

２０XX年　月　日交付

受診券整理番号	○○○○○○○○○○○
受診者の氏名	シガク　タロウ
性別	男
生年月日	昭和４５年７月７日
有効期限	２０XX年３月３１日
健診内容	・特定健康診査
	・その他（　当日保健指導　）

窓口での自己負担

特定健診（基本部分）	自己負担額	０円
特定健診（詳細部分）		０円
その他（追加項目）	負担額又は負担率	
その他（保健指導）	負担額又は負担率	０円
	保険者負担上限額	無

保険者所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号
保険者電話番号	０３　（３８１３）　５３２１
保険者番号・名称	３４１３００２１

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

契約とりまとめ機関名	日本私立学校振興・共済事業団「集合A2」「集合B2」
支払代行機関番号	９４８９９０１０
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金

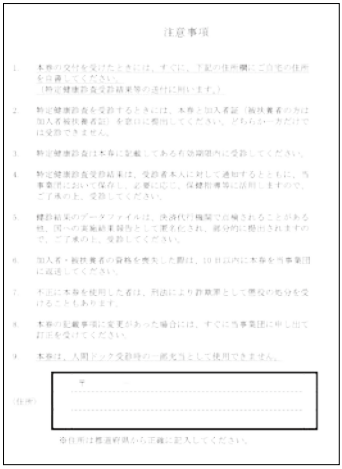

注意事項

1. 本券の交付を受けたときには、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を記載してください。
（特定健康診査受診結果等の送付に用います。）
2. 特定健康診査を受診するときには、本券と加入者証（被扶養者の方は加入者被扶養者証）を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査は本券に記載してある有効期間内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、当事業団において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診してください。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として、匿名化のうえ、部分的に提出されますので、ご了承のうえ、受診してください。
6. 加入者・被扶養者の資格を喪失した際は、10日以内に本券を当事業団に返却してください。
7. 不正に本券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. 本券の記載事項に変更があった場合には、すぐに当事業団に申し出て訂正を受けてください。
9. 本券は、人間ドック受診時の一部負担金として使用できません。

（住所）〒

※住所は郵便番号から正確に記入してください。

・特定保健指導利用券



特定保健指導利用券

２０XX年　月　日交付

利用券整理番号	○○○○○○○○○○○
特定健康診査受診券整理番号	○○○○○○○○○○○
受診者の氏名	シガク　タロウ
性別	男
生年月日	昭和４５年７月７日
有効期限	２０XX年７月３１日
特定保健指導区分	・○○○○支援

窓口での自己負担

自己負担額	０円
保険者負担上限額	無

保険者所在地	東京都文京区湯島１丁目７番５号
保険者電話番号	０３　（３８１３）　５３２１
保険者番号・名称	３４１３００２１

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

契約とりまとめ機関名	「日本私立学校振興・共済事業団　集合A2」「集合B2」
支払代行機関番号	９４８９９０１０
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金

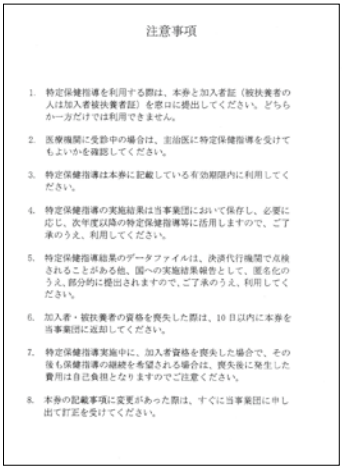

注意事項

1. 特定保健指導を利用する際は、本券と加入者証（被扶養者の人は加入者被扶養者証）を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
2. 医療機関に受診中の場合は、主治医に特定保健指導を受けてもよいかを確認してください。
3. 特定保健指導は本券に記載している有効期限内に利用してください。
4. 特定保健指導の実施結果は当事業団において保存し、必要に応じ、次年度以降の特定保健指導等に活用しますので、ご了承のうえ、利用してください。
5. 特定保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として、匿名化のうえ、部分的に提出されますので、ご了承のうえ、利用してください。
6. 加入者・被扶養者の資格を喪失した際は、10日以内に本券を当事業団に返却してください。
7. 特定保健指導実施中に、加入者資格を喪失した場合で、その後も保健指導の継続を希望される場合は、喪失後に発生した費用は自己負担となりますのでご注意ください。
8. 本券の記載事項に変更があった際は、すぐに当事業団に申し出て訂正を受けてください。

年間スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
4月	健診機関・保健指導機関との契約等		
5月	特定健診対象者の抽出 支払基金に受診券・利用券発行情報の登録 案内書・対象者リスト 被扶養者・任継者の受診券（有効期限：当年度３月31日）の発送（５月下旬頃）	学校法人等 定期健康診断結果データの提供 被扶養者・任継者 受診券による健診・結果データの提供 （健診機関経由）	
6月	当年度分健診結果データ 受付の都度、入力・階層化・登録		
7月	情報提供通知の発送 ※特定保健指導該当者には利用券（有効期限：次年度７月31日）を同封		特定保健指導 利用開始
8月			
9月	順 次	学校法人等からの健診結果データ提出期限（１回目） （4～8月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
10月	前年度特定健診等実施率等の抽出	順	
11月	国へ前年度分特定健診等実績報告	次	
12月			
1月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（２回目） （９月以降定期健康診断を実施する学校法人等）	
2月			
3月	健診機関・保健指導機関との契約等の準備	受診券の受付終了(3月31日)	
4月	＜次年度＞		
5月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（最終5/15） （1～3月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
6月			
7月			前年度特定保健指導の初回面接受付終了(7月31日)

特定健診結果記入票

特定健診結果記入票（個別）

加入者番号 記号	加入者番号 番号	生年月日	性別	受診者氏名
13A	9990001	（昭和）45年09月01日	男・女	フリガナ シガク タロウ 漢字 私学　太郎

住所：〒113-0034 東京都文京区湯島1−7−5

電話：×××　−　××××　−　××××

健診項目		回答欄	健診項目		回答欄
健診年月日（和暦）		令和 6 年 7 月 4 日	尿検査	尿中の糖 ※尿検査欄ではなく、随代謝等、血糖値の項目として記載されている場合があります。	☑− ☐± ☐+ ☐2+ ☐3+ ☐4+以上
身体計測	身長	175.5 cm		尿中の蛋白	☑− ☐± ☐+ ☐2+ ☐3+ ☐4+以上
	体重	70.5 kg		尿検査未実施・測定不能の理由 ※未実施等の理由が「その他」の場合は（　）内を必ずご記入ください。	☐生理中 ☐腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する ☐その他（　）
	BMI	22.9 kg/㎡	所見	他覚症状 （例：心雑音）	☑有（心雑音） ☐無
	腹囲 又は 内臓脂肪面積 （BMI20未満の場合は不要） ※「妊産婦」の場合は、欄外◆を確認してください	腹囲 92.5 cm 内臓脂肪面積 13.0 ㎠		既往歴 （例：肝機能障害） 問診結果等より特記すべきことがある場合は「有」に○をして、（　）内に具体的な内容を必ずご記入ください。	☑有（肝機能障） ☐無
血圧	最高血圧（収縮期血圧）	135 mmHg		自覚症状 （例：めまい）	☑有（めまい） ☐無
	最低血圧（拡張期血圧）	80 mmHg	◎質問必須項目	血圧を下げる薬の使用の有無	☐有 ☑無
血中脂質	HDLコレステロール	45 mg/dl		インスリン注射又は血糖を下げる薬の使用の有無	☐有 ☑無
	LDLコレステロール	110 mg/dl		コレステロール又は中性脂肪を下げる薬の使用の有無	☐有 ☑無
	NON-HDLコレステロール （食後採血が中性脂肪400mg/dl以上）	「LDLコレステロール」を記入した場合、空欄でも可 mg/dl		たばこを習慣的に吸っているか ※「習慣的に喫煙している」とは、次の条件1と条件2を両方満たす場合をいいます 条件1：最近1カ月間吸っている 条件2：生涯で6カ月以上吸っている、又は合計100本以上吸っている ※電子タバコをふみます	☑はい（条件1と条件2を両方満たす） ☐以前は吸っていたが最近1カ月は吸っていない（条件2のみ満たす） ☐いいえ（上記以外）
	空腹時中性脂肪・随時中性脂肪（TG・トリグリセリド） ※空腹時中性脂肪（食後10時間以上） 随時中性脂肪（空腹時以外）	空腹時中性脂肪 140 mg/dl 随時中性脂肪 mg/dl	腎機能	血清クレアチニン	0.87 mg/dl
肝機能	AST（GOT）	35 IU/l		eGFR	75.8 ml/min/1.73㎡
	ALT（GPT）	35 IU/l		実施した理由	☑医師の判断 ☐その他
	γ-GT（γ-GTP）	50 IU/l			
血糖	空腹時血糖・HbA1c・随時血糖 ※空腹時血糖（食後10時間以上） 随時血糖（食後3.5時間以上10時間未満）	空腹時血糖 100 mg/dl HbA1c（NGSP値） % 随時血糖 mg/dl			
採血	採血時間（食後）	☑食後10時間以上 ☐食後3.5時間以上10時間未満 ☐食後3.5時間未満			

・本紙のすべての項目を記入してください（実施していない場合等を除く）。

・本紙「腎機能」と別紙「標準的な質問票」に回答・提出した場合は、より個人に合った特定保健指導を受けることができます。

◎ 別紙「標準的な質問票」を提出する場合は、本紙の質問必須項目と回答が相違ないようご注意ください。

◆「妊産婦」の場合は、特定健康診査の報告対象外となり、別途「特定健康診査除外報告書」の提出が必要です。
当該用紙は、私学共済HPよりダウンロードできます。

2024.04

令和６ 年 ７ 月 １ 日

日本私立学校振興・共済事業団　理事長殿

学校法人等名　湯島大学

代表者名　私学 太郎

令和 ６ 年度　特定健康診査結果データの提出内訳報告書

標記の件について、以下のとおり報告します。

1. 学校名等（複数校のデータを提出する場合は、すべての学校記号番号・学校名を記入してください。）

学校記号番号　13A9999

学　校　名　湯島大学

2. 提出媒体及びデータ件数

媒体		データ形式	媒体枚数	データ件数
紙によるもの	健診結果票			件
	質 問 票			件
	確認付箋 ※1			件
電子媒体	☑ CD－R ☐ USB	☑ XML ☐ CSV ☐ Excel	2 枚	1,000 件
	ウイルスチェック（提出の際は、必ずウイルスチェックをしてください）			☑ チェック済

3. 添付書類（下記書類を添付する場合のみ記入してください）

特定健康診査除外（該当者・不該当者）報告書　1 枚

特定健康診査受診券（返送分）※2　　枚

4. 連絡先

住　所　（〒 113-0000 ）　文京区湯島1-7-50

名　称　湯島大学

担当者　飯倉　　TEL　03-××××-××××

※1　提出内容について、私学事業団から照会する場合に同封する書類のことです。

※2　被扶養者の認定が取り消しとなった場合や人間ドックを受診した場合などで「受診券」を使用しなかったときは、私学事業団に返送してください。

「特定健康診査結果提出媒体」 ラベル記入例（ＣＤ－Ｒ）

ＣＤ専用マジックで必要事項を直接ＣＤ－Ｒに記入してください。
この時，読み取り側の面を傷つけないように注意してください。



報告年月日　令和 6 年 10 月 1 日

特定健康診査除外（該当者・不該当者）報告書

学校法人等名　湯島大学

代表者名　私学太郎

特定健康診査等除外（該当者・不該当者）について下記のとおり報告します。

加入者番号 県コード	学種	加入者番号 学校番号	加入者番号 個人番号	加入者等氏名	除外対象理由	除外該当年月日	除外不該当年月日
13	A	9999	0098 9	私学　次郎	☑国外居住者　□適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者　□妊婦　□産婦	令和 6 年 8 月 24 日	令和　年　月　日
13	A	9999	0123 4	私学　花子	□国外居住者　□適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者　☑妊婦　□産婦	令和 6 年 9 月 3 日	令和　年　月　日
13	A	9999	0145 5	私学　梅	□国外居住者　□適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者　□妊婦　☑産婦	令和 6 年 9 月 21 日	令和 7 年 9 月 20 日
					□国外居住者　□適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者　□妊婦　□産婦	令和　年　月　日	令和　年　月　日
					□国外居住者　□適用除外施設入居者 □6ヶ月以上継続して入院している者　□妊婦　□産婦	令和　年　月　日	令和　年　月　日

1）除外対象理由に該当する加入者等については、報告により特定健康診査の対象者から除外します。また、除外該当者とされた者の除外理由がなくなったときは、本報告書により除外不該当年月日を報告してください。

2）「除外対象理由」欄には該当する事由にチェックし、除外該当年月日又は除外不該当年月日のいずれか該当する欄に年月日を記入してください。

「産婦」の除外該当報告の際は、出産日より1年後の年月日（未来日）を除外不該当年月日として一括して届け出ることも可能です（死産の場合も含む）。

3）除外理由の確定のため、除外対象理由を確認できる書類を添付してください。

	国外居住者	適用除外施設入居者	6ヶ月以上継続して入院している者	妊婦	産婦
除外該当年月日	出国した日の翌日	入居日	入院し6ヶ月が経過した日	母子手帳の交付年月日	出産日
添付書類	パスポートの写し等	当該施設に入居を開始したことがわかるもの	6ヶ月以上継続して入院していることがわかるもの	加入者等氏名及び母子手帳 交付年月日の確認できる母子手帳の写し	加入者等氏名及び出産日の確認できる母子手帳の写し

○「適用除外施設入居者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設や老人ホーム等）の入居者、刑事施設や労役場等の施設に拘禁されている者を指します。

○「妊産婦」とは母子保健法において定めているもので、「妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう」とされています。

4）上記以外の理由で健診を受診されなかった場合、報告は不要です。例：自宅療養中など。

5）任意継続加入者等及び被扶養者を対象とした報告の場合は、右上の「代表者名」欄に「報告者名」（加入者等本人または被扶養者のいずれか報告者の氏名）をご記入ください。

第２節　ヘルスケアポイント

１　ヘルスケアポイント

健康増進などの取り組みを行っている対象者に対し，その行動ごとにポイントが付与され，貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換できるしくみです。

２　対象者

当該年度４月１日時点で短期給付の適用を受ける30歳以上（当該年度中に30歳になる人を含みます）の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）。

３　ポイントが付与となる行動の例

⑴　健康情報ポータルサイトの利用，健康お役立ち記事の閲覧や日々の体重等の記録
⑵　特定健康診査の受診
⑶　特定保健指導の評価完了
⑷　共済業務課主催のポイント付与対象のイベント等への参加
⑸　郵送検診の実施

４　利用方法

加入者等が，パソコンやスマートフォンから健康情報ポータルサイトにアクセスし，加入者等ごとに設定された本人確認用コードを利用して登録を行います。利用登録に必要な本人確認用コードは資格取得時等に報告された加入者の住所宛てに順次，私学事業団より送付します。

利用方法の詳細は私学共済ホームページを参照してください。

５　商品交換の方法

健康情報ポータルサイトから，商品交換等の手続きをしてください。

６　ポイントの有効期限

ポイントには有効期限があり，各ポイント獲得日より起算されます。詳細は，健康情報ポータルサイトのポイント付与ページを確認してください。

なお，資格喪失や被扶養者取消により私学共済の加入者等でなくなった人は，有効期限内でもポイントは消滅します。加入者等である間に商品の交換をしてください。

第３節　人間ドック利用費用補助事業

１　人間ドック

受診日の時点で満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者及び75歳以上の教職員等（P.886参照）が自己の健康管理に役立てるために人間ドックを利用した場合，消費税を除く利用費用について加入者及び被扶養者それぞれ年度内（４月１日～翌年３月31日）に１回の利用分に限り，補助金を支給します。

なお，学校法人等に対する補助事業ではありませんので，学内の健康診断や教職員の健康管理などは，補助の対象となりません。

1)　補助金と補助対象人間ドック（令和３年４月１日以降受診分）

補助対象	日帰り（２日通院を含みます）又は１泊２日以上の人間ドック
補助条件	**私学事業団で定める「基準検査項目一覧表」（P.734 表参照）の検査をすべて受診し，医療機関に健診費用の全額を直接支払った場合の人間ドックに限ります。**
補助金	利用料金額（消費税を除きます）の 50％相当額。ただし，20,000 円が補助限度額です。

〔注〕　日帰り又は１泊２日以上の人間ドックの検査と同時に受診した任意追加検査についても補助対象に含まれます。同時に受診とは「同日」に「同じ医療機関」で任意追加検査を受けたことを指します。「別日」又は「異なる医療機関」で受診した任意追加検査は補助の対象になりません。

〈補助となる主な任意追加検査（一例）〉

CT検査・MRI検査・HCV抗体検査・HIV抗体検査・骨密度検査・消化管内視鏡検査（上部，下部）・各種腫瘍マーカー・乳がん検査・喀痰検査・梅毒反応・脳ドック等

脳ドック及びPET検査も任意追加検査として取り扱いますが，**脳ドック又はPET検査のみ単独で受診した場合は補助の対象にはなりません。**

また，人間ドックを受診した場合であっても，基準検査項目の検査をすべて満たしていない場合は補助の対象になりません。

再検査等のため保険診療で受診したものについては補助の対象にはなりません。

2）　利用方法

①利用者が健診施設を自由に選択・予約し，②人間ドックを利用し，③利用料金を利用者が全額利用施設に支払い，④補助金請求書に領収証明を受け，⑤⑥学校法人等を通して私学事業団に補助金を請求し，⑦⑧私学事業団から学校法人等を通して補助金を支給します。

※補助対象となるのは，利用者が**全額**受診施設に支払った場合の利用金額となります。支払先と受診医療機関が異なる場合，会員制の健診機関等の年会費等は補助の対象となりませんのでご注意ください。

〈基準検査項目一覧表〉 日帰り，１泊２日以上共通

検査項目＼区分		備考
身体計測	身長	
	体重	
	肥満度	＊1
	ＢＭＩ	
	腹囲	
生理	血圧測定	原則２回測定値と平均値
	心電図	
	心拍数	＊2
	眼底	両眼撮り
	眼圧	
	視力	
	聴力	簡易聴力
	呼吸機能	＊3
超Ｘ線・音波	胸部Ｘ線	２方向（胸部ＣＴ可）
	上部消化管Ｘ線	＊4
	腹部超音波	＊5
生化学	総蛋白	
	アルブミン	
	クレアチニン	
	ｅＧＦＲ	
	尿酸	
	総コレステロール	
	HDL-コレステロール	
	LDL-コレステロール	
	Non-HDLコレステロール	＊6
	中性脂肪	
	総ビリルビン	
	ＧＯＴ	
	ＧＰＴ	
	γ－ＧＴＰ	
	ＡＬＰ	
	血糖（空腹時）	
	ＨｂＡ１ｃ	

検査項目＼区分		備考
血液学	赤血球	
	白血球	
	血色素	
	ヘマトクリット	
	ＭＣＶ	
	ＭＣＨ	
	ＭＣＨＣ	
	血小板数	
血清学	ＣＲＰ	定量法
	血液型（ABO，Rh）	＊7
	ＨＢｓ抗原	＊7
尿	尿一般・沈渣	＊8
便	潜血	免疫法で実施（２日法）
医療面接		＊9
医師診察		＊10
結果説明		＊11

＊1．ＢＭＩを実施していれば省略可。
＊2．心電図を実施していれば省略可。
＊3．１秒率，％１秒量（対標準１秒量）
＊4．食道・胃・十二指腸。４ツ切等８枚以上。（胃カメラ可）
＊5．検査対象臓器は肝臓（脾臓を含む）・胆のう・膵臓・腎臓・腹部大動脈とする。但し，膵臓検出できない時はその旨記載すること。
＊6．総コレステロールと HDL コレステロールを両方実施していれば省略可。
＊7．本人の申し出により省略可。
＊8．蛋白・尿糖・潜血など。沈渣は，蛋白，潜血反応が陰性であれば省略可。
＊9．医療職が担うこと（原則，医師・保健師・看護師とする）。問診票（質問票）は，特定健診対象者には特定健診質問票22項目を含むこと。
＊10．胸部聴診，頸部・腹部触診など。診察・説明は，施設の実情を踏まえた効率的な運用を認める。なお，原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。
＊11．医師が担うこと。受診勧奨，結果報告書，特定健康診査対象者には情報提供。診察・説明は，施設の実情を踏まえた効率的な運用を認める。なお，原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。

その他補助となる主な任意追加検査項目
左記の検査項目の人間ドックと同時に受診した場合，次のような任意追加検査についても補助対象に含まれます。任意追加検査を受けた場合は，すべての項目について内訳の記入を受けてください。（一部補助の対象とならない検査もあります。）ただし，補助額は補助上限額の範囲内に限られます。

＊脳ドック検査
＊ＣＴ検査
＊ＭＲＩ検査
＊消化管内視鏡検査（上部・下部）
＊各種腫瘍マーカー
＊HCV 抗体検査
＊HIV 抗体検査
＊骨密度検査
＊乳がん検査
＊喀痰検査
＊梅毒検査

検査項目基礎知識（抜粋）

区分	項目	内容
身体計測・生理	ＢＭＩ	肥満の程度を判定するための数値です。
	眼底	網膜の血管などを調べ，網膜疾患・高血圧症・動脈硬化症・糖尿病による合併症・脳腫瘍・くも膜下出血などの診断をします。
	眼圧	眼球内圧の変化を調べ緑内障などの診断をします。
	呼吸機能	年齢，身長等から算出された予測肺活量に対して，自分の肺機能を評価します。
生化学的検査	総蛋白	血清に含まれているアルブミンとグロブリンの和をいい，肝臓等の障害の有無を診断します。
	クレアチニン	血液中に含まれる老廃物の一つで，腎臓に異常があれば血液中に蓄積されます。
	ｅＧＦＲ	腎臓が１分間にろ過する血液量を測定し，腎臓機能を確認します。
	尿酸	痛風や腎障害などの原因や引き金になるものです。
	総コレステロール	脂質の一種。普通は食物でとる量と体内でつくる量が一定しています。コレステロールは動脈硬化を起こし，脳卒中，心筋梗塞などの原因をつくります。
	ＨＤＬコレステロール	動脈硬化の抑制因子となる，いわゆる善玉コレステロールのことです。
	ＬＤＬコレステロール	動脈硬化の危険因子となる，いわゆる悪玉コレステロールのことです。
	Non-HDLコレステロール	動脈硬化のリスクを総合的に管理できる指標です。
	中性脂肪	中年太りの皮下脂肪の主成分。肥満，糖尿病，動脈硬化症，心筋梗塞，脳血管障害等の生活習慣病の因子となります。
生化学的検査	総ビリルビン	ヘモグロビンの代謝によりできたもので，黄疸の有無をチェックします。
	ＧＯＴ	心筋，肝臓，骨格筋等に多くある酵素で，肝臓障害，心筋梗塞，溶血などがあると異常値を示します。
	ＧＰＴ	肝細胞にもっとも多く含まれ，肝炎があると異常値を示します。
	γ－ＧＴＰ	肝臓や胆道に疾患があると異常値を示します。GOT，GPT はそれほどでなくこの数値だけが高いときはアルコール性肝臓障害が疑われます。
	ＡＬＰ	骨，肝臓，胆管，腎臓等に多く含まれている酵素で，異常があれば，数値は高くなります。
	血糖（空腹時）	血液中にあるブドウ糖で，高値は糖尿病を示します。
	ＨｂＡ１ｃ	過去１～２か月の血糖の平均濃度がわかります。

区分	項目	内容
血液学的検査	赤血球	血液中の赤血球数を検査し，貧血の有無を判定します。
	白血球	血液中の白血球数を検査し，感染症や白血病を診断します。
	血色素	この数値を貧血の目安とします。
	ヘマトクリット	血液中に占める赤血球の容積の割合をいい，貧血をチェックします。
	MCV	赤血球の大きさを表し，貧血のタイプを分類します。
	MCH	赤血球１個の中のヘモグロビン量を表し，貧血のタイプを分類します。
	MCHC	赤血球単位容積の中のヘモグロビン濃度量を表し，貧血のタイプを分類します。
	血小板数	止血機能の異常を検査します。減少すると，出血しやすくなったり，出血性の病気（紫斑病）があらわれ，逆に強すぎると血液を固める傾向が強すぎて梗塞の原因をつくったりします。
血清学的検査	CRP	リウマチ熱・膠原病等の炎症性疾患があると血清中に増える蛋白です。
	HBs抗原	Ｂ型肝炎表面抗原。陽性のときは体内にＢ型肝炎ウイルスの存在を示唆します。
尿	尿一般・沈渣	尿の沈澱物を顕微鏡でみることにより，腎臓，膀胱，尿道の異常について調べます。
便	潜血	便に混じる血液の有無から，食道や胃腸などの消化管の潰瘍等を診断します。

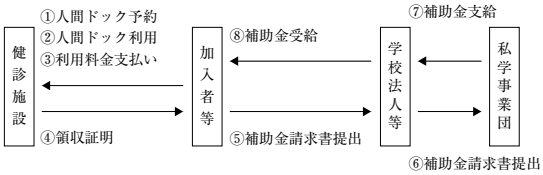

※なお，受診日に40歳（当該年度中に達する人を含みます）から74歳までの被扶養者，任意継続加入者及びその被扶養者は，添付書類として標準的な質問票及び人間ドックの検査結果（写し）又は特定健診結果記入票（個別）（P.727記入例又は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕又は私学事業団から送付する「特定健診元気ガイド」に用紙があります）が必要です。この添付書類が必要な人は，受診後すぐに申請するのではなく，人間ドックの結果が出た後で添付書類を記入してから申請してください。

3)　利用上の注意

⑴　任意継続加入者の場合は直接私学事業団に提出してください（学校法人等を通す必要はありません）。なお，補助金は任意継続加入者が私学事業団に届け出ている登録口座（給付金受取口座）に送金します。

⑵　地域保健事業で実施している人間ドック利用契約施設は，P.734からP.736に記載している基準検査項目をすべて満たすコースで契約しています。また，一部の施設を除いて一般料金より低廉な割引料金で利用することができます（私学共済ホームページ参照）。

⑶　契約施設を予約する際には，私学事業団の加入者又は被扶養者であることを必ず申し出てください。また，利用する際は，窓口に「加入者証」，「加入者被扶養者証」，「加入者資格証」及び「福祉施設等利用証」のいずれかを提示してください。

⑷　契約施設以外で受診される場合は，必ず基準検査項目をすべて検査

できるか，利用を予定している健診施設にあらかじめ確認してください。基準検査項目をすべて満たしていない場合は補助の対象にはなりません。

⑸　人間ドック補助金請求の際は，健診施設から「人間ドック利用補助金請求書」内の領収証明書欄に領収証明を受けてください。任意追加検査を受けた場合は，すべての項目について内訳の記入を受けてください（一部補助の対象とならない検査もあります）。

ただし，上記の領収証明が受けられない場合は受診料・任意追加検査項目・消費税が確認できる健診施設発行の領収書（原本）を添付してください。

⑹　利用者が窓口で自己負担した場合が利用補助の対象となります。

⑺　人間ドック利用補助金の対象とならないものとして，文書料（診断書を含みます）・ストレスチェック・データ作成料・本人希望による鎮静剤等があります。

⑻　消失するペンでは記入しないでください。

２　郵送検診

郵送検診は，別名「在宅検診」ともいわれるもので，より多くの加入者及び被扶養者の皆さんが手軽にご自身の健康管理に利用していただけるよう人間ドックの補完として実施するものです。

1）　対象者

30歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）と被扶養者及び75歳以上の教職員等（P.886参照）

2）　受診回数等（同一検査の年度内重複受診不可）

４月１日から翌年３月31日の間，次の５つの検査項目を年度内各１回受診することができます。

3）　検査項目とその内容

①　大腸がん検査…免疫学的便潜血反応検査

②　肺がん検査…喀痰細胞検査（蓄痰法）

③　胃がん検査…ペプシノゲン検査

④　前立腺がん検査…前立腺特異抗原検査

⑤　子宮頸がん検査…ヒトパピローマウィルス検査

4)　費用

１人１検査につき500円（容器代相当額）のみ本人負担となります。検査料は私学事業団が負担します。

5)　申し込み方法

「私学共済ブック」とじ込みの「郵送検診申込書」に所定事項を記入し，希望検査項目の件数×500円として算出した金額分の「定額小為替証書」を添えて申込先へ直接送付してください。

なお，「郵送検診申込書」の用紙がない場合は，「学校名，加入者番号，受診者氏名，加入者との続柄，生年月日，自宅の郵便番号，住所，電話番号，希望検査項目」を任意の用紙に記入して送付してください。

申込先	〒134-0086　東京都江戸川区臨海町１－４－２
（問い合わせ先）	私学事業団「東京臨海病院　健康医学センター」
	郵送検診係　☎03(5605)8822(直通)　FAX03(5605)8355
	月～金曜日(祝日及び12月29日～１月３日を除きます)
	午前９時～午後４時30分

6)　検体の採取と郵送

自宅に検体保存容器（採取器具付き）を送付しますので，同封の説明書に従い検体を採取し，返信用の封筒にて送り返してください。

※容器を受け取ってから１か月をめどに検体を返送してください。

7)　結果通知等

⑴　検体が東京臨海病院に到着後，約３週間後に封書にて受診者本人へ検査結果を通知します。

⑵　検体が適正に採取されていない場合は，再採取をお願いすることがあります。

〔注〕 検査項目によっては結果通知の時期が異なります。

第４節　健康増進・介護相談サービス事業

健康上の不安や家族を介護するうえでの悩みなどについて，電話（フリーダイヤル）で相談ができます。社会福祉士をはじめ経験豊富なソーシャルワーカーが電話にて直接応対し，プライバシーも厳守されます。

なお，症状についてのご相談の場合，受診科の選択はお答えできますが，病気の特定や診断は行っていませんのでご了承ください。

１　対象者

1）加入者（任意継続加入者を含みます）及び75歳以上の教職員等（P.886参照）

2）年金受給権者

3）1）及び2）の家族

２　相談にかかる費用

通話料，相談料とも無料

３　相談できる内容

1）健康増進・健康管理相談

健診結果の見方・健康維持・食事の取り方や生活習慣病についてなど

2）介護相談・情報

介護の苦労や悩み・在宅介護の方法の相談など

介護保険に関する相談

高齢者の社会参加等にかかる相談

3）保健・医療・福祉関連の情報提供

保健・医療・福祉に関連する法律制度等の説明及び活用支援など

４　相談・問い合わせ先

東京臨海病院医療福祉相談室

月～金曜日　午前９時～午後５時（祝日及び12月29日～１月３日を除きます）

〔注〕電話番号は「私学共済ブック」契約施設URL・ID・パスワード等一覧をご覧ください。

第５節　メンタルヘルス等相談サービス事業

心身の健康全般（健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス）に関する不安や悩み等について，電話，Web，面談にて相談できるサービスです。保健師，看護師，臨床心理士等が対応し，プライバシーも厳守されます。

また，セカンドオピニオンについて相談もできます。

１　対象者

加入者（任意継続加入者を含みます）とその家族及び75歳以上の教職員等　（P.886参照）

２　相談サービス内容

①健康医療等電話相談サービス（年中無休・24時間対応）

・健康相談…日常生活での体の不調や健康維持・増進に関する相談

・医療相談…病気に関する説明や治療・検査等，医療に関する相談

・介護相談…介護を受ける人，介護をする人の介護に関する相談

・育児相談…妊娠・出産，育児に関する相談

・医療機関情報…お住まいの近くの医療機関や専門外来等のご案内

・メンタルヘルス相談…ストレスや不安を引き起こす原因・対処法等，メンタルヘルス等に関する相談

②電話によるメンタルヘルスカウンセリングサービス

③面談によるメンタルヘルスカウンセリングサービス

④Webによるメンタルヘルスカウンセリングサービス

⑤セカンドオピニオン相談サービス（電話及び面談）

相談内容に応じて，各専門分野を代表する専門医の紹介をします。

３　相談日時

①健康医療等電話相談サービス　　24時間年中無休です。

②電話カウンセリングサービス　　午前９時～午後10時年中無休です。

③面談カウンセリング予約受付時間　午前９時～午後９時（月～金曜日）
午前９時～午後４時（土曜日）

〔注１〕日曜日，祝日及び12月31日～１月３日を除きます。

〔注２〕Webによる面談カウンセリング予約受付は年中無休です。予約受付後，日程調整のお電話をします。

〔注３〕全国約230か所にカウンセリングルームを設置しています。カウンセリングルームにより，対応できる曜日・時間が異なります。

④Webカウンセリングサービス

24時間年中無休です。相談内容送信後，３営業日以内に返答します。

⑤セカンドオピニオン相談サービス受付時間 午前９時～午後６時（月～土曜日）

〔注〕 日曜日，祝日及び12月31日～１月３日を除きます。

４　相談費用

健康医療等電話相談及び電話カウンセリングは，通話料・相談料ともに無料で回数に制限はありません。Webカウンセリングも無料です。

また，面談カウンセリングの相談時間は1回約50分で，年度内５回まで無料です。６回目以降は自己負担になります。

セカンドオピニオン相談サービスは，通話料・相談料ともに無料です。ただし，紹介された優秀専門臨床医による診察費用は自己負担になります。

５　利用申し込み

電話番号及びURLは，「私学共済ブック」契約施設URL・ID・パスワード等一覧をご覧ください。

・電話相談，カウンセリング予約受付

私学事業団健康相談ダイヤルから予約してください。

〔注１〕携帯電話からもご利用いただけます（通話料無料）。

〔注２〕国外のご相談及び国外からのご相談はお受けできませんので，あらかじめご了承ください。

・Webによるメンタルヘルスカウンセリング

専用のURLにアクセスして申し込んでください。

・セカンドオピニオン相談サービス

専用のフリーダイヤルから申し込んでください。

第６節　出産祝品の贈呈

加入者又は被扶養者が出産した場合，出産祝品として育児用品などを贈呈しています。

１　対象

加入者（任意継続加入者を含みます）又は被扶養者が出産し，出産費又は家族出産費の給付を受け，引き続き養育するとき，もしくは引き続き１年以上加入者であった人が退職後６か月以内に出産し，出産費の給付を受け，引き続き養育するとき。

２　祝品

加入者に学校法人等を通して送付するカタログの中から１品目を選択

３　申し込み方法

出産費・家族出産費（P.247参照）の給付決定後に祝品としてセレクションギフト方式のカタログを自動的に送付しますので，改めて申し込みをする必要はありません。

同封の返信ハガキ（出産祝品連絡書）により，選択した祝品をお知らせください。返信ハガキを受理後，希望の祝品を送付します。

〈丙種加入者の場合〉

「出産祝品申込書」に「戸籍謄本（又は子の戸籍抄本）」，「出生届受理証明書」又は出産した人が世帯主の場合は「加入者及び子の続柄のわかる住

民票」（いずれも原本）を添付してください。被扶養者の出産の場合は当該被扶養者の「健康保険証」（写し）も添えて私学事業団に申し込んでください。

第７節　災害見舞品の贈呈

災害を受けた加入者に，見舞品を贈呈しています。

１　対象

災害見舞金付加金を受けた加入者（任意継続加入者を含みます）

２　見舞品

加入者に学校法人等を通して送付するカタログの中から１品目を選択

３　申し込み方法

災害見舞金付加金（P.294参照）決定後に見舞品としてセレクションギフト方式のカタログを自動的に送付しますので，改めて申し込みをする必要はありません。

同封の返信ハガキ（災害見舞品連絡書）により，選択した見舞品をお知らせください。返信ハガキを受理後，希望の見舞品を送付します。

〈丙種加入者の場合〉

「災害見舞品申込書」に被災の事実を証する書類（原本）（贈呈対象となる損害の程度は短期給付の災害見舞金付加金の支給条件に準じた程度）を添付し，私学事業団へ申し込んでください（P.285「災害見舞金」も参照）。

第８節　長期療養者見舞品の贈呈

病気や負傷によって長期入院療養した加入者に対して年度内１回見舞品を贈呈しています。

１　対象

加入者（任意継続加入者を含みます）が私傷病によって継続して65日以上又は継続５日以上で同一年度内に合算して90日以上入院し，入院付加金の給付を受けたとき。

２　見舞品

加入者に学校法人等を通して送付するカタログの中から１品目を選択

３　申し込み方法

入院付加金の給付記録に基づいて，私学事業団で確認した対象者に対し長期療養見舞品としてセレクションギフト方式のカタログを自動的に送付しますので，改めて申し込みをする必要はありません。同封の返信ハガキ（長期療養見舞品連絡書）により選択した見舞品をお知らせください。返信ハガキを受理後，希望の見舞品を送付します。

〈丙種加入者の場合〉

「長期療養者見舞品申込書」に入院期間を証明する書類（原本）を添付し，私学事業団へ申し込んでください。

第９節　永年勤続加入者直営施設利用優待券の贈呈

永年私立学校に勤務し，私立学校の発展に貢献している加入者の労をねぎらうため，毎年度対象者に私学事業団直営施設の優待券を贈呈しています。

１　対象者

４月１日現在，加入者期間（任意継続加入者期間を除きます）が**通算して** 25年，30年，35年，40年，45年…の節目の年に当たる加入者

〔注〕毎年の贈呈ではありません。

※ただし，４月以降５月末までに退職された人は対象となりません。

２　贈呈枚数

5,000円×２枚

３　有効期間

６月１日から翌々年の５月31日までの２年間です。

※資格喪失後も有効期限内であれば使用できますが，有効期限を過ぎた優待券は利用できませんのでご注意ください。

※永年勤続加入者直営施設利用優待券を利用して東京臨海病院健康医学センターの人間ドックを受診し，人間ドック利用補助金請求をする場合，優待券利用後の金額（税抜）を基に補助金額を計算します。

４　利用方法

利用料金から１枚利用につき5,000円割引になります（１回に複数枚利用できます）。優待券は家族が使用することもできます。

なお，優待券の再発行はできません。

⑴　直営の宿泊施設（ガーデンパレス・宿泊所・保養所）に宿泊するとき

チェックイン時にフロントに提出してください。

⑵　直営の宿泊施設内のレストランや売店を利用するとき（一部のテナントでは利用できません）

精算時に提出してください。

⑶　直営の東京臨海病院健康医学センターで各種ドック（人間ドック，脳ドック，シニア健診）を受診するとき

予約時に申し出てください。予約時に申し出がない場合は利用できません（保険診療には使用できません）。また，人間ドック利用費用補助請求をする場合の補助金額は，割引後の金額を基に計算します。

第10節　旅行会社のパック旅行

以下のパック旅行について割引で購入できます。

取扱旅行会社（購入先）	パッケージ名
JTB	国内…株式会社 JTB が企画・実施する宿泊を伴うアプローチ付き国内募集型企画旅行（ダイナミックパッケージ JTBMySTYLE，JTB クルーズ） 海外…ルック JTB，ルック JTBMySTYLE，JTB クルーズ，JTB グランドツアー×心ゆく旅
日本旅行	国内…赤い風船 海外…マッハ，ベスト，ベストエクセレント
近畿日本ツーリスト	国内…近畿日本ツーリスト日本の旅，ダイナミックパッケージ（国内） 海外…ダイナミックパッケージ（海外）
東武トップツアーズ	国内・海外…ＦＥＥＬ
HIS	国内・海外…Ciao，impresso，QUALITA

割引率は原則３％です。ただし，商品の種類や支払い方法によって一部割引率が異なる場合があります。また，商品の内容や支払い方法により，一部割引の適用とならない場合があります。

詳細は各旅行会社にお問い合わせください。

また，旅行会社の都合により割引の対象となる商品が入れ替わったり，名称が変更されたりする場合があります。最新の情報は私学共済ホームページをご覧ください。

１　対象者

1)　加入者（任意継続加入者を含みます）と被扶養者及び75歳以上の教職員等（P.886参照）

2)　年金受給権者

3)　1）及び2）の同行家族

２　申し込み方法

取扱旅行会社の各支店，営業所で購入できます（代理店では取り扱っていません）。申し込みの際，加入者証などを提示して割引を受けてください。

ただし，HISに限り特典予約専用ダイヤル（海外旅行☎ 050（5894）3823，国内旅行☎ 050（5894）3824）より申し込みとなります。申し込みの際に加入者等である旨をお申し出ください。

〔**注１**〕 JTBの電話予約センターでは取り扱っていません。

〔**注２**〕 HISの会員専用サイトのURL・ID・パスワードについては「私学共済ブック」契約施設URL・ID・パスワード等一覧をご覧ください。

第３章　地域保健事業

全国を７ブロックに分けて各ガーデンパレスの共済業務課がそれぞれの地域にふさわしい各種の地域保健事業を実施しています。

各ブロック及び担当課は次のとおりです。

ブロック名	都道府県名	担当課名	所在地・電話
北　海　道	北海道	北海道会館 「札幌ガーデンパレス」 共済業務課	〒060−0001 札幌市中央区北１条西６丁目 ☎011(222)6234（直通） ☎011(261)5311（代表） FAX011(222)6311
東　　北	青森県，岩手県， 宮城県，秋田県， 山形県，福島県	宮城会館 「仙台ガーデンパレス」 共済業務課	〒983−0852 仙台市宮城野区榴岡４－１－５ ☎022(299)6231（直通） ☎022(299)6211（代表） FAX022(299)6296
関　　東	茨城県，栃木県， 群馬県，埼玉県， 千葉県，東京都， 神奈川県，新潟県， 山梨県	湯島会館 「東京ガーデンパレス」 共済業務課	〒113−0034 東京都文京区湯島１－７－５ ☎03(3812)2577（直通） ☎03(3813)6211（代表） FAX03(3812)2690
中　　部	富山県，石川県， 福井県，長野県， 岐阜県，静岡県， 愛知県，三重県	愛知会館 「名古屋ガーデンパレス」 共済業務課	〒460−0003 名古屋市中区錦３－１１－１３ ☎052(957)1388（直通） ☎052(957)1022（代表） FAX052(957)1387
近　　畿	滋賀県，京都府， 大阪府，兵庫県， 奈良県，和歌山県	大阪会館 「大阪ガーデンパレス」 共済業務課	〒532−0004 大阪市淀川区西宮原１−３−３５ ☎06(6393)9701（直通） ☎06(6396)6211（代表） FAX06(6393)9728
中国・四国	鳥取県，島根県， 岡山県，広島県， 山口県，徳島県， 香川県，愛媛県， 高知県	広島会館 「広島ガーデンパレス」 共済業務課	〒732−0052 広島市東区光町１－１５－２１ ☎082(262)1134（直通） ☎082(262)1122（代表） FAX082(262)1134
九州・沖縄	福岡県，佐賀県， 長崎県，熊本県， 大分県，宮崎県， 鹿児島県，沖縄県	九州会館 「福岡ガーデンパレス」 共済業務課	〒810−0001 福岡市中央区天神４－８－１５ ☎092(752)0651（直通） ☎092(713)1112（代表） FAX092(713)3581

第１節　人間ドック利用契約事業

人間ドック利用契約事業は，人間ドック利用費用補助事業のより有効な利用を図るため，各ブロックで人間ドック健診施設等と利用契約を結んでいます。この契約健診施設は，私学事業団が定める基準検査項目を満たした条件で，原則として人間ドックの一般利用料金から割り引いた料金で契約しています。受診予約時に加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者として申し込み，契約料金で利用してください。

なお，契約健診施設の詳細は私学共済ホームページを参照してください。75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等についてはP.886も参照してください。

第２節　各種割引事業

各ブロックでは，加入者（任意継続加入者を含みます），被扶養者，75歳以上の教職員等（P.886参照）及び年金受給権者を対象に割引契約をしています。利用方法等は表のとおりです。

詳細は私学共済ホームページを参照してください。

<table>
<tr><th>割引事業名</th><th>対象者</th><th>利用方法</th></tr>
<tr><td>百貨店割引</td><td rowspan="2">加入者・被扶養者及び年金受給権者</td><td>各デパートの購入手続場所で「加入者証」，「加入者被扶養者証」，「福祉施設等利用証」，「年金者福祉施設等利用証」又は「私学メンバーズカード」のいずれかを提示のうえ購入券（優待券・カード等）を受領して割引を受けてください。</td></tr>
<tr><td>専門店割引</td><td rowspan="2">「加入者証」，「加入者被扶養者証」，「福祉施設等利用証」，「年金者福祉施設等利用証」又は「私学メンバーズカード」のいずれかを提示のうえ割引を受けてください。</td></tr>
<tr><td>葬祭店割引</td><td>加入者・年金受給権者又はその家族が喪主となって葬祭を営む場合又はその人の葬儀を行う場合</td></tr>
</table>

〔注〕　適用除外品がありますので，詳細はご利用店に照会してください。

第３節　健康増進施設利用費用補助事業

１　健康増進宿泊施設利用補助事業

各ブロックでは，加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者の健康保持増進のため，宿泊施設と直接利用契約をしています。これらの契約施設に宿泊する際，予約時に補助券を利用する旨を施設に申し出て「私学共済ブック」にとじ込みの利用補助券に必要事項を記入のうえ，「加入者証」「加入者被扶養者証」を提示し，宿泊施設に提出すると宿泊料金の一部について補助を受けることができます。

なお，私学事業団の直営施設では利用できません。

詳細は私学共済ホームページを参照してください。

２　厚生施設利用補助事業

各ブロックでは，加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者の健康保持増進のため，遊園地，ゴルフ場，プール，ボウリング場，水族館などの厚生施設と利用契約をしています。「私学共済ブック」にとじ込みの利用補助券に必要事項を記入のうえ，「加入者証」「加入者被扶養者証」を提示し，厚生施設に提出することによって，利用料金の一部又は全部について補助を受けることができます。詳細は私学共済ホームページを参照してください。

〔注１〕　両利用補助券の追加発行はできません。また転売・譲渡は禁止です。

〔注２〕「私学共済ブック」には有効期間の異なる２か年分の補助券がとじ込まれています。必ず有効期間内のものを使用するよう，注意して下さい。

〔注３〕　75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等については，P.886を参照してください。

第４節　スポーツ施設の法人会員利用事業

各ブロックでは，加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者の健康保持増進のため，スポーツ施設の法人会員となっています。

このスポーツ施設はジム，プールなどがあります。加入者及び被扶養者は，これらのスポーツ施設を法人会員として特別料金で利用できます。

利用の際は，各ブロックの共済業務課又はスポーツ施設に申し込み，利用券などを施設に提出してください（施設によっては利用方法が異なりますので注意してください）。

なお，詳細は私学共済ホームページを参照してください。

第５節　その他の地域保健事業

各ブロックでは地域保健事業として，各種講座（介護講座・健康増進講座・文化教養講座等），社会見学会（ウォーキングツアー・史跡見学等），スポーツ及びその他の大会（野球・テニス・ゴルフ・スキー・ボウリング等）の開催，特別販売会，文化施設利用補助事業（各種公演・展覧会等），斡旋事業（旅行・サーカス等）等を行っています。

これらの地域保健事業については，各ブロック広報誌などで案内していますので参照してください。

第６節　各ブロック広報誌配付事業

各ブロックでは，地域保健事業を広報誌で案内しています。

各ブロックの広報誌等は次のとおりです。「私学共済ブック」と併せて参照してください。

ブロック名	広　報　誌　等　名
北海道	「きらら」
東北	「ハーモニー」
関東	「Promenade」
中部	「すこやか」
近畿	「Present」
中国・四国	「Sun Sun ニュース」
九州・沖縄	「そよ風」

第４章　医　療　施　設

私学事業団では，直営の医療施設として東京都江戸川区に東京臨海病院を設置し，加入者や家族の医療にあたっています。

患者中心の高度で適切な医療を提供する総合医療施設です。病気の早期発見及び予防を目的とし，最新設備と専門医による健康医学センターも併設しています。

東京臨海病院

１　所在地

〒134−0086　東京都江戸川区臨海町１－４－２

☎ 03（5605）8811（代表）

２　交通

○東京メトロ東西線「西葛西駅」下車，都営バス「臨海町二丁目団地前行」約10分，「東京臨海病院前」下車

○JR京葉線「葛西臨海公園駅」下車，徒歩約20分

○首都高速湾岸線「葛西出口」・「新木場出口」から約10分，中央環状線「清新町出口」（川口方面からのみ）から約５分

３　施設内容

1）　規模

敷地面積39,983.91m^2，建物延床面積41,591.64m^2

鉄骨鉄筋（一部鉄筋）コンクリート造，免震構造，地上８階（塔屋１階）地下１階，駐車場

2）　診療科目

内科，循環器内科，消化器内科，呼吸器内科，脳神経内科，リウマチ膠原病内科，内分泌代謝・糖尿病内科，腎臓内科，緩和ケア内科，

メンタルクリニック，小児科，外科，乳腺外科，救急科，整形外科，形成外科，脳神経外科，心臓血管外科，呼吸器外科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻咽喉科，放射線科，放射線治療科，麻酔科（ペインクリニック），病理診断科，リハビリテーション科

3）　入院ベッド数

400床（ICU・CCUの10床を含みます）

4）　主な医療機器

リニアック，３TMRI，80列マルチスライスCT，血管撮影装置，O-armナビゲーションシステム，高気圧酸素治療装置，結石破砕装置ほか

４　加入者・被扶養者等へのサービス（任意継続加入者を含みます）

1）　診療費の一部負担金

加入者（被扶養者・丙種加入者・後期高齢者医療制度の適用者を除きます）の医療費にかかる一部負担額を入院・外来とも１割負担としています。ただし，院外処方にかかる費用は３割負担です。また，入院時食事療養標準負担額の負担はあります。

2）　入院室料差額

加入者・被扶養者・75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員にかかる入院室料差額は，以下の加入者料金を適用しています（税込み，1日当たり）。

⑴　一　般　個　室　加入者料金　3,300円（一般料金16,500円）

⑵　特　別　個　室　加入者料金　30,800円（一般料金38,500円）

3）　出産費用（一般個室サポート料金）

加入者・被扶養者が出産した場合は，次の加入者料金を適用しています（1日当たり）。

⑴　一　般　個　室　加入者料金　3,000円（一般料金15,000円）

＊産科特別室（20,000円）の割引はありません

〔注〕 なお，サポート料金に関しては非課税となっています。

４） その他

加入者・被扶養者・75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員にかかる個室への優先入院のほか，文書料（当院書式の診断書及び証明書）の割引などを行っています。

〔注〕 75歳以上の教職員については，2），4）の割引適用のために福祉施設等利用証（年金者福祉施設等利用証は除きます）を提示してください。

５　診療受付時間

月～金曜日（祝日及び年末年始を除きます）

初診・再診　　午前８時～11時

再診（予約のみ）午後１時～４時

土曜日（第２・第４）初診・再診　　午前８時～10時30分

６　利用方法

初診時は加入者証を病院の受付窓口に提示し受診してください。再診は予約診療となります。

７　健康医学センター

健康医学センターでは病気の早期発見及び予防を目的とした総合健診を実施しています。健診メニューは，一般の人間ドックのほか，脳ドック・子宮頸がん検診・乳がん検診・腫瘍マーカーなどオプション検査も充実しています。また，定期健康診断も実施しています。

1） 人間ドックを初めて受診した人には検査結果をとじ込むファイル「私の健康録」を配付します。

2） 脳ドックを受診した人には画像データを書き込んだCD−Rを無料提供します。

各種ドック

コース名	利用料金〈税込み〉（加入者・被扶養者）	検査内容
人間ドック	41,800円	問診，身体計測（腹囲を含みます），血圧，視力検査，聴力検査，眼圧検査，眼底検査，心電図検査，尿・便検査，血液一般検査，血液生化学検査，免疫血清学的検査，胸部Ｘ線，胃Ｘ線，腹部超音波検査，肺機能検査，骨密度検査，結果説明・指導〈昼食付き〉
脳ドック（オプション検査はつけられません）	52,800円	身体計測，血圧，採血（血液学的検査，生化学検査），心電図，MRI・MRA，頸動脈超音波検査，結果説明〈昼食付き〉
シニア健診（50歳以上対象）	29,040円	胸/腹部CT検査・血液検査・尿検査・腫瘍マーカー・身長体重・血圧・結果説明

［注］　脳ドック及びシニア健診は人間ドック利用費用補助の対象外です。

健康診断

コース名	利用料金〈税込み〉（加入者・被扶養者）	検査内容
定期健康診断Ａ	2,640円	身体計測，血圧，視力，尿検査，胸部Ｘ線，診察
定期健康診断Ｂ	8,360円	上記検査のほか，腹囲，採血（血液学的検査，生化学検査），心電図及び聴力検査
定期健康診断Ｃ	17,600円	定期健康診断Ｂ＋胃Ｘ線検査（直接撮影）
雇用時健康診断	8,800円	労働安全衛生規則第43条に基づいた雇入れ時に行う検査です。

※１　定期健康診断Ａ及びＢは労働安全衛生法により事業主に義務付けられた法定検査項目です。
※２　学校保健安全法による定期健康診断には聴力検査が義務付けられています。さらに，40歳以上の人には胃Ｘ線検査が義務付けられています。
※３　定期健康診断Ａ＋聴力検査……3,300円
※４　各種ドック，オプション検査，定期健康診断の料金，検査項目は予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

◎特定健康診査・特定保健指導（それぞれ予約制）も実施しています。

特定保健指導の初回面談については，パソコンやタブレット端末，スマートフォンなどを利用してオンラインで面談することができます。詳しくは，電話又は直接受付までお問い合わせください。

〈予約・問い合わせ先〉東京臨海病院　健康医学センター

問い合わせ☎ 03（5605）8822／FAX03（5605）8355

予　　約☎ 03（5605）8817

受付時間　月～金曜日　　午前９時～午後４時30分

土曜日（第２・第４）　午前９時～午後12時

休業日

土曜日（第１・第３・第５），日曜日，祝日，年末年始（12/29～１/３）

第５章　宿　泊　施　設

第１節　会館（ガーデンパレス）

私学事業団の直営宿泊施設には会館（ガーデンパレス）と宿泊所・保養所があります。そのうち会館は全国８都市にあり，宿泊室のほかに宴・集会場や結婚式場（一部の会館を除きます）も備えた総合宿泊施設です。

詳しくは，「ホテルガーデンパレスグループ」ホームページ（https://www.hotelgp.jp/），又は各ガーデンパレスの公式ホームページを参照してください。

〈利用方法〉

⑴　加入者料金の適用対象

①　宿　　泊　私学共済の加入者・元加入者・年金受給権者及びその家族

②　会議・宴会　私学共済に加入している学校法人等と私学共済の加入者及び年金受給権者

③　婚　　礼　新郎・新婦又は新郎・新婦の父母のいずれかが私学共済の加入者・年金受給権者

⑵　利用に当たっては，各会館に直接お申し込みください。

⑶　利用の際に，「加入者証」，「加入者被扶養者証」，「加入者資格証」，「年金者福祉施設等利用証」，「年金等給付加入者記録票」，「福祉施設等利用証」，「私学メンバーズカード」のいずれかを提示してください。

⑷　利用料金は，会館により異なりますので会館に直接照会するか，各ガーデンパレスの公式ホームページを参照してください。

北海道会館「札幌ガーデンパレス」

１　所在地

〒060−0001　札幌市中央区北１条西６丁目　☎ 011（261）5311（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-sapporo.com/

（JR「札幌」駅（南口）から徒歩７分。地下鉄「大通」駅から徒歩５分。札幌駅前通地下歩行空間６番・８番出口から徒歩３分）

２　施設内容

敷地面積2,877.79m^2，建物延床面積18,377.61m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上13階地下１階建，駐車場67台収容

収容人員　宿泊は，洋室162室定員238名，和室２室定員８名。集会は，洋室８室（500名１室，100名１室，70名１室，40名１室，20名〜50名４室）。

結婚式場（神殿・チャペル），ブライダルサロン，写真室，衣裳室，美容室，洋食レストラン，中華レストラン，味の名店街，コインランドリー

宮城会館「仙台ガーデンパレス」

１　所在地

〒983−0852　仙台市宮城野区榴岡４−１−５　☎ 022（299）6211（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-sendai.com/

（JR「仙台」駅（東口）から徒歩３分。地下鉄東西線「宮城野通」駅（北１出口）から徒歩１分）

２　施設内容

敷地面積1,816.36m^2，建物延床面積10,477.52m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上９階地下２階建，駐車場25台収容

収容人員　宿泊は，洋室62室定員72名，和室４室定員16名。集会は，

洋室８室（180名１室，108名１室，60名２室，48名１室，36名１室，30名１室，18名１室）。

和食堂

湯島会館「東京ガーデンパレス」

１　所在地

〒113−0034　東京都文京区湯島１−７−５　☎ 03（3813）6211（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-tokyo.com/

（JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩５分。東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅（Ｂ１出口）から徒歩５分）

２　施設内容

敷地面積4,374.82m^2，建物延床面積25,857.24m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上11階地下２階建，駐車場51台収容

収容人員　宿泊は，洋室204室定員272名，和室５室定員15名，和洋室５室定員19名。集会は，洋室８室（300名１室，168名１室，144名１室，24名２室，14名２室，10名１室）。

チャペルホール，レストラン，和食堂

愛知会館「名古屋ガーデンパレス」

１　所在地

〒460−0003　名古屋市中区錦３−11−13　☎ 052（957）1022（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-nagoya.com/

（JR「名古屋」駅から地下鉄東山線で「栄」駅下車，１番出口から徒歩５分。地下鉄桜通線「久屋大通」駅（４番出口），「丸の内」駅（５番出口）から徒歩５分）

２　施設内容

敷地面積2,841.14m^2，建物延床面積18,088.49m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上10階地下２階建，駐車場64台収容

収容人員　宿泊は，洋室175室定員202名（バリアフリールーム１室定員２名を含みます），和洋室３室定員11名。集会は，洋室９室（450名１室，200名１室，100名３室，80名１室，25名３室）。

神殿，チャペル，バンケットサロン，写真室，衣裳室，美容室，フローリスト，レストラン，ラウンジ

京都会館「京都ガーデンパレス」

１　所在地

〒602−0912　京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地

☎ 075（411）0111（代表）　ホームページ　https://www.hotelgp-kyoto.com/

（JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車，２番出口から徒歩８分）

２　施設内容

敷地面積4,145.72m^2，建物延床面積10,646.47m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上５階地下１階塔屋１階建，駐車場54台収容

収容人員　宿泊は，洋室97室定員132名（バリアフリールーム１室定員２名を含みます），和室２室定員８名。集会は，洋室８室（140名１室，80名２室，30名４室，20名１室）。

結婚式場（チャペル），ブライダルサロン，美容室，レストラン，和食堂，ラウンジ

大阪会館「大阪ガーデンパレス」

１　所在地

〒532−0004　大阪市淀川区西宮原１－３−35　☎ 06（6396）6211（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-osaka.com/

（JR「新大阪」駅（北口）から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス（始発7：05〜最終23：05）で３分）

２　施設内容

敷地面積6,683.29m^2，建物延床面積19,583.49m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上13階地下１階建，駐車場46台収容（大型バス駐車場も完備）

収容人員　宿泊は，洋室281室定員379名，和洋室９室定員36名。集会は，大ホール１室（宴会場として使用の場合800名・集会として使用の場合900名），和室３室（10名３室），洋室17室（150名２室，100名１室，60名５室，20名３室，ほか６室）

結婚式場（神殿・チャペル），ブライダルサロン，写真室，衣裳室，美容室，レストラン，和食堂，茶室，ラウンジ，売店

広島会館「広島ガーデンパレス」

１　所在地

〒732−0052　広島市東区光町１−15−21　☎ 082（262）1122（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-hiroshima.com/

（JR「広島」駅新幹線口（北口）から徒歩５分）

２　施設内容

敷地面積3,967.02m^2，建物延床面積9,708.94m^2，鉄骨・鉄筋コンクリー

ト造，地上９階地下１階建，駐車場39台収容

収容人員　宿泊は，洋室99室定員119名，和室８室定員26名。集会は，洋室11室（400名１室，200名１室，20名～50名６室，ほか３室）。

結婚式場（神殿・チャペル），ブライダルサロン

九州会館「福岡ガーデンパレス」

１　所在地

〒810−0001　福岡市中央区天神４－８－15　☎ 092（713）1112（代表）

ホームページ　https://www.hotelgp-fukuoka.com/

（福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車，東１ｂ番出口から徒歩８分。「西鉄福岡（天神）」駅から徒歩10分）

２　施設内容

敷地面積2,227.48m^2，建物延床面積8,553.17m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上７階地下１階建，提携駐車場150台

収容人員　宿泊は，洋室71室定員99名，和室２室定員８名。集会は，洋室７室（220名１室，100名１室，80名１室，40名１室，18名３室）。

美容室，ラウンジ

第２節　宿泊所・保養所

全国８か所にあり，四季折々の行楽や保養を目的とした宿泊・各種会合・会食などに利用できます。

〈利用方法〉

⑴　加入者料金の適用対象

私学共済の加入者・元加入者・年金受給権者及びその家族

⑵　利用に当たっては，各宿泊所・保養所に直接お申し込みください（予約開始日は施設及び時期により異なりますので，直接施設にお問い合わせください）。

⑶　利用の際に，「加入者証」，「加入者被扶養者証」，「加入者資格証」，「年金者福祉施設等利用証」，「年金等給付加入者記録票」，「福祉施設等利用証」，「私学メンバーズカード」のいずれかを提示してください。

⑷　利用料金は，施設により異なりますので施設に直接照会するか，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕を参照してください。

湯河原宿泊所「敷島館（しきしまかん）」

１　所在地

〒259−0314　神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745　☎ 0465（63）3755

（JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行きバスで15分「美術館前」下車，すぐ前）

２　施設内容

敷地面積2,292.41m^2，建物延床面積3,445.81m^2，鉄筋コンクリート造，地上４階地下１階建，駐車場20台収容，宿泊室29室定員117名，宴会場１

室（和室１）定員125名，展望大浴場２（男・女各１），家族浴室２（大浴場・家族浴室とも温泉。泉質はナトリウム・カルシウム―塩化物・硫酸塩泉で，神経痛，筋肉痛，冷え性などに効能があります），食堂１室定員50名，ロビー

箱根宿泊所「対岳荘（たいがくそう）」

１　所在地

〒250－0405　神奈川県足柄下郡箱根町大平台312　☎ 0460（82）2094

（ＪＲ「小田原」駅・箱根登山電車「箱根湯本」駅からバスで「大平台」下車，徒歩２分。箱根登山電車「大平台」駅から徒歩５分）

２　施設内容

敷地面積14,896.00m^2，建物延床面積2,934.62m^2，鉄骨・鉄筋コンクリート造，地上３階地下１階建，駐車場23台収容，宿泊室24室定員80名，集会室１室（和室１）定員80名，大浴場２（男・女各１），家族浴室１（大浴場・家族浴室とも温泉。泉質はナトリウム―塩化物・硫酸塩泉で，関節痛，神経痛，冷え性，創傷，婦人病などに効能があります），食堂１室定員50名，ラウンジ

鎌倉保養所「あじさい荘」

１　所在地

〒248－0021　神奈川県鎌倉市坂ノ下25－４　☎ 0467（22）3506

（JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車，徒歩８分）

２　施設内容

敷地面積1,325.61m^2，建物延床面積1,367.59m^2，鉄筋コンクリート造，地上２階地下１階建，駐車場７台収容，宿泊室10室定員36名，集会室１室（洋室１）定員20名，浴室２（男・女各１），食堂１室定員37名

葉山保養所「相洋閣（そうようかく）」

１　所在地

〒240−0116　神奈川県三浦郡葉山町下山口2040−１　☎ 046（875）7300

（JR「逗子」駅前バスターミナル２番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車，徒歩３分）

２　施設内容

敷地面積5,756.82m^2，建物延床面積1,953.29m^2，鉄筋コンクリート造，地上２階地下１階建，駐車場20台収容，宿泊室13室定員42名，集会室２室（和室１，洋室１）定員60名，浴室２（男・女各１），プール（夏期のみ），食堂１室定員80名，バーベキューコーナー（夏期のみ）

金沢宿泊所「兼六荘（けんろくそう）」

１　所在地

〒920−0918　金沢市尾山町６−40　☎ 076（232）1239

（JR「金沢」駅兼六園口（東口）から北鉄バス「南町・尾山神社」下車，徒歩３分）

２　施設内容

敷地面積2,460.78m^2，建物延床面積2,999.95m^2，鉄筋コンクリート造，地上５階地下１階建，駐車場20台収容，宿泊室（洋室）60室定員92名，集会室２室（和室１，洋室１）定員140名，食堂１室定員36名

志賀高原保養所「やまゆり荘」

１　所在地

〒381−0401　長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148　☎ 0269（34）2102
（JR「長野」駅（東口）から「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで40分，いずれも「蓮池ひろば」下車，徒歩５分）

２　施設内容

敷地面積1,164.74m^2，建物延床面積1,085.64m^2，鉄筋コンクリート造，地上３階地下１階建，駐車場８台収容，宿泊室11室定員44名，浴室２（男・女各１），食堂１室定員48名，談話室，スキー乾燥室（ロッカー付），貸スキーセット，貸スノーボードセット

軽井沢保養所「すずかる荘」

１　所在地

〒389−0111　長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607　☎ 0267（45）7311
（北陸新幹線「軽井沢」駅から，しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車，南口から徒歩10分）

２　施設内容

敷地面積10,284.16m^2，建物延床面積2,213.31m^2，鉄筋コンクリート造，２階建，コテージ木造，駐車場15台収容，宿泊室12室定員42名，コテージ３棟定員６名，浴室２（男・女各１，サウナ付），食堂１室定員48名，談話室，セミナールーム，テニスコート２（オムニコート）

京都宿泊所「白河院（しらかわいん）」

１　所在地

〒606−8333　京都市左京区岡崎法勝寺町16　☎ 075（761）0201

（JR「京都」駅前市バスターミナルＡ－１番乗り場，阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅から市バス５号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車，すぐ前）

２　施設内容

敷地面積3,830.32m^2，建物延床面積1,620.93m^2，木造及び鉄筋コンクリート造，一部木造瓦葺，２階建，駐車場8台収容，宿泊室17室定員50名（旧館を含みます），集会室１室（和室１）定員50名，浴室２（男・女各１），食堂１室（洋室）定員48名，ラウンジ，茶室，日本庭園（池泉回遊式庭園）

第３節　相互利用施設

１　文部科学省共済組合及び公立学校共済組合の宿泊施設

文部科学省共済組合と公立学校共済組合の宿泊施設を各共済組合の組合員と同一の利用料金で利用できます。施設内容については，各施設を運営している共済組合のホームページをご覧ください。

なお，申し込みの際には，私学共済の加入者であることを必ず施設に申し出てください。

２　その他の共済組合の宿泊施設

国家公務員共済組合連合会，防衛省共済組合，地方職員共済組合，警察共済組合，東京都職員共済組合，全国市町村職員共済組合連合会，各指定都市・市町村・都市職員共済組合の宿泊施設を，他共済組合員料金で利用できます。施設内容については，各施設を運営している共済組合のホームページをご覧ください。

なお，申し込みの際には，私学共済の加入者であることを必ず施設に申し出てください。

第４節　私学メンバーズカード

カード会社との提携により，さまざまな特典を付帯したクレジットカード（JCB，Visa，MasterCardの中から１ブランドを選択）「私学メンバーズカード」を発行しています。

１　生涯利用できる直営宿泊施設利用証の機能

全国16か所の直営宿泊施設を利用の際に提示していただいている「加入者証」，「加入者被扶養者証」，「加入者資格証」，「年金者福祉施設等利用証」，「年金等給付加入者記録票」等の代替的役割を果たします。

２　入会初年度は年会費無料で多彩なサービスを利用できます

① クレジットカード「私学メンバーズカード」の年会費は，入会初年度は無料で，２年目以降は3,300円（税込）となります。

ただし，年間30万円以上（税込）の利用があった場合は，翌年度の年会費は無料となります。

② 最高5,000万円の海外・国内旅行傷害保険の付帯，空港ラウンジの無料利用，ETCカード年会費無料（条件あり）などゴールドカードと同等のサービスを受けられます。

③ 協賛企業の優待サービス（旅行等）を受けられます。

３　退職後も生涯利用できます

退職後も本カードを返還することなく，生涯にわたって上記のサービスが利用できます。

４　入会資格

本会員として，私学共済の加入者（任意継続加入者を含みます），年金受給権者。家族会員として，本会員の配偶者

〔注〕 退職後（任意継続加入者を除きます）の入会申し込みは，年金受給権者になるまでできません。

５　申込時必要書類

①　資格確認書類として「加入者証」等の写し

②　本人確認書類として運転免許証又はパスポート等の写し

６　申込書の請求先及び問い合わせ先

・りそなカードインフォメーションセンター

私学メンバーズカード事務局（事務代行 りそなカード株式会社）

専用ダイヤル 0120（559）197

受付時間：午前９時～午後５時（土曜・日曜，祝日，年末年始を除きます）

〔注〕受付時間を短縮することがあります。

・私学メンバーズカード専用ホームページ

https://www.resonacard.co. jp/shigakucard/

申込書の請求及びオンラインでの申し込みを受け付けています。

７　その他

詳細については，私学共済ホームページ及び上記の専用ホームページを参照してください。

第６章　積　立　貯　金

積立貯金事業は，私学共済法の規定によって加入者の貯金を受け入れて安全かつ有利に運営し，加入者の福利厚生を図るものです。

第１節　あらまし

１　対象者

加入者（種別：乙３，丙３，丙６及び任意継続加入者を除きます）

２　貯金の種類

1)　定時積立金　毎月の給与から積み立てます。

2)　臨時積立金　年３回を限度に賞与等から積み立てます。

〔注１〕　臨時積立金だけの積み立てはできません。

〔注２〕　積立金額は1,000円以上，1,000円単位です。

３　貯金の利率

令和６年４月１日現在，年利0.25％（半年複利）。ただし，金融情勢の変動等により利率を変更することがあります。

４　積立金の通知

積立金の通知は次の書類を送付しますので，積立金額を確認してください。

1)　積立金予定額明細表（P.792参照）

積立貯金加入申込等の手続きが完了すると「積立金予定額明細表」を加入学校法人等（以下「加入校」といいます）に送付します。なお，すでに積立貯金に加入している加入者（以下「貯金者」といいます）の積立金予定額も記載し，年２回（６月・11月）送付しますので大切に保管してください。

2)　積立金明細書（P.791参照）

加入校ごとに「積立金明細書」と「振込依頼書（又は払込取扱票）」をまとめて毎月15日頃（土・日曜日又は休日のときはその翌日〈順次繰り下ります〉）に通知します。

５　貯金残高の通知

毎月の払込期限日までに積み立てられた貯金者の貯金の残高を，その月の25日頃（その日が土・日曜日又は休日にあたるときはその翌日〈順次繰り下ります〉）に「積立貯金残高明細書」（P.795見本参照）で加入校に通知します。

貯金者の残高はこの明細書によって通知し，**貯金者個人宛てには送付しませんので，貯金者からの残高照会に対しては，加入校がこの明細書に基づいて回答してください。**

これは一般の預貯金の「貯金台帳」に代わるものです。なお，臨時積立金欄には，春期・夏期・冬期の臨時積立金が記載されます。

また，当月の払込期限日を過ぎて入金されたため，翌月の払込期限まで「預り金」となった定時積立金についても臨時積立金欄に記載されます。

６　利息の組み入れ及び通知

毎年３月31日及び９月30日現在の利息を４月１日及び10月１日に元金へ組み入れます。加入校には「積立貯金決算明細書」（P.796見本参照）を，貯金者には「積立貯金残高通知書」（P.797見本参照）によって通知します。

７　利息にかかる税金の課税方法（少額貯蓄非課税制度含みます）

私学事業団の積立貯金や銀行などの預貯金に対する利子課税制度については，一律分離課税制度と，障害者や母子家庭などに対する少額貯蓄非課税制度（マル優）があります。

1）　一律分離課税制度とは

非課税扱いを受けない利子所得について，その多少にかかわらず原則として一律20％（国税15％，地方税５％）の税率による源泉徴収により，他の所得とは分離して所得税を課税する制度です。

ただし，平成25年１月１日以降は復興特別所得税と合わせ税率が20.315％（国税15.315％，地方税５％）に変更となっています。

〔注〕 復興特別所得税とは，「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」により創設された所得税です。

2） 少額貯蓄非課税制度（マル優）とは

障害者等の対象者が，公的確認書類（P.776「障害者や母子家庭等の対象者で少額貯蓄非課税制度（マル優）を希望する場合」参照）を預け入れの際に提出して所定の手続きに基づき預け入れされた貯金については，元金350万円（**ほかの金融機関との合算額**）を限度とし，それから生じた利子については非課税とする制度です。手続きについては「少額貯蓄非課税制度にかかる手続き」（P.789）を参照してください。

第２節　手続き関係

積立貯金の手続きは必ず加入校を通して行うこととなっています。書類は加入校で取りまとめ，次の書類を添付のうえ，「書類の送付先」（P.787）へ送付してください。

「貯金関係書類送付内訳書」…２枚複写（１枚目を提出し，２枚目は加入校にて保管）

１　加入の申し込み

1） 申出期間

⑴ 前期申出期間　４月26日～５月25日

⑵ 後期申出期間　９月26日～10月25日

〔注１〕 ５月25日，10月25日が土・日曜日又は休日のときは，その前日＜順次繰り上ります＞

〔注２〕 この申出期間に申し出た場合，前期は定時積立が６月給与分（７月

10日払込期限），臨時積立が夏期賞与分（７月10日又は８月10日払込期限）から積立開始となり，後期は定時積立が11月給与分（12月10日払込期限），臨時積立が冬期賞与分（12月10日又は１月10日払込期限）から積立開始となります。

2）　提出書類

「貯金加入申込書」……４枚複写（３枚目加入校保管）

（４枚目貯金者保管）

加入者から貯金加入申し込み希望があるときは上記の書類を作成し，「書類の送付先」（P.787）へ申出期間内（必着）に送付してください。

なお，登録印は払い戻し又は解約を請求する際に使用しますので，鮮明に押印し，大切に保管してください。

〔注１〕　登録印にネーム印（スタンプ印）を使用することはできません。

〔注２〕　黒色油性ボールペンで強く記入してください。水性又は消せるボールペンや鉛筆等筆跡を消すことができる筆記具は使用しないでください。

障害者や母子家庭等の対象者で少額貯蓄非課税制度（マル優）（P.775参照）**を希望する場合**

少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用するためには，個人番号（マイナンバー）の申告が必要です。少額貯蓄非課税制度（マル優）関係の書類は，加入校において，対象者の個人番号における本人確認（個人番号の確認及び身元確認）を行ったうえで，私学事業団宛てに提出してください。私学事業団では，後日，個人番号が記載されたマル優関係の書類を税務署に提出します。〔所得税法施行令第34条ほか〕

⑴　「非課税貯蓄申告書・非課税貯蓄申込書」

私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

⑵　公的確認書類（下表の書類が必要です）

障害者	①障害者手帳全部の写し又は障害年金等証書の写し
母子家庭	①児童扶養手当証書の写し，及び②世帯全員の記載のある住民票等（①と②両方必要です）
寡婦	①遺族年金等証書の写し，及び②妻であることを証する事項の記載のある住民票等（①と②両方必要です）

〔注〕父子家庭は対象外です。

対象者の詳細は国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp/）等で所得税法施行令第３節第31条の２を参照してください。

その他の非課税関係の手続きは，「少額貯蓄非課税制度にかかる手続き」（P.789）を参照してください。

２　積立金額の変更

積立金額を変更しようとする場合は，申出期間中（P.775参照）に「積立金変更申込書」を提出してください。ただし，定時積立金を０円にすることはできません。前期申出の場合，定時積立が６月給与分（７月10日払込期限），臨時積立が夏期賞与分（７月10日又は８月10日払込期限）から積立金額が変更となり，後期申出の場合，定時積立が11月給与分（12月10日払込期限），臨時積立が冬期賞与分（12月10日又は１月10日払込期限）から積立金額が変更となります。

なお，積立金の中断をしている間でも，積立金額を変更することができます。

また，貯金者の希望により中断していた積立金を，積立金額を変更して復活をしようとする場合は，申出期間中（P.775参照）に「積立金変更申込書」及び「積立中断・復活届書」を提出してください。

〔注１〕　これまで積み立てしていた臨時積立をやめる場合，変更申込書には臨時の欄に「０」を記入してください。空欄の場合は変更なしとみなします。

〔注２〕「積立金変更申込書」の金額をすべて０円にすることはできません。その場合は，３の「積立中断・復活届書」を提出してください。

〔注３〕　これまで定時のみ積み立てしていた貯金者が臨時積立を希望する場合も「積立金変更申込書」を提出してください。

３　積立金の中断と復活

1）　中断

積立期間中に積み立てを続けられない事情が生じた場合は，中断希望払込期限日の**前々月25日**（その日が土・日曜日又は休日にあたるときはその前日〈順次繰り上ります〉）までに「積立中断・復活届書」を提出してください。

〔例〕　９月給与（10月10日払込期限）から中断を希望する場合，中断希望年月日欄に10月10日と記入してください。このときは，８月25日までに提出すると，10月10日払込期限から中断となります。

2）　復活

貯金者の希望により中断していた積立金を復活しようとする場合は，第２節１の申出期間中に「積立中断・復活届書」を提出してください。復活後の積立金額は中断した際の額となります。

なお，積み立ての復活と積立金額の変更を希望するときは，「積立中断・復活届書」及び「積立金変更申込書」を提出してください。

〔前期申出期間の事例〕

前期申出期間に復活申し込みをする場合，６月分給与（７月10日払込期限）及び夏期賞与（７月10日又は８月10日払込期限）から積み立ての復活となり，「積立中断・復活届書」の復活希望年月日欄には，７月10日と記入してください。

４　資格継続した場合の手続き

貯金者が資格継続をした場合は，資格の異動処理と積立貯金の異動処理の時期が異なるため，毎月15日頃に加入校宛てに通知する「積立金明細書」に異動者の積立金明細が実際とは異なる状態で記載されていることがあります。この場合は，次の手続きを行ってください。

1）　前任校における手続き

積立貯金の異動処理が完了していない場合は，前任校へ送付する「積

立金明細書」には，資格喪失者（所属学校変更者を含みます）の加入者番号・氏名・積立金額を記載していますので，資格喪失者（所属学校変更者を含みます）の積立金明細を二重線で抹消し，転出の箇所に「○」を記入し下段の合計額を訂正のうえ，「積立金明細書」の１部を必ず入金前に私学事業団に到着するように送付してください（P.783及びP.791参照）。また，ゆうちょ銀行からの払い込みの場合は「積立金明細書」の訂正に加え，「払込取扱票」の積立金額を訂正し，通信欄に該当者の加入者番号，氏名，変更事由（この場合は「転出」），積立金額を記入して払い込みをしてください（P.790参照）。

なお，貯金者が資格継続した場合は，前任校からの「積立中断・復活届書」の提出は不要です。

2）　後任校における手続き

所属学校変更の場合

積立貯金の異動処理が完了していない場合は，後任校に異動者の積立金明細を通知していませんので，「積立金明細書」に異動者の**前任校の加入者番号**・氏名・積立金額を追記し，転入の箇所に「○」を記入し合計額を訂正のうえ，「積立金明細書」の１部を必ず入金前に私学事業団に到着するように送付してください（P.791参照）。また，ゆうちょ銀行からの払い込みの場合は「積立金明細書」の訂正に加え，「払込取扱票」の積立金額を訂正し，通信欄に該当者の加入者番号，氏名，変更事由（この場合は「転入」），積立金額を記入して払い込みをしてください（P.790参照）。

なお，積立貯金の異動処理が完了している場合は，後任校へ異動者の積立金明細を通知しますので，上記の手続きは必要ありません。

継続資格取得の場合

積立貯金は**自動的に「中断扱い」となります**が，「積立中断・復活届書」を提出することで，積立貯金の異動処理及び復活処理後に積み立

てを再開することができます。ただし，積立貯金の異動処理が完了するまでは，復活処理は保留となり，一時積立の中断となります。その後，積立貯金の異動処理が完了した場合は，「積立金明細書」に異動者の加入者番号・氏名・金額欄に「**リュウホ２**」を記載して通知しますが（P.791参照），この時点では積み立てはできません。「リュウホ２」が記載された「積立金明細書」が届いたら，「積立中断・復活届書」を提出することで，復活処理を行ない翌月以降の「積立金明細書」で積立金内容を通知します。「積立金明細書」に積立金額が記載された月から積み立て再開となりますので注意してください。なお，前任校で積立貯金を中断している場合は，「３積立金の中断と復活」（P.778）を参照してください。

⑴「積立中断・復活届書」の提出

月の25日（土・日曜日又は休日のときはその前日〈順次繰上ります〉）までに「積立中断・復活届書」が提出された場合は，翌月の「積立金明細書」で異動者の積立金明細を通知します。

［例］７月15日頃に通知する「積立金明細書」に異動者の加入者番号・氏名・「リュウホ２」の記載がある場合は，７月25日（必着）までに「積立中断・復活届書」（この場合の復活希望年月日欄は９月10日と記入）の提出があるときは，８月15日頃に通知する「積立金明細書」（９月10日払込期限）で異動者の積立金明細を通知します。

※資格継続扱いの異動のあったものを「リュウホ２」と表示しています。

⑵　積立金額及び登録印

積立貯金の内容は後任校で引き継ぐことになりますので，定時・臨時積立金額及び登録印については，前任校と連携して確認ができるようにしてください。

〈事例〉６／１付継続資格取得した貯金者Aさんの場合

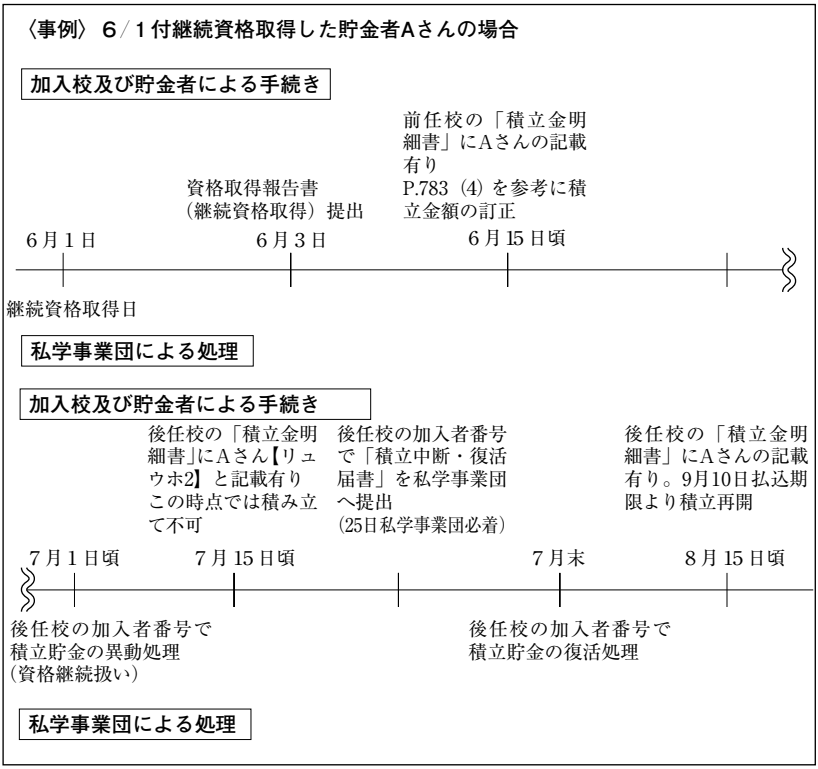

５　積立金の払い込み

1）　払い込み

事業の性質上，加入校が払い込んだ積立金が払込期限日までに私学事業団の口座に入金があって，初めて払込期限の翌日から利息計算が行われることから到着主義をとります。加入校が積立金を払い込んだ翌日から利息計算が開始されるわけではありませんので，注意してください。

加入校は「積立金明細書」（P.791参照）に基づいて積立金を取りまとめ，**必ず学校ごとの定時・臨時積立用の「振込依頼書（又は払込取扱票）」**

を使って，「積立金明細書」に記載されている払込期限日までに私学事業団の口座（P.783「振込口座一覧表」参照）へ入金されるように払い込んでください。**複数校分を合算したり，定時・臨時積立分を合算して払い込まないでください。**

なお，インターネットを利用しての送金は，学校番号，定時・臨時積立金の区別，払込期限日が確認できませんので，利用しないでください。

上記に反する払い込みを行った結果，正しい入金処理が為されなかった場合には，私学事業団はその責を負いません。

〔注１〕 **払込期限日とは，送金された積立金が私学事業団の指定した口座に入金（着金）された日です。送金の手続きを行う日ではありません**（「私学事業団の指定口座入金までの流れ」P.790参照）。

〔注２〕 臨時積立の「積立金明細書」及び「払込通知書（又は払込取扱票）」は下記の定時積立分に同封して送付します。

夏期：６月給与分（７月10日払込期限），冬期：11月給与分（12月10日払込期限），春期：３月給与分（４月10日払込期限）

〔注３〕 後期高齢者（乙３特定教職員等）における積立金は75歳に達した日（75歳の誕生日前日）の属する月まで積み立てができます。

〔例〕 ６月１日誕生日の場合は，５月給与分（６月10日払込期限）まで積み立てができます。

６月２日誕生日の場合は，６月給与分（７月10日払込期限）まで積み立てができます。

〔注４〕 解約をしようとする月の前月の 25日までに「積立貯金払戻・解約請求書」を提出した場合，解約をしようとする月の前月分給与まで積み立てができます。

〔例〕２月25日までに「積立貯金払戻・解約請求書」を提出した場合，２月給与分（３月10日払込期限）が最終積み立てとなり，３月20日

に解約金を送金します。３月給与分（４月10日払込期限）は積み立てができません。

⑴　受取人……「日本私立学校振興・共済事業団貯金経理」

⑵　振込口座一覧表

銀　行　支　店　名	預金種目	口座番号
三井住友銀行　東京公務部	普通預金	8764
りそな銀行　東京公務部	〃	106625
三菱ＵＦＪ銀行　東京公務部	〃	1007993
みずほ銀行　神田支店	〃	1031381
信金中央金庫　本店	〃	2722-7

〔注１〕　地方銀行及び第二地方銀行からの振込は三井住友銀行宛てとしてください。

〔注２〕　信金中央金庫への振込は各信用金庫に限ります。

〔注３〕　積立金以外は振り込まないでください。

⑶　送金に要する所要推定日数の目安

銀行・信用金庫から振り込みの場合	ゆうちょ銀行･郵便局から払い込みの場合
即日又は翌営業日	10日～14日程度

〔注１〕　日数については金融機関の休業日を含んでいません。

〔注２〕　金融機関によって異なりますので，正確な日数は払い込みを行う金融機関に確認してください。

⑷　積立金額の訂正

退職等の事由で積み立てを行わない貯金者がいることにより「積立金明細書」（P.791参照）の学校合計額と実際に送金する額が異なる場合は，次のとおり「積立金明細書」等を訂正し，金融機関にて払い込みをしてください。

なお，申出期間に貯金者が申し出た積立額を給与（賞与等）から積み立てることができない場合，**積立金額を一部減額して払い込むことはできませんので，該当者の積立金は０円に訂正してください。**

①　「積立金明細書」に記載のある該当者の積立金明細を二重線で抹消

し，該当する変更事由の箇所に「○」を記入する。（該当する事由がない場合は備考欄に事由を記入する。）

② 下段のページ合計及び学校合計を二重線で抹消し，余白に実際に送金する額を記入する。なお，訂正印は不要です。

③ 訂正した「積立金明細書」の１部を必ず入金前に私学事業団私書箱に到着するように送付する。

④ 「振込依頼書又は払込取扱票」の積立金額を訂正し，ゆうちょ銀行の場合は通信欄に該当者の加入者番号，氏名，変更事由，積立金額を記入して（P.790記入例参照）金融機関にて払い込みをする。

また，**ゆうちょ銀行以外**は「振込依頼書又は払込取扱票」の記入は不要のため，**「積立金明細書」のみを送付する**。

2） 払込期限日

貯金者から取りまとめた積立金を払込期限日までに私学事業団に払い込むことで，払込期限日翌日から利息を付けます。

なお，**払込期限日とは，送金された積立金が私学事業団の指定した口座に入金（着金）された日です。送金の手続きを行う日ではありません**（P.790「私学事業団の指定口座入金までの流れ」参照）。

⑴ 定時積立金については毎月10日（土・日曜日又は休日のときはその前日〈順次繰り上ります〉）

⑵ 臨時積立金については春期４月10日，夏期７月10日又は８月10日，冬期12月10日又は１月10日（土・日曜日又は休日のときはその前日〈順次繰り上ります〉）

なお，「払込期限日」を過ぎて入金されたときは，「預り金」として翌月払い込み扱いとなり，積立金に同月分の利息は発生しませんので，払い込みの期限については十分注意してください。この場合，入金された資金は定時積立金であっても臨時積立金扱いとなり，「積立貯金残高明細書」（P.795参照）及び「積立貯金決算明細書」（P.796参照）には「臨時積

立金」欄に記載され，「積立貯金残高通知書」（P.797参照）の「摘要」欄には「リンジ」と記載されます。

６　積立金の払い戻し及び解約

提出は，**貯金者１名につき毎月１回限り**です。なお，提出後は払戻金額の変更，取り消しはできません。

毎月**25日**（その日が土・日曜日又は休日にあたるときは，その前日〈順次繰り上ります〉）到着分で締め切ります。

書類はすべて到達主義（民法第97条）となりますので，締め切り日までに到着するように，余裕をもって送付してください。

なお，締め切り日を過ぎて到着した場合，**翌月分として受け付けします。**

〔注〕　毎月１回限りの毎月とは，「前月の到着締め切り日（25日（その日が土・日曜日又は休日のときは，その前日））の翌日から当月の到着締め切り日までの１か月間を指します。

1）　払い戻し

払い戻しを受けようとする月の前月の**25日**までに「積立貯金払戻・解約請求書」を加入校を通して提出してください。請求書に基づき払い戻し月の15日頃（土・日曜日又は休日のときは，その翌日〈順次繰り下ります〉）に「積立貯金払出明細書」（P.793参照）を通知（「積立金明細書」と同封）します。

また，払い戻し月の20日（土・日曜日又は休日のときは，その翌日〈順次繰り下ります〉）に払戻金を一括して加入校へ送金しますので，加入校から請求者へ渡してください。加入校へは，「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申込書」により申し出ている受取口座へ送金します（申し出ていない場合は郵便振替払出証書での受け取りになります）。

〔注１〕　１円単位で払い戻しができます。

〔注２〕　**払い戻しの上限金額は，送金日からみて前々月末時点の残高から，前**

月にも払い戻しを受けていた場合はその払戻金額を差し引いた範囲内です。残高は，毎月加入校宛てに通知する「積立貯金残高明細書」（P.795参照）を確認してください。

〔**注３**〕 金額欄を訂正する場合は，二重線で抹消のうえ，訂正印（登録印）を押印し，正しい金額を当該訂正箇所の上部に改めて記入してください。

〔**注４**〕「積立貯金払戻・解約請求書」の登録印は誤りがないように確認してください。請求書に押印された印鑑が登録印と異なる場合は請求に応じられません。なお，登録印を紛失した場合は，「印鑑変更届書」及び６か月以内に発行された印鑑証明書を一緒に提出し，「積立貯金払戻・解約請求書」の登録印欄は変更後の印鑑で押印してください。「印鑑変更届書」の手続きは，「８貯金に関する諸変更の手続き」（P.787）で確認してください。

〔**注５**〕 積み立てを中断している間も払い戻しができます。

2） 解約

解約をしようとする月（解約金が加入校に送金される月）の前月の**25日**までに「積立貯金払戻・解約請求書」（マル優制度の扱いを受けているときは併せて「非課税貯蓄廃止申告書」）を加入校を通して提出してください。請求書に基づき解約月の15日頃（土・日曜日又は休日のときは，その翌日〈順次繰り下ります〉）に「積立貯金払出明細書」（P.793見本参照）及び「積立貯金最終計算書」（請求者に渡してください）（P.794見本参照）を加入校に通知（「積立金明細書」と同封）し，解約月の20日（土・日曜日又は休日のときはその翌日（順次繰り下ります））に解約金を一括して加入校へ送金しますので，加入校から請求者へ渡してください。

なお，貯金者が加入者の資格を喪失（乙３，丙３，丙６に種別が変更されたときも含む）すると，積立貯金の利用はできませんので，必ず解約の手続きをしてください（解約の手続きがされない場合，資格の喪失事由が発生した日の翌日から３か月目の20日以降，積立貯金は

利息の付かない「預り金」となります。預り金の払い戻しを受ける権利は，10年で時効により消滅します)。

〔注１〕「積立貯金払戻・解約請求書」の登録印は誤りがないように確認してください。請求書に押印された印鑑が登録印と異なる場合は請求に応じられません。なお，登録印を紛失した場合は，登録印欄に実印を押印し，６か月以内に発行された印鑑証明書を添付してください。

〔注２〕 退職により解約する場合は，在職中に解約による積立金を受け取れるよう，退職する月の前月25日までに「積立貯金払戻・解約請求書」等を提出してください。

〔注３〕 死亡による解約の場合は，貯金係へ照会してください。

〔注４〕 積み立てを中断している間も解約することができます。

〔注５〕 資格喪失する貯金者が継続資格取得をし，後任校において積立貯金を継続する場合は，前任校での解約の手続きは必要ありません（P.778「４資格継続した場合の手続き」参照)。**なお，再資格取得の場合は，積立貯金を継続することはできませんので，解約の手続きが必要です。**

７　積立貯金関係書類の送付先

積立貯金の書類は，すべて次の宛て先に送付してください。なお，各書類の加入校・貯金者保管分は大切に保管してください。

〒101-8709　日本郵便㈱神田郵便局私書箱第103号
日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部　貯金係

〔注〕 **積立貯金専用**の宛て先となりますので，他の業務の書類は共済事業本部の住所宛てに送付してください。

８　貯金に関する諸変更の手続き

1)　次の事項は私学事業団で自動的に手続きするため，貯金事業のための書類は必要としません。

⑴　氏名・性別変更訂正に関するもの（ただし，結婚などによる氏名変更の場合は，印鑑変更届書が必要です）

⑵　資格喪失に関するもの（ただし，解約手続きを除きます）

⑶　所属学校変更に関するもの

⑷　加入校にかかる変更に関するもの（ただし，受取金融機関口座に変更がある場合は，届け出が必要となります）

⑸　生年月日の訂正に関するもの

2)　次の事項は書類の提出によって変更等をします。

こんな場合	提出書類	提出時期	備考
登録印を変更する	「印鑑変更届書」３枚複写の１枚目を提出（２枚目加入校保管，３枚目貯金者保管）	随時	登録印を紛失したときは，印鑑変更届書の登録印欄に実印を押印し，６か月以内に発行された印鑑証明書を添付してください。
積立金額を変更する	「積立金変更申込書」４枚複写の１・２枚目を提出（３枚目加入校保管，４枚目貯金者保管）	年２回の申出期間 前期：４月26日～５月25日 後期：９月26日～10月25日	「２積立金額の変更」（P.777）参照
積み立てを中断又は復活する	「積立中断・復活届書」４枚複写の１・２枚目を提出（３枚目加入校保管，４枚目貯金者保管）	中断は毎月25日私学事業団必着 復活は年２回の申出期間（継続資格取得による中断からの復活は次を参照）	「３積立金の中断と復活」（P.778）参照
継続資格取得による中断から復活する	「積立中断・復活届書」４枚複写の１・２枚目を提出。（３枚目加入校保管，４枚目貯金者保管）	継続資格取得による復活については，毎月25日私学事業団必着	前任校からの届け出は不要です。後任校の加入者番号が決まり次第，提出してください。 詳細は，「４資格継続した場合の手続き」（P.778）参照

〔注〕　提出時期の末日が土・日曜日又は休日のときは，その前日が締め切り日です。

９　少額貯蓄非課税制度にかかる手続き

少額貯蓄非課税制度の手続きについて，下記の書類を提出してください。

非課税にかかる書類は私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）からダウンロードできます。

こんな場合	提出書類	備考
課税扱いにしていた積立貯金を非課税扱いに変更	①「非課税貯蓄申告書・非課税貯蓄申込書」〔注１〕 ４枚複写の２枚目から４枚目を提出（１枚目貯金者保管） ②公的確認書類〔注２〕	
非課税限度額の変更	①「非課税貯蓄限度額変更申込書・非課税貯蓄申込書」〔注１〕 ４枚複写の２枚目から４枚目を提出（１枚目貯金者保管） ②公的確認書類〔注２〕	
氏名，住所又は個人番号（マイナンバー）の変更	①「非課税貯蓄に関する異動申告書」〔注１〕 ３枚複写の２・３枚目を提出（１枚目貯金者保管） ②公的確認書類〔注２〕	
積立貯金の解約や課税扱いに変更	「非課税貯蓄廃止申告書」〔注１〕 ３枚複写の２・３枚目を提出 （１枚目貯金者保管）	
要件（結婚，障害の回復，その他）に該当しなくなった	「非課税貯蓄廃止申告書」〔注１〕 ３枚複写の２・３枚目を提出 （１枚目貯金者保管）	
死亡した	「非課税貯蓄者死亡届出書・非課税貯蓄者死亡通知書」	

〔注１〕　個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。貯金者が個人番号を記入した後，加入校において，本人確認として，正しい個人番号であることの確認及びその番号を提示した人が本人かどうかの確認を行ってください。

〔注２〕　公的確認書類については，「１加入の申し込み」の障害者等の対象者で少額貯蓄非課税制度を希望する場合（P.776）を参照してください。

払込取扱票の記入例（郵便振替払い込みの場合）

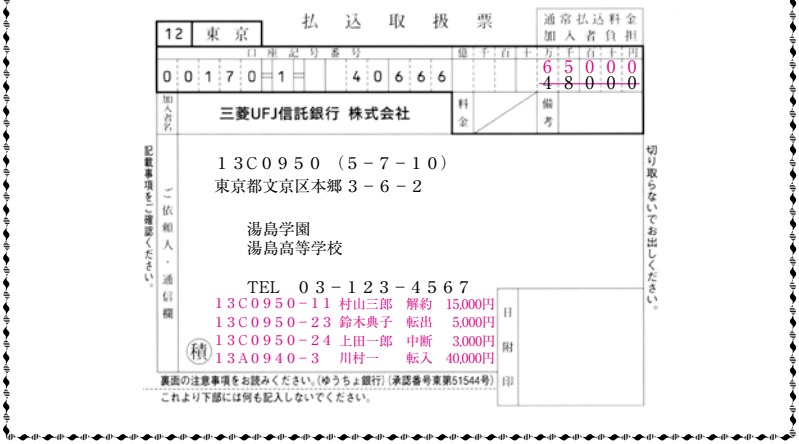

※　払い込む際に，積立金明細書の記載内容から変更が生じた場合，払込取扱票の通信欄に該当する貯金者の加入者番号，氏名，変更事由，積立金額を記入してください。

私学事業団の指定口座入金までの流れ

銀行・信用金庫から振り込む場合

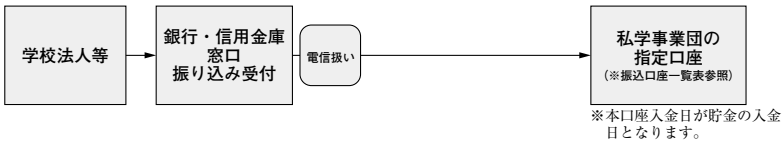

ゆうちょ銀行・郵便局から振り込む場合

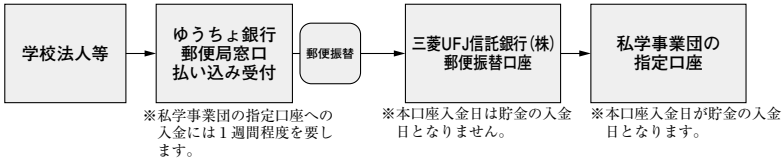

積立金明細書の記入例

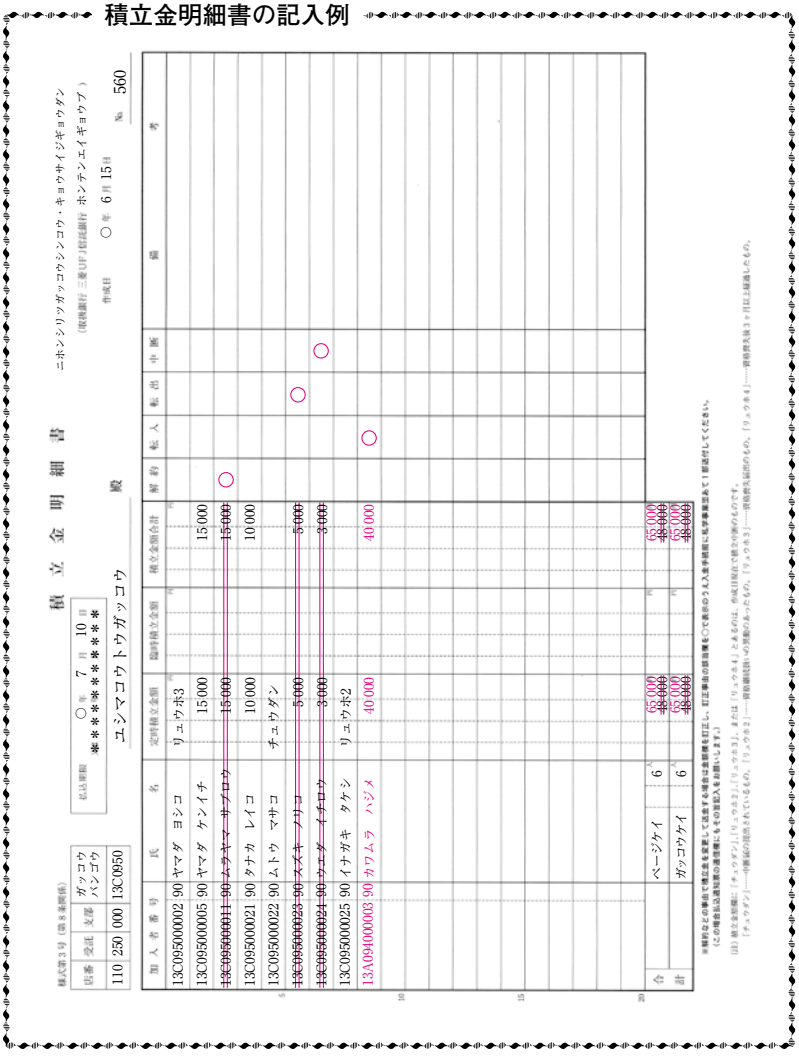

様式第３号（第８条関係）

積　立　金　明　細　書

ニホンシリツガッコウシンコウ・キョウサイジギョウダン

（取扱銀行　三菱UFJ信託銀行　ホンテンエイギョウブ）

記号	支店	支部
110	250	000

ガッコウ
バンゴウ
13C0950

払出期間　○年　7月　10日
****

作成日　○年　6月15日　　No. 560

ユシマコウトウガッコウ　殿

加入者番号	氏名	定時積立金額	臨時積立金額	積立金額合計	解約	転入	転出	中断	備考
		①	②	③					
13C095000002 90	ヤマダ　ヨシコ	リュウホ3							
13C095000005 90	ヤマダ　ケンイチ	15,000		15,000					
~~13C095000011 90~~	~~ムラヤマ　サブロウ~~	~~15,000~~		~~15,000~~	○				
13C095000021 90	タナカ　レイコ	10,000		10,000					
13C095000022 90	ムトウ　マサコ	チュウダン							
~~13C095000023 90~~	~~スズキ　ノリコ~~	~~5,000~~		~~5,000~~			○		
~~13C095000024 90~~	~~ウエダ　イチロウ~~	~~3,000~~		~~3,000~~				○	
13C095000025 90	イナガキ　タケシ	リュウホ2							
13A094000003 90	カワムラ　ハジメ	40,000		40,000		○			
合	ベーシケイ　6人	㋑ 65,000	㋺	㋩ 65,000					
計	ガッコウケイ　6人	65,000		65,000					

※解約及び転出で積立金を返還して払金する場合は金額等を訂正し、訂正箇所の訂正印を○で囲んでください。また、入金予定額に払込予定年月を記入して訂正印してください。
（この積立金払込期間の通算額に、もその他記入をお願いします。）

（注）総合口座開設に「チュウダン」「ウケツケ」「リュウホ1」または「リュウホ2」とあるのは、停止日現在で積立の済んでいないものです。
「チュウダン」――積立の開始されていないもの、「リュウホ2」――積立期間途中の満了したもの、「リュウホ3」――積立期間を満了して引き続き積立てているもの、「リュウホ4」――積立期間を満了2ヶ月以上経過したもの。

〔注１〕　所属学校変更の場合は，追記及び払い込み可能（P.779参照）。
（例）13A094000003　カワムラ　ハジメ

〔注２〕　継続資格取得の場合は，追記及び払い込み不可（P.778～779参照）。

〔注３〕　申出期間に貯金者が申し出た積立額を給与（賞与）から積み立てすることができない場合，積立額を減額して払い込むことはできませんので，該当月の積立金は0円へ訂正をし，入金してください。当該貯金者の積立額を変更したい場合は，次回の申出期間に「積立金変更申込書」を提出してください（P.777参照）。

積立金予定額明細表の見本

店番	受託	支部	学校番号
110	250	000	13C0950

積立金予定額明細表

日本私立学校振興・共済事業団　9547

（取引銀行 三菱ＵＦＪ信託銀行本店営業部 ）

湯島高等学校　殿

作成日　○年　6月　25日

NO

加入者番号	氏名	定時積立金	臨時積立金 春期（4月）	臨時積立金 夏期（7月・8月）	臨時積立金 冬期（12月・1月）	備考
13C095000002 90	山田　佳子	円	円	円	円	リュウホ３
13C095000005 90	山田　健一	15000	0	50000	100000	
13C095000011 90	村山　三郎	15000	0	40000	50000	
13C095000021 90	田中　礼子	10000	0	30000	50000	
13C095000022 90	武藤　正子					チュウダン
13C095000023 90	鈴木　典子	5000	0	10000	30000	
13C095000024 90	上田　一郎	3000	0	10000	10000	
13C095000025 90	稲垣　武					リュウホ２
合計	ページ計	人 5 円 48000	円 0	円 140000	円 240000	
	学校計	5	48000	0	140000	240000

（注）積立金額欄に「チュウダン」、「リュウホ２」、「リュウホ３」、「リュウホ４」とあるのは、作成日現在で積立中断のものです。
「チュウダン」……中断届の提出されているもの。
「リュウホ２」……資格継続扱いの異動のあったもの。
「リュウホ３」……資格喪失届出のもの。
「リュウホ４」……資格喪失後３ヶ月以上経過したもの。

積立貯金払出明細書の見本

積　立　貯　金　払　出　明　細　書

（取扱銀行　三菱ＵＦＪ信託銀行　本店営業部　）

店番	受託	支部	学校番号
110	250	000	13A0940

湯島大学　殿

○年12月20日　送金分

送金先口座

金融機関名	ミズホ ホンゴウ	預金種別	フツウヨキン
		口座番号	0123456
口座名	ユシマダイガクリジチョウタカミイチロウ		

９５３５

NO. 85

加入者番号	氏名	税率	払戻金額	解約金額 元金額	解約金額 利息 利息	解約金額 利息 税金	解約金額 利息 税引後の利息	解約元利金	支払合計額	貯金加入者受領印	備考
13A0940085090	本間　太	※1	1,000,000						1,000,000		
13A0940087479	山田　正	※1	500,000						500,000		
13A0940091229	阿部　由子	※1	**カイヤク**	10,077,218	5,536	276	4,413	10,081,631	10,081,631		
						847					
ページ計	払戻 2件 解約 1件		1,500,000	10,077,218	5,536	276 847	4,413	10,081,631	11,581,631		
学校計	払戻 2件 解約 1件	㋑	1,500,000	10,077,218	5,536	276 847	4,413 ㋺	10,081,631	11,581,631		

送金合計額（㋑＋㋺）　11,581,631

（※1）税率は平成２５年１月１日以降２０．３１５％です。
（注）　税金額は、上段に道府県民税、下段に所得税を表示しています。

積立貯金最終計算書

○年　12月　20日

加入者番号　13A094009122

氏　　名　阿部　由子　　殿　日本私立学校振興・共済事業団
（取扱銀行　三菱UFJ信託銀行　　）

積立貯金元利金の最終計算は、下記のとおりです。

積立貯金残高	円 10,077,218
利息（年　0.25　%、　80　日間）	円 5,536
利息の計算期間	○年　10月　1日から ○年　12月　19日まで
税金（上記利息の　20.315　%）	円 1,123
差引き受取り額	円 10,081,631

積立貯金残高明細書の見本

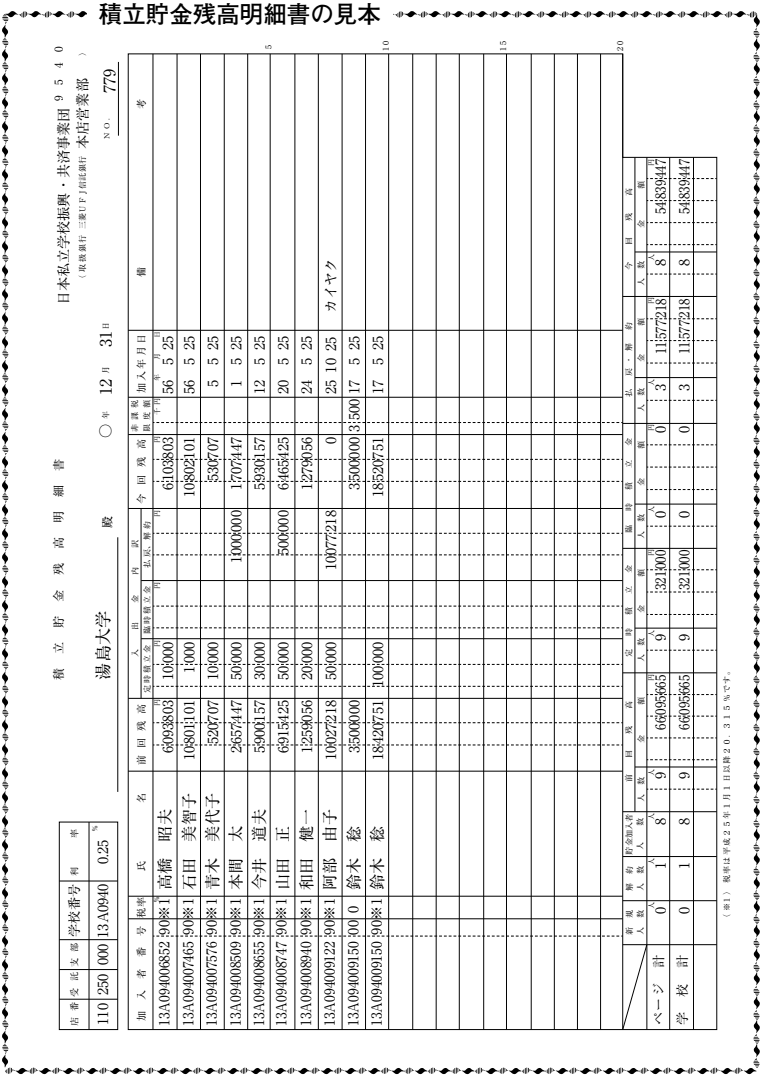

積立貯金残高明細書

日本私立学校振興・共済事業団　９５４０
（取扱銀行　三菱ＵＦＪ信託銀行　本店営業部）

湯島大学　殿　○年　12月　31日　NO.　779

店番	受託	支部	学校番号	利率
110	250	000	13A0940	0.25 %

加入者番号	税率	氏名	前回残高	入出金内訳 定時積立金	入出金内訳 臨時積立金	入出金内訳 払戻.解約	今回残高	非課税限度額	加入年月日	備考
13A094006852	90※1	高橋　昭夫	6093803	10000			6103803	56 5 25		
13A094007465	90※1	石田　美智子	10801101	1000			10802101	56 5 25		
13A094007576	90※1	青木　美代子	520707	10000			530707	5 5 25		
13A094008509	90※1	本間　太	2657447	50000		1000000	1707447	1 5 25		
13A094008655	90※1	今井　道夫	5900157	30000			5930157	12 5 25		
13A094008747	90※1	山田　正	6915425	50000		500000	6465425	20 5 25		
13A094008940	90※1	和田　健一	1259056	20000			1279056	24 5 25		
13A094009122	90※1	阿部　由子	10027218	50000		10077218	0	25 10 25	カイヤク	
13A094009150	00 0	鈴木　稔	3500000				3500000	3500 17 5 25		
13A094009150	90※1	鈴木　稔	18420751	100000			18520751	17 5 25		

	新規 人数	解約 人数	貯金加入者 人数	前回残高 人数	前回残高 金額	定時積立金 人数	定時積立金 金額	臨時積立金 人数	臨時積立金 金額	払戻・解約 人数	払戻・解約 金額	今回残高 人数	今回残高 金額
ページ計	0	1	8	9	66095665	9	321000	0	0	3	11577218	8	54839447
学校計	0	1	8	9	66095665	9	321000	0	0	3	11577218	8	54839447

（※1）税率は平成２５年１月１日以降２０．３１５％です。

〔注〕備考欄に「カイヤク」と表示されている加入者の最終受取金額は，**入出金内訳（払戻.解約）欄の金額に前回決算日～解約日前日までの利息を加算**しています。

積立貯金決算明細書の見本

積　立　貯　金　決　算　明　細　書

日本私立学校振興・共済事業団　９５４３

おちゃのみず幼稚園　殿

（取扱銀行　三菱ＵＦＪ信託銀行　本店営業部　）

計算期間　△年10月1日～　○年3月31日

NO. 780

店番	受託	支部	学校番号	利率
110	250	000	11F0005	0.25 %

加入者番号	税率	氏名	期初元金	計算期間中の異動 定時積立金	計算期間中の異動 臨時積立金	計算期間中の異動 払戻	期末元金	決算利息 利息	決算利息 税金	決算利息 税引後利息	決算利息 元金組入利息	利息組入後元金	非課税限度額
11F000506852	90	※1 田中　正	6,078,024	60,000	0	0	6,138,024	7,636	1,169 381	6,086	6,086	6,144,110	
11F000507465	90	※1 鈴木　昭夫	10,817,312	6,000	0	50,000	10,773,312	13,511	2,069 675	10,767	10,767	10,784,079	
11F000508747	90	※1 今井　健一	500,177	60,000	0	0	560,177	664	101 33	530	530	560,707	

	貯金加入者数	期初元金	計算期間中の異動 定時積立金	計算期間中の異動 臨時積立金	計算期間中の異動 払戻	期末元金	決算利息 利息	決算利息 税金	決算利息 税引後利息	利息組入後元金
	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
ページ計	3	17,395,513	126,000	0	50,000	17,471,513	21,811	3,339 1,089	17,383	17,488,896
学校計	3	17,395,513	126,000	0	50,000	17,471,513	21,811	3,339 1,089	17,383	17,488,896

（※1）　税率は平成２５年１月１日以降２０．３１５％です。

（注）　税金額は、上段に道府県民税、下段に所得税を表示しています。

積立貯金残高通知書の見本

様式第７号

積 立 貯 金 残 高 通 知 書

加入者番号　11F000507465−90（A）

氏　　名　鈴木　昭夫　殿

日本私立学校振興・共済事業団

△年　４月　１日現在の残高を通知します。

＊は現在積立を中断している口座です。

現在残高	利率	非課税限度額	税率	定時積立金	臨時積立金 春期（４月）	臨時積立金 夏期（7月・8月）	臨時積立金 冬期（12月・1月）	中断マイン
10,784,079円	0.25%	千円	20.315%	1千円	0千円	0千円	0千円	

前回通知の残高	＋ 定時積立金合計	＋ 臨時積立金合計	− 払戻金額合計	＋ 元金組入利息
10,817,312円	6,000円	0円	50,000円	10,767円

利息明細	利息	− 税金	＝ 税引後の利息	他口座との調整金額	元金組入利息
	13,511円	2,744円	10,767円	円	10,767円

（−）…当口座から他口座への振替出金
（＋）…他口座から当口座への振替入金

期間中の異動明細（ ○ 年10月　1日 ～ △ 年 3月 31日）

年	月	日	摘要	払戻金額	積立金額	差引現在残高
				円	円	円
○	10	9			1,000	10,818,312
○	11	11			1,000	10,819,312
○	12	11			1,000	10,820,312
△	1	8			1,000	10,821,312
△	2	11			1,000	10,822,312
△	2	20		50,000		10,772,312
△	3	11			1,000	10,773,312

〔注〕「摘要」欄に「リンジ」と表記されるのは，臨時積立金（賞与）の場合と定時積立金が払込期限日を過ぎて入金が確認された場合です。

第７章　積立共済年金

は　じ　め　に

積立共済年金事業は，積立共済年金（以下「積共」といいます）に加入した加入者（任意継続加入者を含みます。以下「積共加入者」といいます）が在職中に拠出型企業年金保険（Ⅱ）による積み立てを行い，退職（脱退）時に年金等を選択することにより，公的年金制度を補完し加入者の退職後の福祉の充実向上に資することを目的にしています。

積共加入時は加入するコースを選択し，退職（脱退）時に，そのときの状況に合わせた生活設計を行い，給付選択できるものです。

第１節　あらまし

１　加入種別

コース	税制適格コース	自由選択コース
給付の種類	年　金 一時金	年　金 一時金 終身保険 医療保険
保険料控除	個人年金保険料控除対象	一般の生命保険料控除対象

２　加入資格

税制適格コース…加入日現在から65歳まで10年以上掛金の積み立て（払い込み）をすることができる加入者

自由選択コース…加入日現在から65歳まで２年以上掛金の積み立て（払

い込み）をすることができる加入者

1)　加入は，１コースのみ又は両コース加入することもできます。

2)　積共の年金受給中の人，繰り延べ中の人（P.803参照）及び任意継続加入者は，新規で加入することはできません。

３　掛金関係

掛金の積み立て（払い込み）方法は月払，半年払，一時払（積共加入時，中途，退職（脱退）時）があります。

払い込み方法	１口の金額	加入できる口数
月　払	1,000円	２口～250口
半年払	10,000円	１口～100口
一時払	100,000円	１口～100口

1)　掛金の積み立て（払い込み）方法は月払が基本で，各コースごとに①月払のみ，②月払と半年払の併用，③①と②に加え積共加入時，中途，退職（脱退）時に一時払による積み立て（払い込み）を行うこともできます。

2)　中途一時払掛金は積立金残高にかかわらず各コース100口（1,000万円）が限度となります。

3)　中途一時払掛金の申し込みに当たっては，該当コースの月払へすでに加入していることが必要です。

4)　中途一時払掛金は，すでに加入しているコースの掛金積み立て（払い込み）期間中に１回のみ申し込みができます（制度への新規加入及び未加入のコースへの加入と中途一時払掛金の同時申し込みはできません。この場合は「加入時一時払掛金」を利用してください）。

5)　中途一時払掛金は月払掛金を全部減口（払い込み中止）中の場合は申し込みはできません。

年２回の申込期間内に，事前又は同時に掛金増口の申し込みをし，

月払掛金払い込みの復活手続きをしてください。

6）　退職（脱退）時一時払掛金は，確定年金を選択する場合，退職（脱退）時の積立金額の範囲内（100口限度）となります。

7）　退職（脱退）時一時払掛金は，確定年金以外の年金を選択する場合，100口まで申し込みをすることができます。

8）　繰り延べを希望する場合，退職（脱退）時一時払掛金は将来選択する年金の種類にかかわらず１口～100口までとなります。ただし，退職（脱退）時の積立金額を超える額を一時払した場合は，繰り延べ期間終了時の年金選択において，確定年金を選択することはできません。

9）　繰り延べ期間中は，掛金の積み立て（払い込み）は中止となり再開はできません。また，繰り延べ期間中の増口加入もできません。

10）　繰り延べ期間終了後は，退職（脱退）時一時払掛金払い込みの取り扱いはできません。

11）　退職（脱退）時一時払掛金は各コースごとに申し込むことができますが，退職（脱退）月の月払掛金が未納の場合及び全部減口（払い込み中止）中の場合は申し込み（振り替え）はできません。

申込期間と口数変更日（P.807「３掛金変更の手続き」参照）に合わせて退職（脱退）月には掛金の積み立て（払い込み）が復活しているように手続きをしてください。

〔注〕　月払掛金と半年払掛金のうち0.5％相当額を，私学事業団事務費に充当します。

４　掛金徴収

1）　徴収方法

加入申込時に加入者が指定した本人名義の金融機関の口座から，自動振替により徴収いたします。

なお，掛金は収納代行会社三井住友カード㈱に徴収を委託しています。通帳には「SMBC（ダイイチカード）」と記帳されます（一部の銀

行では，「SMBC（ダイイチカード）」以外が表示されることもあります）。

振替日は次のとおりです。

⑴　月　払‥‥‥‥‥‥‥‥毎月６日

⑵　半年払‥‥‥‥‥‥‥‥１月６日及び７月６日

⑶　加入時一時払‥‥‥加入月の６日

⑷　中途一時払‥‥‥‥‥加入月の６日

⑸　退職（脱退）時一時払‥‥‥退職（脱退）月の翌月６日。ただし，振り替えができなかった場合は，翌々月６日。なお，この場合の月払・半年払掛金は，脱退月が最終掛金払込月となります。

なお，振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

〔注〕①月払と半年払（一時払をする場合は，一時払も）は合算して振り替えますので，残高が不足した場合は月払と半年払（一時払をする場合は一時払も）ともに振り替え不能となります。

②税制適格コースと自由選択コースの両コースに加入している場合も，両コース合算して振り替えますので，残高が不足した場合は両コースとも振り替え不能となります。

2）　掛金の振り替えができなかった場合の取り扱い

⑴　掛金が振り替え不能となった場合は，翌月の振替日に当月分と前月分を合算して振り替えます。さらに振り替え不能であった場合は翌々月の振替日に当月分，前月分，前々月分を合わせて振り替えます。

⑵　掛金が３か月連続して振り替え不能であった場合は自動脱退となります。

⑶　加入申し込みして第１回目の掛金振り替えから３か月連続して振り替え不能であった場合は，加入取り消しとなります。

⑷　退職（脱退）時一時払掛金については，２か月連続して振り替え不能であった場合は申し込みの取り消しとなります。

〈月払掛金再振替の例〉

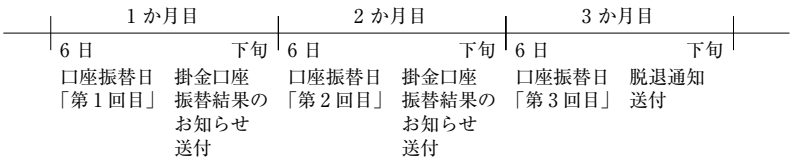

〈3/31退職（脱退）による退職（脱退）時一時払掛金再振替の例〉

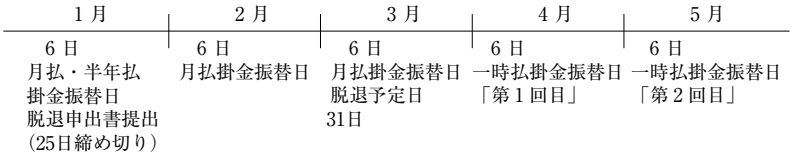

５　掛金積み立て（払い込み）満了の時期

65歳に達したときには，在職中であっても掛金積み立て（払い込み）満了となります。

６　脱退及びコースの解約

1)　脱退

⑴　65歳に達し，掛金積み立て（払い込み）満了となったとき

⑵　積共加入者が掛金積み立て（払い込み）の中途で，自己都合による脱退又は死亡したとき

⑶　掛金が３か月連続して振り替えができなかったとき

⑷　退職したとき

ただし，積共加入者が任意継続加入者の資格を取得し，積共脱退の申し出がない場合は，任意継続期間中は継続扱いとなりますが，65歳に達したときは掛金積み立て（払い込み）満了となります。

〔注〕　税制適格コース・自由選択コースの両コースに加入している人が脱退を希望する場合は，両コースとも脱退となります。

⑸　脱退手続きが必要ない場合（継続して加入できる場合）

次のような場合は，継続して加入ができるため，脱退手続きの必要

がありません。

①　積共加入者が継続資格取得をした場合

加入者資格が継続するため引き続き加入の扱いとなります。

②　積共加入者が退職後に任意継続加入者となり引き続き加入を希望する場合

任意継続期間中は引き続き加入の扱いとなります。

ただし，①，②いずれの場合も65歳に達したときは掛金積み立て（払い込み）満了となります。

2)　コースの解約

税制適格コース・自由選択コースの両コースに加入している人は，一方のコースのみを解約することができます。解約した場合は，積立金額を一時金で受け取ることとなります。

７　年金受給権の繰り延べ

税制適格コース・自由選択コースとも満55歳以上でそれぞれのコースの加入期間（掛金の積み立て〈払い込み〉）を満たし退職（脱退）したときは，希望により10年間（年単位）を限度として，年金支払開始時期を繰り延べることができます。この場合の年金種類の選択は繰り延べ期間の終了時に行うこととなります。

なお，繰り延べ期間終了後は退職（脱退）時一時払掛金払い込みの取り扱いはできません。

８　配当金

毎年の配当金は，それぞれの支払時期の前年度決算に基づいて決定し，決算実績によっては支払いできない年度もあります。配当金が生じた場合は，配当金を積共加入者に分配します。

掛金積み立て（払い込み）期間中は積共加入者の積立金に繰り入れ，年金受給中は年金の買い増しのための保険料に充当されます。

なお，毎年９月30日現在の積立金残高は「積立共済年金制度積立金残

高のお知らせ」で12月上旬に積共加入者の届け出住所宛てに直接通知します。

９　税金関係

1)　掛金

払い込み掛金から私学事業団事務費控除後の額は　①税制適格コースについては，個人年金保険料控除　②自由選択コースについては，一般の生命保険料控除の対象となります。

この控除を受けるための証明書は10月上旬に（10月１日積共新規加入者は初回掛金の振替月の下旬）に積共加入者の届け出住所宛てに直接送付します。

2)　給付金

⑴　年金

雑所得となります。〔所得税法第35条，同法施行令等183条〕

毎年の雑所得の課税対象額

＝（基本年金年額＋年金開始後の配当により買増された増加年金年額）

$$-\left(\text{基本年金年額}\times\frac{\text{既払込保険料総額}}{\text{基本年金の受取累計額（又は見込総額）}}\right)$$

課税対象額に対し税率10％の所得税（平成25年１月以降は復興特別所得税と合わせ税率が10.21％に変更）を源泉徴収します。よって年金の支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。ただし，課税対象額が25万円未満のときは，源泉徴収を行いません。〔所得税法第207条・第208条，所得税法施行令第326条〕

〔注〕　平成22年10月より，相続等により取得した生命保険契約等にかかる年金の税務上の取り扱いが変更されました。

・年金にかかる雑所得の対象が，「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち，非課税部分を除く部分」に変更されました。

・平成25年１月１日以降に支払われる相続等により生命保険契約等にか

かる年金については，源泉徴収が不要となります。

・より詳しい内容等については，国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）を参照するか，最寄りの税務署にお問い合わせください。

⑵　脱退一時金及び解約返戻金（積立配当金を含みます）

一時所得の対象となり50万円の特別控除が適用されます。〔所得税法第22条，第34条，同法施行令第183条〕

一時所得の課税対象額

＝（脱退一時金（解約返戻金）－既払込保険料総額－50万円）× $\frac{1}{2}$

なお，50万円の特別控除については，その年にほかに一時所得となるものがあった場合には，それらを合算して適用されます。

⑶　遺族一時金及び死亡保険金（年金受給中の死亡による一時金受取を含みます）

相続税の対象となりますが，受取人が相続人の場合は「法定相続人数×500万円」までは非課税です。〔相続税法第３条，同法第12条〕

なお，「法定相続人数×500万円」までの非課税枠は，その年にほかの死亡保険金があった場合には，それらを合算して適用されます。

⑷　医療保険の入院給付金，手術給付金は非課税です。

⑸　終身保険・医療保険転換時の積立金

終身保険，医療保険へ加入した時の積立金は，一時所得として課税され，終身保険の一時払保険料は一般の生命保険料控除の対象となり，医療保険の一時払保険料は介護医療生命保険料控除の対象となります。〔所得税法第76条，地方税法第34条，同法第314条の２〕

第２節　手続き関係

１　新規加入手続き

積共に新規加入を希望する加入者は，申込期間内に「積立共済年金新

規加入申込書」（以下「加入申込書」といいます。私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます）に必要事項をもれなく記入し，金融機関で受領印を受けた後に提出してください。

1)　申込期間及び加入日

	申込期間	加入日
前期	６月１日～６月30日	10月１日
後期	11月１日～11月30日	翌年４月１日

〔注〕 申込期間以外には加入はできません。

2)　加入申込書の提出上の注意

⑴　口座振替ができる金融機関は，銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫のいずれかです。

〔注１〕 ゆうちょ銀行（郵便局），信用組合，農協，インターネット銀行は利用できません。

〔注２〕 外資系銀行等一部取り扱いできない金融機関もあります。

⑵　振替口座は必ず加入者本人名義の口座を届け出てください。

⑶　**加入申込書３枚目の「預金口座振替依頼書」はあらかじめ金融機関に提出し，加入申込書の１枚目と２枚目に金融機関の受領印の押印を受けてください。**

⑷　加入者印及び金融機関届出印の押印を確認してください。

２　コース加入手続き

積共加入者が，ほかの未加入コースに加入を希望する場合は，申込期間内（上記の1）申込期間及び加入日の申込期間と同じ）に「積立共済年金コース加入・口数変更（増口・減口）申込書」（以下「コース加入・口数変更申込書」といいます）に必要事項を記入のうえ，提出してください。

〈コース加入の留意事項〉

1)　自由選択コースに加入している加入者が，新たに税制適格コースに加入する場合の加入資格は，加入日現在から65歳まで10年以上掛金の

積み立て（払い込み）をすることができる加入者（任意継続加入者を除きます）です。

2)　税制適格コースに加入している加入者が，新たに自由選択コースに加入する場合の加入資格は，加入日現在から65歳まで２年以上掛金の積み立て（払い込み）をすることができる加入者（任意継続加入者を除きます）です。

3)　掛金は従来と同じ預金口座から両コースの掛金合算額を振り替えることになります。

積立共済年金制度　加入者証の見本

積立共済年金制度

加　入　者　証

当社は（拠出型）企業年金保険契約の加入者の証として本証を発行します。

令和　○ 年 ○ 月 ○ 日　　第一生命保険

契 約 者　日本私立学校振興・共済事業団　様

団体番号　1580004-200　（税制適格）
　　300　（自由選択）

生保用番号　30038

加 入 者　ｼｶﾞｸ　ﾀﾛｳ　様

＜税制適格コース＞
加入年月日　令和　5 年　4月　1日
掛　　金　月払　　10,000 円
　　半年払　　30,000 円

＜自由選択コース＞
加入年月日　令和　5 年　4月　1日
掛　　金　月払　　5,000 円
　　半年払　　10,000 円

私学事業団加入者番号　13I009900003

通信欄

・「生保用番号」および「私学事業団加入者番号」を記載しております。
「生保用番号」は、今後、事務手続きを行う際に必要となります。また、「私学事業団加入者番号」は日本私立学校振興・共済事業団へご照会の際に必要となります。

３　掛金変更の手続き

積共加入者が，掛金の口数変更（増口・減口）を希望する場合は，申込期間内に，「コース加入・口数変更申込書」（私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます）に必要事項を記入のうえ，提出してください。

申込期間以外には，口数変更はできません。

	申込期間	口数変更日	変更後掛金振替日
前期	６月１日～６月30日	10月１日	10月６日
後期	11月１日～11月30日	翌年４月１日	翌年４月６日

〔注１〕　振替日の６日が休業日の場合は翌営業日となります。

〔注２〕　掛金の減口と復活について

休職などの理由で掛金の積み立て（払い込み）を中止したい場合，また，一旦中止した掛金の積み立て（払い込み）を復活したいときは年２回の申込期間内に手続きをしてください。

㈠　税制適格コースで減口をする場合，税法上の規定から掛金の全部を減口することはできませんので，減口後の月払口数は２口以上としてください。

㈡　自由選択コースで減口をする場合，月払・半年払すべてを減口することができます（半年払のみを残すことはできません）。また，月払を増口することにより復活ができます。ただし，半年払のみの継続や復活はできません。

㈢　中途一時払掛金の申し込みに当たっては，該当コースの月払へすでに加入していることが必要です。

㈣　中途一時払掛金は，すでに加入しているコースの掛金積み立て（払い込み）期間中に１回のみ申し込みができます。

㈤　中途一時払掛金は月払掛金を全部減口（払い込み中止）中の場合は，申し込みはできません。

年２回の申込期間内に，事前又は同時に掛金増口の申し込みをし，月払掛金払い込みの復活の手続きをしてください。

㈥　退職（脱退）時一時払掛金は，退職（脱退）時に月払掛金を全部減口（払い込み中止）している場合は，申し込むことができません。あらかじめ年２回の申込期間内に掛金増口の申し込みをし，必ず掛金払い込み（積み立て）を復活した後に脱退の手続きをしてください。

４　加入及び掛金変更の確認

加入（コース加入を含みます）・掛金変更の手続きが完了すると，加入日又は変更日の属する月の初旬に「積立共済年金制度加入者証」（見本参照）及び「加入者のしおり」を学校法人等を通して積共加入者に送付します。

また，積共加入者の所属する学校法人等には「積立共済年金加入者名簿」を送付します。

５　脱退及びコースの解約

1）　脱退

⑴　脱退を希望するとき

退職（脱退）日の属する月の前月25日（P.810注意⑷も参照）までに，下記の書類を提出してください。

①「積立共済年金脱退申出書（兼退職（脱退）時一時払掛金払込申込書）」（以下「脱退申出書」といいます）

②「積立共済年金給付金請求書 兼 個人番号申告にかかる委任状」（以下「給付金請求書」といいます）

③「個人番号（マイナンバー）申告書類」（以下「個人番号申告書類」といいます）受け取り方法等により提出の必要がありますので，詳しくは第３節給付関係を参照してください。

⑵　自動脱退のとき

掛金が３か月連続して振り替えできなかった場合は，自動的に脱退処理をしますので，下記の書類を提出してください。

①「給付金請求書」

②「個人番号申告書類」

受け取り方法等により提出の必要があります。（P.812「給付関係」参照）

⑶　積共加入者が死亡したとき

受取人（P.815「3）受取人（継続受取人）の範囲及び順位」参照）が下記の書類を提出してください。

①「脱退申出書」

②「給付金請求書」

③「個人番号申告書類」

受け取り方法等により提出の必要があります。（P.812「給付関係」参照）

⑷　脱退手続きが必要ない場合（継続して加入できる場合）

次のような場合は，継続して加入ができるため，脱退手続きの必要はありません。

①　積共加入者が継続資格取得をした場合

加入者資格が継続するため引き続き加入の扱いとなります。

②　積共加入者が退職後に任意継続加入者となり引き続き加入を希望する場合

任意継続期間中は引き続き加入の扱いとなります。

ただし，①，②いずれの場合も65歳に達したときは掛金積み立て（払い込み）満了となります。

〈脱退申出書・給付金請求書提出上の注意〉

⑴　脱退予定日は，各月25日までに提出する場合は翌月末日の日付を，死亡の場合は死亡日を記入してください。

⑵　脱退予定日の属する月が掛金最終払込月となります。

⑶　遡って脱退することはできませんので，「脱退申出書」の提出が遅れた場合は，脱退日が遅れることになります。

⑷　退職（脱退）時に，退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを希望する場合には，退職（脱退）日の属する月の前々月の25日までに脱退申出書に申込金額を記入のうえ提出してください。

詳しくはP.834～835「退職（脱退）時の給付金請求方法早見表①，②」

を参照してください。

⑸　脱退申出書・給付金請求書のほかに，脱退事由・受給方法に応じて添付書類が必要となります。「給付金請求に必要な書類」（P.830）を参照してください。

2）　コース解約

コース解約日の属する月の前月25日までに，次の書類を提出してください。この場合は，積立金全額を一時金で受け取ることになります。

①「積立共済年金コース解約申出書 兼 個人番号申告にかかる委任状」

②「個人番号申告書類」（受取金額が100万円を超える場合）

なお，給付金は保険会社で解約月の掛金の入金を確認した後，解約月の月末を目処に指定口座へ送金します。ただし，解約月の掛金が未納の場合は送金が遅れます。

６　年金受給権の繰り延べ

年金受給権の繰り延べを希望する場合は，「脱退申出書」と「積立共済年金年金受給権繰延申請書」（以下「年金受給権繰延申請書」といいます）を退職（脱退）月の前月の25日までに提出してください。また，退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は，退職（脱退）月の前々月の25日までに提出してください。

なお，「個人番号申告書類」は繰り延べ期間が終了し，給付金請求を行う際に提出することとなっているため，繰り延べを申請する際には「個人番号申告書類」の提出は必要ありません。

７　振替口座等の変更

振替口座及び住所は，税制適格コース・自由選択コースとも同一にしてください。

1）　振替口座の変更・名義変更（改姓を含みます）

振替口座を変更する場合は，変更しようとする月の前々月の25日までに「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」（以下「振替口座・住

所変更依頼書」といいます）を提出してください。

また，改姓等により口座名義を変更する場合は，金融機関で口座名義変更の手続き後，速やかに「振替口座・住所変更依頼書」を提出してください。この場合も25日締め切りで翌々月からの変更となります。

なお，この場合「振替口座・住所変更依頼書」の３枚目の「預金口座振替依頼書」をあらかじめ金融機関に提出することが必要です。

振替口座の変更例

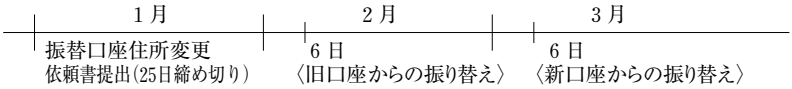

2)　住所の変更

積共加入者が住所の変更をしようとする場合は，「振替口座・住所変更依頼書」を提出してください。

なお，住所変更のみの場合は，口座項目内容の記入は不要です。

〔注〕「加入者異動報告書」で登録される住所とは別管理となるため，必ず所定用紙での提出が必要です。

第３節　給付関係

１　満55歳未満で退職（脱退）するとき（税制適格コース・自由選択コース共通）

満55歳未満の積共加入者が掛金積み立て（払い込み）期間中に死亡以外の事由により退職又は脱退したときは，それまでの積立金を脱退一時金として受け取ることとなります。脱退一時金は，保険会社から直接，積共加入者の指定した預金口座に送金します。この場合，積共加入者は次の書類に必要事項を記入のうえ，提出してください。

①「脱退申出書」

②「給付金請求書」

③「個人番号申告書類」（受取金額が100万円を超える場合）

２　積共加入者が死亡したとき

1）　遺族一時金（税制適格コース・自由選択コース共通）

積共加入者が掛金積み立て（払い込み）期間中に死亡したときは，当該死亡を脱退とみなし，脱退一時金相当額に１か月分掛金相当額と１回分の半年払掛金相当額を上乗せした額を，遺族一時金として受取人（継続受取人）が指定した預金口座に送金します。この場合，受取人（継続受取人）は次の書類に「給付金請求に必要な書類」（P.814）を添えて提出してください。

①「脱退申出書」

②「給付金請求書」

③「個人番号申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合）

なお，死亡時に全部減口（払い込み中止）している場合及び掛金が未納だった場合，上乗せ額は支払われません。

2）　遺族年金

⑴　税制適格コース

加入期間（掛金の積み立て〈払い込み〉）10年以上の積共加入者が，掛金積み立て（払い込み）期間中に死亡したときは，受取人（継続受取人）は遺族一時金に代えて，その額を年金原資とする遺族年金を受け取ることができます。

なお，年金の種類は，10年，15年，20年の確定年金です。この場合，受取人（継続受取人）は次の書類に「給付金請求に必要な書類」（P.814）を添えて提出してください。

①「脱退申出書」

②「給付金請求書」

③「個人番号申告書類」

⑵　自由選択コース

加入期間（掛金の積み立て〈払い込み〉）２年以上，かつ年金月額２万円以上になる積共加入者が，掛金積み立て（払い込み）期間中に死亡したときは，受取人（継続受取人）は遺族一時金に代えて，その額を年金原資とする遺族年金を選択することができます。

なお，年金の種類は，５年，10年，15年，20年の確定年金です。手続きは⑴税制適格コース（P.813）と同じです。

自由選択コースにおいて，死亡時に全部減口している場合や税制適格コース，自由選択コースにおいて死亡月の掛金が未納だった場合は，遺族年金での支払いはありません。一時金のみの支払いとなります。

給付金に必要な書類（満55歳未満で退職（脱退）する・死亡したとき）

	死亡以外の脱退	死亡脱退	
	脱退一時金	遺族年金	遺族一時金
脱退申出書	○	○	○
給付金請求書	○	○	○
受取人の写真付本人確認書類の写し	—	—	△〔注１〕
受取人の戸籍謄本	—	○〔注２〕	○〔注２〕
加入者の死亡除籍謄本	—	○	○
代表受取人届	—	—	△〔注３〕
個人番号（マイナンバー）申告書類〔注４〕	△〔注５〕	○	△〔注５〕

※戸籍謄本などの公的書類は給付金請求書提出時現在，６か月以内に発行されたものを提出してください。

※「代表受取人届」及び「個人番号（マイナンバー）申告書類」は貯金係に請求してください。

○印の書類は必ず提出してください。

△印の書類は必要となる場合に提出してください。

詳しくは［**注１**］以下を参照ください。

〔**注１**〕　①受取人が１名の場合は，提出不要です。

②同順位受取人が複数いる場合（受取人が子・父母・兄弟姉妹であるときなど）は，代表受取人と請求同意者の本人確認書類の写し（免

許証・パスポート・健康保険証いずれか）を提出してください。

※ただし，一時金が1,000万円以下の場合は不要です。また，3,000万円超の場合は，受取人全員の写真付本人確認書類の写しを提出してください。

〔注２〕 同順位受取人が複数いる場合（受取人が子・父母・兄弟姉妹であるときなど）は，加入者と受取人の関係が把握できる戸籍謄本を提出してください。

〔注３〕 同順位受取人が複数いる場合（受取人が子・父母・兄弟姉妹であるときなど）は，代表受取人と請求同意者が記名したものを提出してください。ただし，一時金が1,000万円以下の場合は不要です。また，3,000万円超の場合は，受取人全員が記名したものを提出してください。

〔注４〕 個人番号（マイナンバー）の申告が必要な場合には，申告のために別途必要書類を提出してください。

〔注５〕 一時金（終身保険・医療保険コース加入時の保険料充当金額分も含みます）で100万円を超える場合，年金で年額２０万円を超える場合に提出してください。

3） 受取人（継続受取人）の範囲及び順位

遺族年金，遺族一時金を受けることのできる受取人（継続受取人）の範囲及び順位は次のとおりです。

第１順位　配偶者（民法上の婚姻関係）

第２順位　子

第３順位　父母（ただし，養父母を実父母の上位順位とします）

第４順位　祖父母・孫

第５順位　兄弟姉妹

第６順位　曾孫

第７順位　甥・姪

その他は民法の規定によります。

〔注〕 積共加入者が任意に受取人を変更することはできません。また，遺言により受取人を変更することはできません。

4) 代表受取人

同順位の受取人が複数いる場合は，そのうち最年長者を代表受取人とします。

３　満55歳以上で退職（脱退）するとき

満55歳以上の積共加入者が，退職（脱退）したときは，税制適格コース・自由選択コースのそれぞれについて給付を選択することができます。

また，65歳積立満了者には，誕生月の約２か月半前に「受取方法選択内容のご案内」（試算表含む）とともに「脱退申出書」，「給付金請求書」，「年金受給権繰延申請書」，「個人番号申告書類」を保険会社から積共加入者の届け出住所宛てに直接送付します。

〔注〕 給付の選択は一旦選択すると変更ができませんので，慎重に検討のうえ選択してください。

〈年金受給権の繰り延べ〉

税制適格コース・自由選択コースとも満55歳以上でそれぞれのコースの加入期間を満たし退職（脱退）したときは，希望により10年間（年単位）を限度として，年金支払開始時期を繰り延べることができます。この場合の年金種類の選択は繰り延べ期間の終了時に行います。

⑴ 繰り延べについて

① **繰り延べを希望する場合は，次の書類を退職（脱退）月の前月の25日までに提出してください。**ただし，**退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は，退職（脱退）月の前々月の25日までに提出してください。**

㋐「脱退申出書」

㋑「年金受給権繰延申請書」

② 退職（脱退）時一時払掛金の払い込みの申込金額は，年金種類にか

かわらず１口以上100口まで（10万円以上1,000万円まで）となります。ただし，退職（脱退）時の積立金額を超える額を一時払した場合は，繰り延べ期間終了時の年金選択において確定年金を選択することはできません。

③　繰り延べ期間の終了直前に一時金又は年金（年金種類）を選択します。繰り延べ期間の終了間近になりますと，「繰延期間終了のお知らせと給付金請求のご案内」，「個人番号申告書類」を保険会社から積共加入者の届け出住所宛てに直接送付しますので，必要事項を記入のうえ保険会社へ提出してください。

⑵　繰り延べの注意

①　税制適格コースにおいて，確定年金を選択する場合は，税法上の規定により，満60歳まで繰り延べることが必要です。

②　税制適格コース・自由選択コースの両コースとも年金の受給資格があり，年金を希望する場合，年金の支給開始時期は同時となります。

③　自由選択コースにおいて，繰り延べを選択した場合は，終身保険コースと医療保険コースは選択できません（繰り延べ終了時に終身保険・医療保険コースは選択できません）。

④　一旦決定した繰り延べ期間を変更することはできません。

⑤　繰り延べ期間中に積共加入者が死亡した場合は，一時金のみの受け取りとなります。

⑥　繰り延べを希望する場合は，積立金全額を繰り延べることになります。

1）　税制適格コース

積共加入期間（掛金積み立て〈払い込み〉期間）10年以上でかつ満55歳以上（確定年金を選択の場合は満60歳以上）で退職（脱退）したときは，年金が選択できます。

なお，将来の年金支給に代えて全部を一時金で受け取ることもできます。

⑴　年金種類

積共加入者が年金を選択したとき（年金の複数選択はできません）は，次のいずれかの年金が支給されます。

①　確定年金（10年，15年，20年）

年金の支給期間が年金受給者の生存・死亡にかかわらず10年，15年，20年と定められている年金です。

なお，満55歳以上60歳未満の積共加入者が確定年金を希望する場合は，税法上の規定により満60歳まで繰り延べる（年単位）ことが必要です。

②　保証期間付終身年金（10年，15年）

10年，15年の保証期間中は，受給者本人の生存・死亡にかかわらず年金支給を行い，保証期間経過後は受給者が生存の限り支給される年金です。

③　保証期間付夫婦終身年金（10年，15年）

10年，15年の保証期間中は，受給者本人及び配偶者（民法上の婚姻関係）の生存・死亡にかかわらず年金支給を行い，保証期間経過後は，受給者本人又は配偶者（民法上の婚姻関係）が生存している限り支給される年金です。受給者本人死亡後に配偶者（民法上の婚姻関係）に支給される年金額は，保証期間中は本人と同額，保証期間経過後は本人の６割相当額となります。

〔注〕 配偶者とは，積共加入者本人の年金受給権取得時及び死亡時に，民法上の婚姻関係にあり，本人との年齢差が本人が年長の場合は15歳以内，本人が年少である場合は10歳以内であることが必要となります。

⑵　受給資格

①　積共加入期間（掛金積み立て〈払い込み〉期間）10年以上で，満55歳以上の退職（脱退）者

②　初回の年金月額が２万円未満であっても年金を選択することができます。

なお，①の条件を満たさない場合は年金を選択することができま

せんので，一時金での受け取りとなります。

⑶　選択時期

掛金積み立て（払い込み）満了時期に達したときは，確定年金，保証期間付終身年金，保証期間付夫婦終身年金のいずれかを選択することになります。また，満55歳以上60歳未満の在職者にあっては，申し出があったときから年金受給を希望する場合は保証期間付終身年金又は保証期間付夫婦終身年金のいずれかを選択することになります。

確定年金を希望する場合は，税法上の規定により満60歳まで繰り延べる（年単位）ことが必要です（繰り延べの項P.816参照）。

⑷　年金額

基本年金額と増加年金額の合計額です。

①　基本年金額は，退職（脱退）時の積立金（年金原資）から計算されます。

②　増加年金額は，年金開始後，年金原資から生じる配当金で計算されます。ただし，配当がある場合に限ります。

⑸　年金支給開始

退職（脱退）月の翌月から年金支給開始となります。また，希望により10年間（年単位）を限度として，年金受給時期を繰り延べることができます。

⑹　年金支払月と支払月分

年金は年４回，２月，５月，８月，11月の20日（20日が休業日の場合はその前日）に支払い月の前月までの分（３か月分）を年金受給者の指定した預金口座に送金します。

また，年金の支払いの都度，支払通知書を送付します。

⑺　年金請求手続き

①　退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを希望する場合，繰り延べする，しないにかかわらず，退職（脱退）日の属する月の前々月25日までに，次の②または③の書類を提出してください。

② 繰り延べを希望しない場合

次の書類に必要事項を記入のうえ，夫婦終身年金を選択の場合のみ戸籍謄本を添付し，退職（脱退）日の属する月の前月25日までに，提出してください。

㋐「脱退申出書」

㋑「給付金請求書」

㋒「個人番号申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合，年金で年額20万円を超える場合）

③ 繰り延べを希望する場合

次の書類に必要事項を記入のうえ，退職（脱退）日の属する月の前月25日までに提出してください。

㋐「脱退申出書」

㋑「年金受給権繰延申請書」

なお，年金請求手続きの完了後，年金証書等が保険会社から直接年金受給者へ送付されます。

また，年金受給中の諸変更等については，保険会社所定の様式により，年金受給者が直接保険会社に事務手続きをすることになります。

〔注〕 年金受給権を取得した積共加入者が，一旦選択した年金種類を変更することはできません。ただし，⑼の場合はこの限りではありません。

⑻ 年金受給中の一時金請求手続き

年金受給者の一時金請求の場合，直接保険会社へ請求することになります。

⑼ 年金受給中の一時金

① 確定年金

残余期間に対応する年金相当額を一時金として受け取ることができます。

② 終身年金及び夫婦終身年金

保証期間中に一時金での受け取りを希望された場合には，保証期間中の残余期間に対応する年金相当額を一時金として受け取ることができます。

〔注〕 終身年金及び夫婦終身年金において，保証期間中に上記に記載の一時金を受け取った場合，保証期間経過後に年金受給者の生存確認を行い，年金受給者が生存している場合は，年金支給を再開することになります。さらに，夫婦終身年金においては，保証期間経過後に年金受給者が死亡して配偶者（民法上の婚姻関係）が生存している場合は，年金受給者が受け取るべき年金額の６割相当額を配偶者（民法上の婚姻関係）に支給します。

⑽ 年金受給者が死亡した場合に受け取ることができる一時金

① 確定年金

年金受給者が年金受取期間中に死亡した場合，受取人（継続受取人）は残余期間に対応する年金相当額を一時金として受け取ることができます。

② 終身年金及び夫婦終身年金

年金受給者が保証期間中に死亡した場合，受取人（継続受取人）は保証期間中の残余期間に対応する年金相当額を一時金として受け取ることができます。

〔注〕 夫婦終身年金において，保証期間中に上記に記載の一時金を受け取った場合，保証期間経過後に配偶者（民法上の婚姻関係）の生存確認を行い，配偶者（民法上の婚姻関係）が生存している場合は年金の支払いを再開します。なお，配偶者（民法上の婚姻関係）に支払う年金額は年金受給者本人の６割相当額となります。

2） 自由選択コース

積共加入期間（掛金の積み立て〈払い込み〉）２年以上かつ満55歳以

上で退職（脱退）したときは，その積立金（年金原資）に応じ，次の四つのコースを自由に選択できます。希望により複数コースを重複して選択することもできます。

⑴　年金コース

積共加入者が年金を選択したとき（年金の複数選択はできません）は，次のいずれかの年金が支給されます。

㋐　確定年金（５年，10年，15年，20年）

㋑　保証期間付終身年金（10年，15年）

㋒　保証期間付夫婦終身年金（10年，15年）

①　受給資格

㋐　積共加入期間（掛金積み立て（払い込み）期間）2年以上で，満55歳以上の退職（脱退）者

㋑　初回の年金月額（基本年金月額）が２万円以上となる人

なお，以上の条件を満たさない場合は年金を選択することができませんので，一時金コース，終身保険コース又は医療保険コース（①㋐の条件を満たしている場合のみ選択可能）から選択することになります。

②　選択時期

掛金積み立て（払い込み）満了時，又は55歳以上で退職（脱退）したとき，確定年金，保証期間付終身年金又は保証期間付夫婦終身年金のいずれかを選択することができます。

〔注〕　税制適格コースの年金と違い，満55歳以上の脱退者で確定年金を希望する場合でも，満60歳まで繰り延べる必要はありません。

③　年金額・年金支給開始・年金支払月と支払月分・年金請求手続き・年金受給中の一時金については，税制適格コースの年金の場合と同様です。

⑵　一時金コース

退職（脱退）時の積立金を一括して受け取るものです。

手続きはP.812「１　満55歳未満で退職（脱退）するとき（税制適格コース・自由選択コース共通）」と同じです。

⑶　終身保険コース（令和５年６月１日現在，新規募集停止）

積共加入者が積み立て（払い込み）満了時，又は55歳以上で退職（脱退）したとき，年金もしくは一時金の受け取り，医療保険コースの転換に代えて，又は，重複して終身保険コースに転換することができます。

終身保険は一生涯の死亡保障（高度障害も含む）をする生命保険です。

①　終身保険を選択できる条件

満65歳に達した時，又は積共加入期間（掛金の積み立て〈払い込み〉）が２年以上かつ満55歳以上で退職（脱退）した時に，終身保険コースを選択できます。

〔注１〕　繰り延べと終身保険コースの併用の選択はできません。また，繰り延べ終了時に終身保険コースは選択できません。

〔注２〕　３か月未納により脱退になった場合又は脱退日を経過後の終身保険コースへの申し込みはできません。

②　告知等の取り扱い

加入に当たっては終身保険コース選択時に健康状態に関する告知が必要です。健康状態によっては終身保険コースを選択できない場合があります。

③　保険金額

保険金額は100万円以上3,000万円以下となります。また，別途，退職（脱退）時一時払掛金を払い込めば保険金額を増額することもできます。

④　責任開始日

契約日（責任開始）並びに契約年齢等の取り扱いは，「一時払退職後終身保険（62）普通保険約款」にしたがって取り扱います。

⑺　以下のような場合は，積共の積立金が一時払退職後終身保険契約保険料に優先的に充当されるため，一時払退職後終身保険の責任開始（契約）日は，ほかの条件が揃っていれば脱退日の翌日となります。

「積共の積立金額が一時払退職後終身保険契約保険料の金額以上であり，併給（２種類以上の請求を同時に行うこと）部分への充当のため（積立共済年金において）退職（脱退）時一時払掛金を入金するような場合」

（例：一時払退職後終身保険と年金，年金と一時金等）

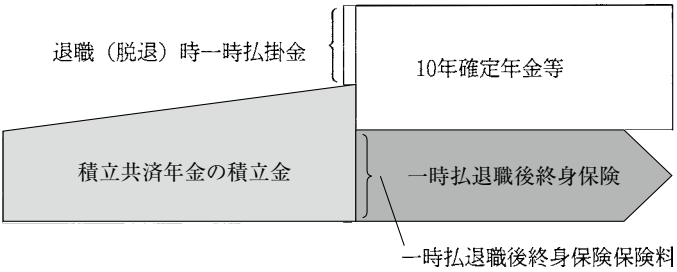

⑴　以下のような場合は，積共の積立金が一時払退職後終身保険契約保険料に不足しているため，一時払退職後終身保険の責任開始（契約）日は，ほかの条件が揃っていれば脱退日の翌日以降で退職（脱退）時一時払掛金が終身保険受託会社へ着金した日となります。

「積共の積立金額が一時払退職後終身保険契約保険料の金額未満であり，一時払退職後終身保険契約保険料に充当するため（積立共済年金）の退職（脱退）時一時払掛金を入金するような場合」

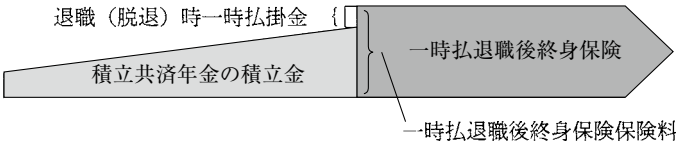

⑤　定期保険特約

積共加入者の希望により，主契約に定期保険特約（掛け捨ての保険）を付加することができます。

㈠　保障内容　保障期間中の終身保険加入者の死亡及び高度障害

㈡　保障期間　５年・10年・65歳満期・70歳満期のいずれかの１つ

㈢　保険金額　主契約の保険金額以下であること

⑥　保険料

給付選択時の保険年齢・保障金額に応じた額を一括納入することになります（P.832表１参照）。

〔注〕　保険年齢……給付選択時の満年齢に端数月が６か月以上ある場合は１歳足した年齢

⑦　配当金

配当金が生じた場合は，利息を付けて積み立て，各給付（死亡保険金・高度障害保険金）と併せて支払われます。

⑧　解約返戻金

責任開始日以後に終身保険加入者が解約を申し出たときは，経過年数に応じた解約返戻金が支払われます。

⑨　給付

㈠　死亡保険金

一時払退職後終身保険への加入（契約）日以後死亡したとき支払われます。

㈡　高度障害保険金

一時払退職後終身保険への加入（契約）日以後に発生した傷害又は疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき支払われます。

所定の高度障害状態とは次の状態をさします（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります）

ｉ　両眼の視力をまったく永久に失ったもの

ⅱ　言語又はそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの

ⅲ　中枢神経系又は精神に著しい障害を残し，終身常に介護を要するもの

ⅳ　胸腹部臓器に著しい障害を残し，終身常に介護を要するもの

ⅴ　両上肢とも，手関節以上で失ったか，又はその用をまったく永久に失ったもの

ⅵ　両下肢とも，足関節以上で失ったか，又はその用をまったく永久に失ったもの

ⅶ　１上肢を手関節以上で失い，かつ１下肢を足関節以上で失ったか，又はその用をまったく永久に失ったもの

ⅷ　１上肢の用をまったく永久に失い，かつ１下肢を足関節以上で失ったもの

⑩　支払い制限

主に，次の場合，死亡・高度障害保険金は支払いできません。

㈠　責任開始の日からその日を含めて１年以内の加入者の自殺

㈡　保険金受取人の故意による加入者の死亡，あるいは加入者の故意による所定の高度障害

㈢　戦争その他の変乱

㈣　一時払退職後終身保険の加入時に加入者が重要な事実を告知しなかったか事実でないことを告げたとき

㈤　責任開始日より前に発生した傷害又は疾病による所定の高度障害

⑪　申し込み手続き

終身保険コースへの転換を希望する積共加入者は，次の書類に必要事項を記入のうえ提出してください。

㈠「脱退申出書」

㈡「給付金請求書」

㈢「個人番号申告書類」（一時金（保険料充当金額も含みます）で100万円を超える場合，年金で年額20万円を超える場合）

これらの書類を受理後，終身保険受託会社より直接積共加入者宛て連絡のうえ面談の日時を決め，後日，終身保険受託会社の担当者が訪問の際，「一時払退職後終身保険生命保険契約申込書」「被保険者の告知書」に必要事項を記入のうえ申し込みしてください。

なお，申し込み手続き完了後，終身保険受託会社から直接保険証券等を送付します。また，終身保険に加入後の諸変更及び保険請求等については，保険会社所定の様式により，積共加入者が直接終身保険受託会社に事務手続きしてください。

⑷　医療保険コース

積共加入者が積み立て（払い込み）満了時，又は55歳以上で退職（脱退）したとき，年金もしくは一時金の受け取り，終身保険コースの転換に代えて，又は重複して医療保険コースに転換することができます。

医療保険は70歳までの入院，手術，放射線治療を受けたときに給付金を受けるものです。

①　医療保険コースを選択できる条件

満65歳に達した時，又は積共加入期間（掛金の積み立て（払い込み））が２年以上かつ満55歳以上で退職（脱退）した時に医療保険コースを選択できます。

〔注１〕　繰り延べと医療保険コースの併用の選択はできません。また，繰り延べ終了時に医療保険コースの選択はできません。

〔注２〕　３か月未納により脱退になった場合又は脱退月を経過後の医療保険コースの申し込みはできません。

②　告知等の取り扱い

加入に当たっては医療保険コース選択時に健康状態に関する告知が必要です。健康状態によっては医療保険コースを選択できない場

合があります。

③　責任開始日

加入が承諾された場合，積立共済年金制度の退職（脱退）時の積立金から医療保険の一時払保険料に充当します。積立共済年金制度の最終払込期月分掛金が退職（脱退）月に振り替えられると，退職（脱退）日の属する月の翌月１日から保障を開始します。

なお，積立共済年金制度の退職（脱退）時に退職（脱退）一時払掛金の払い込みを申し込み，第１回目の振替日（退職又は脱退月の翌月）に振り替えができなかった場合には，保障開始日は医療保険受託会社に保険料が入金された日となりますので注意してください。

④　保険期間

保険期間は70歳満期（加入者の年齢が70歳となる契約応当日の前日まで）となります。

⑤　保障内容

給付金の名称	支払事由	支払額	支払限度
入院一時給付金	病気又はケガで１日以上入院したとき。	10万円	100回※1
長期入院給付金	病気又はケガで31日以上入院したとき。	5,000円×30日超の入院日数	1入院 90日※1 通算 1,000日※1
手術給付金	公的医療保険又は先進医療による手術を受けたとき。※2	〔入院中の手術〕 50,000円 （入院一時給付金×50％） 〔外来の手術〕 20,000円 （入院一時給付金×20％）	―
放射線治療給付金	公的医療保険又は先進医療による放射線治療を受けたとき。	50,000円 （入院一時給付金×50％）※3	―

※１　８大生活習慣病による入院については，支払限度額到達後も給付金を支払います。

※２　①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマンなど，一部支払いの対象外となる手術があります。

※３　60日間に１回の給付を限度とします。

⑥　保険料

選択時の年齢に応じた額を一括納入することになります（P.833表２参照）。

〔注〕　年齢の計算について

被保険者の契約日における契約年齢は，満年齢で計算し，１年未満の端数は切り捨てます。契約後の被保険者の年齢は，毎年の契約応当日ごとに契約年齢に１歳ずつを加えて計算します。

⑦　申し込み手続き

まずは，事前に貯金・貸付課貯金係に申し出てください。別途，医療保険受託会社より直接積共加入者宛に医療保険申込関係書類を送付いたしますので，必要事項を記入のうえ，積共加入者が直接医療保険受託会社に事務手続きしてください。

また，次の書類に必要事項を記入のうえ提出してください。

㈠　「脱退申出書」

㈡　「給付金請求書」

㈢　「個人番号申告書類」（一時金（保険料充当金も含みます）で100万円を超える場合，年金で年額20万円を超える場合）

なお，検討に当たっては，「ご契約の概要」「商品パンフレット」等をご覧ください。契約の際には，「特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報・その他特にご確認いただきたい事項）」「ご契約のしおり―定款・約款」を確認してください。

医療保険コースに加入後の諸変更及び給付金などの請求は医療保険受託会社へ直接申し込みしてください。

給付金請求に必要な書類（満55歳以上で退職（脱退）するとき）

	死亡脱退		死亡以外の脱退				
	年金	一時金	年金	一時金	終身保険	医療保険	繰り延べ
脱退申出書〔注９〕	○	○	○	○	○	○	○
給付金請求書	○	○	○	○	○	○	—
年金受給権繰延申請書	—	—	—				○
終身保険申込書	—	—	—		○〔注5〕		—
医療保険申込書	—	—	—			○〔注6〕	—
受取人の本人確認書類の写し	—	△〔注1〕	—	—	—	—	—
受取人の戸籍謄本	○〔注3〕	○〔注3〕	△〔注2〕	—	—	—	—
加入者の死亡除籍謄本	○	○	—	—	—	—	—
代表受取人届	—	△〔注4〕	—	—	—	—	—
個人番号（マイナンバー）申告書類〔注8〕	○	△〔注7〕	△〔注7〕	△〔注7〕	△〔注7〕	△〔注7〕	—

※戸籍謄本などの公的書類は給付金請求書提出時より６か月以内に発行されたものを提出してください。

○印の書類は必ず提出してください。

△印の書類は必要となる場合に提出してください。

詳しくは〔**注１**〕以下を参照ください。

〔**注１**〕　①受取人が１名の場合は，提出不要です。

②同順位受取人が複数いる場合（受取人が子・父母・兄弟姉妹である場合など）は，代表受取人と請求同意者の本人確認書類の写し（免許証・パスポート・健康保険証いずれか）を提出してください。

※ただし，一時金が1,000万円以下の場合は不要です。また，3,000万円超の場合は，受取人全員の写真付本人確認書類の写しを提出してください。

〔**注２**〕　夫婦終身年金を請求する場合は，本人とその配偶者の記載がある戸籍謄本を提出してください。

〔**注３**〕　同順位受取人が複数いる場合（受取人が子・父母・兄弟姉妹である場合など）は，加入者と受取人の関係が把握できる戸籍謄本を提出してください。

〔**注４**〕　同順位受取人が複数いる場合（受取人が子・父母・兄弟姉妹である場合など）は，代表受取人と請求同意者が記名したものを提出してください。

＊ただし，一時金が1,000万円以下の場合は不要です。また，3,000万円超の場合は，受取人全員が記名したものを提出してください。

＊同順位受取人が複数いる場合は，そのうち最年長者を代表受取人とします。

〔注５〕 終身保険コースの申し込みに当たっては，別途，終身保険受託会社より申込書などが郵送されますので，記入のうえ直接保険会社に送付してください。

〔注６〕 医療保険コースの申し込みに当たっては，別途，医療保険受託会社より申込書などが郵送されますので，記入のうえ直接，医療保険受託会社に送付してください。

〔注７〕 個人番号（マイナンバー）の申告が必要な場合には，申告のために別途必要書類を提出してください。

〔注８〕 一時金（終身保険・医療保険コース加入時の保険料充当金額分も含みます）で100万円を超える場合，年金で年額20万円を超える場合に提出してください。

〔注９〕 65歳満了者で，退職（脱退）時一時払掛金払い込みの申し込みをしない場合は提出不要です。

〈注意事項〉

税制適格コースと自由選択コースの両コースに加入している場合の掛金積み立て（払い込み）終了時は，次の点に注意してください。

① 脱退は同時であること

税制適格コースを脱退して年金を受給すると，自由選択コースは積共加入者として掛金を払い続けることはできません。脱退する場合は両コースとも脱退することになります。

② 年金の支給開始時期は同時であること

税制適格コースと自由選択コースの両コースとも年金の受給資格があり，両コースとも年金支給を希望する場合，年金の支給開始時期は同時となります。

例） 税制適格コースで確定年金を選択した場合，年金の支給開始は60歳まで繰り延べる必要がありますので，自由選択コースも年金の支給開始は60歳まで繰り延べることになります。

〔注〕 選択する年金の種類は両コースで異なってもかまいません。

〈その他〉

①　給付金の端数処理

年金，脱退一時金，遺族一時金，遺族年金，一時金の額に１円未満の端数が生じた場合の端数は切り上げます。

②　時効

給付を受ける権利は，脱退（満了）処理がなされた日（脱退年月日，積立満了年月日）から３年間請求がされないと，年金での受け取りが可能な場合でも，全額一時金での受け取りになります。

表１　終身保険コース保険料表

①主契約　　（保険金額100万円あたり）

契約年齢	退職時の積立金で転換する場合	
	男　　性	女　　性
55歳	864,770 円	841,860 円
56	868,700 円	845,740 円
57	872,620 円	849,630 円
58	876,540 円	853,550 円
59	880,460 円	857,490 円
60	884,370 円	861,430 円
61	888,260 円	865,390 円
62	892,140 円	869,350 円
63	896,000 円	873,320 円
64	899,830 円	877,310 円
65	903,650 円	881,320 円

〔注〕 退職（脱退）時の積立金及び退職（脱退）時一時払掛金と別に保険料を支払う場合はご照会ください。

②定期保険特約　　（保険金額100万円あたり）

契約年齢	男性				女性			
	5　年	10　年	65　歳	70　歳	5　年	10　年	65　歳	70　歳
歳	円	円	円	円	円	円	円	円
55	42, 080	89, 910	89, 910	157, 530	23, 290	48, 000	48, 000	81, 410
56	45, 020	96, 710	84, 940	153, 590	24, 190	50, 640	44, 710	78, 550
57	48, 140	104, 300	79, 450	149, 190	25, 240	53, 650	41, 240	75, 520
58	51, 560	112, 830	73, 430	144, 300	26, 510	57, 120	37, 620	72, 360
59	55, 360	122, 360	66, 860	138, 910	28, 060	61, 090	33, 860	69, 060
60	59, 690	132, 990	59, 690	132, 990	29, 910	65, 580	29, 910	65, 580
61	64, 680	144, 770	51, 890	126, 490	32, 070	70, 600	25, 740	61, 890
62	70, 480	157, 770	43, 410	119, 380	34, 530	76, 290	21, 270	57, 920
63	77, 140	171, 980	32, 840	111, 530	37, 300	82, 690	15, 880	53, 600
64	84, 690	187, 480	18, 610	102, 830	40, 350	89, 920	8, 870	48, 890
65	93, 120	204, 330	0	93, 120	43, 720	98, 080	0	43, 720

〔注１〕　年齢は保険年齢が適用されます。

〔注２〕　この一時払保険料は平成 28 年７月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

表２　医療保険コース保険料表

契約年齢	男性	女性
55 歳	740,374 円	507,185 円
56 歳	704,169 円	477,540 円
57 歳	672,079 円	454,771 円
58 歳	637,894 円	432,523 円
59 歳	602,692 円	407,317 円
60 歳	564,305 円	380,810 円
61 歳	518,902 円	349,618 円
62 歳	472,510 円	318,761 円
63 歳	423,663 円	285,401 円
64 歳	371,206 円	250,627 円
65 歳	316,996 円	213,828 円

〔注１〕　この一時払保険料は令和６年４月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

〔注２〕　年齢の計算について

被保険者の契約日における契約年齢は，満年齢で計算し，１年未満の端数は切り捨てます。契約後の被保険者の年齢は，契約年齢に契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

退職（脱退）時の給付金請求方法早見表①

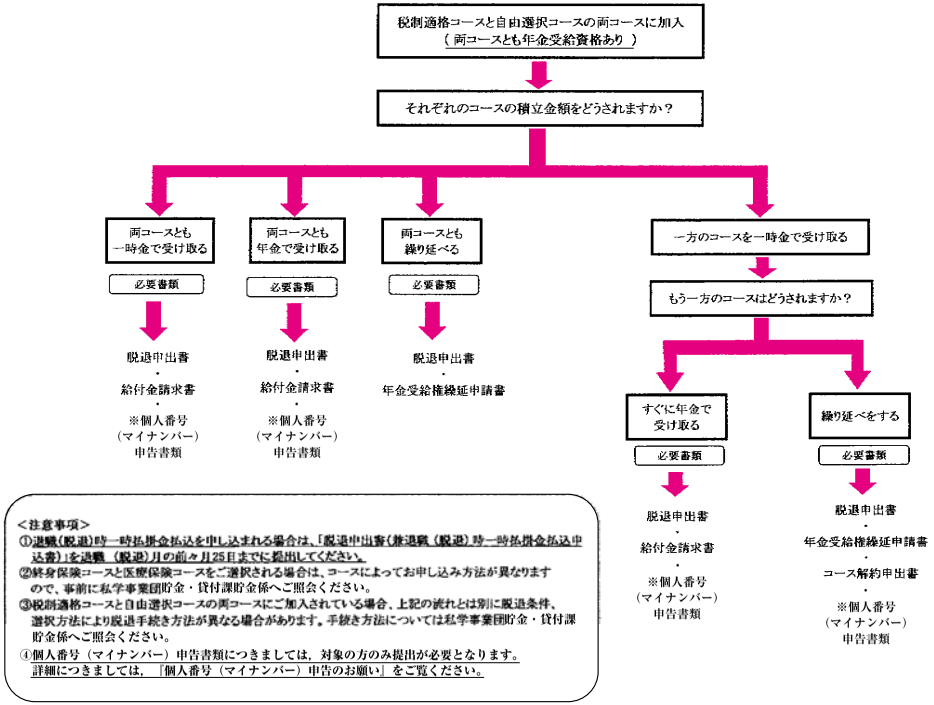

退職（脱退）時の給付金請求方法早見表②

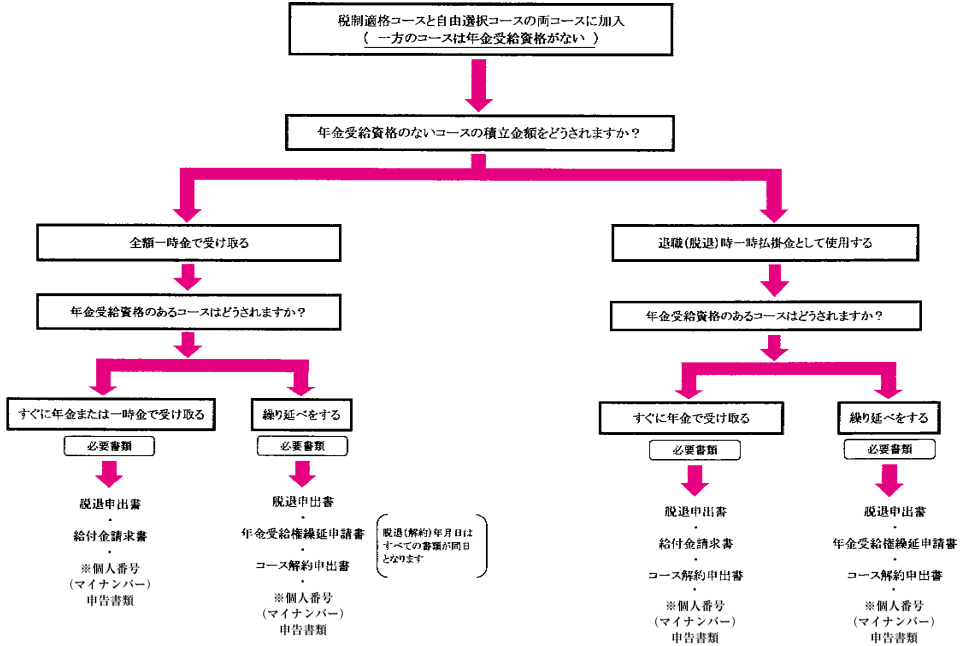

＜注意事項＞
①退職(脱退)時一時払掛金払込を申し込まれる場合は、「脱退申出書(兼退職時一時払掛金払込申込書)」を退職(脱退)月の前々月25日までに提出してください。
②終身保険コースと医療保険コースをご選択される場合は、コースによってお申し込み方法が異なりますので、事前に私学事業団貯金・貸付課貯金係へご照会ください。
③税制適格コースと自由選択コースの両コースにご加入されている場合、上記の流れとは別に脱退条件や選択方法により脱退手続き方法が異なる場合があります。手続き方法については私学事業団貯金・貸付課貯金係へご照会ください。
④個人番号（マイナンバー）申告書類につきましては、対象の方のみ提出が必要となります。
詳細につきましては、「個人番号（マイナンバー）申告のお願い」をご覧ください。

第８章　共済定期保険

は　じ　め　に

共済定期保険事業は，共済定期保険（以下「定保」といいます）に加入した加入者（任意継続加入者を含みます。以下「定保加入者」といいます）が保障期間中に死亡又は高度障害になった場合に年金等を支払い，遺族等の生活の安定を図る等，多様化した加入者の保障ニーズに応え遺族年金等の公的保障制度を補完するものです。

この事業は，家族年金コースを主契約として，医療保障コース・医療費支援コース・３大疾病保障コース・長期休業補償コースを任意で付ける個人加入コースと学校加入コースに分かれています。

〈目　的〉

１　個人加入コース

１）家族年金コース

万一の死亡や高度障害となった場合に，公的遺族年金だけでは不足するご家族の生活費や教育費を補う制度です。

２）医療保障コース

病気やケガによる入院に伴う差額ベッド代をはじめとする医療費の自己負担分を補う制度です。

３）医療費支援コース

病気やケガによる日帰りからの入院をはじめ，その他手術に対する給付で女性疾病にも対応でき，医療費の自己負担分をより軽減する制度です。

４）３大疾病保障コース

がん，急性心筋梗塞，脳卒中に罹患した場合に，一時的に必要とな

る高額治療費や療養費などの経済的負担を補い，早期の復帰を応援する制度です。

また，主契約の３大疾病に４疾病（重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）の保障を加えた７大疾病保障特約，上皮内新生物に対応したがん・上皮内新生物保障特約を付加することもできます。

5）長期休業補償コース

病気やケガによる長期の休職に伴う所得の喪失を補い，本人の療養費やご家族の生活費を確保する制度です。

２　学校加入コース

学校法人等に所属する加入者が在職中に死亡又は高度障害となった場合に備える保障制度です。学校法人等が保険料を負担し，加入者の弔慰金・死亡退職金等として保険金が遺族に支払われるもので，学校法人等の福利厚生制度の充実を目的とした制度です。

第１節　あらまし

１　家族年金コース

1）　加入資格

加入日（前期募集にかかる加入日10月１日，後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在，次の年齢条件と，申込書記載の告知内容を満たしている加入者とその家族（配偶者・こども）

⑴　年齢(前期募集は当年４月１日現在,後期募集は翌年４月１日現在の年齢)

①　加入者……満70歳６か月まで

②　配偶者……満70歳６か月まで

③　こども……満２歳６か月から満22歳６か月まで

〔注〕①配偶者の加入は，加入者と同一戸籍に記載されていることが条件です。

②こどもの加入は，加入者と同一戸籍に記載され，被扶養者として認定されていることが条件です。

③配偶者・こどものみの加入はできません。加入者が家族年金コースに加入していることが条件です。

④こどもが加入する場合，加入資格に該当するこどもは全員加入しなければなりません（ただし最高５人まで）。

⑤任意継続加入者の新規加入はできません。

⑵　告知内容

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在，病気やケガで休職・休業中でなく，かつ，病気により就業を制限されていないこと。

〔注〕「就業を制限」とは，勤務に制限を加える必要のあるもので，勤務先又は医師等により労働時間の短縮，出張の制限，時間外労働の制限，労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在，医師による治療期間中又は薬の処方期間中でないこと。

〔注〕①「治療」には，指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通【過去12か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12か月以内に，**別表**記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことがないこと。

別表	がん，肉腫，悪性腫瘍，白血病，脳出血，脳こうそく，くも膜下出血，てんかん，狭心症，心筋こうそく，心臓弁膜症，先天性心臓病，心筋症，不整脈，高血圧症，胃かいよう，十二指腸かいよう，肝炎，肝硬変，腎炎，ネフローゼ，腎不全，子宮筋腫，糖尿病

⑶　継続加入の取り扱い

一旦健康時に加入すると，更新時健康状態に関する加入資格（告知内容）に該当しない場合でも同額保障以下で継続加入できます。

2）　保障額の種類

共済定期保険加入申込時に次の中から選択します。

（単位：万円）

加入者（年金原資）
X型　3,000
Y型　2,500
A型　2,000
B型　1,500
C型　1,000
D型　500
E型　300

配偶者（一時金）
500
300

こども（一時金）
300

〔注１〕　夫婦ともに私学共済制度の加入者であり定保の加入者本人としてそれぞれ加入して，かつそれぞれの配偶者としても加入する場合，加入金額の上限は加入者1人につき3,000万円です。

〔注２〕　こどもは被扶養者認定しているこどものみ加入できます。

〔注３〕　上記の金額を超えて又は重複して加入した場合，保険金等の支払ができないことがありますので注意してください。

〔注４〕　配偶者及びこどもは，加入者の保障額を超えての申込みはできません。

3）　保険金の受取人

定保加入者・配偶者は申込時に指定できます。受取人は希望により随時変更することができます。ただし，受取人が配偶者の場合は，戸籍上の配偶者となります。

なお，受取人が指定されていなかった場合又は指定された受取人が死亡して再指定されていなかった場合は，団体定期保険普通保険約款第39条（被保険者による死亡保険金受取人の指定がない場合）の取り

扱いとなります。

また，高度障害のときの保険金は被保険者，こどもの死亡保険金は定保加入者本人が受取人になります。

２　医療保障コース

1）　加入資格

家族年金コースに加入（同時申し込みも可）し，加入日（前期募集にかかる加入日10月１日，後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在次の年齢条件と申込書記載の告知内容を満たしている加入者とその家族（配偶者・こども）

⑴　年齢(前期募集は当年４月１日現在,後期募集は翌年４月１日現在の年齢)

①　加入者……満69歳６か月まで

②　配偶者……満69歳６か月まで

③　こども……満０歳から満22歳６か月まで

〔注〕①配偶者は定保加入者と同一戸籍に記載されていることが条件です。

②こどもの加入は，定保加入者と同一戸籍に記載され，被扶養者として認定されていることが条件です。

③配偶者・こどもが医療保障コースに加入するためには，定保加入者が家族年金コース・医療保障コースに加入していることが条件です。

④配偶者・こどもは，定保加入者が医療保障コースに加入していれば，医療保障コースのみの加入ができます。

⑤こどもが加入する場合，加入資格に該当するこどもは全員同口で加入しなければなりません（ただし最高５人まで)。

⑥任意継続加入者の新規加入はできません。

⑵　告知内容

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在，病気やケガで休職・休業中でなく，かつ，病気により就業を制限されていないこと。

〔注〕「就業を制限」とは，勤務に制限を加える必要のあるもので，勤務先又は医師等により労働時間の短縮，出張の制限，時間外労働の制限，労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在，医師による治療期間中又は薬の処方期間中でないこと。

〔注〕①「治療」には，指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通【過去３か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去３か月以内に，医師による診察又は健康診断・人間ドックを受け，その結果，検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていないこと。

〔注〕 検査をすすめられ検査の結果，異常が認められなかった場合は該当しません。

本人・配偶者・こども共通【過去２年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去２年以内に，医師による診察・検査・治療を受けた期間又は薬の処方期間が，14日以上要した病気にかかったことがないこと。

〔注〕①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果，異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には，指示・指導を含みます。

(3)　継続加入の取り扱い

一旦健康時に加入すると，更新時健康状態に関する加入資格（告知内容）に該当しない場合でも同口保障以下で継続加入できます。

2)　保障額の種類

加入申込時に加入者・配偶者・こどもとも次の中から選択してください。

〈加入者〉

口数（日額）	8口（8,000円）	7口（7,000円）	6口（6,000円）
	5口（5,000円）	4口（4,000円）	3口（3,000円）

〈配偶者・こども〉

口数（日額）	5口（5,000円）	4口（4,000円）	3口（3,000円）

〔注〕①**配偶者・こどもの口数は，定保加入者と同じ口数以下**で，こどもの口数は全員同じ口数になります。

②夫婦とも定保加入者本人としてそれぞれ加入して，かつそれぞれの配偶者としても加入する場合，加入金額の上限は加入者１人につき８口です。こどもは，被扶養者認定されているこどものみ加入できます。

上記の口数を超えて又は重複して加入した場合，給付金等の支払ができないことがありますので注意してください。

3)　保険金・給付金の受取人

①　定保加入者の死亡保険金以外は，定保加入者が受取人になります。

②　定保加入者の死亡保険金は，申込時に指定した死亡保険金受取人になります。

３　医療費支援コース

日帰り以上の入院や手術による医療費の自己負担分に対応するM型と，M型に加えて女性疾病による入院・手術に対する給付があるＭ１型があります。

1)　加入資格

①　M型：家族年金コースに加入（同時申し込みも可）し，加入日（前期募集にかかる加入日10月１日，後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在，次の条件と告知内容を満たしている定保加入者とその配偶者及びこども

② Ｍ１型：家族年金コースに加入（同時申し込みも可）し，加入日（前期募集にかかる加入日10月１日，後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在，次の条件と告知内容を満たしている女性の定保加入者及び定保加入者の配偶者

⑴ 年齢（前期募集は当年４月１日現在，後期募集は翌年４月１日現在の年齢）

① 加入者…満70歳６か月まで

② 配偶者…満70歳６か月まで

③ こども…満０歳から満22歳６か月まで

〔注〕①配偶者は定保加入者と同一戸籍に記載されていることが条件です。

②こどもの加入は，定保加入者と同一戸籍に記載され，被扶養者として認定されていることが条件です。

③配偶者及びこどもが医療費支援コースに加入するには，定保加入者が家族年金コースと医療費支援コースに加入していることが条件です。

④配偶者及びこどもは，定保加入者が医療費支援コースに加入していれば，医療費支援コースのみの加入ができます。

⑤任意継続加入者の新規加入はできません。

⑥引受会社とすでに別の保険契約がある場合，その引受保険金額・保険種類等によっては，申し込み後，加入をお断りすることがあります。

⑵ 告知内容

医療保障コースの告知内容（P.840～841参照）と同じです。

⑶ 継続加入の取り扱い

加入の次年度からは引受会社又は定保加入者から申し出のない限り前年度と同じ内容で継続します。

2） 保障額の種類

定保加入者・配偶者はM型又はＭ１型，こどもはM型のみに加入できます。

〈M型・Ｍ１型共通〉

入院支援保険金…病気・ケガで１日以上入院した場合に２万円（以降１月ごとに最大13回給付）

入院初期費用保険金…病気・ケガで１日以上入院した場合に１入院につき３万円

手術保険金…病気・ケガで所定の手術を受けた場合に手術の種類に応じて５・10・20万円（回数制限なし）

〈Ｍｌ型のみ〉

女性疾病入院保険金…女性疾病で入院した場合に１日につき５千円（１～365日）

女性疾病手術保険金…女性疾病で所定の手術を受けた場合に手術の種類に応じて５・10・20万円

女性疾病手術保険金…女性が特定障害で所定の形成術等を受けた場合に手術の種類に応じて10・20万円

3)　保険金・給付金の受取人

被保険者が受取人になります。

４　３大疾病保障コース

1)　加入資格

〈主契約，７大疾病保障特約，がん・上皮内新生物保障特約共通〉

家族年金コースに加入（同時申し込みも可）し，加入日（後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在，次の条件と告知内容を満たしている定保加入者とその配偶者。ただし，主契約が支払い事由に該当し，死亡保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金・リビング・ニーズ特約保険金のいずれかが支払われた場合，このコースは脱退となり，その後告知内容に該当しても再加入はできません。本人が支払いを受け脱退した場合，配偶者も脱退となります。この場合，同時に７大疾病保障特約，がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

〈７大疾病保障特約，がん・上皮内新生物保障特約〉

３大疾病保障コースの主契約に加入（同時申し込みも可）し，加入日（後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在，次の条件と告知内容を満たしている定保加入者とその配偶者。各特約の保険金が支払われた場合，その特約は消滅し，その後告知内容に該当しても再び付加することはできません。本人が特約の支払いを受けて特約が消滅した場合，配偶者の特約も消滅します。

⑴　年齢（申込日の翌年４月１日現在の年齢）

①　定保加入者……満70歳６か月まで（新規加入は満65歳６か月まで）

②　配偶者……満70歳６か月まで（新規加入は満65歳６か月まで）

〔注〕①配偶者は定保加入者と同一戸籍に記載されていることが条件です。

②配偶者が３大疾病保障コースに加入するには，定保加入者が家族年金コースと３大疾病保障コース（主契約，該当の特約）に加入していることが条件です。

③配偶者は，定保加入者が３大疾病保障コースに加入していれば，３大疾病保障コースのみの加入ができます。

④任意継続加入者の新規加入はできません。

⑤引受会社とすでに別の保険契約がある場合，その引受保険金額・保険種類等によっては，申し込み後，加入をお断りすることがあります。

⑥前期募集にかかる加入日（10月１日加入日）では加入できません。

⑵　告知内容

〈主契約，７大疾病保障特約，がん・上皮内新生物保障特約共通〉

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在，病気やケガで休職・休業中でなく，かつ，病気により就業を制限されていないこと。

〔注〕「就業を制限」とは，勤務に制限を加える必要のあるもので，勤務先又は医師等により労働時間の短縮，出張の制限，時間外労働の制限，労働負

荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在，医師による治療期間中又は薬の処方期間中でないこと。

〔注〕①「治療」には，指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去３か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去３か月以内に，医師による診察又は健康診断・人間ドックを受け，その結果，検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていないこと。

〔注〕 検査をすすめられ検査の結果，異常が認められなかった場合は該当しません。

本人・配偶者共通【過去５年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去５年以内に，腫瘍，ポリープ又は**別表**記載の病気により，連続して７日以上の入院をしたことがないこと

別表	がん，肉腫，悪性腫瘍，白血病，脳出血，脳こうそく，くも膜下出血，てんかん，狭心症，心筋こうそく，心臓弁膜症，先天性心臓病，心筋症，不整脈，高血圧症，胃かいよう，十二指腸かいよう，肝炎，肝硬変，腎炎，ネフローゼ，腎不全，子宮筋腫，糖尿病

〈がん・上皮内新生物保障特約〉

本人・配偶者共通【現在までの健康状態】

申込日（告知日）現在までに，悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）又は上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことがないこと

⑶　継続加入の取り扱い

一旦健康時に加入すると，更新時健康状態に関する加入資格（告知

内容）に該当しない場合でも継続加入できます。

2)　保障額の種類

〈主契約〉

特定疾病保険金〔**注１**〕所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき，又は急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態〔**注２**〕になったときに300万円給付

死亡・高度障害保険金〔**注１**〕死亡・所定の高度障害状態になったときに300万円給付

〈７大疾病保障特約〉

７大疾病保険金…所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき，又は急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態〔**注１**〕になったときに150万円給付

〈がん・上皮内新生物保障特約〉

がん・上皮内新生物保険金…所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたときに30万円給付

〔**注１**〕　特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。なお，主契約の死亡保険金には，リビング・ニーズ特約という余命６か月以内と判断されたとき，前払請求ができる特約が付いています。

〔**注２**〕「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合，「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

〔**注**〕　夫婦ともに，定保加入者本人としてそれぞれ加入し，さらにそれぞれを加入者の配偶者として重複して加入することはできません。この場合，加入金額の上限は，加入者１人につき300万円です。重複加入した場合，保険金等の支払ができないことがありますので注意してください。

3)　保険金の受取人

死亡保険金……家族年金コースの死亡保険金の受取人と同様になりま

す。ただし，家族年金コースに加入がない配偶者の受取人は，申込時に指定できます。なお，受取人が指定されていなかった場合又は指定された受取人が死亡して再指定されていなかった場合，法定相続人の取り扱いとなります。

高度障害保険金……被保険者

特定疾病保険金……被保険者

リビング・ニーズ特約保険金……被保険者

７大疾病保険金…被保険者

がん・上皮内新生物保険金…被保険者

５　長期休業補償コース

1）　加入資格

家族年金コースに加入（同時申し込みも可）し，加入日（後期募集にかかる加入日翌年４月１日）現在，次の条件と告知内容を満たしている加入者

⑴　年齢（申込日の翌年４月１日現在の年齢）

加入者……満59歳まで

〔注〕①任意継続加入者の新規加入及び任意継続加入者の継続加入はできません。

②加入者が退職等により資格喪失した場合には，退職日の属する月の末日をもって脱退となります。

③加入の次年度からは引受会社又は定保加入者から申し出のない限り前年度と同じ内容で継続します。ただし，保険金の支払対象となった翌年度については，支払対象の原因となった疾病・病状の内容に応じて，継続加入できない場合もあります。また，その疾病・病状を含む引受会社所定の疾病群については，保険金の請求をしないことを条件として継続加入できる場合もあります。

④前期募集にかかる加入日（10月１日加入日）では加入できません。

⑵　告知内容

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在，病気やケガで休職・休業中でなく，かつ，病気により就業を制限されていないこと。

〔注〕「就業を制限」とは，勤務に制限を加える必要のあるもので，勤務先又は医師等により労働時間の短縮，出張の制限，時間外労働の制限，労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去３か月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去３か月以内に，医師による診察又は健康診断・人間ドックを受け，その結果，検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていないこと。

〔注〕 検査をすすめられ検査の結果，異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去２年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去２年以内に，医師による診察・検査・治療を受けた期間又は薬の処方期間が，14日以上要した病気にかかったことがないこと

〔注〕①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果，異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には，指示・指導を含みます。

2)　補償額の種類

１種類のみ〈加入者〉 保険金月額10万円

3)　保険金受取人

定保加入者（被保険者）が受取人となります。

６　学校加入コース

1）　加入資格

前期募集は当年４月１日現在，後期募集は翌年４月１日現在の年齢が満70歳６か月までで，申込日現在，家族年金コースと同じ告知内容を満たしている加入者（任意継続加入者を除きます）

〈継続加入の取り扱い〉

一旦健康時に加入すると，更新時健康状態に関する加入資格（告知内容）に該当しない場合でも同額保障以下で継続加入できます。

2）　保障額の種類

加入申込時に次の中から選択してください（死亡・高度障害保険金）。

300万円，250万円，200万円，150万円，100万円，75万円，50万円，30万円，20万円，10万円

〔注〕①全員一律又は勤続年数等で加入者別に保障額を設定することもできます。

②弔慰金規程がある場合の保障額は，弔慰金規程と同額又はそれ以下で申し込んでください。

3）　保険金の受取人

⑴　保険金の受取人

死亡保険金は全額遺族が受取人となります。

⑵　遺族の定義

団体定期保険普通保険約款第39条（被保険者の死亡保険金受取人の指定がない場合）の取り扱いとなります。被保険者（定保加入者）の配偶者（戸籍上），子（子が死亡している場合は，その直系卑属），父母，祖父母，兄弟姉妹の順位にしたがって死亡保険金受取人が指定されていたものとします。この場合，同順位の者が２人以上あるときは，死亡保険金はその人数によって等分するものとします。また，受取人が配偶者の場合は，被保険者死亡時の配偶者（戸籍上）となります。

７　保障期間

加入日が４月１日の定保加入者は，４月１日から翌年の３月31日までの１年間とし，加入日が10月１日の定保加入者は，10月１日から翌年の３月31日までの６か月間となります。以後，申し出がなければ自動的に更新し継続します（４月１日から翌年３月31日まで)。

ただし，次に該当した場合には保障は終了します。

① 定保加入期間中に加入可能年齢を超えた場合は，それ以降最初に到来する３月末日で自動的に保障は終了し，翌年度の継続はできません。

② 資格喪失（喪失事由が死亡の場合及び任意継続加入者になった場合は除きます）の場合は，既払保険料の最終保障月（９月又は３月）で脱退となり，次回以降の保険料は徴収しません。ただし，次の条件をいずれも満たす場合は自動継続となります。

条件

・退職又は任意継続を脱退したことによる資格喪失日以後の責任開始期において保険年齢が50歳以上

・脱退までに1年以上定保加入

なお，長期休業補償コースは，定保加入者が退職等（死亡も含みます）により資格を喪失した場合には，退職日等の属する月の末日をもって脱退となります。また，任意継続加入者になった場合も長期休業補償コース・学校加入コースは脱退となります。

③ 定保加入者が死亡又は高度障害に該当した場合は，死亡日又は高度障害該当日の属する半期（６か月間）ごとの末日（９月末日又は３月末日）をもって脱退となります。配偶者・こどもが加入している場合も，同様の脱退となります。

④ 前期保険料（４月～９月分）が口座振替できず徴収できなかった場合は，当年度の保障開始前の３月末日で保障は終了し，後期保険

料（10月～３月分）が口座振替できず徴収できなかった場合は，９月末日で保障は自動的に終了します。

⑤　定保加入者から脱退の申し出があった場合は，申出日以降最初に到来する３月末日で保障は終了します。なお，脱退の申し出は，後期申込期間内に受け付けます。年度途中で任意に脱退することはできません。

８　保険料の徴収方法

保険料〔**注１**〕は，性別及び定保加入年度の４月１日現在の加入者の保険年齢〔**注２**〕（長期休業補償コースは満年齢）に応じた額（P.854～857表参照）を，また，以後，継続加入される場合は，毎年４月１日現在の保険年齢（長期休業補償コースは満年齢）に応じた額を，加入申込時に定保加入者又は学校法人等が指定した金融機関の口座から６か月分ずつ前期分３月22日，後期分９月22日の年２回，口座振替により徴収します。

保険料振替は（株）日本共同システムが代行します。振替結果の預金通帳記載は「NKS.キョウサイテイキ」,「NKS.フリカエ」,「NKS」又は「ニホンキョウドウ」等と表示されます。

なお，個人加入コースの保険料が残高不足で口座振替できなかった場合は，前期分は４月22日に，後期分は10月22日に再振り替えを１回のみ行います。

３大疾病保障コースの主契約の新規加入時（本人・配偶者それぞれ）の３大疾病保障コース分の保険料の口座振替は３月22日の１回のみとなり，再振り替えは行いません（特約のみ追加加入時は再振り替えを行います）。万一残高不足等により，１回目の口座振替ができなかった場合，３大疾病保障コースの新規加入は取り消しとなり，ほかのコースの保険料のみ４月22日に再振り替えを行います。また，以降の保険料の徴収は，後期分は９月22日の１回目の振り替えができなかった場合は10月22日，３月22日に振り替えができなかった場合は４月22日に再振り替えを１回

のみ行います。

ただし，学校加入コースは再振り替えができませんので注意してください。

〔注１〕この保険料は，令和６年４月１日現在の保険料であり，今後，変更となることがあります。

〔注２〕①保険年齢とは満年齢に端数月が６か月を超える人は１歳足した年齢です。

②振替日が休日の場合の振り替えは，翌営業日（順次繰り下ります）となります。

③口座振替が完了しないときは，本事業から自動的に脱退となります。

家族年金コース保険料表（６か月分）

年齢	加入者 年金原資 X型 3,000万円		Y型 2,500万円		A型 2,000万円		B型 1,500万円		C型 1,000万円		D型 500万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16～35	15,180	9,180	12,650	7,650	10,120	6,120	7,590	4,590	5,060	3,060	2,530	1,530
36～40	19,770	16,410	16,475	13,675	13,180	10,940	9,885	8,205	6,590	5,470	3,295	2,735
41～45	27,330	20,460	22,775	17,050	18,220	13,640	13,665	10,230	9,110	6,820	4,555	3,410
46～50	39,870	29,640	33,225	24,700	26,580	19,760	19,935	14,820	13,290	9,880	6,645	4,940
51～55	58,740	40,560	48,950	33,800	39,160	27,040	29,370	20,280	19,580	13,520	9,790	6,760
56～60	85,560	51,870	71,300	43,225	57,040	34,580	42,780	25,935	28,520	17,290	14,260	8,645
61～65	131,760	69,330	109,800	57,775	87,840	46,220	65,880	34,665	43,920	23,110	21,960	11,555
66～70	196,170	94,020	163,475	78,350	130,780	62,680	98,085	47,010	65,390	31,340	32,695	15,670

年齢	加入者 年金原資 E型 300万円	
	男性	女性
歳	円	円
16～35	1,518	918
36～40	1,977	1,641
41～45	2,733	2,046
46～50	3,987	2,964
51～55	5,874	4,056
56～60	8,556	5,187
61～65	13,176	6,933
66～70	19,617	9,402

年齢	配偶者 一時金 500万円		配偶者 一時金 300万円		こども 一時金 300万円
	男性	女性	男性	女性	男性・女性
歳	円	円	円	円	
16～35	2,530	1,530	1,518	918	
36～40	3,295	2,735	1,977	1,641	
41～45	4,555	3,410	2,733	2,046	
46～50	6,645	4,940	3,987	2,964	３歳～22歳 一律 1,230円
51～55	9,790	6,760	5,874	4,056	
56～60	14,260	8,645	8,556	5,187	
61～65	21,960	11,555	13,176	6,933	
66～70	32,695	15,670	19,617	9,402	

年金原資の合計額が5,000億円～１兆円未満の場合の保険料です。なお，年齢については保険年齢を適用しています。この保険料は，令和６年４月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

医療保障コース保険料表（６か月分）

年　齢	加　入　者						配　偶　者		
	8　口	7　口	6　口	5　口	4　口	3　口	5　口	4　口	3　口
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16～19	7,795	6,842	5,889	4,936	3,983	3,030	4,936	3,983	3,030
20～24	10,141	8,894	7,647	6,400	5,153	3,906	6,400	5,153	3,906
25～29	11,733	10,287	8,841	7,395	5,949	4,503	7,395	5,949	4,503
30～34	12,445	10,910	9,375	7,840	6,305	4,770	7,840	6,305	4,770
35～39	12,544	10,998	9,452	7,906	6,360	4,814	7,906	6,360	4,814
40～44	13,996	12,273	10,550	8,827	7,104	5,381	8,827	7,104	5,381
45～49	16,155	14,168	12,181	10,194	8,207	6,220	10,194	8,207	6,220
50～54	20,757	18,205	15,653	13,101	10,549	7,997	13,101	10,549	7,997
55～59	26,856	23,563	20,270	16,977	13,684	10,391	16,977	13,684	10,391
60～64	36,820	32,316	27,812	23,308	18,804	14,300	23,308	18,804	14,300
65～69	53,445	46,918	40,391	33,864	27,337	20,810	33,864	27,337	20,810

年　齢	こ　ど　も		
	5　口	4　口	3　口
0 ～22歳	5,069	4,081	3,093

加入者数が1,000名以上の場合の保険料です。なお，年齢については保険年齢を適用しています。この保険料は，令和６年４月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

医療費支援コース保険料表（６か月分）

	加入者・配偶者	
	M型	M１型
年　齢	男性・女性	女性
歳	円	円
16～20	2,640	4,200
21～25	3,980	5,730
26～30	4,840	7,380
31～35	4,670	6,860
36～40	4,450	6,780
41～45	4,830	7,730
46～50	5,940	9,540
51～55	7,280	11,430
56～60	9,180	13,860
61～65	12,040	16,870
66～70	17,210	22,110

	こども
	M型
年　齢	男性・女性
歳	円
～15	2,200
16～20	2,640
21～22	3,980

年齢については保険年齢を適用しています。この保険料は，令和６年４月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

３大疾病保障コース保険料表（６か月分）

年齢	男性 本人・配偶者 主契約 300万円	男性 本人・配偶者 ７大疾病保障特約 150万円	男性 本人・配偶者 がん・上皮内新生物保障特約 30万円	女性 本人・配偶者 主契約 300万円	女性 本人・配偶者 ７大疾病保障特約 150万円	女性 本人・配偶者 がん・上皮内新生物保障特約 30万円
歳	円	円	円	円	円	円
18～20	3,230	1,470	294	2,420	1,470	312
21～25	3,440	1,650	312	2,940	1,740	537
26～30	3,790	1,905	381	3,820	2,085	1,023
31～35	4,690	2,340	435	5,370	2,865	1,023
36～40	6,530	2,775	450	7,220	4,080	1,023
41～45	9,930	3,735	606	10,360	6,510	1,335
46～50	15,080	5,895	885	14,400	8,415	1,560
51～55	24,110	8,925	1,335	18,080	10,230	1,770
56～60	37,480	14,385	2,289	23,090	13,530	2,427
61～65	57,250	24,015	3,762	32,470	16,125	3,105
66～70	86,260	35,460	5,844	43,830	20,985	4,440

加入者本人と配偶者の総保険金額が 300 億円以上の場合の保険料です。なお，年齢については保険年齢を適用しています。この保険料は，令和６年４月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

長期休業補償コース保険料表（６か月分）

保障額／年齢	月額最高10万円 男性	月額最高10万円 女性
歳	円	円
18～24	4,562	2,962
25～29	4,982	3,967
30～34	5,644	5,404
35～39	6,913	7,777
40～44	9,322	11,381
45～49	12,316	14,808
50～54	13,089	14,729
55～59	11,268	11,441

年齢については満年齢を適用しています。この保険料は，令和６年４月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

学校加入コース保険料表（６か月分）

保障額／年齢	300万円		250万円		200万円		150万円		100万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16～35	1,518	918	1,265	765	1,012	612	759	459	506	306
36～40	1,977	1,641	1,648	1,368	1,318	1,094	989	821	659	547
41～45	2,733	2,046	2,278	1,705	1,822	1,364	1,367	1,023	911	682
46～50	3,987	2,964	3,323	2,470	2,658	1,976	1,994	1,482	1,329	988
51～55	5,874	4,056	4,895	3,380	3,916	2,704	2,937	2,028	1,958	1,352
56～60	8,556	5,187	7,130	4,323	5,704	3,458	4,278	2,594	2,852	1,729
61～65	13,176	6,933	10,980	5,778	8,784	4,622	6,588	3,467	4,392	2,311
66～70	19,617	9,402	16,348	7,835	13,078	6,268	9,809	4,701	6,539	3,134

保障額／年齢	75万円		50万円		30万円		20万円		10万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16～35	380	230	253	153	152	92	101	61	51	31
36～40	494	410	330	274	198	164	132	109	66	55
41～45	683	512	456	341	273	205	182	136	91	68
46～50	997	741	665	494	399	296	266	198	133	99
51～55	1,469	1,014	979	676	587	406	392	270	196	135
56～60	2,139	1,297	1,426	865	856	519	570	346	285	173
61～65	3,294	1,733	2,196	1,156	1,318	693	878	462	439	231
66～70	4,904	2,351	3,270	1,567	1,962	940	1,308	627	654	313

年齢については保険年齢を適用しています。この保険料は，令和６年4月１日現在の保険料であり，今後変更となることがあります。

９　配当金

1）　定保加入者及び学校法人等への配当金

家族年金コースと医療保障コース及び学校加入コースについては，毎年収支計算（３月末日時点）を行い，剰余金が生じた場合は，６月下旬頃に配当金として前年10月１日時点の定保加入者及び学校法人等に還付します。配当金の還付については，定保加入者及び学校法人等へ直接通知し，保険料振替口座に直接送金します。

その際，口座が解約されていたり，改姓による口座名義の変更や金融機関の統廃合による支店名，口座番号の変更があると，配当金の送金が遅れる場合がありますので，「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を４月10日までに提出してください。

なお，医療費支援コース・３大疾病保障コース・長期休業補償コースに配当金はありません。

2）　年金受給しているときの年金受給者の配当金

家族年金コースの年金支給が開始されている場合は，年金原資を運用した配当金を年金原資の買い増しに充当します。

10　税金関係

払込保険料は所得税法上の生命保険料控除を受けることができますので，控除を受けるための「生命保険料控除証明書」を10月中旬～下旬に定保加入者宛てに送付します。

第２節　手続き関係

１　加入の手続き

通年フリーダイヤルを設置しています。手続き全般について，下記の番号へお問い合わせください。

日本私立学校振興・共済事業団　福祉部貯金・貸付課貯金係

0120（716）267　平日：午前９時～午後５時15分

1)　申し込み方法

(1)　個人加入コース

加入を希望する加入者は，申込期間内に「共済定期保険事業加入申込書兼告知書」を提出してください。

(2)　学校加入コース

申込期間内に「共済定期保険事業学校加入コース加入申込書兼同意確認書」及び「預金口座振替依頼書」を提出してください。

2)　申込期間

	申　込　期　間	加　入　日	内　　容
前　期	６月１日～６月30日	10月１日	新規加入申し込みのみ
後　期	11月１日～11月30日	翌年４月１日	新規加入申し込み，加入内容の変更，脱退

〔注〕　前期申込期間には，３大疾病保障コース・長期休業補償コースの加入申し込みはできません。

3)　加入申込書提出時の注意

(1)　個人加入コース

①　口座振替のできる金融機関は**銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫**のいずれかです（インターネット銀行・外資系銀行・SBI新生銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）・あおぞら銀行・信用組合・農協は指定できません）。

②　加入申込書には金融機関届出印を押印してください。

③　振替口座は必ず**定保加入者本人名義の口座**を届け出てください。

④　加入申込書中の預金口座振替依頼書は，あらかじめ金融機関に提出する必要はありません。

⑵　学校加入コース

①　口座振替のできる金融機関は**銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫**のいずれかです（インターネット銀行・外資系銀行・SBI新生銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）・あおぞら銀行・信用組合・農協は指定できません）。

②　振替口座は学校法人等名義の口座を届け出てください。

③　預金口座振替依頼書の３枚目は，あらかじめ金融機関に提出してください。

4)　加入の確認

個人加入コースは加入手続き完了後，保険料振替前に「共済定期保険事業保険料口座振替のご案内とご加入のご通知」（P.864見本参照）を定保加入者宛てに共済定期保険加入者証に代わるものとして送付しますので大切に保管してください。

また，学校加入コースは学校法人等に３月・９月の中旬「共済定期保険事業学校加入コース加入者一覧表」を送付します。

２　脱退の手続き

退職以外の事由で年度途中の脱退はできません。

次年度から脱退を希望する場合，後期申込期間内に個人加入コースは「共済定期保険事業加入申込書兼告知書」の申込欄の脱退に○印を付けて提出してください。学校加入コースは「共済定期保険事業学校加入コース加入申込書兼同意確認書」の該当者の申込保険金額の欄に０を記入して提出してください。

1)　退職したとき

定保加入者が，後期申込期間内に脱退の申し出をせずに保険料が振

り替えられた場合，退職後も保険料が納付済の期間については保障されます。また，退職後及び任意継続脱退後も条件（P.851参照）を満たす場合は自動継続となり，加入年齢の上限まで継続加入できます。

退職後の保障を希望しない場合，個人加入コースは「共済定期保険事業退職脱退申出書」，学校加入コースは「共済定期保険事業学校加入コース退職脱退申出書」を，３月末日までに退職するときは３月末日まで，９月末日までに退職するときは９月末日までに提出されたときは保険料を返金します。この申し出をしないと，納付済の保険料に対する期間の保障を希望したものとみなして保険料は返金せず，納付済の保険料に対する保障期間経過後に自動的に脱退となります。ただし，個人加入コースは，保険料振替日（３月22日・９月22日）の**前々月の25日まで**に「共済定期保険事業退職脱退申出書」が提出されたときは保険料の口座振替はしません。

なお，長期休業補償コースについては，退職日の属する月の末日をもって自動的に脱退となり，未経過保険料がある場合は返金します。

2）　退職後に任意継続加入者になるとき

定保個人加入コースに加入している加入者が，任意継続加入者になると任意継続期間中は引き続き加入することができます。ただし，長期休業補償コースについては，任意継続加入者は加入することができませんので，自動的に脱退となります。なお，長期休業補償コース以外のコースは，定保加入者から脱退の申し出がないと，引き続き加入を希望したものとみなして，自動的に継続します。

脱退を希望する場合は，退職時の脱退と同様の手続きをしてください。

3）　所属学校変更をしたとき

個人加入コースは自動的に後任校でも継続加入となりますので，手続きの必要はありません。

また，学校加入コースに加入している同一法人内での異動は継続加

入となりますので，手続きの必要はありません。

ただし，法人分割・新設等で異動先の所属が学校加入コースの申し込みをしていない場合は，自動的に継続しませんので，ご注意ください。

4)　継続資格取得をしたとき

個人加入コースは自動的に後任校でも継続加入となりますので，手続きの必要はありません。学校加入コースは自動的に後任校で継続加入となりませんが，前任校で保険料が納付済みの場合，後任校の期間であっても，その保険料に対する保障期間までは保障されます。

３　変更の手続き

1)　加入内容の変更

定保加入者・保険金・口数等の加入内容を変更する場合は，後期の申込期間内に次の書類を提出してください。翌年の４月からの加入内容が変更されます。

個人加入コースは，「共済定期保険事業加入申込書兼告知書」を提出してください。

学校加入コースは，「共済定期保険事業学校加入コース加入申込書兼同意確認書」を提出してください。

〔注〕　後期申込期間以外の年度途中での加入内容の変更はできません。

2)　氏名・性別・生年月日の変更・訂正

定保加入者本人以外の氏名・性別・生年月日を変更又は訂正する場合は，「共済定期保険事業氏名・性別・生年月日変更申出書」を提出してください。

なお，性別・生年月日を訂正した定保加入者については，保険料が変更になり差額が生じることがあります。

〔注〕①定保加入者本人の氏名が改姓等により変更された場合，保険料振替口座は改姓後の口座名義での登録が必要となるため「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

②定保加入者の氏名・性別・生年月日を訂正・変更する場合は，「加入者の氏名，住所等の変更」（P.52）又はP.143を参照してください。

③配偶者・こどもに加入資格がなくなった場合は，速やかに連絡してください。

3)　保険料振替口座・住所・電話番号の変更・訂正

⑴　個人加入コース

①　保険料振替口座を変更又は改姓により口座名義を変更する場合は，保険料振替日（３月22日・９月22日）の**前々月の25日（1月25日・7月25日）まで**に「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。なお，「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」の３枚目（預金口座振替依頼書）はあらかじめ金融機関に提出してください。

②　住所を変更したときは直ちに「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

〔注〕「加入者異動報告書」で登録される住所とは別管理となるため，所定用紙での提出が必要です。

⑵　学校加入コース

学校法人等の保険料振替口座を変更する場合は，保険料振替日（３月22日・９月22日）の**前々月の25日（1月25日・7月25日）まで**に「預金口座振替依頼書」を提出してください。なお，「預金口座振替依頼書」の３枚目はあらかじめ金融機関に提出してください。

4)　保険金受取人・指定代理請求者の変更（個人加入コースのみ）

保険金受取人・指定代理請求者を変更したい場合は，「共済定期保険事業保険金受取人・指定代理請求者変更申出書」を提出してください。ただし，給付事由発生後に保険金受取人・指定代理請求者を変更することはできません。

共済定期保険事業保険料口座振替のご案内とご加入のご通知の見本

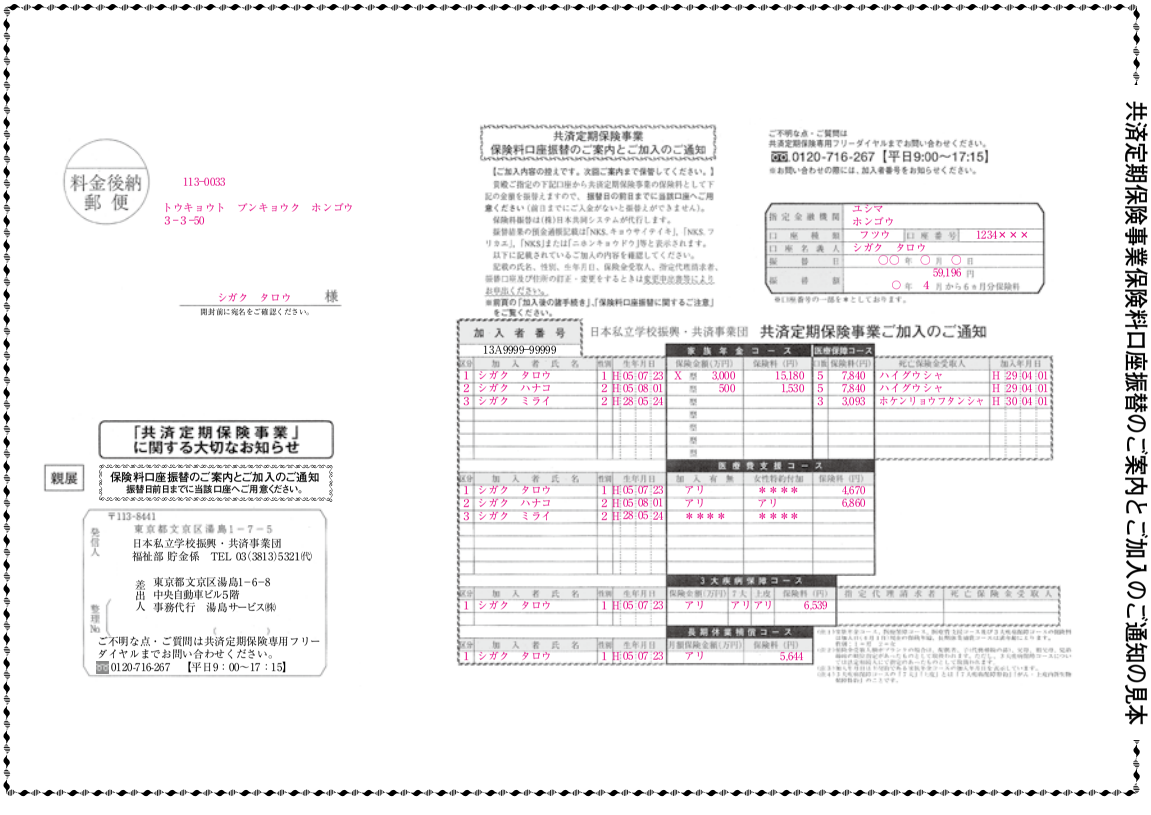

料金後納郵便

113-0033
トウキョウト　ブンキョウク　ホンゴウ
3−3−50

シガク　タロウ　　様
開封前に宛名をご確認ください。

「共済定期保険事業」に関する大切なお知らせ

親展

保険料口座振替のご案内とご加入のご通知
振替日前日までに当該口座へご用意ください。

〒113-8441
東京都文京区湯島１－７－５
日本私立学校振興・共済事業団
福祉部 貯金係　TEL 03(3813)5321㈹

差出人　東京都文京区湯島1−6−8
中央自動車ビル5階
事務代行　湯島サービス㈱

整理No

ご不明な点・ご質問は共済定期保険専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。
☎0120-716-267　【平日9：00～17：15】

共済定期保険事業
保険料口座振替のご案内とご加入のご通知

【ご加入内容の控えです。次回ご案内まで保管してください。】
貴殿ご指定の下記口座から共済定期保険事業の保険料として下記の金額を振替えますので、振替日の前日までに当該口座へご用意ください（前日までにご入金がないと振替えができません。）。
保険料振替は㈱日本共同システムが代行します。
振替結果の預金通帳記載は「NKS.キョウサイテイキ」、「NKS.フリカエ」、「NKS」または「ニホンシキョウドウ」等と表示されます。
以下に記載されているご加入の内容を確認してください。
記載の氏名、性別、生年月日、保険金受取人、指定代理請求者、振替口座及び住所の訂正・変更をするときは変更申出書等により お申出ください。
※裏面の「加入後の諸手続き」、「保険料口座振替に関するご注意」をご覧ください。

ご不明な点・ご質問は
共済定期保険事業用フリーダイヤルまでお問い合わせください。
☎0120-716-267【平日9:00～17:15】
※お問い合わせの際には、加入者番号をお知らせください。

指定金融機関	ユシマ ホンゴウ		
口座種類	フツウ	口座番号	1234××××
口座名義人	シガク　タロウ		
振替日	○○年○月○日		
振替額	59,196円		
	○年　4月から6ヵ月分保険料		

※口座番号の一部を＊としております。

加入者番号　13A9999-99999

日本私立学校振興・共済事業団　**共済定期保険事業ご加入のご通知**

家族年金コース

区分	加入者氏名	性別	生年月日	保険金額(万円)	保険料(円)
1	シガク　タロウ	1	H05/07/23	X型 3,000	15,180
2	シガク　ハナコ	2	H05/08/01	型 500	1,530
3	シガク　ミライ	2	H28/05/24	型	
				型	
				型	
				型	
				型	

医療保障コース

口数	保険料(円)	死亡保険金受取人	加入年月日
5	7,840	ハイグウシャ	H29/04/01
5	7,840	ハイグウシャ	H29/04/01
3	3,093	ホケンリョウフタンシャ	H30/04/01

医療費支援コース

区分	加入者氏名	性別	生年月日	加入者無	女性特約付加	保険料(円)
1	シガク　タロウ	1	H05/07/23	アリ	＊＊＊＊	4,670
2	シガク　ハナコ	2	H05/08/01	アリ	アリ	6,860
3	シガク　ミライ	2	H28/05/24	＊＊＊＊	＊＊＊＊	

３大疾病保障コース

区分	加入者氏名	性別	生年月日	保険金額(万円)	下人	上皮	保険料(円)
1	シガク　タロウ	1	H05/07/23	アリ	アリ	アリ	6,539

指定代理請求者	死亡保険金受取人

長期休業補償コース

区分	加入者氏名	性別	生年月日	月額保険金額(万円)	保険料(円)
1	シガク　タロウ	1	H05/07/23	アリ	5,644

※1 1口目が2コース、別加型コース1名以上3名加入時は保険料が2倍となります。
※2 1口目が3コース、別加型3口コース1名以上3名加入時は保険料が3倍となります。
例：1＝男　2＝女
※3 3大疾病保障コースの支払事由は、悪性腫瘍、心疾患、脳疾患のいずれかとなります。
※4 3大疾病保障コースの保険料は、悪性腫瘍、心疾患、脳疾患の3疾病を対象とした保険料です。ただし、上皮内新生物は悪性腫瘍の保険料に含まれます。
※5 長期休業補償コースの保険料は、悪性腫瘍、心疾患、脳疾患、精神疾患、糖尿病、慢性腎不全、慢性呼吸器疾患、肝疾患、慢性膵炎、脳血管疾患、大動脈瘤、慢性閉塞性動脈硬化症、関節疾患、骨折、外傷性頭蓋内損傷、上皮内新生物（子宮頸がん、上皮内新生物（乳がん）を対象とした保険料です。

４　脱退手続きが必要ない場合

個人加入コースで次のような場合は，脱退手続きの必要はありません。

⑴　定保加入者が継続資格取得をした場合

加入者資格が継続するため引き続き加入の扱いとなります。

⑵　退職後に任意継続加入者となり引き続き加入を希望する場合，任意継続期間中は引き続き加入の扱いとなります。ただし，長期休業補償コースは自動的に脱退となります。

第３節　給付関係

定保の給付金請求に当たっては，各コースの請求書や添付書類が異なりますので，その都度直接私学事業団に申し出し，必要書類を請求してください。添付書類に印鑑証明書や戸籍謄本等がある場合は，請求書提出から６か月以内に発行されたものを提出してください。

１　家族年金コース

定保加入者が，定保保障期間中に死亡，あるいは責任開始期以後に発生した傷害又は発病した疾病によって保障期間中に所定の高度障害状態に該当した場合は，加入時に選択した年金原資や一時金に応じて，年金や一時金が保険金受取人に支払われます。

1)　給付の種類

⑴　確定年金…年金原資を選択した期間に応じ年金として支払われます。

⑵　一時金……選択していた年金原資が一時金として支払われます。

2)　給付の選択

⑴　定保加入者が年金原資Ｘ型・Ｙ型・Ａ型・Ｂ型を選択していた場合

10年・15年・20年・25年の確定年金又は一時金から給付金請求時に受取人が選択してください。

⑵　定保加入者が年金原資Ｃ型を選択していた場合

５年・10年・15年の確定年金又は一時金から給付金請求時に受取人が選択してください。

⑶　定保加入者が年金原資Ｄ型を選択していた場合

５年・10年の確定年金又は一時金から給付金請求時に受取人が選択してください。

⑷　定保加入者が年金原資Ｅ型を選択していた場合

５年の確定年金又は一時金を給付金請求時に受取人が選択してください。

⑸　年金支払月

年金は年４回（2月，５月，８月，11月の15日）に分けて年金受取人の指定した預金口座に生命保険会社から送金します。

また，生命保険会社から年金の支払いごとに支払通知書を送付し，確定申告時期に年間分の支払通知書を別途送付します。

⑹　定保加入者が配偶者・こどもの場合

一時金での支払いとなります。

⑺　年金受け取りの据え置き

確定年金を選択した場合は，選択時の申し出により最長で５年間，年金の受け取りを据え置くことができます。

⑻　年金受給中に一時金を希望する場合

年金の受給期間中に，確定年金の残余期間の年金原資相当額は，申し出により一時金で受け取ることもできます。

3)　支払いの条件

〈死亡保険金〉

定保加入者が，保障期間中に死亡した場合に支払われます。

ただし次のいずれかに該当したときには支払いできません。

①　定保加入者が加入日（増額日）から1年以内に自殺したとき

②　死亡保険金受取人の故意

③　戦争その他の変乱

〈高度障害保険金〉

定保加入者が加入日以後の傷害又は疾病によって，保障期間中に，下記の表に定める高度障害状態のいずれかになった場合に，定保被保険者に支払われます。

ただし次のいずれかに該当したときには支払いできません。

①　定保加入者又は被保険者の故意

②　戦争その他の変乱

高度障害状態とは

①　両眼の視力をまったく永久に失ったもの

②　言語又はそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの

③　中枢神経系・精神又は胸腹部臓器に著しい障害を残し，終身常に介護を要するもの

④　両上肢とも，手関節以上で失ったか又はその用をまったく永久に失ったもの

⑤　両下肢とも，足関節以上で失ったか又はその用をまったく永久に失ったもの

⑥　１上肢を手関節以上で失い，かつ，１下肢を足関節以上で失ったか又はその用をまったく永久に失ったもの

⑦　１上肢の用をまったく永久に失い，かつ，１下肢を足関節以上で失ったもの

《備　考》

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは，食物の摂取，排便・排尿・その後始末，及び衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず，常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は，万国式試視力表により，１眼ずつ，きょう正視力について測定します。

⑵「視力をまったく永久に失ったもの」とは，視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さく及び眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

３．言語又はそしゃくの障害

⑴「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは，次の三つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で，口唇音，歯舌音，口蓋音，こう頭音の４種のうち，３種以上の発音が不能となり，その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で，音声言語による意志の疎通が不可能となり，その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは，流動食以外のものは摂取できない状態で，その回復の見込みのない場合をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは，完全にその運動機能を失ったものをいい，上・下肢の完全運動麻ひ，又は上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節，ひじ関節及び手関節，下肢においてはまた関節，ひざ関節及び足関節）の完全強直で，回復の見込みのない場合をいいます。

4)　請求の手続き

①　定保加入者が死亡したとき

「共済定期保険事業（家族年金コース）保険金請求書」に次の書類を添えて提出してください。

なお，請求書は年金受取用と一時金受取用がありますので，いずれか一方を提出してください。

・医師の死亡診断書又は死体検案書

・定保加入者の死亡の事実が記載された戸籍謄本

・死亡保険金受取人全員分の戸籍謄本及び印鑑証明書

・個人番号（マイナンバー）申告書類（受取人１名あたりの受取金額が一時金で100万円を超える場合，又は年金で受け取る場合）

②　定保加入者が高度障害状態になったとき

所定の診断書を事前に提出してください。引受会社が支払事由に

該当するか否かを審査し，該当する場合は所定の請求書を送付します。

「共済定期保険事業（家族年金コース）保険金請求書」に次の書類を添えて提出してください。

・被保険者の戸籍抄本及び印鑑証明書

・その他，引受会社が必要と認めた書類

③　年金受給中の一括請求その他の手続きについて

引受会社へ直接請求してください。

詳細は，年金受給開始の際に生命保険会社から年金受取人へ発送する「年金のしおり」を参照してください。

〔注〕　受取人が複数の場合，請求書は受取人数分必要となります。

２　医療保障コース

定保加入者が所定の入院をした場合は，加入口数に応じた入院給付金が，また，死亡したときは，死亡保険金が支払われます。

1）　入院給付金

該当する場合には，入院期間（予定含みます），入院理由（病気又はケガ）を連絡してください。

⑴　支払いの条件

次の条件をすべて満たすときに，加入口数に応じた入院給付金が定保加入者本人に支払われます。

ⅰ　定保加入者が責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害又は発病した疾病を直接の原因とした入院であること

ⅱ　傷害又は疾病の治療を目的とする入院であること

ⅲ　保障期間中に開始した入院であること

ⅳ　同一の不慮の事故又は疾病による保障期間中の入院日数が継続して５日以上となったこと

ただし，次のいずれかに該当した場合には支払いできません。

①　定保加入者又は給付金受取人の故意又は重大な過失があったと

き

② 定保加入者の犯罪行為があったとき

③ 定保加入者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故

④ 定保加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑤ 定保加入者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑥ 定保加入者の薬物依存

⑦ 地震・噴火・津波又は戦争その他の変乱

⑵ 給付金額

加入口数に応じた入院給付金日額×（入院日数－４日）

⑶ 給付金の限度額

１回の入院について120日分を限度とし，通算で700日分まで

2） 死亡保険金

⑴ 支払いの条件

定保加入者が保障期間中に死亡した場合に支払われます。

なお，死亡保険金の支払事由が次のいずれかによって生じた場合には支払いできません。

① 定保加入者が責任開始の日から１年以内に自殺したとき

② 死亡保険金受取人の故意

③ 戦争その他の変乱

⑵ 給付金額　　10万円（定額）

3） 請求の手続き

「保険金・給付金請求書（生命保険用）」に次の書類を添えて提出してください。

⑴ 入院給付金を請求するとき

「治療状況報告書」

入院期間が客観的に確認できる医療機関発行の領収書（写）等

〔注１〕　入院をすることとなった原因が，事故又は交通事故の場合は，ほかに添付書類として，「受傷状況報告書」が必要です。

〔注２〕　柔道整復師法に定める施術所（整骨院・接骨院）は医療機関には該当しません。

⑵　死亡保険金を請求するとき

医師の死亡診断書又は死体検案書・受取人の戸籍謄本（ただし，家族年金コースの請求がある場合は省略可）

３　医療費支援コース

定保加入者が日帰りからの入院をしたり所定の手術を受けた場合には保険金を支給します。また，M1型加入の人が女性疾病による入院や所定の手術を受けた場合は，さらに女性疾病保険金を支給します。

1)　入院支援保険金・入院初期費用保険金・手術保険金・女性疾病入院保険金・女性疾病手術保険金

⑴　支払いの条件

保障期間中（４月１日～翌年３月31日）に発生した事故による傷害又は発病した疾病を原因とし，かつ保障期間中（４月１日～翌年３月31日）に保険金の支払事由に該当したときに支払われます。

ただし，同一の特約部分において，同時に２種類以上の手術を受けた場合には，約款・特約条項にある最も倍率の高いいずれか１種類の手術に対して手術保険金が支払われます。

女性疾病についても同様となります。

ただし次のいずれかに該当したときには支払いできません。

①　被保険者の薬物依存

②　契約者又は被保険者の故意又は重大な過失

③　被保険者の犯罪行為があったとき

④　被保険者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故

⑤　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑥　被保険者が法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑦　地震・噴火・津波又は戦争その他の変乱

など。ただし，⑦についてはその程度により支払われる場合があります。

2)　請求の手続き

「医療保険・保険金請求書（損害保険用）」に次の書類を添えて提出してください。

⑴　入院・手術の保険金を請求するとき

「治療状況報告書（損害保険用）」

入院期間及び正式な手術名が客観的に確認できる医療機関発行の領収書及び診療明細書（写）等

〔注１〕　Ｍ１型加入の方が女性特有のがん（乳がん，子宮がん等）で入院，手術を受けた場合は，保険会社所定の「診断書」が必要です。

〔注２〕　入院・手術をすることとなった原因が，事故又は交通事故の場合は，ほかに添付書類として，「受傷状況報告書」が必要です。

〔注３〕柔道整復師法に定める施術所（整骨院，接骨院）は医療機関には該当しません。

４　３大疾病保障コース

定保加入者が，３大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）と診断され，所定の状態となった場合又は所定の手術を受けた場合は特定疾病保険金として，死亡した場合は死亡保険金として，また，高度障害状態に該当した場合は高度障害保険金として支給します。医師により余命６か月以内と判断された場合は，主契約の保険金の前払請求ができます。

支払いについては，主契約の保険金（死亡保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金・リビング・ニーズ特約保険金）のいずれかが支払われ

た場合，このコースは脱退となり再加入はできません（この場合，同時に７大疾病保障特約，がん・上皮内新生物保障特約も消滅します）。７大疾病保険金及びがん・上皮内新生物保険金については，各特約の保険金が支払われた場合，その特約は消滅となり再び付加することはできません。また，定保加入者本人が支払いにより脱退（消滅）となった場合には，配偶者も脱退（消滅）となります。

〔注１〕　平成22年４月１日以降の新規加入については「新半年払」が適用となり，保険金の支払いにより脱退した場合は，脱退して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を払い戻します。

〔注２〕　平成22年３月31日以前の新規加入については「半年払」が適用となり，脱退した場合，保険料の払い戻しはありません。

1)　主契約

⑴　特定疾病保険金の支払事由

次のいずれかに該当する場合に支払われます。

Ⅰ　悪性新生物（がん）

…被保険者が責任開始期以後保険期間中（ただし，「乳房の悪性新生物（乳がん）」については，責任開始期からその日を含めて90日を経過した後）に，悪性新生物と診断確定されたとき（悪性新生物は，責任開始期前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。また，診断確定は，病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし，病理組織学的所見（生検）が得られない場合には，ほかの所見による診断確定も認めることがあります）。

Ⅱ　急性心筋梗塞

…被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として，保険期間中に急性心筋梗塞を発病し，その疾病により初めて医師の診療を受けた

日からその日を含めて60日以上，労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが，それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき，又はその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき。

Ⅲ　脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）

…被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として，保険期間中に脳卒中を発病し，その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上，言語障害，運動失調，麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき，又はその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき。

※急性心筋梗塞又は脳卒中についての特定疾病保険金の支払対象となる手術とは，開頭術，開胸術，ファイバースコープ手術又は血管カテーテル手術をいいます。吸引，穿刺，洗浄などの処置及び神経ブロックは除きます。

⑵　死亡・高度障害保険金の支払事由

被保険者が死亡あるいは所定の高度障害の状態に該当したときに支払われます。

ただし，支払い事由が以下のいずれかによって生じた場合には支払いできません。

〈死亡した場合〉

①　責任開始期からその日を含めて３年以内の被保険者の自殺

②　契約者の故意又は重大な過失

③　死亡保険金受取人の故意

④　戦争その他の変乱

〈高度障害状態になった場合〉

①　被保険者の自殺行為又は犯罪行為

②　契約者の故意又は重大な過失

③　被保険者の故意又は重大な過失

④　戦争その他の変乱

⑶　リビング・ニーズ特約

この特約は，この特約が付加されている保険契約（３大疾病保障コース）の死亡保険金の全部又は一部について，医師により被保険者の余命が６か月以内と判断されたときに，この特約の保険金を前払い請求できるものです。

①　保険金の支払事由について

医師により３大疾病保障コースの被保険者の余命が６か月以内と判断されたとき。

なお，余命６か月以内とは，日本で一般的に認められた医療による治療を行っても，余命が６か月以内であることを意味します。

②　請求について

請求額はこの特約が付加されている契約（３大疾病保障コース主契約）の死亡保険金額の範囲内となります。

なお，被保険者が引受会社の個人保険等に加入し，この特約が付加されている場合は合算のうえ，被保険者一人について3,000万円以内となります。

この特約による保険金を請求できるのは被保険者です。ただし，被保険者が請求できない特別な事情があるときは，保険料負担者が被保険者の同意を得て，あらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金を請求できます。

請求に際しては，担当医師の診断書等が必要となります。また，事実の確認のため，引受会社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求めるときがあります。

③　支払金額について

被保険者から請求された指定保険金額（被保険者が３大疾病保障コー

ス主契約の死亡保険金の範囲内で指定した金額）から，６か月間の指定保険金額に対する利息と６か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額が支払われます（ただし，請求日から６か月以内に更新日がある場合は，更新後の期間相当分について，請求時の保険料率に基づいて計算した，更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます)。

⑷　代理請求特約〔Y〕

特定疾病保険金，リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で，被保険者が受取人となる保険金について，被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情〔**注**〕があるときは，被保険者があらかじめ指定した人（指定代理請求者）が，その事情を示す書類やその他所定の書類を提出して，被保険者に代わって保険金を請求することができます。

〔**注**〕「特別な事情」とは，被保険者本人が事故や病気などで寝たきりの状態になり，保険金の請求を行う意思表示が困難な場合等を指します。

なお，指定代理請求できる人は，請求時において被保険者と同居し，又は被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者もしくは３親等内の親族となります。支払われた保険金は，指定代理請求者にではなく被保険者本人に帰属します。

⑸　給付金額　300万円

⑹　請求の手続き

①　特定疾病保険金請求の場合（リビング・ニーズ特約による請求を除きます）

「共済定期保険事業（３大疾病保障コース）保険金請求書」を所定の診断書（特定疾病用）とともに提出してください。

ただし，指定代理請求の場合は，診断書に加え事情届を提出してください。

引受会社が支払事由に該当するか否かを査定し，該当する場合は

所定の請求書を送付しますので，次の書類を添えて提出してください。

・被保険者及び指定代理請求者の戸籍謄本

・指定代理請求者の住民票の謄本と印鑑証明書

・被保険者又は指定代理請求者の健康保険証の写し

②　死亡保険金請求の場合

「共済定期保険事業（３大疾病保障コース）保険金請求書」に次の書類を添えて提出してください。

・死亡診断書又は死体検案書

・被保険者の戸籍謄本

・死亡保険金受取人の戸籍謄本

・個人番号（マイナンバー）申告書類（受取人１名あたりの受取金額が100万円を超える場合）

〔注〕　家族年金コースの請求がある場合は省略可

③　高度障害保険金請求の場合

所定の診断書を事前に提出してください。保険会社が支払事由に該当するか否かを審査し，該当する場合は所定の請求書を送付します。

「共済定期保険事業（３大疾病保障コース）保険金請求書」に次の書類を添えて提出してください。

・定保加入者の戸籍謄本

・その他，引受会社が必要と認めた書類

〔注〕　家族年金コースの請求がある場合は省略可

④　リビング・ニーズ特約による保険金請求の場合

Ⅰ　所定の診断書を事前に提出してください。引受会社が支払事由に該当するか否かを検討し，該当する場合は所定の請求書を送付します。

ただし，指定代理請求のときは，診断書に加え事情届を提出してください。

Ⅱ　「共済定期保険事業（3大疾病保障コース）保険金請求書」に次の

書類を添えて提出してください。

㋐　被保険者本人による請求の場合は添付書類はありません。

㋑　指定代理請求者による請求の場合

・指定代理請求者の住民票の謄本と印鑑証明書

・被保険者又は指定代理請求者の健康保険証の写し

2)　７大疾病保障特約

⑴　７大疾病保険金の支給の条件

次のいずれかに該当する場合に支給します。

①　悪性新生物（がん）　②急性心筋梗塞　③脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）については特定疾病保険金（P.873～874）と同じです。

④　重度の糖尿病

被保険者が加入日以後に発病した疾病を原因として糖尿病を発病し，医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法を開始し，その開始日から起算して180日間継続して受けたとき

⑤　重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）

被保険者が加入日以後に発病した疾病を原因として高血圧性疾患を発病し，その疾病により高血圧性網膜症であると医師によって診断されたとき

⑥　慢性腎不全

被保険者が加入日以後に発病した疾病を原因として慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され，医師が必要と認める永続的な人工透析療法を開始したとき

⑦　肝硬変

被保険者が加入日以後に発病した疾病を原因として肝硬変の状態になったと病理組織学的所見（生検）により医師によって診断されたとき

⑵　給付金額　150万円

⑶　請求の手続き

主契約の特定疾病保険金と同じ手続き（P.876「①特定疾病保険金請求の場合」参照）

3）　がん・上皮内新生物保障特約

⑴　がん・上皮内新生物保険金の支給の条件

被保険者が加入日前を含めてはじめて（ただし，「乳房の悪性新生物（乳がん）」については，責任開始期からその日を含めて90日を経過した後），悪性新生物と診断確定されたとき（悪性新生物は，責任開始期前を含めて初めて診断確定されたものに限ります。また，診断確定は，病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし，病理組織学的所見（生検）が得られない場合には，ほかの所見による診断確定も認めることがあります）。

⑵　給付金額　30万円

⑶　請求の手続き

主契約の特定疾病保険金と同じ手続き（P.876「①特定疾病保険金請求の場合」参照）

５　長期休業補償コース

定保加入者が，病気やケガで60日（免責期間）を超えて就業障害状態が継続した場合，61日目から保険金が支払われます。

1）　支払いの条件

・保険金の支払いは，保険期間中に発生した身体障害を原因とし，かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。

・保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害は支払いの対象となりません。保険期間開始時より前に被った身体障害について，正しく告知して契約した場合であっても，保険金支払いの対象外となる場合があります。

ただし，初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて１年以

上経過してからの就業障害については保険金が支払われます。

・退職後に開始した就業障害については，支払いの対象となりません。

・保険金は身体の障害によって，所定の就業障害が継続している期間を対象として算出します。休職期間すべてを対象とする支払いはできないこともあります。

〈就業障害とは〉

⑴　身体障害による休職開始時から免責期間終了（60日目）までは，次のいずれかの事由によりいかなる業務にもまったく従事できない状態

①　その身体障害の治療のため入院していること。

②　①以外の場合で，その身体障害につき医師の治療を受けつつ在宅療養していること。

③　①②以外の場合で，その身体障害により，いかなる業務にもまったく従事できない程度の後遺障害が残っていること。

⑵　免責期間終了後（61日目）からは，身体障害発生直前に従事していた業務にまったく従事することができないか又は一部従事することができず，かつ所得喪失率が20％を超えていること。

なお，次のいずれかに該当した場合には支給対象とはなりません。

①　保険契約者，被保険者又は保険金を受け取るべきものの故意又は重大な過失

②　自殺，犯罪，闘争

③　戦争，暴動

④　むちうち症・腰痛で他覚症状がないもの

⑤　妊娠，出産，早産又は流産

⑥　酒酔運転，無免許運転

⑦　地震，噴火，津波

⑧　麻薬・アヘン・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用

⑨　退職後

⑩　告知義務違反，通知義務違反

など

2）　給付金額

月額最高10万円（10万円×所得喪失率）

所得喪失率とは

$$1-\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られる各月の所得の額}}{\text{免責期間開始直前の上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

3）　補償対象期間

最長で60歳に達した月まで支給されます。

ただし，加入（更新）時満55歳以上の人は，最長で３年間支給されます。

また，精神障害による就業障害の場合は，最長で２年間支給されます。

4）　請求の手続き

⑴　保険事故が生じた場合は，発生日から30日以内に「事故連絡票」を私学事業団貯金・貸付課宛てにFAXしてください。引受会社が支払事由に該当するか否かを検討し，該当する可能性がある場合は所定の請求書を送付します。

なお，正当な理由がなく通知が遅れた場合は，保険金の支払いができないことがあります。

⑵「共済定期保険事業（長期休業補償コース）保険金請求書」に次の書類を添えて提出してください。

・医療照会同意書・就業障害証明書・就業障害業務報告書・就業障害状態説明書・診断書・所得を証明する書類など

〔注〕①傷病の内容や程度，就業障害期間に応じて，上記以外の書類を提出いただくこと又は書類や項目の一部の省略を認めることがあります。

②就業障害証明書，就業障害業務報告書は，学校（勤務先）の書類やほかに提出した証明書等で客観的に内容が確認できるものでも可能です。ただし，内容を確認のうえ所定の書類の提出が必要とされる場合は，後

日提出していただく場合があります。

６　学校加入コース

定保加入者が保障期間中に死亡した場合は，死亡保険金が定保加入者の遺族（受取人）へ支払われます。また，所定の高度障害状態（P.867～868参照）に該当した場合は，高度障害保険金が定保加入者本人へ支払われます。なお，受取人及び学校法人等へ支払決定の通知をします。

1)　支払いの条件

家族年金コースと同様の取り扱いになります（P.866～868参照）。

2)　請求の手続き

「共済定期保険事業学校加入コース保険金請求書」に次の書類を添えて提出してください。

①　死亡した場合

死亡診断書・被保険者の除籍謄本・受取人の戸籍謄本・個人番号（マイナンバー）申告書類（受取人１名あたりの受取金額が100万円を超えるとき）

②　高度障害になった場合

「１家族年金コース〈高度障害保険金〉」（P.867～868）を参照してください。

障害診断書・被保険者の住民票又は戸籍抄本等

〔注〕　個人加入コースと同時請求の場合は省略可

７　時効

給付を受ける権利は，給付事由の生じた日から３年間これを行使しないときは時効により消滅します。

第９章　生涯生活設計の支援事業

生涯生活をより豊かで快適なものにするためには，退職後を含めた生涯の生活設計を在職中から早期に準備することが大切です。

私学事業団では，一般財団法人 教職員生涯福祉財団等と提携して加入者の生涯生活設計を支援するという観点から，必要な知識や情報などを提供しています。

第１節　生涯生活設計セミナーの開催

加入者の生涯生活設計に必要な知識や情報などを提供する学習の場として，生涯生活設計セミナーを開催しています。

１　対象

加入者（任意継続加入者を含みます）とその配偶者

２　期日及び会場

「月報私学」，ブロック広報誌，私学共済ホームページで最新の情報を確認してください。

３　実施内容の例

・生きがい　　・経済生活　　・健康
・私学共済制度の年金概要　　・退職後の医療保険制度

第２節　刊行物の配付

生涯生活設計の啓蒙のため，一般財団法人 教職員生涯福祉財団発行の「ライフマップ」「教職員の退職前後の手続きガイドブック」等を各学校に配付しています。

〔注〕 追加購入をご希望の場合は，次頁の連絡先へご連絡ください。

一般財団法人　教職員生涯福祉財団
☎ 03(5368)1882（代）　FAX 03(5368)1887
URL https://www.kyosyokuinzaidan.jp

第３節　放送大学入学料割引及び通信研修・通信講座の斡旋

生涯生活設計支援事業の一環として加入者等が自宅にいながら，生涯生活設計に必要な知識や資格を取得できる放送大学（入学料割引のみ），通信研修（産業能率大学），通信講座（NHK学園）の特別受講料適用や割引・斡旋をしています。

１　放送大学（入学料割引）

加入者（任意継続加入者を含みます），被扶養者及び75歳以上の教職員等（P.886参照）を対象に，教養学部，大学院の入学料を割引します。割引をうけるには私学事業団に「募集要項請求カード」の提出が必要となりますので，詳しい出願方法，条件等については，私学共済ホームページをご覧ください。

２　通信研修（産業能率大学）

加入者（任意継続加入者を含みます）とその家族，75歳以上の教職員等（P.886参照）及び私学年金者を対象に，各種資格取得講座や「心とカラダを整える！はじめてのマインドフルネス」「准防災介助士」「歌舞伎入門」など，約400コースをご案内します。各コースの内容照会，申し込み等については，私学共済ホームページをご覧ください。

【申込資料請求・問い合わせ先】
◆産業能率大学　社会人学習係

〒158-8630　東京都世田谷区等々力6-39-15
☎ 03（3476）3207（受付時間：平日午前９時～午後５時）
FAX　03（5758）5503

３　通信講座（NHK学園）

加入者（任意継続加入者を含みます）とその家族，75歳以上の教職員等（P.886参照）及び私学年金者を対象に，基礎からのボールペン字，俳句入門，はじめての古文書など多彩な講座をご用意しています。

内容等詳細，申し込み等については，私学共済ホームページをご覧ください。

【申込資料請求・問い合わせ先】
NHK学園　団体受講係
〒186−8001　東京都国立市富士見台２−36−２
☎ 042(572)3151(代)　FAX 042(574)1006
※ただし，JTEX提携講座，ネット講座，オンライン教室は対象外です。一般受講料での受付となりますので，ご了承ください。

第10章　75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等に対する保健事業

平成20年４月１日に創設された後期高齢者医療制度（長寿医療制度）により，75歳以上の教職員及び65歳以上75歳未満で障害状態にある人は，私学共済制度の短期給付の適用を受けないこととなり，後期高齢者医療制度の適用を受けることとなります。

後期高齢者医療制度では，健康診査等の保健事業は後期高齢者医療広域連合の努力義務とされており，現時点において私学共済制度で実施している人間ドック利用費用補助金等に相当する事業が全国で実施されているとはいえない状況です。

そこで，平成21年度から当分の間，共済規程第25条第３項の規定に基づく理事長の定めにより，加入者であった人にかかる健康の保持増進のための事業として，引き続き適用校に勤務する75歳以上の教職員に対する人間ドック利用費用補助等の事業を実施することとなりました。

１．対象者

①　後期高齢者医療制度実施日（平成20年４月１日）において，75歳以上であった教職員等

②　後期高齢者医療制度実施日以降に75歳となった教職員で引き続き勤務している教職員等

③　65歳以上の丙４教職員で障害状態にあると広域連合から認定を受け後期高齢者医療制度の適用となった教職員等

④　丙５，丙６の特定教職員等で70歳以上75歳未満の後期高齢者医療制度の適用を受ける教職員等

〔注〕・75歳以降に新たに又は再び私学に勤務することとなった教職員等は対象となりません。

・75歳以上の教職員ご本人のみが対象です。

２．対象となる保健事業

（費用補助）

・人間ドック利用費用補助（P.732参照），郵送検診（P.738参照），健康増進宿泊施設利用補助（P.751参照），厚生施設利用補助（P.751参照），地域保健事業（健康に関する講演会等）（P.752参照）

（割引料金での利用）

・百貨店，専門店，葬祭店（P.750参照），レンタカー（私学共済ホームページ及び私学共済ブック参照），人間ドック契約健診施設の割引料金での利用（P.750参照），旅行会社のパック旅行（P.747参照），公演（国立劇場・国立演芸場・国立能楽堂・国立文楽劇場・明治座）の入場券割引（P.752参照），日本棋院（囲碁）優待（私学共済ブック参照）

（相談・生涯学習）

・健康増進・介護相談サービス事業（P.740参照），メンタルヘルス等相談サービス事業（P.741参照），放送大学入学料割引及び通信研修，通信講座の斡旋（P.884参照）

（医療）

・東京臨海病院健康医学センターにおける加入者料金での利用（P.756参照）

（宿泊事業）

・直営宿泊施設の加入者料金での利用（P.759参照）

（契約施設の利用）

・文部科学省共済組合及び公立学校共済組合の宿泊施設（P.770参照）

・その他の共済組合の宿泊施設（P.770参照）

なお，長期療養者見舞品，災害見舞品，出産祝品，永年勤続加入者直営施設利用優待券の贈呈事業は適用がありません。

第11章　貸　付　け

は　じ　め　に

私学事業団の共済事業における加入者に対する貸付けは，加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付けるものです。申し込み事由によって一般貸付，教育貸付，結婚貸付，住宅貸付，災害貸付，医療・介護貸付があり，これら６種類の貸付けを総称して加入者貸付といいます。貸付種類により申し込み資格，貸付限度額，償還回数，添付書類が異なります。

また，貸付けの財源は，主として年金等給付の積立金（年金財源）によって賄われているため，事業推進に当たっては，適正かつ公正な運営が義務づけられています。特に住宅貸付は，「一部の加入者の利益に偏しないこと」〔貸付規則第３条〕と「自己の用に供する住宅」〔貸付規則第４条第５項〕という原則に基づいて，申し込み事由ごとに必要な添付書類が異なるなど，細部にわたり慎重な取り扱いをしています。

なお，加入者貸付については，各学校法人等に配付している「加入者貸付ガイド」や私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付〕，「住宅貸付　団体信用生命保険制度　事務の手引」などを参考にしてください。

第１節　加入者貸付の共通事項

１　申込締め切り日

貸付けの申込締め切り日は，毎月，①15日（受付期間は前月16日から15日まで）です。ただし，下記の22日送金を希望する人に限り②月末（その月の16日から月末）が締め切り日になります。15日あるいは月末が土・日曜日又は休日のときは，その前日（順次繰り上げ）をもって締め切ります。

提出された申込書類が，不備のない状態で締め切り日までに私学事業団に到着しなかった場合は，翌々月の２日の貸付けとなりますので注意してください。

申し込みは十分，余裕をもって行ってください。

２　送金日

貸付申込書等が15日（上記①）までに到着した場合は，翌月の２日に貸付金を送金します。また，月末（上記②）の締め切り日までに到着し，「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を○印で囲んである場合に限り，翌月の22日に貸付金を送金します。ただし，送金日である２日又は22日が，金融機関の営業していない日（土・日曜日又は休日など）に当たるときは，その日以後最初に金融機関が営業する日（順次繰り下げ）になります。

送金日が22日であっても，貸付日は２日の取り扱いとなり利息の起算日と償還期限日は当月２日送金と同じになります。

貸付金は，学校法人等が給付金等の送金先として指定した口座に送金します。

口座を指定していない場合は，私学事業団は払出通知票を東京貯金事務センターへ送付し，東京貯金事務センターがこれに基づいて払出証書を作成し，払出通知票とともに学校法人等へ郵送（送金額が10万円を超える場合は，簡易書留郵便で，送金額が10万円以下の場合は，普通郵便）

しますので，これをゆうちょ銀行又は郵便局へ提出して現金を受け取ることになります。

そのため，金融機関の口座振込より，受領まで約１～２週間を要します。

また，貸付額が500万円を超える場合は，500万円ごとの払出通知票と払出証書を郵送します。複数の払出通知票と払出証書は，東京貯金事務センターから別々に郵送されるため，同日に届かないことがあります。

貸付金や給付金の受け取りは，金融機関の口座振込をご利用ください。

（P.182「給付金の支払い」参照）

３　貸付利率

加入者貸付の利率は，年4.26％（災害貸付は年0.25～1.00％の４段階の固定金利）の月利（変動金利）です。

なお，利率の特例があります。〔貸付規則第８条第１項，附則第５項〕

1)　利率の特例

表１左欄に掲げる基準日の属する月以前３か月間の各月の初日における預託金利率（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第７条第３項の規定により財務大臣が定める利率のうち，同条１項に規定する約定期間が10年である預託金に適用されるものをいいます）の平均値が日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成９年文部省令第42号）第24条の２第１号に規定する利率（年4.00％）を下回る場合，同表右欄に掲げる基準日に応じた期間の貸付利率については，貸付規則第８条第１項の規定にかかわらず，預託金利率の平均値の区分に応じ，表２に掲げる貸付利率（以下「特例利率」といいます。）となります。

表１

基準日（基準日の属する月以前３か月）	基準日に応じた期間
２月１日（12月から２月）	５月１日から７月31日
５月１日（３月から５月）	８月１日から10月31日
８月１日（６月から８月）	11月１日から１月31日
11月１日（９月から11月）	２月１日から４月30日

表２

⑴　一般貸付，教育貸付，結婚貸付，医療・介護貸付，住宅貸付

（年利）

預託金利率の平均値	本則（年 4.00％以上）	年 3.75％超 年 4.00％未満	年 3.25％超 年 3.75％以下	年 2.75％超 年 3.25％以下
貸付利率	4.26％	4.26％	3.76％	3.26％
預託金利率の平均値	年 2.25％超 年 2.75％以下	年 1.50％超 年 2.25％以下	年 1.00％超 年 1.50％以下	年 1.00％以下
貸付利率	2.76％	2.26％	1.76％	1.26％

令和６年４月１日現在の特例利率は，**年1.26％**です。

〔**注**〕　旧貸付規則の規定により，平成８年１月31日までに旧私立学校教職員共済組合に対し，同年２月１日以後の貸付金の利息の算定の基礎となる利率について従前の例による旨の申し出をした人の貸付利率は，同年１月31日までの利率と同じ利率となります。〔貸付規則附則第14項〕

表３

⑵　災害貸付，特例住宅貸付

（年利）

預託金利率		年 1.26％以上	年 1.00％超 年 1.26％未満	年 0.75％超 年 1.00％以下
貸付利率	災害貸付	1.00％		
	特例住宅貸付	1.26％	1.25％	1.00％
預託金利率		年 0.50％超 年 0.75％以下	年 0.25％超 年 0.50％ 以下	年 0.25％以下
貸付利率	災害貸付	0.75％	0.50％	0.25％
	特例住宅貸付			

被災日に属する月の前月の初日（災害基準日）における預託金利率の区分に応じた利率です。（固定金利）

2）　利息の計算

貸付金の利息の計算は，貸付金の交付日の属する月の初日から，最終の償還期限の属する月の前月の末日までの期間で，１か月単位で計算します。送金日が２日，22日のいずれでも，送金した月から償還が発生し，利息を計算します。〔貸付規則第８条第２項〕

利息は１か月単位で計算する月利利息なので，償還金を払い込んだ日により利息が変わることはありません。

また，任意償還の利息（半年払償還分の利息）や即時償還の利息の計算は，直前の定期償還の償還期限の翌日から，任意償還又は即時償還の償還金を払い込んだ日までの月数（１か月未満の端数切り上げ）で計算します。〔貸付規則第24条第１項〕

なお，利息の額に１円未満の端数があるとき，定期償還の利息は四捨五入（50銭未満切り捨て，50銭以上１円未満切り上げ）し，任意償還又は即時償還の利息は切り上げて計算します。〔貸付規則第８条第３項，第24条第２項〕

４　１回当たりの償還額と賦金率

福祉事業の加入者貸付は，月利計算利息の元利均等償還です。１回当たりの償還額は，原則として同額（貸付金の利率に変更があった場合や，最終期別の償還を除きます）になります。

貸付金の定期償還として毎月支払う１回当たりの償還額は，貸付金額に貸付規則の別表第二（特例利率が適用されている間は，附則別表第二）に定める償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額になります。〔貸付規則第21条第２項，附則第６項〕

また，住宅貸付の半年払いの１回当たりの償還額は，貸付金額のうち借受人の希望した半年払い償還の対象の額に，貸付規則の別表第三（特例利率が適用されている間は，附則別表第三）に定める償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額になります。〔貸付規則第21条第６項，附則第６項〕

貸付規則の別表第二・第三，附則別表第二・第三及び１回当たりの償還額早見表については，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付〕に掲載しています。

なお，償還途中で特例利率が適用（変動）された場合の１回当たり償還額は，切替時点の未償還元金に貸付規則の附則別表第四に定める切替時点の残償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額になります。特例利率が適用（変動）された時点で，該当する借受人の１回当たりの償還額を，借受人の所属する学校法人等に通知します。〔貸付規則附則第６項〕

５　１回当たりの償還額の限度

貸付種類ごとにある貸付限度額とは別に，それぞれの貸付けの１か月分の償還額の合算額が，標準報酬月額の30％を超えて貸付けを申し込むことはできません。〔貸付規則第７条第３項第１号〕

また，住宅貸付の半年払償還を併用した場合は，半年払償還にかかる償還額が，標準報酬月額の60％を超えて申し込むことはできません。〔貸付規則第７条第３項第２号〕

６　貸付けの申し込み

1)　貸付申し込み時の注意点

申し込みの際は，償還が確実に果たせることを学校法人等が必ず確認してください。償還が果たせない加入者が発生すると，その学校法人等に所属する加入者全員が，貸付申し込み制限（P.897参照）となることがあります。

退職手当の支給対象ではない加入者や，退職手当等の支給額が著しく少ない加入者，複数の借り入れ（金融機関等からの借り入れを含みます）がある加入者からの申し込みの際には，特にご留意ください。

また，借り換えが頻繁な場合や貸付残高が多額な場合などは，審査時に事情をお伺いしたり，追加書類を求める場合があります。

2)　申込書等の記入上の注意点

貸付けの申込書類の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

⑴「貸付申込書」「借用証書」等の加入者等記号・番号欄の枝番は記入不要です。

⑵　申込金額は貸付設定額（私学共済ホームページ掲載の償還額早見表参照）で，申し込んでください。

また，申込金額は，必要経費の範囲内となります。

⑶「貸付申込書」「借用証書」その他の申込書類への記入は，学校法人等の証明欄を除き，必ず**申込人である加入者本人が自筆・楷書で記入**してください。学校事務担当者や関係者の代筆，スタンプ，パソコンなどの印字等による記載は認められません。

また，**書き損じや内容を訂正する場合，訂正箇所を抹消線と訂正印で訂正し，修正液・修正テープなどによる書類の訂正は行わないでください。この場合の訂正印は，必ず加入者の申込印と同じ印を押印してください。**

⑷「貸付申込書」「借用証書」等の申込金額欄には，数字以外の記号（¥やハイフンなど）を記入しないでください。

⑸「貸付申込書」の申込金額は，右詰で記入し，マスが余る場合は前に０（ゼロ）を記入してください。

⑹「貸付申込書」「借用証書」等の申込人・借受人の住所は正確に記入し，共同住宅などの場合は建物名および部屋番号まで記入してください。

⑺「貸付申込書」「借用証書」等の申込印は，外国人の場合，サイン，ローマ字（氏名が特定できるもの）による記入，カタカナ・ローマ字の印鑑は可能とし，当て字，ペンネーム，イニシャルなどは認められません。

⑻ 消せるボールペンは，温度によって無色になったり，消した筆跡が戻ったりするため，使用できません。

3） 印鑑使用上の留意点

⑴ 学校法人等

学校法人等の証明欄に押印する印鑑は以下の印を使用してください。

また，学校法人等の都合により，以下の印鑑を使用できない場合には，貸付係までお問い合わせください。

① 学校法人及び準学校法人は，理事長の印

② 学校（園）で，その設置が財団法人は理事長の印

③ 学校（園）で，その設置が宗教法人は代表役員の印

④ 学校（園）で，個人立は設置者の印

⑵ 加入者

私学事業団に提出する貸付申込書等に押印する印鑑は，すべて同一の印鑑を使用してください（訂正印も同一の印鑑を使用してください）。また，ネーム印（スタンプ印）は，使用できません。

4）　添付書類一覧

貸付申し込みに必要な添付書類一覧

貸付種類	添　付　書　類
教育貸付 P.900 ～ 903	○入学又は修学を証明する書類 ○対象者が，加入者・被扶養者以外の場合，加入者との続柄が確認できる，戸籍抄（謄）本，又は続柄が記載されている住民票 ○申込金額が 200 万円（借り換えを含みます）を超える場合及び義務教育期間中の場合，おおむね１年に必要とする額（貸付送金額以上の額）を証明する書類
結婚貸付 P.903 ～ 905	○「婚姻予定書」又は婚姻の事実を証明する書類 ○婚姻日から６か月を過ぎた挙式費用の場合，新戸籍の謄本（抄本）及び式場が発行する挙式を証明する書類又は案内状 ○対象者が，加入者・被扶養者以外の場合，加入者との続柄が確認できる戸籍謄（抄）本，又は続柄が記載されている住民票
住宅貸付 (特例住宅貸付) P.905 ～ 930	〈住宅貸付〉 ○「住宅貸付調書」 ○「退職手当引当承諾書」 ○団体信用生命保険の加入を希望する場合は，「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」 **〔注〕**その他，申し込み事由に応じて必要な書類があります（P.914 ～ 923 参照） 〈特例住宅貸付〉 ○上記の添付書類の他に，公的機関の発行する「り災証明書」
災害貸付 P.930 ～ 931	○公的機関の発行する「り災証明書」，住家以外は「被災証明書」等
医療・介護貸付 P.932 ～ 934	○入院の場合，入院証明書など医療機関が発行する入院事由と入院期間を証明する書類 ○介護施設に入所（利用）の場合，市区町村が発行する要支援・要介護認定区分を証明する書類の写し，及び介護施設入所（利用）を証明する書類 ○対象者が，加入者・被扶養者以外の場合，加入者との続柄が確認できる戸籍抄（謄）本，又は続柄が記載されている住民票

〔注１〕「貸付申込書」及び「借用証書」はすべての申し込みに必要です。

〔注２〕公的機関が発行する各種証明書類は，発行後３か月以内のものを添付してください。

〔注３〕上記の添付書類以外にも，**審査の過程で費用の内容が確認できる書類等の提出を求めることがあります。**

7　借り換えの取り扱い

1)　借り換えの申し込みと送金額

すでに貸付けを受けて償還途中の人が，任意償還せずに同一種類の貸付けを申し込む場合は，借り換えとなります。貸付申込書の右上にある貸付区分欄は「借換」を○で囲んでください。

この場合，当該貸付けの未償還元利金を，新たな貸付申込金額から控除して送金します。〔貸付規則第５条第２項〕

2)　22日送金で借り換えたときの償還

22日送金で借り換えた場合の初回の定期償還は，送金した月から発生します。このため，借り換え前の貸付金にかかる最後の定期償還金と，借り換え後の貸付金に対する第１回目の定期償還金が同一月内に生じます。

8　貸付決定通知

貸付けを決定したときは，送金前に，学校法人等を通して借受人に対して「貸付決定通知書（償還明細表）」を送付します。〔貸付規則第10条第１項第１号〕

また，借受人の所属する学校法人等に対しては，借受人への送金額や１回当たりの償還額などの個人別明細を記載した「貸付金決定送金通知書」を送付します。

なお，22日送金の貸付金の決定通知書には，貸付金定期償還等通知明細書及び該当者の第１回目の定期償還の払込取扱票（払込通知書）を同封して送付しますので，借受人から償還金を預かって，学校法人等が償還金を払い込んでください。口座振替の登録をしている学校法人等においても，22日送金の貸付けの第１回目の定期償還に限り口座振替（自動払込）されませんので，払込取扱票（払込通知書）により払い込んでください。

9　貸付申し込み制限

加入者期間の申し込み資格とは別に，償還の確実性がないと私学事業団が判断した場合，貸付けを制限します。〔貸付規則第５条第１項〕

例えば，過去に私学事業団の貸付金の償還の払い込みを不履行とした（定期償還中のものは除きます）加入者は，貸付けの申し込みができません。

また，掛金等を滞納したり，貸付金の定期償還の払い込みを遅滞している学校法人等（滞納・遅滞した当該校だけでなく，同一法人のすべての学校を含みます）や，加入者（申込人）が貸付けの申し込みに際し虚偽の申し出や報告をしていることを認識しながら，申込書類等の訂正をさせずに私学事業団に提出した学校法人等に所属している加入者からの貸付けの申し込みを制限します。

なお，任意償還や即時償還の払い込みが遅滞している場合でも，学校法人等が，報酬・賞与等や退職手当からの控除を確実に行い，貸付規則に定めた償還事務を学校法人等が適切に履行していれば，貸付けを制限することはありません。

10　貸付を利用できる加入者

福祉事業の貸付制度を利用できるのは，加入者のみです。〔貸付規則第４条第１項〕

年齢到達などで種別変更し，年金等給付・短期給付の加入者資格を喪失した特定教職員や，任意継続加入者は貸付けを利用することはできません。また，住宅貸付は，年金等給付の加入者資格がないと利用することができません。貸付対象者の詳細は下表を参照してください。

区分	加入者の種別	貸付けの申し込み	
		住宅以外の貸付け	住宅貸付
甲種校	甲１種・甲２種加入者	○	○
	乙２種加入者	○	×
	乙３特定教職員等	×	×
	丙４種・丙５種加入者	○	○
	丙６特定教職員等	×	×
乙種校	乙１種加入者	○	×
丙種校	丙１種・丙２種加入者	○	○
	丙３特定教職員等	×	×
任意継続加入者		×	×

（P.36「加入者の種別」参照）

なお，特定教職員等の扱いの詳細については，「特定教職員等の取り扱いについて」（P.950）を参照してください。

11　被災した加入者への貸付け

加入者が被災したため，資金を必要とした場合は，災害貸付及び特例住宅貸付を申し込むことができます。（P.930「第６節　災害貸付」参照）

また，被災した場合の特例として定期償還期限延長の取り扱いがあります。（P.947参照）

定期償還延長期間中の利息は，定期償還延長期間終了後，一括払いで償還することになります。

第２節　一　般　貸　付

１　申し込み事由

加入者が臨時に資金を必要とし，かつその支払い行為が借入資金の受け取り後に行われるものであるときに貸付けます。〔貸付規則第４条第２項〕また，生活資金，借入金の返済，他の金融機関の借換資金（クレジットカードの支払いを含む），事業性資金，資産運用資金など臨時の費用ではないもの，他の貸付種類の申し込み事由と重複した使途を目的とした申し込みはできません。なお，支払いの済んだ費用は貸付けの対象外となります。申込事由の記入に当たっては，「物品・家財購入」，「家具・家電購入」，「○○等」，「諸費用」のようなあいまいな表現を避け，**購入品名や利用目的を具体的に記入してください。**

また，一般貸付は所得税の住宅所得控除の対象の貸付金として証明できませんので，申し込み事由が住宅に関する資金であっても，「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」は交付できません。

２　申し込み資格

加入者期間（任意継続加入者期間・特定教職員等の期間を除きます。以下同じ）が引き続き１年以上ある人が申し込むことができます。〔貸付

規則第５条第１項第１号〕

３　貸付額

標準報酬月額の６か月分相当額の範囲内（その額が200万円を超えるときは200万円）です。〔貸付規則第６条，第７条第１項第１号〕申込金額には，５万円から200万円までの設定額がありますので，私学共済ホームページ掲載の償還額早見表を参照してください。

申込金額に応じて償還回数が決まっています。

５万～50万円　　30回　　55万～150万円　　60回

155万～200万円　　120回

〔注〕 借り換えの取り扱いについては，P.897を参照してください。

４　利率

月利とし，年4.26％です。

ただし，令和６年４月１日現在は特例利率の年1.26％が適用されます(P.890参照)。〔貸付規則第８条第１項第１号，附則第５項第１号〕

５　申し込み手続き

「貸付申込書」に「借用証書」を添付して申し込んでください。

「貸付申込書」「借用証書」の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

第３節　教　育　貸　付

１　申し込み事由

加入者が自己，被扶養者又は被扶養者でない子，孫もしくは兄弟姉妹（配偶者の子，孫及び兄弟姉妹含む）の学校への入学のために資金を必要とするとき，又は修学のために資金を必要とするときに貸付けます。〔貸付規則４条第３項〕

教育貸付は，学納金（入学金・授業料・施設設備費）に，教材費や制服代等の学校指定用品の購入費，通学にかかる交通費，自宅外通学の家

賃や寮費（食費・光熱費は除きます）が対象になります。

また，対象となる資金は，おおむね１年以内に必要とする費用で，入学・修学のために必須のものに限ります。

申し込みの際には，貸付事由の対象とする学費等の内容と対象年度等の期間を具体的に申込事由欄に記載してください。また，すでに支払ったものに貸付金を充当する場合は，申込日から６か月以内に支払ったものに限られますので注意してください。

対象となる学校は，修学期間が６か月以上で，私学共済制度の適用となっている学校と，学校教育法に定める幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，高等専門学校などの学校（国や地方公共団体が設立する学校を含みます）や，専修学校，各種学校に限ります。

また，在外教育施設（日本人学校）や，修学期間が６か月以上ある外国の学校（専修学校及び各種学校を除く学校教育法に定める学校に相当するもの）へ入学又は修学している場合も，貸付けの対象としています。添付書類等は，貸付係へお問い合わせください。なお，語学学校は貸付けの対象外となります。

２　申し込み資格

加入者期間が引き続き１年以上ある人が申し込むことができます。〔貸付規則第５条第１項第１号〕

３　貸付額

標準報酬月額の12か月分相当額の範囲内（その額が500万円を超えるときは500万円）です。〔貸付規則第６条，第７条第１項第２号〕申込金額には，５万円から500万円までの設定額がありますので，私学共済ホームページ掲載の償還額早見表を参照してください。

申込金額に応じて償還回数が決まっています。

５万～150万円　　60回

155万～300万円　　120回

305万～500万円　　180回

〔注〕 借り換えの取り扱いについては，P.897を参照してください。

４　利率

月利とし，年4.26％です。

ただし，令和６年４月１日現在は特例利率の年1.26％が適用されます(P.890参照)。〔貸付規則第８条第１項第１号，附則第５項第１号〕

５　申込受付期限

貸付けの対象となる申込期限は，合格通知書，入学許可書，又は在学証明書の発行日から起算して６か月以内です。また，必要な額を確認する書類についても発行日から起算して６か月以内となります。

６　申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に必要書類（入学すること又は在学していることを証明する書類など）を添付して申し込んでください。〔貸付規則第９条第２項第１号〕

「貸付申込書」「借用証書」の記入例については，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

７　添付書類

1)　これから入学する人は，合格通知書の写し，入学許可書の写し，市区町村教育委員会が発行する就学通知書の写しのいずれかが必要です（合格通知書，入学許可書による取り扱いは，入学前から在学証明書の取得が可能になるまでの申し込みに限ります)。

2)　修学中の人は，在学証明書の原本が必要です（貸付送金日に証明書の対象者が在籍していない場合は貸付けの対象とはなりません)。

〔注１〕 すでに在籍している場合は，貸付送金日以降の有効期限が記載された学生証の写しで在学証明書に代えることができます。

〔注２〕 義務教育期間中の場合は，修学先の確認のために学生証の写し又は

入学許可書等の写しを提出してください。

3)　入学・修学する人が加入者の被扶養者でない場合は，加入者との続柄が確認できる戸籍謄本（又は抄本），又は加入者との続柄が確認できる住民票（マイナンバーの記載のないもの）が必要です。

4)　申込金額が200万円を超える場合及び義務教育期間中の場合は，必要な額を確認する書類として，申込日からおおむね１年以内に必要とする額（貸付送金額以上の額）を確認できる書類（事由や内訳を明記された請求書・納付通知書・受領証〈払い込みから６か月以内のもの〉・学校発行小冊子〈表紙及び該当か所〉・下宿の賃貸借契約書〈契約者名・印，契約日，入居者名，入居期間，１か月の家賃代の記載有〉などの写し・交通費として経路が明記された交通機関の金額等が確認できる書類）が必要です。

5)　外国の学校の在学証明書・合格通知書などは，修学内容及び修学期間が通算して６か月以上あることが明記されているものを提出してください。また，すべての添付書類にかかる和訳文が必要です。

6)　修学先が学校法人以外の場合

入学・修学先が学校法人以外の設置した専修学校，各種学校等の場合，当該学校等に関する確認書類を求めることがあります。

第４節　結　婚　貸　付

１　申し込み事由

加入者が自己，被扶養者及び被扶養者でない子，孫もしくは兄弟姉妹（配偶者の子，孫及び兄弟姉妹含みます）の婚姻のために資金を必要とし，かつその支払い行為が借入資金の受け取り後に行われるものであるときに貸付けます。〔貸付規則第４条第４項〕

また，支払い（クレジットカードの支払いを含む）の済んだ費用は貸付けの対象外です。

２　申し込み資格

加入者期間が引き続き１年以上ある人が申し込むことができます。〔貸付規則第５条第１項第１号〕

３　貸付額

標準報酬月額の６か月分相当額の範囲内（その額が200万円を超えるときは200万円）です。〔貸付規則第６条，第７条第１項第３号〕申込金額には，５万円から200万円までの設定額がありますので，私学共済ホームページ掲載の償還額早見表を参照してください。

申込金額に応じて償還回数が決まっています。

５万～150万円　　60回

155万～200万円　　120回

〔注〕 借り換えの取り扱いについては，P.897を参照してください。

４　利率

月利とし，年4.26％です。

ただし，令和６年４月１日現在は特例利率の年1.26％が適用されます(P.890参照)。〔貸付規則第８条第１項第１号，附則第５項第１号〕

５　申込受付期限

貸付けの対象となる申込期限は，婚姻日又は挙式日の前後各６か月以内です。

６　申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に「婚姻予定書」，又はその他婚姻の事実を証するに足る書類を添付して申し込んでください。〔貸付規則第９条第２項第２号〕

「貸付申込書」「借用証書」「婚姻予定書」の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

７　添付書類

1)　婚姻予定書は，婚姻日の前６か月以内に貸付けを申し込む場合に必

要です。

2)　婚姻日後６か月以内に貸付けを申し込む場合は，婚姻の事実を証明する書類として，新戸籍の謄本（又は抄本），又は婚姻届受理証明書などが必要です。

3)　婚姻日後６か月を過ぎた，挙式費用について貸付けを申し込む場合は，新戸籍の謄本（抄本）及び式場が発行する挙式を証明する書類，又は案内状が必要です。

4)　婚姻の当事者が加入者の被扶養者でない場合は，加入者との続柄が確認できる戸籍謄本（又は抄本），又は加入者との続柄が確認できる住民票（マイナンバーの記載のないもの）が必要です。

第５節　住　宅　貸　付

１　申し込み事由

加入者が自己の用に供する住宅の新築・増築・改築・移築，購入，借り入れ，修理及びその敷地の購入，借り入れのため資金を必要とする場合に貸し付けます。〔貸付規則第４条第５項〕「自己の用に供する住宅」とは，加入者が生活の本拠地として居住の用に供する家屋（マンションなどの区分所有建物の場合は区分所有する部分）であり，家屋に附属する門塀や物置（工事を伴うものに限ります）などの構築物を含めて住宅として扱います。また，敷地の購入，借り入れについては，自己の用に供する住宅の敷地（区分所有権に対応した敷地を含む）の購入，借り入れに限ります。

なお，必要な添付書類等は，申し込み事由によって異なりますので，次の各項をよく読んでください。

２　申し込み資格

年金等給付の加入者期間が引き続き５年以上ある人が申し込むことが

できます。〔貸付規則第５条第１項第２号〕ただし，退職手当が支給されない人は申し込めません。退職手当を支給する団体（中小企業退職金共済制度等）から直接教職員に退職手当が支給される場合も，学校法人等が償還金を控除することができないため申し込めません。

３　貸付額

1)　貸付額の範囲・償還回数

申込人が所属する学校法人等を，**申込日の属する月の月末に普通退職又は自己都合で退職したと仮定**し，学校法人等の退職手当の規程に基づき算定された退職手当の額（退職金の支給を目的とした財団・社団などから支払われる退職金を含みます）と，年金等給付の加入者期間に応じた上乗せ額を加えた合計額の範囲内（その額が2,000万円を超えるときは2,000万円）です。〔貸付規則第６条，第７条第１項第４号〕

上乗せ額は引き続く年金等給付の加入者期間が５年以上10年未満の場合は200万円，10年以上の場合は300万円となります。〔貸付規則第７条第１項第４号〕

また，上記退職手当の金額による限度額に関わらず購入代金・工事請負金額以下の必要額の範囲での申し込みとなります（借り換えを除きます）。なお，送金日より前に支払い済みの費用，他の金融機関などからの借入金，自己資金，共有者負担額は必要額とみなしません。

申込金額には，30万円から2,000万円までの設定額がありますので，私学共済ホームページ掲載の償還額早見表を参照してください。

申込金額に応じて償還回数が選択できます。

30万 ～　400万円　120回
60万 ～　600万円　180回
100万 ～ 1,600万円　240回
100万 ～ 2,000万円　360回

〔注〕 借り換えの取り扱いについては，P.897を参照してください。

2)　申し込み事由による限度額

自己名義（共有名義を含みます）である住宅の新築・増築・改築・移築，購入，修理及びその敷地の購入にかかる資金の貸付限度額は2,000万円です。

ただし，借り入れ住宅の増築・改築・移築，修理及び住宅の敷地の借り入れの場合は貸付限度額が200万円となります（借家の増築・改築・移築で，その住宅が工事後に自己名義となる場合を除きます）。〔貸付規則第７条第１項第４号，第２項〕

3)　半年払償還額

住宅貸付では，毎月の定期償還のほかに１月と７月の年２回償還（半年払償還）を併用することができます（P.935参照）。

半年払償還を希望する場合，半年払償還額は申込金額の２分の１以内で100万円以上の貸付設定額（私学共済ホームページ掲載の償還額早見表参照）を貸付申込書に記入し，申し込んでください。また，償還回数は，毎月払いと半年払いの合計申込金額に対応する，１）の償還回数の範囲内での選択となります。

（例）　申込金額1,000万円の場合　毎月払600万円・半年払400万円
償還回数は毎月払240回・半年払40回，又は毎月払360回・半年払60回となります。

４　利率

月利とし，年4.26％です。

ただし，令和６年４月１日現在は特例利率の年1.26％が適用されます（P.890参照）。〔貸付規則第８条第１項第１号，附則第５項第１号〕

５　申込受付期限

貸付けの対象となる申込期限は，**契約日・賃貸借契約日又は請負契約（見積）日から起算して６か月以内**とします。ただし，その請負（施工）業者や売主に対して送金日以後に支払うべき未払代金（住宅資金受領状況

証明書P.920作成例参照）がある場合は，請負契約（見積）日又は売買契約日から１年６か月以内であれば申し込むことができます。また，契約日から引渡日（最終金支払日）までの期間が１年６か月を超える場合は，申込日が契約日から１年６か月を過ぎていても，引渡日（最終金支払日）が送金日以後で，かつ送金額以上の未払代金があれば，申し込むことができます（売買契約書の写しでその旨が確認できる場合は住宅資金受領状況証明書は省略可）。

金融機関からの「つなぎ融資」を受けている場合は，その融資に対する決済日以前に貸付金の送金日があるときに限り，契約日から１年６か月以内の場合貸付けの対象となります。この場合は，決済日の記載されている融資証明書（金融機関発行）を添付してください。

６　申し込み手続き

加入者本人が「貸付申込書」，「借用証書」，「住宅貸付調書」及び「退職手当引当承諾書」に必要事項を記入のうえ，申し込み事由に応じた書類を添付して申し込んでください。〔貸付規則第９条第２項第３号〕

また，団体信用生命保険（P.924参照）の加入を希望する際には，「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」も合わせて記入のうえ，締め切り日までに余裕をもって提出してください。

「貸付申込書」「借用証書」「住宅貸付調書」「退職手当引当承諾書」「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

〔注〕 住宅貸付調書に捨印を押印する場合は，欄外の捨印欄に押印してください。

捨印は必ず他の申込書類と同一の印鑑を使用してください。

７　申し込みに当たっての注意事項

1)　貸付けの申し込みで，その対象の住宅又は土地の所有者が配偶者の場合は，配偶者を加入者と同一とみなしていますので，共有者に関す

る書類は不要です。

配偶者が加入者の被扶養者でない場合は，加入者との続柄が確認できる戸籍謄本（又は抄本），又は加入者との続柄が確認できる住民票（マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。

2）　加入者（又は配偶者）が現に自己の用に供する住宅（又は土地）を所有している場合で，さらに住宅もしくは土地の購入，新築等又は借り入れしようとするときは２軒目の住宅として住宅貸付の対象としていません。したがって，加入者（配偶者）名義もしくは他人との共有名義で土地付住宅，借地権付住宅又は宅地を購入（新築）する場合で，すでに加入者（又は配偶者）名義もしくは他人との共有名義で，現に自己の用に供する住宅（又は土地）を所有しているときは，それを売却又は売りに出していることが分からない限り，２軒目の住宅となるため貸付けの対象となりません。

この場合は，売却物件の「売買契約書の写し」を添付してください。（個人間売買は13）を参照）

また，現在仲介業者に売却依頼中の場合は「媒介契約書の写し」及び「売却後に売買契約書の写しを提出する旨の誓約書」（P.923の作成例参照）が必要です。ただし，媒介契約の有効期間が経過した場合は，更新後の「媒介契約書の写し」を速やかに提出してください。

相続・贈与・離婚等により，一時的に売却又は売りに出せない場合は，申し込み前に貸付係へお問い合わせください。

3）　住宅貸付を過去に利用したことのある人及び現在借り受けている人が再び住宅貸付を申し込む場合は，過去の貸付対象物件と今回申し込む貸付対象物件との関連性を調査します。

4）　借家及び借地であっても「自己の用に供するため」であれば，貸付けの対象です。

5）　購入又は借り入れする住宅及び土地等は，勤務している学校等から

通勤できる範囲内（おおむね２時間程度）にある所在地の物件が貸付けの対象です。

また，退職後に居住するための住宅，土地の購入又は借り入れについては貸付けの対象となりません。

6）　不動産媒介手数料，登記（手数）料，保険料，ローン手数料，相続税，収入印紙代などの諸経費は貸付けの対象となりません。

また，他の金融機関による住宅ローンの借り換えも貸付けの対象となりません。

7）　既存の住宅を解体して新築する場合は，解体見積書又は解体証明書が必要です。その解体証明書が，建物滅失登記のために法務局等に提出される場合は写しを，また，登記と関係なく解体業者が証明する証明書の場合は原本を提出してください。ただし，請負契約書又は工事見積書に解体工事費が明示されている場合は必要ありません。

8）　購入もしくは借り入れする土地の地目が農地（田もしくは畑）である場合，又は土地が市街化調整区域内にある場合は原則として住宅建築が不可能なため貸付けの対象としていません。ただし，土地の地目が農地である場合で「農地転用許可証（知事又は市町村長の発行）」や「農地転用受理通知書（農業委員会発行）」により宅地に転用できるとき，又は売買契約書の特約条項などで「農地法第５条による宅地への転用する旨の記載」がある場合は貸付けの対象となります。この場合は「農地転用許可証」の写し又は「農地転用受理通知書」の写しを添付してください。

また，土地が市街化調整区域内にある場合で宅地の造成に関して「開発許可」がされている場合は，貸付けの対象となります。この場合は，原則として「開発許可証」の写しを添付してください。

9）　土地の購入又は借り入れをする場合は，貸付送金日から５年以内に住宅を建築しなければなりません。このため，申込時に住宅の「建築

予定書」及び「住宅建築後に建物の登記簿謄本を提出する旨の誓約書」を提出してください。〔貸付規則第19条の２〕

10）貸付金送金後に貸付対象物件を購入しなかったり，ほかの物件を購入したり，工事を施工しなかったなどの場合は，即時償還となります。

11）店舗等の併用住宅の場合は，自己の居住部分のみを貸付けの対象とします。この場合は，収益部分である「店舗等」と「居住部分」にかかる費用の内訳が必要です。

12）一戸の二世帯住宅で加入者が建築費用全額を負担し，加入者がすべてを所有（配偶者との共有を含みます）する場合は，その建築費用は貸付けの対象となります。この場合は，「住宅の利用方法書及び第三者に賃貸しない旨の誓約書」が必要です。

また，一戸の二世帯住宅で加入者と共同建築者が建築費用を負担し，共有名義となる場合は，加入者の負担する費用について貸付けの対象となります。この場合は，共有者との資金分担書（P.921作成例参照）が必要です。

13）住宅及び土地の購入の場合で，その売買契約が個人間又は親族間により締結されているときは，当該契約書のほかに「当該契約による所有権移転終了後に当該登記済の土地登記簿謄本又は建物登記簿謄本を提出する旨の誓約書」が必要です。

14）借地権付住宅を購入する場合は，土地の登記簿謄本，住宅の売買契約書の写し，土地の賃貸借契約書の写し又は借地権設定契約書の写し（当該契約が締結されていない場合は，「契約締結後に契約書の写しを提出する旨の誓約書」），土地所有者の同意書（契約書で借地権の譲渡に関する承諾事項が確認できる場合は不要），住宅の平面図を添付してください。

また，借地権（購入）に対しては200万円が貸付限度額となります。

借地権付マンションを購入する場合は，土地の登記簿謄本は不要です。

15）底地の購入（自己所有の家を借地に建てているときのその借地の購入）の場合は，建物の登記簿謄本，底地の売買契約書の写し，土地の賃貸借契約書の写し，住宅の平面図を添付してください。

16）**住宅貸付の場合，申し込み内容が複雑多岐であり，貸付けの可否を判断しかねる場合がありますので，これまで記したもののほか，その都度必要な書類を求めることがあります。**

８　特例住宅貸付

被災し，住宅の修理，改築等で資金が必要な時に申し込むことができます。申し込みの要件や必要書類，申し込みから送金までは，原則，通常の住宅貸付と同様の取り扱いとなります。

1）　申し込み資格

年金等受給の加入期間が引き続き５年以上あり，被災した加入者〔貸付規則第５条第１項第２号，貸付規則附則第８項〕

2）　貸付額

貸付申し込み時における退職手当の見込額に600万円を加えた額（ただし，その額が2,000万円を超えるときは2,000万円）の範囲です。〔貸付規則附則第8項〕

3）　利率

利率は，固定金利とし，被災日の前月初日（災害基準日）の預託金利率（年0.25％から1.26％までの6段階）となります。(P.892　表３参照)〔貸付規則附則第９項〕

4）　申込期限

被災日から３年以内〔貸付規則附則第11項〕

5）　その他

申し込みに当たっては，「貸付申込書」の貸付事由欄に**「災害」と朱書きし**，通常の住宅貸付に必要な添付書類の他に，「り災証明書」を添付してください。

また，**申し込み時に**，「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」を提出することで，初回定期償還分から**２年間**を限度に定期償還期限を延長することができます。

９　貸付対象物件の譲渡・転居の場合の即時償還

貸付対象物件は，償還が完済するまで譲渡（売却・贈与・賃貸等）はできません。〔貸付規則第20条〕

したがって，貸付対象物件を譲渡されると貸付金は即時償還となります。

ただし，やむを得ない事情により譲渡しなければならない場合は，私学事業団に届け出をし，私学事業団が承認した場合に，引き続き償還することができます。

やむを得ない事情とは以下の場合に限られます。

① 土地収用法による土地の収用又は使用の場合
② 爆発・引火等の恐れがある場合
③ 天災地変による危険がある場合
④ 衛生上有害となる恐れがある場合
⑤ 身体に著しい支障が生じる恐れがある場合
⑥ 公共又はそれに相当する事業の用地として協力する場合

また，償還の途中に貸付対象物件から転居した場合も，自己の用に供しなくなるため，貸付金は即時償還となります。〔貸付規則第４条第５項〕

10　添付書類

住宅貸付は申し込み事由により，添付書類が異なります。次の申し込み事由に従い，提出書類一覧表（表Ⅰ→P.917，表Ⅱ→P.918，表Ⅲ→P.919）を参照して必要書類をそろえて申し込んでください。

また，誓約書や同意書の作成例については，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付▶加入者貸付制度のご案内「住宅貸付」PDFファイル〕を参照してください。

なお，次の申込み事由のほかに，共有住宅の建設，競売物件（裁判所

の管轄）の購入，国有地等の入札物件の購入，底地（借地）の購入，隣接地の購入及び移築などさまざまな申込み事由が挙げられますので，申し込み前に貸付係へお問い合わせください。

1)　購入

①　本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義で土地付住宅を購入する場合　→表Ⅰ－Ａ参照

②　本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義で借地権付住宅を購入する場合　→表Ⅱ－Ａ参照

③　本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義で宅地のみを購入する場合　→表Ⅰ－Ｃ参照

2)　新築

①　本人名義の土地に本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅰ－Ｄ参照

②　土地を購入して本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅰ－Ｂ参照

③　借地権を購入して本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅱ－Ｂ参照

④　借地に本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅱ－Ｄ参照

3)　増築及び改築

①　住宅及び土地が本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅰ－Ｅ・Ｆ参照

②　借地で住宅が本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅱ－Ｅ・Ｆ参照

③　借家（現に本人が居住している住宅）の場合〈貸付限度額は200万円です〉　→表Ⅲ－Ｂ参照

④　借家（現に本人が居住している住宅）を増築・改築後に名義変更

し本人又は他人（親族を含みます）との共有名義にする場合〈貸付限度額は2,000万円です〉　→表Ⅲ－C参照

4)　住宅の修理

①　住宅及び土地が本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅰ－G参照

②　借地で住宅が本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅱ－G参照

③　借家（現に本人が居住している住宅）の修理の場合〈貸付限度額は200万円です〉　→表Ⅲ－D参照

5)　住宅以外の修理

①　住宅・土地とも本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅰ－H参照

②　借地で住宅が本人名義又は他人（親族を含みます）との共有名義の場合　→表Ⅱ－H参照

③　借地・借家の場合〈貸付限度額は200万円です〉　→表Ⅲ－E参照

〔注〕　住宅以外の修理の範囲は宅地の造成，土留（石垣）工事，門塀工事，給排水設備工事，ベランダ，物置及び車庫（建築工事を伴うもの），外構工事一式，敷地にかかる舗装工事，造園工事です。

6)　住宅の借り入れの場合〈貸付限度額は200万円です〉

賃貸借契約書に明記されている契約から入居時までに支払うべき費用又は契約更新に必要な費用の範囲内となります。　→表Ⅲ－A参照

7)　土地の借り入れの場合〈貸付限度額は200万円です〉　→表Ⅱ－C参照

11　申し込み事由別提出書類一覧表の見方

P.917からの表は，住宅及び土地の名義が誰であるかによって分類（表Ⅰ，表Ⅱ，表Ⅲ）をしています。

1)　住宅及び土地が加入者（又は配偶者）の名義・配偶者との共有名義・他人（親族を含みます）との共有名義になる場合は，表Ⅰを参照してください。

2)　住宅が加入者（又は配偶者）の名義・配偶者との共有名義・他人（親族を含みます）との共有名義になる場合で，土地が他人（親族を含みます）の名義の場合は，表Ⅱを参照してください。

3)　住宅及び土地が他人（親族を含みます）の名義や賃貸住宅である場合は，表Ⅲを参照してください。

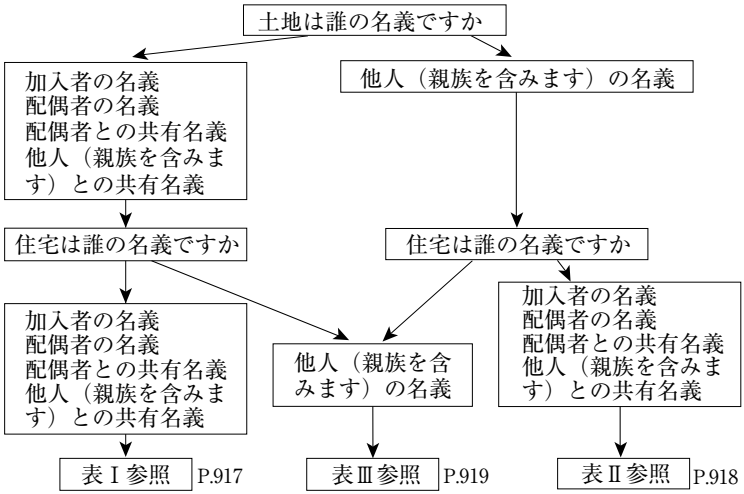

申し込み事由別提出書類一覧表

表Ⅰ　住宅・土地が加入者本人（配偶者）名義であるか又は購入後に加入者本人（配偶者）名義となる場合（他人との共有名義も含みます）

事由＼添付書類		土地登記簿謄本	建物登記簿謄本	売買契約書(写し)	請負契約書(写し)又は工事見積書(原本)	住宅平面図	共有者がいる場合			その他必要書類
							共有者の資金分担書	共有者の同意書		
								土地	建物	
A	土地付住宅（又はマンション）購入			○		○	注６○			③
B	土地購入・新築			○	注２○	○	注６○			③
C	土地購入			○			注６○			①③
D	新築	○			注２○	○	注６○	注７○		②③
E	増築	○	○		注２○	注３○	注６○	注７○	注８○	
F	改築	○	○		注２○	注３○	注６○		注８○	
G	住宅の修理	注１○	注１○		注２○	注４○	注６○		注８○	
H	住宅以外の修理	注１○	注１○		注２○	注５○	注６○	注７○		

※「共有者がいる場合」の共有者とは，他人（親族含む）を指します（配偶者は，加入者との続柄確認ができれば，加入者と同一とみなしていますので，共有者に関する書類は不要です）。
※住宅平面図は間取り（玄関，台所，リビング，浴室，洗面所，トイレ，階段，洋室，和室等）が分かるもので，１階・２階等全面を提出してください。

その他必要書類

① 土地購入の場合，貸付送金日から５年以内に住宅を建築しなければなりません。このため「建築予定書」（建築着工予定日・完成予定日・建築後の建物の名義の記入，完成後に建物の登記簿謄本を私学事業団へ提出する旨の記入及び日付・加入者の署名が必要）を提出してください。

② 建て替えによる新築の場合は，「解体見積書」又は解体業者が証明する「解体証明書」が必要です。ただし，請負契約書（又は見積書）に解体費用の記載がある場合はそれらの書類の提出は不要です。

③ 現在の住宅が借家の場合は，「賃貸借契約書の写し」が必要です。

〔注１〕 住宅の修理，住宅以外の修理が事由で貸付申込金額200万円以下の場合，土地・建物の登記簿謄本は不要です。

〔注２〕 見積書は，１）加入者の氏名（フルネーム），２）工事代金，３）工事内容，４）工事場所（登記上の所在及び地番），５）見積年月日，６）業者名の記載・業者印，７）貸付送金日以降まで有効の見積有効期限，８）工事期間（工事完了日）を記載してあるものを提出してください。

〔注３〕 住宅平面図は，全体の平面図で増築・改築前と増築・改築後のそれぞれが必要です。
また，図面上に増築・改築か所，工事内容を書き込んでください。

〔注４〕 住宅平面図は，全体の平面図で修理か所，修理内容を明示したものが必要です。外壁・屋根の工事の場合は，修理か所，修理内容を明示した住宅立面図も必要です。

〔注５〕 修理か所，修理内容を明示し，住宅平面図及び母屋との全体の配置図が必要です。

〔注６〕 「資金分担書」は，P.921の作成例を参考に作成してください。

〔注７〕 「土地共有者の同意書」は，P.922の作成例を参考に作成してください。

〔注８〕 「建物共有者の同意書」は，加入者がその住宅を増築・改築，修理することに同意する旨の記入，登記上の所在及び地番の表示等の記入及び日付・建物共有者の署名・運転免許証等の写しの添付が必要です。

表Ⅱ　借地で住宅が加入者本人（配偶者）名義であるか又は購入後に加入者本人（配偶者）名義となる場合（他人との共有名義も含みます）

事由＼添付書類		土地登記簿謄本	建物登記簿謄本	売買契約書(写し)	請負契約書(写し)又は工事見積書(原本)	住宅平面図	共有者がいる場合		土地所有者の同意書	その他必要書類
							共有者の資金分担書	建物の共有者の同意書		
A	借地権付住宅購入（借地権購入の貸付限度額は200万円です）	注１○		○		○	注７○		注９○	①④
B	借地権購入・新築（借地権購入の貸付限度額は200万円です）	○			注３○	○	注７○		注９○	①④
C	土地の借入（貸付限度額は200万円です）		○			○				②
D	新築	○			注３○	○	注７○		注９○	③
E	増築	○	○		注３○	注４○	注７○	注８○	注９○	
F	改築	○	○		注３○	注４○	注７○	注８○		
G	住宅の修理	注２○	注２○		注３○	注５○	注７○	注８○		
H	住宅以外の修理	注２○	注２○		注３○	注６○	注７○		注９○	

※「共有者がいる場合」の共有者とは，他人（親族含む）を指します（配偶者は，加入者との続柄確認ができれば，加入者と同一とみなしていますので，共有者に関する書類は不要です）。
※住宅平面図は間取り（玄関，台所，リビング，浴室，洗面所，トイレ，階段，洋室，和室等）が分かるもので，１階・２階等全面を提出してください。

その他必要書類
① 「土地の賃貸借契約書の写し」又は「借地権設定契約書の写し」を提出してください。また，土地所有者と業者が借地契約を結んでいる場合は，その「借地権設定契約書の写し」も必要です。この場合の「土地所有者の同意書」は，住宅建築に関する同意以外に，加入者に借地権を譲渡することに同意する旨の記入，登記上の所在及び地番の表示等の記入及び日付・土地所有者の署名・運転免許証等の写しの添付が必要です。
② 「賃貸借契約書の写し」を提出してください。
③ 建て替えによる新築の場合は，「解体見積書」又は解体業者が証明する「解体証明書」が必要です。ただし，請負契約書（又は見積書）に解体費用の記載がある場合はそれらの書類の提出は不要です。
④ 現在の住宅が借家の場合は，「賃貸借契約書の写し」が必要です。

〔注１〕 借地権付マンション購入の場合には，土地登記簿謄本は不要です。
〔注２〕 住宅の修理，住宅以外の修理が事由で貸付申込金額200万円以下の場合，土地・建物の登記簿謄本は不要です。
〔注３〕 見積書は，１）加入者の氏名（フルネーム），２）工事代金，３）工事内容，４）工事場所（登記上の所在及び地番），５）見積年月日，６）業者名の記載・業者印，７）貸付送金日以降まで有効の見積有効期限，８）工事期間（工事完了日）を記載してあるものを提出してください。
〔注４〕 住宅平面図は，全体の平面図で増築・改築前と増築・改築後のそれぞれが必要です。
また，図面上に増築・改築か所，工事内容を書き込んでください。
〔注５〕 住宅平面図は，全体の平面図で修理か所，修理内容を明示したものが必要です。外壁・屋根の工事の場合は，修理か所，修理内容を明示した住宅立面図も必要です。
〔注６〕 修理か所，修理内容を明示し，住宅平面図及び母屋との全体の配置図が必要です。
〔注７〕 「資金分担書」は，P.921の作成例を参考に作成してください。
〔注８〕 「建物共有者の同意書」は，加入者がその住宅を増築・改築，修理することに同意する旨の記入，登記上の所在及び地番の表示等の記入及び日付・建物共有者の署名・運転免許証等の写しの添付が必要です。
〔注９〕 「土地所有者の同意書」は，P.922の作成例を参考に作成してください。

表Ⅲ　借家の借り入れや借家の増築・改築・修理をする場合（貸付限度額は200万円です）

事由＼添付書類		土地登記簿謄本	建物登記簿謄本	売買契約書(写し)	請負契約書(写し)又は工事見積書(原本)	住宅平面図	共有者がいる場合		土地所有者の同意書	その他必要書類
							共有者の資金分担書	建物の共有者の同意書		
A	借入住宅の契約金や更新の費用					○				①
B	借家（親族の名義の家も含む）の増築・改築	○	○		注１○	注２○			注６○ 改築の場合は不要	②
C	借家（親族の名義の家を増築・改築後に加入者本人の名義とする場合）の増築・改築（貸付け限度額は2,000万円です）	○	○		注１○	注２○	注５○	○	注６○ 改築の場合は不要	③ ④
D	住宅の修理				注１○	注３○				⑤
E	住宅以外の修理	○			注１○	注４○			注６○	

※住宅平面図は間取り（玄関，台所，リビング，浴室，洗面所，トイレ，階段，洋室，和室等）が分かるもので，１階・２階等全面を提出してください。

その他必要書類

① 「賃貸借契約書の写し」を提出してください。

② 「建物所有者の同意書」（加入者がその借家を増築・改築することに同意する旨の記入，登記上の所在及び地番の表示等の記入及び日付・建物所有者の署名・運転免許証等の写しの添付が必要）を提出してください。

③ 「建物所有者の同意書」（加入者がその借家を増築・改築することに同意する旨の記入，登記上の所在及び地番の表示等の記入，増築・改築後に加入者に所有権を移転することに同意する旨の記入及び日付・建物所有者の署名・運転免許証等の写しの添付が必要）を提出してください。

④ 「誓約書」（所有権移転後に私学事業団へ建物の登記簿謄本を提出する旨の記入及び加入者の署名が必要）を提出してください。

⑤ 「建物所有者の同意書」（加入者がその借家を修理することに同意する旨の記入，登記上の所在及び地番の表示等の記入及び日付・建物所有者の署名・運転免許証等の写しの添付が必要です。また，賃貸住宅についてはその修理が認められている契約となっている場合は，同意書に代えて賃貸借契約書の写しでも可）を提出してください。

〔注１〕　見積書は，１）加入者の氏名（フルネーム），２）工事代金，３）工事内容，４）工事場所（登記上の所在及び地番），５）見積年月日，６）業者名の記載・業者印，７）貸付送金日以降まで有効の見積有効期限，８）工事期間（工事完了日）を記載してあるものを提出してください。

〔注２〕　住宅平面図は，全体の平面図で増築・改築前と増築・改築後のそれぞれが必要です。
また，図面上に増築・改築か所，工事内容を書き込んでください。

〔注３〕　住宅平面図は，全体の平面図で修理か所，修理内容を明示したものが必要です。外壁・屋根の工事の場合は，修理か所，修理内容を明示した住宅立面図も必要です。

〔注４〕　修理か所，修理内容を明示し，住宅平面図及び母屋との全体の配置図が必要です。

〔注５〕　「資金分担書」は，P.921の作成例を参考に作成してください。

〔注６〕　「土地所有者の同意書」は，P.922の作成例を参考に作成してください。

住宅資金受領状況証明書の作成例

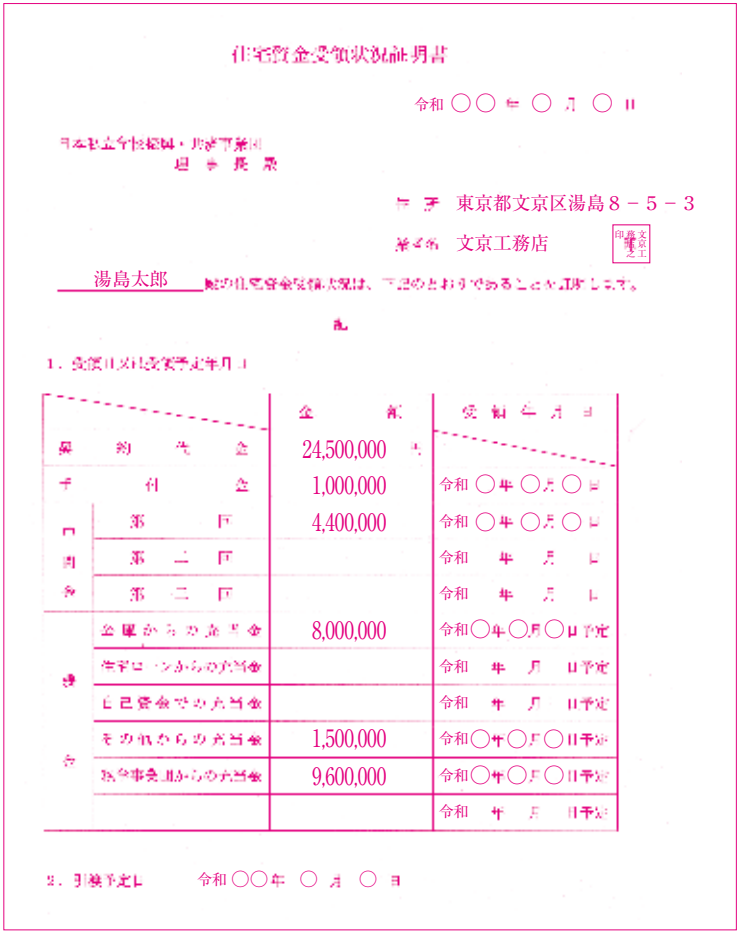

住宅資金受領状況証明書

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

日本勤労介護福祉・共済事業団
理 事 長 殿

住 所　東京都文京区湯島８－５－３
業者名　文京工務店　印

湯島太郎　様の住宅資金受領状況は、下記のとおりであることを証明します。

記

１．受領日及び受領予定年月日

		金額	受領年月日
売買契約金		24,500,000 円	
手付金		1,000,000	令和 ○年 ○月 ○日
中間金	第一回	4,400,000	令和 ○年 ○月 ○日
	第二回		令和 年 月 日
	第三回		令和 年 月 日
残金	会社からの借入金	8,000,000	令和○年○月○日予定
	生命保険からの給付金		令和 年 月 日予定
	自己資金その他の充当金		令和 年 月 日予定
	その他からの充当金	1,500,000	令和○年○月○日予定
	独立事業からの充当金	9,600,000	令和○年○月○日予定
			令和 年 月 日予定

２．引渡予定日　令和○○年 ○ 月 ○ 日

〔注〕 残金の受領年月日が貸付送金日より前に予定されている場合は，貸付けの対象となりません。
　また，貸付送金額は業者へ支払う残金額の範囲となります。

資金分担書の作成例

資金分担書

令和○○年　○月　○日

日本私立学校振興・共済事業団
理　事　長　殿

	記号	番号
加入者等記号・番号	13A9999－99999	
加入者氏名（自署）	湯島　太郎	

無償契約代金又は工事請負契約代金（又は見積代金）については，下記のとおり分担します。

記

1．契約代金または見積代金　24,500,000　円

2．加入者　20,100,000　円
　事業団借入金　9,600,000　円［補助の場合，補助金額：貸付申込金額　　と円］
　公庫等借入金　8,000,000　円
　自　己　資　金　2,500,000　円

3．共有者　4,400,000　円
　公庫借入金　0　円
　自　己　資　金　4,400,000　円　氏名（自署）　湯島一郎

4．共有者　0　円
　公庫借入金　0　円
　自　己　資　金　0　円　氏名（自署）　湯島和子

〔注〕　共有者の費用負担がなくてもその旨を記入し，全員の署名（加入者・共有者がそれぞれ自筆で記入）が必要です。また，共有者の運転免許証又は健康保険証等の写しを添付してください。配偶者と共有名義の場合は，加入者との続柄確認ができれば資金分担書は不要です。

住宅建築に関する土地所有者（共有者を含む）の同意書の作成例

住宅建築に関する土地所有者（共有者を含む）の同意書

令和○○年　○　月　○　日

日本私立学校振興・共済事業団
理　事　長　殿

土地所有者（共有者）
住　　所　東京都文京区湯島８－５－１
氏名（自署）　湯島　一郎
　　湯島　和子

私は下記表示の土地に借地人（又は共有者）　湯島太郎　が、居住する住宅を建築することに同意しております。

記

１．土地の表示（登記簿上）

所在地　東京都文京区湯島８丁目510番２

地　積　120.88　平方メートル

２．土地所有者（申込本人からみた続柄に○印をつけてください。）

ａ　祖父母　　ⓑ　父母　　ｃ　子　　ｄ　兄弟姉妹

ｅ　配偶者の父母　　ｆ　その他

〔注〕　土地所有者（共有者）が２名以上のときは，全員の署名（所有者〈共有者〉がそれぞれ自筆で記入）が必要です。また，土地所有者（共有者）の運転免許証又は健康保険証等の写しを添付してください。ただし，土地所有者（共有者）が法人の場合は法人印の押印が必要となり，添付書類は不要です。

誓約書（売却後に売買契約書の写しを提出する旨の誓約書）の作成例

誓約書

令和 ○○ 年　○　月　○　日

日本私立学校振興・共済事業団
理　事　長　殿

記号　　番号
加入者等記号・番号　13A9999－99999
加入者氏名（自署）　湯島　太郎

現在所有の住宅を売却後、私学事業団へ「**売買契約書の写し**」を速やかに提出することを誓約します。

所在地（登記上の所在地）　東京都文京区湯島８丁目510番２

12　住宅貸付と住宅借入金等特別控除

共済事業の住宅貸付は，貸付けの目的（申し込み事由）などが一定の要件を満たすと，住宅借入金等特別控除や特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象になります。〔租税特別措置法第41条，租税特別措置法第41条の３の２〕

貸付けの申し込み事由や「工事等完了届」（P.929参照）の提出により，該当する借受人に対して，残高証明書を所定の時期に送付しますので，確定申告又は年末調整で手続きをしてください。

また，特別控除を受けるには一定の要件を満たしていなければなりませんので，残高証明書を送付された借受人が，必ず特別控除を受けられるとは限りません。住宅借入金等特別控除の内容，要件，届け出等の詳細については，税務署にお問い合わせください。

13　団体信用生命保険制度

団体信用生命保険制度（以下「団信制度」といいます）は，住宅貸付を借り受けている加入者が，償還途中に死亡又は高度障害状態になった場合，生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金を貸付金残高（未償還金等）に充当する制度です。これにより，学校法人等から支給される退職手当等を債務の返済に充てることなく，団信制度による保険金をもって完済となるため，残された家族の生活安定を図ることができます。

また，団信制度の詳細については，別途「住宅貸付　団体信用生命保険制度　事務の手引」を参照してください。

1）　適用者の区分

①　新規適用者

貸付日現在，20歳以上70歳未満の加入者で，「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（以下「団信告知書」といいます）を私学事業団に提出し，適用が承認された人をいいます。

②　中途適用者

住宅貸付の申込時に適用を希望したが，告知内容等により適用が承認されなかった借受人が，後に健康状態などの変化により有資格者となったため，「団信告知書」を提出し，適用が承認された人をいいます。ただし，中途適用の適用日現在，20歳以上70歳未満の加入者で，住宅貸付の申込時に団信告知書を提出（適用希望）していなければなりません。

2）　適用申込時期

新規適用者の申し込みは，住宅貸付の申込時となります。ただし，中途適用者の場合は毎月15日（15日が土・日曜日又は休日のときはその前日〈順次繰り上がります〉）到着分で締め切りとなります。

3）　適用申し込み手続き

希望者は，「団信告知書」に必要事項を記入のうえ，提出してください。新規適用者の場合は「貸付申込書」の「団体信用生命保険適用の希望の有無」欄に○印を付して意思表示をしてください（私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕参照）。

〔注〕　借り換えの場合，住宅貸付の借入額が更新されるため，新規適用者と同様の取り扱いとなります。借り換えの申し込みと同時にあらためて「団信告知書」を提出してください。

4）　適用日と保障開始日

適用者の区分	適　用　日	保障開始日
新規適用者	貸付送金日の属する月の翌月１日	貸付送金日 （毎月２日又は22日）
中途適用者	適用申し込み締め切り日の属する月の翌月１日	適用申し込み締め切り日の属する月の翌月１日

5）　保障終了日

団信適用者が次のいずれかの事由に該当したときは，団信制度から脱退することになり，その日をもって保障は終了します。

事　　由	保　障　終　了　日
死亡したとき	死亡日
所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害固定日
貸付金を完済したとき	完済した日
満年齢81歳に達したとき	達した日の属する月の末日
任意脱退の申し出をしたとき	団信制度脱退申し出締め切り日の属する月の末日 ただし，「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」により16日以降に申し出のあった場合は翌月末日
退職したとき（継続資格取得や任意継続加入をする場合も含みます）	定期償還として通知された月の末日
保険料充当金又は償還金が３か月以上未納のとき	３か月以上未納となった日の属する月の末日 （なお，未納の起算日は，償還期限の属する月から起算）
貸付規則による即時償還に該当したとき	該当した日の属する月の末日

6）　保険金額

保険金額は，保険事故日現在の貸付金残高になります。

7）　保険料充当金

⑴　徴収期間

団信適用者は，適用日の属する月から保障終了日の属する月まで，毎月保険料充当金を負担することになります。ただし，新規適用者で保障開始日から適用日までの間に保険事故が発生したときは，１か月分の保険料充当金を別途負担することになります。

⑵　算出方法

①　保険料充当金率は，適用年月日から年度末（３月末日）までは，貸付金額１万円につき３円48銭（令和６年４月１日現在）です。

【算式】

保険料充当金（月額）

＝貸付金額×保険料充当金率（3.48円／10, 000円）

② 団信適用者の翌年度（４月以降）の保険料充当金は，その前年度末（３月末日）現在の貸付金残高を基礎として計算します。

【算式】

翌年度の保険料充当金（月額）

＝３月末日現在の貸付金残高×保険料充当金率（3.48円／10,000円）

③ 一部任意償還後の保険料充当金は，任意償還後の貸付金残高をもって再計算し，「貸付金任意償還通知書」等により通知します。

【算式】

次月以降の保険料充当金（月額）

＝一部任意償還後の貸付金残高×保険料充当金率（3.48円／10,000円）

②の場合の保険料充当金については，毎年３月に「保険料充当金変更通知書」により，当該学校法人等代表者及び団信適用者に通知します。

また，保険料充当金率は，将来，加入率や団信適用者の年齢構成，保険事故（死亡又は高度障害）の発生率等により変更することがあります。

〔注〕 保険料充当金に１円未満の端数が生じた場合は，１円未満を四捨五入します。

⑶ 徴収方法

保険料充当金は，定期償還金と併せて「貸付金定期償還等通知書」又は「貸付金償還等通知書」により通知しますので，償還期限日までに払い込んでください。

⑷ 税務取り扱い

生命保険料控除の対象となる保険料は，保険金受取人を自己又はその配偶者，その他の親族とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料と定められていますが，この制度の保険金受取人は私学事業団と

なりますので，団信適用者の負担する保険料充当金は，生命保険料控除の対象とはなりません。〔所得税法第76条・地方税法第34条〕

8)　死亡・高度障害保険金

(1)　保険金が支払われる場合

団信適用者が借入金の償還期間の途中に，次のいずれかに該当した場合に保険金を支払います。

①　死亡したとき（死亡保険金）

②　高度障害の状態[注]となったとき（高度障害保険金）

(2)　保険金が支払われない場合

次のいずれかに該当する場合は，保険金は支払われません。

①　保障開始日から１年以内に自殺したとき

②　団信制度適用者の故意により，高度障害状態となったとき

③　保険金受取人の故意により，死亡又は高度障害状態となったとき

④　戦争その他の変乱により，死亡又は高度障害状態となったとき

⑤　「団信告知書」に虚偽があったとき（告知義務違反）

⑥　詐欺による取消し，不法取得目的による無効のとき

⑦　重大事由による解除のとき（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む）

⑧　保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態となったとき

〔注〕　高度障害とは，次の状態をいいます。

①両眼の視力をまったく永久に失ったもの

②言語又はそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの

③中枢神経系又は精神に著しい障害を残し，終身常に介護を要するもの

④胸腹部臓器に著しい障害を残し，終身常に介護を要するもの

⑤両上肢とも，手関節以上で失ったか又はその用をまったく永久に失ったもの

⑥両下肢とも，足関節以上で失ったか又はその用をまったく永久に失ったもの

⑦1上肢を手関節以上で失い，かつ，1下肢を足関節以上で失ったか又はその用をまったく永久に失ったもの

⑧1上肢の用をまったく永久に失い，かつ，1下肢を足関節以上で失ったもの

9)　保険事故（死亡又は高度障害）が発生した場合の取り扱い

団信適用者が償還の途中で死亡又は高度障害になった場合は，保険事故として保険金が支払われます。保険金の請求に必要な手続きや提出書類がありますので，**保険事故が発生したときは，直ちに貸付係へご連絡ください。**

保険金の請求に必要な書類は次のようになります。

(1)　死亡の場合

①「団体信用生命保険申出書」（私学事業団から送付する用紙）

②「死亡証明書」（私学事業団から送付する生命保険会社所定の用紙）

〔注〕　団信保障開始日から2年を超えて死亡した場合は死亡診断書（死体検案書）の写しをもって死亡証明書に代えることができます。

(2)　高度障害の場合

①「団体信用生命保険申出書」（私学事業団から送付する用紙）

②「障害診断書」（私学事業団から送付する生命保険会社所定の用紙）

13　貸付金送金後の書類の提出

1)　工事等完了届の提出

貸付けの対象になった住宅の新築・増築・改築・移築，購入，借り入れ，修理又は敷地の購入，借り入れが完了した場合は「工事等完了届」を提出しなければなりません。〔貸付規則第19条〕

(1)　住宅貸付を決定したときは，「工事等完了届」及び「貸付決定通知書（償還明細表）」を送付します。

⑵　建物の新築又は購入での貸付けの場合は，居住年月日の報告も必要ですので，居住年月日以降に「工事等完了届」を提出してください。また，土地購入のみでの貸付けの場合は，土地購入完了時に「工事等完了届」により土地購入完了の報告を行い，新築・居住後に建物登記簿謄本の提出と居住年月日の報告を行ってください。

2)　その他の書類の提出

申込時に，後日提出することを誓約した書類（土地・建物の登記簿謄本，売買契約書の写し）は，書類が整い次第，必ず提出してください（提出がない場合は即時償還となることがあります)。

また，提出の際は貸付送金年月日，加入者番号，加入者氏名を明記してください。

第６節　災　害　貸　付

１　申し込み事由

加入者が水震火災，その他の非常災害を受けたため資金を必要とし，かつその支払い行為が借入資金の受け取り後に行われるものであるときに貸付けます。〔貸付規則第４条第６項〕

また，支払い（クレジットカードの支払いを含む）の済んだ費用は貸付けの対象外です。

２　申し込み資格

加入者期間が引き続き１年以上の人が申し込むことができます。〔貸付規則第５条第１項第１号〕

３　貸付額

標準報酬月額の６か月分相当額の範囲内（その額が200万円を超えるときは200万円）です。〔貸付規則第６条，第７条第１項第５号〕申込金額には，５万円から200万円までの設定額がありますので，私学共済ホームペー

ジ掲載の償還額早見表を参照してください。

申込金額に応じて償還回数が決まっています。

５万～150万円　　60回

155万～200万円　120回

〔注〕 借り換えの取り扱いについては，P.897を参照してください。

４　利率

月利とし，年0.25％～1.00％の４段階の固定金利になります。

（P.892表３参照）。〔貸付規則第８条第１項第２号，附則第５項第２号〕

５　申込受付期限

貸付けの対象となる申込期限は，被災日から１年以内です。

６　申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に，災害証明書を添付して申し込んでください。〔貸付規則第９条第２項第４号〕

「貸付申込書」「借用証書」の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

７　添付書類

1）市区町村長又は消防署長など公的機関が発行する災害証明書（り災証明書，被災証明書等）

2）警察署長が発行する証明書（盗難，交通事故及び傷害等の被害を証明する書類）

第７節　医療・介護貸付

１　申し込み事由

加入者が自己，被扶養者及び被扶養者でない配偶者，子，父母，孫もしくは兄弟姉妹（配偶者の子，父母，孫，兄弟姉妹及び加入者の父母の配偶者を含みます）が引き続き５日間以上入院（健康診断，出産等の医療保険適用外の入院を除きます），又は介護認定（要支援以上）を受け，介護保険対象の施設に入所（利用）するため，資金を必要とし，かつその支払い行為が借入資金の受け取り後に行われるものであるときに貸付けます。〔貸付規則第４条第７項〕

また，支払い（クレジットカードの支払いを含む）の済んだ費用は貸付けの対象外です。

なお，引き続き３か月以上の，在宅加療での介護又は特定疾患もしくは小児慢性特定疾患により通院加療のため，資金を必要とするときは貸付対象としています。

〔注〕 介護保険対象の施設（介護施設）とは，公的に運営されている「介護保険施設」（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）及び，厚生労働省が定めるサービス基準を満たした「特定施設」（介護付有料老人ホーム・養護老人ホーム・特定施設として認可されたサービス付き高齢者住宅又は軽費老人ホーム）となります。なお，特例として特定施設ではない住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者住宅に入所し，介護保険の居宅サービス（訪問介護等）を受けている場合も貸付対象となります。

２　申し込み資格

加入者期間が引き続き１年以上ある人が申し込むことができます。〔貸付規則第５条第１項第１号〕

3　貸付額

標準報酬月額の６か月分相当額の範囲内（その額が200万円を超えるときは200万円）です。〔貸付規則第６条，第７条第１項第６号〕申込金額には５万円から200万円まで40種類の貸付設定額がありますので，私学共済ホームページ掲載の償還額早見表を参照してください。

申込金額に応じて償還回数が決まっています。

５万～150万円　　60回

155万～200万円　120回

〔注〕 借り換えの取り扱いについては，P.897を参照してください。

4　利率

月利とし，年4.26％です。

ただし，令和６年４月１日現在は特例利率の年1.26％が適用されます(P.890参照)。〔貸付規則第８条第１項第１号，附則第５項第１号〕

5　申込受付期限

貸付けの対象となる申込期限は，申し込み事由に該当している日から６か月以内です。

6　申込手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に必要書類を添付して申し込んでください。〔貸付規則第９条第２項第５号〕

「貸付申込書」「借用証書」の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

7　添付書類

1)　入院費用の場合は，医療機関が発行する入院の事実（入院の予定不可），病名及び入院期間（引き続き５日間以上の入院）を証明する入院証明書（退院証明書）又は診断書。

入院証明書の発行時に入院の事実が５日間以上なくても，引き続き入院を予定される期間と合算して５日間以上と見込まれる場合も対象

とします。また，この場合の入院証明書の日付は入院日以降の日付となるよう注意してください。

2)　介護費用の場合は，市区町村が発行する要支援・要介護認定区分を証明する書類の写し及び，介護施設入所（利用）を証明する書類（契約書の写し等)。

3)　入院や介護施設の入所（利用）等をした人が加入者の被扶養者でない場合は，加入者との続柄を確認できる戸籍謄本（又は抄本)，又は加入者との続柄が確認できる住民票（マイナンバーの記載のないもの）が必要です。

4)　介護認定されていない者の引き続き３か月以上の在宅加療での介護のため資金を必要とする場合は，医療機関等が発行する訪問看護の証明書及び３か月以上診療を受けていることがわかる診断書等が必要です。詳しくは貸付係へお問い合わせください。

〔注〕　医療・介護貸付の添付書類について，申込人である加入者が添付書類の記載内容の秘匿を希望する場合は，あらかじめ封筒に添付書類を封入し，添付書類の名称（「診断書」「入院証明書」等）を封筒に表書きして学校事務担当者に提出してください。学校事務担当者は，添付書類の内容を確認する必要はありませんので，封入した状態で貸付申込書とともに私学事業団に送付してください。

第８節　償　　還

１　定期償還

貸付金の償還は元利均等償還で，借り受けた月から償還することになります。学校法人等は，「貸付金償還等通知書」又は「貸付金定期償還等通知書」及び「貸付金定期償還等通知明細書」に基づき，借受人の報酬から償還額を控除し，払い込んでください。〔貸付規則第25条，第26条〕

学校法人等の金融機関預金口座からの口座振替や，ゆうちょ銀行口座からの自動払込が可能です。定期償還の預金口座振替（自動払込）の申し出手続きは，掛金等とは別に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（貸付償還金用）」の提出が必要です。

「貸付金償還等通知書」払込取扱票（払込通知票）による金融機関の窓口での払い込みや，預金口座振替（自動払込）の注意点については，「掛金等の納付」（P.965）も参照してください。

〔注１〕 22日送金で貸付けを受けた場合は，その第１回目の償還については，貸付金の入金を確認してから貸付決定通知書に同封する個別の払込取扱票（払込通知票）で償還してください。なお，口座振替（自動払込）を利用している学校法人等においても，22日送金の第１回目の定期償還に限り口座振替されません。

〔注２〕 住宅貸付の団体信用生命保険の保険料充当金は，新規適用者の場合は貸付日の翌月から発生します。（P.924「団体信用生命保険制度」を参照）

〔注３〕 預金口座振替による償還金の振替日（毎月28日（金融機関が非営業日の場合は翌営業日））に収納代行会社が口座から引き落しますので残高を確認してください。

２　住宅貸付にかかる半年払償還

毎月の定期償還のほかに１月と７月の年２回償還を併用する方法です。半年払償還を利用するには，住宅貸付の申込時に貸付申込書に希望額を記入してください。償還途中の変更はできません（P.907参照）。

11月と5月の「貸付金定期償還等通知明細書」に，「住宅貸付半年払併用者予定償還金額事前通知書」を同封しますので，事前の確認にご利用ください。

1月と7月の「貸付金定期償還等通知明細書」には毎月払償還額と半年払償還額を記載しますので，借受人の報酬又は賞与等から控除して払い込んでください。

３　償還期限日

償還期限は，本来は貸付の応当日（貸付日）の前日ですので，利息（月利）計算も償還期限までの利息となりますが，定期償還の場合は毎月６日を期限日として取り扱っています。

また，償還期限日が土・日曜日又は休日など金融機関の非営業日に当たる場合は，翌営業日に償還金を払い込めば償還期限日までに払い込まれたものとみなします。

４　任意償還

借受人の希望によって，貸付金の残額の全部又は一部を償還する方法です。任意償還を希望する場合は，毎月15日（私学事業団必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出てください。15日が土・日曜日又は休日のときは，その前日（順次繰り上ります）をもって締め切ります。

「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」は，貸付種類ごとに作成して提出してください。複数の貸付種類の任意償還を，１枚の申出書で申し出ることはできません。

「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書 」の記入例については，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

毎月15日までに任意償還を申し出た場合は，締め切り日の属する月の定期償還後の元金（半年払を併用している場合は半年払の経過利息を含みます）が償還の対象になり，申し出が15日を過ぎた場合は，翌月の定期償還後の元金等が対象になります。

任意償還を決定した場合は，以下の通知書を学校法人等に送付します。

「貸付金任意償還通知書」（加入者用）

「貸付金異動確認通知書」（学校法人等用）

「貸付金償還等通知書（払込取扱票）」（学校法人等用）

「貸付金（異動）通知書（償還明細表）」（一部任意償還の場合・加入者用）

学校法人等が借受人から償還額を預かり，償還期限日までに払込取扱

票（払込通知票）により償還してください。〔貸付規則第27条〕

なお，任意償還の口座振替はできません。

〔注〕 任意償還の償還期限日は，貸付日の前日となります。例えば，貸付日が２日の場合，償還期限日は，申込締め切り日（毎月15日必着）の属する月の翌月１日となります。

〈全部任意償還の事例〉

貸付日が２日貸付けの場合の例

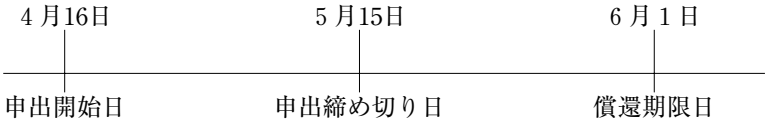

なお，申出締め切り日と同月の定期償還（事例の場合５月分）は発生します。

償還期限日を過ぎて払い込まれると償還期限の翌日から起算して払い込まれた日までの月数に応じて利息が発生します。〔貸付規則第24条〕

一部任意償還後の定期償還は，償還回数が短縮されますが，１回当たりの償還額は変わりません。

住宅貸付の借受人で半年払償還を併用している場合の一部任意償還は，半年払償還の元金残に優先的に充当します。その場合は，半年払償還１回分の償還額以上が必要となります。

返還希望額が半年払償還の元金残よりも多い場合は，半年払償還の元金残（経過利息がある場合は，利息を含みます）に充当した後の残額を，毎月払償還の元金残に充当します。

なお，半年払を併用している場合の一部任意償還は，半年払の２回目償還以降の申し出から受け付けます。

〈毎月の定期償還のみの場合の一部任意償還の計算事例〉

一般貸付を利率年1.26％で100万円，60回償還で借り受けていて，第５回目の定期償還まで償還した借受人が，10万円の一部任意償還を希望したとき

Ａ．第５回目の定期償還後の元金残　919,050円

Ｂ．希望償還額　100,000円

Ｃ．元金残から希望償還額を差し引いた差額
（Ａ－Ｂ）（919,050円－100,000円）　819,050円

Ｄ．償還表上で上記差額の直近上位の元金残額（償還期別第11回）　821,349円

Ｅ．一部任意償還額
（Ａ－Ｄ）（919,050円－821,349円）　97,701円

Ｆ．償還期限　一部任意償還を申し出た締め切り日の翌月の貸付日の前日

一般貸付償還表（貸付金100万円）　利率年1.26％　60回償還

償還期別	償還期限	償還額（円）	償還額内訳		元金残(円)	備　考
			元金(円)	利息(円)		
					1,000,000	
1	貸付日以後１か月経過した日の前日	17,206	16,156	1,050	983,844	
2	２か月	17,206	16,173	1,033	967,671	
3	３か月	17,206	16,190	1,016	951,481	
4	４か月	17,206	16,207	999	935,274	
5	５か月	17,206	16,224	982	**919,050**	…Ａ
6	６か月	17,206	16,241	965	902,809	
7	７か月	17,206	16,258	948	886,551	
8	８か月	17,206	16,275	931	870,276	
9	９か月	17,206	16,292	914	853,984	
10	10か月	17,206	16,309	897	837,675	
11	11か月	17,206	16,326	880	**821,349**	…Ｄ直近上位の額
12	12か月	17,206	16,344	862	805,005	
13	以下省略					

〈住宅貸付の半年払償還を併用している場合の一部任意償還の計算事例〉

住宅貸付を利率年1.26％で240万円借り受け，毎月の定期償還で140万円120回償還，半年払償還で100万円20回償還を選択した借受人が，第１回目の半年払償還をした３か月後に20万円の一部任意償還を希望したとき

A．第１回目の半年払償還後の半年払償還の元金残　949,944円

B．希望償還額　200,000円

C．半年払償還の元金残から希望償還額を差し引いた差額
（A－B）（949,944円－200,000円）　749,944円

D．半年払償還表上で上記差額の直近上位の元金残額（償還期別第５回）　759,267円

E．一部任意償還の元金
（A－D）（949,944円－759,267円）　190,677円

F．一部償還の元金にかかる利息（３か月分の経過利息）
（190,677円×1.26％×$\frac{3}{12}$）　601円

G．一部任意償還額
（E＋F）（190,677円＋601円）　191,278円
※ただし，元金に経過利息額を加算した額が，希望償還額を超過した場合は，Dの元金を直近上位の額に読み替えます。

H．償還期限　一部任意償還を申し出た締め切り日の翌月の貸付日の前日

住宅貸付　半年払償還表　貸付月「５・11月分」（貸付金100万円）

利率年1.26％　20回償還

償還期別	償還期限	償還額（円）	償還額内訳		元金残（円）	備　考
			元金（円）	利息（円）		
					1,000,000	
1	貸付日以後１か月経過した日の前日	53,206	50,056	3,150	**949,944**	…A
2	12か月	53,206	47,221	5,985	902,723	
3	18か月	53,206	47,519	5,687	855,204	
4	24か月	53,206	47,818	5,388	807,386	
5	30か月	53,206	48,119	5,087	**759,267**	…D直近上位の額
6	36か月	53,206	48,423	4,783	710,844	
7	42か月	53,206	48,728	4,478	662,116	
8	48か月	53,206	49,035	4,171	613,081	
9	54か月	53,206	49,344	3,862	563,737	
10	60か月	53,206	49,654	3,552	514,083	
11	以下省略					

５　即時償還

借受人が次の要件に該当したとき，即時償還となります。〔貸付規則第22条〕

1)　加入者の資格を喪失したとき。

2)　貸付規則に定める事項に違反したとき。

3)　貸付申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4)　住宅貸付で工事等完了届の提出を怠ったとき。

5)　償還を怠ったとき。

6)　その他必要と認めたとき。

これらの要件を確認した時点で即時償還を決定し，以下の通知書を学校法人等に送付します。

「貸付金即時償還通知書」（加入者用）

「貸付金異動確認通知書」（学校法人等用）

「貸付金償還等通知書（払込取扱票）」（学校法人等用）

学校では償還金を退職手当等から控除するか，借受人から償還額を預かり，償還期限日までに払込取扱票により払い込んでください。なお，即時償還の口座振替はできません。

６　住宅貸付の借受人の即時償還（退職手当が支給されるとき）

住宅貸付の借受人が，加入者資格を喪失することなく学校法人等を異動（継続資格取得），あるいは同一学校法人内で異動（所属学校変更）して，退職手当が支給されたときは，前項の即時償還の要件に該当していない場合でも，その退職手当を即時償還に充当することとなります。〔貸付規則第23条第１項〕

ただし，前任校と後任校が同一の退職金財団等に加盟し，退職手当等が引き継がれるときは，後任校で引き続き定期償還することができます（P.943「12　継続資格取得した借受人の償還手続き」又はP.946「13　所属学校変更（同一法人内の異動）した借受人の償還手続き」参照）。

また，学校を異動していない（加入者資格の異動がない）場合でも，任用替え等により，住宅貸付の借受人に退職手当が支給されるときは，その退職手当を即時償還に充当することとなります。〔貸付規則第23条第２項〕

住宅貸付の借受人に退職手当を支給するときは，必ず学校法人等で，「退職手当支給証明書」又は「退職手当支給予定報告書」（任意の書式私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照）を作成して提出してください。

７　定期償還の停止

即時償還を決定すると定期償還は停止になりますが，即時償還の前に決定した定期償還は取り消しにはなりません。資格喪失により即時償還となった場合，資格喪失を私学事業団が確認する時期によっては，退職後であっても定期償還が発生することがあります。

なお，借受人が破産・民事再生法の適用を受けたことが判明した場合は，私学事業団から学校法人等に定期償還の停止を依頼することがあります。

８　退職する借受人の償還手続き

学校法人等を退職し，加入者資格を喪失した場合の貸付償還金は，即時償還通知後の償還期限日までに全額償還となります。学校法人等は，退職手当等が支給される場合，貸付償還金を退職手当等から必ず控除し，不足金がある場合は借受人から預かり，借受人に代わって私学事業団に払い込んでください。退職手当等の控除を行わず債務不履行になった場合は，学校法人等に対して貸付けの制限をすることがあります。

1）　在職中に借受人の希望により任意償還する場合

「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出し，在職中に元金残を全額任意償還してください（P.936「４任意償還」を参照）。

2）　退職後に償還する場合

資格喪失報告書の提出により借受人の資格喪失が確認されると，以下の通知書を学校法人等に送付します。

「貸付金即時償還通知書」（加入者用）

「貸付金異動確認通知書」（学校法人等用）

「貸付金償還等通知書（払込取扱票）」（学校法人等用）

また，資格喪失が確認されるまでの定期償還についても学校法人等に通知しますので，その際は借受人から定期償還金と即時償還金の合計額を預かり，払い込んでください。なお，即時償還の口座振替はできません。

即時償還の償還期限は，即時償還を決定した日（即時償還通知書の交付日）から60日以内です。即時償還額は払込日により利息が異なるため，払込期限日ごとに償還額の異なる複数枚の払込取扱票を送付します。払込取扱票に記載の償還期限日を確認し，払込日に応じた１枚を使用して払い込んでください。

団信制度は，即時償還になると自動的に脱退となりますが，資格喪失が確認されるまでの間は加入扱いとなり，保険料充当金は，定期償還と合わせて支払いが必要です。

3)　官民人事交流法により退職する場合

官民人事交流法（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年12月22日法律第224号））によって国の機関等に任用され，加入者資格を喪失する借受人の償還については，事前に申し出ることにより定期償還を継続できる場合があります。

９　延滞金

定期償還及び即時償還は，償還期限日を経過すると，期限日の翌日から償還金の払込日までの日数に応じて，１日当たり0.03％の割合で計算した延滞金が課されます。〔貸付規則第32条第１項〕

【延滞金の算式】

延滞金＝償還額×$\frac{0.03}{100}$×延滞日数（１円未満の端数切り上げ）

10　貸付金完済証明書

借受人が貸付金（元利金）を完済したときには，「貸付金完済証明書」を学校法人等を通して借受人に送付します。〔貸付規則第34条〕

11　退職後引き続き再雇用された場合の償還手続き

同一学校法人等において雇用契約上一旦退職し，1日の空白もなく引き続き再雇用されるときであっても，退職手当等が支給される場合は，任意償還することを借受人に勧めてください。

なお，住宅貸付の借受人に退職手当等を支給する場合は，必ず即時償還となります。

12　継続資格取得した借受人の償還手続き

1）　一般，教育，結婚，災害，医療・介護貸付の借受人の場合

資格喪失報告書に基づき，前任校に即時償還を通知しますが，後任校から「異動報告書」を提出することにより，後任校で引き続き定期償還することができます。借受人が前任校に，即時償還が取り消されたことを連絡するよう伝えてください。

なお，前任校から退職手当等が支給される場合は，その後の償還の負担を軽減するためにも，任意償還することを借受人に勧めてください。

2）　住宅貸付の借受人の場合

住宅貸付は，退職手当等が支給される場合，支給される退職手当をもって即時償還となります。(P.940「6住宅貸付の借受人の即時償還（退職手当が支給されるとき)」参照)。

支給される退職金等の額が未償還元利金（即時償還額）に満たないとき，又は前任校と後任校が同一の退職金財団等に加盟し，退職手当が引き継がれるときは，後任校から「異動報告書」および「退職手当引当承諾書」を提出することにより，後任校で引き続き定期償還することができます。

前任校と後任校の償還手続きは，以下のとおりとなります。

◎　前任校で支給する退職手当等の額が即時償還額よりも多いとき

前任校が即時償還額を払い込んでください。

◎　前任校で支給する退職手当等の額が即時償還額に不足するとき

前任校は「退職手当支給証明書」を提出し，後任校では「異動報告書」「退職手当引当承諾書」等を提出してください。前任校へは退職手当等の支給額に応じた即時償還を通知します。なお，不足額について後任校で引き続き定期償還を継続することができないときは，前任校で全額即時償還となります。

◎　前任校と後任校が同一の退職金財団等に加盟し退職手当等が引き継がれるとき

前任校は「退職手当引継証明書」を提出し，後任校では「異動報告書」「退職手当引当承諾書」等を提出してください。後任校で引き続き定期償還を継続することができます。

◎　退職金財団等による退職手当引継以外の何らかの事情で前任校が退職手当等を支払わなかったとき

前任校は「退職手当不支給理由書」を提出し，後任校では「異動報告書」「退職手当引当承諾書」等を提出してください。後任校で引き続き定期償還を継続することになります。借受人から前任校に，即時償還が取り消されたことを連絡するよう伝えてください。

継続資格取得した場合の償還手続きの提出書類の詳細については，次頁の提出書類一覧を確認してください。

なお，前任校，後任校とも，手続きが遅滞すると，延滞金等が発生することがあります。

〔継続資格取得し定期償還を異動先学校法人等に引き継ぐ際や住宅貸付の借受人に退職手当を支給する際の提出書類〕

書　類　名	内　容	提　出　者
「異動報告書」 **様式第15号**（※）	定期償還を継続するための報告書。 資格の異動の状況と退職手当支給状況を，借受人に報告してもらいます。借受人と学校法人等代表者の印が必須です。	**異動先の学校法人等**（借受人）
（住宅貸付のみ） 「退職手当引当承諾書」 **様式第４号**（※）	住宅貸付の借受人の異動報告書の必須添付書類。異動先の学校法人等の退職手当制度の概要と退職手当見込額を記入してください。借受人と学校法人等代表者の印が必須です。	**異動先の学校法人等**（借受人）
（住宅貸付のみ） 「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」 **所定の書式**（※）	住宅貸付の団信制度に継続加入を希望するときの書類。提出がない場合は，前任校の定期償還が終わった時点で団信制度も自動脱退となります。	**異動先の学校法人等**（借受人）
（住宅貸付のみ） 「退職手当引継証明書」 **（任意の書式）**	住宅貸付の借受人が同一の退職金財団等に加盟している学校間で異動し，異動先の学校法人等に退職手当を引き継いだときの証明書類。 書式は任意で，退職手当財団等が証明したものでも可。学校法人等代表者の印が必須です。	**前任校**
（住宅貸付のみ） 「退職手当不支給理由書」 **（任意の書式）**	同一の退職金財団等による退職手当引継以外の何らかの事情で前任校が退職手当等を支払わなかったときの報告書。退職手当不支給の理由を記入してください。学校法人等代表者の印が必須です。	**前任校**
（住宅貸付のみ） 「退職手当支給証明書」又は「退職手当支給予定報告書」 **（任意の書式）**（※）	住宅貸付の借受人が任用替えや継続資格取得した場合で，退職金の支給があったときの証明書類。退職手当支給額と退職金支給日を記入してください。学校法人等代表者の印が必須です。 　なお，支給予定報告書として事前に提出することも可能ですので，この場合は，退職手当支給予定額，退職手当支給予定日を記入してください。	**前任校**（資格の異動が無く退職手当を支給する学校を含みます）

※私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕参照

13　所属学校変更（同一法人内の異動）した借受人の償還手続き

「所属学校等変更報告書」を提出することにより，異動先の学校で引き続き定期償還することになります。

私学事業団で所属変更を確認したら，異動先の学校に，変更した定期償還月を記載した「貸付金異動確認通知書」を送付します。

所属学校変更の確認がされるまでは，前任校で償還が継続となります。

14　産前産後休業及び育児休業等掛金等免除中の定期償還期限の延長

産前産後休業及び育児休業中で掛金の免除をしている間は，定期償還の償還期限を延長することができます。その場合，延長期間終了後に，延長分の定期償還と通常の定期償還をあわせて返済する月があります。**最終償還期限を延長するわけではない**ので注意してください。

延長を希望する場合は，「産前産後休業・育児休業による定期償還期限延長申請書」（任意の書式　私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕参照）を定期償還期限延長の開始希望月の前月の15日（必着）までに提出してください。

産前産後休業から引き続き育児休業も定期償還期限の延長を希望する場合は，産前産後休業開始月から育児休業終了月まで記入してください。

定期償還期限の延長が承認されると，承認した月以降の定期償還の払い込みが保留されます。学校法人等へ送付する「貸付金定期償還等通知明細書」の明細部分に対象者の定期償還は記載されますが，定期償還の総合計額，「貸付金償還等通知書・払込取扱票」や口座振替の「貸付金定期償還等通知書」に対象者の償還額は含まれません。

定期償還の延長期間中の償還金は，延長期間終了月の翌月に「貸付金償還等通知書（払込取扱票）」を学校法人等宛てに送付しますので，一括又は分割での払い込みをしてください。延長期間および延長後の償還期限は，【事例】を参照してください。

なお，住宅貸付で「団体信用生命保険」に加入している場合の保険料

充当金については，払込期限を延長することができませんので，延長期間中であっても払い込みが必要です（学校への定期償還等の払い込み額に含めて通知します）。

【事例】５月から７月の定期償還（３ヶ月分）が延長された場合の償還金の請求の場合，５月から７月の３ヶ月の償還金の請求はありません。この３ヶ月分の３枚の払込取扱票は，延長期間後の８月に送付いたします。１枚ずつでもまとめてでも構いませんので，延長期間相当月数経過後の11月６日までに支払ってください。また，保険料充当金は５月から７月の間も発生します。

15　被災した加入者にかかる定期償還期限の延長

1）　貸付申込時の定期償還期限の延長

貸付申込時に，「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」を同時に提出することにより，初回償還分から**２年間**を限度に定期償還期限を延長します。

2）　被災した借受人の定期償還期限の延長

被災した定期償還中の借受人から申し出があった場合は，貸付の種類にかかわらず申し出のあった貸付について，**２年間**を限度として定期償還期限を延長します。「定期償還期限延長承認願（既貸付者）」を**被災日から起算して5ヵ月以内**に申し出てください。〔貸付規則附則第12項，第13項〕

なお，1），2）の延長期間の利率はP.892表3を参照してください。

16　利率変更の通知と償還

貸付利率は，財政融資資金法の預託金利率の変動により，適用する利率も変動することがあります（P.890参照）。適用する利率が変動する場合は，その都度，事前に利率の変更や変更後の利率による償還額を通知し，利率変更後の「貸付金（変更）通知書（償還明細表）」（５年分のみ）を送付します。

17　貸付償還金の報酬等からの控除

私立学校教職員共済法の第29条第4項の定めにより，学校法人等は事業団から求められたときは，当該加入者に支給すべき報酬，賞与又は退職手当から，貸付の返還金の債務の額に相当する額を控除して，加入者に代わり私学事業団にその金額を支払わなければなりません。

18　償還額や貸付金残高と個人情報

個人ごとの定期償還額と貸付金残高の確認のため学校法人等には貸付規則で定められた「貸付金定期償還等通知明細書」を送付しています。借受人の個人情報ですので，取り扱いにはご注意ください。

任意（即時）償還額の試算は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付▶貸付金を返す〕の償還の試算ファイルをご利用ください。

〔償還明細表等の再発行や償還額照会の依頼文書〕

想定される事例	照会内容	依頼文書の記載方法	回答文書
償還明細表の紛失・破損等による再発行	借受人に交付している償還明細表の再発行	任意の書式（※１） ・借受人の氏名 ・再発行の理由 （押印不要）	様式第５号 貸付金異動通知書（償還明細表）
住宅借入金特別控除用の残高証明の再発行等	所得税等控除のための残高証明の再発行	任意の書式（※１） ・借受人の氏名 ・再発行等の理由 （押印不要）	税務署の指定する書式に準じた残高証明書
定期償還明細書の紛失・破損等による再発行	学校法人等に送付している定期償還額明細表や払込取扱票の再発行	任意の書式（※１） ・破損した定期償還明細書を同封するか紛失・処分状況の報告 （押印不要）	様式第11号 貸付金定期償還等通知明細書
借受人の償還額の試算	任意償還額や即時償還額の照会	任意の書式（※２） ・事務担当者の氏名，連絡先（所属部署等） ・借受人の氏名，加入者記号番号 ・試算希望の貸付種類，貸付日（送金日） ・償還方法（任意償還又は即時償還） ①任意償還の場合 任意償還申出書提出予定日，払込予定日 ②即時償還の場合 資格喪失報告書提出予定日，退職予定日，退職手当等支給予定日 （押印不要）	即時償還又は任意償還の償還額（元本残額＋経過利息額）の試算額と償還期限等
貸付金の金融機関等への借り換え又は相続・財産分与時の負債額の証明	貸付金の償還残高や償還状況の照会	任意の書式 ・借受人の署名 ・証明の必要な理由 ・希望する証明内容 ・希望する証明時点 （押印不要）	残高証明

※１　私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕参照
※２　私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付▶貸付金を返す〕の償還の試算ファイルから試算画面をダウンロードできます。

第９節　特定教職員等の取り扱いについて

丙種校の加入者で70歳到達等（P.145参照）や，75歳到達等で後期高齢者医療制度の適用（P.155参照）により，年金等給付・短期給付の適用外となり，特定教職員となった場合，貸付けにかかる取り扱いは以下のとおりとなります。

１　新規貸付申し込み

1）　住宅貸付

70歳以上で年金等給付の適用除外となっている乙２種加入者や特定教職員等は，住宅貸付の申し込みができません。〔貸付規則第４条第１項〕

2）　住宅貸付以外の貸付け（一般，教育，結婚，災害，医療・介護貸付）

年金等給付・短期給付のいずれの適用も除外となっている特定教職員等は，すべての貸付けの申し込みができません。〔貸付規則第４条第１項〕

なお，貸付けの申し込み資格である引き続く１年以上の加入者期間に，特定教職員等であった期間は含まれません。

２　既貸付者の償還

1）　特定教職員等の即時償還

既貸付者で定期償還していた借受人が，特定教職員等となって年金等給付・短期給付のいずれも適用除外となると，即時償還となります。

また，住宅貸付の団体信用生命保険も，即時償還と同時に脱退となります。

2）　特定教職員等の即時償還の事前通知

年齢到達により特定教職員等となることが予定される借受人について，即時償還を通知する前月（年齢到達日の属する月）に事前通知を送付します。

ただし，届け出により特定教職員等となる場合は，事前通知を送付せずに即時償還を通知します。

3)　特定教職員等の定期償還継続の申し出

特定教職員等となったことで即時償還となった場合，申し出により定期償還を継続することができます。定期償還継続の申出方法は，「貸付金定期償還継続申出書（特定教職員等用）」（任意の書式　私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕参照）を提出してください。定期償還を継続した場合は，団体信用生命保険の脱退も取り消しとなります。

なお，学校法人等の退職などにより即時償還となった場合は，定期償還継続の申し出はできません。また，定期償還が遅滞・不履行となっている学校法人等に所属する借受人も，償還継続を申し出ることはできません。

4)　定期償還継続後の即時償還

特定教職員等として定期償還を継続しても，学校法人等を退職したり，退職手当等が支給されるときは，即時償還となります。特定教職員等の退職や報酬については，学校法人等からの資格事項の報告等により確認し即時償還を通知します。

特定教職員等として定期償還を継続している借受人に，退職手当等を支給するときは，「退職手当支給証明書（退職手当支給予定報告書）」（任意の書式　私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕参照）を提出してください。報告を確認しだい，即時償還を通知します。

第6部　掛　金　等

第6部　掛　金　等

第1章　あらまし……955
第1節　掛金等の納付義務……955
第2節　掛金等率……955
第3節　加入者の異動などによる掛金等の取り扱い……956
第2章　掛金等の通知及び納付……959
第1節　掛金等の計算……959
第2節　「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」等の記載事項及び通知……965
第3節　掛金等の納付……965
第3章　介護保険制度……969
はじめに……969
第1節　介護保険のあらまし……969
第2節　介護納付金にかかる掛金……971
第3節　第1号被保険者の保険料……977
第4章　子ども・子育て拠出金……980
はじめに……980
第1節　財源と費用負担……981
第2節　拠出金の徴収と納付……981
第5章　産前産後休業・育児休業加入者の掛金等免除……983
はじめに……983
第1節　掛金等免除となる要件…983
第2節　掛金等免除の申し出方法……985
第3節　掛金等免除の通知……987
第4節　申し出内容の変更・訂正・取り消し……987
第5節　産前産後休業期間中及び育児休業期間中の加入者資格等……989
第6章　短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」について……995
はじめに……995
第1節　特定保険料率に相当する掛金率……995
第2節　特定保険料率に相当する掛金額の算定……996
第3節　高齢者の医療制度等への財政支援……997

第１章　あ　ら　ま　し

掛金等は，私学事業団が行う共済事業（短期給付，年金等給付及び福祉事業）の費用に充てるため，加入者と学校法人等が折半負担して私学事業団へ納付することになっています。この掛金等は，私学共済制度を運営するための財源の主な部分を占めるもので，適正に徴収しないと共済事業の円滑な運営が図れないため，私学事業団は徴収（掛金等（介護納付金にかかる掛金を含みます）・延滞金の徴収，督促及び滞納処分）に関する権能を与えられています。〔法第27条～第34条，共済規程第26条～第32条〕

第１節　掛金等の納付義務

掛金等の納付義務は学校法人等にあります。学校法人等は所属する加入者から，報酬にかかる掛金等は毎月報酬を支給する際に前月分の掛金等を控除・徴収し，その月の末日までに，また，賞与等にかかる掛金等は賞与等を支給する際に控除・徴収し，「賞与等支給報告書」でその賞与等の支給額が確認された月の翌月の末日までに，それぞれ学校法人等の負担する掛金等と併せて，私学事業団へ納付することになっています。

なお，加入者が当該報酬にかかる月の翌月の初日からその資格を喪失するときは，その報酬にかかる月の前月分及びその月分の掛金等を控除することができます。〔法第29条第２項〕

第２節　掛 金 等 率

掛金等率は，標準報酬月額及び標準賞与額に対する百分率で表しています。「加入者種別と掛金等の率（令和６年４月１日改正）」（P.14）を参照してください。

第３節　加入者の異動などによる掛金等の取り扱い

１　加入者の資格取得

加入者の資格を取得したときは，資格を取得した日の属する月分の掛金等から納付することになります。

２　加入者の資格喪失

加入者の資格を喪失したときは，資格を喪失した日の属する月の前月分までの掛金等の納付が必要ですが，加入者の資格を取得した同一月内に資格を喪失したときは，その月分の掛金等を納付することになります。

ただし，その月にさらに私学共済の加入者又は他の種別の厚生年金や国民年金の被保険者となった，もしくは月の末日に退職し，その日に私学共済の加入者又は他の種別の厚生年金や国民年金の被保険者となったことが私学事業団で確認できたときは，再就職先の事業所又は住まいの市区町村で納付することになるため，私学事業団に納付した掛金等は還付します。

〔注〕　日本年金機構及び他の実施機関との情報連携により，他の種別の厚生年金や国民年金の被保険者となったことが私学事業団で確認できた場合，納付済みの掛金等の還付については，原則として掛金等の異動減額として通知します。

ただし，情報連携による確認には３か月程度の時間を要しますので，還付をお急ぎの時は，任意の用紙に，加入者番号，加入者氏名，資格取得日及び喪失日，掛金等の還付請求である旨を明記し，在職していた学校法人等の代表者印を押印のうえ，被保険者資格の取得が確認できる書類（国民年金保険料領収証等）の写しを添付して申し出てください。

３　加入者の標準報酬月額変更

標準報酬月額の変更が確認されたときは，標準報酬月額の改定月（報酬が増減した月から４か月目，事例参照）分から新たな標準報酬月額に基づいた掛金等を納付することになります。

標準報酬月額を改定したときの掛金等の考え方

区　　分	３月	４月	５月	６月	７月
報酬月額（実際の支給額）	194,900 円	216,400 円	216,400 円	216,400 円	216,400 円
標準報酬の等級（短期）・月額	第 16 級 190,000 円	第 16 級 190,000 円	第 16 級 190,000 円	第 16 級 190,000 円	第 18 級 220,000 円

表のとおり，４月から報酬が216,400円に変わった場合，標準報酬月額は，７月から220,000円になります。したがって，７月分から220,000円を基にして算定した掛金等を納付することになります。

４　加入者の資格継続

加入者の資格が継続したとき，つまり前任校であるＡ校を退職した日又はその翌日にＢ校（後任校）に就職して加入者の資格を取得したときは，加入者の期間が継続します。この場合，就職した日の属する月分の掛金等は，就職したＢ校（後任校）で納付することになります。〔法第16条，第17条，第29条〕

５　加入者の異動に伴う報告の誤り

加入者の資格取得，資格喪失及び標準報酬月額改定などの届書を提出した後で，報告の内容（採用年月日，退職年月日，報酬月額など）の誤りが判明し，学校法人等が訂正を申し出た場合，原則として，その訂正が確認された月の掛金等の計算で加減調整します。

６　70歳脱退の特例にかかる掛金等の納付

甲１種加入者が乙２種加入者に適用替えとなった場合は，乙２種加入者となった月分（70歳の誕生日の前日の属する月分）から加入者保険料及び退職等年金給付掛金の納付義務はありません。

短期給付等掛金については乙２種加入者の掛金率に変更となります。

なお，加入者の資格を取得した同一月内に70歳となったときは，その月分の掛金等は，70歳未満者と同じ短期給付等掛金・加入者保険料及び退職等年金給付掛金を納付することになります。

7　後期高齢者医療制度の適用者にかかる掛金等の納付

1）広域連合の区域内に住所を有する現在加入者が75歳となったときは，75歳の誕生日の属する月から短期給付等掛金を納付する必要はありません。

2）広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の現在加入者が厚生労働省令で定めるところにより，政令で定める程度の障害の状態にある旨，広域連合の認定を受けたときは，認定を受けた日の属する月から短期給付等掛金を納付する必要はありません。ただし，70歳未満者の加入者保険料及び退職等年金給付掛金については，引き続き納付することになります。

なお，障害の状態に該当しなくなったときは，該当しなくなった日の属する月から短期給付等掛金（70歳未満者は短期給付等掛金・加入者保険料及び退職等年金給付掛金）を納付することになります。

3）75歳以上の現在加入者（65歳以上で上記2)の障害の状態の人を含みます）で広域連合の区域内に住所を有しなくなったときは，有しなくなった日の属する月から短期給付等掛金を納付することになります。

ただし，広域連合の区域内に住所を有するに至ったときは，至った日の属する月から短期給付等掛金を納付する必要はありません。

4）加入者資格を取得した同一月内に75歳となった場合又は65歳以上で上記2)の障害の状態となった場合，その月分の掛金等は納付することになります。

第２章　掛金等の通知及び納付

第１節　掛金等の計算

掛金等の額は，原則として掛金等を通知する前月までに私学事業団で決定した標準報酬月額及び標準賞与額に，所定の掛金等率を乗じて計算します。〔共済運営規則第33条〕

計算した掛金等額は，学校番号ごとに所属加入者の掛金等を一括して通知します。

１　掛金等の算定方法と端数処理（甲・乙・丙種とも共通）

1)　私学事業団に納める掛金等には,毎月の報酬（給与）にかかる掛金等と賞与等にかかる掛金等があります。掛金等には「短期給付等掛金」「加入者保険料」「退職等年金給付掛金」の区分がありますが，掛金等額の算定や通知の際には，「短期給付等掛金」のうち，短期給付分と福祉事業分を合わせて「短期（福祉）掛金」とし，「介護掛金」とは別に表示します。

なお，丙種加入者（年金等給付のみ適用）の福祉事業分掛金は,「短期給付等掛金」のもととなる標準報酬月額及び標準賞与額により算定し,「短期（福祉）掛金」と表示して通知します。

また，報酬にかかる掛金等と賞与等にかかる掛金等は，原則として掛金等率は同じですが，都道府県からの補助金がある場合は，報酬にかかる加入者保険料のみ補助対象となります。

〔注１〕　厚生年金の保険料である「加入者保険料」には，私学事業団による軽減措置が適用されるため,「軽減後の加入者保険料（軽減保険料）」となります。

〔注2〕　都道府県補助金については原則として毎年４月初め頃にお知らせします。最新の掛金等率及び都道府県補助の率については，私学事業団から送付する掛金等早見表を参照してください。

なお，賞与掛金等早見表は私学共済ホームページへの掲載のみとなっています。

2)　掛金等の額は，加入者一人一人の標準報酬月額に掛金等の率を乗じた金額を端数のあるまま全員分合算し，合算後に生じた円未満の端数を切り捨てて求めます。

ただし，賞与等にかかる掛金等のある月は，掛金等区分ごとに報酬にかかる掛金等（端数あり）と賞与等にかかる掛金等（端数あり）を合算し，合算後に端数を切り捨てます。

なお，賞与掛金等が調定される月については，賞与等支給報告書処理後に送付する「確認通知書（2）（学校法人等用）」に記載しています。

２　掛金等の折半負担と端数処理

1)　掛金等は加入者と学校法人等との折半負担となります。計算及び端数処理は掛金等区分ごとに行います。

2)　加入者の負担額（折半額）に１円未満の端数が生じた場合の処理方法

⑴　加入者の報酬や賞与から控除する場合

加入者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て，50銭を超える場合は切り上げ

⑵　加入者が学校法人等へ現金で支払う場合

加入者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て，50銭以上の場合は切り上げ

〔注〕　端数処理の取り扱いについて，学校法人等と加入者の間で特段の取り決めがある場合は，この限りではありません。

3)　学校法人等の負担額

掛金等区分ごとに，加入者全員分の掛金等額の合計額から，加入者負担額（端数処理後の額）の合計額を差し引いた額となります。

私学共済の掛金等は、1か月遅れで請求します。
例）4月分掛金等→5月請求

令和６年６月分

当月分の掛金等の率のみを表示しています。
異動増額・減額に記載される掛金等額(遡及して調整された掛金等額)や、前月以前に支給された賞与分の掛金等は、それぞれ対象年月の掛金等の率で計算されています。

掛金等及び子ども・子育て拠出金の率

（単位：%，人，千円）

	短期（福祉）掛金1	短期（福祉）掛金2	介護掛金	加入者保険料	退職等年金給付掛金	子ども・子育て拠出金
報酬	9.021	8.966	1.692	補助無 16.389	1.20	0.360
賞与	9.021	8.966	1.692	補助無 16.389	1.20	0.360

掛金等区分	加入者数	標準報酬月合計	加入者数	標準賞与合計	掛金等区分	加入者数	標準報酬合計	加入者数	標準賞与合計
短期（福祉）掛金1	6	2,170	6	4,340	年金	6	2,040	6	4,340
短期（福祉）掛金2	1	880	1	1,760	産休育休	1	240	1	480
介護掛金	3	980	3	1,960					

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額
円
1,824,675

掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳

掛金等区分		当月掛金等	掛金等免除額	異動増額	異動減額	補助金調整額	前納・過納額	通知額	翌月[illegible]減額	翌月繰越前納・過納額
短期（福祉）掛金1	報酬	195,755.70	21,650.40					174,105.30		
	賞与	391,511.40	43,300.80					348,210.60		
短期（福祉）掛金2	報酬	78,900.80						78,900.80		
	賞与	157,801.60						157,801.60		
	計	823,969.50	64,951.20		0.00	0.00	0.00	759,018		
介護掛金	報酬	16,581.60						16,581.60		
	賞与	33,163.20						33,163.20		
	計	49,744.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	49,744		
加入者保険料	報酬	334,335.60	39,333.60					295,002.00		
	賞与	711,282.60	78,667.20					632,615.40		
	計	1,045,618.20	118,000.80	0.00	0.00	0.00	0.00	927,617		
退職等年金給付掛金	報酬	24,480.00	2,880.00					21,600.00		
	賞与	52,080.00	5,760.00					46,320.00		
	計	76,560.00	8,640.00	0.00	0.00	0.00	0.00	67,920		
子ども・子育て拠出金	報酬	7,344.00	864.00					6,480.00		
	賞与		1,728.00	15,624.00				13,896.00		
	計	7,344.00	2,592.00	15,624.00	0.00	0.00	0.00	20,376		
合計								1,824,675		

70歳以上75歳未満の加入者等は、乙種加入者となり、短期（福祉）掛金2のみを徴収します。

産休又は育休にかかる掛金等免除中の人数です。各掛金等区分の人数には、「産休育休」欄に記載されている加入者数が含まれています。

1円未満の端数については、各掛金等区分ごとに報酬分と賞与分を合計した後で切り捨てます。

『加入者ひとりひとりの標準報酬月額 × 掛金等の率』の金額を端数があるまま全員分合算します。

賞与等支給報告書が、賞与等支給月の翌月以降に処理された場合、賞与掛金等分は「当月掛金等」に記載されますが、子ども・子育て拠出金の賞与分は異動増額の賞与欄に記載されます。

掛金等の通知及び納付

3　賞与等にかかる掛金等

賞与等にかかる掛金等は，賞与等を支給するときに控除することになります。

ただし，支給月の月の途中で資格喪失する人については，毎月の掛金等と同様，支給日にかかわらず賞与掛金等を納付する必要はありません。

なお，賞与等にかかる介護掛金の納付については，「３）介護分掛金の納付対象期間」（P.974参照）と同様です。

控除方法は，加入者ごとに標準賞与額を定め，それに掛金等率を乗じます。また，同一月内に賞与等の支給が複数回あった場合には，それらを合算して標準賞与額を定めます。

なお，標準賞与額には上限があります。

＊短期標準賞与額は年度（４月から翌年３月まで）における累計額573万円が上限です（介護分掛金の標準賞与額についても同様です）。

＊年金等標準賞与額はひと月150万円が上限です。

＊同一月内に賞与等が複数回支給された場合，それぞれから賞与掛金等を控除することになりますが，この場合の標準賞与額は，その月に支給された賞与等の合計額（1,000円未満切り捨て）となり，それに掛金等率を乗じた額を控除することになります。

〈例１〉　同一月内（令和７年３月）に賞与等が２回支給された場合

年度末手当	入試手当	合　　計	短期標準賞与額	年金等標準賞与額
121,400 円	100,900 円	222,300 円	222,000 円	222,000 円

加入者の負担額

短期（福祉）掛金
　222,000円 ×　9.021 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 10,013円 ①

介護掛金
　222,000円 ×　1.692 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→　1,878円 ②

加入者保険料（軽減後）
　222,000円 × 16.743 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 18,585円 ③

退職等年金給付掛金
　222,000円 ×　1.20 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→　1,332円 ④

〈年度末手当からの控除額〉
短期（福祉）掛金
　121,000円 × 9.021 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 5,458円 ①'
介護掛金
　121,000円 × 1.692 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 1,024円 ②'
加入者保険料（軽減後）
　121,000円 ×16.743 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→10,130円 ③'
退職等年金給付掛金
　121,000円 × 1.20 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 726円 ④'

〈入試手当からの控除額〉

短期（福祉）掛金	①－①'	＝ 4,555円
介護掛金	②－②'	＝ 854円
加入者保険料（軽減後）	③－③'	＝ 8,455円
退職等年金給付掛金	④－④'	＝ 606円

＊ひと月の支給額が150万円を超えた場合，年金等標準賞与額は150万円となり，それに掛金等率を乗じた額を控除することになります。

〈例２〉　年金等標準賞与額が上限（＊150万円）に該当した場合（支給月令和６年６月）

支給額	短期標準賞与額	年金等標準賞与額
1,600,200 円	1,600,000 円	＊ 1,500,000 円

加入者の負担額
短期（福祉）掛金
　1,600,000円 × 9.021 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 72,168円
介護掛金
　1,600,000円 × 1.692 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 13,536円
加入者保険料（軽減後）
　1,500,000円 ×16.389 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→122,917円
退職等年金給付掛金
　1,500,000円 × 1.20 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 9,000円

＊短期標準賞与額が，年度の累計額の上限（573万円）に達したそれ以降短期（福祉）掛金及び介護掛金は控除する必要がありません。

〈例３〉　短期標準賞与額が令和６年度の累計額の上限（＊573万円）に該当する場合

支給月	支給額	短期標準賞与額	年金等標準賞与額
６月	2,500,500 円	2,500,000 円	1,500,000 円
12 月	3,300,600 円	＊ 3,230,000 円	1,500,000 円
３月	300,700 円	＊０円	300,000 円

12月支給分により年度における短期標準賞与額の累計が573万円を超えるため，短期標準賞与額は12月が573万円－250万円（６月の短期標準賞与額：1,000円未満切り捨て）で323万円となり，３月は０円となります。

6月の加入者の負担額	短期（福祉）掛金 2,500,000円 × 9.021 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→112,762円 介護掛金 2,500,000円 × 1.692 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 21,150円 加入者保険料（軽減後） 1,500,000円 × 16.389 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→122,917円 退職等年金給付掛金 1,500,000円 × 1.20 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 9,000円
12月の加入者の負担額	短期（福祉）掛金 3,230,000円 × 9.021 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→145,689円 介護掛金 3,230,000円 × 1.692 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 27,326円 加入者保険料（軽減後） 1,500,000円 × 16.743 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→125,572円 退職等年金給付掛金 1,500,000円 × 1.20 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 9,000円
3月の加入者の負担額	短期（福祉）掛金　0円 介護掛金　0円 加入者保険料（軽減後） 300,000円 × 16.743 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 25,114円 退職等年金給付掛金 300,000円 × 1.20 ／ 100 ÷ 2（端数処理後）→ 1,800円

4　『掛金等早見表』・『賞与掛金等早見表』

1）「掛金等早見表」

掛金等率の改定に伴って学校ごとの早見表を作成し，学校法人等宛てに送付します。合わせて，標準的な早見表を私学共済ホームページに掲載しています。

2）「賞与掛金等早見表」

掛金等率の改定に伴って作成しますが，私学共済ホームページへの掲載のみとなります。

（私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶資格と掛金等▶掛金等とは▶掛金等早見表〕参照）

第２節　「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」等の記載事項及び通知

掛金等及び子ども・子育て拠出金は，「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付書」及び「掛金等及び子ども・子育て拠出金等納付通知額内訳」に次の事項を記載して毎月15日頃に学校等ごとに通知します。

１　掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書

調定年月，納期限，通知日，納付通知額，学校等名，学校記号番号，事務連絡先，振込先金融機関名（私学事業団の取引先）など

（口座振替（自動払込）額のお知らせ）の表示がある場合は，振替（払込）年月日，引き落とし口座情報，前回振替（払込）分領収書など

２　掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳

調定年月，納付通知額，学校記号番号，掛金等区分，掛金等及び子ども・子育て拠出金率，掛金等額，掛金等免除額，異動増減額，補助金調整額，前納・過納額，翌月繰越異動減額，翌月繰越前納・過納額，加入者数，掛金等免除対象者数，標準報酬合計，標準賞与合計，等級別人員内訳など

第３節　掛金等の納付

掛金等は，「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」に記載の納期限までに納付してください。納付方法は，①金融機関の預金口座からの自動振替（預金口座振替）又は②金融機関からの払い込みとなります。

１　預金口座振替（ゆうちょ銀行の場合は「自動払込」）

取引金融機関口座の指定をしておくと毎月28日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に，収納代行会社が口座からの引き落としを行います（手数料は無料です）。

毎月「納付通知書（口座振替（払込）額のお知らせ）」で引き落とし金額をお知らせします。引き落としが確認されると，次月の「納付通知書（口座振替（払込）額のお知らせ）」に領収書を同封して送付します。

預金口座振替（自動払込）の申込用紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（以下「振替依頼書・利用申込書」といいます）は，私学事業団に請求してください。

「振替依頼書・利用申込書」に必要事項を記入し，①「金融機関用」及び「②私学事業団提出用」を私学事業団宛てに郵送してください。金融機関への提出は，私学事業団が行います。20日までに受け付けた場合，原則として翌月に納付する掛金等から振り替えを開始します。正式な振替開始月は後日送付する「学校法人等異動連絡書」で確認してください。

なお，ゆうちょ銀行を利用する場合は，「通常貯金口座（総合口座）」のみの利用となりますので，ご注意ください。

２　金融機関の窓口からの払い込み

必ず「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」を使用して払い込んでください。

1)　ゆうちょ銀行以外の金融機関からの払い込み

掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書の「振込先」（金額の下の欄）に印字されている金融機関の本支店以外から払い込む場合は，「振込先」をその金融機関の取りまとめ店（裏面「事業団の取引（振込先）金融機関」欄を参照）に訂正してください。

なお，印字されている「振込先」金融機関名変更を希望する場合は，「掛金等及び子ども・子育て拠出金，貸付償還金の払込取扱票表示金融機関変更届書」（私学共済ホームページからダウンロードできます）を提出してください。

地方銀行（地銀），第二地方銀行（第二地銀）の本支店窓口から払い込む場合，銀行所定の手数料がかかります。地銀，第二地銀以外から

払い込む場合，手数料は無料です。

2)　ゆうちょ銀行からの払い込み

ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込んでください。

〔注１〕　金融機関の窓口から払い込む場合，必ず「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」を使用してください。

ただし，信託銀行，農協，信用組合，労金，商工中金，ネット銀行，又はコンビニエンスストアでは使用できません。また，納付通知書以外での振り込みは受け付けていません。

なお，預金口座振替の場合は，銀行（信託銀行の一部を除きます）及び信用金庫のほかに，農協（一部を除きます），信用組合（一部を除きます），労金，商工中金及びネット銀行が利用できます。

〔注２〕「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」に記載されている金額を訂正して払い込むことはできません。加入者の異動報告書の処理状況により，納付通知書に記載の掛金等額が学校法人等の算出額と相違していても，金額を訂正しないで通知どおりの額を払い込んでください。異動報告書の処理後，掛金等額で加減調整します。なお，調整する月については，異動報告書の処理後に送付する「確認通知書（学校法人等用）」に記載しています。

〔注３〕　領収書は，金融機関の収納印のある「振替払込請求書兼受領証」をもって代え，あらためて私学事業団からは発行しません。

３　「掛金等及び子ども・子育て拠出金」にかかる延滞金

掛金等及び子ども・子育て拠出金（以下「掛金等」といいます）を，納期限を過ぎてから納付した場合は，納期限の翌日から納付した日の前日までの期間の日数に応じて，年14.6％又は延滞税特例基準割合[注]に年7.3％の割合を加算した割合のいずれか低い割合（納期限の翌日から３月を経過する日までの期間については，年7.3％又は延滞税特例基準割合に年１％の割合を加算した割合のいずれか低い割合）で延滞金が課せられます。〔法

第30条第３項，附則第29項並びに子ども・子育て支援法第71条〕

〔注〕 租税特別措置法第94条第１項に規定する延滞税特例基準割合とは，同法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１％の割合を加算した割合です。

４　掛金等の滞納防止に向けた取り組み

1） 掛金等が納期限までに納付されない場合，督促状を送付します。また，学校等への電話や訪問等により納付の催促を行います。

これらの督促等を行っても一定期間で完納の見込みがない場合，財産調査及び財産の差押え等の滞納処分を実施することがあります。

2） 平成27年10月より私学事業団は，厚生年金保険の実施機関として，私学共済制度の加入者にかかる退職等年金給付（P.561参照）掛金とともに厚生年金保険料の徴収事務を担っています。

このことから，厚生年金保険料等の確実な徴収と掛金等の滞納防止を徹底するため，平成27年10月以降における掛金等の滞納月数が累積して13か月に達した場合は，加入者等に対して退職等年金給付にかかる付与率半減措置や保健事業の一部制限を実施することがありますのでご注意ください。

3） 災害等により学校等の財産に相当の被害があった等で，掛金等の納付が困難となる場合，納付を猶予する場合があります。

第３章　介護保険制度

はじめに

介護保険は，加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等によって要介護状態となった人に，その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付を行うため，国民の共同連帯の理念に基づいて介護保険制度を設け，国民の保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。〔介護保険法第１条〕

第１節　介護保険のあらまし

１　保険者

介護保険の保険者は，市町村又は特別区（以下「市町村」といいます）となります。

２　被保険者

市町村が行う介護保険の被保険者は，年齢により第１号被保険者と第２号被保険者の２種類に分けられます。

①　市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第１号被保険者）

②　市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第２号被保険者）

〔注１〕　医療保険加入者

介護保険における医療保険加入者とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法，私立

学校教職員共済法の医療保険各法の被保険者，組合員，加入者及びその被扶養者を指します。〔介護保険法第７条第８項〕

〔注２〕　介護保険被保険者証

第２号被保険者については，資格を取得しただけでは交付されません。要介護又は要支援の認定を受けた人及び市町村に交付を申し出た人に限り交付される扱いになっています。

３　費用の負担

介護保険の給付等に要する費用は，介護サービスの利用者が一定の割合で支払う自己負担を除いて，国，都道府県，市町村の公費（税金）と，被保険者から徴収する保険料で50％ずつ賄われています。

この被保険者から徴収する保険料のうち，第２号被保険者分は医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収することとされていますので，私学共済制度の介護掛金がこれに相当します。

なお，各医療保険者が負担する割合は，医療保険の加入者の標準報酬額に比例した額を負担します。

４　保険給付

保険給付（介護サービス）には，要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があります。また，市町村は，このほかに要介護者・要支援者を対象とした市町村特別給付等を行うことができます。

（参考）　介護給付（サービス）の手続き・内容等詳細は市町村の窓口にお問い合わせください。なお，相談については私学事業団の福祉事業の一つである「健康増進・介護相談サービス」（東京臨海病院医療福祉相談室）をご利用ください（P.740参照）。

第２節　介護納付金にかかる掛金

１　第２号被保険者

私学事業団では，加入者及び被扶養者の生年月日について，学校法人等からの報告に基づいて登録していますので，改めて第２号被保険者にかかる資格取得及び喪失の報告をする必要はありません。

加入者が40歳又は65歳に到達し，第２号被保険者の資格に異動が生じる人には，「介護保険第２号被保険者資格取得・喪失連絡書」（P.978参照）を対象者の誕生月（誕生日が１日の場合は誕生月の前月）に送付する掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書に同封してお知らせします。

1)　対象者

介護保険法で「市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者」と定めています。

〔注〕　40歳以上65歳未満の被扶養者も第２号被保険者となります。

2)　第２号被保険者の適用除外

40歳以上65歳未満の加入者や被扶養者であっても，海外に移住するなど（1）の事由に該当すると，介護保険の第2号被保険者の適用除外となります。適用除外の事由に該当したとき，適用除外の事由が不該当となったときは，学校法人等を通して私学事業団に届け出てください。

また，被扶養者は適用除外となっても，学校法人等が納付する介護掛金額には影響しませんが，私学事業団が社会保険診療報酬支払基金に納入する介護納付金額に影響があるので，適用除外の該当・不該当の届け出は必要となります。

⑴　適用除外の該当となる事由及び届出時の添付書類

①　市区町村の区域内に住所を有しない人

・住民票の除票（写し不可）

〔注〕　転出の届け出をしていない場合は第２号被保険者となります。

②　日本国での在留期間が入国時，３か月以下の短期滞在者である外国人（ただし，入国時において３か月を超える滞在が見込まれる者を除きます）

・旅券，在留期間を証明する書類及び雇用契約書の写し

〔注〕　旅券に記載の在留資格期間及び雇用契約書に記載の雇用契約期間を確認するために必要です。

③　介護保険適用除外施設に入所又は入院している人

・入所又は入院したことを証する施設長の証明書

⑵　適用除外の不該当となる事由及び届出時の添付書類

①　前記⑴の①の人が日本に帰国して市区町村の区域内に住所を有することとなったとき

・転入後の住民票（写し不可）

〔注〕　新たに住民登録をした年月日を確認するため

②　前記⑴の②の人が在留期間を更新し，３か月を超えて滞在することとなったとき

・住民票（写し不可）及び雇用契約書の写し

〔注〕　この場合の適用除外の不該当となる事由が発生した日は，住民登録を行った日となります。

③　前記⑴の③の人が介護保険適用除外施設を退所又は退院することとなったとき

・退所又は退院したことを証する施設長の証明書

⑶「介護保険第２号被保険者に係る適用除外該当・不該当届出書」

加入者や被扶養者が，第２号被保険者の適用除外の事由に該当したときや，適用除外の事由が不該当となったときは，「介護保険第２号被保険者に係る適用除外該当・不該当届出書」に，それぞれの事由が確認できる書類（前記⑴又は⑵を参照）を添付し，学校法人等を通して，私学事業団に届け出てください。

⑷　適用除外の該当日・不該当日

適用除外の該当・不該当の事由	適用除外の該当日・不該当日
海外に移住し適用除外に該当（市区町村の区域内に住所を有しない人）	住民票登録の転出日の翌日：該当日
海外から帰国し適用除外不該当になった（市区町村の区域内に住所を有するようになった）	住民票登録の転入日（住定日）：不該当日
適用除外施設に入所・入院し適用除外に該当	当該施設の入所・入院日の翌日：該当日
適用除外施設から退所・退院し適用除外不該当になった	当該施設の退所・退院日：不該当日

3）「介護保険第２号被保険者適用除外該当・不該当取消訂正申出書」

私学事業団に届け出た内容を訂正する場合及び取り消すときは，「介護保険第２号被保険者適用除外該当・不該当取消訂正申出書」により学校法人等を通して申し出てください。

4）「介護保険第２号被保険者に係る確認連絡書」（P.979参照）

学校法人等から提出された届出書等により，私学事業団が確認した事項（対象者・事由・適用除外該当年月日・適用除外不該当年月日）を連絡します。掛金については，適用除外に該当した日の属する月から不該当となった日の属する月の前月まで納付する必要はありません。

なお，介護保険適用除外として届け出されている人には，毎年６月中旬頃に，その後の状況を確認するため「介護保険第２号被保険者の適用除外として届け出されている方の状況確認について（照会）」を送付します。

２　介護納付金にかかる掛金

私学事業団は，介護保険法及び共済法の規定により，介護保険の事業の費用を賄うために，介護納付金にかかる掛金（以下「介護分掛金」といいます）を学校法人等及び第２号被保険者である加入者から徴収し，社会保険診療報酬支払基金に納入することになっています。

1)　介護分掛金の負担

介護分掛金は，学校法人等及び加入者とで折半負担することになります。

2)　介護分掛金率決定の手順

介護分掛金率は，毎年１月下旬頃に社会保険診療報酬支払基金からの介護納付金の見込額の通知を受けた後，私学事業団が決定する手順となっています。したがって，学校法人等の予算策定作業に支障を来すことも予測されますのでご留意ください。

3)　介護分掛金の納付対象期間

⑴　納付対象期間

介護分掛金は，加入者が40歳に達した日の属する月分から65歳に達した日の属する月の前月分まで納付することになります。

〈事例〉 ５月分の介護分掛金にかかる納付の取り扱い

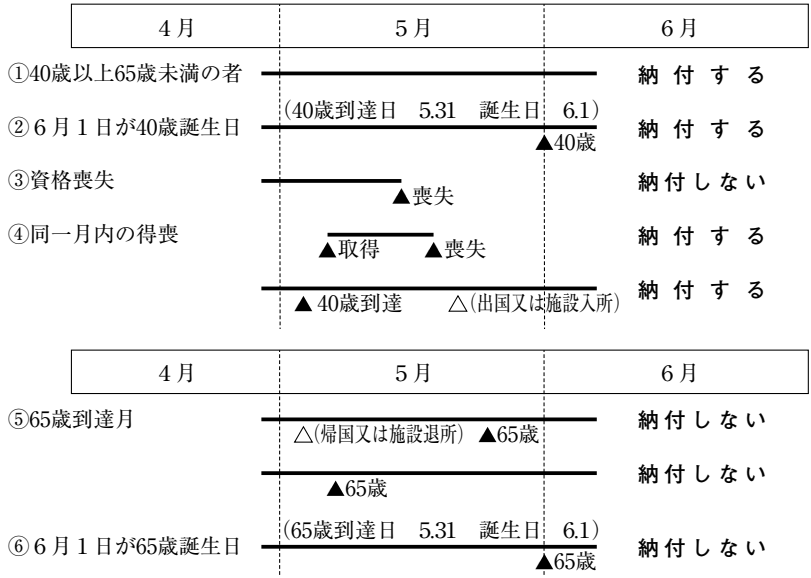

⑵　徴収しない月〔共済法第27条，同法施行令第28条〕

①　第２号被保険者の資格を喪失した日の属する月。ただし，第２号

被保険者の資格を取得した日の属する月に退職，又は適用除外に該当したときは，１か月分徴収します（同一月内の得喪）。

②　資格取得した日の属する月に65歳に達した場合も同一月内の得喪になりますが第１号保険料との二重負担となるため，私学事業団では二重負担を回避することとし，介護分掛金を徴収しません。

4)　介護分掛金の計算

介護分掛金は，短期給付等掛金の内数ということになっていますが，介護分掛金の内訳等を明確にするため，次のとおり算出し納付していただく取り扱いとしています。

⑴　短期（福祉）分掛金

標準報酬月額×短期（福祉）分掛金率＝短期分掛金額

標準賞与額×短期（福祉）分掛金率＝短期賞与掛金額

〔注〕　乙１種加入者，乙２種加入者及び協定特例加入者及び放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者については，乙種加入者等の掛金率が適用されます。

⑵　介護分掛金

標準報酬月額×介護分掛金率＝介護分掛金額

標準賞与額×介護分掛金率＝介護賞与掛金額

〔注〕　介護保険の第２号被保険者のみ

⑶　納付通知額

⑴+⑵＝短期給付等掛金額

5)　納付にかかる通知

⑴「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」の「掛金等区分」欄に，「介護掛金」欄を表示しています。

⑵「等級別人員内訳」の「等級・標準報酬・人員」欄に，⑴と同じように「介護掛金」欄を表示しています。

6）　掛金等との共通事項

介護分掛金にかかる報酬及び賞与等からの控除（加入者負担分），端数の取り扱い，納期限，督促状の指定期限及び延滞金の計算等については，前述の掛金等と同様です。

7）　掛金等早見表

「掛金等早見表」の「介護掛金あり」欄を参照してください。

〔注〕　40歳未満の加入者，65歳以上の加入者及び介護保険適用除外者については，「掛金等早見表」の「介護掛金なし」欄を参照してください。

8）　第２号被保険者である被扶養者にかかる介護分掛金

被扶養者の分については，支払基金からの介護納付金の額には含まれていますが，介護分掛金を負担し納付することはありません。あくまでも，第２号被保険者たる加入者全体で負担し賄うしくみになっています。

9）　介護分掛金の特例徴収

共済法附則第27項で「介護納付金に係る掛金は，…介護保険第２号被保険者の資格を有しない人によって扶養される介護保険第２号被保険者である被扶養者がいるときは，共済規程の定めにより，加入者から介護分掛金を徴収することができる。」旨を規定していますが，当分の間は介護分掛金の特例徴収を適用しないことにしています。

〔注〕「介護保険第２号被保険者の資格を有しない人」とは

①市町村の区域内に住所を有しないで海外に滞在する人

②適用除外施設に入所している人

③外国人で３か月以下の短期滞在者

④日本国在留中の外国人が３か月を超えて日本国に住所を有しなくなった人

⑤40歳未満の人

⑥65歳以上の人

第３節　第１号被保険者の保険料

１　保険料

第１号被保険者の保険料は，住所のある市町村ごとに被保険者の所得の段階に応じ，定額の保険料が設定されています。

保険料の徴収方法は，年金受給権者の年金を支払う際に徴収する特別徴収と市町村が個別に保険料を徴収する普通徴収とがあります。

1）　特別徴収

第１号被保険者の特別徴収の対象となる公的年金とは，老齢や退職，障害，受給権者の死亡を支給事由とした政令で定める年金給付のうち，年金額が一定額（年額18万円）以上の年金です。

対象となる年金が二つ以上ある場合，その中に老齢基礎年金（国民年金）が含まれているときは老齢基礎年金から，老齢基礎年金が含まれていないときは老齢基礎年金を除く政令で定める順の年金から特別徴収することになります。

2）　普通徴収

特別徴収の対象とならない被保険者については，市町村が個別に徴収する普通徴収が行われます。

介護保険第２号被保険者資格取得・喪失連絡書の見本

１　頁

令和６年12月15日

湯島大学　　代表者殿
（　13-A-1234　）

日本私立学校振興・共済事業団
業　務　部　掛　金　課

介護保険第２号被保険者資格取得・喪失連絡書

令和　６年　12月中に新たに４０歳あるいは６５歳に到達し、介護保険法における第２号被保険者の資格に異動がある方は下記のとおりです。

記

第２号被保険者資格異動対象者			
個人番号	対象者氏名	生年月日	異動事由
56787	湯島　一郎	昭和34年12月24日	６５歳到達
56788	湯島　良子	昭和59年12月10日	４０歳到達

対象者数：　2

介護保険第２号被保険者に係る確認連絡書の見本

令和６年12月11日

湯島大学　　代表者　殿

介護保険第２号被保険者に係る確認連絡書（学校法人等用）

日本私立学校振興・共済事業団
業務部　掛金課

先に提出された「介護保険第２号被保険者に係る適用除外該当・不該当届出書」又は「介護保険第２号被保険者適用除外該当・不該当取消訂正申出書」に基づいて処理した結果は下記のとおりです。

記

加入者番号	13A1234-56786
加入者氏名	湯島　次郎
対象者氏名 生年月日	 昭和41年６月23日
適用除外 該当年月日	確認前 確認後　令和６年12月５日
適用除外 不該当年月日	確認前 確認後
適用除外 該当・不該当事由	確認前 確認後　海外滞在者
異動内容	介護適用除外該当年月日の登録

令和６年12月11日

湯島次郎　殿

介護保険第２号被保険者に係る確認連絡書（加入者用）

日本私立学校振興・共済事業団
業務部　掛金課

先に提出された「介護保険第２号被保険者に係る適用除外該当・不該当届出書」又は「介護保険第２号被保険者適用除外該当・不該当取消訂正申出書」に基づいて処理した結果は下記のとおりです。

記

加入者番号	13A1234-56786
加入者氏名	湯島　次郎
対象者氏名 生年月日	 昭和41年６月23日
適用除外 該当年月日	確認前 確認後　令和６年12月５日
適用除外 不該当年月日	確認前 確認後
適用除外 該当・不該当事由	確認前 確認後　海外滞在者
異動内容	介護適用除外該当年月日の登録

第4章　子ども・子育て拠出金

はじめに

児童手当を支給する費用，地域子ども・子育て支援事業に必要な費用及び仕事・子育て両立支援事業に必要な費用に充てるため，事業主は子ども・子育て拠出金を納付しなければならず，私学事業団は，その拠出金を学校法人等から徴収することになっています。なお，産前産後休業及び育児休業期間中で掛金等が免除される加入者はその算定から除かれます。〔子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第69条～第71条，同施行令第40条〕

なお，児童手当の制度内容，支給条件，支給額及び所得制限額等については，最寄りの市町村窓口にお問い合わせください。

第１節　財源と費用負担

児童手当の財源は，国・地方公共団体（都道府県，市町村）及び事業主が負担することになっています。負担割合は，国と地方公共団体が２：１の割合で負担し，事業主は３歳未満（所得制限未満）について15分の７を負担することになっています。財源の一部を負担する「事業主」とは，次の人です。

①　厚生年金の保険料を負担している事業主
②　私立学校教職員共済制度の加入者保険料を負担している学校法人等
③　地方公務員等共済組合法に規定する団体など
④　国家公務員共済組合法に規定する団体など

第２節　拠出金の徴収と納付

学校法人等が納付しなければならない拠出金の徴収方法については，別途に徴収組織をもつことは学校法人等に新たな事務負担を課すことになるため，学校法人等の便宜と事務の簡素化の見地から，私学事業団の掛金等徴収体系をそのまま活用することになっています。

私学事業団では，毎年定時決定による加入者保険料にかかる標準報酬月額を基礎とした基準額を定め，10月調定時に基準額（令和５年は184万円）以上となる学校法人等から，その年の10月分から翌年の９月分までの間，子ども・子育て拠出金を徴収することになります。

この拠出金の対象となった学校法人等は，その後，加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計額に変動があっても，その期間内は納付することになります。

学校法人等の拠出金の額は，各加入者の，私学事業団の毎月の掛金等

の算定基礎となった加入者保険料にかかる標準報酬月額及び賞与掛金等の算定基礎となった加入者保険料にかかる標準賞与額（産前産後休業及び育児休業をしている加入者の休業期間中の掛金等が免除されている間は，その人にかかる標準報酬月額及び標準賞与額は除きます）に一定の拠出金率（令和６年度は100分の0.36）を乗じて算定した額の総額となります（１円未満切り捨て）。

拠出金の納付については，毎月私学事業団が学校法人等へ送付する「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」に拠出金の額を記載して通知しますので，学校法人等は掛金等とともに納期限までに納付してください。

また，資格異動に伴い，10月調定時における加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計額に変動が生じ，基準額を上回ったり，又は下回ったりした場合，その基準額を定めた10月に遡って加減調整を行います。

加減調整の額は，「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」の子ども・子育て拠出金欄に記載します。

〔注〕 子ども・子育て拠出金は，その学校法人等に児童手当を受給する加入者の有無にかかわらず，納付しなければなりません。

なお，加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計額が10月調定時に184万円未満の学校法人等については，「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」に納付額を記載していません。

第５章　産前産後休業・育児休業加入者の掛金等免除

はじめに

産前産後休業及び３歳に達するまでの子を養育するため育児休業をする加入者と学校法人等が，私学事業団に申し出ることにより，休業期間中における報酬掛金等及び賞与掛金等が免除されます。〔法第28条第２～６項，厚年法第81条の２，第81条の２の２〕

第１節　掛金等免除となる要件

１　掛金等免除となる期間

1)　産前産後休業

出産日（出産日が出産予定日後のときは，出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの間において，休業により勤務に服さなかった期間（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限ります）。〔法第28条第５項，第６項，厚年法第81条の２の２，共済規程第27条第５項，第６項〕

なお，出産予定日及び出産日当日は産前に含まれます。

また，出産とは，妊娠４か月以上（85日以上）の分娩をいい，正常分娩のみならず，早産，死産，流産及び母体保護法に基づく妊娠４か月以上の人工妊娠中絶の場合も含まれます。

2)　育児休業

３歳に達するまでの子を養育するため「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」

といいます）に基づく育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置（学校が独自に規定する育児休業。「育児・介護休業法」を下回る規定は認められません）により休業（以下「育児休業」といいます）をしている期間（この場合，男女は問いません）。〔法第28条第２項，第３項，第４項，厚年法第81条の２，共済規程第27条第２項，第３項，第４項〕

〔注〕「３歳に達するまでの子」とは，加入者と法律上の親子関係があれば実子，養子を問いません。

平成29年１月１日からは，３歳に達するまでの以下の子についても，育児休業等の掛金等免除の対象として追加となりました。

・特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子
・養子縁組を前提として里親に委託されている子
・養子縁組を前提とした里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず，実親等が反対している等の理由により，養育里親として委託された子

２　掛金等免除の対象にならない期間

1)　就業規則等に定める，産前42日（多胎妊娠の場合は98日）より前の期間及び産後56日より後の期間の産前産後休業期間

2)　部分休業の期間（育児・介護休業法第23条に規定する勤務時間短縮等の措置の期間）

3)　３歳から小学校入学期までの育児休業の期間（育児・介護休業法第24条に規定する努力義務の期間）

３　免除される掛金等

1)　産前産後休業

休業を開始した日の属する月から，終了した日の翌日の属する月の前月までの報酬分掛金等及び賞与掛金等

2)　育児休業

⑴　育児休業を開始した日の属する月から，終了した日の翌日の属す

る月の前月までの報酬掛金等

⑵　育児休業を開始した日と終了した日の翌日の属する月が同一であり，その育児休業の日数が14日以上ある月の報酬分掛金等

〔注１〕　同月内に２回に分割して取得した場合は，育児休業日数の合計が14日以上あれば，その月の報酬分掛金等が免除になります。

〔注２〕　出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合は，休業を開始した日と終了した日の翌日の属する月が同一月内の育児休業期間が14日以上（休業期間中に就業期間がある場合は，就業日数を除いた日数が14日以上）あれば，その月の報酬分掛金等が免除になります。

⑶　引き続き1か月を超える育児休業等を取得している場合に，末日を含む月に支給された賞与分掛金等

〈事例〉

育児休業期間		賞与等掛金等の免除
３月５日　～　４月４日	ちょうど１か月	免除にならない
３月５日　～　４月５日	１か月を超える	３月支給の賞与等掛金等が免除
２月１日　～　２月28日	ちょうど１か月	免除にならない
２月１日　～　３月１日	１か月を超える	２月支給の賞与等掛金等が免除
10月31日　～　11月30日	ちょうど１か月	免除にならない

第２節　掛金等免除の申し出方法

１　申出書の提出

「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」により，加入者及び学校法人等が私学事業団に申し出てください。〔施行規則第34条〕

２　申し出の時期

1)　産前産後休業

産前産後休業期間中に申し出てください。

2)　育児休業

⑴　育児休業期間中に申し出てください。

⑵　養子縁組した子における掛金等免除を申し出るときは，養子縁組した日からとなります。

⑶　男性加入者の育児休業は，出産日又は出産予定日から開始することができることとなっています。

3　申出書の記入方法

記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕を参照してください。

1)　産前産後休業

⑴　出産前に申し出るときの「開始年月日」欄は，出産予定日の42日前（多胎妊娠の場合は98日前）以降で休業を開始した年月日を記入してください（出産予定日は産前に含めて計算します）。

⑵　出産前に申し出るときの「終了（予定）年月日」欄は，出産予定日の56日後までの年月日を記入してください。

⑶　出産後に申し出るときは，「出産予定年月日」欄及び「出産年月日」欄とも記入してください。

⑷　死産の場合は，申出書の産前産後休業の備考欄にその旨を記入してください。

2)　育児休業

⑴　双子など多胎児の場合は，最後に出生した子の氏名・生年月日を記入してください。申出書を複数枚提出したり複数の子の氏名・生年月日を記入しないでください。

⑵　養子縁組による子の育児休業の場合や育児休業にかかる子が死亡した場合は，申出書の育児休業等の備考欄にその旨を記入してください。

4　添付書類

原則として不要です。ただし，必要に応じて求めることもあります。

第３節　掛金等免除の通知

１　確認通知書

「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」に基づき，「確認通知書⑶」を学校法人等へ送付します。

この確認通知書は学校法人等用と加入者用があります。学校法人等用は学校法人等で保管し，加入者用は当該加入者に配付してください。

２　掛金等免除額等の通知

毎月送付する「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」で免除対象人数及び免除額を通知します。

３　未確認連絡書

申し出のあった休業期間に対する報酬分掛金等免除がすでに確認済みの場合，又は育児休業の開始日と終了日の翌日が同月内にあり，休業日数の合計が14日未満の場合，未確認連絡書を送付します。

既に確認されている休業期間の訂正である場合，又は同月内に複数の育児休業を取得し，休業期間の合計が14日以上となる場合は，再度「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」を提出してください。

第４節　申し出内容の変更・訂正・取り消し

申し出内容を変更・訂正・取り消しする場合は，改めて「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」を提出してください。

なお，変更・訂正項目だけでなく，すべての項目を記入してください。

１　産前産後休業期間の訂正等

出産予定日と出産日が異なったことにより，出産前に申し出をした産前産後休業期間に変更が生じる場合

図1　出産予定日より前に出産した場合

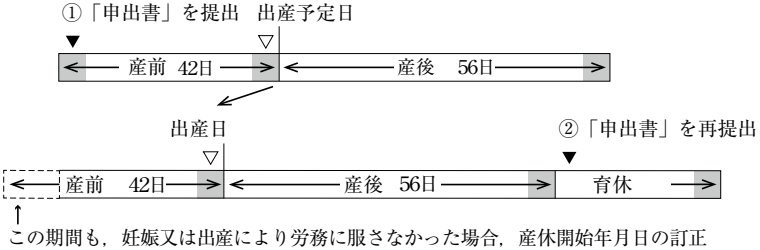

図2　出産予定日より後に出産した場合

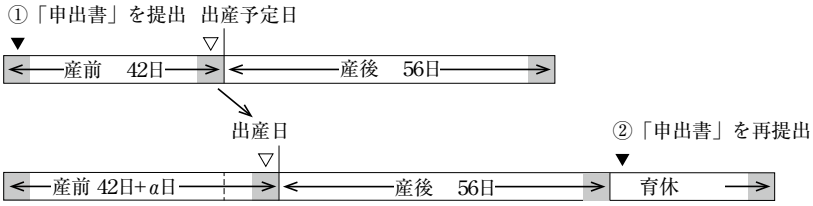

なお，産前産後休業終了後，引き続き育児休業を取得する場合は，産前産後休業終了年月日の変更と同時に育児休業の掛金等免除申し出ができます。

2　育児休業期間の訂正等

育児休業期間を延長又は短縮した場合は，掛金等が免除となる月に変更がなくても，育児休業終了予定年月日の変更が必要となります。

⑴　育児休業終了予定年月日の前日までに子が死亡，又は育児休業申し出にかかる子を養育しなくなった場合は，その事情が生じた日に育児休業期間が終了します。

⑵　育児休業終了予定年月日までに次の子の産前産後休業を取得した場合は，その事情が生じた日の前日に育児休業期間が終了します。ただし，産前休業を取得しない場合は出生日に育児休業期間が終了します。

３　訂正等が不要な場合

次に該当するときには，訂正等を申し出る必要はありません。

①　出産予定日と出産日が同一の日になり，産前産後休業期間に変更がないとき

②　終了予定年月日どおりに休業が終了するとき

③　終了予定年月日より前に加入者が資格喪失するとき

第５節　産前産後休業期間中及び育児休業期間中の加入者資格等

⑴　産前産後休業期間中及び３歳に達するまでの子の育児休業期間中は，学校法人等からの報酬の支給の有無又は，雇用保険からの育児休業にかかる給付金の支給の有無にかかわらず加入者資格は継続され，掛金等免除の対象となります（P.34「休職者についての特例」参照）。

⑵　産前産後休業期間中及び育児休業期間中は，原則として休業前の標準報酬月額が適用されます。

⑶　掛金等免除の期間中であっても，加入者として給付の対象となり，将来の年金額などで不利益を生じることはありません。

⑷　掛金等免除の期間中であっても，賞与等を支給した場合は「賞与等支給報告書」の提出が必要です。

確認通知書(3)の見本①産前産後休業（申し出）

確　認　通　知　書　（　3　）

湯島大学　代表者　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

学校法人等用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234 － 56789	私学　花子	令和○○年　６月１４日

申出事由
産前産後休業掛金等免除（申出）

確認内容		
産休	休業期間　自：令和○○年　６月　４日 至：令和○○年　９月　９日	出産予定年月日　令和○○年　７月１５日 出産年月日
	出産児数　単胎	
育休等		

報酬掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除		自：令和　○○年　６月 至：令和　○○年　８月
育休免除		

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確　認　通　知　書　（　3　）

私学　花子　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

加入者用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234 － 56789	私学　花子	令和○○年　６月１４日

申出事由
産前産後休業掛金等免除（申出）

確認内容		
産休	休業期間　自：令和○○年　６月　４日 至：令和○○年　９月　９日	出産予定年月日　令和○○年　７月１５日 出産年月日
	出産児数　単胎	
育休等		

報酬掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除		自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月
育休免除		

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確認通知書(3)の見本②産前産後休業(訂正)及び育児休業等(申し出)

確　認　通　知　書　（　3　）

湯島大学　代表者　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

学校法人等用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234－56789	私学　花子	令和○○年９月１８日

申出事由	
産前産後休業掛金等免除（訂正）	育児休業等掛金等免除（申出）

確認内容		
産休	休業期間　自：令和○○年５月３０日　出産予定年月日　令和○○年７月１５日 至：令和○○年９月　４日　出産年月日　令和○○年７月１０日 出産児数　単胎	
育休等	休業期間　自：令和○○年９月　５日 至：令和○○年７月　９日 子・氏名　シガク　タロウ　子・生年月日　令和○○年７月１０日	
掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除	自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月	自：令和○○年　５月 至：令和○○年　８月
育休免除		自：令和○○年　９月 至：令和○○年　６月

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確　認　通　知　書　（　3　）

私学　花子　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

加入者用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234－56789	私学　花子	令和○○年９月１８日

申出事由	
産前産後休業掛金等免除（訂正）	育児休業等掛金等免除（申出）

確認内容		
産休	休業期間　自：令和○○年５月３０日　出産予定年月日　令和○○年７月１５日 至：令和○○年９月　４日　出産年月日　令和○○年７月１０日 出産児数　単胎	
育休等	休業期間　自：令和○○年９月　５日 至：令和○○年７月　９日 子・氏名　シガク　タロウ　子・生年月日　令和○○年７月１０日	
掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除	自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月	自：令和○○年　５月 至：令和○○年　８月
育休免除		自：令和○○年　９月 至：令和○○年　６月

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確認通知書(3)の見本③産前産後休業(訂正)及び育児休業等(申し出)

確　認　通　知　書　（　３　）

湯島大学　代表者　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

学校法人等用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234－56789	私学　花子	令和○○年９月２５日

申出事由
産前産後休業掛金等免除（訂正）　育児休業等掛金等免除（申出）

確認内容		
産休	休業期間	自：令和○○年６月　４日　出産予定年月日　令和○○年７月１５日 至：令和○○年９月１２日　出産年月日　令和○○年７月１８日
	出産児数	単胎
育休等	休業期間	自：令和○○年９月１３日 至：令和○○年７月１７日
	子・氏名	シガク　タロウ　子・生年月日　令和○○年７月１８日

報酬掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除	自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月	自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月
育休免除		自：令和○○年　９月 至：令和○○年　６月

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確　認　通　知　書　（　３　）

私学　花子　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

加入者用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234－56789	私学　花子	令和○○年９月２５日

申出事由
産前産後休業掛金等免除（訂正）　育児休業等掛金等免除（申出）

確認内容		
産休	休業期間	自：令和○○年６月　４日　出産予定年月日　令和○○年７月１５日 至：令和○○年９月１２日　出産年月日　令和○○年７月１８日
	出産児数	単胎
育休等	休業期間	自：令和○○年９月１３日　子・生年月日　令和○○年７月１８日 至：令和○○年７月１７日
	子・氏名	シガク　タロウ　子・生年月日　令和○○年７月１８日

報酬掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除	自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月	自：令和○○年　６月 至：令和○○年　８月
育休免除		自：令和○○年　９月 至：令和○○年　６月

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確認通知書(3)の見本④育児休業等(申し出)

確　認　通　知　書　（　3　）

湯島大学　代表者　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

学校法人等用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234－56790	湯島　一郎	令和○○年１１月１５日

申出事由
育児休業等掛金等免除（申出）

確認内容	
産休	
育休等	休業期間　自：令和○○年１１月　１日 至：令和○○年１１月２８日 子・氏名：ユシマ　ハナコ　　子・生年月日：令和○○年１１月１日

掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除		
育休免除		自：令和○○年１１月 至：令和○○年１１月

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

確　認　通　知　書　（　3　）

湯島　一郎　殿

東京都文京区湯島１丁目７番５号
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

お申し出のありました下記の件について、確認しましたので通知します。

※今回お申し出いただいた掛金等免除申請のほか、『養育期間標準報酬特例申出書』の適用になる場合は別途ご申請ください。（第２子目以降も、そのつど申請が必要となります。）

加入者用

加入者番号	加入者氏名	確認年月日
13A1234－56790	湯島　一郎	令和○○年１１月１５日

申出事由
育児休業等掛金等免除（申出）

確認内容	
産休	
育休等	休業期間　自：令和○○年１１月　１日 至：令和○○年１１月２８日 子・氏名：ユシマ　ハナコ　　子・生年月日：令和○○年１１月１日

掛金等免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除		
育休免除		自：令和○○年１１月 至：令和○○年１１月

※賞与掛金等の免除は表示していません。
※賞与掛金等は、休業開始から終了（予定）までの期間が連続してひと月を超える場合に休業期間中に月末を含む月に支給された賞与掛金等が免除になります。
※同月内で短期間の育児休業等を複数申し出した場合、育休免除の休業期間（自至年月日）は最初の休業期間の初日と最後の休業期間の最終日を表示しています。
※出生時育児休業は、「育休等」と表示しています。

未確認連絡書（育休用）の見本

未　確　認　連　絡　書　（育　休　用）

貴校（園）から届出のありました「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」について審査した結果、下記の事由により確認できませんでした。未確認事由欄をご確認いただき、届出内容に誤りがあった場合は早急に正しい内容で届け出してください。なお、不明な点については、掛金課にお問い合わせください。

〒 113-8441　東京都文京区湯島１丁目７番５号

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部　業務部掛金課

TEL　03（3813）5321（代表）

学校記号番号	学　校　等　名　称
13A0999	湯島大学

個人番号	加入者氏名	生年月日	申出期間
12345	私学　太郎	平成５年４月１日	令和○○年10月16日～令和○○年10月30日
未確認事由	今回申し出の休業期間にかかる報酬分掛金等免除は，すでに確認済みのため，新たな申し出の必要はありません。すでに確認されている休業期間の訂正である場合は，あらためて訂正の申出書を提出してください。		

個人番号	加入者氏名	生年月日	申出期間
12346	私学　一郎	平成７年10月１日	令和○○年10月1日～令和○○年10月13日
未確認事由	今回申し出の，同月内に開始し，終了する休業期間にかかる報酬分掛金等は，休業日数が14日未満のため，免除の対象となりません。同月内に複数回育児休業を取得し，休業期間の合計が14日以上となる場合は，１枚の申出書にすべての休業期間を記入のうえ，あらためて提出してください。		

個人番号	加入者氏名	生年月日	申出期間
未確認事由			

個人番号	加入者氏名	生年月日	申出期間
未確認事由			

個人番号	加入者氏名	生年月日	申出期間
未確認事由			

（注１）同月内での短期間の休業を複数申し出した場合、最初の休業期間の初日と、最後の休業期間の最終日を表示しています。
（注２）出生時育児休業を同月内に開始し終了する場合は、就業日数を差し引いた日数で休業日数を計算しています。

第６章　短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」について

はじめに

私学事業団等の医療保険者は，高齢者の医療制度等に対する支援を行っています。

この支援金について，各加入者が共同連帯の理念等に基づき，現役世代が高齢者等に対してどの程度の支援を行っているかの理解を深めていただくという観点から，健康保険法においては基本保険料率〔注1〕及び特定保険料率〔注2〕を表示することが義務付けられています。

私学事業団においても，加入者が負担している短期給付等掛金率のうち，特定保険料率に相当する掛金率について，毎年度お知らせしています。

〔注１〕　医療給付費等に充てるための保険料率（掛金率）

〔注２〕　高齢者の医療制度等への支援金に充てるための保険料率（掛金率）

第１節　特定保険料率に相当する掛金率

特定保険料率に相当する掛金率は，年度ごとに高齢者の医療制度等への支援金〔注1〕の合算額を私学共済制度の加入者の標準報酬月額及び標準賞与額の１年分の合算額の見込額で除して求めます。さらに加入者と学校法人等が折半負担であることから，その２分の１が加入者の負担となります。

令和６年度の特定保険料率に相当する掛金率は，3.72%（〈表１〉参照）ですので，加入者負担分は，1.86%になります。

任意継続加入者は短期給付等掛金を全額自己負担していますので，特定

保険料率に相当する掛金率は3.72％です。

なお，特定保険料率に相当する掛金率は，短期給付等掛金率の内訳を表示しているものであり，新たな負担が生じるものではありません。

○特定保険料率に相当する掛金率＝

$$\frac{\text{高齢者の医療制度等への支援金}^{〔注１〕}\text{の合算額参照}}{\text{加入者の標準報酬月額と標準賞与額の１年分の合算額の見込額}}$$

○令和６年度分の特定保険料率　**3.72％**≒$\frac{1{,}359\text{億円}}{3\text{兆}6{,}445\text{億円}}$

○令和６年度の加入者負担分　　1.86％＝3.72％×１／２
（任意継続加入者を除きます）

〔注１〕　前期高齢者納付金，後期高齢者支援金など

〈表１〉令和６年度分短期給付等掛金率（介護分を除きます）

短期給付分		福祉事業分	計
8.771％		0.250％	9.021％
基本保険料率相当掛金率 5.051％	特定保険料率相当掛金率 **3.72％**	0.195％〔注２〕	8.966％〔注２〕

〔注２〕　乙種加入者等（乙種加入者，協定特例加入者及び放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者で短期給付のみの適用を受ける加入者）

第２節　特定保険料率に相当する掛金額の算定

標準報酬月額に特定保険料率に相当する掛金率を乗じることにより，特定保険料率に相当する掛金額を求めることができます。〈表２〉（P.999参照）は，短期給付等掛金額のうち，加入者が負担している特定保険料率に相当する掛金額を標準報酬の等級別に表示したものです。短期給付等掛金額欄は，加入者種別に応じて掛金額は異なりますが，特定保険料率に相当する掛金額は同額です。

賞与等の場合についても報酬（給与）の場合と同様に，特定保険料率に相当する掛金率が含まれていますので，賞与等に対する掛金額に含まれる特定保険料率に相当する掛金額は，標準賞与額に特定保険料率に相当する掛金率を乗じることにより，求めることができます。

〈特定保険料率に相当する掛金額の計算方法（加入者負担分）〉

標準報酬月額 〈表２〉参照	×	1.86％ （令和６年度分）	≒	特定保険料率に相当する掛金額 〈表２〉参照

第３節　高齢者の医療制度等への財政支援

１　前期高齢者の医療費に関する財政調整（前期高齢者納付金）

各医療保険の65歳から74歳までの前期高齢者（65歳以上で一定の障害状態にある後期高齢者医療制度の対象者は除きます）を対象とし，被用者保険（私学共済制度を含みます）や国民健康保険の間で医療費負担を調整するための制度です。

この制度は，後述の後期高齢者医療制度のように独立した制度ではなく，保険者間の医療費負担の不均衡を調整するためのものです。したがって，私学共済制度の加入者が，65歳に達して前期高齢者の対象となっていても，退職等により他制度の被保険者とならない限りは，65歳に達するまでと同様に75歳に達するまでの間，私学共済制度から給付や保健事業を受けることになります。

令和６年度に私学事業団が納付する前期高齢者納付金は，約550億円[注]です。

〔注〕金額は令和６年度の予算額

２　後期高齢者医療制度（後期高齢者支援金）

75歳以上の人（65歳以上で一定の障害状態にある人を含みます）を対象とした独立した医療保険制度として，創設された制度です（P.155参照）。

私学事業団では，後期高齢者医療費の財源の一部として，令和６年度は約809億円[注]を拠出します。

〔**注**〕　金額は令和６年度の予算額

〈表２〉　令和６年度分　短期給付等掛金額のうち特定保険料率に相当する掛金額
（加入者負担分の内訳表示）

（単位：円）

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額	短期（福祉）掛金額〔注1〕		特定保険料率相当掛金額〔注2〕
			甲種加入者 4.5105%(9.021%×1/2)	乙種加入者等 4.483%(8.966%×1/2)	1.86%(3.72%×1/2)
1	58,000	63,000円未満	2,616	2,600	1,079
2	68,000	63,000円以上　73,000円未満	3,067	3,048	1,265
3	78,000	73,000円以上　83,000円未満	3,518	3,497	1,451
4	88,000	83,000円以上　93,000円未満	3,969	3,945	1,637
5	98,000	93,000円以上　101,000円未満	4,420	4,393	1,823
6	104,000	101,000円以上　107,000円未満	4,691	4,662	1,934
7	110,000	107,000円以上　114,000円未満	4,962	4,931	2,046
8	118,000	114,000円以上　122,000円未満	5,322	5,290	2,195
9	126,000	122,000円以上　130,000円未満	5,683	5,649	2,344
10	134,000	130,000円以上　138,000円未満	6,044	6,007	2,492
11	142,000	138,000円以上　146,000円未満	6,405	6,366	2,641
12	150,000	146,000円以上　155,000円未満	6,766	6,724	2,790
13	160,000	155,000円以上　165,000円未満	7,217	7,173	2,976
14	170,000	165,000円以上　175,000円未満	7,668	7,621	3,162
15	180,000	175,000円以上　185,000円未満	8,119	8,069	3,348
16	190,000	185,000円以上　195,000円未満	8,570	8,518	3,534
17	200,000	195,000円以上　210,000円未満	9,021	8,966	3,720
18	220,000	210,000円以上　230,000円未満	9,923	9,863	4,092
19	240,000	230,000円以上　250,000円未満	10,825	10,759	4,464
20	260,000	250,000円以上　270,000円未満	11,727	11,656	4,836
21	280,000	270,000円以上　290,000円未満	12,629	12,552	5,208
22	300,000	290,000円以上　310,000円未満	13,531	13,449	5,580
23	320,000	310,000円以上　330,000円未満	14,434	14,346	5,952
24	340,000	330,000円以上　350,000円未満	15,336	15,242	6,324
25	360,000	350,000円以上　370,000円未満	16,238	16,139	6,696
26	380,000	370,000円以上　395,000円未満	17,140	17,035	7,068
27	410,000	395,000円以上　425,000円未満	18,493	18,380	7,626
28	440,000	425,000円以上　455,000円未満	19,846	19,725	8,184
29	470,000	455,000円以上　485,000円未満	21,199	21,070	8,742
30	500,000	485,000円以上　515,000円未満	22,552	22,415	9,300
31	530,000	515,000円以上　545,000円未満	23,906	23,760	9,858
32	560,000	545,000円以上　575,000円未満	25,259	25,105	10,416
33	590,000	575,000円以上　605,000円未満	26,612	26,450	10,974
34	620,000	605,000円以上　635,000円未満	27,965	27,795	11,532
35	650,000	635,000円以上　665,000円未満	29,318	29,139	12,090
36	680,000	665,000円以上　695,000円未満	30,671	30,484	12,648
37	710,000	695,000円以上　730,000円未満	32,025	31,829	13,206
38	750,000	730,000円以上　770,000円未満	33,829	33,622	13,950
39	790,000	770,000円以上　810,000円未満	35,633	35,416	14,694
40	830,000	810,000円以上　855,000円未満	37,437	37,209	15,438
41	880,000	855,000円以上　905,000円未満	39,692	39,450	16,368
42	930,000	905,000円以上　955,000円未満	41,948	41,692	17,298
43	980,000	955,000円以上　1,005,000円未満	44,203	43,933	18,228
44	1,030,000	1,005,000円以上　1,055,000円未満	46,458	46,175	19,158
45	1,090,000	1,055,000円以上　1,115,000円未満	49,164	48,865	20,274
46	1,150,000	1,115,000円以上　1,175,000円未満	51,871	51,554	21,390
47	1,210,000	1,175,000円以上　1,235,000円未満	54,577	54,244	22,506
48	1,270,000	1,235,000円以上　1,295,000円未満	57,283	56,934	23,622
49	1,330,000	1,295,000円以上　1,355,000円未満	59,990	59,624	24,738
50	1,390,000	1,355,000円以上	62,696	62,314	25,854

〔注１〕短期（福祉）掛金額には，短期給付分及び福祉事業分掛金額を含み，介護分掛金額は含みません。
〔注２〕特定保険料率に相当する掛金額(加入者負担分)の端数については，50銭以下の場合は切り捨て，50銭を超える場合は切り上げて1円とします。

第 7 部　任意継続加入者制度

第７部　任意継続加入者制度

第１章　制度の内容…… 1003
はじめに…… 1003
第１節　任意継続加入者となるための要件など…… 1003
第２節　申し出手続き及び任意継続掛金の納付方法… 1005
第３節　任意継続加入者にかかる介護分掛金…… 1009
第４節　前納割引制度のあらましと手続き…… 1010
第５節　任意継続掛金納付証明書の交付…… 1013
第２章　任意継続加入者の異動関係…… 1014
第１節　資格喪失事由…… 1014
第２節　任意継続加入者の資格喪失の手続き…… 1014
第３節　任意継続加入者の資格事項の異動…… 1017
第３章　任意継続加入者の短期給付など…… 1019
第１節　任意継続加入者の短期給付と特例…… 1019
第２節　請求手続きと給付金の支払い…… 1019
第３節　任意継続加入者資格喪失後の給付…… 1019
第４節　福祉事業…… 1020
第５節　刊行物…… 1022

第１章　制度の内容

はじめに

任意継続加入者制度は，加入者資格を喪失した後も引き続いて短期給付及び福祉事業を受けたい旨の本人の申し出に基づき，２年間の範囲で認めるという制度です。〔国共済法第126条の５〕

第１節　任意継続加入者となるための要件など

１　任意継続加入者になれる人

① 退職の日まで引き続き１年と１日以上（過去の任意継続加入者であった期間はこの期間には該当しません）加入者であった人

〔注〕 前任校から継続して加入者期間がある場合は，引き続き加入者期間となります。

② 退職の日から**20日以内**に，任意継続加入者となることを私学事業団に申し出た人

③ 払込期日（納期限）までに，「任意継続掛金」を私学事業団に納付した人（P.1006「３任意継続掛金の納付方法」参照）

上記①～③の条件をすべて満たした人が任意継続加入者になれます。

２　任意継続加入者になれる期間

前記１の資格を満たした人は，退職の日の翌日から２年間任意継続加入者になれます。ただし，後期高齢者医療制度の適用となった場合（75歳になったとき又は65歳以上75歳未満で広域連合から障害の認定を受けた場合）は，75歳の誕生日の前日まで，又は，障害の認定を受けた日の前日までとなります。なお，本人の申し出により期間満了前に資格を喪失することも

できます。

３　任意継続掛金

1)　任意継続掛金は全額加入者の負担になります。

2)　任意継続掛金額は，退職時の標準報酬月額に任意継続掛金率を乗じた額となります。退職後の収入に増減が生じても，任意継続期間中の掛金額は変わりません。

ただし，次の場合は任意継続掛金額が変更になります。

①　掛金率が変更になったとき

②　退職時の標準報酬月額が上限額に該当している場合で，上限額が変更になったとき

3)　任意継続掛金は前納制です。

4)　任意継続掛金の納付方法は次の３種類があり，加入申し込み時に選択することになっています（P.1006「３ 任意継続掛金の納付方法」参照）。

①半期ごとの前納　②年度末までの一括納付

③毎月納付（口座振替含む）

〔注１〕 ①及び②については，一定の割引があります（P.1010参照）。

〔注２〕 任意継続掛金納付通知書は，ゆうちょ銀行専用用紙です。他の金融機関では使用できません。

４　任意継続掛金の算定の基礎となる標準報酬月額

任意継続加入者にかかる標準報酬月額は，次の①及び②に掲げる額のうちいずれか少ない額となります。〔共済規程第19条〕

①　当該者の退職時の標準報酬月額

②　任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和６年度は380,000円）

前年度の９月30日における短期給付の適用を受ける全加入者（任意継続加入者を含みます）の標準報酬月額の平均額を報酬月額とみなして標準報酬月額表にあてはめた場合の標準報酬月額が上限額となります。

〔注〕　次年度以降の任意継続掛金額は，退職後の収入の増減によって変更することはありません。ただし，標準報酬月額の上限額に該当する人は，上限額の変更に伴い次年度以降の掛金額に変更が生じることがあります。

５　任意継続掛金の取り扱い

1)　任意継続加入者となった日の属する月分から任意継続加入者の資格を喪失する日の属する月の前月分までの掛金を払い込むことになります。

2)　再就職等により月の途中で任意継続加入者の資格を喪失するときは，その月分の掛金は払い込む必要はありません。ただし，任意継続加入者の資格を取得し，同一月内にその資格を喪失するときは，１か月としその月分の掛金を払い込むことが必要です。

3)　40歳以上65歳未満の任意継続加入者は，介護分掛金を併せて払い込むことになります。

4)　任意継続加入者が資格を喪失したとき，資格喪失日の属する月以降（任意継続の資格取得をした当月に喪失したときは，資格喪失日の属する月の翌月以降。以下同じ）の掛金をすでに払い込みしていた場合，資格喪失手続き完了後に，資格喪失日の属する月以降分の掛金は還付します。還付については，任意継続加入者確認通知書に同封の「任意継続掛金・介護掛金還付請求書」を提出してください。

６　任意継続掛金早見表

「任意継続掛金早見表」は，標準報酬月額の上限額を算定した後に作成し，学校法人等宛てに送付します。私学共済ホームページへも掲載します。

第２節　申し出手続き及び任意継続掛金の納付方法

１　申し出手続き

学校法人等は，**退職時に任意継続加入者制度について説明を行い，希望の有無を確認し，希望する場合には，退職日から20日以内に手続きを**

してください。「資格喪失報告書」と「任意継続加入者申出書」が１枚の用紙（以下「任意継続加入者申出書」といいます）となっていますので，この用紙のうち上半分の資格喪失報告書部分については，学校法人等において所定の事項を記入し，また，下半分の任意継続加入者申出書部分については本人が記入し，学校法人等から私学事業団に提出してください。

なお，任意継続加入者申出書によって，資格喪失の報告をした場合は，通常の「資格喪失報告書」による報告は不要です。

〔注〕 在職中に認定されている被扶養者がある場合は，改めて被扶養者の認定申請をする必要はありません。ただし，任意継続加入者となる日以後に新たに被扶養者の要件を備え，又は欠くに至った場合は本人が直接私学事業団に「被扶養者認定（又は取消）申請書」を提出することになります。

２　「任意継続加入者証」等の送付

「任意継続加入者申出書」に基づき任意継続加入者として資格を確認すると，次のものを任意継続加入者の登録住所宛てに送付します。

・任意継続加入者証（任意継続加入者被扶養者証）
・納付通知書（ゆうちょ銀行専用）
・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（３枚組・毎月納付を希望した人に同封します）
・任意継続加入者のしおり

〔注〕 加入者番号は在職中と同じです。

在職中に加入者被扶養者証，高齢受給者証，限度額適用認定証等の交付を受けていた人には，これらの証も同封します。

「任意継続加入者のしおり」には，「任意継続加入者資格喪失申出書」，「任意継続加入者異動届書」及び「納付方法変更依頼書」の用紙を綴じ込んであります。必要な時に切り離して使用してください。

３　任意継続掛金の納付方法

任意継続掛金の納付方法は次の３種類があり，加入申し込み時に必ずい

ずれかを選択してください。

①半期ごとの前納　　②年度末までの一括納付

③毎月納付（口座振替含む）

1)　③を選んだ人のうち，口座振替の手続きをする場合

⑴　手続き

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（３枚綴り）を，加入者証等と合わせて送付します。署名，銀行印捺印のうえ，任意継続加入時に届出書に記入した登録口座のある金融機関で確認印を受けたあと，私学事業団へ提出してください（ただし，ゆうちょ銀行の場合，確認印は不要です）。手続きが完了すると，「任意継続掛金の口座振替開始について（連絡）」を送付します。**振り替えが開始となるまでは，加入者証等に同封の納付通知書により，ゆうちょ銀行（郵便局）から掛金を払い込んでください。**

⑵　振替口座

口座振替ができるのは，任意継続加入時に申し出た口座に限ります。「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」には，申し出た口座を振替口座として印字してあります。

⑶　振替日

振替日は毎月28日（金融機関休業日の場合，翌営業日）の１回限りです。振り替えができなかった場合，その月分の納付通知書を送りますので，ゆうちょ銀行（郵便局）から払い込んでください。

⑷　振替開始月

毎月20日までに「預金口座振替依頼書・自動払込申込書」を受け付けた場合，原則として翌月から振り替えを開始します（ゆうちょ銀行の場合は翌々月から）。

振り替えの開始月は「任意継続掛金口座振替の開始について（連絡）」に記載してあります。

⑸　領収書

領収書は発行しません。毎年10月又は１月に「任意継続掛金納付証明書」を交付します。

⑹　振替口座の変更

振替口座を変更する場合，任意継続加入者のしおりに綴り込んである「任意継続加入者異動届書」を提出し，まず登録口座を変更してください。その変更が確認されたあと，「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（３枚組)」を送付しますので，改めて手続きをしてください。

2)　③を選んだ人のうち口座振替の手続きをしない場合又は①，②を選んだ場合

⑴　手続き

それぞれの納付方法に基づき年度単位で納付通知書を送付しますので，払い込み期日（納期限）までにゆうちょ銀行（郵便局）から払い込んでください。

〔注〕　納付通知書はゆうちょ銀行専用用紙です。他の金融機関では使用できません。

⑵　納期限

原則として前払いです。納期限は納付通知書に印字してあります。

任意継続掛金を納期限までに払い込まなかったときは，任意継続加入者の資格を喪失しますので注意してください。

第３節　任意継続加入者にかかる介護分掛金

１　対象者

40歳以上65歳未満の任意継続加入者及び被扶養者は介護保険法で規定する医療保険加入者（第２号被保険者）となります。

〔注〕 介護分掛金の特例徴収〔共済法附則第27項〕はP.976参照

２　介護保険法の第２号被保険者から除外される人

任意継続加入者についても，加入者と同様の取り扱いとなります（P.971参照）。ただし，任意継続加入者期間に標記に該当した場合の届け出は，学校法人等を通す必要はありません。本人が直接私学事業団に届け出ることになります。

３　介護分掛金の取り扱い

介護分掛金は，任意継続掛金とは別々に計算し，任意継続掛金に各月分ごとに上乗せ（合算）して払い込むことになります。

４　任意継続の資格取得月と第２号被保険者の資格取得月との関係

1）　任意継続加入者の資格取得月に40歳以上65歳未満の人

任意継続加入者の資格取得月分から介護分掛金を払い込むことになります。

2）　年度途中に40歳以上となる人

第２号被保険者の資格取得月分から介護分掛金を合算した額を払い込むことになります。

3）　年度途中に65歳に到達する人

65歳に達した月の前月までは介護分掛金を合算した額を払い込むことになり，65歳に達した月分以後は，任意継続掛金のみ払い込むことになります。

〈事例〉

① 任意継続加入者

介護分掛金
任意継続掛金

② 任意継続加入者

40歳	介護分掛金
任意継続掛金	

③ 任意継続加入者

介護分掛金	65歳
任意継続掛金	

５　「介護掛金確認通知書」及び「介護保険に係る確認連絡書」の扱い

介護分掛金対象期間及び介護分掛金額を表示します。

また，介護保険法の第２号被保険者から除外される人についても，任意継続加入者からの届け出に基づいて「介護保険に係る確認連絡書」を送付します。

６　任意継続加入者用介護分掛金額

介護分掛金についても，「任意継続掛金早見表」に掲載しています。

第４節　前納割引制度のあらましと手続き

１　任意継続掛金の前納制度

任意継続掛金の前納は，原則として４月分から９月分もしくは10月分から翌年３月分までの６か月間（半期ごとの前納），又は４月分から翌年３月分までの12か月間（年度末までの一括納付）を単位としており，一定の割引が受けられます。

しかし，年度途中で任意継続加入者になったり，任意継続加入者でなくなる場合は，次の要件を満たす場合に限り割引の取り扱いをします。

1）　年度途中で任意継続加入者になるとき

任意継続加入者の資格取得月の翌月分から９月分又は３月分までに，

割引の対象となる月が２か月以上ある場合

2)　年度途中で任意継続加入者でなくなるとき

４月分又は10月分から，任意継続加入者でなくなる月分までに，割引の対象となる月が２か月以上ある場合

２　介護分掛金の前納制度

任意継続掛金同様，「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」による前納制度の適用があり，前納期間に対応した割引があります。

1)　任意継続加入者の資格取得月に40歳以上65歳未満の人

任意継続の資格取得月に任意継続掛金及び介護分掛金を一括して前納することになります。

〔注〕　資格取得月を除く２か月目から前納期間に対応した割引となります（以下２)3)も同じ)。

2)　年度途中に40歳となる人

各々資格取得月が異なりますので，任意継続掛金の前納分及び介護分掛金の前納分は，前納期間に対応した割引となります。この場合，任意継続の資格取得月に介護分掛金を含め，一括して前納することになります。

3)　年度途中に65歳に到達する人

任意継続の資格取得月から65歳到達月の前月分までの前納期間に対応した割引となります。上記1)同様，一括して前納することになります。

３　前納掛金額

前納の納付方法によって納付すべき任意継続掛金額（介護分掛金を含みます）は，対象となる期間の各月の掛金の合計額（通常納付額）から一定率（年4.0％の月ごとの複利計算）による控除額の合計額を控除した金額です（実際の金額は「任意継続掛金早見表」で確認してください)。

〔注〕　資格取得日の属する月分の掛金は前納割引の対象となりません（介護分掛金も同じです)。

４　前納割引制度の申し出

任意継続加入者申出書による資格取得の申し出の際，「任意継続掛金払込方法」欄の「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」の希望するいずれかの項目番号を○で囲んでください。

〔注〕「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」のいずれかの方法を選択する場合，年度途中で任意継続加入者になる時の当該年度末までの月数にかかわらず，希望する項目番号を必ず○で囲んでください。

次年度以後の納付通知書は年度ごとに，その選択された納付方法に基づく前納割引額を記載して，二枚（「半期ごとの前納」）又は一枚（「年度末までの一括納付」）を３月上旬に送付します（３月末納期限。口座振替者は除きます）。

５　納付方法の変更

資格取得申し出の際に選択した任意継続掛金の納付方法について，やむを得ない事情により変更を希望する場合は「納付方法変更依頼書」を提出してください。

ただし，「半期ごとの前納」又は「年度末までの一括納付」による払い込みを選択している人が変更を希望する場合は，申し出できる期限がありますのでご注意ください。「納付方法変更依頼書」を提出する際は，前納対象期間の始期（４月又は10月）から変更する旨を事前に申し出てください（始期が４月の場合は１月末日までに，始期が10月からの場合は７月末日までに申し出となります）。手続きが完了すると，「納付通知書」を送付します。

毎月納付（口座振替含む）への変更を希望した人には「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（３枚組）」を送付しますので，署名・銀行印を捺印のうえ，振り替えを希望する預金口座のある金融機関で確認印を受けたあと，私学事業団へ提出してください（ただし，ゆうちょ銀行の場合，

確認は不要です)。手続きが完了すると，「任意継続掛金口座振替開始について（連絡)」を送付します。

「納付方法変更依頼書」は「任意継続加入者のしおり」に綴じ込んであるもの又は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードしたものを使用してください。

第５節　任意継続掛金納付証明書の交付

任意継続掛金は社会保険料控除の対象となります。私学事業団では当該年分の「任意継続掛金納付証明書」を，10月末頃に任意継続加入者の届け出住所宛てに送付しますので，年末調整又は確定申告に使用してください。

なお，税務申告には，任意継続掛金を納付通知書で払い込む際に金融機関から交付される「振替払込請求書兼受領証」を使用することもできます。

また，10月末以降に任意継続の資格を取得した人，又は10月末以降に初めて入金が確認できた人には，翌年１月末に前年分の「任意継続掛金納付証明書」を送付します。

第２章　任意継続加入者の異動関係

第１節　資格喪失事由

任意継続加入者が次のいずれかに該当したときは，その翌日（④，⑥に該当したときはその日）から，任意継続加入者の資格を喪失します。〔国共済法第126条の５第５項〕

① 任意継続加入者となった日から２年を経過したとき
② 死亡したとき
③ 任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき
④ 再就職等により，再び私学共済制度の加入者又は他の共済組合の組合員・健康保険もしくは船員保険の被保険者となったとき
⑤ 任意継続加入者でなくなる旨を私学事業団に申し出た場合において，その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（P.155参照）

第２節　任意継続加入者の資格喪失の手続き

任意継続加入者が，任意継続加入期間の途中で資格喪失を希望する場合は，「任意継続加入者資格喪失申出書」を任意継続加入者が直接私学事業団に提出してください。

２年間の加入期間満了，75歳に達したことによる資格喪失や再度私学共済制度の加入者となる場合は，申し出の手続きは必要ありません。

１　任意継続加入者の希望による場合（国民健康保険〈医師国保等国民健康保険組合を含みます〉に加入する，健康保険の被扶養者になる，

海外に出国するなど）

申し出が受理された月の末日までの加入となりますので，切り替えたい月の前月に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出してください。

この場合，**月の途中での喪失や，遡っての資格喪失はできません。任意継続の資格喪失の手続きをしてから，国民健康保険に加入，又は被扶養者の認定を受けることになります。**

〈例〉　３月末日まで任意継続加入者制度に加入し，４月１日から国民健康保険へ切り替えたい場合

３月１日から３月31日までに「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出

２　任意継続加入者が死亡した場合

「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出してください。

３　私立学校に再就職し，私学共済制度に再資格取得する場合

再就職した学校法人等が提出する再資格取得報告により喪失処理を行いますので，「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出は不要です。

また，被扶養者が認定されているときは引き続き認定されますので，「被扶養者認定申請書」の上部余白に任意継続の加入者番号及び任意継続加入者からの再取得である旨を必ず朱書きして「資格取得報告書」と一緒に提出してください（P.45(7)参照）。

４　私学共済制度以外の医療保険制度（健康保険組合等）に加入する場合

「任意継続加入者資格喪失申出書」に，就職先の医療保険の被保険者証や組合員証等の写しを添付し提出してください。

５　後期高齢者医療制度の被保険者となった場合（75歳到達によるものを除きます）

「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」に後期高齢者医療制度の被保険者証の写しを添付し提出してください（P.161参照）。

６　任意継続期間満了

任意継続加入者となってから２年が経過すると，任意継続加入者の資格が喪失しますので，満了となる月に任意継続加入者宛てに通知を送付します。

７　75歳到達

任意継続加入者が75歳に達して後期高齢者医療制度の適用を受けると，任意継続加入者の資格が喪失となりますので，75歳到達月前月に任意継続加入者宛てに通知を送付します。

８　資格証明書の交付

任意継続加入者が資格を喪失し，国民健康保険など他の医療保険制度に加入する際には，「任意継続加入者でなくなったことの証明書」が必要となります。そのため，前記１，２，５，６，７に該当した場合は，任意継続加入者宛てに「資格証明書」を送付します。

９　加入者証等の返納

任意継続加入者証の有効期限は，資格取得から２年間又は，２年以内に75歳に達する場合は，75歳の誕生日の前日を記しています。

任意継続の加入者資格が喪失となったとき又は「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出するときは，任意継続加入者証（加入者被扶養者証，高齢受給者証等を含みます）を直接私学事業団に返納してください。

10　任意継続掛金の還付

任意継続加入者が資格喪失をしたとき，資格喪失日の属する月以降（任意継続の資格取得をした当月に喪失したときは，資格喪失日の属する月の翌月以降。以下同じ）の掛金の払い込みをすでにしていた場合（口座振替により振り替えられた場合を含みます），資格喪失の手続き完了後に，資格喪失日の属する月以降分の掛金は還付します。

第３節　任意継続加入者の資格事項の異動

任意継続加入者にかかる資格事項の異動報告などは，次の方法で手続きしてください。また，報告書や申請書などは，直接私学事業団へ提出してください。

1)　任意継続加入者の氏名及び被扶養者の氏名の変更・訂正，住所・電話番号及び給付金の送付先の変更・訂正については，「任意継続加入者異動届書」で手続きしてください（口座振替者には後日，口座振替の手続き用紙を送りますので，再度手続きしてください)。

なお，氏名の変更及び訂正については，運転免許証の写し・パスポートの写し・住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通を添付して提出してください。

2)　任意継続加入者の帰国や来日等でマイナンバーが新規に付番されたときや，マイナンバーに変更があったとき等は，「マイナンバー更新連絡票」で報告してください。

なお，その場合は，次の①又は②を添付してください。

①「マイナンバーカード」の写し

②番号確認として

・「通知カード」（デジタル手続法の施行日（令和２年５月25日）時点で交付されており変更がない場合又は同日前に正しく変更手続きが取られている場合に限ります）の写し，又は「住民票（マイナンバーの記載のあるもの)」のいずれか１点

本人確認として

・「運転免許証」の写し，又は「パスポート」の写しのいずれか１点

3)　被扶養者の認定は「被扶養者認定申請書」を，被扶養者の取り消しは「被扶養者取消申請書」を提出してください。在職の加入者と同じ

様式です。原則として，在職の加入者と同様の添付書類が必要です。

また，任意継続加入者証や任意継続加入者被扶養者証の再交付については，「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を提出してください。在職の加入者と同じ様式です。本人確認書類として，運転免許証の写し・パスポートの写し・住民票（マイナンバーの記載のないもの）のうちいずれか一通を添付してください。

なお，これらの申請書には，欄外に朱書きで「任継」と明記し，「学校法人等所在地」欄には任意継続加入者の住所を，「学校法人等代表者名」欄には任意継続加入者の氏名を記入してください。

4）　被扶養者の帰国や来日等でマイナンバーが新規に付番されたときや，マイナンバーに変更があったとき等は，「マイナンバー更新連絡票」で報告してください。その報告の際のマイナンバーにかかる番号確認は，加入者が行うことになります（番号確認にかかる添付書類は添付しないでください）。

第３章　任意継続加入者の短期給付など

第１節　任意継続加入者の短期給付と特例

任意継続加入者が受けられる短期給付の種類や支給要件は，法定給付，付加給付，一部負担金払戻金とも加入者（在職中であったとき）とほぼ同様となっています（休業給付を除きます）。それぞれの給付支給要件や給付内容については，「短期給付」（P.177）を参照してください。

第２節　請求手続きと給付金の支払い

加入者の場合と同じ請求用紙を使用しますが，提出に当たっては各種請求書の余白に必ず「任継」と朱書し，原則として学校法人等を通さずに直接私学事業団に提出してください。

給付金は，あらかじめ本人が私学事業団へ届け出ている本人の預金口座に振り込みます。

第３節　任意継続加入者資格喪失後の給付

任意継続加入者資格喪失後の出産，死亡についても出産費，埋葬料が支給される場合があります（P.252，P.257参照）。この場合，「退職」とあるのは，「任意継続加入者の資格喪失」と読み替えてください。

第４節　福祉事業

任意継続加入者は，原則として，加入者のときと同様に福祉事業を利用できます。利用方法等については，以下のとおりです。

１　保健事業

加入者であった期間と同様に利用できますが，次の点にご注意ください。

1）　特定健康診査受診券及び特定保健指導利用券は，40歳から74歳の任意継続加入者の届け出住所宛てに直接送付します。

2）　人間ドック利用補助金請求書は，直接私学事業団に提出してください。なお，補助金は私学事業団から任意継続加入者が予め私学事業団に届け出た登録口座に直接送金します。

3）　永年勤続加入者直営施設利用優待券の贈呈は，任意継続加入者は，対象とはなりません。

4）　加入者向広報「共済だよりレター」や私学共済ブックは直接任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

5）　積立共済年金及び共済定期保険の新規加入はできません。

6）　各ブロックが実施するイベントの内容の日程，申し込み方法等については，各ブロック誌で確認してください（P.708「全国共通の保健事業」，P.749「地域保健事業」参照）。

２　医療施設（東京臨海病院）

加入者と同様に，医療費にかかる一部負担額を入院・外来とも１割負担としています。さらに，加入者や被扶養者が入院した場合，入院室料差額の割引をしています。また，併設している健康医学センターも割引料金で利用できます（P.754参照）。

３　積立貯金

任意継続加入者は，私学事業団の積立貯金を利用することはできません。加入者であった期間の積立金がある場合は，すぐに解約の手続きをしてください。解約手続きをしないと，積立金は預り金となり利息はつきません（P.786参照）。

４　積立共済年金

積立共済年金に加入している人が任意継続加入者となり，積立共済年金脱退の申し出がない場合，任意継続加入期間中は継続扱いとなりますが，65歳に達したときは掛金積み立て（払い込み）満了となります。

また，任意継続加入中に口数の変更（増・減口，中途一時払）を希望する場合は，年２回の申込期間内に貯金係へ照会してください（P.799，806参照）。

５　共済定期保険

共済定期保険の個人コースに加入している人が任意継続加入者となり，共済定期保険脱退の申し出がない場合，任意継続加入期間中は継続扱いとなります。また，任意継続脱退後も，条件（P.851参照）を満たす人は自動継続となります。ただし，長期休業補償コースについては，任意継続加入者は加入することができませんので，自動的に脱退となります。脱退を希望する場合は，退職時の脱退と同様の手続き（P.860参照）をしてください。

また任意継続加入中に加入内容を変更したい場合は，貯金係へ照会してください。変更手続きは後期申込期間において，減口及び脱退のみ可能となります（P.862参照）。

６　生涯生活設計の支援事業

「生涯生活設計セミナー」への参加や「通信研修・通信講座」の割引・斡旋を利用できます。申し込み・利用方法等については，ブロック広報誌や私学共済ホームページで最新の情報を確認してください（P.883参照）。

７　貸付け

任意継続加入者は，私学事業団の加入者貸付を利用することはできません。

加入者であった期間に貸付けを受けている場合は，学校を退職した時点で全額償還することになります（P.941「８　退職する借受人の償還手続き」参照）。

第５節　刊　行　物

１　任意継続加入者のしおり

掛金の払い込み方法や期日，任意継続加入者の諸手続きなどをまとめたもので，任意継続加入者の資格を取得したときに，任意継続加入者証と一緒に送付します。

また，「任意継続加入者資格喪失申出書」や「任意継続加入者異動届書」，「納付方法変更依頼書」の用紙も綴じ込んでいます（P.1014，P.1017参照）。

２　私学共済ブック

任意継続加入者期間中は，在職中に配付した私学共済ブックを継続して使用できます。改訂版を作成したときは，任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

３　加入者向広報「共済だより レター」

加入者向けの広報誌で，任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

４　各ブロック広報誌

地域保健事業をお知らせするためのブロック広報誌を，加入者向広報「共済だより レター」に同封して任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

ただし，任意継続加入者の所属ブロックは，加入者であった当時のブロックではなく届け出住所によるものとなります。

第8部 外国との社会保障協定

第８部　外国との社会保障協定

第１章　協定の趣旨…… 1025
第２章　適用関係…… 1027
第３章　給付関係…… 1032
　第１節　給付の特例…… 1032

第１章　協定の趣旨

国際化の進展に伴い，海外の学校や企業などに派遣されたり，逆に海外の学校や企業などから日本の学校や企業などに派遣されたり活発な人材交流が行われています。外国に在留している日本人や日本在留の外国人については，両国の年金制度の適用や給付に関して，次のような問題が生じていました。

① 他国に派遣された人について，派遣先の国の年金制度と派遣元（母国）の年金制度に，二重に加入することを義務付けられる場合がある。

② 一時的な派遣の場合，派遣先の年金制度に加入している期間が短く，年金の受給資格要件を満たすことができないため，派遣先の国の年金制度から年金を受けられない場合がある。

このような問題を解決するため，平成10年４月20日に日本としては最初となるドイツ連邦共和国との間で「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」が締結され，順次各国との協定が締結，調整されています。

協定の内容は，年金制度のみならず医療保険等も調整対象となっている場合もあり，各国ごとに異なりますのでご注意ください（下表参照）。

社会保障協定の状況　（令和６年４月現在）

相手国	協定発効年月	期間通算	二重加入防止の対象となる社会保障制度	
			日本	相手国
ドイツ	平成12年２月	有	・公的年金制度	・公的年金制度
イギリス	平成13年２月	－		
韓国	平成17年４月	－		
アメリカ	平成17年10月	有	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 （社会保障制度） ・公的医療保険制度 （メディケア）

ベルギー	平成 19 年 1 月	有	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的労災保険制度 ・公的雇用保険制度
フランス	平成 19 年 6 月	有		・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的労災保険制度
カナダ	平成 20 年 3 月	有	・公的年金制度	・公的年金制度 ※ケベック州年金制度を除く
オーストラリア	平成 21 年 1 月	有		・退職年金保障制度
オランダ	平成 21 年 3 月	有	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的雇用保険制度
チェコ	平成 21 年 6 月	有		
スペイン	平成 22 年 12 月	有	・公的年金制度	・公的年金制度
アイルランド	平成 22 年 12 月	有		
ブラジル	平成 24 年 3 月	有		
スイス	平成 24 年 3 月	有	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度
ハンガリー	平成 26 年 1 月	有		・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的雇用保険制度
インド	平成 28 年 10 月	有	・公的年金制度	・公的年金制度
ルクセンブルク	平成 29 年 8 月	有	・公的年金制度 ・公的医療保険制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的労災保険制度 ・公的雇用保険制度
フィリピン	平成 30 年 8 月	有	・公的年金制度	・公的年金制度
スロバキア	令和元年 7 月	有	・公的年金制度	・公的年金制度 ・公的医療保険制度 ・公的労災保険制度 ・公的雇用保険制度
中国	令和元年 9 月	―	・公的年金制度	・公的年金制度
フィンランド	令和 4 年 2 月	有	・公的年金制度 ・公的雇用保険制度	・公的年金制度 ・公的雇用保険制度
スウェーデン	令和 4 年 6 月	有	・公的年金制度	・公的年金制度
イタリア	令和 6 年 4 月	―	・公的年金制度 ・公的雇用保険制度	・公的年金制度 ・公的雇用保険制度

第２章　適用関係

１　適用の基本的な考え方

年金制度や医療保険などの社会保障制度への二重加入を回避することが，協定における適用関係の取り扱いの基本的考え方です。

したがって，協定の対象となる人が派遣先の国で就労する場合は，原則として派遣先の国の社会保障制度のみ加入することになります。

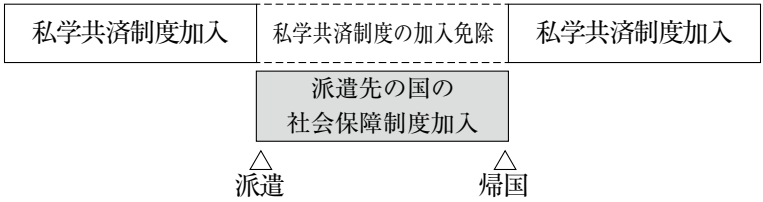

〈一時派遣者にかかる例外〉

次の条件に該当する派遣（出向等を含みます）者は，一時派遣者となり，派遣元の国で就労しているとみなし，引き続き自国の社会保障制度に加入し，就労地国の社会保障制度への加入が免除されます。

〔注〕　学校法人等から協定相手国に派遣（出向等を含みます）されている人が社会保障協定の対象となります。**私的な留学等は社会保障協定の対象とはなりません。**

①　派遣元の学校法人等との間に雇用関係が継続し，私学共済制度の加入資格の要件が満たされていること

②　５年以内の派遣期間が定められていること

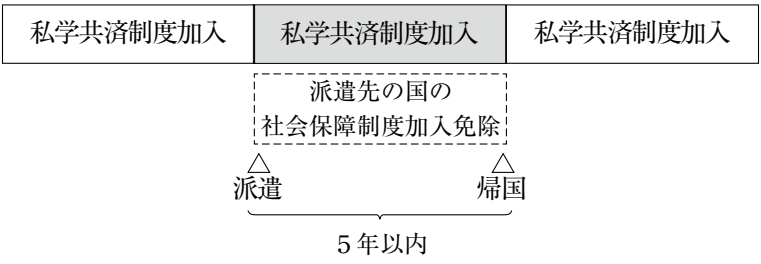

※協定の対象となる社会保障制度については，P.1025～1026表
「二重防止の対象となる社会保障制度」欄参照

２　日本から協定相手国に派遣される場合の手続き

1)　適用証明書の交付

協定相手国に一時的に派遣される加入者が，引き続き私学共済制度の適用を受け，協定相手国の社会保障制度の適用を免除されるためには，日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。

⑴　派遣される加入者は「適用証明書交付申請書」を学校法人等から私学事業団に提出してください。

⑵　審査の結果，申請が認められた場合は，私学事業団から学校法人等宛てに「適用証明書」を送付するとともに，帰国した際に私学事業団に提出する「帰国届」を送付します。

⑶　派遣された加入者は，適用証明書を持参し，就労地国の勤務先に提示してください。

⑷　派遣された加入者が帰国した場合は，必ず「帰国届」に適用証明書を添付して私学事業団に提出してください。

2)　派遣期間の延長

適用証明書で証明された派遣期間を超えて協定相手国で就労する必要が生じた場合は，原則として派遣開始日から５年以内であれば延長することができます。

この場合は，「適用証明書交付申請書（延長）」を学校法人等から私学事業団に提出してください。審査の結果，延長申請が認められた場合には，新しい適用証明書を交付します。

〔注〕　５年を経過した場合は，原則として協定相手国の社会保障制度に加入することになりますが，特別な事情がある場合には，一定期間の延長が認められる場合があります。延長の要件や期間等は協定国ごとに異なりますので，私学事業団にご相談ください。

3)　私学共済制度が適用除外となる場合の手続き

学校法人等から協定相手国に，当初から５年を超えると見込まれる期間で派遣される場合や派遣期間が終了した後も引き続き派遣先の国で働く場合は，派遣先の国の社会保障制度に加入することとなり，私学共済制度については，一部又は全部が適用除外となります。

⑴　年金等給付のみ適用除外となる場合

協定相手国との適用調整が年金制度のみの場合は，私学共済制度の適用は，短期給付のみの適用となります。この場合は，「年金等給付適用免除対象者届書」を私学事業団に提出してください。

⑵　年金等給付及び短期給付が適用除外となる場合

協定相手国との適用調整が年金制度及び医療保険制度の場合は，私学共済制度の資格は喪失となりますので「資格喪失報告書」を私学事業団に提出してください。

4)　希望による年金等給付の特例加入

上記「私学共済制度が適用除外となる場合の手続き」のように学校法人等から協定相手国に当初から５年を超えると見込まれる期間で派遣される場合や，派遣期間が終了した後も引き続き派遣先の国で働く場合は，派遣先の国の社会保障制度に加入することとなり，私学共済制度については，一部又は全部が適用除外となりますが，次の「対象者の要件」を満たす場合は，協定相手国の社会保障制度に加入すると

ともに，任意で私学共済制度の年金等給付の適用を受けることができるようになりました。

⑴　対象者の要件

①　私学共済の加入者資格の要件を満たす者

②　協定相手国の領域内で就労する者

③　協定相手国の法令（年金制度）の適用を受けること

⑵　申請手続き

年金等給付の適用を希望する者は，上記の要件に該当した日から１か月以内に「年金等給付特例資格取得申出書」を学校法人等を通して私学事業団へ提出してください。１か月を経過した場合は，申し出た日からの適用となります。

なお，協定相手国との適用調整に医療保険制度が含まれていない場合は，一般の加入者と同様に短期給付と年金等給付が適用されますが，協定相手国との適用調整が年金制度及び医療保険制度の場合は，私学共済制度の適用は年金等給付のみの適用（掛金等は折半負担）となり，医療保険制度（短期給付）については協定相手国のみの適用となりますのでご注意ください。

３　協定相手国から日本に派遣される場合

来日した外国人等でも私学共済法で定める加入者資格を有している場合は，私学共済制度に加入しなければなりませんが，協定相手国から日本に一時派遣され，その国の社会保障制度の実施機関が交付した「適用証明書」がある場合は，私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。適用免除の内容は相手国との協定の内容により異なります（P.1025～1026表参照）。

1)　年金等給付のみ免除される場合

⑴「資格取得報告書」に「年金等給付適用免除対象者届」及び「適用証明書」の写しを添えて私学事業団に提出してください。

⑵「適用証明書」に証明された期間を超えて勤務する場合は，再度の届け出が必要になります（届け出がない場合は，自動的に年金等給付が適用されます）。

⑶　年金等給付の適用を免除された加入者が帰国し，協定相手国の社会保障制度の適用を受けることとなった場合や，退職等により私学共済制度の資格を喪失した場合は，「資格喪失報告書」を提出してください。

2）　年金等給付及び短期給付が免除される場合

⑴　学校法人等で「適用証明書」を確認し，「適用証明書」に証明された期間内については，私学共済制度の適用が免除されるため，「資格取得報告書」を提出する必要はありません。

⑵「適用証明書」に証明された期間を超えて勤務する場合等により，日本の社会保障制度の適用を受けることとなった場合は，「資格取得報告書」を提出してください。

第３章　給付関係

第１節　給付の特例

社会保障協定により，日本の年金制度に関して設けられている給付の特例等については，協定相手国のうち，年金の「期間通算」について締結している相手国（P.1025～1026表「期間通算」欄の有無が有となっている国）について取り扱うことができます。

なお，相手国により対象となる給付や取り扱いが異なることがありますので，ご注意ください。

１　協定の対象となる人

①　日本と協定相手国両国の国民

②　日本と協定相手国いずれかの国の年金制度の加入期間を有する人

③　①又は②の人の死亡により，遺族給付を受けることができる人

２　給付の支給要件に関する特例

1）　相手国期間の通算

〈期間の要件〉

老齢厚生年金や長期要件の遺族厚生年金について，日本の年金期間のみでは受給資格の要件を満たさない場合に，協定相手国の期間を日本の年金期間として通算することができます。

〈加算の要件〉

老齢厚生年金にかかる加給年金額や遺族厚生年金にかかる中高齢寡婦加算額，経過的寡婦加算額について，第１号～第４号厚生年金被保険者期間が20年以上に満たない場合，協定相手国の期間を通算して20年以上あれば要件を満たすこととなります。

※いずれの要件においても，日本の年金加入期間と重複する相手国の期間は考慮されません。また，複数の相手国の期間を通算することはできません。

各国の期間の取り扱い

<table>
<tr><th>相　手　国</th><th>期　間　の　取　り　扱　い</th></tr>
<tr><td>ド　イ　ツ</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，ドイツの年金期間を通算することができます。</td></tr>
<tr><td>ア　メ　リ　カ</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，アメリカの年金期間を通算することができます。
アメリカの年金期間はクレジット制（年間収入によって１暦年最大４クレジット）です。日本の年金を受給するために通算するときは，１クレジットを日本の年金期間の３か月として取り扱います。</td></tr>
<tr><td>ベ　ル　ギ　ー</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，ベルギーの年金期間を通算することができます。その際は，下記のとおりベルギーの特定の四半期を日本の特定の３か月として取り扱います。
<table>
<tr><th>ベルギー年金期間</th><th>日本年金加入期間</th></tr>
<tr><td>第１四半期</td><td>１月１日 ～ ３月 31 日</td></tr>
<tr><td>第２四半期</td><td>４月１日 ～ ６月 30 日</td></tr>
<tr><td>第３四半期</td><td>７月１日 ～ ９月 30 日</td></tr>
<tr><td>第４四半期</td><td>10 月１日 ～ 12 月 31 日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>フ　ラ　ン　ス</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，フランスの年金期間を通算することができます。
フランスの年金加入期間は，暦年中の収入に応じて付与される「四半期」を単位としています。日本の年金を受給するために通算するときは，フランスの１四半期を日本の３か月の年金加入期間と同等の期間として換算します。</td></tr>
<tr><td>カ　ナ　ダ</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，カナダ年金制度・CPP の期間を通算することができます（老齢保障法・OAS によるカナダ居住期間は通算できません）。この場合，暦年ごとの１年の年金期間を日本の 12 か月として通算します。</td></tr>
<tr><td>オーストラリア</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，オーストラリア市民権又はパーマネントビザを保有していた被用者又は自営業者としての就労期間（「就労居住期間」）を，日本の年金加入期間として通算することができます。
なお，遺族給付については，特例は適用されません。</td></tr>
<tr><td>オ　ラ　ン　ダ</td><td>日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，オランダで被用者又は自営業者として就労していた期間などの保険料を納付していた期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
ただし，オランダで年金期間として扱われる期間のうち，オランダでの居住のみに基づくものは，日本の年金加入期間に通算することができません。</td></tr>
</table>

チェコ	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，チェコの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
アイルランド	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，アイルランドの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。 アイルランドの年金期間を日本の年金期間に算入する場合には，アイルランドの4.33週を日本の１か月の年金期間として換算します。当該割り当てられた月数の合計は，一年について12を超えないものとされます。
スペイン	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，スペインの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
ブラジル	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，ブラジルの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
スイス	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，スイスの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
ハンガリー	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，ハンガリーの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
インド	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，インドの被用者年金（EPS）の期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。 ただし，EPSの脱退給付を受けた期間は通算できませんのでご留意願います。また被用者積立基金（EPF）については，退職時に一時金として給付を受ける制度のため，年金加入期間には通算できません。
ルクセンブルク	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，ルクセンブルクの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
フィリピン	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，フィリピンの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
スロバキア	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，スロバキアの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
フィンランド	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，フィンランドの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。
スウェーデン	日本の年金加入期間のみでは〈期間の要件〉又は〈加算の要件〉を満たさない場合に，スウェーデンの年金期間を，日本の年金加入期間として通算することができます。

※各国の年金制度については，制度改正が行われている可能性もありますので，年金制度の詳細等については相手国に直接お問い合わせください。

2)　協定相手国期間中の事由発生の考慮

障害厚生年金や短期要件の遺族厚生年金については，支給要件の一つとして，初診日や死亡日において厚生年金の被保険者であることを定めています。この要件について，初診日や死亡日が第４号厚生年金被保険者期間中ではなく相手国期間中にあるときには，当該初診日や死亡日において第４号厚生年金被保険者期間であったものとみなされます。

ただし，下表の国については，この特例が適用されない給付や，期間について個別の扱いがあります。

また，日本で複数の実施機関での厚生年金被保険者期間がある場合は，原則として初診日や死亡日の直前に加入していた実施機関に特例が適用されるものとして取り扱います。

特例が適用されない給付

相手国	期間の取り扱い
ドイツ	障害給付のうち，障害手当金については協定による特例は適用されません。
アメリカ	障害給付のうち，障害手当金については協定による特例は適用されません。
カナダ	障害給付のうち，障害手当金については協定による特例は適用されません。
オーストラリア	障害給付及び遺族給付について，協定による特例は適用されません。
ハンガリー	障害給付について，協定による特例は適用されません。

期間に関する個別の扱い

相手国	期間の取り扱い
アメリカ	障害給付（障害手当金を除く）については初診日，遺族給付（短期要件）については死亡日が，次のａ）ｂ）いずれかの条件を満たしていることが必要です。 ａ）初診日又は死亡日が属する暦四半期までの８暦四半期中に，少なくとも４四半期分のクレジットが付与されていること ｂ）初診日又は死亡日が属する暦四半期までの 13 暦四半期中に，少なくとも６四半期分のクレジットが付与されていること
フランス	障害給付については初診日，遺族給付（短期要件）については死亡日の属する暦年において，最低１四半期のフランス年金期間を有していることが必要です。

３　年金額等の計算に関する特例

1)　被保険者期間に応じて計算される給付

老齢厚生年金や長期要件の遺族厚生年金については，協定相手国の年金加入期間を通算することによって受給資格要件を満たした場合についても，年金額は被保険者期間に比例して算出されます。

なお，経過的職域加算額（共済年金）についての特例はなく，平成27年９月30日以前の期間が１年未満である場合には経過的職域加算額（共済年金）はありません。

2)　被保険者期間にかかわらず一定額が支給される給付

300月未満の障害厚生年金や短期要件の遺族厚生年金のように，被保険者期間の長短にかかわらず一定額を支給することとされる給付の額は，その支給要件が協定により満たされた場合には，被保険者期間に比例した年金額となるような計算をすることとし，相手国期間と一定の比率で按分した金額となります。なお，経過的職域加算額（共済年金）はありません。また，按分率は協定相手国ごとに算出方法が異なります。

3)　被保険者期間が一定以上あることを要件として一定額が支給される給付

老齢厚生年金にかかる加給年金額や長期要件の遺族厚生年金にかかる中高齢寡婦加算額，経過的寡婦加算額については，その支給要件が協定により満たされた場合には，被保険者期間と受給資格期間との比率により給付の額を算出します。

４　その他の特例・取り扱い

1)　特例による加給年金額・振替加算額・中高齢寡婦加算額等の取り扱い

夫婦とも特例により加給年金額や振替加算額が加算される場合は，金額が高い方が支給され，他は支給停止となります。

なお，老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者が，特例によって老齢給付又は障害給付等を受けられるときは，配偶者にかかる加給年金額の支給停止は行いません。

2)　複数の相手国期間がある場合

日本の年金加入期間のみでは年金の受給資格要件を満たさない人が二以上の相手国期間を有しているときは，協定ごとにその社会保障協定における相手国期間のみを有しているものとして，それぞれ通算を行います（一つの相手国以外の期間との通算は行いません）。

また，通算により受給権が確立された年金額は，受給権者が二つ以上の相手国期間を有しているときは，一つの相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち，最も高い額とします。

3)　特例による給付の発生時期

年金給付の受給権は，すべての要件を満たしたときに発生します。

そのため，協定が発効する以前には年金を受けるのに必要な加入期間が満たされず，年金受給権が発生していない人が，特例により必要な加入期間を満たすこととなった場合は，該当する相手国の協定が発効した日にすべての要件を満たしたことになりますので，当該協定の発効日に受給権が発生したものとみなされます。

５　請求手続き

1)　日本在住者の場合

⑴　私学共済制度の年金請求手続き

協定相手国の期間を通算する場合，相手国期間についての「申立書」がありますので，必要事項を記入して年金請求書に添付してください。

「申立書」は，相手国により書式，添付書類等が異なりますので，期間を通算する場合は私学事業団まで連絡してください。

⑵　相手国の年金請求手続き

相手国の年金請求手続きは，私学事業団や年金事務所を通して行うことができます。相手国の年金申請書と必要な添付書類を提出していただきますと，それらの書類は日本年金機構を経由して相手国の年金制度に送付されます。請求書は，相手国により書式，添付書類等が異なりますので，相手国の年金を請求する場合は私学事業団又は年金事務所まで連絡してください。

2)　相手国に在住している場合

⑴　日本年金の請求手続き

協定相手国に在住している人は，日本年金の請求手続きを，相手国の年金制度実施機関の窓口で行うことができます。

⑵　相手国の年金請求手続き

相手国の年金制度実施機関の窓口で確認してください。

第9部　その　他

第9部　そ　の　他

第１章　審査請求…… 1041
はじめに…… 1041
第１節　審査請求できる事項… 1041
第２節　審査請求できる人…… 1042
第３節　審査請求期間…… 1042
第４節　審査請求の手続き…… 1043
第５節　審査請求書の記載事項等
…… 1043
第６節　審査請求の取り下げ… 1046
第７節　その他…… 1046
第２章　都道府県の補助金と事務
委嘱…… 1047
第１節　都道府県の補助金…… 1047
第２節　都道府県への事務委嘱 1048
第３章　私学共済事務担当者登録
制度…… 1050
第１節　事務担当者の登録…… 1050
第２節　連絡会・研修会…… 1051
第４章　私学共済制度の刊行物及び
私学共済ホームページ… 1052
第１節　学校又は学校事務担当者
向けの刊行物…… 1052
第２節　加入者向けの刊行物… 1053
第３節　年金者向けの刊行物… 1054
第４節　私学共済ホームページ… 1055
第５章　請求書，届書など文書の
受け付け・処理…… 1057
第１節　文書受付…… 1057
第２節　様式用紙等の請求…… 1060
第３節　標準処理期間…… 1062

五十音順目次…… 1065

第１章　審査請求

はじめに

審査請求とは，私学事業団が行った加入者の資格や給付に関する決定，第４号厚生年金被保険者の資格もしくは保険給付，掛金等その他の私学共済法及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収，加入者期間の確認等の処分に対して違法又は不当であるとして，加入者等が異議のある場合にその不服を申し出ることができる制度です。

この制度は，加入者又は加入者であった人などの私学共済法等に基づく加入者等の権利・利益の救済を図るとともに，私学事業団の適正な運営を確保することを目的としています。

上記の目的のため，私学事業団に共済審査会が置かれています。共済審査会は，文部科学大臣から委嘱された，加入者を代表する者３人，学校法人等を代表する者３人，公益を代表する者３人の合計９人の委員をもって組織され，その任期は２年となっています。〔法第37条〕

第１節　審査請求できる事項

私学事業団から受けた次の決定・処分等に対し，私学共済法等に照らして違法，又は明らかに不当であるとして不服がある人は，共済審査会に対し，文書又は口頭で行政不服審査法による審査請求をすることができます。

①　加入者の資格もしくは給付に関する決定

②　第４号厚生年金被保険者の資格もしくは保険給付に関する処分

③　掛金等その他の私学共済法及び第４号厚生年金被保険者にかかる厚生

年金保険法の規定による徴収金の徴収

④　加入者期間の確認

⑤　第４号厚生年金被保険者にかかる国民年金法の規定による障害基礎年金にかかる障害の程度の診査

⑥　学校法人等に対する共済掛金等の滞納処分

しかし，上記以外の事項，例えば，立法政策上の事項，標準報酬・賞与の決定に関する事項，その他事務取り扱い上の事項などについては，審査請求をすることはできません。

第２節　審査請求できる人

１　審査請求人

私学事業団が行った法第36条に定める決定，徴収，確認，診査又は処分（以下「処分」といいます）を受けて，その処分に対して不服があり，共済審査会へ審査請求を行った人です。〔法第36条第１項〕

２　代理人

審査請求は，代理人によってすることもできます。代理人は，審査請求人との委任契約に基づいて，本人に代わって審査請求をすることができます。この場合，審査請求人が代理人に委任する旨を記載した「委任状」が必要です。〔行政不服審査法第12条〕

第３節　審査請求期間

審査請求は，「処分」のあったことを知った日から３か月を過ぎると請求できません。ただし，天災に遭遇した等正当な理由により，期間内に審査請求をすることができなかったことを明らかにできるときは，３か月を過ぎても認められる場合があります。〔法第36条第２項〕

なお，郵送に要した日数は，審査請求期間には算入されません。〔行政不服審査法第18条第３項〕

第４節　審査請求の手続き

１　文書で審査請求をする場合

審査請求人又はその代理人は，「第５節　審査請求書の記載事項等」に記載の事項を「審査請求書」（正副２通，P.1044 記入例参照）に記入し，証拠書類などがあるときはこれを添付し，共済審査会宛てに提出してください。〔法第36条第１項，行政不服審査法施行令第４条第１項〕

〈審査請求書類送付先〉

〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団共済審査会
03（3230）7895・7896

２　口頭で審査請求をする場合

口頭で審査請求をする場合，審査請求人は「第５節　審査請求書の記載事項等」を口頭で陳述することになります。共済審査会で，その陳述内容を録取し，陳述人に誤りのないことを確認していただきます。〔法第36条第１項〕

第５節　審査請求書の記載事項等

審査請求書には，次の事項を必ず記載等してください。

⑴　審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
⑵　審査請求にかかる処分の内容

審査請求書の記入例

審　査　請　求　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日請求

日本私立学校振興・共済事業団共済審査会　御中

審査請求人
又は代理人　（ふりがな）氏　名　はる　の　さぶろう　春　野　三　郎

審査請求人
又は代理人の
電話　０３（３８１３）９９９９

次のとおり審査請求します。

	加入者または加入者であった者	住　所	〒１１３－８５７７　東京都文京区湯島1丁目７番５号
		氏　名	春　野　三　郎　（旧姓　）
		生年月日	明治・大正・(昭和)・平成〇〇年〇〇月〇〇日
		所属学校等名	〇　〇　大　学
		加入者番号または年金証書番号	６４－９９９９９９Ｄ００
＊1	給付（遺族給付等）を受けるべき者	住　所	〒
		氏　名	
		生年月日	明治・大正・昭和・平成　年　月　日
		死亡者との続柄	
＊2	審査請求に係る決定、確認、処分等	令和〇〇年〇月〇日付け障害厚生年金等の決定	
＊3	審査請求に係る決定、確認、処分等があったことを知った日	令和〇〇年〇月〇日（決定、確認、処分等通知の受理日）	
＊4	審査請求の趣旨及び理由	（趣旨）事業団が令和〇〇年〇月〇日付けで行った、障害程度を３級とする障害厚生年金等の決定を取り消し、２級とする裁決を求める。 （理由）別紙のとおり。 ＊（理由）は、別紙で作成可。	
＊5	決定、確認、処分等に対し、審査請求をできることの文書又は口頭による教示（説明）の有無及びその内容	(あった)（通知文にあった）　なかった （その内容）この決定に異議がある場合は、この通知を受け取った日から３か月以内に文書又は口頭で、共済審査会に審査請求をすることができます。	
＊6	代理人	住　所	〒
		氏　名	
		電　話	
＊7	添付資料	令和〇〇年〇月〇日付け障害厚生年金等の決定・改定・支給年金額通知書、年金証書他	

審査請求書を提出するにあたって

請求書には、次の事項を必ず記載し、正副２通提出してください。

① 審査請求の年月日

② 審査請求人の氏名、電話、住所、生年月日及び所属学校等名

③ 審査請求に係る決定、確認、処分等の内容

④ 審査請求に係る決定、確認、処分等があったことを知った年月日

⑤ 審査請求の趣旨及び理由

⑥ 決定、確認、処分等に対し、審査請求をできることの文書又は口頭による教示（説明）の有無及びその内容

⑦ 代理人によって請求をするときは、その代理人の住所、氏名及び電話番号

（記載の際の注意事項）

＊1「給付（遺族給付等）を受けるべき者」欄は、加入者又は加入者であった者等の死亡に係る給付の決定に対して、審査請求をする場合のみ記載してください。

＊2「審査請求に係る決定、確認、処分等」欄は、処分等の通知書の年月日と通知書名を記載してください。

例：　令和○○年○月○日付け障害厚生年金等の決定

令和○○年○月○日付け年金加入期間確認通知書による確認

＊3「審査請求に係る決定、確認、処分等が、あったことを知った年月日」欄は、処分等の通知書を受け取った年月日を記載してください。

＊4「審査請求の趣旨及び理由」欄は、趣旨については、貴方が受けた決定、確認、処分等に対し、異議があるとする箇所の内容を具体的に記載し、「…の決定を取り消すとの裁決を求める」という形式で記載してください。

また、理由については、記載された趣旨の理由を記載してください。別紙で詳しく記載されても結構です。

＊5「決定、確認、処分等に対し、審査請求をできることの文書又は口頭による教示（説明）の有無及びその内容」欄は、「あった」、「なかった」のいずれか該当する方を○で囲み、「あった」場合、その教示の説明内容を記載してください。

＊6　代理人が審査請求をするときは、「代理人」欄に記載するとともに委任状を必ず添付してください。

＊7「添付資料」欄は、貴方が受けた決定、確認、処分等の決定通知書あるいは確認通知書等の名称、また、審査請求の趣旨及び理由を裏づける証拠書類等の名称を記入してください。

なお、それらの文書の写しを、必ず添付してください。

8 **審査請求は、貴方が決定、確認、処分等があったことを知った日（決定、確認、処分等の通知書を受理した日）から３か月を過ぎて行った場合は、原則として却下されることになりますので、ご注意ください。**

ただし、天災に遭遇した等正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを証明する場合は、遅れた理由を順を追って詳細に明記した文書を別紙で作成し、添付してください。添付された文書の内容について、共済審査会で正当な理由であるか否かを判定します。

⑶　審査請求にかかる処分があったことを知った年月日
⑷　審査請求の趣旨及び理由
⑸　私学事業団からの教示の有無及びその内容
⑹　審査請求の年月日
⑺　代理人によって審査請求するときは，代理人の氏名及び住所
〔行政不服審査法第19条，行政不服審査法施行令第４条〕

〈記入上の注意等〉

⑴　審査請求人又は代理人の氏名には，ふりがなをつけてください。
⑵　審査請求書は，正副２通とも記入内容を一致させてください。
⑶　審査請求書記載の際の注意事項を読んで記入してください。
⑷　連絡先の電話番号も必ず記入してください。
⑸　代理人が審査請求するときは，審査請求人の委任状を必ず添付してください。
⑹　審査請求する決定，確認，処分等の決定通知書あるいは確認通知書等の写しを必ず添付してください。

第６節　審査請求の取り下げ

審査請求人は，裁決があるまでは，いつでも審査請求を取り下げることができます。審査請求の取り下げは，書面を提出することによって行います。〔行政不服審査法第27条〕

第７節　その他

審査請求は，時効の中断に関しては，裁判上の請求とみなされます。〔国共済法第103条第３項〕

第２章　都道府県の補助金と事務委嘱

第１節　都道府県の補助金

１　補助金の法的根拠

都道府県は，共済法第35条第４項に基づいて私学共済制度の業務に要する経費について，都道府県の予算の範囲内において，補助することができることになっています。

２　補助金の内容

都道府県の補助金は，原則として，当該都道府県に所在する学校法人等の所属加入者にかかる標準報酬の0.8％相当額を，学校法人等と加入者に対して折半して補助する内容となっています。この補助によって学校法人等及び加入者の負担する加入者保険料が軽減されます。

なお，賞与等にかかる加入者保険料に対しては，補助はありません。

1)　年金に対する補助となった経緯は，短期給付は国の方針として掛金収入等の範囲内での事業運営が原則とされ，また，国の私学共済制度への補助や他共済組合への公費補助が年金に対して行われてきたためです。

なお，福祉事業については，その施設の設置時に建設費の一部に対して補助が行われました。

2)　この補助が加入者保険料の負担軽減方式となっているのは，都道府県から当該都道府県の学校法人等及び教職員に直接還元する補助方式をとりたいとの要請に基づいています。

３　補助金の取り扱い

1)　私学事業団は，毎年９月頃に次年度の補助金概算額を算定し，都道府県へ，予算への計上を要請します。

2)　都道府県では，要請を受けて予算計上の手続きを行い，翌年の３月頃に予算計上の内容を私学事業団に連絡します。

3)　私学事業団は都道府県から補助金が予算計上されたとの連絡を受けますと，４月初旬に学校法人等へ，原則として加入者保険料率が0.8％軽減されて，令和６年４月から８月までは15.589％（〔**注**〕①16.389％－0.8％），９月から翌年３月までは15.943％（〔**注**〕②16.743％－0.8％）となる旨などを通知します。

〔**注**〕 軽減保険料率　① 17.540％（加入者保険料率）－ 1.151％（軽減率）
② 17.540％（加入者保険料率）－ 0.797％（軽減率）

第２節　都道府県への事務委嘱

私学事業団では，東京の共済事業本部と各ガーデンパレスの共済業務課だけで事務を行っているため，全国各地に所在する学校法人等に十分な事務サービスが行えないことや，私学共済事務の諸手続きが円滑に行われるよう学校法人等との連絡調整を図る必要があることから，文部科学大臣の承認を得て都道府県の私学主管課に事務の一部を委嘱しています。委嘱事項は次のとおりとなっています。

１　新設又は廃止，長期にわたる休校などに対する指導

1)　新設校に対する私立学校教職員共済法の適用にかかる説明，関係資料と異動報告書用紙の配付，加入者の加入手続きにかかる指導を行っていただいています。

2)　解散する学校法人等や廃止又は長期にわたり休校となる学校に対する私学事業団への異動報告書の提出や掛金等の納入などにかかる指導を行っていただいています。

3)　1)2)のほか，学校法人等について，情報の交換も行っています。

２　掛金等の納入促進

掛金等の納入及び滞納掛金等の徴収については，私学事業団共済事業本部から文書によって，当該学校法人等に連絡する場合と私学事業団共済事業本部の職員が現地に出張して直接徴収する場合とがありますが，その納入促進について具体的に協力を依頼しています。

３　その他私学事業団共済事業本部と学校との連絡

1)　施行規則等所定の様式用紙の学校法人等への配付を依頼しています。

2)　私学事業団共済事業本部主催の事務担当者連絡会や説明会の開催について，学校法人等への連絡及び会場の手配などの協力を依頼しています。

3)　毎年７月に実施する標準報酬基礎届書について指導を依頼しています。

4)　加入者証の更新又は検認についても，その徹底について指導並びに協力を依頼しています。

5)　その他私学事業団共済事業本部が行う学校法人等に対する調査，連絡などについて協力を依頼しています。

第３章　私学共済事務担当者登録制度

第１節　事務担当者の登録

加入者や学校法人等からの多様な届け出が円滑に行われるよう，私学共済事務に携わる担当者を，私学共済事務担当者（以下「事務担当者」といいます）として登録する制度を設けています。

新たに学校法人等が私学共済に加入した場合や事務担当者の登録内容に異動・訂正が生じた場合は，「私学共済事務担当者登録票」（以下「登録票」といいます）を提出してください。

なお，事務担当者については加入者資格の有無は問いません。

１　提出上の注意

同一の学校法人等が設置する複数校の事務を，一人の事務担当者が一括して取り扱っている場合は，学校記号番号ごとに登録票を作成し提出してください。

２　記入上の注意

1）　記入項目のうちいずれか一つの変更であっても，全項目を記入のうえ提出してください。

2）　事務担当者が複数のときは，主たる事務担当者を登録してください。

第２節　連絡会・研修会

１　事務担当者連絡会

事務担当者を対象として，私学共済制度の動向や事務取り扱いの変更など最新の情報をお知らせするために実施しています。

２　事務担当者研修会

事務担当者を対象として，資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について，業務内容や事務手続きなど，基礎的な内容を中心とした研修を，各ガーデンパレスを会場として年２回（７～８月，１～２月）実施しています。

第４章　私学共済制度の刊行物及び私学共済ホームページ

私学事業団では，共済制度の業務内容を周知するため，次のような刊行物を発行しています（任意継続加入者向けの刊行物についてはP.1022を参照してください）。

また，私学共済制度のさまざまな情報を迅速にお届けできるように私学共済ホームページを設置しています。

第１節　学校又は学校事務担当者向けの刊行物

１　私学共済制度「事務の手引」

私学共済の事務を行うに当たっての手引書として，手続き方法や給付内容を詳細に掲載したもので，毎年１回発行し，学校法人等へ配付しています。

２　私立学校教職員共済制度関係法令集

私立学校教職員共済法をはじめとする，私学共済の業務に関係する法令を集めたもので，毎年１回発行し，希望する学校法人等へ配付しています。

配付を希望するときは「私立学校教職員共済制度関係法令集配付申込・中止依頼書」により申し出てください。次年度以降は自動的に送付します。

また，中止したい場合も，同依頼書を提出してください。なお，依頼書は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

３　広報誌「月報私学」

私学事業団からの連絡事項や事務上の注意点を掲載した月刊の広報誌

で，毎月１日に発行し，学校法人等へ各学種に応じた部数を配付しています。

第２節　加入者向けの刊行物

１　私学共済ブック

私学共済制度の概要や短期給付・年金等給付の具体的な給付内容及び加入者の健康増進・福利厚生のための保健事業等を説明する冊子です。２年に一度改訂版作成時点の加入者に学校法人等を通して配付し，新規資格取得者及び再資格取得者については，資格取得を確認次第，学校法人等を通して配付します。

巻末に健康増進宿泊施設と厚生施設の利用補助券が付いていますので，紛失等のないよう加入者への周知をお願いします。

また，補助券はいずれも有効期間の異なる２か年分の補助券がとじ込まれています。必ず有効期間内のものを使用するよう，注意してください。

なお，私学事業団が契約している施設等については，私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶割引情報▶契約施設検索〕で検索できます。

２　加入者向広報「共済だより レター」

私学共済事業のお知らせなどを掲載している年４回の季刊誌です。私学共済ホームページに「レターデジタル版」を掲載しています。学校法人等へ送付する月報私学に見本を１部同封しますので，「レターデジタル版」を閲覧するよう加入者へ周知してください。

３　各ブロック広報誌

地域保健事業等をお知らせするためのブロック広報誌を配付します。

①　北海道ブロック「きらら」

②　東北ブロック「ハーモニー」

③　関東ブロック「Promenade」

④　中部ブロック「すこやか」
⑤　近畿ブロック「Present」
⑥　中国・四国ブロック「Sun Sun ニュース」
⑦　九州・沖縄ブロック「そよ風」

第３節　年金者向けの刊行物

１　年金者のしおり

年金の支払いや届け出など，年金受給権者に必要な知識をまとめたもので，年金を決定したときに，年金証書に同封しています。

なお，「年金者福祉施設等利用証」が綴られています。

２　年金者向広報「共済だより」

年金に関する手続きやお知らせなどを掲載し，年金受給権者に配付する広報誌で，年３回（６月・10月・１月）発行しています。年金受給権者の届け出住所宛てに送付します。

第４節　私学共済ホームページ

私学共済ホームページは，事務担当者や加入者の皆さんに，私学共済制度に関するさまざまな情報を迅速にお届けできるよう設置しています。

私学共済ホームページをぜひ活用してください。

https://www.pmac.shigaku.go.jp/

１　各コーナーの紹介

1)　利用者別メニュー（加入者向け・年金受給者向け・事務担当者向け）

「加入者」「年金受給者」「事務担当者」を対象とした利用者別メニューを設置しています。対象者ごとのお知らせページや共済事業の各種手続き等の項目を掲載し，また，利用の多い情報を目的別にピックアップするなど，調べたい情報を探しやすくしています。

2)　私学共済事業のご案内

私学共済事業の内容を**「資格と掛金等」「短期給付（健康保険）」「年金等給付」「福祉事業」**の四つに分類し，各事業の内容を詳細に説明しています。

その他，私学共済ホームページに掲載している様々な情報を，こちらから探すこともできます。

3)　様式用紙等ダウンロード

各様式用紙や届出用紙がダウンロードでき，それぞれの記入例も掲載しています。用紙ごとに，ダウンロードできる用紙（DL），電話連絡をいただいたうえで送付する用紙（TEL），FAXで請求できる用紙（FAX）の表示をしています。

4)　よくある質問（Q&A）

私学共済制度にかかるよくある質問をQ&A形式で掲載しています。

私学事業団では電話が混雑していることがありますので，事務手続き等でご不明な点がある場合は，こちらをご利用ください。

5)　重要なお知らせ〔トップページ〕

緊急時や災害にかかる対応として，「災害への対応（共済業務）」，「新型コロナウイルス感染症関連情報」を掲載し，随時更新しています。

6)　お知らせ〔トップページ〕

私学共済制度に関するトピックスを掲載しています。利用者別のラベルを付けていますので，各利用者別に必要な情報を得ることができます。

7)　注目情報・注目ワード〔トップページ〕

時機に応じて，特にお知らせしたい情報や利用の多いワードを掲載しています。

8)　契約施設検索〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶割引情報▶契約施設検索〕

福祉事業で行っている，料金の割引や補助の対象となる契約施設について，都道府県や用途に応じて絞り込み検索をすることができます。

9)　しがくのやど〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕

私学事業団が運営する八か所の宿泊所・保養所の情報を掲載しています。サイト上で宿泊予約をすることもできます。

10)　刊行物〔私学共済事業のご案内▶刊行物〕

私学共済制度「事務の手引」や加入者向広報「共済だより　レター」デジタル版等の私学共済制度の刊行物を閲覧することができます。

第５章　請求書，届書など文書の受け付け・処理

第１節　文書受付

短期給付の請求権の消滅時効や被扶養者認定の申請年月日などについては，発信主義をとっている関係で，それぞれの請求書や届書の発信年月日（郵便局の消印等）が大変重要な意義をもってくることがあります。また，掛金等の計算に要する資格関係の書類は毎月20日頃で締め切り，貸付申込書は毎月15日と月末（15日あるいは末日が土・日曜・休日のときはその前日又は前々日と順次繰り上がります）で締め切っています。

これらのことから，私学事業団は学校法人等から送付される文書（個人宛てのものは除きます）は，すべて総務課文書係で開封後，施行規則等で定められている請求書，届書，申請書，申込書ごとに，添付書類とともに分類・点検し，それぞれの文書に接受印（受付年月日と受付番号，P.1058接受例参照）を押印し，接受文書処理簿（P.1059処理例参照）に所要事項を記入して受け付けを行い，担当各室・課及び班に配付しています。配付されたそれぞれの担当部署では，事務処理に合わせて，請求書や届書，申請書の処理状況を記録し，学校法人等や加入者からの照会に回答できるよう，一貫した文書管理の体制をとり，文書を保管しています。

したがって，学校法人等から提出された請求書，届書などの処理に関する問い合わせについては，各担当課宛てに学校記号番号のほか，郵便の種類（普通・速達・書留・小包等）及びポストに投函した日，あるいは郵便局等に差し出した日等を申し出てください。

また，私学事業団から返送された文書に関する問い合わせについては，私学事業団の接受印の年月日及び受付番号をお知らせください。

なお，私学事業団宛て以外の書類が誤って送付されてくることがありますので，送付時には必ず提出先を確認のうえ送付してください。

被扶養者認定申請書の接受例

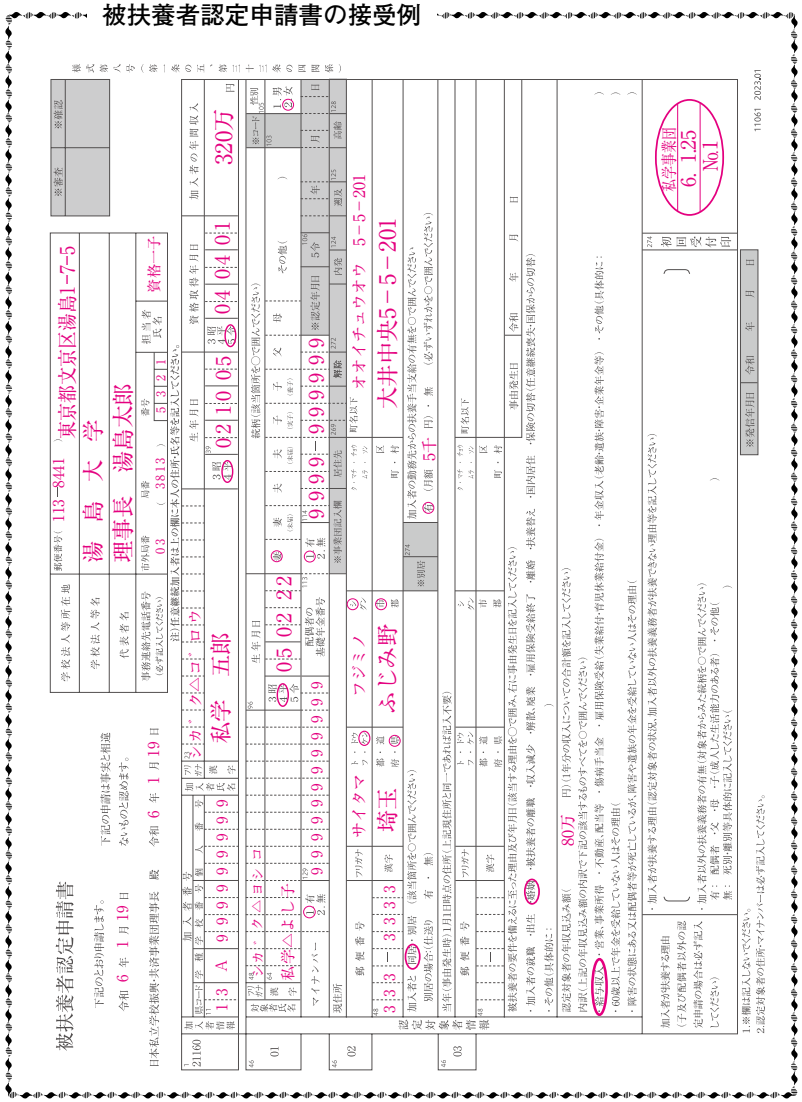

接受文書処理簿の処理例

被 扶 養 者 認 定 申 請 書

受付年月日	R06.04.15		添付書類							
受付番号	初回受付年月日	初回受付番号	加入者番号				学校名	加入者カナ氏名	**抄 謄 住** 外 婚 出 **戸 在 税** 確 廃 **源** パ **年** 基番 証 ① ② 受 喪 被 延 理 口 誓 同 誓･同 返 証願 消 保険証 他 封 (マ) 取得 訂正 住変 ローマ字 関係(新) 住変(新) 例外届 在留カード	配受付領課印
1			01	A	2222	99999	○○大学	ｼｶﾞｸ ﾀﾛｳ	謄 税 取得	
2			13	C	9999	55555	△△小学校	ｼﾝｺｳ ﾊﾅｺ	抄 証 理	
3	R06.04.03	10	47	F	7777	11111	□□幼稚園	ｷｮｳｻｲ ｼﾞﾛｳ	抄 (源) 年	

第２節　様式用紙等の請求

様式用紙等は，私学共済ホームページからダウンロード又はFAXで請求できます。

なお，様式用紙等は変更することがありますので，利用の都度必要枚数を取得してください。

１　私学共済ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕から，内容（分類）別又は用紙名（五十音順）で検索し，ダウンロードできます。

また，一部のダウンロードできない用紙は，FAX請求用フォーム及び電話での問い合わせ先を掲載していますので活用してください。

私学共済ホームページURL　https://www.pmac.shigaku.go.jp/

〔注〕1）　様式用紙等をダウンロードして利用する場合は必ず印刷し，必要事項を記入のうえ郵送してください。電子メールによる申請はできません。

2）　印刷用紙のサイズは「Ａ４サイズ」です。また，感熱紙や着色された紙，その他裏面に印刷がある用紙等は使用しないでください。

２枚以上で１組の様式用紙等になるものがありますので，注意してください。

3）　ダウンロードした様式用紙等をパソコンソフト等を用いて改ざんした場合や，定められた様式どおりでない場合は，受け付けできません。

２　FAXによる様式用紙等の請求

1)　記載事項

⑴　学校名

⑵　学校記号番号

⑶　送付先郵便番号・住所

⑷　連絡先電話番号

⑸　事務担当者氏名

⑹　様式用紙等の名称（様式用紙番号のみでは不可）

⑺　様式用紙等の必要枚数

〔注〕FAXによる業務相談などの問い合わせは，受け付けていません。来訪，文書又は電話での照会をお願いします。

2)　請求先

請　求　先		様式用紙等請求専用FAX番号
共済事業本部　広報相談センター相談班		03（3813）1081
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011（222）6311
	仙台ガーデンパレス	022（299）6296
	名古屋ガーデンパレス	052（957）1387
	大阪ガーデンパレス	06（6393）9728
	広島ガーデンパレス	082（262）1134
	福岡ガーデンパレス	092（713）3581

〔注〕　東京ガーデンパレス共済業務課では，様式用紙等の請求は受け付けていません。また，京都ガーデンパレスに共済業務課はありません。

第３節　標準処理期間

この標準処理期間は，郵送の期間を除いた，書類に不備がない場合のおよその目安です。したがって，すべての処理が，この期間内に処理されることをお約束するものではありません。あくまでも目安としてご利用ください。

資格関係

書　類　名　等	受け付けから	送　付　す　る　も　の
資格取得報告書 被扶養者認定申請書 加入者／被扶養者　異動報告書	←２　週　間→	確認通知書 未確認連絡書 加入者証 加入者被扶養者証
加入者証／加入者被扶養者証／高齢受給者証　再交付申請書	←２　週　間→	確認通知書 加入者証 加入者被扶養者証 高齢受給者証
標準報酬月額改定届書 賞与等支給報告書 養育期間標準報酬月額特例申請書	←２　週　間→	確認通知書 未確認連絡書 養育期間標準報酬月額特例確認連絡書
資格証明書交付依頼書	←１　週　間→ 即時交付（私学事業団共済事業本部又は各会館の共済業務課に来所の場合）	資格証明書
任意継続加入者申出書	←２　週　間→	任意継続加入者確認通知書（任意継続）加入者証等

短期給付関係

書　類　名　等	受け付けから	送　付　す　る　も　の
療養費・家族療養費の請求 出産費・家族出産費の請求 出産手当金の請求 埋葬料・家族埋葬料の請求 傷病手当金の請求 結婚手当金の請求	給付金送金まで ←― １　か　月 ―→ （郵便振替送金の場合さらに約１週間が必要）	給付金等決定・送金通知書 （郵便振替送金の場合 払出通知書）
限度額適用・標準負担額減額認定申請書 限度額適用認定申請書	←― ２　週　間 ―→	限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証
高齢受給者基準収入額適用申請書	←― ２　週　間 ―→	高齢受給者証の負担割合変更について（通知） 高齢受給者証
種々の給付に関する証明書の発行	←― 確認後に即時交付 ―→	給付証明書等

年金等給付（年金）関係

書　類　名　等	受け付けから	送　付　す　る　も　の
老齢厚生年金の請求 障害厚生年金の請求 遺族厚生年金の請求 脱退一時金等の一時金請求 加給年金額加算開始事由該当届 加算額・加給年金額対象者不該当届 退職等年金給付の請求	年金額等決定まで ←― ２　か　月 ―→	年金証書 決定・改定・支給年金額変更通知書 （一時金の場合 一時金決定通知書等）
年金受給権者　住所変更届 年金受給権者　受取機関・氏名変更届	←― １　か　月 ―→	年金異動確認通知書 年金証書(氏名変更のときのみ)
老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由該当届 老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由消滅届 年金受給選択申出書	←― １　か　月 ―→	決定・改定・支給年金額変更通知書
未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）	←― １　か　月 ―→	年金の失権について （未支給年金等の支払いがある場合） 未支給年金・支払未済の給付決定通知書 （死亡となった年の支払いがある場合） 源泉徴収票（遺族・障害給付を除く）
年金証書 改定通知書　再交付申請書 振込通知書	←― ３　週　間 ―→	年金証書 改定通知書 年金送金のお知らせ

※実施機関間での情報交換に要する日数を除きます。

保健及び貯金事業関係

書　類　名　等		受け付けから	送　付　す　る　も　の
人間ドック利用補助金請求書		補助金受け取りまで ←― **原則１か月** ―→ **(繁忙期は2か月)** (郵便振替送金の場合さらに１週間程度かかります)	給付金等決定・送金通知書 （郵便振替送金の場合振替払出通知書）
積立貯金払戻請求書		毎月25日締め切りで翌月20日に払い戻し	積立貯金払出明細書
積立貯金残高証明書の請求		←― **１　週　間** ―→	積立貯金残高証明書
積立共済年金給付金請求書	一時金の場合	毎月25日締め切りで翌月末に脱退・一時金送金〔注〕	お支払い通知書
	年金の場合	毎月25日締め切りで翌月末に脱退〔注〕	（積立共済年金）年金証書 年金の支払月には，お支払い通知書 ※年金の支給は ２・５・８・11月の20日
共済定期保険保険金請求書	一時金の場合	一時金送金まで ←― **２　週　間** ―→	団体定期保険ご送金通知書兼支払証明書
	年金の場合	年金額決定まで ←― **２　週　間** ―→	（共済定期保険）年金証書 ※年金の支給は ２・５・８・11月の15日

〔注〕退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は，締め切りが１か月前倒しになります。

加入者貸付関係

書類名等	申込締切			送付するもの
貸付申込書・借用証書 (一般，教育，結婚，住宅，災害，医療・介護)	毎月15日(必着)	翌月２日送金	払出証書送金の場合は，さらに１週間程度かかります	貸付決定通知書(償還明細表) 貸付金決定送金通知書
	毎月月末(必着)	翌月22日送金※		
	※22日送金は「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を○印で囲んである場合のみ。囲んでいない場合は，翌々月２日送金になります。			
任意償還申出書 (団信制度脱退申出書)	毎月15日(必着)	申出月（締切月）の定期償還後の未償還額（残額）を償還（申出月月末で団信制度脱退）		貸付金任意償還通知書 貸付金異動確認通知書 貸付金償還等通知書 (払込取扱票)

私学共済業務のお問い合わせ先

お問い合わせ先	
〒113-8441 東京都文京区湯島 1 - 7 - 5 日本私立学校振興・共済事業団 （略称　私学事業団） 共済事業本部	☎ 03（3813）5321
〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 札幌ガーデンパレス共済業務課	☎ 011（222）6234
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4 - 1 - 5 仙台ガーデンパレス共済業務課	☎ 022（299）6231
〒113-0034 東京都文京区湯島 1 - 7 - 5 東京ガーデンパレス共済業務課 （地域保健事業のみ）	☎ 03（3812）2577
〒460-0003 名古屋市中区錦 3 -11-13 名古屋ガーデンパレス共済業務課	☎ 052（957）1388
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 1 - 3 -35 大阪ガーデンパレス共済業務課	☎ 06（6393）9701
〒732-0052 広島市東区光町 1 -15-21 広島ガーデンパレス共済業務課	☎ 082（262）1134
〒810-0001 福岡市中央区天神 4 - 8 -15 福岡ガーデンパレス共済業務課	☎ 092（752）0651

私学共済ホームページURL（様式用紙等ダウンロードなど）
https://www.pmac.shigaku.go.jp/

凡　　例

〈内容現在〉

本書の内容現在は，原則として令和６年４月１日現在とします。

〈構　　成〉

本書は，９の部から構成されており，各部は章，節の順に分けています。

〈検索方法〉

① 「目次」と目次を五十音順にした「五十音順目次」を掲載しました。

② 各部界紙（色付き）には，その部の目次を掲載しました。

〈参照項目〉

① 参照先や記入例などの掲載頁は，（　）内に明示しました。

② 参照法令は，〔　〕内に略称で明示しました。

③ 私学共済ホームページを参照として，掲載場所を掲載している箇所がありますが，年度中に変更となる場合があります。

〈記入例等〉

様式用紙等の記入例は，私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕に掲載しています。本書には，一部の記入例等を掲載しています。

加入者・学校法人等が私学事業団共済事業本部へ提出する書類については，写真版に記入部分を色刷りとし，任意の用紙や私学事業団以外の定める書式の記載例や見本については，原則として色刷りとしました。

また，共済事業本部から加入者・学校法人等へ送付する書類については，写真版に個々の通知内容部分を色刷りしました。

〈用語の省略〉

用語の使用に当たっては，文章の簡潔を期するため，慣用例にしたがってできるだけ省略しました。法令などの主な略称は次のとおりです。

私学事業団…日本私立学校振興・共済事業団

私学共済…私学共済制度

厚生年金…厚生年金保険

国共済…国家公務員共済組合

地共済…地方公務員共済組合

住基ネット…住民基本台帳ネットワークシステム

事業団法…日本私立学校振興・共済事業団法〔平成９年法律第48号〕

法，共済法，私学共済法…私立学校教職員共済法〔昭和28年法律第245号〕

平成24年改正法…私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律〔平成24年法律第98号〕

平成16年改正法…私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律〔平成16年法律第131号〕

平成12年改正法…私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律〔平成12年法律第23号〕

平成６年改正法…私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律〔平成６年法律第100号〕

平成元年改正法…私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律〔平成元年法律第94号〕

昭和60年改正法…私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律〔昭和60年法律第106号〕

昭和36年改正法…私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律〔昭和36年法律第140号〕

昭和48年年金改定法…昭和44年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律〔昭和48年法律第104号〕

国共済法…国家公務員共済組合法〔昭和33年法律第128号〕
平成24年国共済改正法…国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律〔平成24年法律第96号〕
平成16年国共済改正法…国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律〔平成16年法律第130号〕
平成12年国共済改正法…国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律〔平成12年法律第21号〕
平成６年国共済改正法…国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律〔平成６年法律第98号〕
平成元年国共済改正法…国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律〔平成元年法律第93号〕
昭和60年国共済改正法…国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律〔昭和60年法律第105号〕
国年法…国民年金法〔昭和34年法律第141号〕
平成16年国年等改正法…国民年金法等の一部を改正する法律〔平成16年法律第104号〕
平成12年国年等改正法…国民年金法等の一部を改正する法律〔平成12年法律第18号〕
平成６年国年等改正法…国民年金法等の一部を改正する法律〔平成６年法律第95号〕
昭和60年国年等改正法…国民年金法等の一部を改正する法律〔昭和60年法律第34号〕
年金機能強化法…公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律〔平成24年法律第62号〕
厚年法…厚生年金保険法〔昭和29年法律第115号〕

被用者年金一元化法…被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔平成24年法律第63号〕

沖縄復帰特別措置法…沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔昭和46年法律第129号〕

旧通則法…通算年金通則法（廃止前）〔昭和36年法律第181号〕

平成27年健保改正法…持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律〔平成27年法律第31号〕

審査法…行政不服審査法〔平成26年法律第68号〕

政令，施行令…私立学校教職員共済法施行令〔昭和28年政令第425号〕

平成28年10月改正政令…私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成28年9月政令第294号）

平成27年改正政令…被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔平成27年政令第348号〕

国共済政令…国家公務員共済組合法施行令〔昭和33年政令第207号〕

平成27年国共済改正政令…国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令〔平成27年政令第344号〕

平成27年国共済経過措置政令…被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の

被施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〔平成27年政令第345号〕

国共済経過措置政令…国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔昭和61年政令第56号〕

厚年政令…厚生年金保険法施行令〔昭和29年政令第110号〕

平成27年厚年経過措置政令…被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令〔平成27年政令第343号〕

国年政令…国民年金法施行令〔昭和34年政令第184号〕

昭和61年国年等経過措置政令…国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〔昭和61年政令第54号〕

昭和47年沖縄復帰特別措置政令…沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔昭和47年政令第106号〕

昭和47年沖縄復帰厚生省関係特別措置政令…沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令〔昭和47年政令第108号〕

平成28年健保改正政令…持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令〔平成28年政令第180号〕

省令，施行規則…私立学校教職員共済法施行規則〔昭和28年文部省令第28号〕

国年施行規則…国民年金法施行規則〔昭和35年厚生省令第12号〕

厚年施行規則…厚生年金保険法施行規則〔昭和29年厚生省令第37号〕

共済規程…日本私立学校振興・共済事業団共済規程〔平成９年文部大臣認可〕

共済運営規則…日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則〔平成９年文部大臣認可〕

貯金規則…私立学校教職員共済制度貯金規則〔平成10年文部大臣承認〕

貸付規則…私立学校教職員共済制度貸付規則〔平成10年文部大臣承認〕

国共済運用方針…国家公務員共済組合法等の運用方針

〈根拠法令〉

本文中に根拠法令を示してあります。